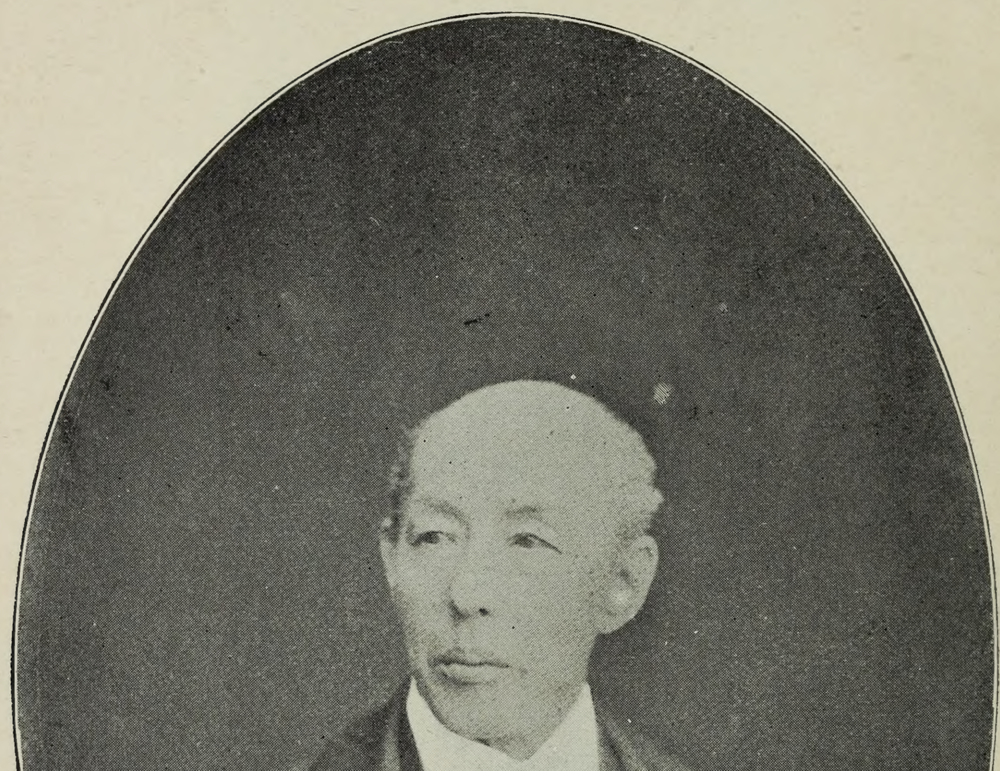
秋田叢書

第四巻

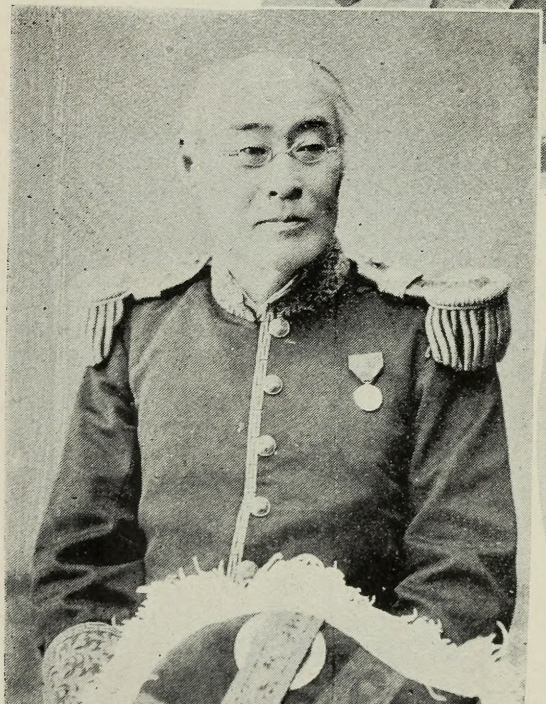
戊辰役當時の秋田藩主　佐竹義堯公



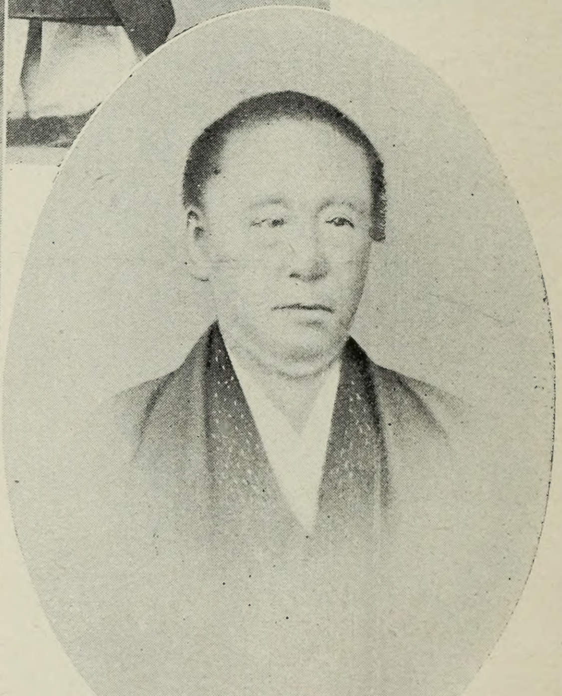
秋田藩滞陣の奥羽鎭撫使三卿



總督 九條道孝卿



參謀 醍醐忠敬卿



副總督 澤爲量卿

戊辰戰役關係の各藩主



本荘藩主　六郷政鑑公



矢島藩主　生駒親敬公

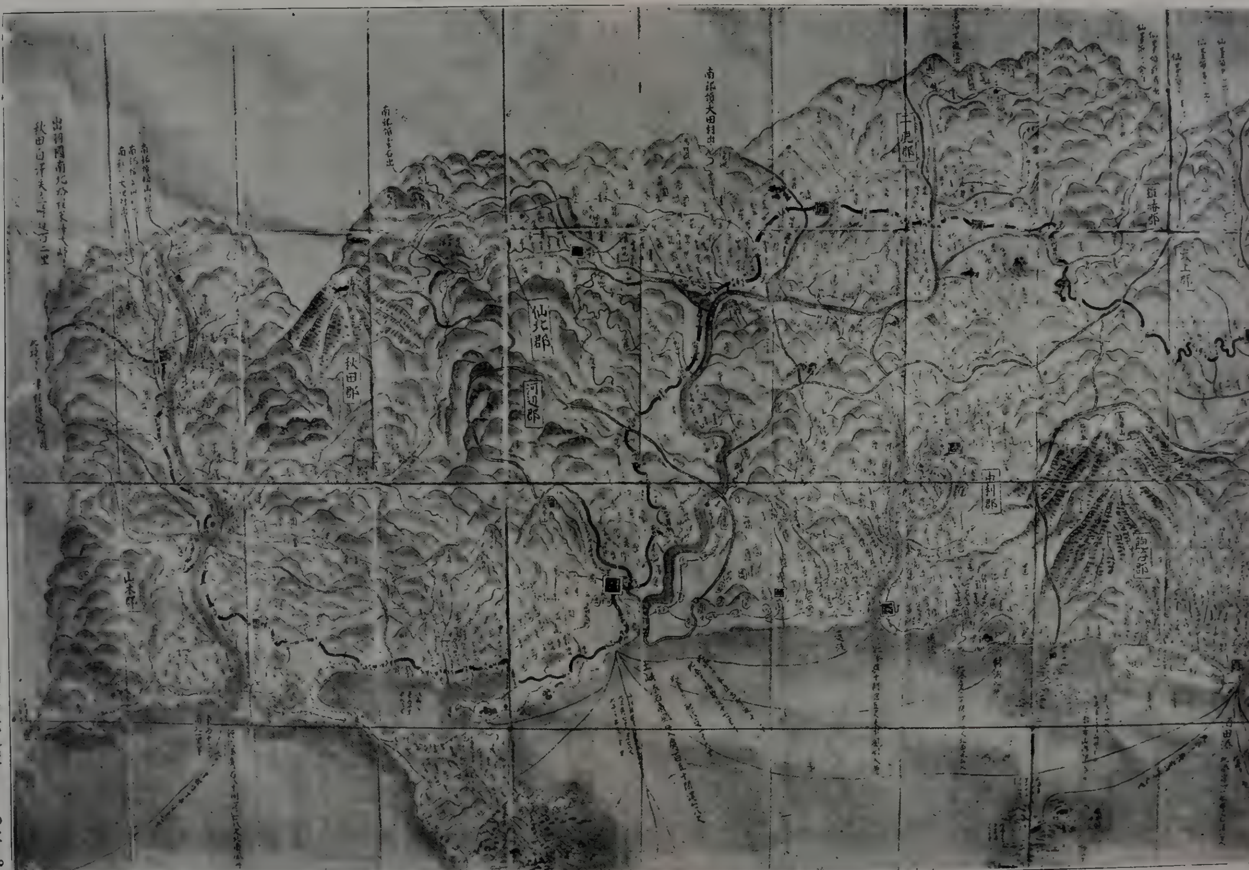


龜田藩主　岩城隆邦公



仁賀保領主　仁賀保孫九郎氏

戊辰役軍用地圖



秋田藩梅津小太郎軍將として沼館町小西久兵衛方滯陣中使用せしものにして退却の際忘れ置きしものなり。
軍の配備等に關しては何等の記入なきも當時の記念品として思出深きものである。(沼館町小西氏藏)

秋田叢書第四卷 目次

解題

戊辰秋田藩戰記　四卷

校訂者　深澤多市
同　山崎眞一郎

本書は明治の初期に秋田日報發行の當時、故霞城大久保鐵作氏の發意により、耕餘伊藤直純氏の斡旋にて故旭峯狩野德藏氏に依囑し、佐竹侯爵家現在の文書等につき、秋田藩戊辰戰爭に關係ある部分を月日を追うて要領を抽出編輯したものである。當時は「秋田勤王記」「秋田戰爭記」の二部に分れ五冊本として編纂を完結し、曾ては蒟蒻版として有志の人々に頒つたこともあるといふ。狩野翁の「戊辰出羽戰記」は主として資料をこれに採り、同戰記の第一稿ともいふべきものであつた。明治二十年の交本縣に於て秋田縣史編纂の擧あるや、これを修訂增補して「討賊始末」と改稱され、四冊本として縣廳に保存されてあつた。記事簡潔にして行文明快なり。而して褒貶の意を寓せず、事實をありまゝに直寫せる處は他の追隨を許さゞる長所である。今「討賊始末」四卷本を本叢書に輯錄するに當り、其題名の穩雅ならざるを以て之を改め、其内容は主として文部省維新史料編纂事務局に於て資料として使用せられた

る佐竹侯爵家所藏本、及び伊藤直純氏所藏本の、前記「勤王記」弁「戰爭記」を對校補訂して力めて史實の保存に留意したり。顧ふに、佐竹藩の記錄にして戊辰戰役に關係ある纒つたものは、恐らくはこれ以上のものなかるべし。

奥羽戰爭本莊隊出兵聞見誌　一卷

校訂者　大山順造

本書は舊本莊藩醫園部道庵信和の筆になれるものにして、其の自筆本は現に本莊神社の寶物となりて他に轉貸を許さゞるものなるを以て、昭和二年本莊町三船榮作氏の膽寫本によりて補訂したるものである。

本莊藩に於ける戊辰戰記に、明治三十三年印行せるものに「戊辰戰記一簣之功」と題するものあり。同藩士白岩操、小野彥七、井上榮太郎三氏の共同編纂になれるものである。相參較せば一層事實の眞相を得るに庶幾るべし。

龜田藩戊辰戰記　二卷

校訂者　細谷則理

本書は舊龜田藩士吉田潛藏氏の著にして、原名は「龜田近世史」と稱し乾、坤、巽、艮の四卷本なるを、今、戊辰役に關係ある前半部を割きて、本題の如く改稱して本叢書に採錄したのである。臺本は、昭和三年秋田縣立圖書館に於て戊辰戰役記念の展覽會開催の時、同會に出陳したるものを以てせり。

龜田藩に於ける戊辰戰記には、本書の外に故佐藤梅軒翁の著錄せる「龜田藩戊辰事情」と稱するものあり。現に文部省維新史料編纂事務局に其の副本が所藏されてあるが、本叢書の編輯締切までに其の公表を承諾せらるゝの通報を得なかつたことを遺憾とする。

尙、本書の緒言中に家翁とあるは著者の養父にして、通稱權藏と稱し、陽芝、又松籟などの雅號ある龜田藩知名の儒者であつた。

戊辰矢島戰記　一卷

校訂者　沼田平治

本書は舊矢島藩士陸軍步兵少佐佐藤佐之氏の著述せるものにして、明治戊辰に於ける矢島藩の戰績行動は本書によりて明瞭である。殊に書中「美譚異聞」の記述は、讀む者をして卷を措く能はざるの感を覺えしむ。本叢書によりて本書を公表することを著書佐藤氏に交涉したるに、直に快諾せられたるは全會員と共に感謝する處である。但し本書印刷の臺本は、文部省維新史料編纂事務局に保管されて

あるもので、山形縣酒田町の本間家家藏本を以てした。

明治戊辰鹿角口戰爭實記　一卷

校訂者　深澤多市

本書は南部藩と秋田藩との交戰記錄の一部にして、南部藩の楢山佐渡が藩兵を率ゐて鹿角口より大館に殺到し、秋田藩が十二所口及び扇田、大館に於て邀戰したる戰記である。從來此の方面の記錄で公表せられたものが未だなかつたが、盛岡市太田孝太郎氏の厚意により、隱れたる此の記錄を本叢書によりて世に出すことを得たるは、秋田藩對南部藩の交戰記錄を永遠に且正確に傳ふることを得たるのみならず、當時南部藩出兵の事情を知悉することを得べき重要の文獻であることを悅びとする。本書の姉妹篇に「秋藩討入日記」あり、同じく南部藩臣の從軍日記なり。

本書は、大館町に於て刊行せる「大館戊辰戰史」と對照せば一層事實の眞相を明かにすべし。

仁賀保領出兵實效錄　一卷

深澤多市

由利郡の一部に仁賀保領あり、德川時代には幕府の直轄領地で、名族仁賀保氏の管領する所である。

明治戊辰役に於ける仁賀保氏の勤王事績は、本書によりて不朽に傳へらるべし。本書は仁賀保氏の裔孫仁賀保成人氏の所藏せる同家の記録にして、氏が本會の要請を諒とし、本書を公表することを快諾せられたるは全會員と共に感謝する處である。

×

以上六種の戰記實錄によりて、秋田藩を中心としたる明治戊辰の交戰事實は其の大要を知悉することが出來る。殊に鹿角方面に於ける南部藩臣の記錄、幷由利の各藩と幕領の一部との記錄の收輯によりて、現在の全縣地に於ける戊辰戰記を網羅することを得たるは幸慶とする所である。特に又、佐竹侯爵家からは名君義堯公の寫眞を貸與して複寫することを許され、又九條公爵家、澤男爵家、醍醐侯爵家よりも各寫眞の拜借を願ひ、並に由利諸藩の當時に於ける各藩主の寫眞を得て共に之を卷頭に掲げ、其の風丰を仰て當時を回想するの資料とする事を得たるは深く歡喜する處である。又本卷の編輯に關しては文部省維新史料編纂事務局の各位特に史料編纂官薄井福治氏、幷石井忠利、太田孝太郎、伊藤直純、遠藤宗義、松戸久治の諸氏より、種々の御示敎を辱ふしたるは深く感謝する處である。本書の校字擔當員國本善治氏は、特に本書閱覽者に便するため人名索引を編輯し卷尾に附されたり。是又深く謝意を表する。

回顧するに、明治戊辰の事業は勢である。所謂至大至剛、物のよく防止することの出來ない大勢であ

る。而して此の大勢を馴致したるは、素より在來の支那學これが中樞をなし、皇道の勃興と西洋學の東漸に刺撃せられたるに職因するは勿論なりと雖も、是も亦日本民族が其の蘊蓄に基く自覺に感發したる大勢である。幕府創立以來七百年間掌握したる武門政治は撤回せられ、其の政權と領土は奉還せらる。大小諸藩の一時其の歸趨に迷ひ、干戈を把りて王師に抗するに到ることも、亦洵に止むを得ざるの事情に由るものあるべし。然れども其の各々の藩主と其の家臣の衷情を察するに、皆一時の過誤と邪推とに出づるものにして、天朝に叛くの念慮は毫も有ることなし。故に此の間に於ける順逆の論や名分の說は、一律を以て猝かに之を論決すべからざるものあり。明治天皇英明の天資を以て此の大勢を嚮導せらる、誰か此の大勢に反抗することを得よう。今に於て此の交戰の迹を論評すれば、均しく大道を修補するための柱杭たるのみ。然れども此の尊き史實は永遠に保存せざるべからず。是れ本會が種々の困難を排して本書を編輯し、仰て明治天皇回天の偉業を讃美し、俯して殉國同胞の英靈を弔慰せんとする所以である。

戊辰の役去りて六十餘年、從軍の遺老尙在り。又從軍の著錄戰記の文書にして百世に傳ふべきものも乏しくない。既に刊行せられたるもの、之を前にしては狩野旭峯翁の「戊辰出羽戰記」、大久保霞城翁の「奧羽戊辰之形勢」あり、之を中にしては下岡縣知事の監修せる「秋田藩戊辰勤王事情」あり、之を後にしては後藤宙外氏の「勤王美談」あり、皆印行して世に行はる。又應援諸藩の記錄と侵入せる隣藩の戰記

も鮮しとせず。例へば長崎に於て刊行せる福田忠昭氏の「振遠隊」、仙臺市に於て刊行せる藤原非想氏の「仙臺戊辰史」、毛利公爵家に於て刊行せる末松謙澄博士執筆の「防長回天史」、鶴岡に於て刊行せる和田東藏氏の「莊内戰爭錄」の如き、新莊に於て刊行せる常葉文學士の「新莊藩戊辰戰史」の如き、又東京に於て鉅萬の資を投して「復古記」の出版を敢行せるあり、共に以て戊辰の役に關する重要なる文獻である。顧ふに、秋田縣地に於ける重要記錄にして世に公表せられざるものも亦甚だ多い。一例を擧ぐれば遠山規方將軍の著述せる「秋田海岸戰記」や、龜田藩の名儒佐藤梅軒翁の著錄「龜田藩戊辰事情」や、角館石黒織記氏の記述せる「膺懲穉錄」の如き、荒川秀種氏の「從軍日記」の如き、某氏の「奇談實錄」の如き、皆以て世に示し世を益すべきものである。本叢書は今一時に此等の遺著を速刊することを得ざるも、更に適當の時期に於て、本篇の後を承けて續篇に類するものを本叢書に由りて刊行せんとするの希望あり。特に會員各位の御同情と御援助を冀ふこと甚だ切なり矣。

昭和四年八月

編輯員一同

戊辰秋田藩戰記

戊辰秋田藩戰記　卷之一

明治元年戊辰

○正月九日　京都に於て命令書大旨。

德川慶喜大政返上將軍辭職願差出し斷然聞し召されたるの所、大政返上と申す而已にして朝廷に於て土地人民を保たれすは、聖業立せられ難きに付尾越二藩を以て其實效を訊問在られたる節、慶喜は之を敬承奉るも會桑二藩異議あり、萬一暴擧に及ふへきやも計られさるに付、只管鎭撫に力を盡し居るの旨尾越より言上に及へり。朝廷に於ては慶喜眞に恭順を盡すと思召され、既往の罪を問はす寛大の處置せらるゝ處、豈計んや大坂城へ引取れるは素よりの詐謀にて、去る三日麾下を引率し、嚮きに暇を遣されたる會桑を先鋒とし闕下を犯し奉るの勢にて、彼れより兵端を開きたる上は慶喜か反

狀明白にして、朝廷を欺くの段大逆無道、朝廷に於て宥恕の道も絶え果て、止を得す追討を命せられたるなり。兵端已に開けたる上は、速に賊徒を平治し萬民塗炭の苦を救はせられたき叡慮に付、仁和寺宮征討將軍に任せられたるに付ては、是迄偷安怠惰に打過き、或は兩端を抱きたる者は勿論、假令賊徒に從ひたる譜代臣下の者たりとも、悔悟憤發國家の爲め盡忠の志之れある輩は寬大の思召にて採用あらせらるへく、戰功に因り、此後德川家の儀に付歎願の儀もあれは許容の道もこれあるへく、然るに此際大義を辨へす賊徒と謀を通し、或は潛居せしめ置くか如きは、朝敵同樣嚴刑に處せらるへきに付、心得違ひ無きやう致すへし。但、征討大將軍を置かれたる上は即時前件號令を發すへきは勿論なれとも、猶旗下粗暴の徒壅蔽爰に至りしやと、彼是深重の思召を以て遷延せらるゝの處、三日より七日に至り坂兵日に敗走すと雖も益出兵、萬々止を得させられす斷然本文の如く仰せ出されたり。各藩陪從吏卒に至る迄方向を定め、天下の爲めに奉公あるへきなり。

京都に於て命令書の大旨。

佐竹右京大夫

兼て召設けられたる儀は全く公平衆議を採らせらるへくの處、豈圖らんや突然干戈に至り、終に大號令を發せられたる通りに付、各國力相應人數引纏め、速に上京之れあるへく御沙汰候事。

但し、速に上京勿論なりと雖も路程遠近も有之故、在京重役或は留守居共見込申出へく、尙又當

主所勞等にて上京し難き向は、名代又は家老の者差出すへし。

右下命あるに付、此月廿日を以て在京都家老眞崎兵庫より申立たる大旨。『今般右京大夫速に上京致すへき旨謹承奉る。然るに本國は遠境僻地積雪深く、三月ならては人馬往還相成らす、當三月中旬に之れ無くは上京覺束なし。』と。

○正月十二日　右京大夫及世子、舊臘二十三日江戸發駕。是日秋田に歸著。公秋田中將に昇進せらるゝの口宣達せり。大夫人諒鏡院及公子銛丸も亦既に境に入る。

○正月十五日　京都に於て命令書。其略に、

徳川慶喜叛逆追討として、官軍東海、東山、北陸三道より進發せしむへく仰せ出されたるに付、奥羽の諸藩宜しく尊王の大義を知り、相共に謀り、六師征討の勢を援くへく旨御沙汰に候事。

○正月十六日　京都に於て岩倉中納言より内敕書を渡さる。其略に、

秋田中將へ

徳川慶喜叛逆追討として近日官軍進發せしむへき旨仰せ出されたり。其藩は東北雄鎭、奕葉名家、深く尊王の大義を知るも、奥羽諸藩未た君臣の分を辨へさる者往々有之、其藩宜しく之を鼓舞し、相謀て六師征討の勢を援くへく内々御沙汰に候事。

追て、大小藩可有登京旨先般仰せ出さるゝと雖も、右應援戮力の向は不及其儀、各在國蓄兵力備

糧食可被專軍用之務也。

右内敕あるに付、是月二十六日を以て在京都家老眞崎兵庫より奉答書を差出したる大旨。

王政復古の際叛逆人あり、宸襟を惱し奉る段恐惧に堪へす。右京大夫儀は、國内の艱難疲弊を顧みす聊報恩の微衷を盡し、羽州一國の儀は固より恭順欽奉、遠境王化の及はさる者には敎諭鎭撫を加へ、若し又順服せさる者あれは斷然討伐すへし。尤國内勤王の諸藩は大小に拘らす協謀等百事朝旨に違はさる樣精勤すへし。右は速に右京大夫へ申達し、委曲同人より上申に及ふへし。

○正月十七日　昨十六日、家老小野岡右衛門演舌にて重役諸奉行へ口達す。『去年十月中京都より藩主徵召せられたるも、病蓐に在るを以て家老眞崎兵庫を使し其旨奏上せるの處、舊臘大變革に付追追不容易形勢に相聞得、就て侯に於ては病苦を强めて上京せらるへく下命あり。然れとも獨如何せん、財用非常の缺乏用度を供給する能はす。且つ卽今江戸在留の諸臣寡少にして、直ちに上京せらるゝも輦轂の下に於て一方の王事に當る能はす、依ては、一ト先江戸表より歸國せられ武備を充實せしめ、追て上京せらるへき旨京都へ奏上せんとす。然るに萬一義理の大體を誤るあらは國家安危の係る所なれは、衆議を盡し人心の向ふ所に歸するに如かす。今や目前の利害を棄て國家永久の安危を察し、國是を一に歸せしむる樣重役共篤く評議を盡すへき旨、侯の命令なり。因ては各々不憚忌諱十分の議を盡すへし。』と、卽日諸奉行廣間に於て評議す。勘定奉行佐藤時之助發言、『此頃老役より當役へ訊問あり、曰

く、侯彌々上京に決せらるゝあらは右用度供給方に於て如何んと。予答るに、卽今非常の差支にして迚も支辨する能はさるを以てす。然れとも侯の上京と否らさるは大義の關する所にして、獨り財用の難易に放任するは理に於て如何あらんか。先般京都よりの命令には、病氣の諸侯は重役を差し登すへしと、今や我侯病蓐にあり、姑らく重臣をして之に代らしむるも義に於て缺くる所なきに似たり、如何ん。』衆僉曰ふ、『侯、疾を强て上京せられすんは誠意何を以て貫徹せん。傳へ聞く、侯は病中途次に斃るとも發駕せらるへきの內決ありと、其持操の堅實なる旣に斯くの如く凜然として動かす、依ては今之を上京の一途に議を居へ置き、更に其の費途を議せん。』と終日議論を竭す。於是や、本日諸奉行一同より演說覺書を以て家老へ差出したる大旨に、『此度の大事件に付、衆議を盡し一定の國是を建てられ度きより、見込の次第不憚忌諱上申すへき下命の趣敬承せり。抑天下は人心の歸する所に定り、人心の歸する所は名義の正しきに在り。名義の正しきは君臣の節義を建つるに在り。節義を立つるは朝命に應するに誠意を以するに在り。今や我侯疾病に罹り上京延滯せるも、昨年十月中朝廷並に德川家より上京の命達あるの際病を以て之を辭し、一ト先つ眞崎兵庫を登京せしめ、追て上京所見を上申せんと云ふ。然るに舊臘の上申書には、病氣も追々快方に赴き不日出發すへきも、國許人心不穩の趣に付一旦就封民情鎭定、國論一定せしめたる上速に出京せんと。然らは、此度は是非出發せられされは大義名分明し難きの時期に迫れり。依て至急に其供奉從行の役々を命せられ、財用困難の際なるを以て其供給の費度

を節減するも誰か不平を鳴らさんや、雖然今や嚴寒積雪に當り、病を強めて長途に上るは又タ謀の得たるものに之れなくに付、即今既に命したる隨行重臣一人へ諸役司を副へ至急に先登を命し、不日に親ら出京せらるゝ迄は萬端の朝命を之に委任せしめ、春暖を待て出駕あらは朝旨遵奉の至誠も貫徹すへし』云々。

京都より命令書大旨。

思召し有之、別紙之通り仙臺中將へ仰せ付けられたり。隨て其藩に於て兼て聞し召されたる義も有之、倶々勉勵應援奏功あるへし。

別紙

仙臺中將へ

會津容保今度德川慶喜の反謀に與し、錦旗に砲發し、大逆無道可被發征伐軍に付、其藩一手を以て本城襲撃速に可奏追討の功旨御沙汰に候事。

○正月二十四日　侯親書して外官重役へ示したる內達書あり。

右は古來の役方鐵砲を廢し西洋銃に變換すへきの取調にして、家臣中未た西洋法の得失を知らさるより、或は人心の向背に關するやを恐るゝか爲め之を密告せらる。

家老より諸奉行へ達せらるゝは、『我侯不得止の故を以早春就封せるの上は速に上京すへき命を出せる

も、著駕の翌日より持病の腰痛に罹り終に延滯に至れり。正月三日以來伏見、淀邊の戰爭、隨て洛中の騷擾に付ては猶更迅速發駕、禁裏守護に力を竭され度きも、病氣止を得さるに付即今先登として小野岡右衛門登京せしめ、病少しく癒ゆるに隨ひ上京せらるへきに付、家中一同右覺悟あるへし。』云々。

○正月二十六日　本月十七日の朝命あるに付、是日在京都眞崎兵庫より差出したる書面の略。

會津容保錦旗に砲發し、大逆無道の故を以て右征討仙臺へ命せられたるに付、右京大夫に於ても勉勵應援すへきの段畏り奉るなり。然るに會津は五十餘里を隔て、且つ深雪の土地、三月中旬ならては馬足通せす兵器粮米の運搬に差支。殊には羽州一國の鎭撫方法如何あらんと痛心の際、遠地の應援兩ツなから之を全うすること甚た苦慮の至に堪へす。右は仙臺一手にて追討、手に餘り應援申越たる時に於て人數を繰出すへき儀と心得へきや。

○二月朔日　正月二十六日差出したる伺書へ指令あり。『會津征討の義に付申立の趣、追て沙汰に及ふへし。』と。

○二月二日　留守居村瀨淸京都より早打にて秋田表に下著せり。正月中朝廷より下命の條件を報する爲なり。

○二月三日　一門家老戸村十太夫を以て武者奉行となし、總裁同樣の心得を以て相勤むへきを命す。

○二月四日　京都より命令書の要旨。

慶喜以下賊徒等江戸城へ遁れ暴逆を恣にし、四海鼎沸、萬民塗炭に墮んとするに忍はせられす、叡斷を以て親征仰せ出たさる。就て人撰を以て大總督を置れたるに付其旨を領すへし。畿內七道大小藩、軍旅用意あるへし。不日軍議決定仰出さるゝ旨趣もあれは、沙汰次第馳せ集り、宜しく諸軍戮力一同勉勵忠戰を盡すへし。

右下命あるに付、在京都眞崎兵庫より奉承の書を上る。

○二月六日　一門家老小野岡右衞門先京都に差登せたり。本月二日來著の朝命に應するなり。

○二月八日　此節より以來羽州一國觸頭を命せらるゝ旨太政官より達しあり。

○二月九日

御親征可爲當月下旬旨仰出さる。

二月九日

追て御日限更に御沙汰候事。

○二月十四日　京都に於て辨事役所より達せられたる書。

御親征大總督　有栖川帥宮

同　參謀　正親町中將

西四辻大夫
西鄕吉之助
林玖十郎
錦旗奉行　穗波三位
河鰭大夫
同持手　十二人略之
改爲東海道先鋒兼鎭撫使總督　橋本少將
同副　柳原侍從
同參謀　木梨精一郎
海江田武治
改爲東山道先鋒兼鎭撫使總督　岩倉大夫
同副　岩倉八千丸
同參謀　乾退助
宇田栗園
改爲北陸道先鋒兼鎭撫使總督　高倉三位

同副　四條大夫
　同　參謀小林柔吉
　　　津田山三郎
奥羽鎭撫使　澤三位
同副　醍醐少將
　同　參謀黑田了助
　　　品川彌二郎
海軍總督　聖護院宮
同　參謀　庭田大納言
　　　中山前中將
　　　伊東外記
　　　增田左馬進

右之通り仰出されたる事。

○二月十五日　過般伏見戰爭の事あるを伺ひ奉り恐惶の至に堪へす。依て用人石井定之進出京。

此日天機伺濟。

澤三位今般奥羽鎮撫使を命せられたるを以て、一身上の警備も是迄の通依頼せらるゝ旨、京都に於て同氏より囑託あり。

○二月十七日　正月十六日內敕せられたる旨を奉し、奥羽各藩に使節を遣り勤王の大義を鼓舞す。

仙臺 松平陸奥守　米澤 上杉彈正大弼　米澤新田 上杉駿河守
右使者　根岸靱負（用人）

南部 南部美濃守　弘前 津輕越中守　八戸 南部遠江守
右使者　志賀爲吉（郡奉行）

鶴岡 酒井左衛門尉　松山 酒井紀伊守　龜田 岩城左京大夫　本莊 六郷兵庫頭
右使者　岡内之丞（留守居）

山形 水野眞次郎　新莊 戸澤中務大輔　上ノ山 松平伊豆守　長瀞 米津伊勢守
天童 織田左近將監
右使者　川井小六（評定奉行）

右使者陳述の要旨。

今般天朝より德川慶喜叛逆追討として、近日官軍三道より進發せしむへきの旨仰出たさる。附ては奥羽諸藩宜く尊王の大義を知り、共謀六師征討の勢を援くへき旨下命あるに付、敕命を奉するは勿

論、國恩に報し奉るは此時なるへし。宜しく戮力協謀せんと欲す。隣國の親睦形りも有之、此段使者を以て申達す。と

右表方演舌のみにては、德川譜代家の五藩は方向如何之れあるへきやの懸念なきに非す。因て內慮の次第申添たる大旨左の如し。

德川家三百年の治世中其恩を承けたるは諸家同然の事にして、同家を粗略するの存慮毫も之れ無しと雖も、現時朝敵の擧動あるに付、官軍を差向けられ應援すへきの敕命ある上は、臣たるの職素より私を以て公を害せす、宜しく親疎を問はす我か敵とすへきなり。譜代家とても同しく此れ王臣、此奉命は論を俟たすと雖も、或は其人により一圖に德川家を大切とのみ思ひ、萬一錦旗へ砲發等の儀あるに於ては、永く朝敵の臭名を遺す而已ならす同家の罪名を重ぬるなり。先般朝命にも、譜代臣下の者と雖も悔悟盡忠の輩は寬大の處置を以てすへく、戰功に依ては、以後德川家に關する歎願も有らは其事柄により許容も給はるへきの旨も有之、旁朝廷へ忠勤の上德川家の事を歎願せらるゝならは、名分義理二ツなから正しかるへし。此段篤く賢考あるへし。と

右使者へ各藩より囘答書、莊內、仙臺を除くの外大同小異或は直に承諾と云ひ、或は主人留守中に付速に申遣し、追て同人囘答に及んと云ふなり。莊內の囘答書、『左衞門尉在府中に付、拙者共心得方申上へき旨其意を得たるなり。敕諚の趣は左衞門へも仰せ達され之れ有り、畏り罷在れり。猶差圖も之れあるへく存する。』と。

仙臺回答の大旨。

今般天朝より徳川慶喜叛逆追討として、近日官軍三道より進發せしむへく仰せ出され、附て奥羽各藩尊王の大義を知り、共謀六師征討の勢を援くへき旨勅命に應し、國恩に報し奉るは此節なれは、隣國且つ親昵の義も之れあり戮力成され度、殊に使者を以て仰せ進られ具さに承知、且つ目録の通り貴意に懸られ辱く存するなり。仰せ進せらるゝ趣き當然の義に付戮力せんと欲す。右は、此方より先般使者を以て申達する義も之れ有りと雖も、追々尙又別に申達すへき取調の所、今般仰せ越るゝに付回答を兼ね別紙を以て申達す。と

別紙演舌の大旨。

陸奥守儀徳川家追討の應援幷會津襲擊の命を蒙り、皇國の爲め中情を建白致し度家老上京を命したるに付、過日使者を以て申達置く通りの所今般菊章御旗下け賜はり、且つ澤、醍醐二氏へ在京の人數を附屬せられ當領へ下國せらるゝの達しあり。殊に討入の人數屯集の爲め、白川城貸渡に相成たく京都祇候家臣の內にて上願の所、許可の段も家老より海陸引達申來れり。畢竟道路遼遠事情の不通是に及はす、此上は出陣の爲め先手其外人數相揃へたり。嚮に建白の趣下命の實況により諸事協謀に及ふへし。然るに貴家、上杉、南部へ相謀應援の下命之れある由今般太政官より仰せ渡され、貴家にては應援手當も在らせらるへく彼是申達すへき取調の所、先般申達したる使者と引違仰せ越され

たるに付右等の趣とも直に申達す。此旨陸奥守申付るなり。
生駒大内藏へは使札を以て申達せり。
右使者歸國の後、莊内を除くの外各藩より追々回答の使者差越したり。
○二月二十六日　京都に於て澤三位より本藩士二人を借り入れたき依賴あり。乃ち在京なる士族泉恕助、土屋源吾兩人を遣る。
軍將並に檢使を命する左の如し。

引渡相手番　眞壁安藝　同　宇都宮四郎
囘坐相手番　小場小傳治　同　大越源十郎
同　梅津小太郎　同　澁江內膳
右は軍將。
無役囘坐　小貫又三郎　右は澁江內膳手檢使。
同　澁江兵部　右は小場小傳治手檢使。
同　小田野刑部　右は宇都宮四郎手檢使。
同　中安泰治　右は眞壁安藝手檢使。
右命せられたるに付、軍將へ命令せらるゝ左の如し。

此度親征仰出されたるに付、我侯も出陣せらるへきの時期に至れり。尙羽州一國鎭撫應援等に付、何れへなり人勢を出すへき取調なるを以て、速に手筈を調ふへき樣心懸くへし。就ては海岸固め場は之を解くへし。此段厚く心得、此度屬せらるゝ人勢を調練し、隊伍を整ふへき段一同へ申含へし。且つ方今の戰爭砲術盛に相成たること故、刀槍同樣と心得惰怠なく嗜むへき旨人勢へ急度申含め、殊に虛飾を省き、實用を專にすへき樣致すへし。

右、軍將の外諸奉行、武頭、軍監等を命せられたる者へも夫々命令を下せり。

○三月朔日　前月軍將及諸役員を命したるに付、諸軍將の附屬兵大番一番より十番まで調練せしむるの日割を定む。

○三月二日　九條、澤、醍醐の三卿此日京都出發せり。

九條大納言、澤三位、醍醐少將今般奧羽鎭撫を命せられたるに付、京都にて右三家へ存問の使者を遣る。

○三月十日　小野岡右衞門昨九日京都著に付、卽ち太政官代へ上申せる條件左の如し。

一　先般仰出されたる趣拜承の爲め小野岡右衞門昨日上京せり。

一　天機伺云々。

一　慶喜以下賊徒等叡斷を以て親征仰出され、就て軍議決定せらるへきに付馳せ集るへき旨謹承奉る。依て一門家老小野岡右衞門指し登せたり。云々

一　德川慶喜叛逆の追討として官軍三道より進發せしむへき旨仰出され、奧羽の諸藩相共に謀り六師征討の勢を援くへき旨敬承、尙又其後內命あるに付家老眞崎兵庫より上申に及ひたる通り、王政維新の際叛逆の者あるは恐懼に堪へさる所なり。然れは年來國役多端領內疲弊に及ふの際なりと雖も、羽州一國の義は論を俟たす、其外共速に恭順欽奉せしめんと直ちに使者を派遣し夫々談判せしめたれは、此の仁政に違背の者は有るまじく、其答書は追て取束ね言上に及はんと欲す。若又順服せさる向は、勤王の諸藩と相謀り斷然討伐の力を盡さんと欲す。云々

右は二月六日付を以て差出せり。

○三月十六日　仙藩使節本使は側用人志茂又左衞門、副使側役氏家晋到著。我か藩執政岡本又太郎、石塚源一郞接見す。兩使演說の略に曰ふ。『會津容保叛逆討伐の朝命を蒙るも、兵を出すは皇國盛衰の關する所なれは、干戈を動かさすして理非を明白ならしむるを奏問せんか爲め既に家老を上京せしめたるに付、貴藩に於て異議なくは同心戮力あらんことを冀ふ。』

○三月十八日　分封播磨守、其世子と共に久保田に著。士族長谷川某宅を借て臨時居住せしむ。

○三月二十日　太政官より渡されたる書面。

德川慶喜處分の儀、朝廷に於ては諸事寬容に思召さるゝの處、舊冬鎭撫を名とし下坂の上軍配に及ひたる次第、始終言行相違、正月三日以來の擧動叛逆顯然、其罪天下萬民の共に知る所にして不被爲得

止大號令を發し、終に英斷を以て親征仰せ出され、勤王の諸藩私情を捨て公義に基き、諸兵大總督に附屬し已に賊城に迫りたるの折柄、恭順謝罪の實效も更に無之、尙先き供の行違等を口實とし停軍相願ひたる次第、朝廷を輕蔑し奉るの所爲にて不屆の至なり。天下後世に對し決て容赦遊され難し。縱令ひ許容せらるゝも亦前條暴入の轍に出るやも難計、條理上は勿論、彼の情實萬々採用相成かたく、却て人心の疑惑を生することも有ては容易ならさるに付、大義名分篤と勘辨し、以來私に文通等の義於有之は逆徒に均しきに付、此段屹度沙汰たるへし。

○三月二十一日　仙臺より使者用人大立目德兵衞到著せり。其演說の大旨。

會津容保襲擊の義に付建白致したる家老上京せしめ、右協議の爲め其節使者を進し置きたるの處、最早征討將軍發向せられたる後にて、建白書を差出兼遺憾に堪へす。且つ慶喜頗る恐懼伏罪のことも相聞得たるに付、同家祖先の大勤勞を斟酌せられ寬大の處置立たせられ度、今般一門の內名代として征討將軍出陣先き迄指し登せたり。云々と

○三月二十四日　弘前藩主より家老西館宇膳を以て親書を贈り舊盟を尋く、我侯亦親書して之に答ふ。

○三月二十六日　澁江內膳、梅津小太郎、大越源十郎、小鷹狩源太、今宮大學、松野彌五郎等へ別帳を以て其組下の者軍割を命す。

軍將澁江へは（組下刈和野士族及足輕を遊軍とす。）　同梅津へは（組下角間川士族を附屬。）　同大越へは（横手士族の内を附屬。）
軍將小鷹狩へは（組下横手士族及ひ足輕を遊軍とす。）　同今宮へは（組下角館士族及足輕を附屬す。）　同松野へは（組下檜山、能代士族を多賀谷へ附屬す。）

右軍割なるに付其意を得、各其組下の者へ申渡すへしと。

○三月二十七日　各郷々預りの角館家及大山若狹、茂木筑後、多賀谷長門、戸村大學、横手武頭山縣三郎、高屋五左衞門へ軍割其他境口警衞等を達す。

九條道孝、澤爲量、醍醐忠敬、是月十八日を以て奥州松島に到著せる旨仙臺より報道あり。是れより先き、賊徒征討に付九條氏は奥州鎭撫總督、澤氏は副總督、醍醐氏は參謀を命せられたり。是を以て此の出征の擧あるに及ふ。

○三月二十九日　郡奉行川井小六、留守居岡內之丞を使とし、總督府に仙臺に遣して天機を伺はしむ。

○三月晦日　大小兩小姓並に大番組共、以來西洋銃を稽古すへきの命を發す。

○四月朔日　仙臺より飛報の書達せり。其大旨。

今般會津征討に付、陸奥守早々討入の樣下命あり。就て段々仰せ進せらるゝ趣もあれとも、此上猶豫にては違敕たるへきに付、來る二十五日より人數繰出せり。貴藩に於て應援の命も在られたるに付一應申進する。と

○四月三日　遊軍頭並に鐵砲武頭等を命す。猶準備方夫々申渡せり。

○四月六日　仙臺に於て、總督府より二督及ひ參謀列坐にて書面を渡さる。左の如し。

佐竹右京大夫

今般羽州莊內征討申付る條速に討入奏功之れ有るへき事。

但生駒大內藏敎導申付たるに付、右へ申合せ急に可討入事。

鎮撫總督　朱印

就て兩人より下參謀大山格之助、世良修藏へ、莊內征討を命せられたるは討會應援には及ましくや、莊內罪狀は何々なるや、莊內謝罪の節は赦免せらるへきや等書面を以て伺ひたるに、莊內罪狀は慶喜の叛に與し、諸藩の邸內へ砲擊燒拂等に依るの付箋あり。尙ほ下參謀の演說には討會の應援には及はす。又タ莊內開城降伏せる上は赦免せらるへしと云ふ。

○四月七日　仙臺在陣總督府下參謀より渡されたる書附。

一　敵勢手强く勝算の目途なき節、臨時總督府へ申出るときは應援兵を出すへし。

一　敵開城降伏あらは速かに城を受取り兵隊繰込み、總督の巡見を待つへし。

一　敵勢降伏の上は猥りに分捕、或は粗暴ヶましきことあるへからす。

右違背のものあれは長官の罪たるへし。

○四月十日　本月六日總督府より重臣を差し出すへき達しあるを以て、執政戸村十太夫へ用人根岸靱負を副へ出發。是日横手に到著せる處、已に仙臺に於て嚮に使ひたる川井、岡兩人へ達し濟みの報知あるに付、直ちに是の地より歸途に就く。

○四月十二日　川井小六、總督より達せられたる討莊の命を奉して仙臺より歸る。

總督府より示達の命令大要。

今般奥羽鎭撫使を命せられ、偏に蒼生の塗炭に陷るを歎し思召したる聖慮を奉戴し、速に宸襟を安し奉るへき樣附屬の藩々へ嚴重に申聞かし、忠誠を盡し成功を遂くへし。

一　附屬の兵隊進退の儀は其方に委任すへし。

一　私論を以て公平を誤り、各藩區々相成らさる樣深く心を用うへし。

一　大義名分止を得す干戈にも及ひたる節は勿論、軍備を嚴にし、別紙陸軍諸法度條々堅く相守るへし。右條々相背くに於ては軍法に處せらるへきなり。

慶應四年二月　軍防總督　嘉彰　判

鎭撫使總督九條左大臣殿。

別紙

陸軍諸法度條々

一　長官々々の指圖に隨ひ、諸事嚴に覺悟あるへし。
一　一勝に驕慢し、一敗に挫折すへからす。
一　行軍は六里內外を以て定例とすへし。
但敵境より先きは必申刻內に著陣勿論のこと。
一　各藩より一兩人宛總督陣營へ相詰めへきこと。
一　宿陣の不自由、宿驛、人馬の湊へ等餘義なき次第勘辨せしめ、聊か權威ケましき振舞なき樣心得へし。
一　軍事上に於ては上下貴賤寢食勞逸を同うすへし。
一　浮說流言等、總て軍勢の氣鋒に拘ること堅く唱ふへからす。味方又は敵の情實指し置難きこと評決の節は速に本陣へ申出つへし。
一　猥りに神社佛閣を毀ち、民家を放火し、家財を掠る等亂妨狼藉は勿論、押し買等堅く禁制たるへし。
一　喧嘩口論、又は陣場の爭ひ等堅く致すへからす。
一　銃砲彈藥並に金穀等、分捕の品々は本陣へ申出へし。
右條々堅く相守るへきもの也。

慶應四年二月　　軍防事務總督

○四月十三日　太政官より命令書の大旨。
當正月以來の形勢に付、迅速上京王事に勤勞頗る神妙の至なり。然るに長く滯京疲弊を來たし、藩屏の任に堪へ兼る義にては相濟ます、就ては供奉並に議定職、參與職及京師守護、取締等を除くの外誓約既濟の輩は、左の如く兵隊を殘し置き一ト先つ歸國を命せらる。云々
一　大藩　百五十人より二百人まて。
一　中藩　百人より百五十人まて。
一　小藩　二十五人より百人まて。
右人數定は兵隊而已にして、其餘役方の者用辨相調丈相當相詰め申すへし。云々

○四月十五日　諸鄕所預りへ總督府より示達の軍令、並に組下の軍割等夫々相達す。
是時征討出兵の議已に決定せるも論者或は曰ふ、兵隊を繰出たさす、先つ勤王の使節を立つるに如かすと。白土右門曰ふ、使者を遣るは名なり、兵隊を出すは實なり、不如兵を進むるを先きにして而後使者を遣らんと。議決して終に翌日御出軍を促す。
又鬼（マタギ）（農民の中獸獵を以て業とするもの）若干人を以て兵隊となし新組と稱し、林取立役をして之を率ひしむ。

○四月十六日　莊內征討雄勝郡大澤口一番手相手番軍將澁江內膳、大番頭小野崎三郎、檢使小貫

又三郎、陣場奉行兼小荷駄奉行石川東、目附大嶋源治、武將龍田雄之助、沼井市之助、宇佐美慶吾、伊藤保吉、組頭高根郡司、瀧德之進、旗奉行須田七郎右衛門、菊旗付添山口良之助、其他戰士五十人、鐵砲與力二十八人、諸役司若干名なり。番頭小野崎三郎に屬したる武頭高階靱負、佐藤才記、組頭鯨岡市太夫、金澤主稅、旗奉行田中三右衛門、戰士三十八人、與力十五人、總兵士分百二十七人、輕卒百二十八人、下人鄕夫三百十七人、合て五百七十三人、牛嶋村より仙北口に向て進軍せり。

出陣の手續概略附記する。左の如し。

是日未刻廣間上段へ藩主羽織にて著坐、兩右筆支配東家老一統、當番相手番列居の上、側小姓、右筆等公に隨從す。是時出陣の軍將並番頭、檢使諸士、各陣羽織にて銘々其席次に卽く。軍事掛、奉行、副役並に表方役々、監察等皆列す。武者奉行進て條目、軍令、高札案を奉る。藩主又々武者奉行に渡す。武者奉行之を右筆々頭に渡して之を朗讀せしむ、軍將以下一同拜伏。右畢て武者奉行之を軍將に渡す。此時武者奉行席を進み、軍人に代て其恩の厚きを謝す。一統拜伏す。畢て役前副役進て執達書を武者奉行に出す。軍事掛、副役、執達と人數押前を武者奉行より受取り之を讀む。武者奉行之を軍將に渡す。卽刻藩主と世子と內寢上段の席に就く、東家以下諸役列席、前文の如し。軍將、番頭、檢使、諸士、與力以下に至るまて皆謁見、公の勞辭あり。各拜伏。

畢て熨斗鮑の三方出る。軍將以下、等級に從ひ各其席次に卽て拜受し、而して退席。後九疊の間に於て軍將以下近進並まて守札と藥を賜ふ。畢て又廣間に於て軍將以下一統に酒肴を賜ふ。皆退出。申の刻長坂下より行軍にて上土橋、廣小路、根小屋町、中龜ノ丁、牛嶋を經て大澤口に向ふ。

行軍の次第

上下	五十人	軍將	同	二十五人	番頭
同	十五人	檢使	同	七人	陣場奉行（番指旗持夫二人、手付足輕十人、小人五人、厩者二人）
同	二人	陣場奉行下役	同	七人宛	物頭（番指旗持夫二人つゝ、玉藥持夫二人つゝ）

但武頭四隊にして一隊足輕大凡二十餘人、内小頭二人なり。

同	七人	目附（手付小人二人）	同	五人宛	組頭
同	五人宛	旗奉行（旗持夫七人）	同	二人宛	旗付添士
同	二人宛	大馬印付添士	同	四人宛	使武者
同	三人宛	戰士	同	二人宛	與力
同	二人宛	金鼓付添士（金鼓持夫三人）	同	二人宛	貝役
同	二人宛	荻野流大筒方	同	三人宛	大筒方分隊司令官
同	三人宛	大砲方砲車司令官	同	三人	大砲方大照準

同　三　人　大砲方照準　同　三　人　撞　著　手
同　三　人　裝　藥　手　同　三　人　火門密閉手
同　三　人　彈藥護送手　同　三人宛　醫　師
同　三人宛　小荷駄方吟味役　同　二人宛　同　與　力
同　二人宛　賄方勘定役手付厨屋八人　同　二　人　支配目付
同　二人宛　兵　具　役手付足輕二人　同　二　人　書　役
同　二　人　大工手付大工三人夫丸十五人

外に新式鐵砲師一人、野鍛冶一人、徒目付、同假目付。

右之通りなり。

是日出陣の軍將へ條目、軍法等申渡す。左の如し。

條　目

今般朝廷より羽州莊内征討を命せられ、兵隊差し向けたる上は總勢一和、聊爭論ヶましき義有るへからす。

一　鎭撫使下向せる故其命令は遵奉、總て失敬せさる樣確守すへし。

一　諸頭の號令は其組の者堅く守るへし。

一　總て神妙の所爲は依怙なく申出へく、其事により之を賞すへし。
一　諸事軍將の申付確く守るへし。
一　軍令を犯したる者は、役の輕重に拘らす嚴重の所置に及ふへし。
右條々堅く守り一統和熟を旨とすへし。
四　月。

軍　法

一　軍將に委任の上は、萬事其軍將の申渡しを我等の命と心得相守るへし。
一　諸頭の申渡しを違背する者は成敗すへし。
一　下知に背く者は譬へ功名すと雖とも成敗すへし。
一　喧嘩口論は嚴禁とす。若し犯す者あれは理非を論せす雙方とも成敗すへし。知音等の故を以て荷擔する者に於ては一層の罪犯たるへし。或は後日に於て露顯するも容赦すへからす。
一　行軍の時伍を離れ傍路に由るを許さす。若し犯す者あれは成敗すへし。
一　自國他國共に、放火亂妨狼藉するものは成敗すへし。
一　伍組內は功を爭はす、共救して進退を同うすへし。一人討死するも四人の關與せさるあれは共に成敗すへし。

一 備を張りたる時、各其頭役の命を待ち身より兵器を離さす、言語を交ゆへからす。敵に當りて後に折敷きたる時も亦然り、總て備の囂からさる樣致すへし。

一 進退は金鼓を以てする故豫め心得へし。

一 進退の令に應せす、都て臆病の所爲ある者は其場に於て成敗すへし。

一 輜重を行るに兵隊と混するを嚴禁とす。犯す者は成敗すへし。

一 陣所に於て馬を放逸せは責めあり。

一 軍法を犯す者は重役と雖とも嚴科に處すへし。

右條々確守し下々まて申渡すへし。

慶 應 四 年 四 月。

高札案

一 喧嘩口論、大酒、諸勝負を嚴禁とす。

一 陣中失火あり其人を得さるときは、鬮を取らせ當籤の一人を罪す。

一 異說虛評等、都て人氣を動搖せしむる者は嚴科に處す。

一 陣營に不淨不潔あるときは尺繩を以て遠近を量り、近き方より過料を徵す。

右條々違犯の者は嚴科に處すへし。

慶應四年四月

道中人數押前の事

一　一番螺貝に起き揃ひ、二番螺貝に喫飯、三番螺貝に陣營を出つへし。

一　頭役の號令を守り、無用の雜語を嚴禁す。

一　他領地は勿論、自國と雖とも宿驛通行の時苛刻の擧動あるへからす。

家老連署。

○四月十七日　莊內征討の下命あるに付、右奉答として兩使白土右門評定奉行志賀爲吉勘定奉行を副督陣處へ發遣せり。猶莊內に向て其罪を糺問し、成るへくは干戈を動かさすして鎭撫あらんの內情を稟申せり。

○四月十八日　仙臺在陣鎭撫副總督より兩使節長尾清右衛門薩藩山本登雲之助長藩今曉を以て久保田に著し、奧羽鎭撫副總督より我公への書翰に、『豫て申達し置きたる羽州莊內征討出兵の義、尙催促として急速使節差立たるに付、到著より日數三日を限り出兵無遲々討入るへく、手配の次第は巨細使節より可相達也。』家老戶村十太夫、岡本又太郞之に接見す。

右兩使演說の大旨。『薩長の兵は近々汽船にて著岸なるへき筈、其機に應する樣出兵すへく、酒田は莊內の要地なれは先つ之を陷るを肝要なりとす。』十太夫答て曰、『兵を動かさすして鎭撫あり度き旨は豫て副總督まて伺ひ置きたり。且つ酒田口には大師峠の險地あり、汽船に非れは討入ること難し。今其準備なきを如何せん。依て矢嶋生駒氏は嚮導者なるを以て相ひ謀り、何れの口よりなりとも討

入せんとす。』と。
川井小六、岡内之丞を長尾、山本兩使節の宿處へ遣り、當藩僻遠の土地上國の實況にも通せさるより、此度の征討は薩長二藩の私謀にして朝旨に非す、皆其私怨に出るとの邪論巷説あり、藩中士民も疑惑を抱く、故に問罪の上其罪を鳴らさゞれは兵勢振はさるの事情を談說せしめ、且つ敵地々理の便否、捜索等の事をも談判せしむ。是日龜田岩城氏より使者來著す、是より以後近隣各藩の使節往還陸續たり。

○四月二十一日　十太夫をして又更に前日の事由を詳細にし、其討入延期猶豫あらんことを談せしむ。

岩城氏の銃隊及戰士等、夫々討入との手配し矢嶋領地まて繰出し、當家の指揮を待居る趣急使を以て報道あり。

○四月二十五日　天機伺及莊內征討の命奉答として家老戸村十太夫、用人金大之進を鎮撫總督の在陣仙臺に遣る。

是より先き白土右門、志賀爲吉の兩人を以て、莊內征討の義は彼れの罪狀を問ひ、其答辭の如何んに依り兵を出したき旨を以て新莊宿陣の副督まて（副督は是月十一日を以て莊內鎮撫の命を蒙り仙臺より新莊に移る）伺ひ置きし處、聞き届け難き趣の下命あり。白土右門急使にて是日を以て歸著せり。

○四月二十七日　莊內征討出兵。新屋口一番手軍將相手番小場小傳治、大番頭梅津千代吉、檢

使寺崎藤九郎、陣場奉行兼小荷駄奉行中川健藏、鐵砲頭根本愼藏、平元均、下山田直記、蓮沼七左衞門、目附福田慶左衞門、組頭今泉三右衞門、伊勢左司馬、旗奉行大嶋新六、外戰士五十八人、鐵砲與力二十八人、其他諸役若干、番頭梅津千代吉に附屬の鐵砲頭椎名雄之進、中山隆吉、組頭黑木造酒、飯塚文右衞門、旗奉行伊藤才治、戰士三十八人、鐵砲與力十八、其他附屬の諸役若干名なりとす。大澤口進軍二番手軍將相手番梅津小太郎、檢使小野寺佐賀、陣場小荷駄兩奉行根本周助、鐵砲頭山縣三郎、高屋五左衞門、目附江橋小三郎、旗奉行手賀主水、組頭川上與右衞門、石川早人、八木藤兵衞、高山束、其他戰士、與力、諸役司若干名にして、此に屬する遊軍頭は疋田八彌なり。八彌に屬する鐵砲頭は鹿子畑新右衞門、旗奉行芳賀甚五右衞門、組頭眞崎寅之助、上遠野民部、戰士三十八人、其他付屬の者若干名其地に向て進軍せり。

○四月二十八日　十太夫及大之進、天機伺濟にて歸著せり。嚮に莊內征討は問罪の上にて兵を出したき旨申立たる所、允許せられさる旨を齎せり。

○四月二十九日　新莊戸澤氏より急使を以て、澤氏へ隨從せる薩長の兵士本月二十三日夜を以て淸川より莊內へ討入りたれは、敵兵も亦憤激自然弊境內へも擊入あるへきの勢なり。依て速に莊內へ討入の軍議あらんことを請ふと云ふ。

副督、此月二十六日を以て新莊に歸陣。

遊軍頭荒川久太郎、遊擊隊を率ゐて新屋口に進軍せり。砲術所頭取見習小野崎鐵藏、同敎授靑木理藏之

に屬す。聯隊司令田代左記、小隊司令厚木多七郎、半隊司令畑江主稅、船坂順之助、其他諸役司若干名にして銃隊兵士八十餘人なりとす。

○閏四月二日　監軍長尾清右衞門、山本登雲助兩人久保田より由利郡に赴く。諸口の兵隊を督する爲なり。

新莊在陣副總督より四月二十八日發しの封書一通到達。『當地淸川口、去る二十四日討入戰爭相始りたるに付、此上猶豫は決て相成らす。迅速討入成功を遂くへし。』と。

○閏四月四日　新莊表に岡內之丞を遣り、莊內討入嚴督の命を領承せるを副督に上陳す。

○閏四月六日　副督より本月四日の書到達。『其地攻口來る六日を期限に討入へし。速に討敗る上は其內一手を淸川口へ指し向くる樣指揮之有るへきこと。』

副督より達書ありて菊章旗を渡さる。其文に、御紋旗今般莊內征討の爲下け渡たさる。依て拜受ありて速に討入奏功の上返還あるへし、と。

右菊旗製方附記

一　地白中練絹立幅貳枚合せ。　一　竪五尺二寸五步 横五尺七寸。

一　菊章黑染拔十六葉菊花指渡し二尺八寸。

一　旗地竪横十字に之を刺す 一幅に付竪刺目十八横刺目六ツ宛餘準之。

一　旗竿長八尺五寸七分眞黒塗竿頭に眞鍮丸を付す。

一　袋乳にて上下々一尺二寸つゝの間紫色揉皮付。

一　横手なし。

○閏四月七日　戰書を莊內に遣る、其略。

嘗て干戈を動かさす鎮撫あらんことを副督に上陳すと雖も許されす。迅速の出兵を督促せらるゝを以て、奉命の義敢て忽にせす既に境外に進軍せりと雖も、又々更に一門某を以て再應陳告するも、是又々許可せられす至急討入すへきの達書あるに付、已むを得す進入の時宜に及へり。此上は愈々進て貴境に討入せん。と

莊內より本月十三日回答書あり、其大旨を此に附記す。『弊藩征討の義に付、敕命遵奉已むを得さるを以て出兵せらるゝとの義承諾せり。左衞門尉義未た罪狀を糺明せらるゝ儀も之れ無し。貴藩に於ては既に奉命出兵せる上は其罪狀は素より明知せらるへし。若し我か罪狀の不分明なるに直ちに討入せらるゝならは、武門の例規止むを得す弓矢を以て原野に相見へし。此上は弊藩の罪狀委縷明示せらるる樣偏に企望する所なり。就ては飽まて周旋を煩し、假令ひ何等の不審ありとも幾重にも力を竭し給はんこと懇願の至なり。』と。又本月十七日を以て書翰を遣る。其略に云。『貴翰の回答披閱に及へり。曰く、貴藩の罪狀委細承知せられ度のこと其旨を領せり。抑總督府より羽州莊內征討を命せられたるに付、

速に討入奏功あるへしとの嚴命あるに付其罪科の如何を質問せしに、卽德川慶喜天朝に對し暴發叛逆の大罪をも恐惧する心なく、却て關東へ遁逃の後猶ほ恢復を主張し、剩へ舊冬關東巡視の際、故なくして諸藩の邸內に砲擊燒却したる罪狀なりと付箋を以て指令あり。且つ又、我藩に於て本年二月中朝廷よりの命を奉し、使節を以て照會に及ふと雖とも何等の囘答も之れ無く、殊に現時に於て速に總督府へ罪の有無輕重等陳謝の道あるへきに、却て兵を國境に出し王師に抗敵するの擧行に依れは、何を以て朝廷遵奉恭順の所爲なりと言んや。今や何等の不審ありとも、或は幾重にも盡力あり度きの依賴ありと雖も、恭順の實蹟なくして只た一封の書翰を以て此至重至大の事を囑托する、我か與り聞く所に非るなり。此上は堂々の陣を以て罪を鳴して其封內に兵を進めん。其之を領せよ。』右書翰飛使を以て莊內に贈るも旣に戰爭となり、道路梗塞彼地に達する能はすして歸る。

仙臺より四月二十八日の飛書到達。右は『討會の義に付、寬大の處置あらせられ度き旨百方力を竭すと雖も、六師進發ある上は允許を賜り難く、猶又總督府陣所に上申陳告するも聞れす、時勢愈々切迫に至れり。此上は時機に依り速に會津へ討入の都合故、此段報告に及ふ。』と云ふ。

○閏四月八日　仙臺家老但木土佐、坂英力、米澤家老竹俣美作、千坂太郞左衞門連署本月四日發しの書を贈る。其要旨に、『容保家來我陣門に來て謝罪歎願あり。就て奥羽各藩相會して衆議を盡さんと欲す。依て重役の內仙臺領白石陣所に來會せよ。』と。

○閏四月九日　家老戸村十太夫、用人金大之進をして仙臺白石に赴かしむ。前日兩藩の來書に應するなり。初め、慶喜の叛逆するや或は曰ふ。慶喜叛心あるに非す。薩長二藩彼れか罪を羅織し、以て私怨を報せんとするの所爲に出てたるものにして、其之を征討せんとするは決して朝廷の意にあらすと、世論紛々衆議囂々たり。是以勤王佐幕の說起り、兩端の是非に疑惑を生する無き能はす。內官は專ら佐幕論に歸し、外官、勘定、評定、郡方、其他諸奉行も佐幕說を主張する者相半し、兩議相容れさるの勢あり。評定奉行白土右門席を進み抗論して曰く、『今や此の國家の大事を決するに當り、或は隣藩の强迫を恐れ、或は財政の困難を顧慮し、大義名分のある所を忘れ萬一官軍に抗敵するあらは、古來名家なる佐竹の汚名を千歲に遺し主君をして臭名を蒙らしむる、右門か決して取らさる所なり。今や朝廷の爲に勤王の力を竭し、臣子の大義を唱ふるは元より疑はさる所なり。』と痛議極論、飽まて佐幕論を排斥し、遂に同意の者と同く、諸奉行の手を離れ藩主に上言せんとするに至る。此時勘定奉行佐藤時之助感憤興起口を極めて右門か議を贊襄し、軍事に係る費用は當職に於て斷然負擔すへしと云ふ。列坐の者異議を生せす、終に外官一同の決議となる。是に於てや戸村、金二人白石會場に赴くに當り、藩主確然親ら命するに大義名分の誤る可からさるを以てし、同盟決判の節は國元まて伺を經へき勿論なるを以てせり。

○閏四月十日　用人平元正を副總督陣所に使して天機を伺はしむ。嚮きに征討の兵既に進軍せ

しと雖も楢岡境に止めて進ます、故に其討入の時機を副督に稟申せしむるなり。
○閏四月十一日　副總督より本月九日の書、莊内討入嚴督の達しあり。其大旨。過日より再三討入の督促に及ふと雖も、奉答書を出しなから今に寸功を奏せす、甚た不審の至に堪へす。然るに昨夜軍防局、並に大總督よりも別紙の如き達しあり。此上奥羽鎭撫其功力を缺き、若し九州、中國の兵を百里外に勞するあらは恐懼に堪へす、皆我等か大罪なり。猶奮激征討の指揮怠るへからす。若又其儀に至り兼るの理由あらは三日を限り申出つへし。』と。
軍防局より四月十八日發し總督府への達書。

藝州銃隊三百人
有馬中務大輔
小笠原豐千代丸

右三藩へ奥羽鎭撫使應援を命したる故、不日に進軍あるへし。抑會津藩追々越後路に蔓延、既に新潟其他六ケ處へ宿陣の趣なり。越後は會津の府庫なるに付、薩長々崎三藩の兵三千人、加州、富山兩藩へ援兵を命し、追々彼の口戰爭に至るへし。附て其地攻め口も速に戰端を開き鎭壓方肝要なりとす。
大總督より四月廿九日發の達書。　羽州酒田港へ軍艦を回漕すへき旨申越さると雖も、艦を引揚くる艱難にして目今の急務に應し難し。付て朝廷に於ては、薩長の兵を以て越後路より進擊すへき旨下

命あり。既に出軍の調度をなすと云ふ。右兵勢と奥羽の諸軍と同く各其攻口より進撃するときは賊兵防禦の力四方に分れん。宜く機に應し指揮すへし。と

○閏四月十二日　本月八日菊旗拜受の奉答として發遣せる使者河野惣一郎新莊より歸著し、再ひ副督より速に討入すへき嚴督の命を齎す。

○閏四月十三日　賊地討入の義總督府より數囘嚴督ありと雖も、平元正か其時機を新莊の陣所に稟申の後、命を待つへきの藩主の命あるに付、一昨十一日外官一統より建言して速に討入を決定せらるへきの理由を上陳せしか、是日又更に勘定、評定兩奉行連署して、『此まて總督より屢督促の命あり。其奉答書を呈し置き今日まて遲延に及ひ、此上正か歸著を待つは何等の機宜ある事にや。副督より達書にも奮激征討の指揮あるへしと云ひ、又河野惣一郎へ副督親ら命せらるゝ旨もあり。然るを正か歸著を待つの緩慢あらは、朝旨遵奉の精意も貫徹せす、名分大義兩なから失ふへき、實に大事の極と云ふへし。且つ兵は神速を旨とすへきに、飽まて遲延に渉らは軍機を失ひ、士氣を挫折し、大に勝敗に關係し、事極めて重大なり。願くは決然速に討入の指揮あらんことを。』於是や藩主感奮之を納れ、即時に急使を本莊陣所小傳治へ高久祐助を、矢嶋陣所澁江へ小貫又三郎、大嶋源治を、田代陣所梅津へ岡百八を遣り、斷乎として其討入の嚴命を下たせり。

津輕援兵、本月六日より本日迄到著する者物頭百十二人一隊、同百六人一隊、銃隊百四十九人、大番頭百

七十四人、小荷駄後拒隊八十一人、總計六百二十餘人なり。

○閏四月十五日　大館鎭將一門佐竹大和、新屋口に向て出陣せり。陣場奉行今村喜左衞門、小荷駄奉行石井彌五右衞門、目付小野崎主典、鐵砲頭根本順助、淸水甚右衞門、根本幾之助、組頭根本源三郎、横山運之助、中田太郎藏、旗奉行平塚千藏、戰士八十四人、與力諸役若干、士分合て百三十三人、輕卒百八人、下人、鄕夫等四百三十九人、總兵合六百七十九人なり。追て藩主の親ら出馬ある迄は、本莊口總大將の心得たるへきを達す。

○閏四月十六日　軍將眞壁安藝土崎港に出張せり。番頭澁江武之助、檢使中安泰治之に屬す。番陣場、小荷駄兩奉行藤井此面、武頭鷲尾庫之助、信太勇、目附瀨谷孫右衞門、旗奉行田口政五郎なり。番頭に屬せる鐵砲頭大越源右衞門、組頭富田健藏、佐々木勇之助、山崎左仲、旗奉行谷田部新五郎、總兵合て六百二十九人、內百五十二人士分にして輕卒九十一人、下僕、鄕夫三百八十六人、以て同地の海岸に警備す。

○閏四月十七日　大山格之助より平元正へ新莊に於て達書あり。

一　薩長兵本月朔日蒸汽船にて出帆、六七日前に新潟へ著陣。旣に越後路より討入の期となること。

一　關東大總督より命令下りて、宇都宮に追討の官軍精兵千人白川へ著陣の趣きなり。

一　南部勢二大隊、砲三門、去る十一日須賀川出發。兩三日中此地へ著陣の趣。

一　棚倉四小隊、砲二門、去る七日自國出發。近日著陣の報道あり。

右越後路にも進軍、此地にも追々集合の都合にて三所より討入となるへく、其地に於ても機を失はす精々盡力あるへし。

右、今日白川本陣より相達したるに付之を報道す。

○閏四月十八日　　敵地へ討入へきの嚴命戰地に到著。三岬口進軍の諸將鹽越に會して軍議を盡せるに、三崎岬は敵地第一の絕險なれは先つ之を破るを肝要とするも、彼れか兵備の嚴なるに依り策を夜襲に決す。其部署如左。

一番隊軍將澁江内膳、右は十九日暮時小瀧村を發して、二十日未明觀音森を襲ふ。二番隊軍將小場小傳治、右十九日鹽越進發大須鄉にて暮を待ち、二十日未明觀音森を襲擊、内膳へ會合。番頭梅津千代吉、右は鹽越出立川袋にて暮を待ち、小砂川を襲ひ直に女鹿へ討入放火。

本莊隊長金澤權太夫手、右千代吉へ應援。遊軍荒川久太郎、右は遊兵となり、千代吉の女鹿へ放火するを期し舟にて吹浦へ囘り上陸砲擊。

副督使節山本登雲助、右は川袋へ出張戰狀を視察し、久太郎手へ指圖す。

矢嶋口には三番隊軍將梅津小太郎、遊軍頭代匹田八彌、副督使節上田雄一軍議を決し、十九日未の刻田俟[ママ]貝澤兩道より進て増田の賊營を攻擊せんとす。其部署如左。

田侯口間道先鋒武頭高屋五左衞門、足輕二十五人、大筒貳挺、足輕十五人(湯澤鹿子畑新右衞門)、狩人十八人、戰士四十八人(内二十五人角間川、十五人湯澤)、組頭二人、遊軍頭從士五人。

貝澤口間道先鋒山縣三郎、足輕二十五人、大筒三挺、足輕十五人(湯澤)、狩人十人、戰士四十人(横手)、組頭一人、軍將從士三十人。

○閏四月十九日　松平容保暴擧に付、追討致すへき旨四月二十七日を以て京都軍防局より下命あり、小野岡右衞門、長瀨兵部是日を以て歸著。其文に、『松平肥後益暴擧、依て追討可致旨御沙汰候事。但人數整齊、追て會津追討將軍より催促の節遲滯なく指出すへし。』

是日京都に於て軍防局より達せられたる書あり。『松平肥後、酒井左衞門、賊徒を集め隣境を侵し益暴擧の聞あり。依て追討仰せ付らるゝに付、各藩中協謀速に討入るへき事。』

○閏四月二十日　副總督附屬の新莊にある怨助、源吾の二人より本月十八日の書翰到達。其文の略に、

會津追討の命下るも今や莊内討入の時に際し、一時兵を二藩に出すこと至難なる旨を京都及副總督へ上申せり。

一　今に莊内に進軍せす。右は官軍寡少の爲仙臺の應援を俟つ、且つ兵を進るには淸川口よりすると云ふ。

一　岩倉殿兄弟、宇都宮本陣として追々到著、越後路を鎮撫し賊兵を討伐すへきよし。

一　會津降伏は仙米の媒介にして、總督も獨決せられ難く副督へ協議の書を送られたり。其答書、及ひ會米仙の書面寫は下項に附記す。

一　越後路より賊兵五百人船にて脱走せり、本藩海岸へ上陸も計り難し。三艘の内一艘は兵器を積むと云ふ。

一　仙米の所爲因循にして朝旨立ち難く、付て太政官へ伺はれたる由。定めて仙米不都合のことを醸すならん乎、其指揮を俟て二藩の兵を退け、他に命せらるゝこともあらんと聞けり。

一　副督より内命には、秋田藩重臣は此連判に加はらさるは別段の存慮あるや、若し彼等と同心協謀するあらは主名に拘る淺少ならすと、懇篤の言あるに至る。

會津申立書大旨。

弊藩義は山谷に僻在し陋劣寡聞、時勢に暗く舊習を泥むの風あり。寡君か京都守護の職を奉したるより以後、天朝を崇ひ、宸襟を安し奉る一途の外他事無く、粉骨碎身多年其職を奉せり。鴻恩の萬一を奉答せんと奮勵し、朝廷に對し假りにも後ろ暗き如きの心事神に誓ひ毫もこれなし。彼の伏見の一擧は事卒然に起り不得止義にして、深く恐惧し、歸邑の上退隱恭順せり。然るに、此度鎮撫使下向せられ兩藩征討の下命ありと傳承、愕然の至り、今に於て辭の陳述すへきなし。伏て冀くは、一視同

仁の宥恕を垂れられ寛大の處置を紹价周旋せられんことを。

閏四月

會津　西郷頼母　花押

梶原平馬　同

一瀨要人　同。

仙臺、米澤二藩連署申立書の大旨。

討會先鋒の命を蒙り兩國出兵、既に仙臺先鋒は接戰に及へり。然るに今般降伏の義容保か家來より出願あり。付て陣門に於て其罪を督責するの所、伏見の一擧天聽を驚し恐縮の餘り、容保歸邑退隱の上城外に謹愼頗る悔悟せり。仰き願くは寛大の處置あられ度しと、別紙歎願書を以て申立てたり。此上寛典の義懇願の至に堪へす。と

閏四月

仙臺中將

米澤中將。

仙臺在陣總督より閏四月十三日發し、新莊在陣の副督へ贈る所の書翰大旨。

昨十二日仙米より使節を以て會津謝罪降伏願別紙寫を差出し、且つ演說には、容保謹愼は論を俟たす開城にも至るへき衷情の所、若し激徒等內亂を生し官軍に對し暴發の擧動もあらは、却て容保か罪名を重ぬる理にして痛心の至りに堪へす。此上減地せらるゝは勿論、暴臣の首を斬り、夫にて謝罪を允

許せらるゝあらは朝恩を感戴し奉る、と陳述せり。此兩藩も容保か歎願を媒价して書面を呈し下官に迫ると雖も、到底採用すへきに非さるを以て之を返却せるの處、再應歎願あり。其言に、此上採用せられす、又討會に決せられず、兩國の人民難澁に及ひ激徒追々蜂起の勢あり、鎭撫討罪兩端にして結局各藩疲弊終に社稷存亡の場合となり、勤王の赤心も浮泡に屬するあらは恐懼の至りに付、會津の歎願に拘らす各藩の願意を採らせられ、奥羽兩國人民安堵の爲め寛典の裁許を賜はらんことを願ふ、と。右に付下官熟考するに、今の形勢各藩向背計り難きの際、處々に爭亂を來たし鎭撫の職掌立たさるのみならす、人氣にも關し奏功も期し難きに付、一應貴官へ協議の旨を以て四五日中其復答延期を告けたり。請ふ。熟考速に回答せられよ。

副督より總督へ回答の書翰。

文略。

一　降伏の義、國境まて出て降伏あるへし。

一　城を開き渡すへきこと。

一　所持せる兵器は殘り無く指し出すへし。

一　重臣の首級は市中へ差出すへし。

右件々を以て出願あらは、謝罪の儀を受理し然るへし。

是日天未た明けす、昨夕進兵の番頭梅津千代吉、道路暗黒なるを以て兵士或は自ら相搏擊するに至る。天既に明け、當面の山上より小場の隊に向て砲發す。新組隊をして對戰之を卻く、遂に山頂に登り砲を放て兵威を示す。內膳手は嚮導者に道路を誤られ、約を履む能はすして小瀧村に退く、海路の兵も其籌策牴牾となれり。百宅口には梅津小太郎、匹田八彌兩道に分れ、鳥海山下の絕險を跋涉し增田の賊營に近つきたるも、兵粮、彈藥運送不便、必勝の目途なきを以て舊營に引揚けたり。

○閏四月二十一日　小太郎、八彌の二隊は夜前露營し、是日午後百宅に還る。此擧や矢嶋の臣佐藤國助嚮導者となり、進軍の途次我兵を詿誤せんとするに似たるの擧あること一再のみならす。

○閏四月二十二日　是日各所の攻口に於て小砲戰あるのみ。梅津手檢使小野寺佐賀、小場手の陣場奉行中川健藏、梅津手の武頭高屋五左衞門各其戰地より馳せ來り、其言に、『百宅口始め絕險の地のみ多くして、討入の兵隊は極めて寡少なり。付て諸攻口に兵士を配置し、期を約し各所一齊に攻め入るに非れは勝算期すへからす。寧ろ兵勢を增加し、各藩來著の官軍をも進發せしむるの軍議あるに如かす。依て姑く休戰し士氣を養はん。』と、而して其現地實戰の顚末を詳陳せり。

○閏四月二十三日　大須鄉村小傳治の陣所に賊兵多數を以て三崎口より襲來し、乃ち答戰に及ふと雖も、事急遽に起り應援來らす、孤軍防禦する能はす敗れて噸越村に走る。賊大須鄉、小砂川兩

村に放火せり。是日川袋村に在陣せる梅津千代吉は遙に砲聲を聞て援兵を出し、內膳も亦兵を出すと雖も事に及はすして還る。

○閏四月二十四日　小野寺佐賀、中川健藏、平元正三人副督へ使節として新莊へ出發せり。先きに小野寺等か戰地の實況を陳述するに依り、各所攻口の休兵を稟申する故なり。

佐竹大和、其他出兵の諸軍將へ副役樋口忠藏、信太房之助を使として主君の命を達す。追て下命ある迄姑く休兵すへし、と。且つ『諸軍將は其隊の軍事を重く委任せしものなれは、兵士を進退黜陟するは無論にして、長尾、山本兩監軍より申入るゝこともあるも、小事の外軍機の大體に於ては其指揮を受くる義更に之れ無し。此段兩監軍へも申入置きたり。』と。

○閏四月二十五日　本月二十一日を以て、仙臺白石出張の戶村十太夫より同職へ申し越したる書翰。

奧羽諸藩衆議にて、會津謝罪の爲め追討相止め、討手引拂仙臺藩主も城下へ引取りに相成、總督も同所へ退陣せらる故莊內討入は暫らく猶豫成され度。右の義は此方より直ちに討手軍將共へ申達し置く。と

諸軍出兵先にて急事あるに際し、其隊の役員を使とし城下へ報道するときは、其役闕員となり軍務差支を生するに付、今より大小姓、小姓より二人つゝ出兵の諸手に派遣せしめ、平素の軍務、諸兵士の勤惰を

監し、急ある時は早馬にて報道すへき者となす。

○閏四月二十六日　副總督より、其藩攻口開戰相成るに付津輕越中守應援出張申付たるに付、相謀り遲々なく討入るへき旨新莊本陣より達しあり。

○閏四月二十七日　昨日德川家の海軍なるや男鹿船川へ軍船一隻著岸し、船將より書面を出せるも之を容れす。若强談等に涉ることあれは討拂ふへきを決議す。彼れ其機を察して退船せり。其文に、

船將

奸臣の謀計に與し莊內へ討入ると聞得たり。其實效を見屆の爲め滯船致す。不埒の擧動之れ有るに於ては軍艦差向くへし。

秋田藩重役中。

○閏四月二十八日　本月二十四日副總督へ差出したる三使歸著復命。追て澤氏より下命ある迄休戰し、只た要地に警備を置くのみにて諸隊兵引退くへき旨に付、梅津、疋田は院內へ、介川は大澤へ、小場は城下へ、佐竹大和は新屋へ、澁江は瀧ノ下へ、荒川は久保田へ引揚くへき決評。

奧羽各諸藩會盟に付、仙臺白石に赴きたる戶村十太夫より同職への書翰達せり。『奧羽諸藩衆評にて會津謝罪申立ると雖とも、逆賊は天地の容れさる所にて奏上に及ひ難き旨仰せ渡され、莊內の義も申立た

りと雖も是又々聞届けられす。是皆參謀世良修藏か密謀にして、本人より大山格之助への密書仙臺家の手に入り、終には同藩にて修藏を妓樓に暗殺せり。就て諸藩連署にて當二十二日に總督へ上申する要旨左の如し。

先達、酒井左衞門尉朝敵に付、征討並に應援等の下命あるより各藩出兵せる所、左衞門尉儀は官位剝奪なき而已ならす、登京すへきの下命あらせらるゝやにも傳聞、自然衆の疑惑を生し、且つ僻遠の居民慶喜か罪跡も明知せさるに付、奥羽諸藩衆議を盡したく集會せし所、佐竹右京大夫より問罪の伺も允許せられ難き旨益疑念、此上左衞門尉罪狀は奥羽各藩衆議の上、太政官より下命ある迄一ト先解兵せるに付此段申立る。と

列藩家老連署、南部は野々村眞澄、津輕は山中兵部、佐竹は戸村十太夫、戸澤は丹生源右衞門、水野は水野三郎右衞門、藤井は山邦主稅、六郷は六郷大學、岩城は太平伊織、生駒は椎川嘉藤太。

右申立る上は、澤殿は秋田へ遁れ入らるゝことも無きにもあらす。若し然らは同殿は衞護せられ、薩長人は領內に納るゝこと然るへからす。若土崎より船にて上京と云はゝ格別なり、松前箱館等へ通行と云はゝ應すへからすと、奥羽各藩申合決議せり。『以上戸村の書翰文。』

右報道ありと雖も、朝命に依り出兵せるを、列藩申合なり迚解兵を自由にする理は決して無く、一統評議の上其儘に差置きたり。

砲術所に於て大小姓、小姓、輕卒まて大砲並にケヘル筒調練。藩主、世子と共に一覽せらる。

○閏四月二十九日　副督使節山本登雲助より出兵諸隊長へ回達あり。『拙者儀明朝鹽越發足暮方矢嶋まて到著の處、長尾、上田共俄に新莊表へ罷歸り、其節拙者も急速に可罷歸段申置に付、今曉矢嶋出足新莊迄罷歸、何れ兩三日內に又々出張致すへき覺悟、其內防禦旁嚴重備を立置申さるへし。若敵兵近邊に徘徊せさる內は守口より擊出ること無用なり。』云々。

泉恕助（本藩士族、先に澤殿へ借人たるもの）新莊より早打にて、澤副督當領へ轉陣せらるゝ報あり。其節同氏に隨從は若木和泉、藤川將監、布施兵庫、飯原淸なりと。

右に付、天機伺として評定奉行江間伊織、用人平元正兩使を出發せしむ。

領內澤殿付添として勘定奉行兼郡奉行志賀爲吉、副役萩庭彥七兩名出立。外に武頭川井孫太郎、一手を率ひ澤殿の旅中を警守す。

本月二十二日發し、白石滯在十太夫より我か隊長なる澁江內膳、小場小傳治、梅津小太郎への自筆の書翰達せり。其略に云ふ『逐々切迫の形勢に立至り、若薩長の兵士新莊より立戾り、秋田又は矢嶋、本莊へ押し入るも計られす。或は自國へ歸るやの情狀能く視察すへし。若又松前箱館へ通行せんと云はゝ、奥州列藩の盟約ありて承諾し難き趣を以て斷然拒絕すへし。若し暴擧に及ふも力を盡して說諭し國許へ歸さるへし、手に餘るときは時宜に依りて干戈に及ふも苦しからす。參謀並に使節等如何程討莊を

促すとも謝絶あるへし。右久保田職中の命令と相斷するやも難計と雖も、薩長人を國中に逗留せしむる義は決して相成らす。右の義心得あるへし。

一、梅津小太郎一手は取締の爲め院内、又は横堀へ轉陣あるへし、大山若狹へも申達するに付、協議の上不都合なく取計ふへし。疋田八彌は大澤に在陣すへき樣傳達あるへし。若又矢嶋、本莊等に薩長の暴動あらは、內膳、小傳治手にて應援すへし。右意得せられ難き義も有らんか、追て委曲申達すへし。新莊在陣澤殿へは、上杉家警備の命を蒙り人數を差出したる筈なり。若同家より申越たることあらは可然取計へし。尙又久保田より達しもあるへけれとも、先つ急速申達するなり。

尙々諸隊頭々へも傳達、決して卒爾あるへからす。形勢變化し、薩長人の言を採取せらるゝあらは甚た不都合なる故、急度傳達あるべし。』

〇**五月朔日**　副督是日薩、長、肥、筑、小倉五藩の兵を率て院内に入る。院内の守將大山若狹、命を受け兵士一隊を引て之を境上に迎ふ。是より先き、仙臺白石出張戸村十太夫より直ちに令を我か各地の軍將に傳へて、薩長勢を境內へ入るゝことなからしむ。二藩の士旣に院內に至て之を聞き、憤懣扼腕爭鬪將に起らんとす、故を以て將士危疑物情騷然たり。此時矢嶋口の軍將梅津小太郎も十太夫の飛檄を見て、卽ち陣場奉行根本周助、武頭山縣三郎を先發せしめ、自ら檢使小野寺佐賀を率て湯澤に至り議する所あらんとす。周助先たつこと一日、院內の狀を聞き單騎之に馳せ若狹と議して王師を迎へ、且つ

副督の旅館に往き、藩主の純忠、列藩に黨せす王師を迎ふる情を述ふ。三郎繼て至り境上を守る。是に於て衆志大に定る。

當春伏見戰爭以來、引續き東征各地の討伐に於て忠奮戰死せる者、日夜山川を跋涉し、風雨に暴露して千辛萬苦、邦家の爲め終に殞命せる段深く憫然に思し召され、其忠敢義烈實に士道の標準たるを以て叡感の餘り、此度東山に於て新に一社を建立永く其靈魂を祭祀すへき旨被仰出たり。尙向後王事に身を殲し忝可抽忠節、且戰死の者等其藩に於ても厚く朝旨を體認し奉るへき旨仰せ出されたり。(日を缺く)

○五月二日　是日高屋五左衞門、八木藤兵衞等境上を守り、米澤の兵を禦く。

副督院內を發し湯澤に次す。

○五月三日　是日仙臺にて戸村十太夫、奥羽諸藩の盟約書及太政官へ差出すへき書面に調印す。

列藩重役條約寫

今般奥羽列藩會議於仙臺白石告鎭撫總督府欲以盟約把公明正大之道同心協力上尊王室下撫人民維持皇國而安宸襟仍條約如左。

一　以伸大義于天下爲目的不可拘泥小節細事。

一　如同舟涉海可以信居以義動。

一　若有不慮危急之事比隣各藩速ニ援救可報告總督府。
一　勿負强凌弱勿計私營利勿他漏機事勿離間同盟。
一　築造城堡運搬糧食雖不得止勿漫令百姓勞役不勝愁苦。
一　大事件列藩集議可歸公平細微則可隨其宜。
一　通謀他國或出兵隣境皆可致同盟。
一　勿殺戮無辜勿掠奪金穀凡事涉不義者可加嚴刑。
右之條々於有違背者則列藩集議可加嚴譴者也。
慶應四年五月。

奥羽列藩重役連印太政官へ差出すところの書面大旨。

王政一新の勅旨上古の列聖に踰へ、廣大の五大州にも比すへきなきの幸福、人民歡喜に任へす。新政を望み、德川始諸藩追討の命ありと雖とも、高貴の宮方公卿等を大總督の重任に命せられたる故、必す聖明の叡慮を擴充せられ寬仁を以て膺懲の典を正させられ、不日に海內淸寧に至るへしと奥羽の二州相待ちて鎭撫使三卿を仙臺に迎へたりしに、豈圖らん會津追討の先鋒を仙臺に命せらるゝに至らせられ、至急侵擊すへきの嚴促のみにて曾て仁恤の命なく、加之莊內追討も卒然の發令にて、奥羽二州俄かに騷擾の景狀悲歎に堪えすと雖も先鋒應援の各藩より出兵に及へる所、會津容保悔悟降伏

城外に謹愼し、伏水にて事を誤りたる謀臣の首級を差出し、尙ほ封地を削らるゝとも謝罪を允許せられんことを仙臺米澤へ申出たるに付、九條總督へ歎願に及ひたるも、容保不可容天地罪人にして沙汰に及ひかたし、早々討入へきの指揮あり。衆皆愕然恐惑せり。先年長州の暴徒禁闕に砲發せしも尙も寛典の處置せられたり。今や王政復古の際尙更寛典に處置せらるへしと相考たる處、その謝罪を容れさるのみならす、更に攻擊を命せらるゝに於ては人望を失はるゝの處置に立至るへし。然らは大業創造の場合如何あらせらるへく哉、妄りに干戈を用ひ聖德を汚すの儀なるに付解兵いたし、尙又太政官へ相伺ふへしと決定し九條總督へ其旨を申告せり。次に、莊內は何の罪あり追討を命せられしや會得しかたく、前條同樣の評決を以て解兵し是又九條總督へ申告せり。抑至仁を以て民に臨まるゝは、一夫も其所を得さるときは宸襟を安んせられさる事に可有之、況や會莊二藩の存亡は人民許多の死生重大の事なれは、降者は容るゝと名を正しくするとは鎭撫三卿の英斷せらるへき儀と考へらるゝなり。然るに參謀大山格之助、世良修藏儀恣に命令を矯け叡慮に及せる施爲のみ有之、其一身の擧動に至りては不堪聞事件枚擧すへからす。兵卒は暴戾掠奪其害豺狼よりも甚しと云ふへき歟。斯の如き者をして大事を恣にせしむるか故に三卿の意思聊も貫徹せす、皆以參謀の誣罔を受け、渠か會莊への私怨を快せんと欲するの勢なり。斯の如くなる時は、諸藩追討の號令を下せは必す朝廷を誣罔する奸曲の手に出るものにして、叡慮は申まても無之、總裁の宮の眞意に出てられたる儀には決

して無之事と考らるゝなり。方今實に千載の一時王政復古の聖運に當らせられたるを口實となし、大權を竊み、暴私を恣にするの國賊ある哉に聞及へり。速に之を正さゝる時は何樣の禍亂を釀さんも計られす。仰て九重を遙拜し俯て衆庶を哀憐すれは悲憤慟哭に堪へさるなり。敢て海內同心の諸藩と協力し大義を伸へ、禍亂を除き、皇國を維持せんと欲する素願の所、正邪不相辨人心洶々の餘、終に賊徒追討の義兵を擧くへき勢は顯然と相見得たるに付、江海の度量を開き天下の公義を容れ、德川始會莊を處置せられ、王政復古大業を成就し、皇國を萬全に居置かるゝ樣有之度歎願に及ふなり。と

慶應四年月日（日欠く）

右書面列藩連印仙臺中將家老但木土佐、米澤中將家老竹俣美作、南部家老野々村眞澄、實名花押。

○五月四日　仙臺出張岡內之丞、同所に於て新莊藩松坂源藏より聞く所の大旨に、『去月中莊內勢千五百人程押出し新莊在陣薩長勢を擊捕らんとせしを、兩藩人數は勿論、副督及隨從の兵士殘りなく秋田へ立退きたり。此頃米澤藩には九條總督の命なりと唱ひ、薩長を追退け我手を以て副督を守らんと圖りたるも、行れ難きの形勢なるを以て莊內勢押出したる趣なり。』此日副督湯澤滯留。

○五月五日　遊軍頭荒川久太郎の隊は命に依り城下へ引揚たり。但歸陣と云にあらさるを以て、各自私邸に居り陣中同樣の心得たるへきを達せらる。

新莊使節鈴木志兵衛到著にて中聞の大旨。『副督か貴藩に移るを豫め報告せさりしは、發程の曉に至る

まて副督より通達なかりしを以てなり。又國境の兵を解きたるを報道せさるも、副督已に去り、境内寡兵事務紛雜にして其順序に及ひ得さりしなり。然して仙米等諸藩の我か境內にある者事機に依り貴藩へ進入あらんも測り難し。』と。

副督湯澤を發し横手に宿す。其湯澤にあるや志賀爲吉、萩庭彥七、藩主の意を述ふ。其大旨。『曩に仙臺に於て奥羽列藩の契約あり、副督の守衞は米藩にて之を爲し、薩長の兵は境内に入らしむへからすと。此言其理を得すと雖も、若し之に逆ふときは眼前の暴擧を免かれ難し、以是一應陳述に及ふなり。』副督答るに、『朝命のあるところ恣に分離するを得す、我將に秋田、津輕を經て松前に渡航すへし。』と。又平元正、江間伊織に語るに、『吾か津輕に往かんとする、嘗て其守衞の隊長館山善左衞門に令して彼已に之を諾せり。』と。乃ち參謀大山格之助に就て語るに副督の言を以てす。格之助答ふること副督に同し。即ち此趣を津輕に通告す。

用人平元正をして副督へ使し、横手に於て藩主の命を致し本日歸著。

軍將小場小傳治の隊は、命に依り城下へ引揚け解兵せり。

石塚源一郎、小野崎要を副督へ使し、且つ戶嶋まて出迎を命す。

副督、横手を發し大曲に宿す。

軍將梅津小太郎院內にあり、根本周助を新莊に遣り實況を視察せしむ。周助新莊に至り、米藩の本陣に

往き其臣大瀧新藏に面會す。新藏、我か列藩の約を守らすして薩長勢を入るゝを詰る。周助答ふるに、『彼の盟約なるものは我藩主の知る所に非す、戸村十太夫か諸藩の劫迫に怖れ專斷を以て調印せるのみ。然して薩長は朝命を奉して副督を守衞せり、之を拒くは不義なり。貴藩の兵を出すや、將に朝命に逆ひ副督を拘へ以て不義の約を履まんとするか。何そ速に三位を拘へ薩長勢を攻擊し、以て其意を達せさる。若し薩長を擊つこと能はす三位を拘ふるに忍ひすと云はゝ、是禍を我藩に嫁するなり。然らは則貴藩、實に列藩相救の約に負き却て我を責る者歟。果して要盟を踐まんとするか、速に開戰すへし。予か言を理ありと思ふか、何そ早く兵を收めさる。』と。新藏曰ふ、『吾敢て貴藩を責むるにあらす。我藩素より貴藩に舊故あるを以て竊に貴藩の爲に憂るなり。今列藩の形勢を見るに、將に貴藩の四境に攻入らんとするの勢あり。故に先つ薩長を境外に追出すか、或は之を擊捕る歟、速に處分あるへし。舊好を存し時宜を圖るか爲め、陣中より兩使を發し此意を久保田に告けしめん。足下亦吾か使節の爲に周旋せられよ。我藩の出兵は勢の已むを得さるに因る者なり。敢て戰を好むにあらす。明日必す兵を收めん。』と。周助乃ち歸る。

○五月七日　京都に於て本日差出したる願書の大旨。

先般莊內征討の命を奉し各地攻口進軍の事は、已に京都伺候の家臣より上申に及ひたるところなり。爾後副督よりの嚴達により追々出兵、國內寡兵形勢甚危く自身出馬にも及へき場合に臨みたるのみ

ならす、海岸數十里、その守備未た完たからす困苦極る折柄、四月十四日太政官代より函館警衞を命せらるゝに付、冗兵を省き精兵を以て規則堅固に相立へきの命令あるを、伺候の重臣に於て領承したる次第報告あるに付速に出兵申付へきは勿論の處、如何せん、前陳の事情にて其準備相整ひかたく實に恐惧に堪へさる所なり。希くは此實況を推恕せられ、兵士出張の儀は討莊の成功相立つまて延期を允せられんことを。此儀奥羽鎭撫副總督へも書面を以て願置きたるも、重大の事件なるを以て尙ほ急飛を以て上願に及ふなり。と

(附箋)奥羽鎭撫使副總督に萬端伺出へし。

副督大曲を發して刈和野に宿す。

○五月八日　副督刈和野を發して戸嶋に宿す。

○五月九日　副督戸嶋を發して今夜土崎へ宿せらるゝに付、藩學校を晝所と定め、藩主辰の中刻より同所に在りて之を待つ。巳の下刻副督來著す。副督上下三十二人、外參謀、會計七人にして其率うる所の兵如左。

筑州兵隊百四十一人、長州兵隊百六人、薩州兵隊百三八人、津輕兵隊百十五人、龜田兵隊二百三十八人。

藩主、副督を堂上に迎へ天機を候するの禮畢り、別室に於て饗應あり。一門佐竹將監以下執政、係役に至る迄謁見を命せらる。其後副督へ懇請の大旨。左に、

抑副督の院内に入らるゝ、奥羽列藩强談の狀況は一應湯澤に於て上申に及ひたるも、薩長の兵は朝廷より護衛を命せられたる者なれは、分離すへからすと答られたるは其理當然なるか故、兎に角列藩へは夫々取繕ひ、副督には暫く湯澤に滯留せられんことを請求せり。然るに又津輕を經て松前に赴かるゝの命ありと聞き、是亦臨機の方略ならんと推考し向々道路の守衛等命令せる所、本日咫尺に拜謁せる輩は勿論、上下擧て當地に滯陣せられんことを希望し、之を上願せんと欲するも如何せん列藩より强迫の事情前條の如く、寡兵の官軍へ微力の弊藩を合するも始終守衛を遂くる能はす、却て朝威を汚瀆するあらんかと深く恐悚する所なり。幸に、支城大館は邊鄙の土地なれとも一門佐竹大和か所守にて、護衛便利の地勢故姑く同所に滯陣あらんことを懇請す。と

此日饗應の次第、待遇の禮式は勿論、抑院内入境より大館著陣に至るまて一門家老以下東西に奔走し、贈答、送迎、守備、警衛等事件甚繁しと雖も必要なきを以て略して載せす。

一、仙臺家老但木土佐口演、同藩大目附熊谷多宮申聞。

岡内之丞より、本月七日仙臺より差出書面の大旨。

今般副督退去薩長勢も同行に付ては、二藩を驅逐する諸藩の兵より發砲に及ふも測り難し。萬一副督に負傷等ありては名義相立たす、後害免るへからさるを以て、陸奥守には此事を憂慮せり。貴藩は勿論、其他出張の人勢にも其邊心得させ、宜く取計ふへく周旋の程賴入る、と。且又筑州勢も薩長同

様隨從せるも、是は最前より副督守護の兵にて薩長に驅役せらるれとも、元來止むを得さるに出てたる儀にして薩長とは殊異なる故、希くは二藩と引分け負傷等無之樣保護ありたきに付、此隊も前條同樣程能く取計ひ相成度賴入る、と。右は本月五日夕刻、內之丞仙臺より新莊に出足に當り斯の如く申越たるなり。

一、朔日白川に於て、薩長大垣の勢に仙會の勢は大敗軍せり。夫に付、仙臺より當四月五日に大勢繰出し、米澤勢新莊より大半引揚け、跡に一大隊を殘したりと、云々。

○五月十日　副督土崎を發し一日市村に至る。

此日大館よりの報知あり。津輕藩に於て境上の樹木を伐倒し、道を塞き人馬往來を禁し、疑ふへきの形狀ありと。是に於て副督には津輕藩に往くを止め、能代より海を航して歸京すへしとの議興れり。然れとも事由ありて又之を罷む。

○五月十一日　戶村十太夫、仙臺に於て列藩契約書及同願書調印の事を終へ、本月四日同地を發し歸著せり。

米藩使節佐藤源左衞門、小田切祐之進昨日來著。本日明德館に於て十太夫、右衞門應接す。

副督一日市を發し森岡村に宿す。

○五月十二日　佐竹大和、澁江內膳、命に依り解兵城下へ引揚たり。

軍將及諸頭へ命達あり。『先般領內へ人勢繰上けの指揮ある所、一ト先解兵申付るに付組頭以下附屬の輩へ申渡すへし。猶公務に就く等平生の通りたるへしと雖とも、全く歸陣の筋に無之を以て弛惰せさる樣達し置くへし。』と。

澤副督津輕に往かんとするに同家より申越せるは、副督を境內に入るゝは聊異議なしと雖とも、薩長の兵隊を拒絕せされは奧羽各藩の盟約に關係あり、不測の變事を生するも圖るへからさる趣を以てす。乃ち是日を以て執政小野岡右衞門、評定奉行會田多仲を副督の旅宿山本郡森岡村に遣り、姑く大館に滯在せられんことを告く。

大和率ゐる兵隊は大館居住の士にして此地私邸なし、故を以て姑く寺院を借り其宿陣たらしむ。

○五月十四日　我藩士の脫走人にして副督に隨從し來る者あり、藩主怒て之を捕縛せんとす、命を下して之を議せしむ。衆議し曰ふ、其不義たる疾むへしと雖も或は副督を激怒せしめ、遂に朝旨遵奉に關係を及ほす無きにあらす。如かす、姑く容忍し軍事成功の日を俟ち徐々之を謀らんと。乃ち之を許す。

大和に命し、明十五日出發大館に歸り後命を俟たしむ。是日大館より大和に急報あり、津輕藩矢立嶺上に兵を出し陣屋を造り、我か境內を犯す、と。

仙臺出役岡內之丞より本月十一日發書簡あり。其要旨。

昨夕仙藩士若生文十郎來て談判する其口頭に、『新莊出兵の莊內勢より飛檄を以て、貴藩か薩長二藩の兵隊を處理するの現狀如何を問ふこと再三に及ふ。』且つ曰ふ、『其處分の報道なきときは之を姑息不問に付すへきに非す。然れとも我前キに既に一戰を交へたる後なれは、秋田に向ひ直ちに責を加ふへからす。依て請ふ、貴藩より速に督促詰問あるへし。若遲疑に涉るあらは、不得止秋田境內に踏入り彼の二藩の兵を斬獲せん。然らされは彼の二藩の士姦謀を逞し、秋田を要して己れか黨與となし、却て我を討んとするも知るへからすと、其言甚た激切なり。就て米澤より遣したる兩使の歸を待ち、秋田の囘答如何に因り事を圖らんと陳告するも、彼切迫の情を陳して容れす。於是や、弊藩も亦兵隊を進め貴境に臨て二藩と談判を盡し、時宜により速に貴境に討入り彼等を捕獲斬伐すへし。右議定せるを以て敢て之を貴藩に告く。』と

○五月十五日　大和、其隊下を率て出發大館に歸る。此行や、副督か大館に到著せんとするか爲めに、一鄕を警鎭し藩境守備の周到ならさるを慮り、親から兵隊に先たち晝夜兼行單騎之に赴くなり。九條總督、醍醐參謀鎭撫の職行はれさるを以て養賢堂(仙臺の會議所)に議定し、本月十八日仙臺を出發、盛岡を經て秋田に至る旨を我出役の吏に告く。

副督大館へ滯宿中窃に命しらく、若し乘船の都合を整ふへくは能代に還り、同所より海路歸洛すへきを以て其準備を爲す可しと。

仙臺出役岡内之丞より來翰の大旨。

肥前及小倉藩　合六百四十人餘（内小倉兵百九十人許）　右總督府警備の爲め過日汽船を以て松嶋へ著岸し、本月十日仙臺城下に入り養賢堂に止宿せり。昨十四日總督へ謁見、近日歸帆とも巷説せり。

一　其兵隊は銃器は皆本込ミニケール（銃器の名）にして或は馬上砲もあり、兵糧は一飯に麵麭二顆なりと云ふ。

一　醍醐參謀は世良修藏を愛し深く其言を信用す。故に總督は之を憤り稍間隙を生したるも、近頃和解せりと云ふ。

一　奥羽の所置に於ける總督は之を嘉尙せられ、太政官へ重く上申せらるゝと云ふ。

一　太政官への歎願書は何れの日を以てするか未定なりと聞けり。

一　白川口本月朔日後は戰爭なし。會藩死傷三百人許と云ふ、仙臺の死は百人とも二百人とも唱れとも、死せすして逃れ歸る者追々あり。官軍は野州邊へ退き機會を窺ひ居る趣なり。現今白川に在城なりと聞ゆ。

○五月十六日　是日副總督大館に著陣せり。

○五月十七日　内之丞をして總督に仙臺に上申せしめて曰ふ。『副督前月二十九日俄然新莊出發當領内に入り、本月九日城下を經て土崎港より直ちに津輕に赴く。』と。仙臺藩に告るも亦此の如し。

新莊藩家老連署、本月十六日發し二封の來翰あり。其一封の大旨、『此度米澤よりの來書に、越後國不穩の形勢に付鎭靜の爲め仙藩其他奥羽藩出兵せるに付、卑邑にも兵を出すへく申越せるを以て、寡兵なれとも其準備に及へり。附て寡弱の弊鄕若し異變を生するあらは、助力協謀せられんことを願ふ。』と。其二に曰ふ、『嘗て當領內へ出張せる米莊兩藩の內、米澤兵隊は一昨十四日を以て殘りなく退き、莊內は昨十五日退く。其內二三小隊は當領內の莊內境に接近せる古口町にあり。奥羽鎭靜の形勢を認定の爲に滯陣すると云ふ。』

津輕藩の我境上に屯集するや、樹木を伐り倒して往還を塞き、山に據りて陣を張り、境界を侵し我地に入りて番兵を置、將に來寇せんとするものゝ如し。告る者相續て到る。大館一鄕の人民之れか爲め頗る安からす。大和昨日を以て大館に歸り、乃ち使者を境上に遣り其故を詰問す。往復頻繁たり。

〇五月十八日　九條總督、醍醐參謀、盛岡を經て我秋田に轉陣せんとす、肥前小倉の兵を率て仙臺を發すと、內之丞より報道あり。

總督將に仙臺を發せんとするに當り、仙臺、米澤の二藩に命するの書に曰ふ、『今將に陣を羽州秋田に轉せんとする所、人心洶々疑惑の念を生するを聞く。右は吾か深慮の在る所なり。諸藩一統鎭定して朝命を遵奉すへき旨傳告あるへし。』と。內之丞列藩と同く披讀せり。

是日又夕、內之丞より本月十五日發し書翰來著せり。其大旨に、『本月八日發の書札披讀せり。澤殿本月

九日久保田を經て津輕へ移り乘船せられ、并薩長兵は朝廷より附屬を命せらるゝものなれは私に取捨進退成り難く、澤殿と同しく津輕へ護送せらるゝとの事領承せり。然るに當地各藩の情狀に依れは優柔斯の如きに非す。抑薩長二藩は、米莊其他各藩か兵を擁して新莊に迫たるを怕れて、秋田境内に遁逃せるものにして、且つ下参謀共の暴言、仙米會莊外一藩を奥羽の五賊と唱ひ、天下の兵を會して此五藩を討んとするの密書は仙藩の手に入り、世良修藏か討たれたるを以て九條殿にも其暴なるを信し、二藩の兵は仙臺境内に入るへからすと言ふに至れり。澤殿の衞護は既に米澤に命せられ、薩と長とは勝手の所置に及ふへしとのことにて、各藩の合從も極めて確然となれり。然るに秋田は之に反し、猶ほ薩長兵を官軍と唱へ篤く接待するに於ては、上は九條殿の意旨に悖り、下各藩と矛盾を釀し、他日諸藩の譴責を免るゝ能はす。若し國家泰然の先見あらは猶ほ可なりと雖とも、今現に各藩の兵隊亂入せんとするの勢ありて、仙藩も既に兵を出せり。故を以て仙士吾妻某、宮澤某の二人、今月我國に向て出發せるは此事情を陳告せんとする故なり。各藩の我に望む所左の如し。

一　澤殿を秋田に滯陣あらしめ、其護衞は米澤勢に讓ること。

一　薩長の兵をは之を討取るか、又は彼より退去を願はゝ海路歸國せしむること。

一　筑州兵は薩長と同視すへからす。之を滯留せしめんか、若し歸國と云はゝ二藩の待遇と別異ならしめん。』

嚢に拜受する所の菊章御旗姑く返納すへきの內諭あり。乃ち菊旗奉行山口良之助をして、大館に往き之を副督の旅館に返納せしむ。

大館在留副督より來命あり。曰く、仙臺兵津輕領より大館に討入せんとするの報道あり、速に兵備を增すの準備あれ、と。

十二所守將茂木筑後家人を以て敵情探偵の趣きを來報す。其要に、『仙臺、米澤、南部、津輕、會津、莊內、其他一ヶ國合て七藩は白石陣所にて合體の約成り、加賀國主の首唱にして奥羽北國合從せる趣きなり。右は、討會の擧たる元是朝旨に出るに非す。薩長二藩の王命を矯け鎭撫使を要し、徒に各藩の國力を疲弊せしむるに歸するのみ。是を以て、假令ひ違勅の臭名を一時に得るも、加賀の大藩を主謀者たらしめ各藩相ひ應援して、西國の勢を防禦し德川家の再興を謀るの約なりと云ふ。』

梅津小太郎隊兵此日を以て久保田に引揚たり。

〇五月十九日　仙臺に在留せる岡內之丞是日同所を出發せり。『近頃奥羽各藩仙臺、米澤、津輕、莊內等相ひ會集せるの儀に付以爲らく、此度總督秋田へ移陣に付ては、薩長兵隊と協謀相約し如何なる策略を構成せんも計られす。如かす、速かに二藩の兵を張り秋田境に迫り置き、其二藩の處置如何を問ひ、時宜に依り其境內に討入せんと、其議既に定て仙臺より二使松坂貞吉、內崎順治を秋田に遣る。』內之丞之を聞き乃其實況を我國に報道するなり。

○五月二十一日　澤卿へ附添にて大館へ出役の志賀爲吉病氣歸家するを以て、川井小六右代りを命し今日大館へ出發。

○五月二十二日　津輕藩我國境に亂妨するの一件に付、同藩家老杉山八兵衞より本月十七日發の來書あり。其要旨。

國内激徒蜂起、脫藩人も多く速に鎭定の道なく、激徒等或は官軍に對し粗暴の擧動無きを保し難し。是故に一時の權宜を以て關門を絕ち、往還梗塞の策を施したるに出てたるなり。然るも豫め之を貴藩に告けさるは、兵馬倥偬の際止むを得さる事情、宜しく寬大酌量せられんことを望む。と

右に付本日返書を贈るの略に、

列藩各其境界を嚴備するは論を俟たさることゝ雖も、我領地を侵して小屋を造り兵衆を屯集せしめ、且つ境界の樹木を伐り倒し、道路を閉塞せしめたるは何等暴徒の所爲に出るか、一應の報告も無くして此の擧に至るは甚た其意を得す。殊に天下の公道を絕たは啻に行旅の便宜に止らす、公務を以て往來の者何を以て之を辨せん。我境内に屯集の兵は速かに引退かしむへく、前件に係る次第は他日其理由を具して詳陳あるへし。と

内之丞仙臺より歸著す。衆議するに、各藩之議既に斯くの如くなれは、副督及ひ薩長の兵は速に歸洛せしむるの準備をなし、我國を引拂はしむるに如かす。若し澤氏に於て總督の來會を待つと言はゝ、獨り

二藩の兵をして海路より退かしめん。然らされは、四隣の兵既に境に迫り國家の一大事なりと議定り、即ち明日を以て使を大館に遣し、副督に稟申すへきに決せり。

○五月二十三日　石井定之進を副督に大館に使たらしむ。昨日の議定に因るなり。使節根岸靱負、江間伊織、白土右門、樋口忠藏を仙臺、米澤其他の各小藩に遣り、副督及薩長の兵隊を境に入れて接遇するの止むを得さるの情況を陳述せしめ、且つ各藩の我か境に迫り兵備を出すを紓せしむるを言はしむ。

米澤藩倉崎七左衞門外三名より本月二十日發來翰の旨趣左に、

越後口彌切迫に付、弊藩より過日來漸次兵を出せり。嘗て盟約の通り貴藩にも出兵あるへし。山形、上ノ山、新莊よりも相尋て出兵せしに付、尊藩に於て近隣の諸藩へも出兵督促の通達を請ふ。と

仙臺使者松坂貞吉、內崎順治來著に付、岡內之丞をして之を接見せしむ。

○五月二十四日　莊內より使者辻庄十郎、俣野健八來り演舌書の大旨。

當春中、近領の好みを以て來敎あるの處在府中にて卽答に及はす、歸邑の上回答の使者を差し遣したるに、旣に本藩へ兵隊を差向けられ通路壅塞其儀に及はす。今般盟約の上は、近領の間柄爾來別て萬端添心あらんこと厚く依賴する。

口演

弊藩征討の朝命あるに方て、鎭撫總督へ弊藩の儀に付、何分寛典に處せられ鎭撫あらんことを縷々上申あらせられたることゝ具に之を承り、芳情淺からす。然るに此際、愚昧の者虚說を唱へ人民を動搖せさる樣、互に隔意なく人民をして安堵せしむる樣致し度。と云々

定之進大館に到る。卽ち川井小六と謀るに小六曰ふ、『九條殿、醍醐殿の仙臺より秋田に轉陣せらるゝは、之を祕し置くへきの命ありと雖とも、其事既に民間に漏洩し、澤殿も亦必す之を聞しならん。寧ろ各藩切迫の事情を明陳して、其歸洛せらるゝの至便を申告するに如かす。』と、卽ち二人相共に澤殿に謁して上陳する。其言に、『過日久保田を經過せらるゝの時、我公に於ては同地滯陣を上願するの衷情なるも、其際既に申告する如くにして、列藩强迫の情狀已むを得す此の僻邑に滯在を願ふに至れるなり。然るに此度仙臺へ出張せる岡內之丞なる者急遽國に歸り、其言に、仙米各藩我か薩長兵を留滯せしむるを憤り、仙臺は上ノ山、新莊の兵を率て院內境に迫り、莊內、矢嶋、本莊、龜田は海濱の境に兵を出し、其他とも皆各境口に兵隊を進め、愈迫て二藩の兵を斬擒せんとするの勢なり、依て速に彼の兵を處置せよと。仙臺に在る兩殿も秋田に轉陣せらるゝは本之れか爲なり。然れとも各藩は三殿の相ひ遭遇一所に會聚するを忌憚し、此の切迫を談說に至るなり。萬一我藩に於て彼の兵を拒絕壓却する能はさるは、我公の深く憂慮する所なり。是以て、此地より一ト先つ箱館へ退出せられ、歸洛の後鎭定の處置を賜はは何の幸か之に如んや。』と、澤殿曰ふ、『此地に於て九條、醍醐兩氏と會集面晤するは吾か企望する所と

雖とも、列藩の深く惡む所なれは、兎角歸京して太政官の指揮を待つに如かす。』小六、附ては能代湊に和船の準備を命し置きたる故同所に移轉あり度き旨を陳ふるに、澤殿曰ふ、『津輕へ轉陣のこと、同國より誓詞を以て出願あるも未た其如何を回答せさるは、彼れの國情を推測すへからさるを以てなり。寧ろ箱館に轉陣せんとす。然とも公然之を言はゝ別に障碍のあるあり、俄然能代に赴くものとせん、姑く之を祕せよ。』と。

○五月二十六日　南部藩山本啓藏、肥前藩福嶋禮助、朝倉孫右衞門、今夜久保田一泊大館に赴く、九條總督より澤副督の移轉を留止するの使節と云。長瀨隼之助之れに接す。

澤卿大館に滯留せるを以て、南部領松山、土深井、新田三ケ村へ多勢屯聚動搖して止まさるの急報あり。茂木筑後より、大館出張志賀爲吉へ相謀り之を處置せるの屆あり。

○五月二十七日　澤副督大館より舟行して能代へ轉陣せり。大館在留小六、定之進の飛報により、乃ち佐藤時之助を能代に赴かしむ。

仙臺使節吾妻敬三郎申出の旨に、

今般九條總督より引留られたる上は澤副督は出帆相成る間敷、右手配形もあるへきに付、內崎順治一人を此地に殘し歸藩する。と

大館出張石井定之進より報告、『先般一ト先返納せし菊章旗再ひ副督より賜はりたるに付、小六、彦七歸

りの節持參すへし。』と。

○五月二十八日　澤副督の出帆を留るを以て奥羽の諸藩益切迫に至れり。是以各藩の新莊へ出兵我か國境に逼り居る者へ談判の儀、及仙臺、米澤へ使者として飯塚傳也、秋山直を出發せしむ。岡内之丞を九條總督に南部に使す。右は、總督より副督の秋田を去を引留めらるゝと雖とも、事勢切迫なるを以て更に副督へ出帆の義を達せられ、諸藩の兵を說諭して鎭靜ならしめんことを歎願するを以てなり。

○五月晦日　是時砲術所有志者誓文を以て副督に能代宿陣所に上告して、我公勤王無二なるを表す。是より先キ慶應丙寅の年公深く宇內の形勢を察し、闔藩子弟をして專ら西洋の制に倣ひ、砲隊を編制して舊弊を矯正せんとて始て西洋砲術所を創立し、吉川忠安をして其頭取たらしむ。輙ち士族の二三男にして强健なる者百餘名を撰み、奬勵するに俸米を給し之を行伍に編せしむ。然とも衆意皆な古風に拘泥するを以て未た之を憚はす。於是公、又親書を作りて其兵術の方今に適切なるを國中に懇諭する最詳明なりとす。是より闔藩漸く西術の利あるを知り、砲術所も亦タ隨て盛大にして遊擊の一隊兵を編するに至る。副督の弘前に赴かんとして大館に次し、能代に轉宿せらるゝや、砲術所有志青木定志、畑江道弘、後藤敬吉等二十八人連署誓文を作り、砲術所總裁須田盛貞、遊擊隊長荒川秀種、砲術所頭取吉川忠安、同見習小野崎通亮等を保證人として我公誠忠無二なるを表し、且つ副督の當藩に滯陣あらんこと

を泣血懇願す。於是、副督意を決して之に從ふ。誓文の略に曰、

今般奥羽鎭撫として三卿仙臺に下向せらるゝに、會莊奸計各藩を要劫し朝命に背き、反逆の萠芽を顯すは皇國の大事と云へし。副督の弊藩に駕を止むるは、近きは寡君の爲遠くは天朝の爲なれは、我か全國の力を以て副督を守護し大道に負かさる樣にせんとす。若し其意を遂くること能はさるあらは、寡君の意を紹述し遊擊の一隊兵を擁し、身命を抛ち副督を守護し、寡君をして忠誠を立てしめ宸襟を安し奉り度く、仍て血誓如件。

能代に於て澤副督より書面を以て令達の略に曰、

今般急に弘前へ轉陣發途に至りたるは深慮の旨も有之、且奥羽列藩中仙米の二藩逆謀を主張し、列藩疑惑方向一ならす、百事紛擾、實に憤懣に堪へす。且つ頃日頻りに奥羽の諸藩に逼り、不得已一時の權宜を以て能代に立退きたり。然るに豈圖らん、九條、醍醐の兩氏より去る十八日を以て仙臺出馬當領へ轉陣の趣き、肥前藩より兩使を以て申來り始て愁眉を開けり。對顏の上宜く軍議を決し會莊の二藩を討し、嫌疑の藩に至ては問罪の覺悟に決せり。宜く此意を了すへし。と

○六月二日　總督近日久保田に著せられんとす。是日武頭篆隼太をして、足輕を率ゐ仙北筋に迎へしむ。

○六月三日　京都祇候村瀨淸より、閏四月莊內討入戰爭の概略、及副督轉陣等の私報來告あるを

以て辨官へ屆け置けり。

仙臺兵士一小隊新莊へ、米澤兵百人許金山驛邊へ繰出し、新莊にては武頭三人、軍監、士分、輕卒、雜兵合二百人許繰出したる趣。右は鎭撫使隨從の薩長兵士の暴擧あらんかと謂に備ふるなりと云ふ。(江間伊織使節の途次にて聞く所に依る。)

莊內兵三百人許及位驛に向て進軍、仙臺よりは五百人許新莊城下に繰出し、其內一小隊は金山驛まて進むと云。

總督參謀より我國の使節へ仙臺に於て申渡あり。『兩卿秋田へ轉陣の儀過日申達したるの處、存慮の旨有らせられ盛岡へ轉陣し、暫く同處へ滯在の上時宜により津輕を經て箱館へ移らるゝやも難計、何れにも秋田への轉陣は延引せらるへし。』と云ふ。猶ほ參謀の內話に、三卿の進退は現今經伺中に付追て指令ある迄逗留せらるゝの積り、其指令の如何により、澤副督も或は秋田より召し還さるゝの積りなり、と云ふ。

○六月四日　津輕にて境界亂暴の件に付、又々同家々老より五月二十六日發し我か執政に向て罪を謝するの書あるも、是日返答書を作り、我か領內へ番屋を設け兵隊を出し、樹木を伐り倒し、官道の往來を塞きたるは如何の理由に出るを了得する能はす、速に其解釋を明陳せよ、と云ふ。

○六月七日　嚮に仙臺に使せる江間伊織歸著にて、公に上告する左の如し。

仙臺等の諸藩、嚮に新莊邊へ兵隊を進め置きたるは、我藩に疑心あるか爲にするに非す、小藩の副督より討手等の事あらんかの懸念あるを安堵せしめんか爲め、徒に四小隊の小勢を繰り出し置きたるのみなりと彼か申聞なるに付、我境に切迫兵備を嚴にせらるゝあらは人心の動搖に關する故、我か境界に近つかさる樣あり度きと談し置けり。と云ふ

相手番小場小傳治、先般莊內追討新屋口一番手軍將を命せられ出軍の處、閏四月二十三日矢嶋領大須鄉村戰爭の際、敵兵を防く能はす苦戰引揚となり、其節指揮行き屆かす備を亂し川袋村に至り、梅津千代吉手の武頭を見掛け、其地に於て備を立て總兵を引纏へきの心得なるも、旣に崩れ立てたる兵にて遂に統理する能はす、直ちに鹽越村まて引退たるの儀、兼日鍛練より自然國威を損し、且拜借の乘馬等燒亡せしめたる段恐懼に堪えさる趣を以て遠慮申立たる處、追て命達ある迄不及遠慮の段申渡す。

○六月十日　九條總督、醍醐參謀、本月三日南部盛岡へ轉陣せらるゝ旨同藩より報道あり。

仙臺出役根岸靱負より來翰の大旨。

奧羽各藩にて新潟在港の孛漏生へ銃器交易を申入れたるに同國答ふるに、其列藩へ軍器賣却は京都の禁あり、然とも外五國フランス、ロシヤ、アメリカ、イタリア、瑞西も追々來航の積に付、後日京都へ辨解の證を渡されは賣拂ふへしと云ふ。附て仙米會莊の四藩より別紙の壹書を出すへしと約せる趣なれは、奧羽列藩にも加判すへきを申越すならん。右果して然らは如何取計ひ可然や。

別紙

奧羽越同盟某謹て各國在港の總督に白す。

抑我國德川慶喜廣く海外諸國に交り、上我か皇室を尊み下萬民を安せんと欲して祖宗繼承の政權を還したるは貴國の知る所なり。然るに奸臣幼冲の天子を擁し、己れ政權を恣にせんと無二の忠臣慶喜を不義に陷れ、僞て勅命と稱し討滅せんと欲す、是又貴國の所知なり。依て我國神人に誓ひ歃血同盟、奸賊を誅戮し王室を安んし萬國と永久を共にせんと欲す。希くは、我同盟列藩に非すして扶助を乞者あるも貴國之を許すこと勿れ是我か所乞也。

奧羽同盟。

○六月十一日　公親書を以て、以來引渡、同坐一役、其外とも西洋風砲術稽古すへきを申達す。大山若狹より注進あり、仙臺、莊内の兵百四五十人矢嶋に繰出したりと。右は澤副督に隨從せる薩長兵を討取らんとする故なりと云ふ。

○六月十二日　九條總督、醍醐參謀盛岡滯陣の處、本月二十一日八戸領より軍艦にて秋田土崎港へ著岸すへきの達あり。

○六月十三日　使者岡內之丞を以て、總督隨從藤本勝之助へ盛岡に於て內申せる其要旨に曰ふ。
去五月中仙臺に於て其重臣たる但木土佐、石母田但馬兩人へ談判せるは、『副督及ひ薩長兵は近々能

代港より出船の都合なるに付、總督秋田へ轉陣迄には既に能代より出帆と相成るへく、就て諸藩の兵隊は速に引拂相成り度し。若し押て本藩領へ進軍等あれは衆心動搖不慮の事を生する無きを保し難し。果して然らは各藩一和の約も破解に至るへし。』と云ふ。彼れ曰ふ、『兵隊を出せしは近國各小藩か薩長兵隊の暴擧あらんを恐るゝか爲に、其藩情を鎭せんと欲するものなり。然るに解兵せは一同の人心恟々を免れ難し。依ては引拂ひ難し。』と云。然らは其兵隊を國境に迫近ならさる樣にと談せしに彼れ承諾にて、薩長能代より出帆の報道ある上は速に解兵せんと云ふ。此時や新莊領へ各藩より出兵せる人員、其傳聞によれは仙臺より五百人許、米澤より七十人許、莊內より三百人、新莊より二百人許、其他龜田領へ莊內及龜田の人數出兵せる趣なれとも、其兵員の多少は詳ならすと雖とも是又夕內告す。と云ふ

仙米莊等の各藩にて、副督隨從の薩長兵を討取らんと各地に兵を出し、莊內にては備頭三人をして兵士三百人を率ゐ本莊に屯集せしめ置きたるに、近頃官軍の爲鼠ヶ關より莊內領に攻入られたるを以て、本莊より人勢を引き揚たる趣なり。

○六月十六日　九條總督、醍醐參謀生保內境より秋田へ轉陣せらるゝの段更めて達せらる。

○六月十七日　岡本又太郎へ用人平元正引添南部に赴き、本月十四日公の建白書を總督に呈する。其要旨。

方今宇內干戈四方に起り、戡定の期未た見るへからさるに壯士外に死し財用內に竭き、列藩疲弊終に外國の制を受くるに至るへきやと慨歎に堪へす。今や王政一新、萬機寛典に處せらるゝは天下萬民の知る所なり。抑奥羽の地たる山河險絕、往昔一豪族を征討せらるゝたも前九後三の王師を勞せられたり。今若し七道分裂同胞相噬むの勢に至るに乘し、外國其虛を擣つの事あらは皇國の大事と深く痛心恐惧する所なり。仰き願くは、會津容保も既に其罪に伏し、酒井忠篤も罪狀を推問せらるゝ上若し悔悟あらは寛典に處置せられ度く、宥罪の者追々宥恕の時に際し、獨容保に限り其伏罪を赦されされは人心方嚮を失ひ禍亂止む時なく、內憂外患一時に輻輳するあらは皇國治亂の大關鍵に付、大小輕重鈞を乘て至仁至大の聖旨を立てさせられ度く、忌諱を憚らす言上する所なり。頓首謹言。

右上呈し置くの處、是日諸大夫を以て、『過日差出したる建白書熟覽に及へる處、事理至當の事とは申し乍ら副督と相會して面陪共謀するのことあり、必す秋田に轉陣すへし。委曲著陣の上秋田中將に面陳せん。』と云ふ。

小倉藩兵隊二百人著せり。乃ち之を淨願寺、鱗勝院、當福寺に分置す。

○六月二十日　古來の兵術を一變して銃隊を專にするの制を定む。就て、以後は引渡、囘坐より以下砲術館に於て銃隊操練すへきを命す。

○六月二十一日　勘定奉行町田平治京都より歸著。仙臺、米澤入京を差し留められ朝敵たるの

儀に付ての事なり。
武頭田中數馬をして足輕を率て九條殿を迎へしむ。
勘定奉行長瀨兵部、郡奉行小野崎要、副役駒木根昇をして總督を生保內境に迎へしむ。
○六月二十二日　眞壁安藝士崎港固の處、解兵歸陣。
○六月二十三日　九條總督、醍醐參謀秋田へ轉陣せらるへきに付、執政其他諸官吏兵隊を出して之を生保內境に迎へしむ。
○六月二十四日　九條奥羽鎭撫總督本月廿五日、醍醐參謀昨廿三日生保內に入るを國中に告く。
○七月朔日　九條總督、醍醐參謀久保田に入り明德館學校に著陣す。先きに本藩より仙臺に奉迎せしむる吏員其途次を警備し、又夕別に執政石塚源一郎及ひ其他の役員に命して之を各所に迎へしむ。
是日澤副督も亦能代より久保田に還り、三卿同陣せられたり。
總督隨從　諸大夫一人、用人二人、近習一人、醫師一人、靑士四人、衞士七十五人、小頭以下七十一人。
參謀隨從　諸大夫一人、近習五人、小頭以下六人。
即日、公三卿に謁見。引續一門、家老及ひ係役に謁を賜ふ。
是より後各藩の使節冠蓋相望む。

是日仙臺より使節志茂又左衞門等來著。天機伺を名とし實は我動靜を探偵し、且つ三殿を久保田に納るゝこと無からしむるを言ふ。

○七月二日　三殿我公を旅館に招き、莊內征討を軍議せり。

○七月三日　仙臺使者志茂又左衞門、內崎順治、相馬使者藤田又右衞門、高力民藏、新莊使者川口五郎太夫、角館屋敷に於て執政岡本又太郎、小鷹狩源太、評定奉行中川健藏、用人根岸靱負、石井定之進應接談判せり。彼等曰、『三卿を速に久保田より退居せしむへし。若し然らすんは奧羽列藩の大兵四境より討入るへし。』と。

莊內征討の儀は嚮きに決定となり、旣に兵を賊境諸口に進めたるなれは今更遲疑猶豫あるへからさる筈なるも、初め勤王佐幕の論內外官兩端に分れたるを以て、君側に在ては飽まて其邪說を逞うせんとするの勢焰にして、浸潤膚受の爲す所君公も亦玆に疑惑顧慮なき能はさるの勢なり。是以て外官惣評の上家老小野岡右衞門を以て、勤王一致に確定せらるへきを上言に及へり。後又君側より家老へ幕府の義も數百年來の恩澤有り此れ亦た捨て難きこと故、今一應評議すへく君命を以て談しあり。就て外官評議、此上は內外兩官合議を開き堂々の議を盡し、正邪を決せんより外之れ無き旨君側へ嚴談せると雖も、內官に先例なきを以て之を拒み事遂に止む。此に依て激論鼎沸怒氣止むこと能はす、言辭を以て內官に嚴迫せんとする者あるに至る。此の時に際し君公より嚴命下り、此上は朝廷へ對し飽まて忠節を

竭し、賊中に孤立して大義を唱へ、國家を犧牲たらしむるの一途に歸著せんと云ふ。家老外官相共に萬歳を唱ふ。前條確然たる君命ある上は、先つ嚴備を四境に設くるを極めて急務なりとす。況や院内口は敵兵既に境に入り片時も猶豫に付すへからす。卽ち根本周助を院内に遣り、細川官助を下筋に遣り、其警備を嚴にせしむ。兩人夜中を以て發せり。

砲術所有志者も亦協同して仙使志茂、内崎等を誅戮し、且つ討莊の先鋒たらんことを我公に具申懇請せり。初めて仙使の來るや、責むるに我奧羽同盟の約を負ひて三卿を境内に入るゝを以てす。且つ薩長を以て姦暴なりとし、之を朝に訴へ會莊二藩の寃罪を解き、三卿を退けんことを言ふ。執政十太夫等及ひ内官或は之を贊成し、焰威再ひ熾なり。於是血誓の志士等、君側にある佐幕論者に誅を加へ國論を一定せんとす。卽窃に副督に謀て曰、『彼の佐幕論者に酒を三卿の旅館に賜ひ、臣等其醉歸を途に待て斬姦せん。』と。副督允許して其期を定め、既にして參謀大山格之助、長尾清右衞門をして有志豐間源之進等に告けしめて曰、『斬姦の策ならさるに非す、然とも未た善謀と云へからす。今や擅に彼の姦徒を誅して、後日自首するも藩公之を容れは幸甚なり、若し讒謗者ありて刻深羅織して罪を議するあらは、血誓の志士徒に處刑に陷り、眞忠をして浮泡に歸せしむ。一藩の正氣地を掃ふに至らん。不如、仙使志茂、内崎か輩を誅し彼國と其交を絕ち、以て國論を勤王の一に歸せしめん。』源之進等曰、『使者を殺すは義にあらす。戰國も亦此事あるを聞かす。』清右衞門曰、『彼れ使者之名ありて其實は刺客のみ。彼の

志茂等旅亭にあり日々其晩餐を促し、夜に乘して潛行し五更にして歸る。逆旅の主も亦初めは狹斜に遊ふものとす。深く之を捜るに否らす、此れ三卿の陣所或は藩公の虛を窺ひ、刺殺、放火等の害を加へて其奸計を逞せんと欲するなり。尋常の使者を以て之に處せは後大に悔ゆる所あらん。』と。於是、內姦を戮するの議を轉して仙使を誅するの事に內決せり。副督、乃ち志士を其陣に召して曰く、『薩長諸藩皆討莊に先鋒を請ふ。獨り當藩の官吏依違して答へす。汝輩憤發興起する所なきや。』志士皆感激して退き、乃ち砲術館に會し、我公に先鋒を請はんと議す。志士の期せすして來會するもの數百人、議決して卽ち須田政三郎其他數名執政石塚源一郎の邸に迫り、我公をして討莊の先鋒を督府に請願あらんことを嚴督し、且つ仙使を誅戮せんことを論す、論議侃々正を執て屈せす。執政右衞門も亦坐にあり、感憤して其言を納れ斷然公に具申するなり。

右請願書の概旨左の如くにして、砲術所總裁以下詰役に至るまて有志の士連署するなり。

方今朝政一新の時、仙臺侯國威に募り我意を逞し、東國に覇府を開くの內心より米藩に比周し、朝敵會莊に左袒し、强て奧羽列藩を連合し自ら會盟を主り、九條殿を奉禁錮、澤殿に相迫り、兩殿隨從の士を暴殺し、剩へ朝命に抗し天兵を拒み其暴行至らさるなく、朝憲を蔑如するの罪逃れ難し。當藩に於ては朝旨を篤く遵奉せられ、澤殿及薩長二藩の士を保護せられ、遂には三殿を當藩に轉陣せらるゝは衆庶の渴望する所にして、朝敵追討の旨趣一定の期に至れり。畢竟、無二勤王の誠意貫徹せらるゝも

のと云ふ可し。然るに先般仙臺に於て重臣戸村十太夫並金大之進、君意を紹述し正議を主とする能はさる而已ならす、却て仙藩に同意し、奥羽各藩連署を以て太政官へ推て出願せる儀、不畏天朝の所爲、前條の所置形と相照すときは、霄壤懸隔決して我君公の意にあらすして、本人共未熟の獨斷より生したる儀疑を容るゝ處なし。右人臣專斷の罪難遁きも若し寛典容恕せらるゝあらは、衆庶疑を含み人心渙散正邪二途に分れ、何時異變を生するやも難計り恐懼に堪へさるなり。然るを若し賊藩鎭撫の儀を强て三卿へ懇願せらるゝあらは、賊を輔くるの罪免かれ難く累代名家の瑕瑾を受させられ、先靈に對さるゝ如何に可有之や。伏て請ふ。英斷を以て速に彼れか罪を糺し、滯在の仙使を卻け、國是を定めて朝廷に謀し、一國一團の死力を以て朝敵を討伐せらるゝときは國家萬代の光輝にして、羽州鎭撫の朝命を辱めさる樣懇願祈望する所なり。云々

○**七月四日**　此日平明、公小野岡義禮をして其親書を有志者に下す。其文略に、

上は朝廷下當家に對し奉り出願の義、神妙の至賴敷滿悅せり。因て今日辰刻を期し、三卿へ先鋒を出願し迅速兵を出すへし。

更に內命を傳へて曰く、『仙使に誅戮を加ふるは有志者の意に任かす、卿等事を誤る勿れ。』と、有志者拜伏感激泣く者あるに至る。

於是や志士中より勇悍なるものを撰拔し、卽夜仙使七名を其旅館に斬り、其首を五丁目橋側に梟して揭

示し、我公勤王の誠意確然として動かさるを示す。是に至て人心鎭靜して國論一定に歸す。後仙使の行李を檢するに刺客、放火等の器具あり、於是長尾か言の先見なるに服す。

梟首掲示文

會津容保積年暴逆宸襟を惱し奉るのみならす、慶喜反逆の謀主なるに左袒し逆意を恣にし、剩奉劫輪王寺入道親王討姦を名とし尊氏の悪例に傚ふの段、實に天地不可容の逆賊たるに依り、此度總督府の嚴命を奉し大義を唱ふるに付、先つ其賊使を誅戮し軍門に梟首するものなり。

討荘先鋒並に仙使を誅せんことを請願する者澁江内膳、須田政三郎、荒川久太郎、佐藤日向、澁江兵部、吉川類助等、其他輕卒に至るまて二百名に垂んとす。

仙使を誅戮するか爲めに出張其事に從ふもの左の如し。

富岡虎之助　川尻亮之助　根本時之進　遠山直太郎　岩谷鐵太
宮澤轜　曲田勇治　石川健吉　樋口銀治　溝口傳太
渡邊小太郎　下田熊三郎　佐藤喜三郎　栗山峯助　櫻田永太
伊藤萬平　味森利吉　太田傳三郎　船木富之助　佐々木弟藏
高橋寅三郎　嵯峨倉太。

伊達慶邦使者の直ちに斬姦せらるゝ者左に、

用人志茂又左衛門　士分内崎順治　士分山野内富治　小人組高橋市平　外又左衛門僕二人

同時捕獲せられ糺問の上獄中に繋くもの左に、

小人組棟方市七郎　又左衛門家來實弟高橋貞吉　但木土佐家來小嶋寅之進　町方同心佐々徳之進　町方同心川越新藏

眞壁安藝、澁江內膳、梅津小太郎軍將にて出兵を命し、澁江武之助、小野崎三郎、中安泰治、小野寺佐賀へ檢使を命し、陰の間にて公親接せられ、參謀へ協議を遂くへきを命せらる。

物頭大越强太、高垣新右衛門、今日中新屋へ出張を命す。

南部藩へ出兵の儀達したるに付、生保內口より横手へ出張なる筈に付、其心得あるへき旨參謀局より達しあり。

○**七月五日**　使節を各鄕所預（一鄕の士族を支配する重臣を言ふ）に派遣し、勤王一致征討の警備聊かも怠慢あるましく、百事使節と協謀を遂くへき旨直書を以て之を達す。

用人平元正、昨四日官職を免して遠慮の科を命し、即日更に蟄居の科に處す。

公、莊內征討先鋒願の通り出兵を命せられたるに付、副役格留守居習長瀨隼之助を以て總督府に恩の辱きを謝せしむ。

是日進軍の分割を總督府より達せらるゝ左の如し。

新屋口、大澤口先鋒　秋田藩

院内口　　　　　　　　　　　　　　　　　　　薩州、長州、肥州、小倉。

○七月六日　鍋島藩應援人勢二百五十人、蒸汽船にて土崎湊より上陸せり。

遊軍頭荒川久太郎人勢百二十人餘、同佐藤日向其勢九十人新屋口へ出兵せり。是日長藩兵一中隊、肥藩兵三小隊、大砲一門、薩藩兵隊大砲一門、小倉兵三小隊、皆院内口に向て進軍せり。

南部藩の使者毛馬內九左衞門、伊藤元右衞門へ應接係をして接見せしむ。相馬、新莊兩藩の使者へ用人大嶋甚左衞門應接す。

梅津專之助一手土崎港を守る。

執政十太夫より荒川久太郎へ書翰の大旨。

龜田、矢嶋兩家の處置振、不取敢追討せらるへき事の昨日君命あると心得たる者も之ある趣き、相亂に付參謀大山格之助へ訊問せる處、右兩家の儀は其中情順逆判定し難し、依て其境に臨み先方へ一應應接の上、彼れより先鋒にても出願なれは他なし、若し因循にて猶兩端を持するの擧動あらは、是非に及はす討入るへきこと隊長へ示談せし趣答なり。然らされは、龜田藩主にも久保田に來り、親ら天機を伺はんとする近日にあらんと云に先き立、是非を問はす討入ることあらは頗る不都合に付、篤と彼れか虛實順逆を測たる上處置あるへし。

上田雄一、山本登雲介に監軍を命し、秋田勢に差添ひ精々盡力すへく申付たる趣總督府より達あり。兩

人卽日新屋口に出陣せり。

○七月七日　是日、一番手軍將澁江內膳新屋口に向て出兵。番頭小野崎三郞、檢使小貫又三郞、其他頭分十七人、士分百八十七人、醫師四人、足輕二百二十四人之れに屬す。其兵四百三十二人にして、其人名人員は春出陣と大なる差異なし。

二番手軍將梅津小太郞は大澤口に向ひ、檢使小野寺佐賀、遊軍頭中安泰治、外頭分十四人、士分百七十五人、醫師二人、足輕百十三人之れに屬す。其兵三百餘人なり。

三番手軍將眞壁安藝代り古內左惣治は田代口に向ひ、番頭澁江武之助、檢使寺崎藤九郞、外頭分十五人、士分百四十八人、醫師二人、輕卒九十三人、其兵二百五十八人にして、六日、七日の兩日にて出兵せる惣勢合て千九百六十八人なり。

茂木秀之助は刈和野、梅津專之助は土崎湊に出陣せり。

介川敬之進を男鹿に遣り海濱を衞らしむ。

岩城家老佐藤勘解由、用人某へ根岸靭負應接、津輕家老使者へ岡內之丞應接、津輕式部使者へは初岡敬治をして接見せしむ。

本莊藩主親書の返翰は、公軍事多端なるを以て代筆之に答へしむ。

箱館に於て、蒸汽船一隻（陽春艦）六萬五千兩にて購入のことに決定。代金の內卽時銅三千箇を差出さるゝ積

り。

六郷兵庫頭、天機伺として久保田著。

官軍出兵先き由利郡松ケ崎村に於て、總督府監軍役山本、上田の兩氏より龜田家老に投書する。其略に、

貴藩不審の廉有之、討入の命を蒙り來り進むなり。因て其用意あるへし。若し開陳すへきの言あらは重役一人至急我か旅館に來るへし。と

即日龜田藩家老太平伊織、大塚織部、兩使節の旅館に來り其他意なきを謝す。而して其歎願の書面を出すこと左の如し。於是遊擊一小隊進て龜田城下に繰込む。書面の旨に、

此度弊藩疑念を蒙り、討伐の儀監軍兩名より投書あり、開陳辨解の儀もあらは重役を出すへき趣き恐縮の至りに不堪。主人左京大夫始め當惑の折柄、內存もあらは逐一書面を出すへき樣內諭を賜はりたるに付、布腹心左に上申す。抑主人儀上京中なり。且つ小藩の微力なるに依り大藩なる仙臺、米澤等の巧言に迷誤せられ、去月中仙臺白石城下へ重役の者呼寄せられ、心得違より各藩盟約書へ連署し、其後各藩使者國內往復せしめる實に恐惧に堪えすと雖とも、素より朝命遵奉の儀は一藩擧て毫も異議なく、飽まて遂忠節の宿志なりと雖とも畢竟小藩孤立其力足らす、且つは家來の未熟よりして右の始末に立至り、今更恐入奉るなり。依ては格別の哀愍を垂れられ、可然執成玉はらんことを仰望す

るなり。若し然らは、士氣益々勉勵微力なから碎身粉骨誠忠を抽したきに付、出兵の實效を以て寛大の處置を賜らんことを、宜しく執奏伏して歎願する所なり。

征討先鋒願左の如し。

今般羽州莊内征討せらるゝ趣を窺ひ奉り、小藩微力とは乍申元來勤王の誠意一途に付、右征討先鋒として二小隊を出兵せしめんことを仰望す。格別の儀を以て許容を賜り執達せられんこと懇願に堪えさるなり。

此度兩監軍より龜田家老へ差し遣したる覺書の大旨。

一 當國内巡見、先つは異議無き段見屆たり。猶又開陳の條委曲領承せり。依ては其迄取立置きたる諸兵、殘らす來る十日迄本莊表迄出兵せしむへし。嫌疑の廉は實效を奏したる上何れの所置之あるへし。

一 貴藩主、明朝天機伺として久保田へ越さるゝ儀苦しからす。其節今日の次第篤と辨解さるへし。

○七月八日　相馬家々來岡部正藏來著、根岸靱負引逢。

岩城左京大夫天機伺として久保田著。

生駒家是迄總督府の嫌疑を受けたるも、此度全く氷解に歸したるは畢竟我公の恩遇なるを感し、其家來小介川直記を以て謝辭あり。且つ戰場進退も然るへく差圖を得たき旨依賴せり。

矢嶋大内藏も亦久保田に到らんとし已に駕を發す。途に官兵の進軍に逢ふ。直ちに半途より歸る。

○七月九日　本莊藩主、昨八日天機伺濟にて是日佐竹侯に對顔せらる、贈答贈り物あり。大監察加藤左門是日江戸より歸著。道路梗塞辛苦備に嘗む。用人金大之進父子追て仰せ渡たさるゝ旨あり、遠慮を命せられ、即日親類同道にて父子免官の上蟄居の科に處せらる。

○七月十日　京都より勘定吟味役田中要助組頭格を以て急使到著。去る六月十九日發し太政官より渡し置かるゝ所、大旨左に、

佐竹右京大夫

大政一新萬機親裁在らせらるゝに付、大小侯伯輦下に參集各其分を盡し盛業を贊成すへき折柄、遠隔の地に至りては自然情實不相通の致す所歟、姦臣其主を要し首鼠兩端終始曖昧、其形迹可疑の族も不少の所、其藩儀は曾て祖先勤王の遺志承述方向相定め、確然固守逆類に黨せさるの趣相聞得奇特の事に思し召され、不日官軍大擧進擊逼賊地へきに付、勠力奮勵藩屛禦侮の任を辱めす、累代の勢威愈以不失墜樣御沙汰候事。

猶別紙の通り同樣津輕藩へも相達したるに付、是又同心盡力之れあるへし。

右仰せ出されたる趣きを以て、今般南部美濃守へも命達せられたるに付、勠力同心、勤王の精忠

貫徹すへきやう奮勵あるへし。

龜田藩主昨九日天機伺濟にて、此日我公に對顔せらる。

さきに津輕より來使の家老津輕圖書、今日出足歸國の儀を願出てたり。公親ら接見して、勤王一途に盡力すへき旨縷々說示せられたり。

總督監軍上田、山本の二氏より古內、梅津の兩隊長へ矢嶋口莊內討入の軍割を達せらる。

一 三崎 先鋒 龜田藩 一中隊
　　　 應援 本莊藩 一中隊

一 大須郷 先鋒 佐藤日向 一中隊
　　　　 應援 荒川久太郎 一中隊

一 小瀧口 先鋒 矢嶋藩一小隊、澁江內膳一手
　　　　 應援 遊軍 肥州一手

一 及位口 古內左惣治手

　但笹子村根居にして番兵甑ヶ峠防禦、尤も敵の形勢により進擊。

一 矢嶋根居同所應援 筑州

一 升田口 梅津小太郎手、矢嶋勢一小隊半

但百宅根居として番兵據山中見合。

應援　筑　州

一　祓川口　矢嶋半小隊

但防禦、尤敵の形勢により人數繰出。

右之通進軍、聊猶豫ありては敵の謀に落つへきに付篤く注意あるへし。附て著陣の上は、地理に熟したる者を以て口々探索肝要なり。且つ敵の形勢により討入苦しからす。猶軍令條々を確守するは勿論なり。萬事人民の迷惑ならさる樣盡力すへく、人望向背の歸する所細小の事に因る。衆人へ屹度沙汰あるへし。

此日總督本營より、戎裝勝手にて出勤あるへきの命あり。

時勢益切迫、依て大館境界に警備の士を增し置く。

○七月十一日　朝辰の刻由利郡に向ひたる惣軍、進て平澤村に宿陣。昨十日爾後官軍を三手に分ち、薩長肥小倉の諸隊金山村に討入、三手合隊益々勢力を得左右より挾み討にし、其將番頭梁川播磨、目附五十嵐岱助の首を斬る。是日首を捕ること二十餘級、分捕品も亦多し、官軍少しく死傷あり。二兇の首は久保田に送り、其他は院内村に梟首す。其文に曰く、『此者共主人と共に反逆を企て奉背天朝、重々惡逆無道の所業少なからす。剩此度官軍へ抗し候處、自然天譴を免れす加誅戮候間、萬人見せ

しめの爲め令梟首ものなり。』

是日より矢立峠（津輕境）諸口警固として、佐竹大和より鐵砲頭を始め兵士足輕等を嚴重に備へ置きたるを申立る。

小貫宇右衞門に執政を命す。

高瀨權平、布施銀平、高橋傳吉去冬中脫走せしと雖とも、朝廷及ひ我か國家の爲め周旋盡力の效あるに付、格別の思召を以て前後の例に拘らす再ひ士籍に召し返され、舊奉給の通下し置かる。外に小人四人も亦然り。

○七月十二日　軍將古內左惣治手へ菊章御旗渡し置かれ、岡本又太郎參謀局より拜受せり。

金山に陣せる薩長肥の兵、拂曉應援に及位に赴くに、新莊より賊來寇の急報あり。乃ち兵を還して新莊に援す。本莊の兵も來著せり。共に警戒を嚴備せり。

小人差引役志村直吉、砲館詰役篠田易五郎、津輕へ使者の名稱にて搜索を命し出發せしむ。學館詰役土肥文之進、角館給人學館寄宿生平澤宇吉南部へ同上。

矢立峠へ關門を設け、大館より古內織部組五十人をして警備せしむ。

是日荒川、佐藤の隊は大須鄉より進軍觀音森の山麓に宿陣し、澁江の一隊は小瀧村より進み、翌十三日黎明觀音森山上に達せり。

本月十日、大政一新萬機親裁云々の書面達したるを以て、是日勘定奉行高久祐助を京都に遣り其奉答書を呈せしむ。其略に、

大政一新萬機親裁あらせらるゝに付ては、中將儀祖先勤王の遺志承述方向相定、逆類に不黨の趣き被聞召奇特の事被思召、不日官軍大擧進擊被仰出たるに付藩屛禦侮の任を不辱、愈以て戮力奮發可仕重き御沙汰の趣畏り奉り、重疊難有存し奉るなり。右に付、重臣を以て可申上も一ト先つ奉答に及ふなり。

○七月十三日　拂曉龜田隊先陣、本莊、肥州勢とも小砂川口に向ひ同村に放火せり。

溢江手は今曉觀音森山上に先登し、佐藤、荒川手も亦タ二手に分れて登山せり。後合隊して砲發連戰、此時溢江勢も亦タ來會、終日苦戰遂に山上に宿陣を張る。此日官軍少しく負傷あり。

莊內、新莊に來侵、官軍防禦終日苦戰せり。

時勢を圖り、事務官と雖とも筒袖にて出勤すへき旨を申渡す。

○七月十四日　討莊に付津輕越中守より出陣願あるに付、官軍應援として新莊へ出兵すへきを命したるを以て、秋田領地行軍の節は百事差支なき樣にと、澤殿、醍醐殿列席にて下命あり。

觀音森、小砂川に向ひたる兵隊終日砲戰止むことなし。

溢江の手は本營を觀音森の山上に居へ置き、武頭二タ組をして梭ノ澤に向ひ進擊せしむ。荒川、佐藤の

隊及ひ仁賀保の勢は、西ノ峯の麓より討入處々にて砲戰、遂に道路を誤り小砂川に出て肥州勢と同しく宿陣せり。

新莊宿陣の官軍は早天より兵を繰り出し、賊敗走せり。官軍益進んとするの際新莊勢（奥羽同盟を佐くるもの）、肥州、小倉の後ロより砲發賊勢を援く。且つ莊賊大勢押し來り四方に放火せり。是時、新莊藩主も亦親ら其城に火を掛け家族を率ゐて退く。薩州勢之を擁護して院内に入る。官軍止むことを得すして退く。

參謀上田雄一より矢嶋口手配分隊左の通り申達あり。

小瀧口	梅津小太郎手の內	士分一隊、銃兵一隊
祓川口 應援	古內左惣治手の內	士分一隊、銃兵一隊
矢嶋根居	古內手の內	木境口へ十五人つゝ番兵

右院內口官軍勝利、其他諸口探索申越たるに付右の通り手配を改めたり。

○七月十五日　諸口終日砲戰小勝敗あるのみ。

是夕賊より小砂川口に夜襲あり。諸手持口にて逆戰。刀番關口小彌太に旗奉行を命し、菊旗を奉して古內手に赴かしむ。

さきに仁賀保兩家孫九郎、兵庫天機伺として參朝し、且つ出兵先鋒願と米千俵獻納を願ひ置きたるの

處、奇特の儀なれとも小家のこと故出兵は其儀に及はす、領内を嚴備すへきの下命あり。獻納米願は十七日願濟となる。

家老小鷹狩源太に命して横手に赴かしめ、評定奉行藤井此面之に副たり。軍務を整理せしむるか故なり。大監察加藤左門も亦之に從ふ。

新莊口官軍疲勞に付、應援差出すへく參謀局より談判あり。新莊より急使を以て應援願申出たるか故なり。

分封播摩守より出兵の隊伍軍列帳を以て、何時なりとも下命に應し速かに出陣致すへきの申立あり。

是日公より總督以下三卿へ進せられたる物あり。左に、

刀	大和包次	一口白鞘	九條卿へ。
金		百兩	
吹拔上金		二十目	
花吹上銀		百目	
刀	關兼則	一口白鞘	澤卿へ。
金		百兩	
吹拔上金		二十目	

花吹上銀　　　百目　一
刀　　城殉了戒　一口白鞘｝醍醐卿へ。
　外同上
其他參謀以下へ賜はる所左に、
　短刀則光一口白鞘、金五十兩　　大山格之助へ。
　短刀國弘一口白鞘、金五十兩　　前山精一郎へ。
　畝織一疋、金三十兩　　會計方へ。
○七月十六日　本月四日捕獲せる仙賊に誅を加ふ、副督人をして之に臨ましむ。遂に之を梟首す。
本藩兵久太郎、日向隊、及ひ肥藩隊を以て小砂川間道より卒然女鹿へ襲撃、同村及瀧ノ浦を放火せり。時に賊兵五六百人吹浦の方より應援あり、大苦戰となる。肥藩の應援を得て小砂川へ引揚る、鑪田、本莊、肥州は三手に分れ三崎に進むと雖とも、賊地の利を得たるを以て討入ることを得す、鹽越、關村等へ退き陣す。此時筑前兵隊及澁江武之助手は八嶋より應援あり、兵勢又タ振ふ。是日諸口の死傷甚た多し。
澁江內膳一手は觀音森を守り砲戰す(この手翌十七日朝鹽越に退く)。

津輕深浦港に於て莊內の賊艦を奪ふ。初め莊內賊艦の深浦に入港するを聞くや、藩兵十餘人へ副督の兵士四人を添へて同港に遣り、弘前藩士伊藤某を先導せしめ艦中に移り其狀情を糾問するに、艦中兵士一人も居らす船方水主十二人あるのみ。弘前出役松浦某を訊問するに、右船は莊賊兩人使節として、弘前脫走者七人を送り屆る爲め當港入津、去る十二日上陸に付、速に召捕るへきも逃走其蹤跡を見す、船底に積みたる旋條銃二百挺は、莊賊より援兵乞願の爲め弘前へ贈與する所なりと雖とも、弘前にて之れを納れす、故を以て其儘に付し置けるなり、と云ふ。其答辨甚模糊に屬せり。終に此船に乘り深浦を發して秋田に歸る。

秋田藩出張

士分　須田龍之進　　士分　三輪俊之助　　士分　赤尾關功
士分　棚谷內藏助　　士分　芳賀村治　　士分　宇野彌三郎
士分　轉野佃　　士分　瀧田喜藏　　步行　田村助作
步行　下田傳藏　　步行　小室東馬　　小人　伊川忠治
小人　土橋粂吉　　小人　笹嶋力三郎。

副督內

佐々木三郎兵衞　　脇屋式部　　岩谷鬼三郎　　金輪五郎。

分捕器械

一　三本帆柱船　亥象丸、和船　長サ二十三間

一　英式旋條長銃　二百挺二十挺入十箱

一　石　炭　三百石目

一　糧米四斗入　十三俵

一　船章地白朱ノ丸　大小三流。

莊賊並弘前脫走人の姓名

賊　使　酒井馬之助　同　上　本多小三郎　弘前脫藩　石郷岡一得

弘前脫藩　佐藤伊吉　同　上　本多德藏　同　上　佐藤忠藏

同　上　成田喜代之助　同　上　菊地喜代太郎　同　上　竹森半治。

佐竹大和、其隊下戰士、其他役々をして矢立峠に遣り境界を警備せしむ。

院內口切迫に付至急應援すへき旨、總督より中安泰治へ達す。泰治、即日矢嶋を發して之に赴く。

○七月十七日　討賊に付官軍討死これあり。上國より下向、朝廷の爲め身命を遠地に抛ちたる哀憐に堪へす、責めては厚葬を營み、寺院に於て供養し忠魂を安し度段、公親書して之を伺ひ申達せり。

梅津千代吉手新莊口應援として出兵の處、梅津小太郎、古內左惣治の二手矢嶋口より新莊へ回りたるに

付、千代吉手は轉して本莊口に向ふ。十五日參謀局より談判あるによるなり。豫て生保內村へ出張せしめたる兵隊は、官軍應援として院內口に進軍すへき趣佐竹河內へ申達せらる。

白土庄兵衞、總督府より官軍大病院掛を命せらる。

仁賀保孫九郎天機伺濟にて此日我公に謁見、公と若公とに進獻品あり。公之に酬ふ。

○七月十八日　小貫又三郎鹽越より久保田に到著。本月十三日より十六日まて觀音森對陣、並女鹿進擊放火等の始末を公に上申す。

用人飯塚傳也病を稱して出てす。

軍將梅津小太郎、遊軍頭中安泰治、兵を率ゐて院內へ著、薩長肥倉の四藩と會議。役內口の內湯ノ臺は仙臺領鬼首へ通する間道あるを以て、鐵砲頭吉成掃部の一手を遣りて守衞せしむ。小太郎西馬音內、泰治横堀村に轉陣せり。

○七月十九日　過日購求せる蒸汽船へ能代港にて銅積み入れ出帆に付、總督府より應援兵三百人或は五百人と、洋銃五十挺、軍艦一艘速に差向けられ度趣き大總督へ請求せられたり。

是日楠英太郎由利海濱にある諸隊に來り、總督の嚴命を傳へて左の條件を演達す。

一　諸軍引續き爭戰苦勞に存する事。

一　追付軍艦差回すへきに付、小砂川、觀音森引揚の儀は決して相成らす。諸兵繰換へ堅固に守るへし。

一　來る二十一日、二十二日頃軍艦人數積込鹽越迄指し回、當地に於て軍議の上、何れの地なり可然處に乘込覺悟なり。右に付鹽越、吹浦、酒田海邊、磯深淺等故障なき地を測量すへき事。

一　參謀兩名の內近日當表へ差越へき手都合の事。

一　醫師薩刕備刕人兩名、大總督の良醫にて處々治療したる人、今明日中當表へ著すへき事。

一　於諸軍應援等催促せる者も之れ有る由、當口は攻口三手に成り諸兵八百人もあれは應援を請ふを許され難し。此後死亡負傷半數を過るあらは人數を繰出すへし。夫れ迄の處は應援兵一人たりとも指出難し。

一　疲勞に依り種々虛病を僞り、憶病にて軍場に臨まさる者詑度可申立事。

澁江武之助病氣に付、右代として小田野刑部出發古內左惣治手に矢嶋に赴く。

新莊領鹽根坂へ若狹附屬院內、湯澤、横手の兵八十人を遣りて守らしむ。

泰治、横堀を發して湯澤に宿陣す。

〇七月二十二日　本月十三日討入に付諸隊兵數日露營、輕卒に至るまて難儀せるを慰勞して澁江內膳其他の諸手に酒を賜ひ、併せて各藩兵隊に酒肴を賜はる。

參謀大山格之助鹽越に著陣。卽日軍議あり、『官兵乘込の汽船も追々當表へ著岸なるへきに付、其上一圖に討入遂成功へし。』と、右評決の上酒筵を開き勇氣を養はしむ。

總督より渡されたる書あり、右は各地出張の兵隊へ普及可相達趣なり。

當春伏見戰爭以來、引續東征各地の討入に於て忠奮戰死せる者、日夜山川を跋涉し風雨に暴露、千辛萬苦邦家の爲め終に殞命せる段深く不便に思召さる。其忠敢義烈、實に士道の標準たるを以て叡慮の餘、此度東山に於て新に一社を建立、永く其靈魂を祭祀せらるゝの儀仰せ出されたり。尙向後王事に身を殲し益可抽忠節、且戰死の者等、其藩主に於ても厚く朝旨を可奉體認旨仰せ出されたる事。

五　月。

全良寺、西來院の兩寺を借り入れ病院となす。

○七月二十三日　上國より官軍五百人位男鹿近傍江川なる地に著岸、澤右衞門權佐より書翰あり。振遠隊々長土州石田英吉、薩州大河原彌兵衞より屆申出る。副嶋次郎乘組來り、公之に面せらる。

右書翰の文左に、

前略、抑今般仍朝命九州洗兵追々貴藩へ繰出たり。就ては糧食其他缺乏の物品申入あらは夫々供給賜はり度、下官より可申入由に付宜しく願入るゝなり。委曲は副嶋次郎よりも可申入、何も皇國の爲

め盡力せらるゝ樣願入るなり。

七月十九日　　　　　　　　　　澤右衞門權佐

佐竹中將殿。

○七月二十四日　昨日江川へ著艦の參與副嶋次郎、三殿へ勅諚申陳へたり。而して其率ゐたる兵隊、長崎振遠隊五百人なり。

新莊藩主は曩きに院内に入り、後姑く營を湯澤に移し居るの處、其宿陣所を矢橋村に設け置き、同所に引退き然るへき旨公より三殿へ稟申の上申送ると雖とも、本國の兵士を指揮するは却て湯澤の地を便なりとし辭謝して來らす。先是、藩士國安又三郎、小山虎之助二人を米澤、莊内地方に發遣し、賊情の動靜を探偵せしむ。是日二人米澤を發し越後に赴かんとす、途次賊の爲めに暗殺せらる。

津輕家兵隊應援として土崎湊へ著船。隊長館山善左衞門、田中宗右衞門、和嶋安左衞門、成田求馬にて、惣隊合せて百八十人許。

鹽根坂の番兵、賊の間諜一名を獲たり。頃ありて賊四五十人襲ひ來り、我か樹木を伐採する鄕夫を脅かす。我兵長藩と共に之を追ひ退く。

○七月二十五日　鹽根坂各所の臺場へ秋田兵を備へ置きたるに、夜前より賊潛に來り、此日曉天我不意を襲擊し、又向山より砲發烈し。我兵一たひ奮進すと雖とも死傷あり、利あらす。長州、肥州、

小倉の隊來り會すと雖とも機に後れて退く。此役や、仙臺、會津、莊內、米澤、山形、上ノ山六藩の賊兵にして其勢益猖獗、衆寡の勢敵し難く到底防禦すへからす。此上は追々官軍の來援を待たんより他に策なきを以て、大山若狹より其進軍を請求あり。

役內口の備は寡兵手薄なるを以て、秋田中安勢と薩州勢と共に、眞木澤口邊所々に番兵を嚴備し砲壘を築く。

院內口手薄に付、小太郎に命して應援せしむ。中村口には物頭山縣三郞一手、銀山口には物頭代として八木藤兵衞一手、院內口には物頭白土第力に命して出張せしむ。小太郎、此夜殘兵を率ゐて銀山に著せり。同夜各藩と協議、第力、藤兵衞の二手を遣りて矢嶋小敷峠を守らしむ。

〇七月二十六日　朝辰の刻鹽根坂より賊徒來襲。大山若狹手蹈み止り戰鬪に及へるも、新莊勢引揚となり賊の爲めに歸路を絕たれんとするを以て、卽ち院內に退く。

笹子口手薄の趣き監軍上田より古內手へ申越、卽ち武頭一手、戰士等夫々繰出す。

弘前應援の兵隊來る。二十八日限り當地へ著陣の筈に付、人馬繼立等百事手配あるへき旨澤殿より達しあり。

執政眞崎兵庫、本月六日京都出發本日歸著せり。右は、本國の人情を鎭定せんか爲め歸國致したき趣き上願し置くの處、右聞し召され、朝旨貫徹國論一定の儀盡力すへき旨の命を蒙り此日來著せるなり。大

監察中村又左衛門も同く下著。

深浦港に於て分取せる洋銃二百挺の內、百挺は總督より下け賜はり、殘百挺は總督本陣に差し出せり。

監軍より諸口の隊長へ達せられたる賊地探偵の布告書。左に、

一 酒田表十六日より津留、去る二十三日津明。

一 六日、七日新莊へ松平權十郎大將にて大戰、會、米、莊、仙の人數四百人許討死の由。

一 十五日頃役人千五百人斗農兵千人斗り。

一 二十四日吹浦にて人足共千五百人斗、松平權十郎大將なり。

一 十六日杉山弓之助知行二百石取揚られ蟄居、代黑田市郎左衞門。

一 酒井左衞門二十日、二十一日頃女鹿まで百姓風にて來る、二十二日城下に歸る。瀧ノ浦迄馬上二十騎斗にて來る。

一 官軍四萬人繰出の評判。

一 新莊口にて物頭討死。

一 女鹿にて農兵頭一人討死、中々痛敷人の由。或は小屋內に切られ候由。

一 酒田沖蒸汽一艘。

一 二十五日、二十六日鹽越燒打の由。新徵組百五十人斗にて出張何處迄も討入の積。

一　小砂川の者十八人不足の由。
一　同所へ鍋嶋勢妻子引連住居の噂。
一　新莊川船の者二十四人入牢。
一　上林高野村は酒田より二里手前。
一　船場丁長左衞門附ヶ船。
一　酒田港船數百艘餘。
一　小砂川者四人入牢。
右は酒田邊の探偵方鹽越町方に於て取調差出したるに付、諸陣へ布告するなり。
七月二十六日　監軍。
○七月二十七日　副督より達せられたる書面あり。梅津小太郎一手、院内口手薄に付爲應援出張すと雖とも、追々官軍到著に付ては以前の如く矢嶋へ出張申付る。尙又別紙を以申達たる如く、戰士まて引纒無益の附屬等相省くへく樣相達すへき事。
（別紙）
此度諸口へ出陣の面々、戰士外無益の從卒等夥しく召連るゝやに相聞得、長々在陣中費用は勿論、追々官軍も到著に至り終に國力も竭き果て奏功成りかたき場合に相及ふへきに付、早々引取るへき樣

出張先きへ可申達。尤も舊弊に拘泥し、尊大の構へを以て無益の附屬を召連るゝ儀屹度相成らす。

此段至急申渡すへし。

過日著艦の長崎振遠隊士分三百五十八人を以て川尻村の內藤森に於て調練せしめ、三殿及我公臨場にて一覽せらる。

公麾下の隊を以て銃隊と爲し、鐵砲の術を研究せしむることゝなす。

是日賊兵院內口に來襲、官軍長州、小倉、新莊、大山若狹手之れに應し杉峠に砲戰し巳牌にして止む。大山若狹家來院內より急著せり。本月二十五日鹽根坂苦戰以來官軍不利なるか故に、至急援兵を請ふか爲なり。

京都に於て達せられたる書、大旨。

佐竹右京大夫

賊徒益猖獗恣に近隣の小藩を剽掠し、無辜の蒼生已に塗炭に陷らんとす。斯る形勢にて自然遷延時機冱寒に及ふときは、禍亂止む時なく國事艱難不容易儀に付、肥因及諸兵隊迅速出兵仰せ付らるる間、其藩にも國內の兵を擧け諸軍と同心戮力、直ちに賊の巢窟莊內を屠り奧越の官軍と相應し、從來祖先勤王忠節の遺志を體し、急度勉勵盡力速に平治の功を奏し、宸襟を安し奉るへき旨御沙汰に候事。

諸軍へ

賊徒掃攘只管奥羽平定を被爲急は、辱なくも至尊新に萬民の父母と被爲成、普天率土一夫其處を不得も尙難被爲忍、況んや世亂流離の窮民憫然に思召さるゝに付、出先に於ても此旨を奉體し、小民を憫み附順の者安堵せしむへく御沙汰に候事。

戊辰秋田藩戰記　卷之二

○七月二十八日　龜田家老大塚織部來る、又太郎、覿負接見せり。

總督より達せられたる書。左に、

弘前藩四小隊鹽越表へ爲應援出兵明二十九日より可罷越に付、宿驛不都合無之樣觸達すへし。

是日莊賊木境口、百宅口より矢嶋在陣の古內左惣治を襲擊す。左惣治出てゝ戰はんとするも、賊我營所の後山より直下連發兵勢甚熾なり。又我か陣營に火を放つ。是日防禦するに由なく敗れて館前村に、退く、百宅口に備へたる武頭の兵も亦支ふる能はすして逃る。中村口の內眞木澤には薩、長、肥、小倉、新莊及泰治の兵、賊と大に戰ふ。我兵利あらす橫堀山の傍に引上く。

本道朴木澤より賊進み來る。長州、小倉、若狹の兵逆へて砲戰、小倉の兵私かに山上に登り擊て之を破る。

銀山口には長州、小倉、及小太郎の兵は南澤より進來の賊兵と戰ふ。肥兵大砲を發して之を擊つ、賊屈せす。我兵死憤、夜遂に岩坂山下に追ひ却く。

○七月二十九日　本月十六日、津輕深浦港に於て賊船を奪ひ取りたる十四人の功勞を賞して、副督より分取銃各一挺つゝを賜はる。

弘前藩四小隊、鹽越へ應援として是日出兵せり。

勘定奉行高久祐助本月十二日秋田出足、是日京都著天機を伺ひ奉る。且つ其向へ差出たる書面。左に、

大政一新萬機親裁あらせらるゝに付、右京大夫祖先勤王の遺志を承述方嚮相定め、逆類不黨の趣聞し召され奇特に思し召され、不日官軍大擧進擊被仰出たるに付、藩屏禦侮の任を辱めす、益以て戮力奮勵可仕重き御沙汰の趣奉畏重疊天恩の重きに堪す。右に付、別に重臣を以て可申上も一先ッ御請申上くる也。

長州、小倉及若狹の兵中村口に向て應援せるも、黑森已に破るゝを以て院內に引上けたり。

薩、長、肥、小倉、新莊の兵中村山に戰ふ。泰治の兵賊壘を橫射す。此時賊の援兵猛進、衆寡敵せす橫堀へ引上けたり。

小太郎、泰治兵を合せて中村山の內字太平山に進み、東山の麓に戰ふ。小太郎槍士に命して突入せしめんとす、黃昏に至るを以て止む。此時各藩の兵已に引上けたるを以て、我後を絕たるゝの慮あるに因り

横堀に引上けたり。

若狹の分隊杉峠にあり。諸口已に破るゝを以て不得已院内に退く。

○八月二日　軍將宇都宮四郎一手院内口に向て進軍。番頭梅津專之助土崎港に在陣せるの處急出兵、瀨谷和三郎用人代として侍鐵砲の一隊を率ひ皆院内口に向ふ。大筒小筒の兩行各十五名、亦同地に赴く。

鹽谷彌太郎に小場小傳治代り軍將を命し、新屋口に向て進軍せしむ。寺崎藤九郎代り、檢使として酒出和泉之に屬す。陣場奉行兼小荷駄奉行西宮長之進、目付小野崎主典、武頭平元均、蓮沼七左衞門、組頭藤本爲八、大嶋與十郎、旗奉行大嶋新六、戰士、與力若干名なりとす。分封播摩守の兵二小隊八十九人之れに屬す、隊長は大田原祖助なり。

海濱の諸軍は退て本莊を保守す。

茂木筑後より南部藩國情の探偵を報する。左の如し。

一　花輪、毛馬内、勢田石、石野、土深井、松山、銅山、新田等へ兵を押出したる趣にて、從來の兵より一層の人勢を増加したるよし。

一　昨日未刻、境界なる十文字長根より大軍進入せりと雖とも、一ト先ツ土深井村へ引纒めたる由。

一　兵士皆ゲヘルミニゲル銃を持ちたる由。

一　彼國の者我領民に結婚せる者より來報あり、一兩日間に我境に討入すへしと。

一　今日彼の將校たる者三隊位到著、兵隊を部署し居るよし。

○八月三日　家老眞崎兵庫に惣軍の指揮を命して湯澤表に向て出張せしむ。加藤敬吉之に副たり。

昨二日、藩主軍事に關する諸官員を陰ノ間へ招集し、親ら問ふに軍務の緩急を以てす、依て是日一統より一件の要旨を上陳せり。其一に曰く、君公速に親ら出馬あるへし。其一に曰く、賞罰を實施して士氣を奮勵せしむへしと、皆之を納る。

執政戶村十太夫、用人金大之進、飯塚傳也、平元正、膳番兼納戶役秋山直生涯蟄居科に處し、各其嫡子をして家秩を襲かしむ。其罪科の條目略文を記すること左の如し。

家老兼傳役　戶村十太夫へ

奧州列藩於仙臺白石盟約の節、伺の上可及調印の所切迫の談判なるを以て不得已押印に及ひ、且つ副督新莊より秋田へ轉陣の際隨兵を拒み、領内へ不入置樣出兵の軍將共へ及文通、重大の事件金大之進と相謀り、其所置於國體不輕次第重疊不埒に被思召。依之役義を免し生涯蟄居を命するなり。

用人　金大之進

戶村十太夫同樣仙臺へ出張を命せられたる節、奧州列藩盟約の一條及副總督隨兵を拒みたる取計、

十太夫主宰とは申しなから、重大の儀不及伺兩人にて決したる段重疊不調法の至りに思召され、役義を免し生涯蟄居を命するなり。

元用人　平　元　正

用人勤役中國是屹度立て置かるゝ樣可取斗處、却て因循一時偷安を主張せる段重疊不調法の至に思召され、生涯蟄居を命するなり。

用　人　飯　塚　傳　也

膳番兼納戸役　秋　山　直

多年重く左右に召し使れたるなれは專ら忠勤を勵み、安危之際に當て決然國是確立を取斗ふへきの處、却て因循一時偷安を主張せる段重疊不調法に思召され、役義を免し生涯蟄居を命するなり。

玉生六郎一隊をして土崎港を守衞せしむ。

三卿より藩主へ直に授けらるゝ所の書二通あり。其一は諸軍に令するものにして其略に曰く、『奧羽平定を急かせらるゝは、至尊新に萬民の父母と成らせられ、普天率土一夫其所を得さるも倚忍はせられす、況や世亂流離の窮民深く不便に思召さるゝなり。諸軍出陣先に於ても其旨を體認し、小民を憫み附順の者を安堵せしむる樣厚く心得へきこと。』其一は公に命せらるゝ所にして、其略に曰く、『賊徒益猖獗恣に近隣の小藩を剽掠し、無辜の蒼生已に塗炭に陥らんとす。斯る形勢にて自然遷延時機を失し迈

塞に及へは、禍亂止む時なきに付肥因及ひ諸兵隊迅速出兵せしめたり。其藩にも國內の兵を擧て諸軍と同心戮力、以て賊の巢窟なる莊內を屠り奧越の官軍に應し、祖先勤王の遺志を體し平治の功を奏し、宸襟を安し奉る可し。』と。

茂木筑後、兩使を花輪の南部吉兵衞に遣り違約督責及賊情を視察せしむるに、土深井、松山兩關門に於て使者の通行を拒み、且つ途次に兵備を置き道路を梗塞す。

遊軍頭介川敬之進、甲山隊を率ゐて院內口に進む。

本莊口の諸軍本日の備付を議定すること左の如し。

一上　高　屋　肥州
一中　高　屋　荒川
一天　上　坂　澁江本陣
一藤　　　崎　小野崎
一椶　袋　村　梅津千代吉手
一藥　師　堂　村　龜田一中隊、仁賀保人數
一吉　澤　口　本莊一小隊、龜田半小隊、筑州一中隊、津輕一中隊
一新　屋　敷　本莊一小隊

一　釜　ケ　臺　　津輕一中隊
一　遊　　軍　　佐藤一中隊。

梅津小太郎、中安泰治等橫手より兵を石成村に進む。

○**八月四日**　小野岡藤吉、須田政三郎に命して執政たらしむ。肥藩士牟田口德太郎、長藩士安村櫻太郎の兩氏より、砲術所同志者に面會せんことを申入る。乃ち小野崎通亮、畑江道弘等三卿の旅宿に面會す。兩氏說くに、『院內口の敗は我兵氣の振はさるに因り、依て速に藩主の出馬あるへし。』と。通亮等慨嘆に堪へす、乃ち牟田口、安村の二氏と共に之を藩主に稟告す。藩主奮然曰く、『出馬の事は旣に決して其準備を外官に命せり。其事明日を出つへからす。』と。皆感喜して退く。

出馬に付、此夜菊章天旗を渡し賜はる。

昨日茂木家より發遣せる兩使、花輪館に至り談判に及へるの所、兵隊を引拂ひたるの上吏に回答を發すへし、と云ふ。兩使歸途に上るに、南藩の兵旣に鹿角郡に充滿し逆意顯著せり。使者、夜に入り十二所に歸著す。

軍將梅津小太郎、檢使小野寺佐賀、院內口戰爭の節不都合あり、官軍怒りて院內を引揚たるか爲め、小太郎を免し石塚富之助をして之に代らしめ、佐賀を免し澁江兵部をして之に代らしむ。刀番町田小一郎、橋本助右衞門、三步行（步行、鷹匠、茶屋番）の銃隊一聯隊を引率して湯澤口に進軍せり。

○八月五日　藩主今曉寅刻を以て出馬、戸嶋村に宿陣。四家佐竹將監（手勢七十九人）、家老小野岡右衞門（手勢三十二人）、相手番大越源十郎（手勢十三人）、陣場奉行茂木左司馬、小荷駄奉行志賀爲吉、其他用人石井定之進、岡内之丞、膳番岡百八、前澤東市、刀番、物頭、目付等を始め、大小姓、小姓、內外官、步行、輕卒に至るまて上下五百三十餘人、其他惟神隊四十六人、及ひ東家々老等の手勢を合せて惣勢七百餘人なり。

佐藤源右衞門家老職再勤にて砲術所總裁を命す。

南部の國情順逆未た知るへからす、是を以て執政須田政三郎をして十二所に赴かしむ。澤殿の內旨あるに付、高瀨美濃をして同く行かしむ。

是日、澁江手始め諸隊皆由利郡吉澤口に進み上條村にて激戰、夜に入り內膳の一隊進擊極めて奮戰し、死傷も亦多し。夜半監軍より令を傳へて前鄕村に退く。

濱手の肥州勢は龜田の叛心に懲り、本莊も叛心あるやを疑ひ皆既に石脇村に退く。鹽谷彌太郎一手海士剝村に警備す。

花輪館所より兩使を以て茂木家まて申越したるは、『仙藩より强迫せられ不得已出兵せるものにして、貴藩に對し異心あるにあらす。依て土深井村の兵備は速に引拂ふへし。松山村の兵は毛馬內家の統理する所なれは、同家へ談し込みの上是又引拂ふへし。』と云ふ。

中安泰治一隊岩崎村に繰込む。地勢便ならす、午を以て進み、申を以て退く。

○八月六日　昨夜上條村へ進撃せる諸隊皆龜田領石脇村に退き、海濱の諸隊も亦同地に引上け、一村諸隊の兵勢簇て雲の如し。

夜に入り本莊城自燒、石脇村に屯集の諸隊夜に乘して悉く松ケ崎へ引上けたり。

藩主戸嶋村より進て境村に陣す。副督も亦出陣して境村に至る。澁江内膳、檢使小貫又三郎をして新屋口の危急なるを境村の本陣に報告す。隨兵椎神隊、及ひ大小姓の銃隊をして横手に向て出發せしむ、夜に入り程に上る。

十二所茂木家より、南部の國情探偵形を報道する左の如し。

一　八月朔日盛岡の兵隊四百人許鹿角郡花輪に出張せり、仙藩兵も加はれり。右の内百七十人は松山村へ出張なるよし。

一　同月二日毛馬内村へ二百人出張。此れも仙兵加はりたるよし。

一　同三日、同所へ二百人にて櫻庭氏並南部藩主の次男も來る由、此れも仙兵混雜の由。

一　同四日北家大湯の支配二百人來る由。

右各隊を以て、本月十日迄に秋田領へ討入りの準備なりと云ふ。其討入には必す黎明を以てすへし。

一　花輪、毛馬内兩支配に於て農兵千人つゝ取立て居るよし。
一　十文字野へ陣屋二ヶ處を造り、農兵放銃稽古せしむ。
一　同所へ大砲數門を備ふ。此れは澤尻、別所へ繰出す都合と云ふ。

南藩國情益怪しきを以て、是日茂木家より鹿角郡へ嚴備す。

相手番小場小傳治釆地の半を沒收し生涯蟄居に處し、嫡子をして家跡を繼かしむ。今春出兵大須郷宿陣中怯懦敗走　且つ再出兵の命あるも病と稱し奉命せさるを罰するなり。

是日再ひ茂木家より南部の探偵書あり。左に、

一　槍隊百三十八人、甲冑銃隊組百三十八人。
　右は本月四日毛馬内村を横行し居る。
一　本月四日夜、大砲三門兵士三十人許引添ひ花輪より毛馬内へ運搬す。此夜兩村の間人馬往還陸續曉に達す。
一　大湯へは楢山佐渡大將分として、其兵二百人許。
一　毛馬内は櫻庭氏大將分として其兵三百人許。
一　花輪は三百人許、松山は四十人餘。

是日又茂木家よりの報道あり。左に、

本月四日、兩使を花輪に遣り其兵備を解くへきを諭示し置きたるに、此日花輪より小田嶋某、關村某使として來り其言に曰く、旣に出兵せる諸隊を解き退くへき趣曩に貴答に及ふと雖とも、今俄然として兵備を解くときは、或は愚民の情態に關し各村男女動搖あらんことを恐る。故に之れを徐々せんと欲す。請ふ、之れを了得せられよ。と

南部國情の疑ふへきあるを以て、是日より境口澤尻村へ菅生數馬組槍隊二十八、鹽谷彥五郎組銃卒十人、外に斥候を出し、別所村へは澤尻市之丞組槍隊十八、銃卒五人へ斥候を副へ、葛原村へ新組十五人(獵夫隊にして石井辰藏之を率ひ)、外に遊兵として高宮源治、今右衞門組槍隊十五人、銃卒十人と斥候とを十二所本光寺に備へ、其他の兵卒は鄉學校へ屯集せしめ、砲臺を築き、木石等の警備をなす。

〇八月七日　藩主將に境村を發せんとす、副督の宿陣に至り更に軍議して、急に新屋口に轉陣せんとす。乃ち轅を還し卽日川口村に著陣、同所を以て假に本營と定む。昨日よりの急報あるに付、龜田の變心あるを慮てなり。

海岸の諸隊松ケ崎に於て相議し、賊地久しく在陣すへからさるを以て皆長濱村に退く。

內膳手にて、龜田の變心正確なるを探知し本陣に上陳す。

副督は境村を發し、橫手口に向ひ同地に宿陣せり。

仙賊小安村に屯集しあるの所、此日五百人雄勝郡三ッ梨村に宿陣の先觸あり。

古内左惣治大澤村より今宿村に轉す。

○八月八日　是日京都に於て、留守居村瀨清より辨事局へ上申したる書の略に曰く、『七月四日夜秋田に於て仙賊に誅戮を加へたる後其行李を點檢するに、火藥、放火器具、及秋田城下の繪圖等あり。彼れ機會を鬩ひ三卿の宿營を燒擊するの奸計にして、兩回まて潛伏せりと雖とも、警備の嚴なるか爲に事を施す能はすして止むと、捕縛者糾問の上白狀せる趣國元より報道あり。彼れか大逆無道なる言を俟たす。猶ほ本莊は小藩なりと雖とも深く朝命を重んし、勤王一致終始確然として賊中に孤立して動かす。此段とも併せて上申する也。』と。

藩公、本營を出て新屋村を巡視せり。

梅津隼人助、今宮伊豆、和田小太郎(無役同坐)を奇兵頭として、諸士二三男五十人つゝを率ひ瀧ノ下、豐巻、椿川へ警備せしむ。

由利郡へ出陣せる軍將鹽谷彌太郎病氣に付、右代今宮大學を軍將とし出兵せしむ。

仙北口賊焰益熾にして横手城切迫に至る。於是や城上にて警鼓を鳴らし、急に諸士老弱をして城中に引き入れ籠居せしむ。

佐竹大和、其隊下根本源三郎に槍隊二十五人を率ひしめ十二所に應援せしむ。

是日黎明、佐竹三郎陣代なる早川輔四郎、同佐五郎植田村より志摩村河原に進み、角間川村より來進の

賊兵三百餘人を破る。茂木秀之助、介川敬之進、梅津專之助等も應援して烈戰し、皆死傷あり。午前梅津小太郎、大山若狹等諸藩の兵と岩崎に進擊。官軍利あらす、小太郎大砲を棄て持田に走る。申刻を以て官軍再擧、小太郎先鋒す。復敗れて外ノ目村に退く。

是日仙賊雄勝郡手倉川原村に亂入せり。

○八月九日　執政又三郎、宇右衞門を川尻村本營に召集して軍議を議せらる。

隨從の惟神隊（一隊四十六人）を由利郡大聖寺村に出兵を命し、澁江内膳の隊下に屬せしむ。

先是、藩士富永典治、芳賀椿造なる者を龜田に遣り其國情を探偵せしむ。二人龜賊の爲に暗殺せらる。

横手城益危急に逼る。副督神宮寺村に轉陣。

是日本莊口の諸隊其備付を定む。

梅津小太郎か分隊武頭高屋五左衞門、白土第力、馬倉村なる日和山の要地に伏し仙賊數百人の進行を要擊し、若狹、泰治及小倉、新莊の兵と共に之を破り、尾擊して賊巢鴨ノ巢川を燒く。

執政須田政三郎、陣場奉行籠谷隆之進、下府小野崎鐵藏、其他高瀨美濃、宇野彌三郎、金輪五郎、野木馬之助、船越庄三郎等十二所に著陣、同所鄉學校を以て本陣とす。能代隊兵二十八人、大砲二門を率て十二所に至る。此日南藩の家老二人より戰書を贈る。而して我回答を待たす直に十二所口、葛原口、別所口より暴進來擊あり。筑後、政三郎等拒戰するも事不意に出つるを以て防止する能はす、賊益進んて十二所

民家を燒く。於是や、筑後其居館を自燒し扇田村に退き、遂に岩瀨村に保す。大館口、雪澤境も亦南賊襲來、大和か隊兵之を防く。是夜鬼ヶ城山にて戰ふ。

南藩家老檜山佐渡、向井藏人より茂木筑後に贈る所の戰書大旨。『今般莊内再討の朝命あるは其何故なるを知らす。其德川家を囘復せんとすると、薩邸に暴動せるを咎めて罪させんと欲すと雖とも、君臣の分元より恕すへきを以て、既に業に奧羽同盟の上討莊の兵を解けり。且つ九條殿盛岡滯陣中、兵力を假らすして奧羽を鎭せんとの命あり。然るに今又秋田に轉陣の後故なくして再討の命あるは、或は執政者の私怨に出つるに非さることを得んや。然るに、貴藩却て之に與し白石同盟の信に背き、加ふるに恣に仙使を暗殺梟首せるは何事そや、殆んと疑惑に堪へさるなり。莊內にては仙米其他諸藩と力を合せ、貴藩に向て問罪の兵を擧けんとして弊藩に其應援を促す。故を以て弊藩も亦兵を國境に出せり。然れとも貴藩の弊邑に於ける親姻舊好あり、萬一干戈を接するに至ては祖宗に對し何の辭あらんや。依て慮を重ね心を改め、速に解兵して奧羽同盟の約に復し、奸邪を除き萬民の塗炭を救はゝ眞の勤王たるへく、弊邑力を盡し貴藩の爲に此事を同盟に周旋せん。若し答書遲々に及はゝ各藩既に約期あり、已を得す兵を貴境內に進めん。』

右に付筑後より答書の大旨如左。

九日發の投書、國家の重事にして自己の專決すへきに非らす、事を寡君に計るの間數日猶豫のことを

申入るゝも、承諾せすして即日討入せらるゝ上は今又何をか言はんや。然れとも今寡君の來命あり、左に之を陳告せん。抑寡君か羽州鼓舞の朝命を蒙り、即ち莊内へ使者を遣り勤王を奬勵せるの際、主人不在にして其歸國なきに於ては確たる返答に及ひ難しと云ひ、後何の返答なきを以て見るときは、同家の德川氏に於ける君臣の義を重し、會津へ同心し朝命に違背するの情定めて顯然たり。彼の白石に於ける、列藩同盟し討莊の兵を解きたるか如きは、我か使節戸村十太夫、金大之進か仙藩の暴威に畏縮したる所以にして、極て寡君の本意にあらす。而して九條殿か兵力を假らすして奥羽を鎭定せんとの命あるは、素より我輩も亦感佩する所なり。然るに秋田轉陣故なくして再討の命ありと云ふに至ては、大に事實に反せり。仙米莊等の諸藩より我を誣て其同盟に背くを責め、兵を出して我國境に迫れり。然のみならす、仙使數人我國に强迫し、其上放火の奸計露顯に及ひたり、故を以て急に捕へて之に誅戮を加へたるなり。請ふ、篤く之を明察せられよ。且つ來命の如く、貴藩と弊藩とは舊來の隣好なるのみならす、同しく天朝の金枝玉葉にして、固より天朝と浮沈存亡を共にするの系類なれは、德川の臣下たる家筋とは豈に同視すへけんや。是を以て、當春中貴藩の懇願に對し當家の親睦を結ひ、舊義を厚ふし、共に天朝を守護せらるゝの厚意と確信し居る所、豈計らんや仙臺へ合體し、不意に我か境に討入せらるゝは舊來の信義に悖戾するに非すや。然のみならす、三卿滯陣官軍數萬徵集せらるゝの際にして、貴藩の出兵即ち朝敵の名を逃るゝ所なきに似たり。舊親の情深く嘆惜する

所なり。冀くは朝廷藩屏の義を盡し、熟慮改心朝敵を戮し、上宸襟を安し下萬民塗炭の苦を救はるゝあらは、奥羽旗頭の朝命を蒙られたる旨にも適ひ、芳名を天下後世に輝さんこと貴藩の爲に祈望に堪へさる所なり。軍務多端縷述を要せす。

○八月十日　本藩にて買入れたる汽船へ薩人橋口次郎乘込み、昨日能代港に來著す。是日土崎港に達せり。

藩主川尻の陣營を發し、總督府旅館に至り軍事を稟申す。以來日々之を例とす。

是夜より川尻村渡上に關門を設け不寢番を置く。

執政より本莊口出陣の諸隊へ命令する左の如し。

賊徒猖獗追々來寇の所、諸隊激戰盡力の條奇特の至りに思召され、尙又入侵不相止に付、今般藩公新屋關門まて出馬せられたるに付、一同盡力干城の任を盡し、勉勵勇戰速に奏掃攘之功可奉報國恩旨御沙汰候事。

是日軍中慰勞として一同へ酒肴を賜ふ。

平鹿來進の賊益猖獗、橫手城危急旦夕に逼る。諸軍長議しらく、開城して大曲村に退かんと。出陣の執政眞崎兵庫、小鷹狩源太等戶村大學に言て其開城を勸む。大學聽かすして曰く、中祖以來累世此に城代たり。吾不肖なりと雖とも、一九一矢を發射するに及はすして退かは何の顏ありて罪を主公に謝せ

ん。防戰死力を竭し、力及はすして斃るゝは此吾分なり。』と確然動かす。於是、大學は既に孤立籠城に決したり。此時中安泰治既に大曲村に退くと雖とも、眞崎兵庫急に泰治に令を傳へ、若干の兵を増し大學に應援せしむ。

澁江內膳河邊郡左手子村に轉陣し、諸隊攻守の部署を定む。

小野崎三郎、介川敬之進も此日を以て左手子村に轉陣。

本莊城主六鄕氏既に本城を自燒し、來りて我藩に歸し佐竹將監宅に寄留す。

南賊大小茂內村を燒く、大和か兵之と戰ふ。茂木、須田の兩將早口に轉陣す。

○八月十一日　藩主從軍の武將田中數馬をして銃卒を率ひ、仙北筋の戰地に赴かしむ。

醍醐參謀、秋田城下を發し津輕に赴く。同藩を鼓舞し南賊を討伐せんか爲なり。

横手城陷る。是日、賊兵横手城に蝟集市街を放火し、城東の山下より榴彈を發して本丸を燒く。大學消防暇あらす、焰炎二ノ丸に延ふ。大學の兵士死力防禦するも及はす、其隊二百八十八重圍を衝て高梨村に走る、死傷極めて多し。古內左惣治、介川敬之進等應援として角間川村より之に赴き、田村、八柏の間に賊兵を敗る。是日左惣治か旗奉行關口小彌太、武頭を攝して勇進戰歿す。中安泰治及新莊の隊横手に應援すと雖とも、大學と議合はすして兵を還す。

和田小太郞、今宮伊豆奇兵隊を率て神宮寺村に著す。十三日迄滯陣。

大館城代佐竹大和、秋田郡鬼ヶ城及鳳凰山にある所の賊を逐て之を破り、終に雪澤山に進む。

○八月十二日　戰地より城下へ報告等の爲早打は、使武者或は戰士の內より人撰差出すへし、其他の重任を擔任し居る者、及諸役者は戰地を離るへからさる旨を命令す。

執政小野岡藤吉病死。

藩主、出軍の各將卒に命令書を下す。其大旨に曰く、

此時節を體認し諸士は言を俟たす、輕卒幷に農商家に至るまて出兵せんとするものあらは申出つへし。有功のものへは左の賞譽を與ふへし。

一　將校に屬する者を捕斬するときは格別の賞を與ふへし。輕卒或は農商にして其功あるときは拔て武士となさん。若し證左なきときは然らす。

一　士族二三男にして戰功あるものは精査の上其身を拔擢すへきに付、各其頭役に於て調査申出つへし。

一　討死の者へは其戰闘の模樣により祿高或は金子を與ふへし。

一　接戰に及ひたる上は論を俟たす、苟も敵を見て一戰にも及はす退くものは斷然軍法に處す可し。

今般江都を改め東京と稱し、是までの江戶城に鎭せらるヽ旨京都にて命達あり。

茂木筑後、須田政三郎の兩將、秋田郡早口村より進て扇田村に屯集の賊を撃つ。火を放て大に之を敗る。是日拂曉賊中山村より來襲あり、大和、筑後か兵隊山館に戰ふ。賊、山館、澤尻兩村に火を放て退く。是日筑後、政三郎の兵隊賊を扇田村に襲撃し殺傷多く遂に之を走らす。大和も亦之を援し、其隊下短兵接戰死傷あり。

○八月十三日　藩主川尻村の本營にあり、親書して執政小野岡右衞門に名代を命し、且つ一文字助宗の佩刀を賜ふて仙北口に出陣せしむ。評定奉行介川作美、中川健藏之に從ふ。其親書の大旨に曰く、『賊徒猖獗横手城を燒却に及ひ、國家の大事に至れり。速に親ら陣を東南に移さんとするも、新屋口切迫にして要害の地なるを以て本地を去るへからす。依て卿に名代を命し仙北口に出兵せしめ、賞罰の大權を專任す。此上飽まで鏖戰の策を盡し、諸將校に至るまて宜しく指麾を加へ、上朝廷に對し下國家の爲に忠戰を勵むへし。』

執政小貫宇右衞門、勘定奉行佐藤時之助、郡奉行小野崎要、評定奉行會田多仲、町奉行石井宮作、副役渡邊主馬、駒木根昇を本陣に召集して軍事を議す。

大監察加藤左門、戰地より來て横手城の陷るを報道す。

總督府、藩主と共に矢橋病院に往き負傷者を存問し、賜與するに稻庭溫飩及ひ肴料金十圓を以てす。

菊章旗二流、佐竹大和、茂木筑後へ渡し給はり、評定奉行井口正兵衞之を拜受す。

副督神宮寺村にあり、諸軍に酒肴を賜ふて軍勢を慰せり。其言に曰く、『汝一統の者、是迄晝夜を分たす數度の戰爭、千辛萬苦感する所なり。然れとも今猶ほ賊兵跋扈の勢ありて、官軍徵勢之を掃攘する能はさるを如何せん。援兵の來著近日にあり、此上精々盡力奏功あるへし。』と。

副督より命あり、本莊藩の一小隊を內膳手に加へらる。

戸村大學、横手落城の後金澤より高梨村を經小杉山村に一宿。是日境村に著し散亡の兵士を集む。

辰刻、仙賊兩道より角間川に迫り、茂木秀之助、介川敬之進等矢嶋、新莊、肥前の兵と共に邀へ戰て大に之を破り、午刻を以て兵を收む。既にして莊內の賊兵大擧三方より我を圍む、官軍不利死傷最も多し。敬之進及橋本助右衞門戰歿し、瀨谷和三郎重傷を被る。賊遂に角間川村に亂入す。官軍退て大曲村を守る。

○八月十四日　　藩公、川尻村の陣營を上野東光寺に移す。依て從軍の兵士に慰勞の酒を賜ふ。

是日より佐竹將監(四家)、大越源十郎(相手番)に命して川口村渡上の往還を監督せしむ。

津輕藩主より大和へ陣見舞として、和砲六匁筒、三匁筒各五十挺を贈る。

今宮大學隊下角館給人、當時の形勢に付何地なり戰場へ出兵致度豫て申立ありと雖も、生保內口は要害の地にして間道も多く、殊に少勢手薄なるを以て、北家に屬し同地を警備すへき旨を令す。

神宮寺、副督本營に於て軍議評定左の如し。

一　古内左惣治手は殘らす大河原村まて引揚くへし。
一　小田野刑部手は馬倉村まて引揚くへし。
一　和田小太郎、今宮伊豆の兩手は下袋村まて引揚くへし。

早川輔四郎肥前兵の先鋒となり六郷村に迫り、賊兵を追擊して斬獲頗る多し。角間川口敵兵猖獗なるを聞き退て追分に陣す。澁江兵部の一隊は小倉の兵と共に長州の兵を援け大保村に戰ひ、志を得すして追分に退く。梅津專之助は新莊、肥前の兵と間道より進み六鄉の西北に戰ふ。賊兵衆にして勢銳なり、旗奉行堀尾茂力戰して之に死す。日暮大雨兩軍交綏す。是夜、副督令を下し盡く雄物川の北岸を守らしめ、南岸諸山の警備は別に部署を定む。

太政官への屆書。其大旨左に、

今玆四月中奧羽鎭撫總督仙臺に下向せられ、仙藩へ會津征討、弊藩へは莊內追討の朝命あり。速に出兵、猶澤副督と相謀り莊賊と戰鬪に及ふと雖とも、莊內國境絕嶮にして容易く討入すへからす、一先解兵せり。其後九條總督を始め三卿久保田に會議し、卽ち七月六日より追々進軍、新屋口は澁江內膳、今宮大學、荒川久太郎、佐藤日向、小野崎三郎、梅津隼人助等隊長となり、其他肥前、津輕、本莊、矢嶋、龜田、仁賀保の諸勢合併せり。仙北口へは一門佐竹河內、同佐竹三郎、同戶村大學、同古內左惣治及澁江武之助、梅津小太郎、中安泰治、梅津千代吉、梅津專之助、介川敬之進、茂木秀之助、玉生六郎、

信太內藏之助、澁江兵部、町田小一郎、橋本助右衞門等を隊長とし出兵、外に薩、長、肥、筑、小倉、長崎の兵も協力接戰に及ひ互に勝敗あり。然るに仙藩を始め南部、龜田其他奥羽の各藩、勤王の正義を忘却し會莊の賊に黨與し、强暴猖獗弊藩の境なる院內の間道より襲來せるを以て、弊藩幷に諸藩の官軍死力を盡し防禦すと雖とも、賊愈侵入益暴進、雄勝、平鹿の兩郡幷に仙北郡も半は賊手に陷り、現今は神宮寺村に引揚け營壘を築き保守するのみ。且つ領內下筋十二所、大館の兩地へ南賊侵入放火刦掠するを以て、一門佐竹大和幷に茂木筑後、須田政三郎、小野寺主水、小場小傳治、箭田野民部等の隊長皆戮力防戰、一度賊を破り勝利ありと雖とも、既に仙北筋數十ケ所へ兵士を配付するの後にして當隊甚た微力、止を得す山本郡切石村まて引揚けたり。以後進擊勝利を得、賊兵少しく退去すと雖とも猶大館等の地に屯集せり。

前件の如く近藩讎敵の賊徒各其國內に跋扈し、實に孤立の勢に至れり。右形勢なるを以て、義堯八月六日を以て仙北郡境なる地に出陣、翌七日新屋口切迫の報道に由り同所口上ハ野へ移陣せり。澤副督は同月八日横手へ出陣、卽今神宮寺に滯陣。參謀は同月十一日を以て津輕へ轉陣せられたり。檜山鎭將多賀谷長門部下を率て大館に援し、是日を以て著陣せり。先是、仙北口の賊猖獗なるを以て應援之に赴くも、南賊の下筋口に進擊急迫なるか爲に途中より引返したるなり。

○八月十五日　執政小野岡右衞門は、藩主の名代となり昨日神宮寺村に著し、是日諸軍士奬勵の

演説をなせり。

副督より右衛門に命するの書あり。其旨に曰く、『本藩諸軍に監軍三名つゝを選設し軍律を森嚴ならしむへし。其人撰の如き其方の見込に任す。但し監軍は拔刀にて指揮し、怯懦卑劣に渉る者あれは目下に斬り捨つへく、容赦に及はゝ同罪たるへし。』

大村兵百十九人、島原兵二百人、平戸兵二百人、十一日を以て舟川へ著、此日土崎港へ著船。

介川作美、中安泰治、澁江兵部に命して副參謀たらしむ。

本莊家臣某より龜田藩の情況探索の趣あり。其旨に曰く、『本月十一日本莊城下より龜田領大瀧澤、荒澤、萱ケ澤通り、秋田領刈和野の方へ通路村々人馬を備ひ置きたるに付訊問に及へる處、仙臺、莊內の兵隊通行せらるゝ旨達せらるゝか爲なりと云ふ。馬は三十疋許、人足五六十人なるへし。矢嶋領より秋田領へ通路は龜田藩より嚴重の吟味に付、昨十三日より通路梗塞せり。』と。

大澤鄉宿村農民某の探偵始末、左に、

一 龜田藩の莊內に內通し居る義は相違なし。元來龜田家中の家財諸品を秋田境邊に運搬し置きたるに、急に轉して莊內境の近村なる川內村へ運ひ戻したるは此れ證なり。

一 莊內兵士三百人許、龜田城下諸所に潛伏し居ると云ふ。

一 龜田領鑓子坂なる地に秋田防禦の陣屋を設けたりと云ふ。

一　仙北勢刈和野邊へ引揚けたるときは、北ノ目口境より討入らんとするの計畫なりと云ふ。

松倉本陣、監軍上田雄一より本藩と新莊藩の隊長中へ警備方差圖あり。如左。

川筋固め所差圖左之通。

一　四ッ谷村潟と申所淺瀬　一ヶ所
　此の固め　當藩信太勇一手、新莊藩四番隊一手、長州十人

一　同所の內大河原淺瀬　一ヶ所
　此の固め　當藩鷲尾庫之助一手、新莊藩四番隊十人、長州二人

一　ヨウドコ向ふ通淺瀬　二ヶ所
　此の固め　當藩貝塚久吉一手、新莊四番隊十人、長州、新莊和銃一小隊、同藩ミニケル四番隊十人、長州二人

一　小杉山村　新莊和銃一小隊、長州二人

一　下延より松倉までの間
　此の固め　新莊二番隊和銃二小隊、長州八人。

臺場防御心得方の事。

一　引請の臺場晝夜不覺無之樣確守勿論の事。

一　引請々々より一兩人つゝ不絕近邊回番の事。
一　異議有之節は早速松倉出先本陣迄報知の事。
一　賊川岸へ卷き掛るも容易に發砲すへからす。成る丈け川中へ押出させ、其上臨機の取計あるへき事。
一　指揮を受けす暴發は軍中第一の不規則に付、右の輩は直樣本陣迄追返すへき事。
茂木秀之助か一隊七十餘人、肥前兵二百八十人、其他薩州、小倉の兵若干を角館に赴かしむ。
大和、筑後等十二所を恢復せんと進擊せり。此時本道川向及別所山手より賊大兵を以て來り進む、諸隊奮戰之を卻け遂に靏森山を取る。
○八月十六日　藩主佐竹侯水腫幷に脚氣の病に罹り、總督府へ稟申の上保養の爲め歸城せり。
大村兵百五十九人、島原兵二百人本日神宮寺村へ向て進發す、卽ち之を角館に赴かしむ。
小場小傳治父子、自家の兵卒を率ひ大館に應援す、實功を奏し前罪を贖ふへきの嚴命あるによる。同人菊旗を齎らし之を大和に渡す、督府の命に依るなり。
小野寺主水、僧侶金剛隊を率ひ大館に應援、仁井田村に陣す。
總督府より使者を以て藩主へ鮎一折を贈らる。
筑州杉山新五右衞門、肥州福嶋禮助、秋田鹽谷彌太郎、津輕館山善左衞門、參謀副役を命せらる。其內鹽

谷彌太郎は病氣の爲に之を辭せり。

中安泰治の請を允し、兵隊の指揮を免し副參謀を以て諸隊を視察せしめ、部下の士卒をして石塚富之助へ屬せしむ。

〇八月十七日　平戸兵二百人新屋口に進む、松浦大內藏隊長たり。

藩主佐竹氏病氣の爲め昨日歸城せるを以て、名代として世子義修出馬、東光寺に陣す。執政小野岡右衞門名代として仙北口に出陣するを以て、代り小貫宇右衞門今日より東光寺本營に隨從す。

有志隊佐藤日向病氣歸陣せるを以て岡谷兵馬をして之に代らしむ。

國家切迫の形勢にして軍費困難なるを以て、國中に令達し、資產あるものは應分の義務あるへきを奬勵す。其大旨に曰ふ、『賊徒猖獗なりと雖とも夫々防禦の準備あり、且つ上國の官軍大兵を牽ひ追々到著せんとす、他日の勝算期すへきに付、農工商各其業に安んすへし。然りと雖とも、數萬の兵卒なれは軍費夥多にして、金銀米穀を支給する尤も困難なりとす。依て此時節を量り、士農工商共數百年の國恩に報するの大義を體し、金穀器具に至るまて多少を論せす應分の獻納あるへし。且つ、近隣勤王の各國より其家族老少男女投寄するもの數千人、秋冷の時機單褐薄衣のものも之れあり實に憫憐すへきも、戰地支給の急務あれは之を救恤するに由なし。依て家中の者共金銀米穀に限らす、男女兒童の衣服に拘らす、其資力に應し粗惡の品なりとも苦しからさるに付、救恤に充つるの義務心あるへし。』と。是を以

て各々其命に應す。

出軍する諸頭へ命達する書の大旨に曰。

今般總督府より命あり、薩、長、肥、倉の四藩軍事練習の者へ監軍を依賴せり。依て士卒一同其意を體し、天朝幷に國家の爲に公平を旨とし、身命を抛ち防戰し、總て一己の私心を去り其指揮を受くへし。

決して自他の隔意を生し大事を誤る如きあるへからす。と

隊長中安泰治相手番格を以て軍將たらしむ、依て梅津小太郎に屬せる所の菊旗を預けらる。石川敬治をして中安泰治に代り隊長たらしむ。

佐竹三郎組下添田清左衞門、數度の戰功に付組下を拔き武將を命す。

膳番根岸司神宮寺より歸著し、該地諸營の實況を復命す。

○八月十八日　肥前兵七百人、土崎湊に來著。

薩州兵隊千人、島津登大隊長として今曉土崎湊に來著せり。

本月四日京都發にて、是日土崎著港の蒸汽船にて朝命を達せらるゝ二封の書あり。其大旨左の如し。

秋田中將

上杉齊憲會賊追討の義に付、先般重く達せられたる義もあり、殊に大隊旗章をも渡し下さるゝ所、因循朝命を奉せさる段其罪差置かれ難しと雖とも、偏に至仁好生の叡旨を以て格別寛大の處置あ

らせらるゝも、更に悔悟の體無之のみならす、會賊と連結其犯暴を助け、頻りに王師に抗するは天威を畏れす、大義に戻り、地方萬民の艱苦を顧みさる所業實に典刑の赦さゝる所なり。之に依て官位を止められ討伐仰せ出されたり。此旨其藩より申達すへきなり。と

秋田中將

伊達慶邦儀東國の大藩、殊に祖先の勤勞も之れあり、依て當春、同藩一手を以て會津征討の任を命せらるゝ程のことにて深く倚賴せられたり。就ては右朝旨奉命一旦出馬に及ふ所、豈に圖らんや賊徒に黨與し軍機遷延、加之ならす、督府を輕蔑し參謀暗殺等の所業其罪差置かれ難しと雖も、偏に朝廷至仁好生の叡慮を以て頗る寬典の處置あらせらるゝの所、更に悔悟の體之れ無く彌逆意を逞ふし慶官軍に抗し、剩へ當節領内白石に於て會社を結ひ、自ら盟主と唱へたる始末罪科遁るへからす。畢竟、慶邦反覆せるより一層賊焰を煽動し、上は宸襟を惱し下は萬民塗炭の苦を釀し、遂に六師大擧に及ひ地方の艱難に立至るは、全く天理に背き人道に戻り、大逆無道最早典刑に於て赦し難し。之に依て官位を止められ討伐仰出されたり。此旨其藩より申し達す可し。と

德大寺殿下向なるへき都合の處、右代りとして久我殿當月十五日大坂乘船せられたる趣報通あり。右に付、長瀨兵部士崎湊に出張せしむ。

總督府監軍より荒川久太郎手附屬水戸折之助へ刀一腰を賞與す。其文に曰く『右の者元莊内出兵の由、

現時當國へ罷越し官軍の爲め盡力すへきの心掛貞節に相聞得、依之分捕の内を以て貸遣す。此後成功の節差遣すへし。猶ほ褒美を給はるへき事。』

又同監軍より追て賞與を得たる者如左。

隊長荒川久太郎手戰士

飯塚源藏、持地源太郎、小室禮治、其他數人

右過る十八日長濱戰爭の節、莊內藩藤井八十五郎小者及生捕功名せり。以後益粉骨成功を遂くへき事。

一 金五百疋つゝ 隊長佐藤日向手戰士 金五郎八、神尾永之助

右過る十八日長濱戰爭の節、農兵頭闞幸右衞門組討の砌助力致したる由申出に付、褒美として分捕の內を以て差遣す。

一 白銀二枚つゝ 隊長荒川久太郎手戰士 信太留吉、嵯峨倉太

右過る十八日長濱戰爭の節、莊內農兵生捕りたる段申出に付、依て分捕金の內を以て褒美に差遣す。

一 白銀三枚 隊長佐藤日向手戰士 梅津鐵太

右過る十八日長濱戰爭の節、莊內藩農兵頭闞幸右衞門組頭の首級を得たる段申出に付、功名勇まし

く、依て會計金の内を以て褒美として差遣す。

別紙之通上總殿も聞屆、出先戰場褒美として沙汰に及ふの條、於隊長夫々申聞以後益遂功名樣達せらるへし。

仙北口戰爭其持口を定むること如左。

馬　鞍　長崎三中隊、小田野刑部隊銃士三十人

下　袋　薩州隊、和田小太郎、今宮伊豆隊同三十人

大河原　新莊隊、古内左惣治隊同三十人、卒六十人

松　倉　大山若狹隊

神宮寺岳　梅津小太郎隊田中數馬二十人、外に角間川勢三十人、梅津專之助隊四十人位、矢嶋一小隊、町田小一郎隊六十人位、中安泰治隊六十人、外に四十人

北楢岡　新莊隊、肥州隊

南楢岡　石塚富之助

角　館　茂木秀之助隊、澁江兵部隊、川井孫太郎與力六人、卒二十人、横手四人、甲山隊四十三人、瀨谷二十人。

澁江內膳砲擊して、女米木村に放火の賊を追ひ卻く。梅津千代吉、中小種村に苦戰す。玉生六郎强首村

より之を援ひ、戮力して之を卻く。

是日曉天、賊由利郡羽根川に襲來し大に長濱村に戰ふ。遊擊、有志兩隊、今宮隊、大田原隊、各所に備を張り奮戰時を移す。賊遂に敗走、我兵之を逐ひ日暮陣所に歸る。是日生獲する者三人あり、山本監軍にて之を糾問するに其口供如左。

本莊鹽越橫町家業染屋　九兵衞子供　岩　吉　申口

本年二十七歲

一　賊將酒井兵部の使役藤井八十五郎か六月十五日本莊出立、兵部と同く鹽越村に來るの節右八十五郎の下人となり、同十六日吹浦、同十七日酒田、同十八日鶴岡城下に至れり。

一　六月二十七日藤井主從酒田に至り、同二十八日吹浦に著七月晦日まて同村に滯在す。

一　一番手隊長松平甚三郎、二番隊長は酒井吉之丞なり。右兩番兵新莊に在陣、其兵千七八百人。三番隊は酒井兵部、其兵千五百人許吹浦口に在陣せり。

一　新徵組隊長水野藤彌は矢嶋口四百人餘、石原倉右衞門は隊長として千八强を牽て越後口に向ふ。

一　松平權十郎は鶴岡城下を守り、其隊の數は知らす。

一　輕卒百人酒田港に備ひ、大砲十二三挺あり。

一　輕卒五十人吹浦口にあり、隊兵の數は知らす。

一　農兵五十人三岬にあり、大砲二挺あり。

一　八月朔日の戰爭討死負傷二十人許、其際應援として松山藩より二百人許りを出し、同月十二日まて同村に宿陣。

一　八月十日龜田藩士百七十人許を率ひて鹽越に至り、翌日其夫人も亦六十人許を率て同村に到り、十二日酒田に至り、十三日鶴岡に達せり。

一　同十三日酒井兵部龜田へ著、酒屋に宿せり。藤井八十五郎ち主從同く來り、總兵千五百人許同十六日まて滯陣、同十七日道川村へ七百五十人、龜田山手へ七百五十人、皆龜田兵を先導せしめ各々七十人つゝなり。

一　隊長五十嵐周助、堀平太夫、山中勘之助濱手にて討死、他死傷二十人許。七月十六日女鹿戰爭の節隊長杉山弓之助討死、他死傷五十人許。

一　平澤三森討入、討死手負十人許。

荘内城下近所本上小屋村百姓　松右衞門　申口

一　同十二日荘内出足、士分二百人、農兵百人、昨十七日龜田に著せり。

一　荘内隊長石原倉太其兵四百人、龜田兵百人、道川村に進擊戰爭。龜田輕卒之を嚮導し同く砲發す、大砲三門あり。

一　酒井兵部其隊二百人、津輕兵と共に龜田山手に繰出す。

一　矢嶋城下に進みたる兵は二百人にて皆士分なり。

筑後、政三郎十二所に向て進撃、主水、津輕勢も亦之に應援す。賊十二所、葛原、別所に放火し、大兵三道より進み奮戰、賊終に潰走、道目木村を燒き三哲山下に退く。我兵扇田村に退き陣す。

○八月十九日　薩州隊長島津登、仙北口に向て進軍。

本月五日、佐藤源右衞門をして執政とし砲術方頭取を攝勤せしむるに、此日命して執政の故班に復せしむ。

從來副督へ附屬せしめたる本藩人佐々木三郎、楠英太郎、櫻田誠一郎へ副督より命達あること如左。

其方事、是まて誠忠報國の志を抱き、方今勤王報國の時に遭遇し、今日に至るまて當殿に隨從して其志を達せり。然るに、當藩四境賊徒掃攘に於ては人數寡少の趣相聞へたるに付、其方共義素より本藩に於て盡忠報國する者、上は至尊に報し、中は主君に報し、下は父母に酬ひ、忠孝兩全如此なるを以て今日より差返すへきに付、當藩の爲め是迄の如く盡力すへし。と

九條總督、此日三社（大正八幡、稻荷）へ參詣勝軍祈禱す。

津輕兵隊の新屋口に進みたる者同所より兵を還す。右は南賊の我か北境より襲來するか爲め、十二所口に應援せんとするを以てなり。

山本郡森岡村纒の各村農民强壯なる者百人、連結して戰地へ召使はれ度段出願あり。聞屆けらる。
本月十二日安東半助、小野崎信藏の二人に命して、大總督仁和寺宮本營越後へ使して援兵を請はしむ。是日二人同國に著し、大總督の參謀なる吉野昇太郎に呈する所の書、其大旨如左。

本年七月六日院内、新屋兩道より進軍、院内口は新莊領及位より船形まて進擊、新屋口は觀音森より賊地女鹿まて進擊、兩道累りに奏功の所、新莊藩中逆賊蕭牆に起り、新莊國主始め官軍一同院内に退き、新屋口は一旦女鹿まて打入ると雖とも、天險の地勝算なく鹽越まて引退く。是を以て賊徒氣焰益熾なり。特に龜田、矢嶋の如きは其國情測るへからさるの際、七月二十八、二十九の兩日院内峠、南澤、中村の三道より賊徒一時に侵入、別て中村の間道兵備薄弱なるより賊徒此に輻湊、終に此れより敗を取り連戰利を得す横手郊外まて引退くに至れり。矢嶋口に至ても、百宅、木境の兩道より襲來せられ生駒氏居館既に陷り、賊徒其地に蔓延せる故鹽越屯守の兵隊保すること能はす、進て戰ふこと能はす、終に同地を引揚けたり。主人義堯義は、澤副督と同しく本月四日を以て境村まて出馬すと雖とも、新屋口の急なるを慮り反旋して川尻村に轉陣。澤副督は横手に赴き八日九日頗る苦戰に及ふも、勝算期すへからさるか爲め十日を以て神宮寺に退けり。其上横手の兵支へ難く一時瓦解土崩の勢となれり。然らは新莊、矢嶋、本莊及ひ弊藩の雄勝、平鹿の二郡は殘りなく焦土となり、無罪の百姓塗炭に陷り憂苦の至りに堪へす。殊に南部は從來觀望を抱き首鼠の兩端あるに、賊徒の强迫に畏縮し、我

東北の國境なる大館、十二所の兩道より大擧不意に襲來せるを以て、是又防禦する能はす終に敗北に及へり。是以本月十一日醍醐參謀津輕へ轉陣し、同藩の兵を以て南賊を征討せらるゝ算策と傳承せるも、事既に遲緩なれは其成功如何あらんやと心痛苦慮に堪へさるなり。此上、只管官軍の援兵を請ひ燒眉の急を救はんより他の術策も無之、冀くは麾下の兵を分隊せられ速に賊徒掃攘の功を奏し、主人義堯の素心を貫徹し給らんことを伏して懇願する所なり。

於是、總督宮より左の書面を下附せられたり。

賊軍猖獗連りに苦戰の次第聞し召され、速に援兵差向けらるゝの條、彌勉勵盡力之れあるへき旨總督府宮より命達あり。と

土屋彌五左衛門隊槍兵三十五人、兵糧器械出先より實地運送見分役として只今より水澤口へ出張、本陣へ屆出つへき旨角館會議所より達せらる。

莊賊二百餘人、神宮寺の南なる太平山に攻來る、守將中安泰治擊て之を走らす。伊豆山の守將梅津專之助、木直山の守將早川輔四郎亦各來侵の賊を擊て卻く。

須田政三郎能代兵隊を率て扇田より大葛金山に進む。

南賊秋田郡水澤村より進入、黑木村を燒く。

○八月二十日　總督府より達せられたる旨に云ふ。『戰爭に付ては止を得さる場合にて民家放火

は勿論なりと雖も、徒に放火し人民を苦しむる義嚴禁たるへく、萬一違犯の者あらは軍令に背くの重罰を加ふへし。』と。

賊大兵蚫川口より進み長九郎臺を攻擊す。早川の銃隊僅かに三十餘人、死地に入て之を禦く。午より申に及ひ遂に之を走らす。

是日仙賊數百人橫澤、長野兩村に侵入せり。玉川沿岸の諸隊、風雨に乘し夜襲之を破る。賊死傷衆く、走て千屋、四ッ谷の兩村に逃る。

玉生六郎の一隊强首村より由利郡に攻入り、月山を乘取り山上に營を布く。是より三晝夜山上砲戰絕へす。

須田政三郎か兵大葛に戰ひ賊を卻く。

賊大兵を擧て十二所口三道より來り進む。我か兵寡少扇田神社林に苦戰、遂に根下戶村に退く。賊扇田に亂入し一村爲に燒燼す。

是日賊雪澤村より侵入、大和、長門等拒戰利あらす山王臺に引退く。

酒井左衞門尉家來、步兵頭關幸右衞門を新屋口に梟首して其罪を揭示す。

○八月二十一日　土屋彌五左衞門、實兄介川敬之進代り番頭にて甲山隊長を命せられ此日神宮寺へ著す。此隊死傷あり、現兵寡少なるを以て澁江兵部に合兵せしむ。辰の刻、賊亦神宮寺の東なる長

九郎臺を砲擊す。早川佐五郎か銃士寡少なるを以て進擊することを得す。
石川敬治を檢使となし中安泰治に屬す。番頭梅津專之助か梅津小太郎に屬し、八木藤兵衞を以て小太郎隊の旗奉行となす。
十二所口既に敗れ、二井田村も亦兵燹に罹る。是日又、賊大兵を以て葛原口より大館に侵入せんとす、我兵金谷餌釣に戰、又更に山王臺に烈戰し終夜砲聲止ます。終に大館に退保す。大和、援兵を久保田に請ふ。須田政三郎、大葛より兵を還し鷹巢村に宿陣す。
○八月二十二日　賊の大衆、午の刻を以て神宮寺の東山に迫り、大小砲を連發猛進す。守將早川佐五郎、武頭添田清左衞門と共に寡兵を以て勇進し、遂に擊て之れを破る。西山の守將早川輔四郎亦寡兵を以て大衆に當り、東西一時に全勝を占得せるは申の半刻なり。
是日、神宮寺岳の南なる太平山も亦砲戰あり、未刻を以て賊兵遁走せり。爾後諸山の砲聲晝夜絕ゆることなし。
矢嶋勢の神宮寺にあるもの士卒僅少一隊に充たす、乃ち長藩に合併し北楢岡の川岸を守らしむ。
長藩中尾永吉郎を隊長とし角館に應援せしめ、肥前兵を角館より新屋口に轉せしむ。
神宮寺に於て農兵五十餘人を新徵の足輕となす。
角館會議所に於て明日進擊の議を決す。其配付左の如し。

薩州　長州　小倉　大村　矢嶋　秋田。

賊兵中小種村に攻擊す。梅津千代吉か一隊、連日の苦戰兵卒疲勞せり。內膳令して、小野崎三郎か福部羅の守備と交替せしむ。

南賊諸道より進擊大館城に入らんとす。大和、部下を率て必死奮戰すと雖とも孤軍支ふる能はす、是日辰刻、遂に大館城を自燒し綴子村に退く。

肥前兵隊八百人船川へ來著す。其內三百人は大館口應援。

○八月二十三日　中安泰治、添田清左衞門へ總督府より、平素心掛宜く此節別して勉勵せるを以て、泰治へ監軍、淸左衞門へ監軍兼使節を命せらる。

石塚富之助神宮寺村より歸さる。玉川沿岸の諸隊曉天より兵を進め、長野、横澤兩村の賊を追擊す。佐竹河內か一小隊は國見村の東なる山手に戰ひ、不利にして白岩廣久內村に退く。

是日未の刻、薩州兵九百餘人花館に進軍、賊の屯兵を追崩して大曲の巢窟に迫る。小野岡右衞門、中安泰治も共に進んて仙莊の二千餘人と烈戰す。亥刻に及ひ兩軍交綏、官兵花館に會食す。莊賊之を襲ひ、官軍薩州隊長島津新八郎、本藩小荷駄方高井堅治等之に死す、其他死傷頗る多し。曉に及んて神宮寺に退陣す。

南楢岡村及ひ蛭川口も亦烈戰あり、砲戰徹夜。莊賊大澤鄉宿村に亂入す。信太內藏助寡兵支ふる能は

す、六郎か應援を得て共に上子坂に戰ひ、利あらすして中小種に走る。千代吉及內膳の分隊來援、夜半に及て敵兵退く。

大館城既に陷り、諸將荷上場村に會議し、大和は荷上場村に、筑後は切石村に、政三郎は加護山に、長門は仁鮒村に、主水は薄井村に備を設布せり。

本莊口監軍に於て、士民安堵心得の爲說諭書を作り賊地村々に揭示する如左。

萬民安堵せしめんか爲め朝廷より國々へ鎭撫總督御下し遊され、士民共家事を怠らす相勵むへき樣御觸達に付、先將軍慶喜降伏謝罪德川の家名連綿と田安家より建させられ、上下共御仁惠を仰き奉り百姓共寢食を安んし、弓鐵砲の音もなく枕を高く暮し居るに、此出羽、陸奧の國へも鎭撫總督下向あり、恐れなから御仁惠の御沙汰仰出さるゝ所、王命に背き、先將軍慶喜を輔くるを名とし無賴の徒を引入れ暴威を張り、種々巧言を以て愚夫愚婦を惑はしめ人民を苦しめ、恐れなから天朝に對し奉り弓を引かんと欲する藩々あり。千載の後まて逆賊の名を殘す段淺間敷事なり。乍併、敵地たり共民百姓に御構ひ無之に因りて、家業出精親子兄弟妻孥を養育し、官軍の到るを待て仁惠を受くへし。萬一心得違の者賊軍に力を盡す族は、速に天誅を加へ早々逆賊を攻取り士民安堵に暮すへきなり。是等の理を能く相心得、賊地の模樣を告け來る者は品により褒美等給ふへき事。

右の通り、愚夫愚婦に至るまて能々勘辨せしめ乍恐奉安宸襟候樣肝要たるへく、依之辨解の爲一札告

知らすもの也。

辰　八　月　　　　　　　　　　　官　軍。

○八月二十四日　本莊藩主六郷兵庫、軍中慰問として本陣に來る。佐竹世子對顏せらる。副督より本藩兵隊へ、軍勞慰問として酒二石四斗を賜はる。

下筋戰地切迫に付、箭田野民部をして之に赴かしむ。佐竹河內、茂木秀之助、小倉の兵と同しく進んて太田村、齋內村等に宿陣。二十六日曉天に及んて營所に歸る。

莊賊中小種を攻む。三郞防戰、衆寡敵せす退て士淵村の山中に入り、敵退て中小種川口村に露營す。

○八月二十五日　神宮寺に於て副督より左の如く達せらる。『其藩古內左惣治一手、角館本道進擊の上生保內口に出張すへき所、先つ見合せ置き松倉より順々立石、下延の間防禦すへし。』と。

右令達あるに付午刻過き同所出陣。受持臺場左に、

一　獅子鼻臺場二ヶ所　　右矢嶋半小隊

一　下ノ川原臺場一ヶ所　　右銃隊一組、新組足輕五人

一　館ノ鄕向臺場一ヶ所　　右銃隊一組、和銃隊一組

一　同所向川原口三ヶ所　　右矢嶋一小隊、新組足輕五人

一　權現山遠見並前臺場兼　　右新組足輕十人。

立石村固めとして振武隊寺崎藤九郎隊長にて一小隊、及物頭鷲尾庫之助一手差遣す。受持臺場左の如し。

一　金毘羅山遠見防禦兼帶　右茂木秀之助一手

一　長野渡場より大臺場一ヶ所、小臺場兼　右鷲尾庫之助一手

一　長野向フ通四ヶ所　右振武隊一手

一　八乙女山上二ヶ所、下河原一ヶ所　右大山若狹一手、新組足輕五八。

一　同所先川原三ヶ所

政三郎は薄井村に、筑後は仁鮒村に轉陣す。

○八月二十六日　薩州兵隊（兵數不詳）乘船にて土崎港に著岸す。

佐賀隊長田村乾太左衞門、小城隊長田尻宮內、兵士を率て下筋の戰を援く。

○八月二十七日　矢嶋生駒大內藏分家生駒匂之助、在陣の存問として上野本陣に來り、佐竹世子に謁し贈寄の物品あり。

戰地の形勢益切迫なるを以て家臣に令達すること左の如し。

今や切迫の形勢にて國家の大事に至れり。附ては、銃器或は金錢等を獻したる者は先例を論せす其身の格式を進めらるへく、新家は舊家に召立てらるへきに付、數百年の國恩に奉報樣勉勵あるへし。

洋銃買上けの儀に付英人と談判すへき條件あるを以て、小野岡右衛門神宮寺村を發す。

賊小繫村に侵入せんとす。我兵肥兵と共に之を擊つ、賊今泉村を燒き坊澤村に遁る。未刻に至り賊又瀧ノ澤より來襲、大和か分隊肥兵と共に之を追ふ、賊大澤村に放火して去る。

奇兵を阿仁地方に出さんとす。筑後、主水午刻より進軍、途次賊と戰ふ。

寺内村東門院を以て病院となす。

○八月二十八日　小姓班首大山主鈴を津輕に醍醐參謀に使し、我藩主病氣にして世子代りて出陣せるを稟告するなり。

新屋口進軍の肥州隊長鍋嶋上總、鍋嶋孫六郎二氏に佩刀各一口を贈る。右は、肥藩兵隊一手を以て新屋口を引受け、憤發成功あるを報謝するなり。其他兵隊一同へ酒肴を贈る。

遊擊隊長荒川久太郎過日よりの奮戰あるを賞して、藩主親書の感狀を賜ふ。

先般觀音森の戰爭、其後女鹿、瀧ノ浦放火、過る十八日羽根川戰爭の砌、小勢を以て多數の賊と終日苦戰追討したる段、指揮行屆きたる故に有之、拔群の勳功感入たり。追て含の筋も有之此段一先ッ申達す。猶ほ天朝の爲め盡力奮勵あるへし。

山本監軍に酒肴料金子五十兩を贈て其戰勞を謝せらる。

執政より出兵諸隊に達する左の如し。

諸手出兵先より、諸頭並に戰士、輕卒に至るまて病氣歸宅の者最多し。其軍將、諸頭に於ては精査を遂けたる義なるへしと雖とも、以來病體申出つるも容易に採用すへからす。又不得止ものは、醫をして診斷せしめたる上にて差し歸すへし。と

佐竹河内の分隊、長州、平戸、大村の兵と共に、岩瀬渡頭及白岩村に侵入の賊と川を隔て砲戰、之を走らす。

內膳部兵を率て由利郡に攻入り、火を綱木村に放て賊兵を破る。

南賊二百餘人、生保內口の境上雨ヶ岳を越へ申刻を以て侵入す。隊長澁江兵部、和田小太郎兵を分て防戰、日暮之を山下に走らす。

下筋の諸隊、一齊是日の昧爽を以て進軍す。筑後、主水は阿仁、米內澤村に達し、七日市より進入の賊を防く。

○八月二十九日　筑州兵隊、應援として四百五十名許舟川港に著岸せり。澤主水正乘組なり。

他邦人、容姿を替へ猥りに市中に混入する者あるの趣、萬一放火等の亂暴に罹るも計られす嚴に搜索を遂くへく、附ては市街中閑切りの閭門は極めて嚴守すへきを布達し、且つ新莊、本莊、矢嶋等の男女、貴賤、城下、近村並に寺院等に一時寄寓するもの夥多有之に付、市中用事の爲め步行するものは合鑑を要すへきの規則を定む。

土崎に來港の英人より銃器五千挺を金七萬兩に購求す。其細別如左。

一　エンヘルト	二千二百四十挺	一挺代十七兩つヽ
一　ミニゲル	千挺	一挺代九兩つヽ
一　シナイタライフル	六百挺	一挺代二十六兩つヽ
一　シヤスホライフル	三百挺	一挺代三十兩つヽ
一　釘扞元込	三百挺	一挺代二十六兩つヽ
一　合藥	四萬斤	
一　玉	十萬	

右に付、納戶金七千五百兩を出して其不足を補ふ。

仙北口の賊兵昨日に倍し、岩瀨、白岩等の胸壁を砲擊す。河內の分隊及ひ諸藩の兵又擊て之を破る、敵を斃すこと最多し。

南賊再ひ卯牌を以て生保內に侵入す。兵部、小太郎伏兵を設けて之を破り、尾擊して山下に至る。死傷あり、斬獲も亦多し。是より南賊我境に入ること能はす。

是日下筋の諸隊大和、長門、政三郎及肥州兵本道より進て前山村を擊つ。又進んて坊澤村に戰ふ。我兵粉骨、賊坊澤を放火して遁る。我兵進んて綴子、鷹巢に宿陣せり。

筑後、主水も七日市、脇神諸村に潛伏の賊を驅り鷹巢に進む。箭田野民部附屬義兵隊戰士組頭菊地時之進、那珂長七郎、其隊兵を率ひ久保田より下筋口に援し、此夜太田村に宿陣せり。

○八月晦日　蓮沼七左衞門組足輕鈴木小左衞門の子運吉なるもの、本月六日由利郡松ヶ崎にて賊兵に出逢ひ、數ヶ所の疵を負ひなから敵一人を斬倒し、終に病院に於て死亡せり。其功を賞して近進並に昇進せしむ。

○九月朔日　曩に安東半助、小野崎信藏を越後に使し援兵を仁和寺宮に請ふ。此日信藏、同宮の辭令を以て越後より歸る。

仙北郡田澤一村、農兵隊を結はんことを上願するの奇特なるを以て、生保內參謀局より金子若干を與へて之を褒す。且つ赤旗一流を渡す。

仁賀保家より佐竹世子に寄贈の酒を、將監以下五名に賜ふて軍勞を慰す。

六郷村農民辻辰之助、丹兵助、神宮寺本營に獻言する左の如し。

一　私共敵地に在て彼我の情勢を察するに、敵二千人餘にして味方之に四倍しなから其勝算なきは、畢竟敵情の計り難きに依るへし。此上敵の援兵千人許を增加するあらは、何を以て其勝を制せんや。嘗て聞く、敵の不意に出て其備なきを擊ては利ありと。今や東山に傍ひ六郷村に襲擊するを

最急務なりとせん。若賊輩千屋村より外川原を堅むるあらは忽ち進撃の途を失ひ、民心官軍を離るゝに至らん。

一　又聞く、戰はすして敵を屈すること。今白岩村、椿村の邊に於て夜に篝火を數ケ所に焚き、二三の兵卒を置き助るに農民を以てし、各村に紙旗を立てゝ擬兵を張り、自ら其勢を挫屈せしむるにあり。

一　他藩の援兵ありと雖とも地理に熟せす、必す本藩の兵を以て嚮導たらしむへし。

一　六郷に屯集の賊至て少し、願くは輕兵百餘人を六郷東根に出し夜襲せは、我兵を損せすして賊を鏖にせんこと疑なし。私共嚮導すへし、事遲緩せは成る能はす。

一　六郷村にある賊を卻け大曲、板見内の通路を絶たは、敵は恐怖して退縮せんこと疑を容れす。

一　南賊時に間道より細作を入るも、官軍居らさるを以て討ち取ること能はさるは遺憾なり。若官兵百人許を六郷東根村に潛伏し置かは斬獲極めて多からん。

世子、上野本陣にあり。長濱在陣の今宮軍將、其他二將に酒肴を賜て軍勞を慰す。

澤主水正久保田より神宮寺に向て出馬す。

賊中小種村を攻む、三郎、小一郎撃て之を走らす。

此日三郎は佐手子村に移り、本莊の一隊之に代る。

○九月二日　嘗て弘前より仙臺へ探索に出したる僧是雲なる者の探偵書を、參謀大山格之助より出兵の各藩隊長に報道あり。左に、

一　中村より進みたる官軍は岩沼へ迫り、當月朔日仙臺の世子同所へ出張。五日、六日、八日戰爭、仙臺小勝利あるも切迫の形勢なるを以て、豫て各所に出せる番兵又は兵隊等皆城下へ引揚。卽今仙臺には米會の兵一人も見へす。右相馬より進みたる官兵は駒ヶ峯を燒拂たり。

一　白川より進擊の官軍一隊は、米兵は當りたるや未た仙臺に至らす。一隊は福嶋を陷れ白石に迫れり。脫走の宮は仙臺城下を引揚たり。

一　一ノ關世子は惣隊將として橫手の方へ分隊に進み居るに、仙臺城下の都合により引揚けたる由。

一　僧是雲は去る十日仙臺を發し南部を經過したるに、同藩にては未た仙藩の形勢を知らさるにや、十二所へ進みたる兵隊は檜山に向て進擊せると聞く。

市中諸物品拂底の際、姦商等不法の利を貪る等の義無之樣可致を布達す。

下筋口諸隊、期約を定め綴子村より大館に向て進む。途岩瀨山に戰ふ。本道及川手より賊の襲來あり、亦大に戰ふ。我兵頗る難戰、佐賀並大和の兵奮て賊兵を橫擊し遂に之を破る。賊又二ッ山、片山野に屯集す。我兵各所に憤戰、大和か隊下死傷斬獲頗る多く薄暮餅田村に宿す。

○九月三日　詔書左に、

朝綱一たひ弛しより政權久しく武門に委す。今や朕、祖宗の威靈に賴り新に皇統を紹き、大政古に復す。是れ大義名分の存する所にして、天下人心の歸向する所なり。嚮きに德川慶喜政權を還す、又自然の勢、況んや近頃宇內形勢日に開け月に盛に、此際に當て政權一途人心一定するに非らされは、何を以て國體を持し紀綱を振はんや。玆に於て大に政法を一新し、公卿、列藩及四方の士と共に廣く會議を興し、萬機公論に決するは素より天下の事一人の私する所に非らさるなり。然るに奧羽の一隅未た皇化に服せす、妄に陸梁し禍を地方に延く、朕甚之を憂ふ。夫れ四海の內孰れか朕の赤子に非らさる、率土の濱亦朕か一家なり。朕、庶民に於て何そ四隅の別をなし、敢て外視することあらんや。惟朕の政體を妨け、朕の生民を害す。故に不得已五畿七道の兵を降し以て其不逞を正す。顧ふに、奧羽一隅の衆豈悉く乖亂昏迷せんや、其間必す大義を明にし、國體を辨するものあらん。或は其力及はす、或は勢支ふる能はす、或は情實通せす、或は事體齟齬し以て今日に至る。如此もの、宜しく此機を失はす速に其方向を定め、以て其素心を表せは朕親しく撰ふ所あらん。縱令其黨類と雖とも其罪悔悟し改心服歸せは、朕、豈是を隔觀せんや、必す處するに至當の典を以てせん。玉石相混し、薰蕕共に同ふするは忍はさる所なり。汝衆庶宜しく此の意を體認し、一時の誤に依て千載の辱を遺すこと勿れ。

○九月四日　是日曉寅の刻久保田市街下米町失火、折柄大風にて同町より東南合せて十一町延

燒。
澤主水正神宮寺より久保田に歸り、桂太郎と同く土崎港より蒸汽船にて越後に赴き、二千の應援兵を率ゐ本月七日迄に歸著し、神宮寺より進擊すへき計略なり。
拔群の軍功ある者を調査し至急其姓名を差出すへき旨、久保田會議所より各隊に達せり。
大山若狹、仙北郡立石陣營にありて病に罹る。依て久保田にて療養、其子左源治に軍將代を命す。
阿仁米內澤村源七郎なる者、農兵百人を新調して十二所口に出兵せり。
是日、山本郡森岡村農兵七十二人下筋口の戰地に著す。
下筋口諸隊各進軍の期約を定め發向、片山村に擊入る。賊火を放ち要地に防戰す、此夜皆露營す。
筑後は肥兵と共に山崎に戰ひ之を走らす。因て扇田本陣に歸り宿陣せり。
○九月五日　九條總督、佐竹世子と共に新屋に至り戰狀を見る。諸隊長を召して之に面し、且つ新屋口各藩將卒に酒を賜ひ慰勞の辭令あり。其文に曰、『次第冷氣に差向ひ長陣苦勞に存す。此先忩抽誠忠可奏成功事。』と。薄暮歸營。
澤副督神宮寺にあり、監軍中安泰治に命して新屋口及下筋の戰狀を視察せしむ。
天旗附添吉成彌門出てゝ古內隊にあり、召して武將を命す。木村小助、彌門に代る。
津輕より應援として、兵隊二百五十人花岡村に來著す。

下筋口諸隊兵終日砲戰、筑後手は道目木村に戰ふ。賊走て大瀧に防戰す。我兵兩道より奮進勇戰せるに賊十二所に退き逃る。

是夜、賊兵大館城地を棄て潛に逃る。

○九月六日　副總督より當藩士大嶋與四郎へ辭令の書あり。其文に、

其方事、此間より皇國の爲め拔群盡力の段相聞得奇特の至りなり。猶此上精々可抽忠誠ものなり。

副督より本藩軍士の神宮寺在陣の者に、慰勞の酒一石二斗を賜ふ。

賊松山藩の家老、千五百人を率ゐ一昨四日君川村著陣し、素より出張せる兵を合せて三千人と相成りたる趣、黑瀨村山據人彥七なるもの申出。

是日下筋諸隊大館に入り、舊城地を占め會議局を設く。

○九月七日　龜田家老大塚織部を擒にして獄に繫く。

公及副督より命達あり、戰爭每に賞罰嚴重、臆病の働ある者、委細相記し差出すへし、と。

角館會議所より市中及村落に達したる書あり。其大旨如左。

皇政復古萬機親裁の際、當夏以來奧羽の形勢旦夕に變遷、米仙諸藩朝命に背き王師に衡抗、生民塗炭の苦に陷り深く叡慮を惱され、終に五畿七道の兵を差下されたり。且つ當藩、津輕、南部は重き敕命を以て賊徒討伐の命を蒙るも、豈に計らんや、南部藩一旦朝命を奉しなから過日來賊徒の猖獗を傍觀

し、終に當領十二所口、生保内口等へ暴侵し、放火、掠奪、狂暴、惡逆枚擧するに遑あらす。天下無雙の國賊、神人の共に惡む所なり。七月以來の苦戰終に今日の形勢に迫れるに付、京師、北越へ援兵を促し、不日到著の上は速に大擧し一時に賊徒を誅戮し、上は宸襟を安し奉り、下は萬民の塗炭を救ふへきに付、諸民順逆を辨し一時の艱難を凌き、國家の爲め應分の義務を勉むへし。萬一大義を忘却し、賊徒に荷擔する者あるに於ては嚴科に處すへきに付、村々庄屋、里正、諸役の者より愚昧の輩を懇諭に及ふへし。

監軍中安泰治新屋口より歸る。佐竹侯命するに、『戸嶋口寡兵なるに付神宮寺の官軍をして來援せしめ、然るまては將監一小隊と旗本一小隊をして之に備ふへし。』と。此夜泰治神宮寺に赴く。

參謀大山格之助より神宮寺會議所に來翰の要旨。左に、

大館表戰爭の義は、本月二日進擊の所稀有の大勝利、終に賊軍を大館まて追擊し、同所より向ふ半里位の地へ陣を居へ、三日休息、四日には弘前よりも討手出すへく續々南部まて攻め入るへきの軍議のよし。然るに南部生捕の者も餘多あり糾明せるに、仙臺より士分三十餘人加はり指揮するのみ、外に他兵は交はらさる由。斯る所南部城下より晦日飛夫到著にて報道には、自今他國征伐ところには無之、既に仙臺表白石も乘取られ、世子も引取に相成れり、依て早々應援せよと。附ては目に立たぬ樣日々引揚の趣、白狀せり。

中小種村の守兵、來攻の賊を撃て之を走らす。
下筋の諸隊四道に兵を分つて十二所に進て、賊と地獄長根及大瀧邊に奮戰す。賊の別隊我を横撃、終に苦戰となる。我兵輕井澤の背より襲撃、遂に之を破る。賊又神樂山に據り、兵氣烈しく殊死して戰ふ。肥兵、筑後、政三郎隊等各所に勇進し、奮闘して終に十二所に入る。

○九月八日　闡信寺に於て戰死者の供養を營み、佐竹侯親臨して拜を賜ふ。

是日蒸汽船一艘土崎湊に著岸。佐土原兵隊八十人許乘組み、參謀船越洋之助、藤村六兵衞等上陸せり。
先是遠藤彌生をして應援を京師に請はしむ。彌生、京師より越後新潟に回り、因州六百人を率て來れるなり。
久我殿は新潟に於て病氣保養中なりと云。
此日京地に於て改元の命あり、明治元年となる。
寺内村地方の內字五輪山下にて、凡百間四面の地を招魂場建築所と定めらる。右地所平均は數千人を要すへし、廣大の失費なるに付百姓、町人、男女に限らす工事助力可致旨を布令す。
筑後二小隊、薩州三小隊、矢嶋大砲方を、神宮寺より小種に向て進發せしむ。
莊賊四百餘人川を渡り、上野、福部羅、新田の三所に放火し猛進來り攻む。戸村大學上野に在て先つ敗れ、貝ノ澤に走りて小一郎か分隊に合す。信太內藏助は新田に防戰する能はす、福部羅に走て千代吉に

合し戮力奮戰す。敵又來て二將を圍む。千代吉短兵を以て突衝戰沒す、內藏助逃て上淀川に走る。是時筑前兵は土淵に陣營し、中小種と共に賊火に罹る。筑前、本莊及玉生六郞、町田小一郞等の諸隊も力戰利あらす、六郞は峯吉川に、其他は上淀川村に退く。

○九月九日　昨八日購求せる洋銃は澁江、小野崎、玉生、信太、今宮、梅津、戸村の各隊へ配付。賊兵龜田領より進來仙北口戰爭益切迫なるを以て、將監をして世子の名代とし、大小兩小姓隊を率ゐ仙北口に向て出兵せしむ。陣場奉行茂木左司馬、用人岡內之丞之に從ふ。

南部賊兵我境內に討入り、大館近村の農民を招集して之に諭達の書面あり。其旨に曰、

此度當地に討入りたる義は委曲達し置きたる如く、百姓、町人に至ては聊か無心配產業に安し、事務にかゝる夫役の外、當辰年より來る午年まて三ケ年の間年貢、諸役差免すへく、此旨不洩樣相心得へき事。但し不幸にして兵火に罹るの向は、此場鎭定の後手當向は下たさるへき事。

又別に軍を擧くる所以を諭告する、如左。

今般軍を擧て其境に討入りたることは、同宗の親隣國の好を顧みさるにあらす、右京大夫殿の爲に不忠の族を誅し過激の徒を除き、百姓、町人をして舊の如く安堵せしめんか爲なるを、心得違の者之れあり道路に泣叫ひ、山村に逃隱れんも可憫の至りなれは、今豫め軍を擧くるの故を告知らせ置かん。

抑當夏會津降服謝罪の上に莊內罪名未た分明ならす、又農業の急務なる時に當るを以て、奥羽諸侯の

重臣共仙臺白石に於て解兵の義を會議せし折柄、右京大夫殿よりも戸村十太夫を遣され盟約書に連署せられたる上は、縱令總督府より再度莊內征討の催促嚴なるも、遽に盟を變せらるへき筋あるへからす。況んや九條殿下我國に滯在中、兵力不用鎭撫の趣意を立させられ度旨の親話ありたれは、催促の嚴なるへき筈なし。既にして殿下其地へ轉陣の節、岡本又太郎、平元正等を以て中立られたる演說書にも、動干戈不可然旨を細に陳られたれは、此度の征伐は固より右京大夫殿の心中より出てたるにも有るましく、亦殿下の思召より出てたるにも非さるへし。思ふに不忠の族打集りて過激の徒に阿附し、朝命に託して仕出したる無名の軍なること疑なし。且つ自古兩敵相當る時たにも使者を殺さゝるを以て禮義とせり。今盟を變するの斷もなく卒然仙臺家の使者を掩殺し、事の前後をも辨ひさる輕輩に至るまて街に梟首し、我國より總督府へ隨從せしめ遣はされたる輕輩まても誤殺し、遂に百姓、町人をして塗炭の苦に陷らしめ、數百年連綿たる名家をして滅亡近きに在らしむるに至る。同宗の親み隣國の好み右京大夫殿の心を察するに、如何んか坐なから視るに忍んや。是今般の軍を擧くる所以なれは、不忠の徒、過激の族は所赦に非れとも、百姓、町人に至ては饑へたる者には食を與へ、凍へたる者には衣を與へ、家宅を燒れたる者には居所を與へ一國平定の後まては扶持し置くへきの間、決して騷擾不可有之者也。

仙北口の諸隊長吏に其部署を定め、戸村大學か一隊と玉生六郎か一隊は境村より中淀川を守り、信太內

藏助へ武頭白土第力の一手を合せ、銃手三十八人、槍手若干人は上淀川より中淀川を守り、町田小一郎の銃隊六十七人は上淀川より峯吉川を守る。是日內膳か一軍は椿臺へ轉陣す。

○九月十日　境村邊賊勢切迫なるに付、戸嶋村より岡內之丞に命して、大扈從一小隊に將とし同村に出陣せしむ。

戸村大學戰地に於て病氣、依て兵隊を信太、玉生へ委托して久保田に歸養す。

岩見村邊備衞として武將兩人、卒五十人を發遣す。

昨夜副督神宮寺より微服して角館に退き、今曉著佐竹氏を宿陣とす。

辰刻、賊我か上淀川及境村の守兵を破る、我兵退て舟岡村に入る。午刻我諸隊再ひ境村に進發す、亦利あらす。諸隊地勢の便を計り退て神內村に屯し、哨兵を各所に設く。

是日、內膳は薩州兵と共に椿臺に侵來の賊兵を破る。今宮伊豆は刈和野を守り、平戸、新莊二藩の兵と共に川目村の賊と對陣す。

夜深龜田領黑瀨、樽田へ肥州勢討入放火す。

副督より梅津小太郎へ達書あり。其文に曰、

其方召連る兵隊神宮寺岳出張せる內、八木藤兵衞附屬の分引分け、境口へ爲應援早速出張致す可き樣申付候事。

下筋諸將軍議を決し、各隊の部署を定め雪澤口に向て進む。大和か手出てゝ戰ふこと晏時。

○九月十一日　因州兵四百五十人餘へ鹽小路刑部權少輔乘組、舟川へ上陸せり。

副督より仙北田澤村百姓を賞して褒狀を賜ふ。其文に、

南賊生保內村侵入の際、農事の暇なきに一同申合せ澁江兵部へ申出る段、上聞に達し奇特に思召さる。依之賊徒征討の上屹度沙汰に及ふへき條、猶更一同申合せ盡力奉公あるへし。

本莊家より申報書あり。左に、

一　會津へ白川と越後より討入る官軍は會津にて合併となり、會賊主從籠城之を支ふと雖も能はす、遂に城を自燒して遁る。

一　米澤降伏を請ふと雖とも允許せらるゝや否を審にせす。

一　仙臺は岩沼も已に陷り、本城より五里の地まて官軍進擊となる。

一　莊內領葡萄峠は旣に破れ、鼠ケ關へは蒸汽船にて討入ると雖とも、勝敗未た決せす。

右四件昨日越後より報知。

橫澤村に屯集の仙兵進て長野村に侵入し、立石の諸壘を砲擊す。茂木秀之助、寺崎藤九郎川を隔てゝ應射し遂に之を卻く。

內膳、椿臺より進て大に糠塚森の賊を破り、又進て平尾鳥山の敵を敗る。

敵兵刈和野に亂入す。今宮伊豆、平戸、新莊の二藩の兵と防戰利あらす、副督の命により神宮寺に退く。

諸隊神内より進て境村を分擔警備す。

下筋の賊兵長木澤、山崎及大葉山上にあり、肥州兵、大和か兵、政三郎か兵等之と戰ふ。

○九月十二日　昨日、馬術士渡邊儀兵衞を戰地に遣り其戰狀を視察せしむ。儀兵衞倉皇誤り報するに、賊勢の酷た急迫なるを以てす。是以二井田、牛嶋邊各地の人民動搖して止ます、物情洶々たり。卽ち川井右馬助、加藤左門に命し、出張して民情を鎭せしむ。和田掃部助に隊長を命し、政務所物書二十餘人を率て四ツ小屋に出兵せしむ。

昨日上陸の因州勢此日久保田に至る。內百六十人は長濱に、二十人は豐卷に、其他は戸嶋に向て出兵せり。

神宮寺村より會議所を角館に移す。澤副督各藩隊長を角館に召して曰く、『吾神宮寺に滯陣ある時は、各隊長吾身の危險なるを憂慮して爲に進擊せんとするも能はす、依て暫く角館に轉陣せられは速に進擊の道を謀るへし』と云ふ。吾茲に轉陣せるは之を以てなり。然るに、吾退て後諸藩追擊せさるのみならす、亦共に玆に引揚けんとする勢あるは何そや。吾進退諸氏の爲に詿誤せられたりと云ふへし。』其言甚烈し。於是や、各隊長共に謀りて副督へ盟約書を呈して奮激の情を陳ふ。其大旨に曰ふ。

南部、仙臺、米澤其他の反覆に付ては五畿七道の兵を以て征討の命あり、各藩追々秋田に進軍既に三

千人餘に及ふも、賊徒益暴惡終に秋田三分の二を掠奪せられ、副督に於ては三度まて轉陣せらる。畢竟吾輩其職を盡さす、規則節制立たさるの姿に至り、賊徒益時を得、大總督本陣久保田に迫るに至りたるは天朝に對し恐懼に堪へす。依て今より唯死を斷決し、衆心一致大擧進擊、賊の巢窟を芟盡すへし。萬一事成らさるときは共に忠義の一塊土となり國恩に報すへく、今般一同盟約する斯の如し。若し規則を違背せしむるに於ては、卽坐其職掌に由り其罪を正し急度處置あるへき事。

各藩連署血判。

右に付、諸口進軍の役割を定むること如左。

水澤口出先本陣　參謀大村右衞門、監軍岸良彥七、使役菅波一兵衞、大河平彌三郎。

小杉山口　佐竹河內、參謀島津藏人、監軍松田治郎兵衞、使役中村謙太郎、上野他三郎。

生保內口　參謀大山壯太郎、監軍井口忠兵衞、使役安村櫻太郎、松浦多門。

角館本陣　參謀平井小左衞門、石田英吉、監軍上田雄一、使役木藤彌太郎、白井良吉。

右の如く定めたるに付、進退共實地見計駈引あるへし。萬一決し難きことあらは角館本陣へ申出つへし。號令に背くものあらは嚴科に處すへし。

澤副督、明十三日を以て檜木內村より阿仁を經、久保田に赴かんとす。依て佐竹河內へ懇篤の言辭あり。猶親書の一紙を賜はる。其文に、

其方兼て志の宜しきに依て各藩の士氣を勵し、今日早々進擊指揮致すへく申付くる。
戰地使番二十四人を撰拔して之を命し、且つ其勤務條件を定むること如左。
一　敵情を探ること。
一　地形を察すること。
一　將士の優劣、剛臆、軍律の弛張を察すること。
一　爭戰の始末を報告すること。
一　君慮を下に徹し、事情を上に達し、上下の情を貫通すること。
一　各藩の諸有司に接し、彼我隔絶の憂を除くことを管す。
一　南北の情態を彼此に通し、賞の均しからす、罰の遍からさる憂なからしむること。
一　兵糧人馬方の勤惰を視察し、壅滯の憂なからしむること。
一　市中の物情、村落民情を察すること。
其人名左に、
久保田　　安東牛助、井口糺、遠藤彌生　　　　報知方山縣駒治、益戸廣吉
　　市中物情、矢橋病院の事を管す。
新　川　　嶋田源太郎、小池泰藏、土肥文之進　　長濱の事を管す。

神宮寺　武藤金治、小野崎信藏、青柳忠治　報知方大山禮藏、岸直兄
角　館　湯口俊吉、高橋德治　報知方大嶋官平
大　館　平澤宇吉、鈴木三郎太郎、渡邊卯吉　報知方山口鐵之助。

今曉より長濱、椿臺、柴野、四ッ小屋戰爭となり、砲聲四方に轟き烈戰となれり。殊に四ッ小屋少兵寡弱の報道あるを以て、宇都宮四郎、同淸六、眞壁安藝、眞崎彥六、中安泰治、松野彌五郎等に命し、手勢を率て牛嶋より近傍各所に出張せしむ。
澁川茂、村井惣助に命して農兵の隊長たらしめ、六十八を率て四ッ小屋に出張せしむ。
是日神宮寺、檜岡及南岸諸山の守備を撤し、角館に轉陣するもの凡そ三千餘人、其他は皆退て小杉山を守る。是に於て、松倉以南の諸村悉く賊地となる。
黎明より長濱村大戰爭となり、今宮大學隊にて鎗を入れ賊將毛呂太郎太夫を斃す。戰士宇野金彌之に死す。川井嘉八郎、其仲激鬪死傷極めて多し。
下筋口諸隊、約を定めて大葉臺の賊を擊つ。賊臺を下り水澤を棄て、陣營を自燒して境外に逃る。
○九月十三日　澤副督、角館を發して檜木內村に宿す。阿仁越にて久保田に轉陣せんとするなり。
角館參謀局より小倉藩高木悅藏に命して、廣久內村出張佐竹河內兵隊の指揮を委任す。

下檜木內村淺利勘左衞門儀、澤副督大學野越阿仁を經久保田へ轉陣せらるゝ際本陣を命せられ、邊鄙の地に似合はす萬事鄭重の取斗滿悅に思召され、右褒賞として金千五百疋を賜はり、猶小荷駄方勤務骨折たるを以て金子五兩を賜はる。

古內左惣治隊、及ひ寺崎藤九郎手二十八人、武頭鷲尾庫之助、信太勇、貝塚久吉等、進擊先鋒を角館會議所へ請願す。局議之を許し、下延村の守備を小田野刑部に、立石を石川敬治に讓り、薩、長、筑、新莊等の兵と共に水澤口に對て進發せしむ。

○九月十四日　大坂船、乘組二十餘人にて本月十二日越後出帆の所、十三日の大風にて漂流此日長濱へ著岸。右船中の者より聞取る左に、

一　七月二十六日、官軍薩、長、藝、因、其他大凡六七千人越後松ヶ崎へ上陸。

一　新發田藩勤王孤立の處大に勢焰を得たりと云ふ。

一　同日より二十九日まて越後沼垂と云ふ地にて戰爭、官軍大勝利、同日朝新潟まて進擊。夫れより新發田に宿營。米澤勢同所にて降伏の樣子。

一　鼠ヶ關破れたるは相違なし。當今越後國中に賊兵一人もなし。

一　會津城下燒失、此れは舊幕步兵組の放火なる由、會津の步兵應援宜しきを失ひ、賢愚倒置の忿怨より起りたりと云ふ。

一　會津籠城せり。右は越後より同所へ往きたる夫卒親視せりと云ふ。
一　村上、長岡の二城敗れ、其行衞知れさると云。
一　當十二日越後出帆の節蒸氣六艘、内二艘は秋田へ回るへき趣にて千五百人荷物を積立てたるを實見せり。

仙北口戰地にて賊の書翰を拾ひ取りたる者あり。其文に、
昨夜上ノ山より早追來り、米澤にて謝罪官賊を引入れたる樣子、去りなから自分のみに無之仙藩莊内等へも謝罪を勸むる樣子、依ては此の上如何相成るやも計り難し。不用の品々等は勿論、彈藥とても足附にて持兼る分は今日中にても早々松山へ差下度、尤も十三日山形にて奥羽の各藩大會議と申事に付、新莊の方繼立等如何なるへきやも難計故、矢嶋道の方引上然るへきやと奉存、誠に以て歎息の至りなり。乍去目今の所は先つ祕し置き度、其心得にて頭々に談しあらんことを願ふ。
紙尾に松田淸左衞門、酒井右馬助とあり。
内膳兵を平尾鳥に進め、相川村にある敵と戰て之を走らす。是夜因州、薩州、長州、筑州、小倉、新莊の兵及ひ古内左惣治、寺崎藤九郎等總兵大凡七百餘人境村に來會す。
下筋二ツ長根、庖丁長根及葛原山等に於て砲戰あり。
○九月十五日　仙北出兵の各隊長へ佐竹侯親書を賜ふ。其大旨。

我等不肖なから、祖宗の遺志を繼き天朝の重命遵奉し、奥羽の賊中に孤立し勤王の大義を唱へ、六師征討を助け速に掃攘の功を奏し宸襟を安し奉るへきに、豈圖らんや却て方今燒眉の急に迫り、祖宗以來受封の邦内を過半掠奪せられ、人民塗炭に陷り、應援の官軍を千里の外に勞したる恐惶苦心の至りに堪へす。素より大義の爲め社稷と共に斃るゝは覺悟なりと雖とも、兵力の軟弱より斯の如きは名家の瑕瑾、深く恐縮なり。依て今般格段兵制變革を命し、自身に於ては如何なる艱難をも凌き舊弊を一新せんと欲す。一統にも此志を體認し、奮發興起從前の隋氣を除き、必死を極め忠戰盡力、速に掃攘の功を奏し宸襟を安し奉るへき樣、深く希ふ所なり。

眞崎兵庫、現兵五十餘人を率ひ角館より水澤口に發向す。

境村在陣の諸隊大に侵來の賊を破り、遂に夜を冐して淀川の賊營に迫り、攻擊して明旦に至る。此戰や斬獲算なし、而して我死傷も亦少なからす。

内膳は種澤に進み南岸の賊を擊つ、夜に入て交綏す。内膳又兵を潛めて川を渡り、中淀川に埋伏す。下筋口本道三哲山、葛原村より賊大兵を率て來擊あり。各隊苦戰時を移し、防止する能はす。我兵栗山を下て左右挾擊之を破り、又靏森山に戰ひ一敗の後奮進して遂に之を奪ひ、於是諸隊皆捷を告く。

○九月十六日　此日午前まて各所戰爭あるの所、午後に至り刈和野、神宮寺邊の賊勢盡く大曲村に引退き、神宮寺船場より内には賊一人も無之。右は莊内鼠ケ關破れたるに付、國元の危急なるか爲な

りと云ふ。

總督、赤沼の三吉神社へ參詣せらる。

下筋の諸將軍議を決し、各隊其持口より總進軍、砲銃の聲山谷を震動せり。我兵藥師森の賊を追ひ卻け、又葛原山來襲の兵を逐ひ、別所口より來る賊は要地に據り拒戰す。日暮交綏す。

○九月十七日　仙北口の官軍進擊して神宮寺に進む。

此日、莊內賊將酒井吉之丞へ同右馬助よりの書翰を拾ひ得たる者あり。其文の要旨に、

會大に切迫所謂籠城と云ふものにして、城下に近き十五町許まで敵迫りたるよし。米議論反謀の氣味、降伏謝罪の相談に來るよし。越後は至極急なりと雖とも兎角勝算の方なるよし。此度の一擧は莊內の浮沈なり、死力を盡されすしては叶はぬ事なり。此書翰屆く頃は酒田の方より參る人數も屆可申、兎角久保田落城を待ち居るまてなり。

九月七日　右馬助

御兄樣。

梅津專之助小杉山より兵を神宮寺に進め、逃走の賊を追躡して遂に大曲村に進む。

黎明、內膳伏兵を發して中淀川の賊陣を破り、其隊長杉角之進を斃す。

下筋の兵隊石淵長根、靏森山、三哲山等各地に戰ひ未た勝敗を見す。

○九月十八日　仙北總軍進擊の議を決し、參謀局を六郷村に轉陣せり。河内手は角館警備の爲め小館村滯陣。

總督より荒川久太郎へ達あり。『引繼き苦戰盡力せり。追て寒冷に押移り別て困苦の義を思召さる。之に依て乍些少褒美として「ピストル」一挺を下さる。尙奮戰あるへし。』と。

土州井上干城、薩州田崎敬藏、秋田誠之助三人より「ピストル」一挺を佐竹侯に進す。侯、對顏せられ畝織、八丈縞、金子等を賜ひ、外に酒宴を賜はる。

○九月十九日　總督府より監軍中安泰治、添田淸左衞門へ賞命あり。曰く、『引續き苦戰盡力せり。追々寒冷に押移り別て困勞の儀思し召され、乍些少褒賞として金二十兩、フランケ一枚つゝ之を下さる。猶勉勵奮戰早々成功を遂くへきこと。』

澤副督、此日秋田郡大川村一宿。

下筋諸隊夜襲の策を定め進擊を試みんとするに、夜半彼れか爲に政三郎か番兵を藥師森に襲はる。大和應援すと雖とも機に後る。是夜本道筑後か隊、間者をして賊の陣所澤尻村を燒かしむ。

○九月二十日　薩州隊長島津登へ高田實守の刀一腰、田中靭負へ關兼家の刀一腰、和田五左衞門へ大和守安定の刀一腰、外に三人へ靑鷺五羽を贈らる。

參謀大山格之助、前山精一郎、船越洋之助へ靑鷺三羽を贈り、船越洋之助へは刀一腰を添へらる。

横手參謀局より本藩諸隊長へ達書あり。左に、

一　諸隊長の內兩人晝夜兼行にて、買入の「ミニケル」銃拜借すへき事。

一　指揮旗は秋田一藩一樣の製作たるへき事。

一　總括一人を置くへき事。

一　大旗馬印弓持槍の類廢止の事。

一　荷物の儀は彈藥雨具の外一切相成らさる事。

指揮旗、斥候旗の圖あり、略。

新屋出張郡奉行小野崎要より軍事方への書翰、昨十九日夜發し今朝達せり。其大旨に、拙今日新屋へ出張、カゲ濱舟場にて長濱より歸りの足輕に遇ひ、莊賊龜田より引退きたる模樣なりと云ふ。直に新屋に著するに愈其風聞なり。薄暮に至り山本登雲助より來報あり、『賊大正寺邊より船百艘位にて、只今にも乘り下るも計り難しと云々。』其趣は旣に報道に及ひたるに、夜に入り長濱今宮大學手斥候豊間敬藏來り、『莊賊殘らす引退たるを以て、羽根川、道川邊の寺院、或は庄屋、名主續々降伏申出たるを以て、今夜中龜田迄追擊せんと因州勢と評議を決したるに付、監軍登雲助へ示談の爲め來たれり。』との陳述なり。猶信疑の間にあるの所、東家々人、去月より龜田に囚はれ入牢し居れる菊地仲、佐久間亥之助二人牢より出て歸り來り、又新屋の場主某、肥兵より龜田市中動搖に付何等の事

ならんと尋るに、角館より穢多へ養子に來りたるもの言ふ、『米澤と仙臺と降伏したるに付、龜田藩主始め諸士殘らす莊内へ引取られ、市街はかりとなれり。今にも城に火を掛るの期に至ては其方等も牢より出すへし、と。依て今朝に至り牢より出されたり。直に出發するに、濱手は人目にかゝるか故内郷を經て歸る所、君川邊を始め何方にも賊一人も居らさる』趣申聞くなり。又、今宮手の小荷駄方齋藤敬治か菊地、佐久間の二人に逢ひし直話を聞くに、場主の言と符合せり。猶莊内鼠ケ關破れ、官軍と米澤も同く討入國元の大事に及ひたるに付、早々人勢を引揚くへしと賊國より早馬にて急報の爲めなりと云ふ。右總軍引揚けたれは、龜田も逃け去りたるに相違なし。彼の大正寺船の事は懸念するに及はす。喜悅云々。（以上要書簡。）

東家々人菊地仲、佐久間亥之助及小八新藏より龜田動搖形申出る如左。（但菊地、佐久間二人、主人より用事を命せられ八月十二日龜田に使せるもの、新藏は龜田探索を命せられたるものにして、三人共此迄獄中に繫かれ居りし者なり。）

私共三人の外にも多人數龜田城下獄中に繫れ居り、牢屋番の談話を聞くに、『龜田藩主は最初專ら勤王に決せられ家老大塚織部同腹一致の處、同家老諸橋金平は莊内に黨與し、織部か他に使者たるの虚に乘し主人を說服し、遂に莊内方に方向を轉せしめたるは皆金平の奸策より出たる者なり』と云ふ。私共一統本月二十日に死刑に處せらるへきに決したるの所、十八日に至り俄然として惣軍莊内に引揚の沙汰になれり。其際龜田藩の佐曾理大八なる者私共に言ふ、『斯の如に至りたるは是非なし。此

上は主人岩城の家名を僅かに相續なる樣周旋を賜へ。』と落涙依頼あり。私共答ふるに、『陪臣の身なれは力及はす、只主人將監へ陳述する迄に止るなり。寧ろ我輩と同しく久保田に行き歎願然るへし。』と。彼れ言ふ、『今更歎願する何の面目あらん。』と。卽ち囚人を放縱して國に歸らしめたり。其歸途にかゝる村落には賊兵一人も居らす。龜田にて仙臺に依頼し降伏歎願せりと云ふ。仙臺も亦切迫にて降伏謝罪の評議起り、一藩兩說紛々たりと云ふ。以上三人申出。

龜田鄕夫の者共申出る、如左。

大聖寺近邊神ヶ村邊より莊賊千五百人位にて龜田城下へ引揚け、夫より石脇村に引取り、三ヶ村に居れる賊兵千人許なるも今一人も居らす、本莊領まても引揚けたるなるへし。龜田城は空城となり、士族、市街共明家となり戶主一人つゝ居るのみ。重臣始め士族は莊內へ逃亡せりと云ふ。

家老二人早馬にて掛出す。右は秋田へ降伏の使者とも、又は仙臺行きとも云ふ。

側扈從近藤三藏家來喜市なる者、仙北筋探索を命せられ是日歸り申出るに、『刈和野にて薩州藩士仙北筋より歸り言ふ。湯澤迄の間には賊一人も居らす、院內には少しく殘賊居りたるや難計と云ふ。賊國莊內へ官軍討入せるや、又は內變あるや、峯吉川まて早馬來ること兩三度に及ひたると云ふ。』

『十五日、十六日淀川戰爭より以來、賊死傷夥多にて進擊相成り難き模樣にて遂に引揚となるに付、峯吉川農民共協議し、賊の小荷駄宿と病院とを纏め置きたる作左衞門か宅の四方より放火す。賊恐怖狼狽

逃亡せるに、半道寺村警備の官軍追撃して賊二百人餘も死亡あり。淀川、峯吉川の山澤及村内にも死體所々にあり、大凡三百人餘も死したるへし。』

賊地進軍に付諸軍將へ達せる書面あり。左に、

諸口の賊兵とも段々退散、又は降伏に付ては速に進撃他領討入すと雖とも、在々民屋猥に放火の義は堅く禁止す。瑣細の家屋たりと雖とも掠奪等は決して有るへからす。專ら鎭撫を旨とし寛仁の處置致すへく、萬一亂暴の所爲あるに於ては嚴科たるへき旨、附屬輩下へも能く申渡すへし。

副督是日未の刻久保田旅館へ到著し、藩主對顏せられ且つ酒肴、青鷺を進す。

總督府より二通の命達あり。左に、

秋田中將へ

賊徒等既に國境まて打挫きたり。就ては早々巡見、放火等にて困苦の者不少に付士民安堵の所置有之度事。

秋田へ

賊徒等死體所々に分散有之趣、右は其筋々役人へ申付、最寄埋地へ取纏め賊虜の塚可取立事。

眞崎兵庫、横手へ繰込みたるに早々歸宅すへき旨命令あり。即日出立久保田へ歸る。

横手參謀局より同所在陣の諸隊長へ命令書あり。左に、

一　梅津專之助手は沙汰有之まて當所滯陣致さるへき事。

一　中安泰治手、早川佐五郎手、茂木秀之助手は、水澤口へ防禦差出したる分著の上は其手へ取纒防禦致さるへき事。

一　大山佐源治手、戸村大學手、早川佐五郎手只今横手出立、手倉、檜山、小安口防禦致さるへき事。

一　茂木秀之助手、今宮伊豆手、中安泰治手只今横手出立、福藩、小松川口黑澤防禦致さるへき事。

大山若狹家人前田敬之進、平岡慶治兩人へ秋田軍事方よりの賞狀あり。其文に、

其方共探索に出張中、仙賊の引去りたるを計策を回らし賊を討取り、其上不少分捕せるの段畢竟平素の忠實故と感賞の至りなり。依之追て沙汰の旨あるへし。且つ、農兵多數を催し夫々差配り行屆たる趣なり。此上精々農兵取立專ら方今の勤を勉勵すへく、農兵成功の上は重き恩賞下さるへきなり。

肥州勢八十人乘組の蒸汽船土崎へ著港。

佐竹三郎伯父早川輔四郎、參謀局より下命あり横手に於て割腹、茂木秀之助之を介錯せり。右罪科の達書左に、

秋田　早川輔四郎

昨十九日六鄕表に於て、同所へ滯陣防禦致すへく段申渡し之を領承し居なから、是より沙汰も無之に昨夜横手へ私に進軍。規則、節制を失し盟約に背き、軍令を冒したるに付割腹申付くる者なり。

九月二十日

参謀局。

是日曉天海濱各隊進軍令、今宮大學、大田原祖助手、有志隊は濱邊通よりし、遊擊隊、肥州、因州各隊は龜田城下に繰込み火を放て其城を燒く。

本莊口賊兵退散の義確報あるに付、明二十一日曉時進軍の手配如左。

長濱、龜田入　先鋒　荒川銃隊、因州

　　　　　　　應援　肥州

松ヶ崎　　　　先鋒　大田原祖助手、岡谷兵馬手

　　　　　　　應援　今宮大學手

君川口、瀧ノ又　　肥州

妙ヶ澤、龜田入　　肥州。

南部重臣楢山佐渡、向井藏人より我軍大館口、生保內口、十二所口へ出兵せる諸隊長へ來翰あり。其文、

今般從京師重臣三戶式部歸國、朝廷より內命あり進軍相控へたるに付、尊藩よりも進軍差控被下へく委詳は追て應接に及ふへし。此段不取敢貴意を得へく盛岡より申越たり。

追啓。本紙貴意を得たる一條に付役司之內具に應接に及ひ度、明二十一日辰の刻三哲山麓往還筋まて貴藩役司面談致申度、否や仰せ越されたし。と

外に同藩軍事方より、我十二所口の軍事方へ添書あり。左に、

云々。本翰貴意を得たる義に付、陣頭に於て拜面の上示談に致度儀之れあり、貴報次第是れよりも役方の者差出すへきに付、貴藩よりも出役被下度添翰を以て貴意を得候。二白。貴報下さるゝ節は、目標として白旗一流を持たせ「カゴヤ」道へ遣され下されたし。

小場忠五郎に軍將を命し、大館より直に阿仁に赴かしむ。

下筋筑後か兵、肥藩隊と三哲山、長澤口の賊と戰ふ。筑後、政三郎等か分隊憤進葛原を破り、各所の敵を驅り小瀧峯に露營。

是日午後、賊將稽山佐渡、向井藏人より降伏の書十二所口に贈る。

○九月二十一日　賊遁逃に付、仙北筋在陣の各藩兵隊進軍手配如左。

淀川より女米木越にて瀧ノ又へ、左手子渡　澁江一手、惟神隊、仁賀保一小隊

淀川より大正寺越、瀧ノ又へ　因州一手、澁江物頭白土第力

平尾鳥より君川へ　本莊勢、新莊勢

椿川より君川へ　筑州勢、薩州勢

濱手より　因州、肥州

下淀川固め　新莊百人

種澤固め　新莊、因州百人
妙法、平澤　農兵二十人
椿　川　二十人、大砲二門、本莊半小隊、十八人新組、一人大筒方
芝野、四ッ小屋兩村へ　和田勢。
總督府より佐竹河內へピストル一挺を賜はる。其文に、

佐竹河內へ

引續苦戰盡力致し、追々寒冷にも押移り別て困勞の義思召され、些少なから褒賞としてピストル一挺之を下さる。猶勉勵奮戰成功を遂くへき事。

昨二十日南部重臣より來翰あるに付、佐竹大和、多賀谷長門、須田政三郎三名より楢山、向井の兩氏に報答する如左。

今般京師重臣三戶式部殿歸國せられ、朝廷內命の義あり進軍を差控へらるゝに付、弊藩よりも進擊見合せ致すへく、委詳應接に及ふへき旨仰せ越され了承せり。此節の次第は貴藩より弊境へ侵入に及はれたるに付、朝廷より官軍差し下され同樣征討の命を蒙りたるなれは、右に付進擊見合せの義は挨拶に及ひ難しと雖とも、朝廷より內命の義に付應接なされ度義ならは、其兵隊を弊境より引取りたる上國境に於て面接に及ふへし。云々

南藩向井藏人より返翰あり。大旨左に、
貴札拝披せり。朝廷より內命の義に付、貴境より兵隊を引揚けたる上は應接せらるへき段承知せり。
就ては、弊藩所々出兵も有之早々口々へ申達すへきは勿論、此地の兵隊は明二十二日弊境まて引揚く
へきに付、同日未刻應接の役方袈裟掛境まて出張せられ度し云々。再伸。楢山佐渡は當今土深井出
張中に付、拙者一名にて報答に及ふ也。

○九月二十二日　是日、横手參謀局を湯澤に移す。

總督府より、『以來攻口左の通り相極たるに付其藩受持にて突入るへく、先鋒應援の義は組合々々へ藩
々隊長申談すへき』の命達あり。

清川口　薩州四百人、佐土原四十人、長州十五人、小倉七十人
松山口　筑州三百人、大村百八十人、平戸百人、新莊二百六十人
最上口　振遠隊三百人、嶋原百五十人、新莊三百三十人
海岸矢嶋口　肥州、因州、秋田惣軍、本莊、矢嶋。

戊辰秋田藩戰記　卷之三

院內口之部

○明治元年戊辰七月五日　鎭撫總督九條道孝、是月朔日を以て本陣を秋田城下に營し、旣に本藩先鋒の請願を允し軍兵を新屋口、矢嶋口の兩地に差向け、乃ち命を薩、長、肥、倉の四藩に下して雄勝郡院內口、銀山間道、並役內、及位等に向て兵隊を進めしむ。

○七月十一日　昨十日午後、官軍を三手に分ち長肥二藩の隊は銀山間道(右方)より、肥倉の隊は及位(中央)より、薩肥隊は役內口(左方)より進向す。是日拂曉、右方より進みたる隊は各所に奮戰勝を得て金山村に討入る。左方進軍の兵も途次に埋伏せる賊兵を擊散し金山迄進み、右方の兵と合隊益勇進奮戰左右より挾んで之を擊ち、仙賊將梁川播摩(番頭)、五十嵐岱助(目附)の首を斬り、士卒の首を獲

ること二十四級、分取物品も亦不尠。中央より進みたる肥、倉の隊は、未明より奮戰鹽根坂の砲臺二ヶ所を破るも、賊兵險要の地に防禦するを以て討入る能はす。且つ新莊も亦約に違ふて來會せす、即ち及位を放火し院内に退き、左右の隊は金山に宿陣せり。

○七月十二日　昨十一日夜金山に宿陣せる薩、長、肥の兵隊は、是日の早曉應援として及位に向ひたるに、賊多勢襲來の趣き新莊より飛報致る。即ち兵を還し二手に分れて之に應援し連戰終日、申牌遂に新莊に入る。昨夜院内に退きたる肥兵分隊、小倉の兵も亦來り會す。三手合して新莊に陣を張り警備を嚴にせり。

卯牌莊内の賊勢千五百人、新莊領船形に來り侵す。官軍終日苦戰黄昏互に兵を收む。

○七月十四日　新莊に陣せる官軍辰牌より進軍、賊を撃ち愈兵を進むるに際し、新莊兵の奥羽同盟に與する者俄然官軍の後ロより砲發賊勢を援け、又賊將酒井吉之丞、松野順三郎か隊騎馬の兵を合せて二千人許押し來り、四方に火を放ち勢焰尤熾なり。故を以て官軍苦戰、衆寡敵せす遂に院内に引揚たり。新莊藩主親ら指揮して奮戰せるも亦利あらす、其居城を自燒し家眷を率ゐて逃る。是日院内の守將大山若狹、總督府の命に依り附屬の兵士五十餘人を遣り、進て森吉坂に到るも時機に後れ、新莊藩主を護して同しく院内に退保す。

○七月十五日　戸村大學、其隊下横手の守將山崎忠孝に旗奉行を命し、戰士二十五人を率ゐ若狹

に應援せしむ。

○七月十六日　佐竹三郎か隊下の士湯澤の守將根本甚七郎外五名、中村口眞木澤巡邏の際仙賊青山六之丞を獲たり。

功名六人　佐竹三郎隊。

○七月二十五日　鹽根坂各處に胸壁を設け、其第一は若狹、大學の兵士これを守れり。賊兵夜前より潛來、此日の拂曉を以て我不意を襲ひ拔刀來り侵す。我兵敗走、傷者あり。其他の守兵憤戰敵三人を斃す。賊又向山より發砲彈丸雨注、我か兵甚た苦しむ。遂に衆寡敵せさるを以て午牌に及ひ杉峠へ引揚たり。若狹及ひ長、肥、倉の兵來援せるも皆機に後れて退く。

手負一人　大山若狹隊。

○七月二十六日　辰牌、鹽根坂より賊二百人許若狹か分隊の後山に登り發砲す、我兵應戰。此時鏡澤、大瀧の間道に備へたる新莊兵早く引揚け、歸路を絕たれさる樣長藩の急報に依り直ちに院內に退く。

遊軍頭中安泰治兵を率ゐ中村に向ひ出陣、眞木澤に宿す。

○七月二十七日　辰牌賊來襲す。杉峠に備へたる若狹か兵士、長兵二十六人、大砲一門、小倉兵三十人、新莊一小隊と共に之を邀ひ砲戰、巳牌にして止む。

役内口の內字薄久內の間道薩長の備手薄に付、秦治兵士を遣りて應援せしむ。軍將梅津小太郞も亦、其兵二十人を分ち中村口の小倉兵を援けしむ。夜に入り小太郞も隊兵を率ゐ中村口の應援として院內に宿陣せり。

○七月二十八日　中村口の內眞木澤には薩、長、肥、倉、新莊及秦治の兵之を守る。此日賊兵進來るの狀あり。乃ち兵を部署し、左右の山上三ヶ處に伏を置き以て之を俟つ。已牌賊五十人許押し來る、我兵應せす、其距離殆と三四十步ならんとす。是に於て本陣より一聲の號砲を發す。山上の伏兵、正面の兵と一時に發砲吶喊して之を擊つ、賊姑く防戰せるも遂に潰走。此時賊の大兵莊內九百五十餘人、米澤八百五十餘人合計千八百餘人、前面萱ヶ澤の山上及ひ溪間より猛進鯨波を上け、山上山下砲聲大に轟く。我軍寡兵戰甚た苦しむ、死傷あり。乃ち急を院內に告く。此地たる間道甚た多くして各處防禦するの兵士なく、遂に眞木澤、川井、中村を放火せられたり。故を以て申牌橫堀山の傍に引上けたり。小太郞兵を率ゐて來援せるも、已に機に後るゝを以て中村に露營す。

辰の中刻、賊本道朴木澤より進み來る。杉峠に備へたる若狹の分隊、長、倉、新の兵と合して三百餘人之れを迎へ、字七色木に於て砲戰す。長兵大砲を放ちて賊兵少しく退き、路傍の松林に據りて防戰せり。暫くして賊兵加はり四五百人に至る。而して大砲隊を松林に殘し、兵を分ちて大山に登らしめ、又朴木澤の民家を燒き砲聲大に轟く。已にして小倉兵窃かに間道より山頭に登り、賊の大砲隊を眼下に擊ち

遂に之を破る。

巳牌、賊南澤の山により進み來る。銀山口に備へたる小太郎の兵士、長、肥、小倉の兵と共に之を逆ひ砲戰良久し。此時肥兵字トガリ山に登り、木濱止場に在る賊兵を擊射す。又路傍に備へたる大砲を以て、日暮峯頭の賊兵と木濱止場の賊兵とを攻擊す、然れ共賊兵千餘の兵員砲聲未た絕へす。我兵愈憤發烈戰、夜に入り遂に之を岩坂山下に追卻く。

討死三人　内一人泰治隊、同二人小太郎隊。

手負二人　内一人若狹隊、同一人泰治隊。

功名二人　小太郎隊。

○七月二十九日　辰牌小太郎、泰治兵を合せ、中村山の內字太平山に進軍す。申牌賊兵を東山の麓に進む、卽ち兵を散賦して砲戰す。高屋五左衞門輕卒をして山上より砲擊せしむ、賊破れて東林に入る。小太郎槍士に命して突入せしめんとす。此時黃昏に到り同士相擊の虞あるのみならす、各藩の兵皆已に引揚たれは敵に歸路を絕たるゝの憂ありと肥藩の報告を得、直ちに横堀村に引揚たり。

巳牌、薩、長、肥、倉、新莊の兵中村山に戰ふ。泰治の一手賊壘の左に出てゝ横射す、賊壘を捨て退く。此時賊の援兵四方より猛進衆寡懸絕の形勢、且つ地の利不便なるを以て横堀村に引揚たり。

銀山口より長、倉兵、杉峠より若狹の兵、皆中村に向て來援せるも、黑森の守兵已に破れ賊軍四方より侵

撃の勢あるにより、皆院内に引揚たり。

討死二人　小太郎隊。

〇八月朔日　寅牌、大山若狹は居館に在て麾下の兵士を團結し、盡く上院内の關門に集め嚴に境上を守らしむ。時に役内口、銀山口皆破れ、各藩の軍勢殘なく引揚け、横堀村も已に放火せられたりと聞き、急き守兵に命して湯澤に退かしめ、自ら五十餘人の士卒を率ひ館後の山路を經て、間道より山田村に出て共に湯澤に至らんとす。此時梅津小太郎は横堀村にあり、各藩の軍勢盡く引揚たるを見て、其陣營を自燒し退て須川村に屯し、白土第力、八木藤兵衛を飯嶺より呼還し共に防戰の策を圖る。夜に入て雨頻りに降り和銃用ゆること能はす、地勢亦便ならす、乃ち陣を撤して湯澤に退く。湯澤の守將佐竹三郎已に去り、市街荒涼して宿營すへからす。而して中安泰治等も已に各藩と共に横手に入らんとするを聞き、遂に同處へ退陣す。小太郎小野村を過くるや、莊内の間諜佐藤八十右衛門なる者同村に潛みたるを偵知し、戰士二名瀧田源六、大瀬伊左衛門をして之を捕へしむ。是日新莊藩の武頭北條左源太なる者は、諸口悉く破れ官軍退縮の狀を憤り、須川村の茶店に屠腹せり。矢嶋口には古内左惣治、小田野刑部大澤村を根據として、監軍（上田雄一）の傳令に依り武頭大越强太一手及戰士五名矢嶋領老方へ、武頭鷲尾庫之助一手及戰士十八へ刑部麾下の兵士十五人を添へて同領館前へ、戰士十名は雄勝郡蘆澤へ出張せしめ、倘平鹿郡水澤口、金峯山等へ若干の番兵を置き（水澤口へは翌二日を以て、刑部手より武頭大

越强太一手を加へたり)、以て敵の侵入を拒く。然れとも、大澤口に數條の間道ありて其防守を具備する能はす、仍て急使を發して援兵を久保田に乞ふ。

○八月三日　矢嶋口應援として番頭茂木秀之助は刈和野より、武頭高垣新右衞門は久保田より共に來りて古内の手に加る。元來秀之助は刈和野村防守の命を受け、士卒六十餘人を統へ該地に在陣せり(七月七日より)。然るに本月朔日矢嶋口の危急を聞き、銃卒二十人を分遣して古内を援けしむ。其事由を久保田に報したるに、一隊悉く古内を援くへしとの令あるに依り兵を驅て來著し、士卒を分配して老方、上森を守らしむ。梅津小太郎、中安泰治等横手より兵を石成村に進む。小太郎斥候高垣愼吾、石井藤馬、須田勘兵衞をして前途の虛實を探らしむ。愼吾等關口村に至り、糸井久兵衞(湯澤給人、小太郎麾下)敵軍より護送せらるゝに遇ふ。曰く、『予、七月二十五日鹽根坂にて負傷し莊内藩の俘となれり。該藩情あり及位村の病院に於て傷を療せしめ、昨日を以て院内に送られたり。同處より急使二名を莊内に發するを見る。言を聞くに、秋田より和議を請はれ主家へ報するの使節なりと云へり。此等の事情ある故歟、予も彼の恩意を受け恙なく玆に來れり。』愼吾等云、『是は賊の計略にて、我か官軍を離間し且つ兵氣を弛むるの術策なり。足下顧み愼んて他に告くる勿れ。』と。其夜歸て小太郎に復命し、且つ久兵衞の云言を告く。小太郎、愼吾等をして新藤柳田村の陣營に赴き薩州隊長和田五左衞門へ詳述せしめ、以て後日の嫌疑を避く。

○八月四日　大山若狹現兵五十餘人小倉藩隊長に合議し、横手より進て柳田新町に宿營す。若狹は一昨二日の夜横手町に來り投し、江間伊織に因て部署を執政小鷹狩源太に請ふ。源太其寡兵なるを見て令するに小松川口の守禦を以てし、若狹欲せすして曰く、『二百年來院内守衞の任職を辱ふし、一朝不利にして所守を放棄せるも、其收復を圖らすして豈遠く他方に向ふに忍ひんや。』と。是に於て更に院內口に進軍を允許し、小倉兵連結して事に從かはしむ。

○八月五日　執政眞崎兵庫（昨日横手に著せり）飛檄を以て茂木秀之助に令し、戰士三十人（角館給人）を加屬し急に田代口に向はしむ。矢嶋口寡兵古內益困む。秀之助田代に至る、貧村にして糧食給せす、悉く之を西馬音內に仰く。然して賊軍已に該村に亂入し我後を遮るの勢あり。乃ち軍議を決し平鹿郡深井村に轉陣し、再擧して西馬音內を攻んと謀る。是に於て賊軍益猖獗各村を侵掠し、湯澤町を牙營となし兵を放て雄勝一郡に横行す。

此日午牌、中安泰治石成村より兵を進て岩崎に繰込む。形勢便ならす、申牌を以て退き復タ石成に屯在す。隊長梅津專之助（士卒百餘人）、隊長瀨谷和三郎（待鐵砲三十人）共に兵庫の令に依り、肥前兵及振遠隊の應援として深間內村に發向す。

○八月六日　隊長町田小一郎、橋本助右衞門二小隊（一隊各四十餘人、皆鷹匠、歩行、茶屋番なり。）是を三歩行と云ふ。昨日横手に著せり）を率ひ進て大谷村に屯し、餅田村なる薩州の陣營に就き各隊長

と軍議し總進軍の部署を定む。此日曉天湯澤町に放火あり、夜又大に火あり（蓋我諜者の所爲）。賊怕て警備を嚴にし、大砲二門を岩崎川の南に置く。

○八月七日　古内左惣治大澤村にあり、院内已に破れ敵兵西馬音內に亂入せるを聞き、退て平鹿郡今宿村に陣し、深井村の川岸に胸壁を連ね大小砲を配列し防戰の備を爲す。此時、先に分遣せる信太、小貫の一隊由利郡笹根子より來歸せり。然して茂木秀之助は、西馬音內に攻かゝらんと深井村より兵を進め今泉村に至れるも、賊已に杉宮村へ押來ると聞き今泉の津頭に布營し、又左馬村河原に胸壁を築き角間村屯集の敵（三百餘人と云ふ）に備ふ。小田野刑部は參謀（大山格之助）の傳令に依り、午牌より高尾田村に進み新町の山手に備へたりしか、更に傳令ありて今宿に引揚たり。早川輔四郎、早川佐五郎（一門佐竹三郎代理）の兩隊は平鹿郡植田村より未牌を以て進軍し、志摩村に向て發砲すれとも敵軍動かす、其虛實を知る能はす。乃ち兵を收めて舊營に復る。

郡吏報あり、『仙臺の兵五日を以て雄勝郡小安村に入り、本日三梨村に檄して五百人の粮食を徵す。』と、此時近習の銃士（大小姓）若干、惟神隊の兵三十五人（共に公の從兵にして境村より昨夜先發せる者）方に橫手に著せり。是に於て眞崎兵庫、其砲手七八を撰み大砲一門を引て餠田村に進ましめ、遊軍頭介川敬之進に命し、一隊を率ゐて淺舞村に行き振遠隊に應援せしむ。

○八月八日　各隊未明に進軍（六日軍議の部署に依る）。梅津小太郎は武頭八木藤兵衞を先手と

し、本道の下なる古內村の西より皆瀨川を打渉り、平原に陣を布き岩崎村屯集の賊を攻擊す。薩州、小倉の兵も續て川を越へ直に本道より進む、仙莊の大軍岩崎の後山に據り發砲霰の如し。巳の刻に至り驟雨大に降り我兵和銃機發便ならす、賊兵此機に乘し發砲益烈し。我支る能はす大砲を棄て持田に走る、賊尾擊して新關村に至り、一の民家に放火し更に古內村に屯在す。大山若狹は卯牌に外ノ目坂を發し小倉藩隊長葉山平右衞門、志津野源之丞に合勢し、手勢を二ッに分け一は本道の先鋒となり、一は間道の先手となり齊く川を越て進擊せり。時に本道の敵强くして味方苦戰と見へける故、間道の兵も本道に回り一手となりて攻擊し、已に村內の橋頭迄追詰たるに、賊は山上の敵と一手になり高に據て亂射し、生兵亦加り三方より迫り討つ。官軍寡兵再ひ苦戰となり、死傷漸く多し。遂に小倉勢と共に舊營に引揚たり。藩士(橫手給人)の小倉鳥雲隊に合兵せる者伊藤助右衞門等二十餘名、隊長德長吉太郎と共に未明より岩崎の河原に散布し向岸の敵と砲戰す。然るに小倉の一貫隊先つ川を渡て進攻し、伏兵に陷て下流に敗走す。助右衞門等、隊長の令を受け川を渉て一貫隊を救はんとす、味方續く者なく賊兵掩來す。乃ち川に沿て一貫隊に走り共に十文字に退く、此時鳥雲隊も已に破れ先たちて該村にあり。是に因て助右衞門等原隊に復ることを得たり。町田小一郞、橋本助右衞門各一小隊を率ひ、寅牌に營を發し、餠田村なる薩州の營に適き、其藩大野吉藏を小一郞の隊へ、兒玉林兵衞を助右衞門隊へ皆臨時の參謀と定め、助右衞門は本道より柳原村の左岩崎川の下流に進み、小一郞は淺舞通間道より柳原村の後に

向ふ。時に岩崎村、及西方なる今泉渡頭左馬村の邊に砲聲烈しく聞へ、向岸には山形の一隊顯出し助右衞門隊と爭鬪せり。賊、我兵に打立られ潰走して林藪に入り、銃聲頓に休む。我兵奮發川を越て尾擊せんと請ふ。參謀許さす、姑く兵を布て動靜を覘はんとす。此時東方の味方小太郎、若狹勝利と見へ、扇章旗も向岸に進みたり。少頃くありて急雨頻りに降り我砲聲次第に弛み、旗亦北岸に退き、且つ古内村の西方も銃聲已に絶へたり。乃ち回て柳原村の後に出て、小一郎の隊と聯合す。小一郎は、柳原村の後にて中安泰治と一手になり向岸の敵を退けたるも、前途林藪深ふして伏兵あらんも計り難しと、兵を按して川を渉らす。時已に未牌を過き助右衞門の一隊も來會し、代る〻〻村中に入て喫飯せり。忽ち今泉渡頭の方に當り砲聲大に轟き頗る烈戰と知りたる故、急に助右衞門を應援と定め村外に馳出させたるに、豈料ん本道已に破れ、賊軍我後を遮り烈しく打立るを以て、參謀兒玉を先として一隊三分の一は植田を指て引退き、殘兵蹈止り頻りに苦戰の狀を見て小一郎の一隊之を助け、敵を距ること二十步許に相迫り爭鬪酣なるとき、賊兵又加はり後なる民家に放火し、飛丸雨の如し。是に於て二將支へす、敗れて大谷に走る。早川輔四郎、同佐五郎の二將は各八十餘人の士卒(銃士三十餘人、銃卒二十餘人、槍隊三十餘人つゝ)を率ひ二手に分れ、未明に植田を發し志摩村河原に進み、水除土手を楯に取り佐五は左に、輔四は右に兵士を分列し卯牌より開戰せり。茂木秀之助は士卒五十餘人、志摩村の西方なる左馬村河原に進み出て胸壁を築て陣を布く。辰牌を過き賊軍三百餘人、大砲三門を引て角間村より押來り、向岸に

散布して大小砲を烈發す。秀之助之を邀へ憤戰良久し。賊生兵を増し東西に散布し、近く進みて我横を撃んとす。時に大雨頻りに降り、數刻之接戰士卒疲勞し、秀之助孤軍進退已に谷る。乃ち西南一丁餘樹木欝蒼たるを見て、數流の旗を並立し僞兵を張て後陣に擬し、兵を悉くして前面の敵に向ひ鬨を發して猛進す。敵勢少く撓む。早川雨隊爭鬪方に酣なり。戰士勇躍堤を踰て勇戰し、芳賀源五郎、根本半助之に死し、星清五郎重傷を蒙る。我兵之を顧みす益進て奮戰す。賊の死傷尤多く(死傷各三十餘人にして隊長某も負重傷)して、その勢ひ彌々色撓み紛々として退き逃る。我軍機に乘し、三隊並進み吶喊して川岸に迫る。巳牌に及ひ振遠隊は早川に加はり、肥前二小隊及ひ梅津專之助、介川敬之進、瀨谷和三郎等各一隊を引て淺舞より來り秀之助に應援す。肥の一隊は、直ちに茂木か僞兵の左を過き川を渡りて攻撃す。諸軍彌勇み齊しく進て烈戰す。秀之助數刻の苦戰兵皆疲勞、傷者亦少なからす、肥藩の從邁に隨ひ、午牌に兵を收め左馬村の營に退く。已にして肥の斥候來り、『岩崎口、增田口共に破れ此處進軍危殆なり。早く引揚くへし。』との報に依り、秀之助は再ひ深間内村に、輔四郎、敬之進等は植田村に、專之助は淺舞迄退く、時方に未に近し。泰治一手は今朝より早川隊の左に備へ、岩崎川の淺瀨中河原を固守し、已に岩崎口大に破れ石塚富之助川を渉て走來れは、向岸の敵を撃ち破り小一郎、助右衞門今泉津頭に向て進たる時尚ほ前處を守り居りしに、乍にして兒玉林兵衞又來り曰く、『敵增田に放火せり、急に行て之を救へ。』泰治直ちに十文字に至るに、燒たる者一戸にして敵軍隻影なし、然して小太郎及薩兵皆

已に外ノ目に退きたり。是に於て再ひ中川原に返り之を守らんとせしも、柳原村炎烟熾んにして繙ひ遍くへからす。賊早や淺瀬を渉り小一郞、助右衛門を掩擊し、二隊亂れて走り來り勢已に救ひ得へからす。乃ち復反て十文字に退き、薩倉の隊長と議して今夕の再擧を圖り、共に外ノ目に引揚たり。

諸隊餅田村の薩營に會し軍議を決し、串牌を以て齊しく進み、小太郞、泰治は本道より、小倉は外ノ目より、薩兵は馬鞍より孰も十文字に會する約束なり。小太郞、泰治、十文字に進み薩倉の來るを俟つ。時に二藩隊長より書を泰治に贈り、石成村守兵少し、急に來りて警備せよと云ふ。是に因て泰治は外ノ目に退き小太郞一隊民家に憩し、戰士石井藤助、須田勘兵衞の兩人をして前途を探偵せしむ。少頃くありて藤助走り返り、『增田道に三十餘人の銃隊ありて藩名を問かけたるを、官軍と誤認し當藩と對ふるや否や、乍に兵を二列に作り二人を亂射し、勘兵衞已に討たれたり。』と報す。其言未た畢らさるに彈丸憩所に雨注す。小太郞不意を擊たれ散亂して外ノ目に走る。泰治、變を聞き銃士を分ちて應援するも已に及はす、退て胸壁を守る。薩倉の兵も先鋒破れ、軍機齟齬せるを以て中途より退く。

雄勝郡手倉川原の要害は、泰治の分隊士卒三十餘、七月八日よりこれを守れり。同十五日に至り、其半を分け院内口應援として大山若狹へ屬せしめ、殘兵僅に十餘名なり。此日仙臺の大軍驟に亂入し、防くに術なく平鹿郡大屋村に走り入る。

討死十八　　內一人小太郞隊、同二人三郞隊、同三人若狹隊、同一人專之助隊、同一人敬之進

隊、同二人助右衞門隊。

手負二十八　內四人小太郎隊、同二人三郎隊、同七人秀之助隊、同一人專之助隊、同三人敬之進隊、同三人和三郎隊。

小太郎の分隊武頭高屋五左衞門、同白土第力此月三日石成村へ繰出し、六日の夜を以て增田へ進み、同處諸藩の軍議に依り二人先鋒として本日大倉村に打出たるとき、岩崎川の南に當り戰爭大に興り、暫にして官軍不利の景狀を遙に見認たり。然して我か前面の敵亦近く進めり。時に長州使役三原信助より書を贈り、『本道の官軍不都合あり。早く增田へ退くへし。』と云。我、『一戰して賊を拂ひ、然る後退かん。』と答ふ。重て副參謀桂太郎より急に引揚へきの申達あり、乃ち兵を收め馬鞍村迄來る時に、又も桂より令を傳へ、『敵兵梨ノ木村の邊に進來の色あり。諸隊馬鞍へ繰揚る迄、要地に伏し本道の軍へ勢援すへし。』と。是に於て、明澤と馬鞍の間なる釜ノ川要害に屯し敵の來るを俟居たり。

〇八月九日　午牌、仙賊數百人明澤岳の麓より日和山まて陸續押來り、五左衞門、第力か埋伏したる右方一丁餘も經過せる時我兵不意に起て其横に連發す。敵狽狽して應砲を發する能す、將に散亂に及はんとしたるに、再ひ大軍を整列し勢ひ猛に進み迫る。我兵二丁餘退き松林に據て連發す、敵軍又亂る。猶は生兵を加へて競ひ進む。我、故に逡巡の狀をなし、次第に退きて日和山なる長州、新莊の胸壁へ誘ひ來る。是に因て賊の銃丸悉く胸壁に集り、長、新は殊死して戰ふ。已にして五左衞門等兵を潛め

て長、新の左に回り兵を分つて二ツとし、一は敵の右方に打込み、一は其麾下を狙擊し、高きに據りて烈しく攻む。此時新莊の一隊は武道長根に、小倉、新莊の二隊及ひ若狹の一手は日和山の東なる賽神山に、泰治の一隊は山下の田面へ孰も應援として兵を進め、敵の左方より攻擊す。敵大軍と雖とも機勢漸く衰へ、我か兵喊を發して奮戰す。日の斜なるに方り賊遂に崩れ走る。小倉、新莊及若狹の兵も勢に乘て山を下り泰治隊と共に猛進し、賊巢鳴ノ巣川村を放火して遂に敵を岩崎へ追退て、長藩は日和山に、五左衞門等は馬鞍村に、其他は各自胸壁に兵を揚けたり。此戰、午牌に始り未牌に酷しく、申牌に至りて敵の千餘人總敗軍となり、我兵大に勇めり。惜哉大澤口已に破れ、角間川糧道尤危の副督の命あるに依て、諸隊盡く横手へ引揚たり。

左惣治の一軍は已に今宿へ陣を轉したるに、間もなく（昨日の申牌）監軍上田氏より令を傳へ、『諸藩の官軍悉く淺舞を引揚たり。然るときは賊軍後ろへ出るの慮ありて今宿の地は守りかたし。早く角間川へ退くへし。』と。是に於て再ひ陣を角間川に移して諸處に番兵を置く。刑部一隊は昨日辰牌志摩村の應援として半途迄出たるも、前面に敵兵なく、楢田村放火にかゝりたるを以て一ト先つ下高口村へ引揚け、是日角間川に退き、大越源右衞門一手へ戰士二十人を添て宮田村に屯せしむ。敬之進一隊は、上田氏の令に依り昨夜より田村に宿陣し、本日に至り角間川に來會せり。

淺舞より引揚たる諸藩は、外ノ目坂地勢の便を計り壘を連ねて防守し、横手の守將戸村大學は若干の士

卒を率ひ城外の近郊安田原に兵を進め、小鷹狩源太も一隊を率ひて城外に出張し、眞崎兵庫は角館の守將佐竹河内に牒して銃士五十人を横手に徵し、且つ横手住士信太縫殿右衞門へ又鬼五十人を屬して出兵せしめ、大擧して來寇を退けんと圖る。時に副督より命を諸軍に傳へ、悉く神宮寺に退かしむ。我將士頗る服せす、愕然として以爲らく、『各藩の官軍は頼むに足らす、本日の戰捷何そ退くの理あらんや。寧ろ孤軍となるも我現陣は動かすへからす。』と。薩長の人我か各將に說て曰く、『副督の退くや特り兵員の寡きを以てするのみにあらす。顧ふに賊軍已に西山、大森の邊に出たり、必す大曲、花館に向て我か後を絕つの企あらん。横手固より要害の地たりと雖とも、兵制昔に異り銃礮を防くの便を得す。故に、今悉く神宮寺に退き玉川を隔て之を守り、先つ我勝つへからさるを以て彼か勝へきを俟ち、機に乘して鏖戰するに如かす。』と、其言尤篤し。是に於て總軍營を拔き盡く神宮寺に退く。大學一隊は安田原に出て外ノ目坂へ侵來の敵を邀へんとするに、間もなく副督の命あり、『賊勢强暴已に切迫に及へり、故に姑く勢焰を避け總軍を引揚けんとす。然るときは横城空虛なり、早く兵を潛めて退き來れ。』と、卽ち命を奉して入城す。

○八月十日　諸軍已に退き大學の一軍僅に留守し、横手の危き累卵に異ならす。源太、兵庫を始め、殘れる將校合議して大學と共に退かんと欲す。大學從はす、『中祖以來繼續して守る所の城なれは、其職に誓て死守せん。』と決答す。依て、横手士卒の小太郎へ屬せる者若干を更に大學に授け、兵庫等去

て大曲に入る。然して監軍上田氏に詢り、泰治一隊へ源太の率ひたる士卒を加へ、且つ武頭山縣三郎、高屋五左衞門の兩隊を附屬し、橋本助右衞門の一聯隊(此日小太郎は命を受け久保田に歸り、其隊を助右衞門に托せり)と共に返て橫手を救はしむ。刻已に亥に近し。此時新莊の一隊も之に赴く、蓋し上田氏の傳令に因るものならん、齊しく驅て本丸に繰込む。夜將に明に向なんとす。左惣治の一軍、角間川にありて大曲へ引揚くへしとの傳令を得たりと雖とも、朝來賊軍の阿氣村に進入し、近傍を橫行するを見て切齒に堪へさる耳ならす、橫手の存亡心元なく、茂木、介川、瀨谷等を會して軍議を盡し、人を大曲に馳せて一快戰を上田氏に請求せり。時に高屋五左衞門か單騎橫手より來て援兵を請ふに會す。僉曰、『淺舞は敵の巢窟なり。此を襲はゝ橫手の賊勢自ら弛まん。』と。乃ち小田野刑部へ大越源右衞門及ひ貝塚久吉組合の二隊を屬して沼館口の先鋒とし、瀨谷の一隊應援たり。左惣治は鷲尾庫之助、信太勇、闞口小彌太(闞口は此日大越强太病氣代理として、旗奉行より武頭を攝したり)の三隊を率て自ら淺舞口の先鋒に進み、介川の一隊應援たり。然して茂木一隊を沿川の防守と定む。

此日佐竹河內より神宮寺に報あり、『南賊四百餘人雫石、橋場(共に南部領の地名)に集る。山上にも陣營を設けたり。我隊下兵員寡少なるか故に、境上見渡(地名)の險を切崩し以て不虞に備ふ。』と。

○八月十一日　黎明泰治已に橫城に入り、鐵砲頭宮木朝肅をして來援のことを戶村か二ノ丸居館に告しめ、且つ牙城に於て軍議を爲さんと云はしむ。大學、人をして答しめて曰く、『應援の一事は領

承せり。抑當城は我累代の處守なり。何ぞ外に陣し旨を報して而後に入らさるや。』朝肅云ふ、『是れ平時の禮儀なり。今や强賊眼下に充滿せり。寸時を競ふて入城するも尙その及はさるを恐る。何ぞ區々の禮節に拘ることを爲ん。』と、論駁時を移す。而して大學は遂に本丸に入るを欲せす。朝肅反て泰治を慫慂し、一步を讓りて大學の邸に就かしむ。軍議又合はす、且つ大學に於て兵粮、彈藥を應援する能はすと云ふ。是に於て泰治、助右衞門議して云ふ、『此行や參謀局の命に非す。固より兵庫の私意に出たり。軍議の整はさる、豈久しく止るの理あらんや。』と、二隊遂に横手を退く、新莊兵も亦去れり。大學乃ち兵士を部署し、城門を鎖して防守を嚴にし、高屋、山縣の兩隊を城の西北なる大鳥井山、小吉山等へ陣を張らしむ。此時大學と共に死守する者其麾下百五十一人、小鷹狩源太の麾下十人、從士六人、小鷹狩の從士一人、輕卒並二十四人、小鷹狩の卒七人、材木守二人、家人百三十三人、商一人、士の從僕十餘人、合計僅に三百三十七人。和小銃三十八挺、百目、五十目より三十目玉の銃各四挺にて他は弓槍のみ。午牌を過き本道及赤坂村の邊より賊の旗顯れ出て、四千餘人の大軍陸續進み來り、松平權十郞、酒井吉之丞の兩將より本堂村明專寺の住職を使とし横手の市人を副へ、書を齎して城に入らしむ。大學答へす、其使を拘留す。高屋五左衞門權謀を此際にて行はんとすゝむ、横山淸右衞門、二階堂新右衞門、坂本藤兵衞等之を拒む。少頃にして沼田瀨兵衞高屋の陣に就き、賊より再ひ書を贈れり、早く來て前議を行へと云ふ。二人相伴ひ入城するに、新右衞門、藤兵衞等又拒む。此時敵軍已に山崎口、横手澤口、赤坂、

關根、新屋布等の各處に亂入し、我銃士信太淺右衞門、迎十右衞門、佐川兵助等愛宕山にありて目下に雨三人を擊ち斃したるも敵勢撓ます。賊又城見塚及庚申堂社地より榴彈を發して羽黑町を燒く、是に於て愛宕山の兵も退て城中に入る。城中の兵は蛇ノ崎橋を過る兵を狙擊し一旦追ひ卻けたるも、敵は城後の山上に蟻集し、前面は川原町積薪の傍と市中の樓上より砲丸を雨の如く亂射し、榴彈を發して各町及ひ本丸を燒き、申牌に及んて二ノ丸亦火となり、烟炎迷濛たり。是に於て衆士大學を諫め、擁護して搦手より切て出て一條の血路を啓き、龍昌院の間道敵兵尤稠き處を衝突し、山谷を跋涉して金澤驛に出て高梨村に入る。是に於て橫城遂に陷る。

角間川の諸隊は未明に兵を進め、兩道より淺舞を襲はんとす。賊已に阿氣村に來りて放火せり、刑部一隊進んて砲擊す、賊西に走り川を渡て大森村に入る。瀨谷、貝塚等之を追て東岸に迫る、舟悉く西岸にあり、乃ち川を隔て烈發す、賊應せす又走て大森の北山に登る。此時左惣治の一軍已に田村を過き八柏村に近つく、介川一隊その後にあり。敬之進令して曰く、『前路敵なくして砲聲を聞かは、反り救はんこと遲からす。』と、卽ち兵を驅て間道より阿氣に馳る。旣にして敵の川を渡り大森の北山に登るを遠見す。旗奉行糟谷藤太曰く、『彼は四五百の兵なりと聞く。若し川の西岸に沿ひ角間川を襲ふあらは、茂木寡兵何を以て能く拒かん。我か一隊は沿川の便地を占め敵の動靜を窺ひ、茂木の勢援を爲すに如かす。』と、敬之進諾して路を田村の西北に取る。該村に敵あり。其兵二百餘なりと村民の密告を得て

村後の松林を潛行し、俄に起て砲擊す、賊狼狽逃走す。之を逐ふこと十餘丁、敵旗を卷て東に遁れ、已に遠くして銃聲絕へす、然而して彈丸來らす。時已に昏黑、前途欝蒼敵情測られす、乃ち兵を收めて角間川に入る。左惣治八柏村に到りて橫手落城の烟を望み、淺舞の狀を窺はしむるに賊一人のある無しと報す。乃ち旗を反して田村の平原に出たる時、賊兵不意に西より來り朱丸の旗を進め、我歸路を遮り林叢に據て烈發す。我兵は平原行軍の途にして一物の障蔽なく、飛丸雨注の下に散布せり。關口小彌太部兵を驅て猛進し、遂に敵丸の集るところとなり右股を貫かれて立つこと能はす、然して戰狀彌烈しく一軍の士卒之を扶持するに遑なし。乃ち自ら其腹を屠り死す、小隊長水戸部正藏之を介錯す。衆益奮進大小砲を激射す、敵兵支へす西に走り、田村の支村に放火し却て我輜重に迫る。信太勇の一隊厲けしく戰ふ、小荷駄奉行石井彌五右衞門、新組足輕を率て之を助く。賊兵斜に畦を越へ八柏に向て走り、尙ほ林藪に潛伏す、又擊て之を走らす。時已に夜なり、兵を收めて田村新町に退く。刑部は已に阿氣の敵を退け、又進て下開、薄井兩村の敵を擊破し、田村に來りて左惣治に會す。此夜、副督の命に依り共に角間川を經て大曲に退く。而して介川、茂木の二將は要地を敵に委するを惜み、士卒を部署して角間川を守る。

討死二十五人　內二十一人大學隊(外鄉夫一人)、同四人左惣治隊。

手負十四人　內十八人大學隊、同四人左惣治隊。

功名二十八　内十九人大學隊、同一人左惣治隊。
分捕蠟燭千挺　刑部隊。
○八月十二日　秀之助、敬之進角間川にあり、人を馳て援兵を神宮寺に乞ふ。參謀三原倡助諸藩の兵を率ゐて之に赴き、攻守の部署を定むる左の如し。
一　本道木內村、田村の方面　茂木一隊、新莊二小隊、肥前大砲一門
一　西方の間道　新莊、矢嶋二小隊
一　東南杉林の間　新莊一小隊、肥前大砲一門
一　東西大久保村の方　介川一隊、小倉半小隊。
左惣治の一軍は大曲に於て、監軍上田氏の傳令に依り士卒を花館の要地に配付すること左の如し。
一　明神杉林　銃士五十人、和銃士二十人
一　同處手前へ伏兵として　刀槍の士二十人
一　長福寺杉林　銃隊三十人、此固め武頭二手大越强太、鷲尾庫之助
一　火葬場杉林　和銃三十人、此固め今村喜左衞門部下新組卒若干
一　土手川を出る處　銃隊二十五人、此固め武頭谷田部新五郎
一　川向防禦　和銃四十人、此固め信太勇、貝塚久吉二手。

此夜角間川に於て仙臺の間諜一人を捕獲し、秀之助より三原氏の營に護送せり。

○八月十三日　辰牌田村屯集の賊兵木内村迄押來り、一手は本道なる茂木隊へ、一手は田面の隴を傳ひ西方の間道に出て矢嶋、新莊の備に競ひかゝる、我兵之を邀擊し爭戰頗厲し。巳牌に到り敵兵大に加はり引龍（仙臺徽號）の旗を進め、其間相去ること一町五反許に逼縮し、其勢ひ甚猛なり。我兵疲勞して且つ寡く、死傷漸く多し。秀之助も負傷に及ひ勇鼓して防守の折柄、大久保橋に備たる介川勢より半隊を分ち敵の右方に出て烈發し、後陣に控へし肥前兵も川に沿ふて左に回り、三方より攻擊し、賊焔稍撓む。諸隊、機に乘し喊を發して奮進す、村民鯨波を揚けて威を助く。賊遂に支へす、逃れて木内村に入る。總兵尾擊、敵を斃すこと頗衆し。賊、村家を燒て拒守す、又擊て之を卻け、新角間川村に到つて兵を收む。時漸く正午なり。

手負八人　　秀之助隊。

敬之進は已に銃士小川養助等をして茂木の苦戰を救はしめ、尙ほその過ちあらんことを恐れ、糟谷藤太に若干の兵を授け木内村の敵を擊たしむ。旣にして賊兵大敗官軍尾擊の狀を聞き、踴躍して殘兵を舉け大久保橋の營を離れ、右に向て進行し將に木内に近つかんとす。乍まち砲聲左に起り朱丸（莊内の徽號）の旗を進め、數百の賊軍蒹葭の際に隱見し相距ること五丁に上らす、然して彼れか前鋒は已に大久保橋を攻擊せり。是に於て敬之進は直ちに本道に進み出て、茂木、新莊の諸兵に令したり。茂木、新莊、其

他の諸隊も已に兵を收め舊營に歸らんとするに方り、此敵に遭遇し勇を鼓して防戰するも、朝來の鬪爭に兵皆な疲勞して、急使を馳せて援兵を神宮寺に乞ふ。此時糟谷、小川等は已に歸りて介川隊の營にあり、小倉の兵と部署を定めて防戰し、小倉隊長志津野源之丞之に死し、介川隊にても死傷次第に多く其勢ひ尤危し。于時橋本助右衛門、瀨谷和三郎各一小隊を率ゐ大曲より來援し、介川兵は力を得て奮戰し小倉兵は謀りて退く。本道に於て茂木、新荘、介川の半隊とも、角間川村外二町許の林中にありて敵を三面に受け尤も苦戰に際し、小太郎隊の檢使小野寺佐賀、千代吉隊の武頭田中數馬各一隊を引て應援す。諸將大に奮ひ死傷を省みすして激戰す、殆と兵勢を復せんとす。未の刻に到り死傷互に多し。乍ち三原倡助より引揚の傳令ありて諸藩の兵先つ退き、本藩の兵は自然後殿となる、彈藥亦乏し。然して三方の敵勢彌厲しく、背後の津渡は逃亡の村民各藩の退兵と混淆し、舟梁覆沒して遂に走ること能はす。是に於て敬之進、助右衛門は彈丸に斃れ、瀨谷和三郎も重傷を負ひ、士卒の死傷尤夥し。秀之助一隊、且つ戰ひ且走り漸くにして大保村に達し、川を隔て進兵を防かんとす。梅津專之助及添田清左衛門各一隊を率ゐて此地にあり、乃ち兵士の疲勞を告け戰を讓りて神宮寺に退く。此日大曲在陣の諸將議を定め、小太郎、佐賀角間川に進み、澁江兵部、梅津專之助は飯詰村に進擊せんと午時を以て追分に進みたる時、角間川危急の報を得方向を轉して大保村に至り、兵部は中安の一隊を率ゐ藤木村に向ふ（秦治、昨十二日出發久保田に赴き、不在中士卒を兵部に托す）。途にして一軍に遇ふ、前面の一隊は我か扇章

の旌を押立、又數十步を隔て莊賊の徽號を見る。兵部狐疑隊列未た張らす、人をして藩名を問はしむ、彼答へす。再三に及ひて莊藩と答ふ。中間五步に過きす、彼羅跪して烈發す、我兵狼狽亂れて大曲に退く。其前面に押立たる旌は蓋し横手落城の際奪はれたる物なりと云ふ。專之助、淸左衞門は已に秀之助に代り、大保村の林藪に士卒を散布し進兵を防く。時に肥前及ひ振遠隊より報道あり『六鄕進擊の諸兵于今旋らす、宜しく追分に來るへし。』と、兩人諾して追分に退く。賊も亦來らす。然して六鄕進擊の新莊兵、肥前兵已に間道より大曲へ引揚たりとの報を得て、川ノ目村に守兵を置き酉の刻を以て總軍大曲に退く。是日泰治隊の分兵二十餘人六鄕にあり、三栗谷數馬等野荒町村の橋上にて莊內の斥候松野嘯次を打取り、神宮寺の軍門に梟首せり。

討死三十八人　內九人秀之助隊、同七人敬之進隊、同十二人助右衞門隊、同八人千代吉隊、同一人小太郎隊、同一人專之助隊。

手負十三人　內二人秀之助隊、同三人和三郎隊、同五人敬之進隊、同二人小太郎隊、同一人泰治隊。

功名二人　泰治隊。

○八月十四日　早川輔四郎、同佐五郎二隊に分れ、一隊各八十餘人（銃兵五十、槍手三十餘人つつ）寅牌に大曲を發し、佐五郎は堀田森を嚴守し、輔四郎は六鄕本道の先鋒となり肥前一小隊、大砲一門

應援たり。進行一里餘賊兵の來るに遇ふ、相距ること一丁に滿たす、輙ち兵を左右に開き肥前の大砲中央より押出し、三方齊しく烈發す。賊兵散亂死傷夥しく、追擊數町斬獲頗多し。此時、角間川口の賊兵その勢猛にして我兵苦戰の報道あり、乃ち退て追分に陣す。澁江兵部の一隊は、長藩桂太郎へ應援として小倉の一隊に踵し、巳の刻を以て大保村に至る。長兵死傷多く殘兵疲勞せり、兵部之に代り接戰時を移す。賊兩翼を張り將に我背に出んとす。是に於て長、倉及振遠隊と共に追分に繰上け、早川隊と共に追兵を擊退け、夜に入りて神宮寺に引揚たり。梅津專之助は小貫高畑村の間道より將に六鄕に近つかんとする時、本道に砲聲の烈しきを聞き右に進んて其橫を衝かんとす。賊二百餘人俄かに六鄕の村後に顯れ、却て我か後を絕たんとす、乃ち應援の新莊兵と力を戮せて防戰す。旗奉行堀尾茂、飛丸を冒して士卒を勵し防戰尤力む、既にして彈丸左股を貫き遂に之に斃る。敵機に乘して猛進、我兵遁逃す。肥州一隊來援、兵勢復張る。少頃にして大雨降り日亦暮る、兩軍交綏す。諸隊神宮寺に退き、專之助は花館村にて古内左惣治、小田野刑部か胸壁を築くを見て兩將へ合議に及ひ、川原に出て防守の準備を爲す。此戰早川輔四郎附屬の士卒、及其家人に至る迄勇戰を遂け斬獲頗る多きを以て、翌日に至り副督より褒狀を賜はり、總兵に酒肴を與へらる。副督、令を傳へ諸藩の隊長を神宮寺の牙營に會し、玉川、貢川を阻として攻守の策を決し、東は生保内村、西北は刈和野、小種の兩村に至る迄胸壁相望み、諸兵を配列して長城の狀をなし、以て海路の援軍を俟ち全勝を一時に制せんと圖る。且つ角館の要地たるを以て援兵

若干を派遣し、又南岸の諸山は尤利害に關する形勝の地たるを以て、將校を部署して之を守らしむ。

討死一人　專之助隊。

手負五人　內二人專之助隊、同三人泰治隊。

功名一人　三郎隊。

分捕銃砲其他諸品數種　三郎隊。

是夜、副督の命に依り左惣治の一軍は大河原に、刑部の一隊は間倉に、和田小太郎、今宮伊豆の一隊は下袋に各々營を移して川岸を守る。又眞崎兵庫より、今宮大學部下の士角館に在る者に令して、盡く佐竹河內に屬し該地防守の指揮を受けしめ、其十名を生保內に遣る。蓋し、此日河內より家人石黑隼人祐を以て角館の要地たるを陳述し、援兵を懇願せしに因るものなり。

〇八月十五日　中安泰治、久保田より歸り川南の太平山に屯す。梅津小太郎一隊は神宮寺嶽に(小太郎隊は盡く角間川給士なり)、梅津專之助一隊は伊豆山に、伊豆山の南方松山には早川佐五郎分隊等各々險に據り之を守る。

角館援兵として茂木秀之助一隊七十餘人、肥前の一軍二百八十人、馬渡雄左衞門、納富精一隊長にて該地に入る。薩州隊長金里矢兵衞、小倉藩士高木悅藏と共に地形視察として之に赴き、兵隊も踵て到る。

此夜賊兵川南の蛭川村に放火し炎烟天を突く。

仙賊の首級(昨日討取る者)、及捕獲の諜者四人の斬首を神宮寺の軍門に梟す。

○八月十六日　佐竹三郎隊(卽兩早川)をして神宮寺川の落合を守らしむ。

島原、大村二藩の兵三百十九人神宮寺に到り、直ちに河內へ應援として角館に赴く。是に於て角館の諸將軍議をなし、東は白岩廣久內村より中河原の邊に至り、西南は長野村立石の邊迄沿川數里の間に胸壁を增築し、河內の一隊百二十餘人を分ち二十四人を生保內へ、三十一人を廣久內の五社堂山へ備へ、殘兵六十餘人を岩瀨胸壁の守兵と定む。茂木秀之助は肥倉の兵と共に大威德山に小堡を築き、南方の賊營を一望に視察せんとす。此日澁江兵部一隊を率ゐ神宮寺、角館に入る。秀之助隊の斥候戶澤富治は、銃卒傳九郎と共に橫澤村に至り仙賊の間諜を捕獲し、詰問の末角館に於て刎首す。

賊軍は大曲村に進入し、該村を牙營と定めたりと云ふ。

功名二人　秀之助隊。

○八月十七日　中安泰治に命して貫川沿岸の諸營を視察せしむ。

膳番根岸司本日神宮寺より久保田に歸著。復命の概略。

諸隊部署

一　神宮寺山上　梅津小太郎、梅津專之助、町田小一郎、中安泰治、矢嶋一小隊、銃砲二百四五十挺、槍隊、諸役此外なり。

一　同山下落合の處　佐竹三郎總兵、銃砲百挺許、總勢三百人許。

一　同下渡津の左　振遠隊、横手勢二十人。

一　下袋邊　小田野刑部、隱居及庶子隊なり、和田小太郎銃隊、今宮伊豆。

一　大河原　薩州、小倉總兵、大山若狹。

一　松倉下延邊　古内左惣治。

一　角館へ　肥州及大村、茂木秀之助、澁江兵部、甲山隊。

一　北檜岡　川井孫太郎、小倉、新莊。

一　振遠隊より七連發銃三十挺を獻し、藩の精兵三十人を委任せられんことを請ふ。本日二十人、明日十人差遣すへしと答たり。

一　長州兵不足にして銃器剩餘あり、藩兵十五人寄屬を乞ふ。乃ち湯澤槍隊より派遣せり。

一　三郎麾下の士添田清左衞門拔群の勞に依り、特に武頭を命せられたり。(以下四條略之)

功名一人　河内隊。

○八月十八日　細川官助を小荷駄奉行と爲て角館に赴かしむ(神宮寺に於て之を命す)。

中安泰治刈和野より歸り、沿岸諸營視察の實況を副督に復命す。泰治を相手番格に進め、軍將を命し天旗を預けられ、是より目附江橋小三郎、天旗奉行根本忠藏、武頭山縣三郎、高屋五左衞門、白土第力、其他

諸の吏員、士卒、醫師等に至る迄、曩に梅津小太郎に屬せる者盡く泰治に屬す。然して小太郎へは武頭田中數馬の一隊、及ひ武頭代組頭八木藤兵衞の一隊、舊に依り之に屬す。泰治の後任として宿老石川敬治へ番頭代を命す。本日佐竹三郎隊より組頭芳賀幸吉等に銃士十五人を添へ、武頭添田淸左衞門部下の兵と共に蛭川口地藏長根を嚴守せしむ。是より賊兵日夜山下に來り戰を挑む。我兵險に據て之を拒く、賊侵すこと能はす。

神宮寺在陣の小倉隊長平井小左衞門二小隊、及ひ振遠隊の半隊を我藩兵の應援として強首村近傍へ出兵せしむ。

副督の家士湯原玄番久保田より神宮寺に來り、官軍五百人乘の汽船七艘舟川へ著し、兵員三千五百人昨十七日久保田へ著し、又十二所口には南部の境上迄進擊當藩の大勝利を報告す。各隊傳へ聞き兵氣大に振ふ。

是日小松勇を軍將石塚富之助の旗奉行と爲して、槍隊三十人、新組輕卒二十人を屬し南楢岡に出兵せしめ、又古内左惣治に令して、松倉村二箇の渡頭に銃士各十人を配置せしむ。

○八月十九日　辰牌、莊賊二百餘人南方より進み太平山の守兵に迫る、該山は神宮寺嶽の南に聳へたる高山なり。軍將泰治嶮に據て善く防く、賊上ること能はす。午刻に及ひ我兵彈藥乏しく銃聲漸く疎なり、賊この機に乘し猛進して近く躋る。士卒決死齊く喊を發し短兵に之に接せんとす。是時彈

藥方に至る、卽ち衆士に頒附し（短兵を止めて）狙擊せしむ。賊死傷算なし、崩れて山下に走る。我兵之れを逐はす、胸壁を增築して防禦を嚴にす。初め藩兵の洋銃を持する者甚た少し、是月十六日泰治隊中に五十の洋銃を頒ち、其足らさるは舊に依て和銃を携へしむ。戰士斑目善左衞門なる者あり、請て曰く、『予にして洋銃を得は他日向敵踵を旋さす。』と强て、而後に之を得たり。是日山頂の祠旁にあり、敵丸雨集するも寸步動かす、之に向ふて銃戰す。衆これを危とし蔽に據て銃を裝せしむ、善左衞門可かすして亂丸に死す。此役や烈鬪終日賊を斃すこと尤多く、然して我兵は死傷二人而已。蓋し險要の地に據り守禦其宜を得れはなり。而して戰士上遠野鶴治、秦軍治、佐川謙三郎等、勇戰衆に抽んし自然一隊の氣勢を振はしめ、又町田小一郎隊より應援として來れる新組輕卒十人の內、淸吉、定吉の二名も敵を斃すの功に依り皆褒賞を與へらる。是日伊豆山の守將梅津專之助、及ひ木直山（軍中之を目して神宮寺西山と云ふ）の守將早川輔四郎、各來侵の賊を擊て之を退く。小松勇の一隊は南檜岡村の山崎に屯し、今朝に至り木下敷と云處に轉し、午時に至り賊兵に後を絕たれ南岸に沿て太平山の麓に退く。茂木隊の槍士小峯久右衞門、卒阿部慶右衞門、河內の家僕藤四郎と共に巡邏先きなる千屋村に於て、仙賊湧屋の小荷駄方鈴木友之丞及ひ其從僕市右衞門を捕獲し、詰問の末角館に於て刎首す。

討死一人　泰治隊。

手負一人　泰治隊。

功名五人　　內二人小一郎隊、內二人秀之助隊、內一人河内隊。

○八月二十日　午牌賊兵大勢にて蛭川口より進み、長九郎臺（軍中之を神宮寺の東山と云ふ）に向て來侵す。又林間に陰見して我横を射撃す、其兵數知るへからす。我兵意を決し、蔭蔽もなき右側の峯に進み躋り死地に入て憤戰す。敵之れに辟易し、申に及て遂に走る。

仙賊數百人、兩道より進て横澤、長野兩村に侵入す。玉川沿岸の諸將報を得て角館の會議所に參集し、間諜を發して火を兩村に放ち、夜火光に乘し各處齊しく進み彼か不意を砲撃す。賊兵狼狽死傷衆多、横澤の兵は千屋に走り、長野の兵は四谷村に逃る。、

戰酣なるに當り、秀之助隊の斥候戸澤富治、銃士黑澤運治横澤村に於て賊の小荷駄運送を偵知し、農夫を驅て虛勢を張り鯨波を作て追蹤す。賊輜重を棄て走る。其白米二十俵、味噌十四樽を獲たり、皆仙臺兵粮の票札あり。

是日南賊、境上字潟へ三間二十間餘の營を設けて屯集す。我亦角館より兵士五十人を生保內境上の萩谷地に遣りて、柳臺と源四郎臺に番兵を置き、隊長澁江兵部進て生保內に屯す。旗奉行糟谷藤太、武頭瀨谷和三郎、川井孫太郎、士卒合計九十餘人なり。

雲上英斷の七に云、八月廿日莊內兵千餘人南楢岡を經て太平山の後ろより攻侵せるも、我諸隊地の利に據り能く防き、破る能はすして退けり、と。（蓋し十九日の誤なるへし。）

○八月二十一日　辰牌賊兵二小隊許大曲村を繰出し、長九郎臺の前面一軒家の傍に大砲を引据へ破烈丸を飛し、數十の小銃を連發し、又右方なる蛭川村石切山の邊よりも頻に小銃を烈發す。早川佐五郎隊の銃士三十餘人此地を守る。敵間長遠飛丸懼るゝに足らさるを察し、山林の間に散布沈著して應せす、賊亦進み得す。午牌に至り、彼か彈藥方に乏きを察し齊しく起て山上より連發す、吶喊して之を追ふ。賊敗れて大曲に走る。

小田野刑部を北楢岡村の守防に轉す。申牌を過きて隔川の銃戰あり。

○八月二十二日　午牌賊兵二百餘人大曲より繰出し、花館村の正西なる川岸へ進み大砲二門を押出し、一隊は川を越へ蛭川村の林叢に據り我か右方に出て、双方より烈發す。其猛勢昨日に十倍せり。我か東山の守兵早川佐五郎、添田清左衞門の銃隊士卒僅に三十餘人、衆寡固より敵せす。然れとも昨夕の一戰已に敵兵を追卻け、必す今日の侵襲あらんを測り未明より常備をなしたる際なれは、踴躍して之に應し、胸壁もなき峯頭に進み必死を期して防戰す。時に長崎の半小隊來援砲發せるも、彈藥乍ち乏く山陰に退て小憩せり。賊近く逼り我右方の虛を衝かんとす。我兵、種ヵ島の和銃を連發し其四人を眼下に斃す、敵少しく退く。然して長崎の彈藥至る。是に於て勠力奮戰死傷を顧みすして勇進す、賊遂に支へす忽然として逃走す。木直山にも亦東山と同時に賊兵侵來、杉林の間を潛行し平形(地名)の民家を放火し、銃を發して來り迫る。守兵早川輔四郎の銃隊士卒四十餘人應砲を發して之を防く。此

時山麓の振遠隊、及中川原の三郎隊の大筒方よりも銃砲を放ち三方より攻撃す。前面の敵兵稍撓まんとせしか、忽ち右方の山頭に一軍顯出し鬨を發して近く進み、我を眼下になして烈發す。此地や我か最要地にして舟橋の通路たり、一敗敵に委する神宮寺の牙營已に危し。是に因て一隊死力を盡し激戰數刻、遂に强敵を擊ち退け全勝を占得せり。時申の半刻なり。此日太平山に亦砲戰あり、巳の刻に始り未の刻を經て賊兵遁走す。是より後諸山の砲聲晝夜絕ゆることなし。

南賊源四郎臺に砲發し、且つ我か先に切崩したる見渡の險を修理せりと聞き、兵部一隊益警戒を嚴にせり。

討死一人　　三郎隊。

手負一人　　同人隊。

○八月二十三日　角館の諸軍三道進擊。中央六鄉本道は小倉二小隊、大村二小隊、大砲二門、右方長野通りへは大村二小隊、大砲二門、長州勢、左方の山手は河內一小隊、皆曉天より發向す。本道の兵已に横澤村に近つき、小倉の二小隊を兩翼とし三方より攻擊す。時に、右翼の一小隊杉林の中にて不意に賊兵と突衝す。隊長葉山平右衛門等短兵の接戰となり斬獲頗る多し、然して平右衛門亦重傷を被る。此時、賊の三百人黑土村にありて我後を伺ふの勢あり、乃ち小倉兵を黑土の押へとし大村兵を本道より進ましむ。未の刻に至り賊兵俄然として山手に繰上け、民家を放火して河內の隊を圍む、河內苦戰、中

の刻を以て白岩廣久内に退く。右方進軍の兵は四谷、檜見内、神成、黒土村の賊兵を撃破り、逃るを追ふて横堀村に至り、兵を旋して四ツ谷に出て薩州の兵に應援せんとす。此時賊兵は已に大河原より追撃の薩兵に打立られ、盡く大曲へ退散せり。是に於て右方の兵は長野に宿陣、本道の兵は角館に引上たり。大河原には薩州の兵隊昨夜より漸次に到著し、同隊進擊の際は舊に仍り固守すへきの令を左惣治に傳へ、巳の中刻より總兵玉川を渡り直ちに進んて突戰す。左惣治の諸兵も、各胸壁に據り大小砲を發して力を戮す。賊遂に破れ、薩兵進て大曲に迫る。

討死四人　内二人河内隊、同二人右衛門手。

手負二人　内一人河内隊、同一人右衛門手。

功名一人　河内隊。

南楢岡村へは長崎及ひ平戸の各隊兵を進め、午天より烈戰となり夜を徹して砲聲絕へす。神宮寺に於て、今日久保田より到著せる薩州兵隊九百餘人直ちに玉川を打渡り、未の刻より大小砲を烈發一戰にして花館の賊兵を追崩し、大に進て大曲の賊巢に迫る。小野岡右衛門、大小の吏員及ひ斥候數輩を從へ、嶋津昇、田中魏負、和田五左衛門等と共に花館に出張し、中安泰治は大砲一門を右に進め和銃の大筒隊を左に出し、其身は銃士若干を率て薩兵に混同し、仙莊の賊兵二千餘人と對戰す。礮聲山谷を震動し兵火天を焦し、烈戰數刻亥に近して死傷互に多く、殘兵疲勞兩軍交綏、官兵花館に會食す。少焉

ありて莊賊六百人、間道潛行して官軍を襲擊す。我兵遂に利あらす、小荷駄方高井堅治、薩の隊長嶋津新八郞等と共に短兵接戰し、堅治及薩人本莊丑之助、伊集院五左衞門等二十餘人は戰沒し、新八郞は生擒らる。傲言屈せす、遂に之に死す。總軍繰引、曉に及んて神宮寺に退く。

是日藩士の振遠隊へ屬せる者十餘人、長九郞臺の西なる松長根より澗谷を潛行し蛭川村に放火し、直ちに石切山に登り村內の賊兵を眼下に砲擊す。午の下刻より曉天に至る迄苦戰せり。

○八月二十四日　長崎振遠隊は今日も南楢岡村に進軍せり。藩の農兵之に屬せる者大砲を曳て勇進し、負傷者二人あり。同隊の蛭川口にある者、亦進て大曲西根村の賊營を攻擊し、衆寡敵せすして難戰に及ふ。中安泰治、部下の組頭吉成掃部に一手の兵を授け應援として之に赴かしめ、賊の三百餘人と烈戰す。佐竹河內は部下の兵を二隊に分ち、一隊は青柳忠治及小倉藩高木悅藏の二人に托し、一隊は自ら之を率ゐて小倉藩の一隊と共に午天を以て角館を進發す。忠治、悅藏の一隊先進して太田村の內なる眞木澤に入り、小倉一隊は續て齋內村に進み、河內は後れて下櫻田村に宿營す。然して茂木秀之助の一隊は申牌に下延村の營を發し、小神成村に敵ありと聞き直ちに之に赴き、其敵なきを偵知して將に此に宿せんとす。乍ち後山に砲聲起り、又齋內の方より飛丸頻に來り火光兩村に揚る(河內部下の卒兩人潛み入て放火す)。是に於て兵士應砲を發せんとす。時方に闇黑彼我辨せす、秀之助之を制止し暫く鎭靜して動靜を窺はしむ。銃聲漸く近く彈丸漸く稠し。乃ち營を撤し深更を以て眞木澤に避け、兵

士一人を傷せす。先に我兵の太田と齋内に進める者、小神成に敵ありとの誤報を得て夜に乘し砲擊せることを後日に至りて之を知る。抑昨二十三日北浦口諸隊の進軍賊兵皆走り、薩長諸藩の各隊大に南に迫り各村に陣營を占めたるも、獨り東方山手の賊兵勢熖甚熾にして官軍不利なるを以て、西方及ひ中央の諸隊は意の如く進擊するを得さりし故、是日は專ら山手を突衝し、以て後を顧みるの憂なからしめんとの軍議なりしも、兵機宜き得す自家の攻擊となり、籌策徒然に屬せり。是日古內左惣治大河原を發し、夜に入て生保內に著陣す。

和田小太郎一隊四十八人十五日以來下袋防守の處、轉陣の命に依り生保內に進發す。

手負二人　振遠隊附屬者。

○八月二十五日　巳牌、賊兵山手より太平山に襲來す。秦治の守兵應擊砲戰、未牌を以て遂に之を卻く。嶋原總兵及町田小一郎の二小隊を刈和野村に轉陣せしむ。小一郎は、十五日以來神宮寺嶽澤間蛭川村の間道を防守せり、是に至て夜酉の牌を以て發程す。

和田小太郎生保內より著陣。組頭兼旗奉行加藤主鈴、軍事係小松弘毅、士卒合四十八人、兵部と共に境上其他の警備を嚴にす。

佐竹河內は部下を牽ゐ、昨日進兵下壘田村に一泊す。是日東方の山手へ繰出せしも、總軍引上の報ありて小館の舊營に歸る。

〇八月二十六日　土屋彌五左衛門に槍隊若干（横手給人）を屬し、船橋守衛且つ神宮寺市中の巡邏を命す。

小田野刑部をして舟戸を守らしめ、茂木秀之助に命して長野村の內立石に陣せしむ。

平戸兵隊六十人を太平山に遣り、中安泰治の中五十人を休憩せしむ。

古內左惣治を生保內より召喚し、松倉より下延に至るの川岸を防守せしむ。左惣治昨巳の刻命達を得て直ちに發し、今日下延に至り防守の部署を定む。

〇八月二十七日　賊軍數百人四ッ谷村より鎗見內村邊へ侵入の旨を、長野村農民喜助なる者より角館會議所へ申報す。八乙女山下胸壁を守れる寺崎藤九郎手に隔川の砲戰あり。

　手負一人　　寺崎藤九郎手。

〇八月二十八日　巳牌仙莊の賊三百許六鄉街道板見內の邊より繰出し、岩瀨渡頭一町許東に散布して砲發す。佐竹河內の分隊大威德山の南峯にありて相圖の臼砲を發し、長州兵及河內部下各所の胸壁にある者十四ケ所より齊しく連發互に爭戰、平戸兵も之に加はり砲聲數里に轟く。未の刻に至り賊又橫澤村より來り下河原村の大村藩を攻擊す。大村二小隊、大砲二門之に當るも、彈丸霰の如く一步の進退も相成らす孤軍苦戰の央、雲然村に備へたる同藩の二小隊川を涉り南岸樹木の間を進行し、不意に賊隊の中央を橫擊す。此時河內部下の一隊は長藩の指揮を以て胸壁を跳り越へ、雨注の丸を冒して

奮戰し死傷を顧みすして猛進す。是に於て敵軍大に亂れ、申の下刻に及んて遂に走る。諸隊兵を休へ舊に依て各處を守る。

白岩廣久内村の中川原へも賊兵二百許、午牌を以て押來り防守の官兵と烈戰す。白岩前郷村の農民、村内を自燒し喊を發して兵勢に擬す。賊遂に敗走す。角館會議所に於て金子褒狀を與へ其功を賞す。

長野村人民の報知に依り、立石の守將茂木秀之助隊より士卒八人を發して、莊賊松平甚三郎隊の輜重を村路に奪ひ其夫卒を擒にす。

南賊二百餘人、國境雨ヶ嶽の間道を潛行し神樂堂長根より申牌を以て襲來、武藏野及八幡社後の林間に出て發砲す。兵部、小太郎兵を分ち、一は八幡の社地に備へ、一は武藏川前に進て砲戰目下に一人を斃す。賊又田間より進み來る。河内隊の假組頭富永宇一郎擊て一人を斃す、賊兵逡巡我兵憤戰、遂に兩處に敵を走らす。賊逃れて雨嶽の溪間に入る、已に夜なるを以て進擊せす、武藏野に露營して番兵を要路に置く。

討死三人　　河内隊。
手負三人　　同人隊。
功名九人　　内八人秀之助隊、同一人河内隊。
分捕若干　　秀之助隊。

是日貝塚久吉を下延村より繰上け、大村兵隊に代て雲然村を守らしむ。

○八月二十九日　賊軍昨日に倍し六郷口より押來り、岩瀬河原渡頭の東西に撒布するを見て、我か連營の守兵先起て之を擊つ。敵も亦屈せす砲戰最烈し。辰の刻より午の刻に至り互に死傷あり、賊俄に兵を收め轉して東北に進み、大威德山の東北中川原の南に押出し、林間にある大日堂を望み發砲殊に烈し。大村藩の兵隊此處にあり、川を隔て烈發す、賊又多く斃る。未の刻に至り、再ひ兵を收めて下櫻田村稻荷堂の邊に走り、潛伏して動かす。此時向岸の花園村に賊の一隊林間に出沒するを認め、大村勢川を渡て之を擊たんとす。賊又遁逃して踪跡なし。少焉ありて白岩前鄉と白岩廣久内との中間なる渠上に顯はれ、並列して砲發す。河内の分隊五社堂山にある者、眼下に狙擊して其一人(隊長と見える者)を斃す、餘兵潰散す。是に於て各所の賊兵盡く退き、釣田村の邊に於て賊兵を團結し、葛川村に向て引退く。時方に申牌を過きたり。

雲上英斷の七に云ふ。此役や、賊は總勢を一手となして無二無三に角館を突かんと圖りたるも、却て我か謀計に陷ゐり敗軍せりと、後日賊將の親話ありと。佐竹河内戰爭書上にも、我兵大威德山の南峯より遠見せる推測に依るに、賊兵の八幡林村より以北各處に屯集せる者を統計すれは大凡千四五百人ならんと。又云ふ、昨今兩日敵の死傷夥しと雖とも、嵎川の戰爭其數を詳知するを得す。後日各地の報告に、賊屍は多く便宜の地に於て燒棄てたりと。然して仙賊塚原彌吉、渡部勝吉なる兩人は六郷に歸て死せり。莊賊の傷者は大曲へ護送せりと。

生保内口には拂曉より賊兵侵來の機あるを察し、兵部、小太郎士卒を部署に、先つ精兵十人を選拔して

見スカ平（山名）に伏せ置き、武藏野原に三十餘人を散布し、本道の松林に二十餘人、其他は南の小川に沿ふて備たり。賊二百餘人砲を發して山を下り、本道の兵邊へ撃ち力戰し、宇佐見金之助、羽生宇吉進て戰歿す。賊兵急進其勢ひ尤猛なり。是時見スカ平の伏兵起り眼下に敵を連射し、武藏野の撤兵も齊しく起て其横に烈發し、本道其他の諸兵も機に乘して奮戰吶喊して乍ち三十餘人を斃す。午牌に至り、賊自ら其粮米を焼きて敗走す、總軍尾撃山下に至て止む。此戰略粕谷藤太與かりて尤力あり。然して、先きに鼓谷地に備へたる五十人當頭の敵に砲撃せらるゝも應せす、又脚下の烈戰其後を絶つも意とせす、賊の胸壁と對峙し沈靜して動かす、自然山下の兵と奇角の勢をなしたる其績も亦尠なからす。

討死四人　　内一人河内隊、同三人兵部隊。

手負六人　　内二人兵部隊、同二人小太郎隊、同二人河内隊。

功名四人　　兵部隊。

分捕兵器、粮米數品　　兵部、小太郎兩隊にて。

南賊は兩日敗軍に懲り且つ我か守備の嚴なるに恐怖し、爾後往々覬覦の狀況ありと雖とも敢て國境へ侵入せす。

是日寺崎藤九郎一手を立石村より下延村へ、薩州勢を松倉村より立石村へ繰上く。

○八月晦日　　中安泰治隊より士卒五十人を角館應援として發向せしむ。

○九月朔日　松倉、立石、下延、雲然等の守兵を順次に繰戻して舊壘に復せしむ(監軍上田雄一の傳令に依る)。六鄕村農民辻屋辰之助、丹兵助の二人　興軍以來盡力周旋賊情を探偵し、且去月二十六日懇切の獻議奇特の至りなるを以て、終身二人口の俸を賜はる。

○九月二日　午の刻澤主水正神宮寺に著す。武頭後藤小早人部卒を率ゐて隨從せり。

○九月三日　未の刻澤主水正、桂太郎を伴ひ神宮寺を發して土崎湊に赴く。是は明朝該湊拔錨の汽船に乘し越後に至り、二千の兵を催し、此月七日を期として率ゐ歸らんとの計畫なり。

○九月四日　立石の守禦大山若狹か請を允し、疾病快方迄嫡子左源治へ軍將代理を命し、舊に依り立石を守らしむ。

○九月五日　監軍中安泰治、副督の命を奉し兵隊巡視として新屋口へ赴く、不在中軍務を石川敬治に托す。『是迄數度の戰爭其景狀及ひ死傷とも概して申告なし。急に取調へ差出すへく、尙ほ爾後は一戰每に屆出へし。』と會議所の令達あり。乃ち飛檄を以て各隊に傳達し、且つ末文に、『昨四日の曉天久保田の外町に火災あり。然れとも城中は勿論、總督の旅館も聊別條なし。方今の形勢に乘し、或は流言蜚語を以て人心を動搖せしむる者なしと云ふへからす。宜しく士卒僕隸に喩して、危疑の念を懷かしめさる樣注意すへし。』と副告す。

○九月六日　副督より眞崎兵庫へ達書の要旨左の如し。

神宮寺近傍の各村防火に注意すへきは曾て命令する所なり。方今に於ては殊に一層の嚴戒を加へ、毎戸に溜水及消防器械を準備すへき旨を令すへし。と

會議所より各藩へ令達二通の要旨左の如し。

各藩兵隊へ召列醫師、自然久保田大病院へ合し其局々へ出つると雖とも、即今當驛善藏院へ官軍出先病院を設けらるゝに依り、大病院規則の如く其局々へ出頭すへき旨申達せらるへし。と

各藩受持場の胸壁毀損あるときは防守充分ならす。速に申報して修補を乞ふへし。何時襲寇あるも測られす、宜しく急報あれ。と

今宮伊豆の隊士安東彌三郎より神宮寺會議所へ建議の大旨。

賊地由利郡矢嶋の農民、仙北出兵の夫卒へ交番と稱し刈和野津頭を來往するもの甚た衆し。視察尤煩はしきのみならす、若し異志ある者我か內實を告くる等のことあらは大事なり。宜しく矢嶋隊に嚴命ありて夫卒の交番を禁せらるへし。

神宮寺會議所へ大山格之助より南賊內情の報告書來る。

○九月七日　角館會議所より詔書（八月中、朝綱一度云々）の寫を各將に回達し、且つ方今の大勢を懇示す。尙ほ勅書及ひ太政官日誌等拜見の儀志願の者へは貴賤を問はす允許すへき旨、市街郷村洩なく觸達すへしとの布告あり。

○九月八日　小種、福部羅等の戰爭危急の報あるに依り、筑州二小隊、薩州三小隊、矢嶋大砲方を神宮寺より繰出し、其小荷駄方として茂又庫之丞等五名を夜中に發程せしむ。同人隊の大砲一門間倉へ備置たるを、薩州隊長和田五左衞門の傳令に依り刈和野へ送遣す。

○九月九日　宮藤寛吉、下田東吉をして佐手子邊の戰狀を急に久保田に報告せしむ。辰の半刻、賊山手より太平山に侵來す。中安泰治邀戰、午時を以て之を卻く。

○九月十日　副總督府の命達を以て、梅津小太郎か神宮寺嶽守兵の內戰士五人を八木藤兵衞に附し、峯吉川口高寺へ出張せしむ。角館會議所の軍議を以て大村兵五人、小倉兵五人を刈和野街道に、長州兵五人、河內隊六人を繫街道に出張せしむ。

各藩隊長神宮寺牙營に集議し、副督を角館に逃れしめんとす。其議に曰く、『福部羅、上野、中新田の防守已に破れ、賊徒下淀川へ亂入の報告に依り諸藩の兵隊夫々繰出し救應援戰に及ふと雖とも、早や刈和野迄侵迫せり。高野に打入り後ろの山手に回り、刈和野よりも又進むときは、前に大曲、花館の賊兵あり三方敵を受けて進退道なく、殆んと活路なきに至らんとす。諸藩の將士必死激戰固に期するところなりと雖も、副督の身上に於て萬一不慮のことあるときは、我儕何の辭ありて天朝に報告せん。是を以て一ト先副督を角館に退かしめ、各藩死守血戰せんと欲するなり。然れとも副督の進退は大に人心に

闘するものなれは、高瀨美濃をして角館の援兵を促かさしむるの狀をなし、傳舍の竹輿に乘し、二三の從者を伴ひ密かに退去せしむへし。』と衆議遂に決す。乃ち深更を以て牙營を發し、黎明に逮んて河内の邸に投せらる。副督轉陣の議は、眞崎兵庫を始め本藩の將士頗る異論ありと雖とも、賛襄の說少數にして遂に熄みたり。

○九月十一日　未牌、仙賊中村宗三郎の一隊二百餘人横澤村より來り、長野村向發砲す。在村の吏卒農兵數人と之に應し銃戰良久し。立石の守將茂木秀之助、玉川兩岸の諸兵に通諜し、且つ人をして郡吏を兩岸に招かしむ。此時我兵銃聲暫絕へ敵の砲聲愈烈し。兩岸の諸兵沈靜動かす、賊進んて村内に入る。諸兵猶ほ動かす、賊引龍の旗を翻し林藪を離れて、東岸の磧場に散布し頻りに山上を攻擊す。是に於て諸兵齊く起、山上山下彈丸雨の如し。然して八乙女山上より寺崎藤九郎、鷲尾庫之助等の諸手亦一時に起て賊の左方に亂射す。敵死傷數人總兵逡巡、時に下延在陣の古内左惣治、及矢嶋の一隊も賊の右方より烈發す。郡吏所率の農兵、津頭の小壁に據て砲擊す。賊兵散亂申の刻を過て遂に走り、過くる處の村家に放火せり。村民之を防き鬨を發して瓦礫を抛つ、賊益狼狽斃屍を村内に棄て遁る。我兵一人を傷せす。

此日神宮寺に於て終日軍議あり。遂に『該地の防戰は勝算なし。宜しく退陣して兵勢を小杉山に整備し、三方の敵を一方に爲して攻擊すへし。』との論に決し、其旨を諸隊に傳令す。且云ふ、『舟橋向に於て

狼烟二發を上るとき各隊盡く牙營に來れ。』と。旣にして軍議改り、『各隊持場へ虛篝を殘し靜寂に兵を收めて牙營に纏ふへし。』と。然して人を舟橋に殘し置き、各隊盡く渡るを俟て之を截斷せしむ。古內左惣治、監軍の傳令に依り士卒十五人を分ち、貝塚久吉をして小杉山の間道を守らしむ。

○九月十二日　曉天より各藩の兵隊順序を以て神宮寺を發程す。元來、小杉山にて兵を纏め同處より總進擊に及ふへしとの軍議なりしを、徒に諸隊の持場等定めたるのみにて自然に角館迄の引揚となりたる故、我藩の將士は大に望みを失へり。此時寺崎藤九郎、茂木秀之助等立石に在て、薩兵か松倉の守備を撤し立石を過きて、將に角館に入んとするを見て憤懣に堪へす、共に左惣治に下延の營に會し、議を決して進擊先鋒のことを會議所に切願するも、未た其允許を得すして退散す。是日梅津小太郞の一隊は、會議所の令に依り小杉山へ胸壁を築き之を守る。神宮寺を引揚け角館へ來集の官軍凡三千餘人なり。副督は總軍の引揚けを喜はす、命して各藩の隊長を盡く會議所に徵集せしむ。

○九月十三日　隊長盡く會議所に集る。左惣治、乃ち上田雄一に迫るに昨夕の願意を以てす。此時藤九郎、秀之助及鷲尾庫之助、信太勇、貝塚久吉等皆來りて懇請歎願す。雄一之に賛し、乞ふて參謀局の令達を得たり。曰く、『古內左惣治隊、寺崎藤九郎手二十人、鷲尾庫之助手十五人、信太勇手十五人、貝塚久吉手十八人、右は水澤口より長州、小倉其他合併して進擊すへし。』と。是に於て左惣治持場を小田

野刑部に譲り、藤九郎は石川敬治を交代とし夜半を以て途に上る（十四日午の刻水澤村に著し、出先參謀大村右衛門の令に依り荒川村の間道を經、夜半を過きて境村に著陣せり）。此日副督、諸隊長に對し詰るに神宮寺退陣の事を以てす。其意に曰く、『諸將、予か神宮寺にあるを以て進退心に任せす、予か退去の後を俟て、總軍大に進み賊兵を追擊せんと云ひしにあらすや。是を以て予は已に當地に退き、今や檜木內を經て將に久保田に入らんとす。若し此地に於るも亦神宮寺の如くならしめんか、予は諸將に欺かれ獨り我身を全ふするに忍ひす。』と。是に於て諸將慙愧し、各藩連署進擊踵を旋さすとの誓書を捧呈す。然して諸出先口本陣出役の部署を定め、水澤口出先本陣には參謀大村右衛門、監軍岸良彥七、使役菅波一兵衛、大河平彌三郎とし、小杉山口には參謀嶋津藏人、監軍松田治郎兵衛、使役中村謙太郎、上野佐太郎、當藩引立方を佐竹河內とす。生保內口には參謀大山壯太郎、監軍井石忠兵衛、使役安村櫻太郎、松浦多門、角館本陣は參謀平井小左衛門、石田英吉、監軍上田雄一、使役木藤彌太郎、白井良吉なり。且つ盟ふて曰く、『右口に出先本陣を定め、大概の進退は實地の便宜に依り施行すへし。其決斷に及難き事故と異事に渉る狀況は角館本陣へ申告すへし。號令違背の輩は約の如く嚴科に處すへし。』と。今宮伊豆の槍隊二十三人を立石、下延の二所に分配し刑部、敬治と合併せしめ、刑部手の槍隊より六人、早川輔四郎より七人、中安泰治より九人を分け小杉山の番兵を命す。又河內の分隊廣久內にあるものを、小倉藩高木悅藏に屬して進退を指揮せしむ。是に於て副督は角館を發し、檜木內より大學野を回り

て久保田に赴かる。
是夜角館より間道を回り境村へ進發の兵隊は、願に依りて小倉藩を先鋒とし薩州、長州、筑州、新莊及古內左惣治等は後陣となり、皆丑の刻を以て途に上る。總勢七百餘人なり。
○九月十四日　角館參謀局より白岩前鄉村、同廣久內村渡部勘左衞門、下田忠左衞門外三名へ令達の旨趣左の如し。
今日歎願の條を聞屆けらる。賊徒襲來の刻は、振遠隊及高木悅藏隊合併神速應援討拂ひ汝等安堵爲さすへし。難儀の時は其向き隊長へ申報し、諸事尙更盡力すへし。
右書面下附の上、尙ほ頃日の慰勞として酒肴料金を賜與せらる。
○九月十五日　荒川村へ賊兵二百人許押來るの報道あり。角館參謀局より眞崎兵庫に令し、平戶一小隊と共に水澤村に出張せしむ。然るに兵庫に於て素より引率の兵隊あるにあらす、我に中安泰治附屬の士卒老羸にして殘居せしもの銃槍手合して三十五人、又鬼十人、大筒方の士六人、此外吏員にて江間伊織、山本兵衞、荻津助吉、武石新右衞門、立原順藏、及ひ古內左惣治隊より公務を帶ひて來れる者今村喜左衞門、小田野刑部隊の武頭代用明となれる谷田部新五郎等に至るまて盡く徵集し、總計五十餘人を以て酉の下刻に角館を進發す。
○九月十六日　眞崎兵庫及平戶兵隊水澤村に著陣す。

○九月十七日　兵庫等水澤より落合村に進發す。時に古内左惣治より報告あり、荒川村に敵兵なしと、乃ち水澤へ返り同村に宿陣す。此時梅津專之助は小杉山の胸壁を守れるに、神宮寺、刈和野兩村より賊兵追々逃走するの報を得て直ちに柳澤村會議所に至り、此機會に乘し過日の誓約を奉し總進擊に及ふへしとの軍議を決し、夜半を以て神宮寺に著陣す。郡民大に勇み盡く起て鯨波を作る、殘賊恐怖、先を爭ふて遁逃す。專之助隊にて賊兵二人を斃す。長驅して大曲に入る、敵隻影なし。

分捕兵器、彈藥、粮米、諸品　　專之助隊。

○九月十八日　角館參謀局には各所の賊軍退走の報あるに依り、各隊總進擊の議を決し、河内一隊を小館に留めて角館を守らしむ。而して河内の分隊廣久内にある者は、猶ほ高木悅藏に屬し未牌より横澤に進み夜を侵して進行、鷄鳴に及んて横手に著す。此一隊士卒百二十人なり。是より次第に各村の殘賊を尾擊し、二十三日を以て院内に至る。

功名六人　　河内分隊悅藏に屬せる者。

分捕兵器、彈藥、粮米、其他諸品。

○九月二十七日　角館參謀局より生保内口進軍の達書如左。

九月二十七日生保内出足、大斥候　　三十八人。

同二十八日朝七ッ時出足、先鋒

澁江兵部手、島原一小隊、臼砲一門、振遠隊一中隊、同附屬隊大砲一門。

同日朝六ツ時出足、中軍　本陣、振遠隊二中隊、大砲一門、島原一手。

同二十九日朝六ツ時出足、後殿　振遠隊二中隊、澁江兵部手、小太郎手。

右達に依り、兵部隊より武頭川井孫太郎、組頭代下田恭四郎等士卒四十四人、外振遠隊より一人、共に生保内陣營を發し葭谷地にて一泊す。

○九月二十八日　兵部の分隊大斥候として寅刻より葭谷地を發したるも、風雪咫尺を辨しかたく道路艱難、天明に及んで賊地的形に至り番兵四人を生捕り、進て敵を二ヶ所に破り、茂(地名)の賊陣を突き力戰して又之を破る。是時兵士三輪俊之助、賊の一人と相搏ち遂に之を縛し、進て一ノ渡に至る。賊要地に陣して拒戰す、我兵奮躍爭鬪時を移す。遂に之を走らし尾擊して益進む。先鋒兵も踵て至り共に追て橋場川に至り、兵を左右に分ち本道と三方より攻擊す。賊亦烈發、午牌より申牌に至る。賊遂に潰崩、火を橋場村に放ち逃る。是に於て敵陣に乘入り分捕尤多し。參謀局の令に依り、兵を収めて一ノ渡に宿陣す。

手負二人　兵部隊。

功名一人　同人隊。

椿臺口　附刈和野口の部

○明治元年戊辰八月十日　軍將澁江內膳は由利郡長濱村より河邊郡佐手子村に移り、御物川水濱及ひ種澤村の邊を警備し、諸隊各持場を定め筑州兵及惟神隊、仁賀保の隊は向野村に、內膳一手は佐手子村に、其手の戰士及新組足輕は小種に、小野崎三郎は福部羅に、梅津千代吉は中小種に、玉生六郎は月山に、信太內藏助は强首に兵を出し進軍攻擊に備へたり。

○八月十七日　玉生六郎手より龜領江原田、木賣澤の兩村を燒く。

○八月十八日　早曉賊兵女米木村に放火す。內膳部下の武頭、組頭を八組に分ち佐手子村の河濱に布列し、隔川砲擊午刻に至るも賊勢益烈し。我兵大砲を數發して其屯集所を擊つ、賊これか爲に散亂し、後の山手に潰走して綱木村に屯集す。殘餘の兵所々潛伏猶砲發止ます、申刻に至る。薄暮休戰、番兵を各所に嚴備す。

是日梅津千代吉は中小種の內川口村にありて、卯牌より隔川の銃戰せり。賊兵衆多にして我兵頗る苦む、玉生六郎强首より來りて之を助く。賊川を渡り中小種に放火す、我兵力戰烈發して之を退く。賊又月山に向ふの勢あり、六郎反て之に赴く、賊亦退く。黃昏戰を止む。

手負十人　內膳隊。

○八月二十日　卯牌、玉生六郎の一隊進て由利郡杉山田の後なる月山を攻取り、胸壁を築きて之を守る。江原田、木賣澤の人民連署の狀を呈して降を乞ふ。六郎命して陣屋を建てしめ、大木を伐て數條の間道を塞かしむ。我兵隻手を勞せすして其功乍ち成る、乃降狀を久保田に送遣す。夜に入り、賊兵月山の後なる鎧子坂に來り砲擊す、六郎應擊之を卻く。是より三日間晝夜山上の砲戰あり。梅津千代吉も連日隔川の砲戰、衆寡敵せす頗る困弊に及ふ。內膳隊より此夜大砲一門を送りて防守に充てしめ、又戰士數名をして龜領番屋村の賊營を燒かしむ。

○八月二十二日　午天より南岸の賊兵大に加り、大小砲を烈發して千代吉か川口の營を攻擊す。千代吉數日間晝夜の防戰、櫛風沐雨一隊皆疲れ、此日接戰最殆し。內膳令して小野崎三郎を之に代へ、千代吉をして福部羅を守らしむ。

○八月二十三日　巳牌莊賊二百餘人檜岡口より大澤鄕宿村に亂入し、火を放ち信太內藏助か營を砲擊す。內藏助一隊五十八、半は社人、出家等にて精兵寡く敵の大勢を支ふる能はす、急に救援を月山に乞ふ。玉生六郎五十の士卒を以て之に馳せ、兵を合して上子坂に防戰す。未牌に至り敵の生兵大に加はり、二將破れて川口に走る、敵尾擊して川岸に迫る。梅津千代吉船を出して敗兵を涉らしめ、且つ大小砲を烈發して追兵を防く、內膳の援兵亦來り戮力して奮戰す。夜半に及て賊兵退く。此夜內藏助は川口に屯し、六郎は下淀川の山手なる牛ノ首と貝ノ澤とに士卒を分けて之を守る。

討死一人　內藏助隊。

手負二人　內一人六郎隊、同一人內藏助隊。

○八月二十四日　龜田領屯集の莊賊二百人餘、巳牌頃より川を越へ中小種、川口の兩村を放火し、左右に進て小野崎三郎を挾擊す。三郎一隊は十人部署して之を防く。未牌を過き死傷漸く衆衆寡敵せす、退て土淵村の山中に入る。時に筑前兵隊及內膳隊武頭一手も應援として來れとも、敵兵已に退き日も亦昏に迫り、皆事に及はすして返る。此夜三郎は川口村に露營を布く。

討死五人　三郎隊。

手負十四人　三郎隊。

○八月二十七日　參謀の傳令に依り、各隊持場を定むる如左。

一福部羅　梅津千代吉一手、右の內槍隊十八川口村へ出張

一小種村　小野崎三郎一手、町田小一郎手の內二十五人

一上野村　戸村大學一手

一新田村　信太內藏助一手

一ヲカナ坂、牛ノ首、貝ノ澤兼　玉生六郎一手下淀川根據、町田小一郎手の內二十五人

一川口村　筑州一手、右の內十人向野へ出張

一 刈和野　　　　　　　平戸一手

一 吉川根據、湯ノ澤兼　　　　嶋原一手。

〇八月二十八日　澁江内膳部下を八組に分ち、未明を以て川を渡り直に賊地に侵入す。武頭簗隼太及銃士松本岩治は高尾山の絶頂に登り瀧ノ又村の押となり、武頭宇佐美慶吾、組頭瀧德之進は戰士川井熊之助組合、廣瀬右馬助組合及ひ本莊藩二十八とは、高尾山の半腹より雨乞山に出て名高き絶險を越へ、賊の根據なる綱木村に迫りたるとき夜已に明けたるも、朝霧深くして賊兵を知るものなし。是に於て慶吾等は麓を傳ひ、德之進等は田面に進み火を放て左右より攻擊す。賊驚擾奔走、我兵勝に乘して烈發賊兵愈崩る。然れとも我兵寡少、且背水敵は近傍に散在せるを以て神速に兵を收め、一人を損せすして舊營に凱旋せり。

〇八月二十九日　濱手の監軍山本登雲助より、濱手山手總進擊の軍議あり。乃ち參謀杉山新五右衞門の陣營に於て部署を定むる左の如し。

一 碇田先鋒　　　　　梁隼太、龍田雄之助、本莊勢

一 神ケ村先鋒　　　　小野崎三郎一手、仁賀保勢

一 應　援　　　　　　筑州勢

一 高尾山より君川應援　　梅津千代吉一手、宇佐美慶吾、瀧德之進

一　船　手　　澁江戰士惟神隊、信太內藏助一手、澁江手勢。

右軍議に依り、先鋒は川を越て進行し總勢將に渡らんとす。時に新五右衞門より人を馳せ、『地勢不便にして進軍なりかたし、速に兵を回せ。』と云、是に於て進軍を止む。

是日早天、賊兵龜領の鈴木村より潛行し川を隔て發砲す。三郞、小一郞の兵士等中小種にあり、應擊して之を退く。

○九　月　朔　日　　卯の中刻より、賊兵鈴木村を押出し岸に迫て發砲す、三郞、小一郞の兵士北岸に散布し猛擊して之を走らす。此夜三郞の一手は、軍議に依り佐手子村に移り內膳に合併し、本莊一隊之に代り、小一郞の兵と共に中小種の川岸を嚴守す。

○九　月　七　日　　昨宵より大霧咫尺を辨せす。賊兵夜に乘し、中小種の向岸に潛來して我守兵を砲擊す。守備素より嚴なり、應擊して之を走らす。少焉ありて曉天に至り敵又來り攻む、復た烈發して之を退く。酉の刻に至り本莊斥候の者上野(小種村の內)の營に來り、告くるに敵兵夜襲の機あるを以てす。戶村大學、士卒を部署し要地に據て之を俟つ。曉に及ふも賊兵來らす。

○九　月　八　日　　卯の刻を過き大學の諸兵盡く要地を退く。辰の半刻に至り、莊賊四百餘人俄に中小種の向岸に顯れ、疾行して本莊營の前面を過き川を渡て隊を分ち、上野(大學本陣)、福部羅(千代吉本陣)新田(內藏助本陣)の三所に放火し、猛進して砲擊す。大學狼狽先つ敗れ、營後より山路を經て貝ノ澤に

走り町田小一郎手に合併す。信太內藏助は新田の原上にて防戰し、寡兵にして死傷多く他に救應の兵もなし。乃ち福部羅に向ふて繰引し暫く苦戰の際、梅津千代吉か上野を救はんと進み來るあり、之と力を合せ奮激突戰互に死傷あり。旣にして西方の山上大學隊の胸壁に一隊あり、二將望見て敵とせす、爭戰方に酣なり。賊俄かに號火を揚け壁に據て亂射する、頭上の疾雷に異ならす。然して敵の別軍福部羅に渡り又進て背後に迫る。是に於て內藏助は殘兵を引て上淀川に走り、千代吉は槍隊を驅て敵中に奮進し亂軍に斃れたり。其殘兵は僅に重圍を突衝し、申の刻を以て貝ノ澤に走り入る。此時中小種、土淵の兩村も共に賊火に燒かれたり。

町田小一郎は下淀川の根據にあり、上野の急を聞て直ちに之に赴く。敵已に該村に放火し、乍ち兵を二隊に分け一手は上野岱に突出して千代吉隊と烈戰し、一手は中小種に向ふて本莊の兵に迫る。小一郎馳て本莊に合兵し、原上に散布して接戰す。時に筑前の一隊土淵村より來り、背後の山上に進て砲發す。是に於て小一郎、本莊と共に彼我の間に挾まり其勢ひ甚危し、乃ち迂回して筑兵の所に至り、力を合せて賊を眼下に射擊す。彼亦林叢に據り烈發抗爭せるも遂に破れて退走し、又轉して上野岱に向ふ。小一郎等も亦左に轉し、一手を中山に備へ一手を以て貝ノ澤に進む。此時大學は已に貝ノ澤の後山に引揚け、福部羅も新田も已に破れ敗兵盡く貝ノ澤に集まり、而て賊の尾擊益々急なり。小一郎及武頭白土第力(第力は九月初より此處を守る)先つ進て之に當り、大學、內藏助等の銃士も筑州、本莊の諸兵と共

に之を助け防戰闌なるに際し、數百の賊兵川を渡り鼓噪して大に來る。我兵彈藥乏しく諸隊皆退く。小一郎の一隊は後殿となり、高きに據て巨砲を發し敵を斃す事數あり、且戰ひ且退き、黄昏を以て上淀川村に入る。其分隊の中山に備たる者も多數の敵に接し頗る苦戰に及ひ、貝ノ澤引揚の報を得て共に淀川に退きたり。

玉生六郎は牛ノ首、オカナ坂の兩地に兵を分ち向岸の敵と砲戰せるも、諸隊已に退き下淀川の根據も兵火に罹り防戰術なく、黄昏に大雨を冒して湯ノ澤村へ退き峯吉川村に宿陣す。

是日、內膳及筑州兵より中小種救援として進行せる者中途の接戰となり、皆其意を達せすして退く。然れとも內膳及筑州兵防守其の宜きを得たるを以て、賊兵長驅本道に出つること能はす、退て糠塚森に屯せり。

梅津小太郎は神宮寺會議所の傳令に依り、福部羅應援として戰士二十五人を神宮寺嶽より分ち、八木藤兵衞を添へ出兵せしめ、高寺(峯吉川の內)に至りて銃戰す。

討死三十九人　內二十七人千代吉隊、同二人大學隊、同十人內藏助隊。

手負十四人　內二人內藏助隊、同九人千代吉隊、同二人大學隊、同一人小太郎隊。

○九月九日　諸將境村に會し、筑州參謀杉山新五右衞門の軍議に依り持口を定むる如左。

一　境村より中淀川口山手　戸村大學銃手士卒七十三人、槍同二十二人、玉生六郎。

一　上淀川村口より中淀川口山手　　白土第力、信太內藏助銃手三十人、其他槍隊。

一　上淀川より峯吉川口山手　　町田小一郎銃隊六十七人。

新田、福部羅已に破れ敵兵椿川へ進入の勢あり。乃ち軍議を決し、內膳の一軍是日佐手子より椿臺に轉陣す。

○九月十日　辰牌賊兵二百餘人、中淀川より進て上淀川を砲擊す。內藏助、第力寡兵を以て防戰、且つ銃手僅少にして支ふる能はす、退て境村の諸隊に合併す。賊尾擊して境に迫り、其別軍西方の間道より競進す。大學、六郎、小一郎の三隊之に當り、內藏助も之に加はる、烈戰數刻にして我兵死傷多し。敵又兵を東方の山上に分ち高に據て亂射す。諸隊防く能はす、退て舟岡村に入る、賊兵來らす。各將合議し小一郎の一隊を舟澤村の間道に備へ、大學、六郎、內藏助の三隊は再ひ境村に進發す。時已に午牌を過き前隊已に境に近つく、賊伏兵を以て其後を絕つ、後隊進て挾擊す。伏又左右に起り總軍の背に出てんとす。然して敵兵次第に加はり我軍利あらす、再ひ舟岡に退き林叢に據て追兵を禦く。黃昏に及んて賊軍退く。諸隊地勢の便を計り、又退ゐて神內村に屯す。小一郎の一隊も舟澤間道の守兵を撤し、軍議に依りて敷田村に至る。小野崎三郎の一手已に此にありて共に守備を嚴にす。小一郎の哨兵二十人昨日より峯の山にありて歸路を遮きられ、峯吉川村の官軍へ援兵を請求せり。此時筑州兵五十餘人、戸嶋へ援兵として神宮寺より來れる者あり、直に來りて哨兵を助け、賊兵烈戰す。賊多勢我兵孤軍、衆寡

敵せす山を下り吉川村に入る。敵又湯ノ澤より進み火を放ち吉川に迫り、又本道の山上より大小砲を發して攻來る。其勢猛烈なり。乃ち筑兵と共に刈和野に走り、神宮寺に至りて戰狀を陳述し、杉澤の山道を跋涉し三日を經て內船岡の營に達す。

河邊郡には賊軍平尾鳥村の本道より午牌を以て安養寺村に放火し、椿臺に向て押來る。內膳、兵士を部署して邀戰し、薩州、本莊二藩の兵も戶嶋村より來り賊陣糠塚森に向て砲擊す。賊勢頗る强し。我兵奮進大小砲を烈發す、賊遂に安養寺村を棄て走る。我兵追擊、黃昏に及ひて兵を收め其地に露營す。內膳の分隊昨日より椿川を守れる者、薩州半小隊の來援に依り守處を讓りて本隊に來會す。

賊兵四百人仙北郡川ノ目村に進み、南岸にありて砲發せるも亦午時なり。今宮伊豆士卒十餘人平戶藩の三小隊に合し、刈和野村の胸壁に據て對戰す。黃昏に至り賊兵退く。夜に入り新莊二小隊來援、三處の胸壁を嚴守す。

大學宿痾激發して起つこと能はす、乃ち部兵を六郞、內藏助に托し、扶けられて久保田の私邸に歸る。

討死九人　內二人內藏助隊、同五人大學隊、同一人小一郞隊、同一人第力隊。

手負八人　內二人內藏助隊、同三人大學隊、同二人六郞隊、同一人內膳隊。

○九月十一日　曉天內膳及薩州、新莊の諸隊は椿臺より、賊軍は糠塚森の本陣より互に進て砲戰厲しく、辰の刻を過くるも勝敗分たす。時に薩州半隊椿川の要地に備へたる者、肥前三小隊應援として

新屋口より來れる者に持場を讓り、椿臺へ來會す。是に於て更に諸隊の方向を議定し、薩の半隊を應援として仁賀保隊、惟神隊、川井熊之助、松本岩治組合戰士十人を糠塚森の後口に回らしめ、龍田雄之助一手と岡崎謹治組合十人を安養寺より、梁隼太、宇佐美慶吾、瀧德之進の三手を安養寺臺より平尾鳥山の横合へ進擊せしめ、廣瀨右馬助組合十人と金時之丞、秋山伊之助組合十三人とを安養寺臺の守備となし、高根郡司組合十人と本莊兵二十人とを以て糠塚森左方の山手に向けしめ、內膳は手兵若干を引き後拒となりて平尾鳥の本道に進發す。既にして前軍攻擊方に烈しく、賊其後を慮るに暇あらす、是を以て仁賀保、惟神隊、熊之助、岩治等は意の如く進行するを得たり。林間を回りて近く賊陣に迫り、急に起て連發す。賊兵騷擾一戰に及はす潰崩す。我兵勢ひに乘して奮擊直ちに敵陣を乘取り、戸嶋より進軍の薩兵を招き來たして山上に合併す。此時內膳も手兵を驅て急進し、関を發して兵威を助く、前軍益奮ひ勇進猛擊す。慶吾、德之進等も安養寺臺の敵を橫擊し、進て糠塚に來會す。未の刻に至り賊勢次第に衰へ、長根を傳ひて西方に退く。時に賊の援兵陸續として平澤山より繰出し、要地に據りて備を立つ。敗兵之に合し、平澤村に放火し發砲殊に烈しく、平澤山より平尾鳥山に至る迄一里餘の山上敵ならさる所なく、渾々として椿川に向ふの形勢あり。是に於て內膳は舊の如く椿臺へ備を移し、謹治組合の十人は肥前半小隊の先鋒となりて平澤山の後より攻擊し、安養寺臺に備へたる雄之助、隼太、右馬助、時之丞、伊之助等も薩州の半小隊と平尾鳥山の敵を橫擊し、諸手競爭食事を忘れて憤戰、賊を斃すこと實に夥し

く、遂に全勝を占めたるも昏暮に際して追撃の便なく、且地勢の宜しからさるを以て慶吾、德之進を留めて糠塚森を守らしめ、諸隊盡く舊營に退屯す。

此役や諸兵勇戰、敵を討つこと數なし、後日山間又は嶮壑に投棄の斃屍あるを見る最多し。村民の言に依れは、戰爭中輸送の死傷百を以て數ふへしと云ふ。又糠塚森は賊の根據實に樞要の地勢たり。薩州、新莊等の兵慶戸嶋臺より進擊せるに遂に志を得すして、今日の一戰に此要地を官軍の有とせしより、諸藩の進擊大に其便を得たり。同日未明刈和野村に失火あり。賊兵機に乘し本道より進て砲擊す、肥筑二藩の兵邀戰して之を卻く。平旦に及ひ賊又川岸に進み、三條川原なる今宮伊豆か胸壁を攻擊す。此時小田野刑部、船戸村より戰士十五人を分遣し平戸兵と伊豆とに應援し、添田淸左衞門の一手も高野(刈和野内)より來りて新莊を援く。伊豆力を得て新莊兵と共に盡力防戰す。旣にして本道の敵亦迫り、向岸の敵も川を越へ火を放て兩道より攻來り、須臾に兵火村內に蔓延し諸隊支ふる能はす、苦戰の央に及んて副督命あり、總軍神宮寺に繰引す。小野崎三郎、町田小一郎敷田村にあり、糠塚森の戰爭を聞き應援として之に赴く。途にして官軍の全勝を聞き、轉して境村に進向す。此時信太內藏助、玉生六郎、白土第力及ひ佐竹將監の令官岡內之丞(用人)の一小隊(大㕓從)も薩の隊長長野九八郎と共に該村の賊を擊卻け、燒け跡に陣を布き部署を定めて攻守の計畫をなし、賊は已に淀川へ退去せり。是に於て軍議の上、三郎、小一郎の兩隊は內野村に轉して賊兵の來襲に備へたり。然して青柳忠治、遠藤彌生の兩人、

小一郎の參謀監軍を拜命し久保田より來著し、隊號を糾武と稱すへきとの親命あるを傳達す。

討死二人　　　　　內一人內膳隊、同一人伊豆隊。

手負十人　　　　　內五人內膳隊、同三人刑部隊、同二人伊豆隊。

功名二人　　　　　內膳隊。

分捕兵器彈藥數ヶ　內膳隊。

○九月十二日　佐土原兵隊及將監の分隊（扈從）一小隊境村に著陣す。乃ち本道は薩州及內藏助これに備へ、右の山手は內之丞一小隊を以て各嚴守せり。

是日椿臺對持の賊兵往々南岸に退き、火を小山村に放ちて北岸なる柴野、四ッ小屋兩村に砲發し、將に川を渡らんとするの勢あり。村民驚擾走りて內膳に告く。內膳附屬の諸隊盡く各地を分守し現兵甚寡し。卽ち急使を以て戸嶋會議所に報告し、又宇佐美慶吾、瀧德之進の兩手を糠塚森より招還し、高根郡司組合戰士十八人、本莊兵二十八人と共に柴野に屯せしむ。然して佐土原一小隊も戸嶋より行き同しく防守を嚴にし、併せて四ッ小屋を分擔す。此時中安泰治も一隊を引て四ッ小屋を守る。內膳に命あり、故梅津千代吉附屬の兵隊を盡く指揮せよ、と。

○九月十四日　內膳は惟神隊及ひ黑木造酒組合戰士三十八人を留めて糠塚森を守らしめ、平尾鳥村に向け進擊す。賊兵南岸より相川村に退き、川を隔て砲擊す。輙ち一手を種澤道の山上に備へ、手

は平尾鳥村の山上に備へて淀川口の通路を遮斷し、其身は戰士及ひ手勢を牽ひ南岸の敵と砲戰す。黄昏に至り賊兵退走、我兵傷者一人。

今夜因州兵は戸嶋より、薩州、長州、筑州、小倉、新莊及ひ古内左惣治、寺崎藤九郎等は間道を經て角館より、總勢七百餘人皆境村に到著。

手負一人　内膳隊。

○九月十五日　境村にて軍議をなし、昨夜來著の諸隊を今日休兵せしめ、明日總軍進擊すへしと決定す。既にして巳牌に及ひ、官道及ひ山上より賊兵侵來砲發す。諸隊豫定の部署に依り、薩兵及ひ大學の部兵（大學病氣退陣せるを以て此日薩藩に屬す）と内藏助一手は本道の敵に當り、佐土原藩兵及ひ將監分隊、近臣兵と第力一手は右方山手の敵に當り、内之丞一隊、近臣兵は左方の山手に備へ、且つ新莊兵と左惣治一隊は東の山に進み、藤九郎手、久吉手は北の山に布列し各隊奮擊猛戰の際、因州、新莊の兵も官道に加はり接戰互に屬し。申牌に至り賊兵を潛め官道の後に回りて挾擊す、因州、新莊及大學の部兵等之を防く。賊反て境村燒餘の民家に放火し北に向て暴進す。是に於て諸軍動搖漸次に繰揚、内之丞一隊此場に介在し孤立苦戰の情を察し、藤九郎、佐土原、新莊二藩と議し、山谷を迂回して賊兵の後に出てんとす。路險にして未た達せす。此時長州、因州の船岡に宿せし者已に來りて敵兵に迫り、前後より挾擊す。賊果して度を失ひ大に亂れて潰走す。諸隊機に乘して猛進、短兵相接し斬獲尤多し。先に

引揚けたる諸兵も旗を返して齊しく進む。賊兵死傷算なし、山手に傍ふて中淀川に遁る。時已に夜なり。左惣治及因州、薩兵は尙ほ進て上淀川の賊營に迫り、終夜攻擊死傷斬獲共に多し。是日內膳種澤村に進擊、因州一小隊と共に南岸の賊と砲戰し夜に及んで変綏す。又平戸、大村二藩の兵凡六百人は小杉山より刈和野に進み、賊營に迫て砲戰す。敵兵散亂敗走す。官軍村外の土橋迄追擊、十六日午後に至る迄砲戰止ます。賊の死傷尤も多し。

討死十三人　內七人內之丞隊、同四人左惣治隊、同一人內藏助隊、同一人大學隊。

手負二十三人　內三人內之丞隊、同五人左惣治隊、同三人六郎隊、同一人內藏助隊、同十八大學隊、同一人第力隊。

功名二十九人　內十三人內之丞隊、同九人左惣治隊、同三人六郎隊、同二人大學隊、同二人小一郎隊。

分捕銃、旗　左惣治隊。

○九月十六日　古內左惣治、町田小一郎の兩隊薩筑二藩の兵と荒川口に進み、小倉、因州、佐土原の兵と本道より上淀川の賊營を攻擊す。左惣治等途にして、荒川の賊兵咋夜深更盡く上淀川に走りたるを偵知し、且つ淀川の爭戰方に酣なるを聞く。是に於て方向を轉し夜を侵して南行、十七日曉天を以て峯ノ山に至り、本道諸軍と共に走兵を追擊し、左惣治は直ちに吉川村に下り同村の川岸を守り、小一

郎は因州、新莊の兵と中淀川村に赴き守備を嚴にせり。峯ノ山進軍の途所々流血淋漓、賊の死傷夥しきを見るに至ると云ふ。

是日仙賊三百人神宮寺より刈和野に押來り、我か應援として角館より來る薩州兵と砲戰す。此時峯吉川屯集の賊兵已に敗軍となり、隊長酒井吉之丞も傷を被り、漸次逃走の賊兵更に薩兵の後に出て、神宮寺の賊兵と挾擊の形勢となれり。是に於て平戸、大村、薩州の兵も盡く角館へ繰上けたり。賊の峯吉川を去らんとする、村民其機を察し自ら火を村落に放ち官軍大に來ると號ふ。賊彌々狼狽、川を渡りて北ノ目に走るあり、神宮寺に向て逃るゝあり、十七日の鷄鳴に至り盡く退散せり。

內膳は午時を以て種澤村を發し、中淀川の山上にて村內屯集の賊と川を隔て砲戰し、暮に及んて互に止む。尙ほ兵を山上に分布し、時に喊を發して擬勢を張り、夜半を過き兵を潛めて川を渡り賊營に近く埋伏せり。

○九月十七日　未明、內膳の伏兵俄かに起り鬨を揚けて急擊す。中淀川村宿陣の賊凡百五十人、驚擾して下淀川に遁る。我兵勝に乘し、隱見自在破竹の如く追攻す。然れとも下淀川屯在の賊六七百に下らすして我か現兵少し。乃ち勝を全ふして兵を收め山下の舊營に復る。巳牌を過き、更に兵士を發して戰場を檢せしむるに四個の賊屍あり、其內隊長牧角之進なるあり、人をして首を刎し、尙ほ村民に問ふに賊の負傷十餘名なりと云ふ。然して我兵一人の傷者なしと雖とも、下淀川の敵情測り難きを

以て今夜山上に宿陣す。

功名一人　　　　　　　　　内膳隊。

分捕銃砲、彈藥、其他諸品　　內膳隊。

新屋口之部

○明治元年戊辰閏四月十八日　三岬口の諸將鹽越に集會し賊地夜襲の議を決し、其約に云ふ。『一番隊軍將澁江內膳は十九日薄暮を以て小瀧村の營を發し、二十日の未明に觀音森を襲ひ二番隊軍將小場小傳治へ應援、進て落伏に討入り、同地に敵兵なきときは直ちに觀音森へ引揚け、吹浦勝利の狀を視察して上寺へ討入るへし。小傳治は鹽越より大須郷に進み十九日の暮を俟て押出、二十日の未明に觀音森を襲ひ取り內膳と會食し、進て增川を攻破り、夫より上寺に進て再ひ內膳に會合すへし。番頭梅津千代吉は鹽越より川袋に進み、暮を俟て小砂川を襲擊し直ちに進て女鹿に討入り、火を擧けて勝利を報すへし。本莊隊長金澤權太夫は千代吉の應援として小砂川に向ふへし。遊軍遊擊隊長荒川久太郎は遊兵となり、尙ほ千代吉か三岬の險を越へ女鹿に放火するを期とし、舟を艤して吹浦に回り上陸砲擊すへし。副總督澤三位の使節山本登雲助は川袋邊にありて戰狀を視察し、機に應して久太郎の進兵を

促すへし。』と。

矢嶋口在陣三番隊軍將梅津小太郎も亦、副督使節上田雄一と軍議を決し十九日午牌に進發、遊軍頭匹田八彌と兩道に分れ增田村の賊軍を攻擊せんとす。

○閏四月十九日　三岬口、矢嶋口兩地の諸將軍議の如く兵を進め、夜を侵して行進す。

○閏四月二十日　小傳治は部下の士卒を三隊に分け大須郷より進み、約の如く未明に觀音森に達し半腹に及んて敵陣を見る、相距ること二丁許、敵銃を發して我を拒く。先登の士田中彌右衞門は、新組輕卒を率ゐ烈發して之を破る、總兵進て山頂に至り諜者一人を擒にす。辰牌に及て布營成る、旗幟を樹て會食す、賊又東南樹間より發砲す。武頭根本愼藏等谷を隔て應擊、少頃にして之を卻く。午牌に至り南西五處の敵陣遙に進兵の景狀を見る。然して內膳か應援來らす、孤軍絕地に支へかたきを察し陣を撤して山を下り、申牌を以て大須郷に歸る。

內膳の一軍は嚮導途を誤り終夜山谷を跋涉し、平明に及て遠く鉾館の山上に出て小傳治の營に懸隔し、途に應援の約を履むこと能はす。申牌を過きて大須郷に至り小傳治の軍に會す。

武頭中山隆吉、組頭代片岡謙之進等千代吉隊の先發として進行し、途にして左後に兵あるを覺ふ、簇々として我か後を遮らんとするか如し。乃ち兵を反し舊路に向て千代吉の本部に合せんと欲す。然して此兵固に千代吉か本部にして、嚮導に誤られ隆吉等か左方に進みたるを知らさるなり、隆吉衆に先ち槍

を揮て其右方を疾走す。千代吉の兵も亦其隆吉たるを解せす、暗號を呼て之を探る。隆吉答へす、直に進て列を突く、斥候寺内郡司迎戰て之を斃す。謙之進等踵て到る、連呼して隆吉なるを告く、是に於て衆皆愕然たり。既にして飛丸行首に來るあり、隆吉か部下銃を發するなり。千代吉令して兵を收め姑く川袋に退き、諸兵を整頓して直ちに小砂川に進擊す。時方に平明なり。是に因て本莊の一隊は先たちて同村に進み、賊陣を擊破ることを得たり。千代吉と議して火を放たんとす、使節許さす。此夜小砂川に宿陣す。

久太郎は關村にありて舟を鹽越に徵す、督促屢々して曉天僅に至る、然して其數甚た少し。乃ち一小隊を下府青木理藏に附して海路を進ましめ、自ら一小隊を率ゐ陸より小砂川に會す。日暮、使者の令に依り一小隊を大砂川に宿せしめ、自ら一小隊を以て洗釜に宿陣す。

遊擊隊軍中日誌抄に云。小砂川にて本莊軍の分捕せる品々を見たる内に、百目許りの大砲車二乘と實彈散彈三函あり。一散彈の銘に秋田打散玉とあり、可惡。此の役、敵大に狼狽せしと見へ其祕書さへ遺し去れり。其の書を閲するに賊の謀士五十嵐修助の策略の大概、また矢嶋の金子五左衞門か奸計の件々を知るに足れりと。

矢嶋口には小太郎の一隊昨日未牌に百宅村の營を發し、矢嶋の士高柳半十郎等か銃兵一小隊を嚮導とし、檢使小野寺佐賀、武頭山縣三郎等と貝澤口より鳥海山の南に出て、絶險を跋渉すること二里餘、午牌を以て增田村（莊内領）の賊陣近き大臺（地名）に達し、殘雪の上に營を布き士卒を排列し、攻擊の準備を整へたるも輜重來らす、必勝の目的なきを以て假營を自燒し、夜半に及んて百宅に歸著せり。

八彌の一隊は矢嶋隊長佐藤國助、片岡良吉銃隊三十人を嚮導とし、武頭高屋五左衞門、鐵砲頭鹿子畑新右衞門等と田俟口より進み、九里餘の山壑を攀躋し未牌に及て尼入山（或雨入山又作天仁王臺）に著し、賊營を距ること十餘町溪谷を隔て砲戰、申牌に及て止む。然して行路險隘、兵粮彈藥運送給せす、且つ貝澤口の進兵引揚けの報あるに依り、山を下りて麓に露營す。初め進兵の隊五左衞門嚮導と共に進み、八彌全軍之に踵く。嚮導疾馳、五左衞門に遠隔し殆んと其踪跡を失せんとす、五左衞門喚呼數回すれとも彼猶省せす、五左衞門怒て之を罵る。部下亦憤り將に其罪を問はんとす、國助、良吉懼れて之を謝す。此時陣中人あり、槍を揮ひ八彌を望て突かゝり、我銃隊に恐怖して盡く逃散す。其員十人許、何者たるを知ることなし。既にして五左衞門か一手先つ雨入山に登る、敵の番兵を擒にす。時に貝澤口引揚けの報ありと雖も、益進て矢嶋勢の發砲を促す。敵の斥候前山にあり、五左衞門自ら銃を放て之を斃し、矢嶋兵の左に進み田俟村に備たる賊兵を擊破り、山上の番兵を追崩し將に兵を收めんとするに當り、賊兵旗を進め鬨を發して發砲す。又擊て之を卻け、八彌と共に山下に露宿す。是日申牌、三岬口に賊兵加はり觀音森の間に群集す。千代吉、使節の傳令に依り大砲を進めて三岬の賊陣を射る。敵兵散亂して麓に下り、夜に及んて篝を焚く、我亦篝を列して對戰の準備を爲す。既にして使節の令に依り退て川袋に陣す。

○閏四月二十三日　賊兵、三岬の麓より兩道に分れ小傳治か大須鄉の營を襲擊す。小傳治も

兵を分け大小砲を發して防戰、賊兵若干を斃す。賊又觀音森より襲來我兵苦戰す。敵更に海路より我の右方に上陸し、三方の彈丸霰飛雨注而して援兵來らす。小傳治孤軍遂に支へす、砲彈を棄て鹽越に敗走す。時方に巳牌、賊兵大須鄕に放火し尙ほ尾して來進す、本莊の一隊防戰尤力む。久太郎、一小隊を靑木理藏に附して川袋の山上に散布せしめ、自ら一小隊を以て小阜に屯し前隊の應援となり、烈發して追兵を防き以て本莊兵を退かしめたり。既にして賊亦退く。此時內膳隊の武頭高階靭負、沼井市之助來會せり。乃ち使節に稟議し、理藏を二人に副へ大砂川村に放火せしむ。千代吉川袋にあり、大須鄕の砲聲を聞くや、急に斥候郡司をして戰狀を瞰せしむ。久しふして反らす。乃ち兵を進めたるも途にして敗兵に遮られ、之を避けて關村の山上に備へたり。小傳治已に鹽越に入り人を馳て之を招く、將に往かんとす。使節の令に依り更に進んて中ノ澤に至り、大砂川放火の兵に後拒となり、遂に其地に露宿せり。郡司の斥候に赴くや、小傳治の敗北を見て直ちに馳入り、馬上に槍を揮ひ飛丸を冒して戰沒せり。

討死二人　　內一人小傳治隊、同一人千代吉隊。

手負三人　　內二人小傳治隊、同一人久太郎隊。

功名一人　　久太郎隊。

〇閏四月二十四日　午牌小傳治隊武頭四名、銃卒八十人は山路より先つ進み、內膳隊武頭二名應援として海濱より發して、共に川袋屯在の賊を砲擊す。賊僅に應砲を放て退く、時已に黃昏なり。

久太郎の二小隊、內膳隊の武頭等と尙進て川袋山中の險路に入り、曩昔我か兵の擲却したる熕車及ひ彈藥を收て歸る。

○七月十三日　是月十日、出兵の諸軍本莊城下監軍山本登雲助の宿陣所に相議し、其進軍の持口を定むる左の如し。

三岬口	先鋒	龜田一中隊
	應援	本莊一中隊
	遊軍	肥前一手
大須鄉より觀音森へ	先鋒	遊擊一中隊荒川久太郎
	應援	有志一中隊佐藤日向
小瀧口より觀音森へ	先鋒、應援	澁江內膳一手。

軍議既に決し、十一日に至り總軍本莊城下を發して進む。十二日澁江手及遊擊、有志兩隊、此夜を以て各其攻口より進軍するに、澁江隊は矢嶋人を以て教導せしめ觀音森に到らんとするに、教導者道路に熟せす、故を以て進軍遲々せり。遊擊、有志兩隊は夜にして山麓に達し、本日天の明るを待ち遊擊隊は左方猿穴(地名)に向ひ同所の番兵小屋を燒き、有志隊は右方觀音森に向ひて攻擊を試み、是より砲戰となる。既にして澁江の隊も亦來著、力を戮せ終日谷を隔て戰ふも、土地險惡にして賊營を衝突するを得す、

遂に營を築て山頂に宿陣す。是日仁賀保一小隊、矢嶋一小隊も亦大須鄉口より來りて山に登る。

手負三人　內一人宇佐美慶吾手、同一人沼井市之助手、同一人有志隊。

○七月十四日　諸隊長相會議して曰ふ、『遙に砲戰日を曠せんよりは、一の道路を索め勇進して賊巢を挫折せん。』と、乃ち『沼井市之助、宇佐美慶吾の二隊と、澁江の槍隊に應援として須田七郎右衞門の銃隊を附し、梭ノ澤の絕頂より吹浦に近き東方第一なる賊の本陣を襲ひ、又遊擊、有志の二隊に仁賀保の一小隊を附し、觀音森の近傍なる二ッの番兵小屋を擊拂ひ、直に西方の連峯を涉り女鹿山上の番兵小屋を陷れ、進んて沼井、宇佐美の兩隊と合勢し東西より一時に挾擊し、猶ほ又賊の本陣を陷りたるの餘勇に乘し女鹿村へ火を放ち、三岬の裏手を襲ひ、而して又觀音森より大砲を以て番屋を射擊すへし。』と議已に決し、先つ沼井、宇佐美の兩隊を梭ノ澤に進め有志隊佐藤日向是に從ひ、遊擊隊荒川後隊となり仁賀保の一小隊を從へ兩峯に進むの所、山高谷深く斷崖壁寸步する能はす、空く時刻を移すのみにて旣に沼井、宇佐美と會戰の機を失し、猶ほも進んて一の間道を得るに、誤て小砂川に出て此地に宿陣せり。東方より進みたる勢も、地處の險難なるか爲に事を果さすして退く。

○七月十五日　是日監軍本山觀音森に至る。諸隊長相議し、『澁江手は觀音森に守禦し、遊擊、有志及肥兵一小隊と共に小砂川より間道を經て女鹿に討入り、又肥前、龜田、本莊の諸隊へ澁江手の大砲一門を添へて、小砂川より三岬に向て攻擊せん。』と議旣に成る。此夜丑刻遊擊、有志の兵隊女鹿間道に向

て進發するに、道路極て險難行歩遲々、女鹿番兵小屋に近きたるときは天既に明けたり。

○七月十六日　遊軍隊及肥兵山上より女鹿番兵小屋に砲發し、有志隊は谷間より直ちに討入、澤畑賴母か家來齋藤伴藏なる者先登し敗北の賊を追ひ、歩兵頭星川與右衞門を討捕、引繼き豐間源之進、富岡虎之助並に遊擊隊遠山直太郎、小幡源之助、芹田左太郎等先進み、兩隊愈振て女鹿に討入り全村を放火せり。肥兵は三岬の裏にて銃戰、遊擊、有志兩隊は吹浦街道に備を立たるに、敵益兵增し大小砲を放つ。是時後ロは三岬の險に據るの賊あり、左リ後ロは觀音森の連峠にて七所の番兵小屋あり、西は海岸なれは我兵死地に入て奮戰時を移し、死傷尤多し。青木理藏、吉川左吉郎等愈進て瀧ノ浦に入り同所を燒く。

女鹿の激戰已牌に及ぶと雖も三岬口の隊兵未た同所を破る能はす、寧ろ此兵を移して三岬口に進み、肥兵と相會し戮力同所を破り小砂川に會するに如かすと、卽ち兵を收め轉して三岬に向ふ。豐間源之進衆に先ち肥兵の戰地に抵る。憤進勇戰踵を旋さす、忽ち飛丸一聲其胸を貫く、親ら腹を屠て死す。遊擊、有志二隊繼て戰地に至れは、肥兵數刻の苦戰に堪へる能はすして退くに逢ふ。澤畑賴母奮然兵士を勵し、强て三岬を衝突せんと云も肥兵早く旣に退き、士氣振はす。已を得す、三岬山下の海濱より絕險を迂回して小砂川に到著せり。此時賊も亦タ苦戰に堪へすして退く。此役や賊の死傷極て多く、我か兵も死傷多しとす。是日龜田の兵隊三岬に奮戰衆に拔くも、小兵且つ援兵なく遂に其功を奏せす。澁江の

手は女鹿苦戰の報道を聞き、援兵として矢嶋、仁賀保の兵各一小隊を出す。是夜山本監軍より澁江內膳に報道して曰ふ、『女鹿苦戰、遊擊、有志、其他諸隊旣に鹽越に退く。若し糧道を絕たるに至らは大事なり、早く引揚くへし。』と。

討死六人　內一人遊擊隊、同五人有志隊。

手負十四人　內五人遊擊隊、同九人有志隊。

功名一人　遊擊隊。

分捕品々　兩隊にて。

○七月二十八日　初め軍將古內左惣治か兵を田代口に出すや、監軍上田雄一より令を傳へ轉して矢嶋を以て宿陣とす。依て武頭、組頭等を分つて百宅口に備へ、其他袮川、木境等に番兵を置き警備をなす。二十六日に至り、及位口大瀧村に賊來襲に付、笹子口其兵薄弱の趣監軍の報道に依り、乃ち又別に物頭、組頭を分ち同地に備へしむ。是を以て本營の兵備最寡少なりとす。是日末牌監軍より急報あり、曰く、『莊賊百宅口より來襲せんとす。速に兵を該地に出たせ。』と、乃ち番頭小田野刑部か一隊を進發せしむ。時に忽ち番兵の銃士內田萬吉なる者負傷驅け來り、莊賊木境口より來擊の急なるを告く。軍將遽に麾下を率て防禦の備をなす。賊我か陣營福王寺の後山より直下連發砲丸雨の如く、兵益加はり勢益烈し。刑部も亦其急なるを聞き半途に兵を還し、矢嶋の隊も亦戮力し、武頭鷲尾庫之助は右の山

手に備へ、大越源右衞門は山下に進み暫らく防拒するも、地勢便ならす頗る苦戰に至る。旣にして賊我か陣營を燒き、市街も亦火焔となり、生駒氏の館も亦〻陷る。監軍令を傳へ同領新莊村に退き保す。是日百宅口も亦莊賊の爲めに襲擊せらる。先是百宅口に備ふるに、武將大越强太等を以て番兵を處々に配置す。巳の下刻に至り賊卒然として一ノ番兵所を襲ふ、乃ち二ノ番兵所より協力防戰するも山手各所より侵入せられ、山神臺場に於て大に戰ふ。賊兵を增して百宅村に迫る、其勢衆寡敵し難く一ト先引揚る。途中砲聲急にして黑烟の天に漲きるを望み、乃ち矢嶋の陷るを知り、又新莊村に退く。同村にて軍議の上武將、戰士等を以て當地を警備し、其他は館前村に引揚けたり。

討死五人　　古內左惣治手。

手負二人　　同　　上。

○八月朔日　豫て有志隊佐藤日向の手と、澁江內膳隊の武將宇佐美、梁の兩組及ひ龜田の兵隊は、中澤村へ出張し洗釜へ番兵を出し、遊擊隊と澁江隊武將沼井、龍田の兩組は闢村に備へ置きたるに、昨日乃ち七月二十九日暮時、觀音森下下亮河原なる地に賊兵屯集あるの趣き遊擊隊へ報道の者あり、卽ち夜諸隊に告け大に警備を嚴にせり。是日曉天に到り賊大勢洗釜に來襲、忽ち砲戰となり中澤村に於て益烈しく、賊猖獗兩村を放火す。有志隊、龜田隊防禦する能はす終に闢村に退く。遊擊、有志、其他諸隊闢村に會集專ら防戰の備を設け、有志隊の內一小隊は武頭と合併山ノ手に散布し、龜田勢は間道の襲擊

に備へたるに賊兵益加り、小砂川道と觀音森と海上の三方より來襲。其勢ひ概ね五百餘人となり、我兵寡少且つ一の應援あるなく、今曉より午刻に至り極めて苦戰となり、死傷も亦多く衆寡敵し難く、且つ小瀧村へも賊兵進入梅津、小野崎の兩隊も亦防禦に難し。不得止して諸隊皆鹽越近傍の向新屋なる松原に引揚たるに、賊勢に乘し進て關村を放火せり。寅刻に至り肥兵及澁江の援兵來會すと雖も事機に及はす。監軍山本も此地に來り諸隊長軍議、遂に金浦村に退き宿す。

討死七八　內三人遊擊隊、同二人有志隊、同一人三郎隊、同一人雄之助隊。

手負十八　內四人遊擊隊、同一人有志隊、同四人三郎隊、同一人武頭。

○八月二日　昨夜金浦に宿陣の諸隊、今日再ひ議して平澤村に退き、又更に議するに其地勢甚た便ならさるか故に、山本監軍の言に從ひ遂に本莊城下に總兵を退かしむ。

一番　荒川手　　二番　澁江手　　三番　佐藤手

四番　小野崎三郎手　　五番　梅津千代吉手　　六番　澁江手武頭

七番　肥劢勢。

○八月三日　是日本莊に於て軍議の上、各所の要地に警備を出すこと左の如し。

梭袋村　澁江武頭槍隊　　潟端新田村　梅津千代吉

藤崎村　小野崎三郎　　上小屋　肥劢勢

本莊城下　遊擊、有志　同　澁江戰士。

〇八月五日　諸隊是れまて本莊城下に警守しあるの處、矢嶋口吉澤村邊より賊襲來の報あるに依り、本莊口海濱は肥劦の大兵一手を以て之に備へ、軍將澁江手並に遊擊、有志等の諸兵是日早天本莊城下を發し、吉澤村に向て進み前郷村に至る。此時森子山に進みたる筑劦、津輕、龜田の諸兵引上けの報道あるを以て、澁江手、小野崎三郎手の武將戰士を分ちて之に應援す。津輕兵隊猶ほ顧慮して進むを肯んせす。因て更に軍議して澁江一手と津輕二小隊を先鋒とし、梅津千代吉手を應援とし、川端道は小野崎三郎先鋒、有志、遊擊を遊軍と定め新上條村に至るに、賊同村背後の山に散伏砲發、澁江手の諸隊應戰數刻を經、諸隊彈藥闕乏すと雖とも、要衝の地なるを以て死力を竭し憤戰退かす。此時有志半隊を山上に埋伏せしめ、遊擊隊と有志の殘半隊と澁江手勢とを以て山を越へ、間道より賊の右方に擊込みたるに、賊少しく退くも又更に奮進し、夜に入り新上條に迫り進み其勢焰甚た熾なり。於是澁江手の諸長相議し、槍隊を率ゐ短兵を以て敵を衝突せんとするに決し、乃ち槍隊武將梁集太、高根郡司、岡崎謹治か兵と、其他銃隊より刀槍の技に長する者十八を撰拔して、潛に上條に進み同村に放火の期を約せり。兵士皆輕悍驍勇奮躍して村中に突入す。賊兵自ら其屯處に火を放ち狼狽して逃走、我兵吶喊して其北るを追ふに彼遂に潰走せり。而して賊殘餘の散兵を山下に屯聚して連發する砲丸雨の如きも、我兵死を決し益奮ひ戰ふ。斬獲最多く、我死傷も亦尠とせす。夜半に達して監軍より休兵の報道あるを以て、卽

夜兵を收めて前郷村に退き、遂に本莊城下に退き宿す。此役や槍隊を以て突入するもの、組頭岡崎謹治
戰士益子養助を始め合して二十三人にして、進藤久馬、宮澤金藏は各敵二人を斬り、佐藤治部助は敵一
人を斬る。北村宇吉外四人は討死、江田三之助、道源喜三郎外五人及ひ輕卒二人負傷。

討死六人　　內膳手。

手負九人　　同。

○八月六日　昨夜上條村より引揚たる惣軍、此の日の辰の刻を以て本莊城下に至るに、肥州兵隊皆旣に退き、本莊兵も亦皆城より立退となれり、賊兵切迫の勢あるに依るなり。因て雨剣に進軍せる鹽谷彌太郎手及ひ諸隊に退軍を促して、直ちに石脇村に退き移る。

○八月九日　是日本莊口の諸隊其備付左の如し。

大正寺先鋒　澁江一手、梅津一手

應援　向野根居　筑州

長濱先鋒　荒川、佐藤、大田原祖助手、梅津隼人助手、鹽谷手

應援　肥州　桂根根居

前郷村先鋒　津輕、肥州。

○八月十八日　曉天、分封播摩守兵隊宿陣なる羽根川村に賊襲來砲戰となる。此時長濱に在る

遊撃一番小隊と有志隊は同村外の山手に兵備を張り、遊撃二番小隊と大砲隊は濱手に備へ、今宮大學手は東山手豫定の持場に備たるに、播摩守兵も寡少追々羽根川より繰引、長濱手に散布して隊を備ふ。是に於て賊進來砲發、山手、濱手四ヶ處の戰甚た烈なり。我兵寡少、因て援を監軍に求むるに、未刻過き肥前の兵三小隊來り援す、依て有志一小隊に代らしむ。遊撃は山手、濱手兩隊を併せて一聯となし確く之を禦く、今宮隊も亦勉めて戰ひ山手の賊兵勢少く挫け、濱手は奮激烈にして苦戰時を移し、賊遂に衰敗の色を顯す。我兵勢ひに乘し攻撃追て數丁に抵る、此時遊撃隊兵梅津鐵太、金五郎八及ひ神尾粲之助小人等衆に先て進み、賊の農兵頭關幸右衞門なる者を斬り、其首級及ひ采配を獲、信太留吉等は農兵一人を擒にす。其他獲る所多しとす、賊益敗走、跡を收めて去る。暮時諸隊各其兵を率て長濱陣所に歸り宿す。是日小人佐藤兵太、江川幸藏等戰死。靑木理藏、厚木多七郎等二十八人許負傷せり。

討死　六　人　　內二人有志隊、同四人大學隊。

手負二十八人　　內八人遊撃隊、同八人有志隊、同

功名　十　人　　遊撃、有志隊。

分捕品多し　　同　　上。

○八　月　二　十　九　日　　昨二十八日、監軍宿陣所に於て長濱村滯陣の諸隊長軍議する左の如し。

先鋒應援共肥州勢　　羽根川村より妙ヶ澤村に入る。

先鋒岡谷手、應援今宮手　道川村より君川へ。
先鋒大田原手、應援荒川手　濱手より進む。
先鋒澁江手武頭二組、應援本莊兵　碇田より龜田討入。
先鋒仁賀保兵、小野崎三郎手、應援筑州兵隊　神ケ村より。
先鋒澁江手武頭二組、二ノ手梅津千代吉手、三ノ手澁江旗下備、船手惟神隊　高尾山より君川。

右軍割の通にて進軍。今回は幾日なるを期せす、賊巣を覆さすは止まさるに決し、是日各隊皆其期限を以て兵を出す。濱手の方より進みたる先鋒有志隊、大田原手、應援今宮手、遊擊隊等勝手村に迫り到るに賊山上より砲發、此より互に銃戰烈しくなれり。各隊皆濱手に陣を布き、障壘とすへき丘阜無く有志隊は村の後なる高山に上りて砲發し、今宮手も亦隊を分ちて賊の屯所なる右の後山より不意に襲擊せりと雖とも、賊は山上の要處に地の利を占めたるか故に容易く攻め下すこと能はす。此時豫約せる薩兵の蒸汽艦士崎湊より出帆、直ちに突て海上より賊の屯所に大砲を放つ。我兵大に勢を得、濱手より大田原兵遊擊にて同く大砲を發し益勇進すと雖とも、彼れ山上或は深林中に隱見し砲丸雨注、終日勝敗の期を見る能はすして薄暮に至る。是時監軍より引揚の報道あり、夜に入て兵を還す。今宮手は獨り山手に轉して夜戰し、諸軍に後殿し勝手村に火を放ち夜半長濱に退く。

討死四人　内二人遊撃隊、同一人有志隊、同一人大砲方郷夫。

手負七人　内一人遊撃隊、同二人有志隊、同四人大砲方郷夫。

○九月十二日　黎明賊兵長濱村南の人家に火を放ち、續て同村東山手より砲發し、海上よりも大砲一發を打込まる。我各隊卽ち兵備を村外に張る。天旣に明け、賊東山手と村中及ひ海濱の三道より來り進む。乃ち遊擊隊は村北の高阜に據り、有志隊は村東の山上に備へ、肥前兵は遠く東の高山に備を布く。而して大田原、分封播摩守（隊長）手は海濱最要の地に在りて其兵寡少なり。今宮手豫定の持場は東山の背後にありと雖とも、海濱の薄弱なるを慮り武頭二組をして其の持場を守らしめ、其他の兵士は盡く海濱の要地に備へて大田原手と戮力防戰せり。賊海濱の寡兵にして且つ和銃多きを侮り、山道の兵も其半を分ちて海濱より進み猛擊して止ます。其の勢焰の熾なる殆と防拒する能はさるか如し。是に於てや今宮軍將（大學）、諸長と議して曰、『長濱の地たる秋田城を距ること僅に三里許、若し一足此の最要地を去るあらは長驅追て新屋に侵入せん。國の存亡は此の一戰の勝敗にあり、豈に仙北各地の戰と同しからんや。我か槍隊を用うる此時を然りとす。』と、諸長亦極めて慫慂せり。於是や兵氣大に振ふ。乃ち槍隊組頭大嶋與十郞をして遽に其精悍なる者を選拔せしむるに、宇野金彌其他若干人を得たり。輙ち之を海濱戰道の傍なる小丘に濳伏せしめ、猶ほ砲戰して止ます。午牌に至り、今宮手彈藥闕乏少しく撓む、賊勢を得て益奮ひ進む。俄然として伏兵突出、宇野金彌先進槍を以て銃に迫る。其將に出

てんとするや衆に謂て曰く、『槍銃利を異にし、長短技等しからす。吾必す銃に死せん。死せは衆必す之に續け。』と、遂に進て賊將に迫る。忽ち銃聲一發胸を洞して斃る。川井嘉八郎、山田勇助、茂又卯吉、橋本兵衞等魚貫之に續く。川井猛進激鬪賊將茂呂太郎太夫と相搏擊し、山田以下相ひ助けて終に其首級を斬る。是以て、濱手の賊兵皆隊を亂し散逸して敗れ走る。我兵金鼓の響吶喊の聲山野に振ふ。村道の賊兵は火を村家に放ち、山道と同しく潰走して逃る。申牌、今宮、大田原の兩手及遊擊隊は追て羽根川村に入り、嚴備を設けて宿陣し、翌日に至り皆兵を長濱に還す。是日や斬獲多く、今宮手死傷も亦多しとす。

討死九人　　內六人大學手、同一人遊擊隊、同二人小人。

手負九人　　大學手。

功名若干　　大學手、有志隊。

分捕品々　　諸隊。

下筋之部

○明治元年戊辰八月九日　是日曉天、須田政三郎隊兵を牽て十二所に著し、鄉學校を以て陣營と

す。能代兵隊も亦大砲二門を率て到る。是日夜前より境外十文字長根、及ひ松山、土深井兩村の邊に於て炬火の屢往來するを見、或は鼓音あるを聞く。黎明に至り南藩家老楢山佐渡、向井藏人より茂木筑後へ戰書を贈る、卽時政三郎の本陣に會議して答書を遣る。乃ち細作をして賊地の狀況を探偵せしむ、還り報して曰く、別所澤に賊百五六十人屯集し、將に進て境を侵さんとす。速に防戰の備を爲せよ。』と。頃刻にして賊兵我か答書を待たすして、土深井川を渡り我境內に暴進せり。我兵皆出てゝ戰んとす。是に於て急に十二所に於て軍議す。高瀨美濃等曰く、『吾曩きに南部兵に談判するに彼れ曰ふ、弊邑か兵を秋田の境に進めたるは、仙藩の要請止むを得さるの事情に出てたるものにして、毫も秋田に抗敵するの意なし。徒に仙藩急迫の責を塞かんとするに止る而已。假令砲發するの事に至るも空砲を以てせんと、其言辭誠實にして約既に成る。彼今焉んそ我を欺かん。』固く執て聽かす。諸隊に令して曰く、『南兵砲發あるも我より抗戰する勿れ。』と。於是や我軍猶豫、兵を柏身まて退く。南兵益進み大砲小銃を放ち、澤尻村を越て來り侵し遂に柏身に迫る。我前隊已を得すして大砲二門、木砲四挺を放て之に應す。是時に於て我か軍將未た防戰の令を發せす、諸隊戰機を失ひ遂に長澤口に退き、我か要地は既に業に賊の所有となり、十二所を距る事僅に十丁強なりとす。而て又葛原口、別所口より別々大兵進入、前後挾擊せられんとするの勢に至る。此時彼我の地相距ること二三十間に過きすして、賊砲擊益甚し。於是や筑後か兵隊、軍將砲發の令を待つに忍ひす、急に大小砲を發し賊兵二三人を斃す。時に葛原口

及ひ藤原臺の分隊兵を本道に進め、三哲山麓より横撃を試むと雖とも賊亦大兵を分て此を拒き、又川手より進て我か背後に迫らんとするに付、相染臺へ引揚防戰せり。川北に在る賊猿間村に放火、十二所に向ひ背後より砲發せるに付、急に兵隊を渡口と本光寺林中に備へ防戰の用意をなしたるに、賊亦十二所の裏手より襲來の報知あり。於是衆寡の勢敵する能はす諸隊を一處に引纒ひ、澤尻市之丞隊は三哲山一ノ鳥居脇と十二所關門內兩所にて防戰し、郷中の老幼婦女等を立退かせ、筑後か居館を自燒して扇田村に退き、同村に於て防戰せんとするも寡兵疲勞に堪へす、加ふるに事不意に出るを以て銃器も亦備らす、不得已板澤川を渡り岩瀬村に退き保す。是日賊兵の澤尻口、葛原口より進むものは楢山佐渡、向井藏人の兩將にして、率る所の兵士八百人許、櫻庭祐吉の手八百餘人なり。外に松前地の警衛より直に此地に出兵せる者百餘人なり。別所より入る者は石龜左司馬にして其兵百餘人許、花輪より出せる兵は五六十人なりと云。

是日大館城東なる雪澤境にも南部賊暴進、境上の番所を燒て襲來せり。此亦我か不意に出るを以て境上の守備全からす、卽ち大館鎭將佐竹大和の兵二隊、根本幾之助、中田太郎藏を中山村に出して片江路に備へ、雪澤口道筋別所迄出張せしめ、根本順助組銃卒一隊、横山運之助、沼田助八組戰士二隊及大和か家人銃卒等四隊を立石邊へ出し、各所の地の利に據り防禦を嚴にせり。是夜賊鬼ヵ城山に登る。大和家人中村新太郎か一隊山を爭ひ、新太郎、賊一人を斃すと雖とも小兵利あらす、宮袋川原迄退く。使を

城下に遣て應援を請ふ。

　討死三人　筑後隊。

　手負二人　右に同。

　功名一人　政三郎隊。

○八月十日　賊荆棘を跋涉し、大茂內、小茂內村に迫り火を放つ、鎭將大和兵士を牽ひ之を防く。賊鬼城山に陣を結ひ大館を眼下に瞰て我動靜を覗ふ。是日十二所より銃隊五十人、鐵砲頭等來て大館に援す。茂木、須田兩將兵を牽て早口村に轉陣せり。

○八月十一日　賊、鬼城山に在て動かす。大和か兵三方より攻め登り烈しく砲擊、隊下青柳紋治進て南部栃內直藏を斃し一統勇戰するに、申の刻に至り賊山を下り敗走す。又鳳凰山陰に賊兵の潛伏するあり、大和家士數人に命して山上より不意に發銃するに、賊狼狽潰散、自ら其糧米を燒て境外に遁る。我兵直ちに雪澤へ進軍、山上に守兵を置く。

　討死一人　大和隊。

　功名十二人　右に同。

○八月十二日　茂木、須田の兩將は、扇田に賊兵の八百人許屯集するの狀を探知襲擊の策を定め、夜前槍銃兩隊僅に百七八十人を牽て早口村を發し、四ノ羽出なる地に進み鷄鳴扇田に向て潛行、號

砲一發諸隊齊く進み放銃吶喊して賊營に迫る。筑後拔刀指揮、曉霧に乘し政三郎と共に奮戰せるに、神明社内の林樹に潛伏したる賊兵と短兵接戰殺傷無算、賊後陣より崩れ立、遂に潰走に及へり。筑後士卒を纒ひ戰を川道の分隊に讓り、隊下鹽谷彥五郎一隊を殿せしめ早口村本陣に引退く。川道の分隊は山館口並に山手、川前三方より大勢に來擊せられ、寡兵奮鬪賊遂に退く。依て山館村に迫り陣す。是日佐竹大和は扇田の激戰を聞き、隊下根本幾之助か銃卒、中田太郎藏か鎗隊を繰出し續て親ら出陣せるに、十二所より來援の兵は小勢を以て既に苦戰となれり。大和の隊は曉霧に乘して賊の屯所に迫り、其銃士靑柳外記、槍を以て衆に先ち勇進せるに賊兵に圍まれ、一人を突倒し五人を傷け、又拔刀して一人を斬り二人を傷け、身數瘡を被り遂に亂槍中に死す。中田易太郎も亦槍を以て接戰之に死す。十二所來援兵勢寡弱にして防禦に由なく、幾之助か隊と同く退く。是時津輕藩應援の一小隊、對馬寬左衞門、福士東八郞等來援すと雖とも事に及はす。乃ち三王臺に諸隊を集め軍議の上、大和隊下根本源三郞か銃士を以て餌釣澤口より進め再進擊に及はんとするに、賊、山館、澤口兩村に放火して退く。是日筑後か隊兵卒八九十人、大館の援兵五十許にして、賊兵南北合て千人餘なりと云。

討死十六人　　內二人大和隊、同十一人筑後隊、同三人政三郎隊。

手負二十六人　　內二十三人筑後隊、同三人政三郎隊。

功名五十三人　　內四十四人筑後隊、同九人政三郎隊。

物品分捕數種　　政三郎隊。

○八月十五日　大和、筑後扇田村へ進軍十二所收復の事を謀り、大和兵隊を十二所まて進め、多賀谷長門兵隊は輕井澤村に進軍せるも、賊兵國境内外に屯集し、且つ兵燹の後我か陣營とすへき地これなきのみならす、筑後も亦病に罹るを以て不得止事を果たさす。

是日辰牌、本道筋川向賊大勢來り進む、筑後の諸隊終日奮戰之を追擊す。別所山手よりも賊勢大に來り我か靏森山の小勢を追ふ、筑後自ら指揮して山の兩邊より之を擊たしめ、遂に山巓を奪ふ。

大和か隊新澤口、楢木臺に陣したる處、袈裟掛臺に賊大勢あり襲來の狀あるに付、豫て鬼ケ城邊に警備の鐵砲頭根本順助、横山運之助、小林隼太、古内織部組、及ひ大和か家人銃士、農兵等夜を以て繰出す。

○八月十六日　小場小傳治父子自家の兵卒を率ゐ來り援し、是日大館に著陣せり。菊旗を大和、筑後の兩將に渡す。小野寺主水僧侶(金剛隊)を率て來援、二井田村に宿陣す。

○八月十七日　政三郎陣營を二井田村より扇田村に移す。筑後、政三郎、主水相會し、明日十二所まて進擊せんの議を決す。

長門兵を率て曲田村に到る、賊兵を見す退て大館の本陣に歸り、兵隊を留めて金谷村を守らしむ。

○八月十八日　拂曉筑後兵隊を先鋒とし、政三郎兵隊を併せ十二所に向て進擊。主水か僧隊、大和か分隊、津輕藩の兵も亦タ應援として進む。賊十二所、葛原、別所に放火し、大兵を引て三道來り進

む。我兵本道善知鳥坂に大砲二門を備へ筑後、政三郎自ら敵に當り、主水か僧隊、政三郎か農兵を八ッ頭山に布置し、別に隊を分ちて山手要地林間等に散布埋伏せり。是より互に挑み戰ふ。山手の分隊賊の背後を絕んとするに、賊徒は兵を分ちて山上に登らんとす、我埋伏の兵林間より起て之を横射す。本道の兵も亦タ善知鳥坂を下り烈戰、時に宇野彌三郎大砲を放て之を横擊し、總隊奮發吶喊して進むに、賊潰散道目木村に放火して退く。我兵三道より進み、賊本道並同村林中に伏を置き防戰せるも、我兵弘前藩對馬か一小隊と合勢、館を追ひ拂ひ不意に神明林中を打立たるに、賊平内村を燒きて走る。又林中に埋伏せる賊兵を山手より打拂ひ、本道の兵と舟ヶ崎、一本杉等の賊を挾擊數刻烈戰するも、賊要地を占めて防禦す。依て分隊をして神樂山の絕壁に攀ち上り横擊せしむ。宇野彌三郎は、曲田村まて農民を驅り虛勢を張り、川道の賊を驅り萩峠を乘取り、舟筏等を奪ひ諸隊遂に十二所に討入る。賊の敗兵三哲山下に屯集守備を嚴にせるを以て、黃昏兵を收めて扇田村に歸り宿す。

賊將楢山佐渡、向井藏人は番兵を三哲、澤尻等に置いて退く。是日多賀谷長門か兵曲田、中山邊より川を隔て横擊、大和か家人二階堂鴻之進、足輕一隊を以て砲戰せり。

討死一人　筑後隊。

手負四人　內二人筑後隊、同二人政三郎隊。

功名四人　筑後隊。

○八月十九日　大葛金山へ賊兵三四百人入寇の報道あり、須田政三郎能代兵隊を率て扇田より進軍。

是日巳刻五十人許水澤村より進入、大和か隊兵大葉臺に於て砲戰、賊黒木村を燒て退く。又石淵向山より五六十人にて砲發ありと雖とも、防戰遂に之を走らす。

○八月二十日　賊大葛に來襲に付須田の隊手分をなし邀ひ戰と雖とも、賊勢猛烈進鬪我か先陣披靡、賊兵は勢に乘し競進、之れか爲めに大砲を奪はる。此時政三郎、屬士籠谷隆之進等に命し兵士を勵し奮激力戰せしむ、隆之進及吉田豐、笠井文治等亦善く鬪ひ遂に賊を追ひ退け、大砲も亦我か有に歸せり。

十二所口に於ては、辰刻頃賊千四五百人許大擧して官道及山道、川路の三道より來り進む。筑後卽ち善知鳥坂に進み、小野寺主水も僧侶隊を率て大小砲射擊奮戰すと雖とも、賊砲飛丸雨注、寡兵防拒に難し。又川北曲田山上より菊旗を目當として大小砲發、双方より挾擊せられたるを以て之に當り兼ね、筑後か隊下岡本大作か一隊を殿せしめ、扇田村神明社林中に引揚たり。賊又夕山手本道より進む。乃ち分隊を南方杉林に備へ、大砲を要地に置き防戰せるも、更に三方より攻め立られ苦戰時を移す。賊益加はり益々進む。筑後、社堂の席を積み重ね之を楯とし三道の敵を防くも、川路より大小砲發嚴しく我應援も亦來らす、孤軍支ること能はす、村内の分隊へ引揚の令を傳て退く。此時賊巳に扇田に侵入、本道

壅塞通行すへからす、乃ち川を渡て根下戸村に宿陣す。是日長門か隊も川を隔て砲銃を横射するも、賊遂に扇田村に亂入せり。乃ち山王臺に引揚露營す。夜に入り、賊扇田を燒き一村焔となる。主水は大館迄退く。

手負三人　政三郎隊。

功名六人　內一人筑後隊、同四人政三郎隊、同一人長門隊。

物品分取　政三郎隊。

是日雪澤村よりも賊侵入。大和其隊下根本順助、根本幾之助、小林隼太、中田太郎藏、古內織部、根本源三郎の七隊を分ちて各所に拒戰す。長門か兵隊及ひ弘前援兵は片江路に備を設くるも、賊益猖獗なるを以て戰利あらす、遂に川を渡り山王臺に引揚たり。

○八月二十一日　前日十二所口破れ川向は盡く敵地となり、是日二井田村も亦賊火に罹る。而して賊又大兵を以て葛原口より大館に侵入せんとす。大和か銃隊幷に長門か隊、津輕隊等本道に防き、別に一隊をして間道より賊の背後を襲撃せんとするに、本道山館山に戰爭始り、賊精鋭を盡し必死猛進、又タ間道よりも山に據て進來、其勢當るへからす。依て其の勢焔を避け柄澤山の後へ出てんとするに、敵四面掩來の趣き追々報道あり、乃ち長根山より大館城へ引揚け、散兵を集めて城外防御の備を嚴にし、雪澤口出兵の總隊を引返さしめ各所に分配、長門と同く本道相善堂に進む。此夜鷄鳴砲戰始り、

暗中亂射勝敗なし。筑後は二井田村に砲戰するも、賊板澤川を渉らんとするの報を聞き深夜早口村に轉陣し、分隊をして板澤を守らしむ。

大和大館に入り、散兵を集め固く城守せんと精力を竭して鼓舞するも、敗後の兵隊氣勢振はす、急使を以て久保田に援兵を請ふ。政三郎は筑後か急報を聞き大葛より引揚く、途次扇田村の兵火を望み、山路を經て鷹巣村に至り宿陣。主水は早口村に引揚たり。

討死一人　大和隊。

手負三人　同　上。

功名一人　新　組。

○八月二十二日　黎明號砲一發、賊諸道より進擊大館城に入らんとす。大和部下の兵卒必死防戰すと雖とも寡兵少銃、且つ賊の入寇以來十餘日の間、孤城保守日々出戰の爲め疲勞を極めたるに乘し、賊兵城外を周繞して進む。鐵砲頭小林主鈴、隊卒を勵し長根山に猛進苦戰、伏に陷り賊砲の爲に斃る。中田太郎藏、根本源三郎、小林隼太家人下遠健治等各隊下を率て彈丸雨注の間に戰、死力を竭すと雖とも援兵續かす、銃器利あらす、彈藥足らす、諸口配付すへき兵士なく、本道口多賀谷長門手より先つ破れ、賊東西より鼓噪して入り市街放火、賊の砲丸城中に亂射するに至る。青柳又藏、赤館町柵門に於て三人を突留め數人を傷け、之に死す。其他大越喜學、渡部末吉、大和か家人村山官藏、馬場目豐松

等輕卒一二人と踏留り、血戰死力を竭すと雖とも諸隊支る能はす、各地分散の兵隊一時城中に引入れ難く、已を得す是日辰刻、終に城を自燒し綴子村に退き保す。是日大和か兵死傷最も多し。綴子村に諸隊長を會し軍議するに、僉曰ふ、『小繫村の險隘に據り、米代川を前とし防禦するに如かす。』と、乃ち荷上場村に退く。此夜筑後、政三郎は綴子村、主水は薄井村に宿陣す。

討死十九人　內十八人大和隊、同一人長門隊。

手負十五人　內十二人大和隊、同三人長門隊。

功名二十四人　大和隊、長門隊。

○八月二十三日　諸隊荷上場村に軍議し、大和は荷上場、筑後は切石村、政三郎は加護山、長門は仁鮒村、主水は薄井村の要地に備ふ。

大館落城、大和守護を失したるを以て是日同人より待罪書を出したるも、其儀に及はさる旨を命達せらる。

○八月二十五日　諸隊荷上場村に軍議す、小野崎藤四郎小荷駄奉行たり、亦タ來議す。

政三郎薄井村に轉陣す、加護山の地勢狹隘不便なるか故なり。

筑後、陣を仁鮒に移し自ら麻生村に出張す。別に兵を分て荷上場を守る。

功名二人　政三郎隊。

り。

○八月二十六日　肥州佐賀田村乾太左衛門隊下六十餘人、同小城田尻宮內の兵隊も亦來援せり。

○八月二十七日　賊三百人許、三隊に分ち小繫村に侵入せんとす。大和、長門、政三郎の兵隊及肥藩大砲隊は豫め要地に兵を伏せ置きたるを以て、小繫澤左右の山手と本道より大小砲を以て攻擊せるに、賊一隊を以て間道より我か背後を襲はんとす。大和か隊中田太郎藏等之に當り、本道より進みたる賊の隊長を砲殺して之を卻く。申刻、賊二十人許今泉村にあるを見る、我兵又擊て之を卻く、賊今泉に放火して坊澤村に逃る。

是日未刻、賊百人許瀧ノ澤より進來。大和か隊、古內織部家人二階堂鴻之進等大澤にて砲戰し、肥州斥候七人與て力ありとす。我兵寡少なるに、敵兵隊を分ち田疇を涉り我か背後を斷たんとす。依て茱萸臺に引揚たるの處、賊直に大澤村に入て放火し、村人を捕て嚮導せしめ高岩道に赴かんとするに、本道已に敗れ、遙に砲聲あるを聞き山澤を越て遁れ走り、饑餓路を失ひ村民の爲に殺さるゝ者あるに至る。

肥州隊長及ひ我か諸將相議し、奇兵を阿仁に出さんとす。筑後自ら進て之に當り、主水も亦其應援を望み、午刻兵を進む。

筑後、主水か兵を阿仁に發するや途にして賊に遇ふ、抗戰追擊斬獲あり。

手負一人　大和隊。

功名四人　　内一人大和隊、同三人長門隊。

○八月二十八日　　昨二十七日軍議を定め、各隊同く是日の昧爽を以て進軍す。筑後、主水は昨夜田代村に宿し、是日米内澤に達し七日市村より入寇の賊を防く。

肥劦應援の勢

功名二人　　内一人澤副督內、同一人筑後隊。

○八月二十九日　　昨日軍議を決し、今曉黎明總軍進擊す。大和三隊小林隼太、根本源三郎、中田太郎藏、佐賀大砲一番隊、小城五六小隊、政三郎、長門皆本道より進み前山村に討入る。賊敗走、又進て其巢窟坊澤村に會戰せり。大和か別隊根本順助、根本幾之助、根本三郎右衞門の各隊、本道右方の間道より其横合を一時に攻立たり。是時大澤口より、大和か手勢と佐賀、小城の三小隊險阻の山路を經て賊の背後を襲ふ。賊大小砲發烈しと雖とも、我兵粉骨激應するを以て三道を拒く能はす、乃ち坊澤に放火して逃る。我藩兵進て綴子、鷹巢等に宿陣せり。

筑後、主水も米內澤より七日市、脇神等の諸村に散在潛伏の賊を驅掃し、鷹巢へ進軍。是時箭田野民部か一隊(義兵隊組頭菊地時之進、那珂長七郎之を率ゆ)應援として久保田より來著し、筑後、主水等と同く進行、此夜太田村に宿陣せり。

功名一人　　筑後隊。

○九月朔日　昨晦日より今日に至るまて風雨甚し、休兵以て士氣を養ふ。

早口村本道より賊十四五人襲來、大和隊兵を發して之を卻く。又岩野目村に賊あるを告る者あり、大和か隊兵須藤源三郎、一人を討取り首を提けて歸る。

　功名一人　大和隊。

○九月二日　昨朔日議定する軍配左の如くにして、各其期を刻し大館に向て進軍す。

本　道曉丑刻出發　大和手、小城三小隊、佐賀大砲二番隊、政三郎總隊

中須田道同　刻　小城四小隊、佐賀一番隊、長門隊、小城大砲一門

板澤間道前夜亥刻　筑後手、主水手、佐賀遊兵隊、臼砲一門、民部手、小城三小隊。

右手分を定め各綴子村を發し、本道大和手は山手の間道と二タ手に分れ岩瀬山の麓迄進行するに、賊二小隊許間道より早口村を襲はんとす。乃ち兵を岩瀬山に登せ眼下に之を砲擊するに賊散逃、其殘餘の兵は北方の小山に登り砲戰交々挑む。此時本道及川手へも賊襲來亦大に戰ふ。此役や我は賊を岩瀬村に襲ひ、賊は我を早口村に襲はんとし、南北進取中途相逢ふ。故を以て兵勢烈しく各所憤戰、銃丸雨飛、本道の賊最も强く我兵披靡す。此時摩當道に進みたる筑後、民部、主水及ひ小城の諸隊未た其の地に達せす、而して板澤屯集の賊貝吹長根及外川原邊より川を隔てゝ我か橫合を擊ち、頗る難戰となる。佐賀隊長叱咤して進み高陣場山より砲擊し、使役馬渡作次郎拔刀勇奮せり。先きに岩瀬山に登りし根本源

三郎は、亂軍に陷り頗る苦戰、重傷を得ると雖とも猶ほ衆を勵して退かす、急を田村氏に告く。同氏小城の隊を率て賊を横射し、諸隊も亦必死奮激亂丸を侵して戰ふ。午刻、賊徒遂に大に敗て走る。我兵進て立花村に到るに、賊二ッ山、上片山野本道に屯し防戰せんとす。我兵乃ち轉して餅田村に備を布き砲發奮進、大和か隊武石常三郎、中田太郎藏隊、長門か部下は八方山より二ッ山を横擊するに、賊支る能はす山を下り、本道の衆と同く大館に逃る。我兵勝に乘し三坂迄追躡するに、彼れ伏兵を以て我か不意を擊ち烈戰となり、銃士隊長小林隼太亂丸を侵し奮戰、遂に之に死す。其他死傷多く、薄暮を以て餅田村に宿陣せり。

是日筑後、主水隊、肥藩三小隊川道より進軍せるに、川道の賊は樞要の地貝吹長根を占めたるを以て、背後より襲擊の策を定め、夜前の大風雨に乘し厤當澤より入會一條の險路を回り、其根據なる板澤村に出て東南西三方より不意に攻擊を試む。是以て賊潰散、筑後隊川前まて追詰め短兵激鬪、其卒奈良與市等勇憤賊の隊長桂源吾の首級を斬り、其他斬獲分捕尤も多く、巳の刻を以て全勝を得たり。於是二井田村に進擊、筑後か分隊を以て肥藩の先鋒たらしめ、米代川の淺瀨を渉り大館口の賊を横擊せり。此時民部も合勢し、本道の諸隊扇田より川向の賊を追擊し、舟及ひ糧米等を奪ひ遂に扇田に宿陣す。

討死十八　大和隊。

手負十八　內八人大和隊、同一人筑後隊、同一人主水隊。

功名四十四人　內十九人大和隊、同十二人筑後隊、同十三人主水隊。
物品分捕　諸隊。

○九月三日　餅田村會議局にて肥前隊長及政三郎、小傳治等軍議し、明日進軍手配を定む。
筑後か隊、扇田渡上にて敵の夫卒三人を擒にす。
功名六人　內二人筑後隊、同四人主水隊。
物品分捕　筑後隊。

○九月四日　是日進軍、各隊左の如し。
田町口三ノ丸口寅刻　大和手三隊、佐賀藩一番隊、小城三隊、長門手大砲
船場口卯刻　大和手、主水手、民部手、小城二隊、佐賀遊兵
根下戸、本道片山同刻　大和手二隊、小城手三隊、政三郎手、佐賀二番隊、小城一隊遊軍、大砲、大和手一隊遊軍
餌釣口同刻　筑後手、佐賀遊兵、小城手。

右各其時刻を以て進軍するに、賊林叢中に分散砲發すと雖とも諸隊勇進遂に片山村に討入る。同地屯在の賊、火を民屋に放ち猶ほ要地に據て防禦し、苦戰黃昏に至る。是夜各隊露營翌曉に徹す。
筑後兵は扇田に宿陣の處、是日賊十二所本道、山手二方より來襲に付、山手は筑後と肥兵と力を合せ山

崎の臺場に戰ふこと數刻に及へるに、豫て味噌內山に備へ置きたる伏兵起て賊の横合を擊ち、本道の賊と共に皆敗れて退く。因て扇田本陣に還り宿す。

手負十八　內五人大和隊、同二人筑後隊、同三人長門隊。

功名十五人　內七人大和隊、同五人筑後隊、同三人長門隊。

○九月五日　諸隊各其持場を堅むること昨日の如くして終日砲戰、筑後手は早天より本道に進み先隊へ大砲二門を備へ、山手の分隊は肥兵と合併道目木山の賊と砲戰連發せるを以て、彼れ敗色を顯せるに、夜前より味噌內山並に二タ又林中に埋伏し置きたる我か分隊、時機を察し賊の分隊に横擊忽ち兩三人を擊倒せり。賊遂に道目木長根に退くを、二タ又埋伏の分隊起りて之を擊つ。依之、賊總崩れ屯所を捨て大瀧澤を下り、本道の兵と合併大瀧にて防戰す。我兵兩道より攻擊、山手の分隊は地獄長根より平內山の賊を追ひ奮進勇戰す。是以賊遂に十二所に退き逃る。筑後隊は番兵を道目木山に置き扇田に宿陣せり。是夜賊兵潛に大館城地を棄てゝ逃る。

功名一人　長門隊。

○九月六日　是日曉天、賊兵の夜に乘して逃走するの報を得、諸隊一統大館に入り舊城地を占め、會議局を設て明七日十二所口進擊の議を決す。

○九月七日　曉天、諸隊十二所口に向て四道より進む。本道は筑後手、佐賀、小城等にして、山手は

佐賀並主水か隊、筑後本陣なり。川道は政三郎、大和等の分隊にして獨鈷囘りは佐賀遊兵、小城隊なり。四道皆筑後か分隊を以て先鋒となし、一時に十二所を恢復せんと田村乾太左衛門は善知鳥坂に本營を占め、空砲一發諸隊四道より追擊す。賊大兵地獄長根より、本道又は大瀧村杉林の中より烈發防戰する二時間に及ふ。時に、川北より進みたる賊兵本道を橫射せるを以て我兵苦戰となる、川北の筑後か分隊之を見て、輕井澤の背後より襲擊遂に勝利を得、各處の賊兵を破り斬獲あり。賊又倉缺山、舟ヶ崎等に止りて努力防戰、神樂山の賊も樞要の地に據り兵氣最も烈しく、肥兵數刻の奮戰之を卻くること能はす。時に筑後か家士八名、險を冒し其不意を砲擊するを以て遂に潰走せり。政三郎隊は中山村間道を踰え、十二所の背後なる浦山より之を襲ひ遂に山を下りて逃る。諸道勢を得奮進尾擊、處々の屯賊を驅逐し終に十二所に入り、又進て三哲山を夜襲するも彼も亦嚴備あり、夜半兵を罷む。

手負一人　筑後隊。

功名十二人　內十一人筑後隊、同一人主水隊。

○九月八日　大館口、新澤口等の賊を追卻けたる後、十二所口の賊を擊たんとの軍議に因り、諸隊皆山野峯巒の要地に番兵を出して備を嚴にす。是日、大和は其家人二隊を雪澤口に出す。

○九月九日　大葉臺屯集の賊徒雪澤口番兵を襲ふ、大和か兵討て之を卻く。

手負一人　大和隊。

○九月十日　昨日軍議を決し、是日卯刻大和、長門、政三郎、小傳治、民部の諸手及佐賀、小城、津輕の各隊、各部署を定め雪澤村に向て進軍せり。大葉臺の賊より津輕斥候六人へ烈しく砲發あるに付、大和か兵出てゝ戰ふ事少時、長門か隊兵沼館村より來援す。

○九月十一日　賊、長木澤山崎より大和か二ッ屋番兵所へ砲發せるを以て、肥劦一小隊と協力防戰日沒に及ふ。政三郎か兵大葉山上の賊と戰ふ、我兵地の利を得す薄暮交綏。

明十二日各隊進軍の手配りを議定する如左。

雪澤本道卯刻　大砲一門、佐賀二番半隊、津輕二小隊、大和手二小隊、小城二小隊、大和一小隊是より以下遊軍　民部手、長門手、政三郎手。

川　向同刻　津輕二小隊、小城二小隊、大和一小隊。

二ッ屋より石淵通り本道の號砲を期とす　大砲一門、小城二小隊、同大砲一門、大和二小隊。

○九月十二日　是日、大葉臺屯集の賊を討たんと各隊期約の如く進發、山下に砲戰するも速に勝敗を見る能はす。政三郎か隊謀を設け、賊の巣居水澤村を襲はんとするの虛勢を張る。大和か一隊は石淵山に上り賊の背後より之を擊つ。賊前後を防く能はす、臺を下り水澤を棄て、陣所三を自燒し境外に逃る。我各隊臺に上り水澤を占め、要地に嚴備を設く。大和手武石常三郎隊は日景山を下り進行せるに、砥石長根の賊に要擊せられ圖らす砲戰となる、我兵烈發して止ます、賊遂に逃る。

〇九月十三日　大和か一隊高森山に備へ置きたるに、賊袈裟懸山より砲發せり、津輕兵隊と同く防戰之を卻く。石淵長根に備へたる大和か兵、津輕兵も又大仙保山の賊と戰ふ。

〇九月十四日　筑後か川向に進めたる兵隊、政三郎、主水か兵と共に葛原山を取り占め、賊を卻くること數丁。二ッ長根、庖丁長根等に備へたる大和か兵隊も、是日に於て砲戰ありと雖とも勝敗を見す。大和隊の斥候前小屋文八郎、賊數人に圍まれ拔刀奮戰討死す。

討死一人　大和隊。

〇九月十五日　朝辰牌、賊徒本道三哲山、川向通葛原村より卒然大兵を以て來侵す。本道筑後、主水等隊兵を三哲野に散布し之に當る、佐賀兵も來援共に苦戰時を移すも、賊暴進止ます。此時藤原臺の筑後か分隊、肥兵等奮戰黃昏に至り、本道の賊遂に走。川道にある筑後か分隊は大兵に當り防戰するも、衆寡敵せす山手に引揚たるに、昨日葛原を乘取りたる筑後か隊並政三郎隊栗山より長根に下り、挾擊せるに賊乍ち敗走せり。長門か分隊も葛原村老犬堂下まて追擊するに大雨傾盆、賊又我兵の和銃なるを侮り出てゝ戰ふ、我か兵益進み、山上の兵と合隊して遂に之を敗る。山手靏森は筑後か新組兵並に主水か僧兵共二十餘人番兵せるに、賊二百人許來襲せるを以て一ト先扇平へ引揚たり。筑後急本陣を山下臺丁に進め、先きに引揚たる新組に嚴命して兵を返さしめ、主水か兵も亦力戰遂に靏森山を復す。於是諸口皆捷を告く。是日終日の難戰なり。時に肥藩隊長田村乾太左衞門筑後か隊下に令して曰ふ、

『本道は既に破れんとす。三哲山上の賊は其勢猛烈、而して背後の靏森山は賊に奪はる。今や十二所は防守すへきの地にあらす。依て速に輜重を護して此地を引揚けよ。』と。答て曰ふ、『今既に本陣を臺丁に轉し飽まて奮闘を期せん。其手筈皆能く整頓せり。且つ靏森は筑後一手を以て之を奪ひ返さんことを手裏にあり、必勝疑ふへからす。』と。暫時にして山上勝利を得て賊退走の報あり、田村氏大盃を擧て舞ふ。是夜、筑後か兵隊葛原村賊營に火を放ち襲撃せるに、賊徒狼狽走らんとす。我兵益進む。時に大雨俄然として至る、依て夜半谷地村に宿陣す。

討死三人　內二人筑後隊、同一人主水隊。

手負二人　內一人筑後隊、同一人主水隊。

功名五人　筑後隊。

○九月十六日　昨日軍議を以て定むる左の如にして、是日卯刻總軍進發。

庖丁長根より　肥前大砲、同二番半小隊、小城二小隊、津輕二小隊

高森より　津輕一小隊、小城一小隊

石淵長根より　肥州二番半小隊、津輕二小隊、津輕大砲一門、大和手一小隊

小高森より　津輕一小隊、長門一小隊

二ッ谷村番兵、遊軍　大和手二小隊

赤澤村右へ　民部手、政三郎手。

右各其攻口より進み、砲銃の聲山谷を震動し諸隊奮戰せり。政三郎か兵赤澤村より藥師山の敵に半腹に迫り、民部兵も同く登る。賊頂上より擊射する雨の如し、猶ほ進て山頂に登る、賊恐怖し山を下りて走る。即ち赤澤に宿陣す。是日の砲戰、諸隊共に顯然たる勝敗なし。

本道筑後か兵は長澤口の敵を橫擊、肥兵と力を協せ各地に連鬪して黃昏に到る。川道にある分隊は猿間、栗山邊より追擊、葛原村より來襲の賊を卻け此に露陣す。山手は別所口より來れる賊と砲戰するに、賊地の利を得るを以て之を卻くること能はす、日暮交綏。此夜間諜を出して賊の舟を奪ふ。

○九月十七日　大和か兵隊石淵長根、庖丁長根等に砲戰すと雖とも勝敗を見す。筑後か兵も亦夕靄森山、三哲山等に戰ふも、賊險地を占むるを以て之を卻くること能はす。川向の兵も葛原村より進み山野に戰ふこと終日。

手負三人　內二人大和隊、同一人筑後隊。

○九月十八日　本道山手の戰況昨日の如し。川向は賊葛原より砲發、筑後か隊兵應發大砲隊の賊二人を狙擊す。賊山神森に退く。

○九月十九日　是夜夜襲の軍配如左。

肥州大砲一門、同半小隊、小城一小隊半、同大砲一門、弘前一小隊

右は夜丑刻迄小玉長根の賊を襲撃。

肥州斥候一人、弘前一小隊、小城半小隊、大和手一小隊

右は小玉長根襲撃の砲聲を期し、空砲を以て虚勢を張る。

肥州斥候一人、弘前一小隊、小城一小隊、長門手

右は小玉長根襲撃の砲聲を期し進撃、後隊は空砲を以て虚勢を張る。

大和手一小隊、民部手、政三郎手

右は藥師森より月山の賊に迫るの氣勢を構ふ。

肥州半小隊、弘前二小隊、同大砲、小城一小隊、大和手一小隊

右は庖丁長根、其外へ兵隊埋伏臨機たるへし。

弘前一小隊、小城半小隊、大和二小隊

右は水澤村番兵差圖の上繰出へき事。

右進軍の軍議を定むるの處、是夜子の刻賊徒卒然政三郎か番兵を藥師森に襲ふ、番兵少勢防禦する能はすして逃る。大和か別隊援に赴くも時機及はす、是を以て前きの軍議を果たさすして止む。

是夜本道十二所口に於ては筑後か隊兵、肥兵と謀りて澤尻村賊巣を焼かんとし、初更潛に賊屯所三哲山を回り、山谷の險を經て澤尻近傍なる獅子鼻に達す。乃ち間諜をして火を賊の陣所澤尻村なる輜重に

放たしめ、獅子鼻の備吶喊之に逼る。諸陣亦タ砲を發し鬨を揚け虚勢を張る。澤尻村の兵火一村に延ひ、賊將の乘馬二頭、大小砲、彈藥、粮米、武器、雜品に至る迄盡く燒き、檜山佐渡倉皇敗走、醜賊膽を破る。於是同處より三哲山に進み砲擊、黎明に至り相染臺に引上る。

手負一人　　筑後隊。

○九月二十日　拂曉筑後か兵、肥藩隊と共に本道三哲山、長澤口の賊と戰て未刻に及ふ。川道は筑後、政三郎等か分隊憤發山神森を乘取り賊陣を燒き、葛原を一戰に破り小瀧、馬塚臺の兵を驅逐し、前平山、小瀧峯に露陣す。

是日午後賊將檜山佐渡、向井藏人より降伏の書を贈る。

夜に入り、賊徒大和か別隊屯所に向て發砲す、擊て之を卻く。

手負一人　　筑後隊。

功名一人　　同　上。

○九月二十一日　是日より諸口兵備を解く。

戊辰秋田藩戰記　卷之四

○九　月（日缺）　副督矢橋病院を訪問し、又天滿宮に參詣す。

豫て購求の蒸汽船土崎湊へ著岸。佐竹世子上野本陣より登城し、父子親ら行て之を觀る。遂に乘船三四里を航行し、其機關の運轉を試む。

澤主水正、兵隊四十人許を牽ひ越後より土崎湊へ著、同所にて佐竹侯父子に對顏せらる。其外雲州勢四百人許乘組の蒸汽船著港せり。

町田小一郎一手妙法寺村に宿陣あるの處、賊兵退散に付速に久保田へ引揚くへきの命あり。是日凱陣せり。

評定奉行小野崎鐵藏、同奉行助力遠藤彌生、砲術頭取澤畑賴母三人へ、兵制改革に付出兵向へ罷出、鐵藏申合銃隊取組の義を命す。

昨二十一日南藩の返翰ありしに付、我使役山口鐵之助、大和家人狩野深藏兩人に命し袈裟掛境へ差出したるの處、彼れより七戸權兵衛、太田練八郎出合演舌には、『此度三戸式部於京都內命を蒙り、猶ほ久我殿より命せられたる義も有之、同人久保田へ罷越し九條殿へ上申に及はれたるに付、追て同人此地へ參られ直に面陳すへし。其內姑く進擊を停止せられ度し。』と云ふ。山口、狩野兩人、右內命の趣旨如何を問ふ。彼れ曰く、『其趣旨は未た盛岡より申越さす。此地出張の楢山、向井も未た之を知らされは吾儕元より之を知る能はす。只今日のことは、式部來談までの間姑く進擊を止められ度しとの一筋なり。』と云ふ。兩人曰ふ、『此度の進軍は全く私戰にあらす、總督府の命令によるなり。就ては督府へ伺を經されは進擊は停止すへからす。然れとも朝廷內命ありて式部殿來談とあれは、右の義一應重役へ申聞けたる上にて返答に及ふへし。』と。且つ出張の兵隊引揚けたるや否を問ふに、『今朝より殘りなく境內へ引入れたり。』と云ふ。

是日小安口田代なる地へ仙賊百人許來り、其捨置きたる荷物を運搬せんとす。同所守備大山左源治擊て之を卻く。

小野崎要、中川健藏、青柳忠治、加藤左門へ龜田落城跡の鎭撫を命す。

土屋彌五右衛門手槍隊、急速銃隊編成の上新莊口へ出張致すへきの義、横手參謀局より命す。

辻辰之助、丹兵助（六郷村農）鈴木喜助（長野村農）三人へ、總督府參謀局より扇子一柄、金四十疋つゝを賜ふ。其文に曰

く、『其方儀當領內へ賊徒侵入の折柄、一身の危きを顧みす官軍へ忠勤を盡したるは別て奇特の至りなり。依之褒美として拜領仰付らる。尙ほ忠勤を抽んす可し。』と。

總督より莊內攻口諸手へ達せられたる趣左の如し。

清川口

薩州四百人位、長州十五人位、佐土原四十人位、小倉七十人位。

松山口

筑州三百人位、平戶百人位、大村百八十人位外に步兵、以下皆同し新莊二百八十人位。

最上口

振遠隊三百人位、新莊三百五十人位、嶋原百五十人位。

外に因州勢三百五十人餘、右三ヶ所の內へ加はり合せて二千五百人餘。

海岸、矢嶋口

肥州千五百人位、因州百六十人位、雲州百五十人位。

秋田惣軍（澁江內膳　岡谷兵馬　今宮大學
惟神隊　荒川久太郎　椿臺兵隊。

右之通攻口相極、以後其藩請持にて突入すへく、先鋒應援の義は組合の藩々隊長示談を以て定むへ

し。

其外境口警備左の如し。

役内　梅津小太郎　手倉　大山左源治　檜山　戸村　大學

小松川　今宮　伊豆　外山　茂木秀之助　小安　早川佐五郎

福滿　中安　泰治　黑澤　石川　敬治。

下筋諸隊、十二所より南部討入左の如し。

肥州兵、佐竹大和手、須田政三郎手、茂木筑後手、多賀屋長門手、箭田野民部手、雲州兵三百人位。

○九月二十三日　醍醐殿、津輕長陣の軍勢を慰せんかため使者を遣はして酒肴を贈る。且つ南賊亂入の際、大館士族の家族津輕へ立退長々同家の介抱を得たると、應援兵隊との謝儀として酒肴を同家に贈る。

生捕龜田藩矢嶋十郎外二人、山形藩水野好太郎外一人を久保田に送りて之を獄に繫く。右水野好太郎は、山形より兵隊引揚んか爲め新莊口へ來るの處、敗走の賊矢嶋口より逃けたるに付行逢はす、院内まて來りて官軍へ謝罪降伏せしなり。同人糺問の口供左に、

一　會津三ノ丸まて官軍討入り、二十日頃落城せる由。

一　福嶋表の模樣、米澤より五百人繰出しになり諸家の人數引揚に相成たる由。

一　仙臺へ德川家の旗本二千人許來る由にて、右人數は降伏謝罪の義不承知にて、仙臺二ッに分れ騷動の由。

一　上ノ山にて降伏謝罪の義願出たる由。

一　仙臺より會津へ鉛運ひたるに、米澤にて取押へたる由。

總督府より惣軍へ達せられたる趣左の如し。

追々敵地へ討入の上、猥に民家に放火し、且つ賊徒に等しき家財等分捕人民を苦しむる義、末々の者共少なからすやも難計に付屹度取締致すへく、萬一心得違のものあれは長官の責任たるへきに付、不洩樣達すへし。

茂木秀之助小松川口在陣の處、南部より璧祥寺を使節として降伏の義申出たる趣、同人より久保田城下及湯澤會議所へ注進せり。

京都に於て出願の上、ケヒールル銃千挺、胴亂、負革各百五十具、鉛千貫目、火藥二百貫目、雷管拾貳萬、外に金貳萬兩拜借せり。

農兵組立つへきに付、各郡村に於て世話方の者相立取纒可申立旨を達せり。

昨二十二日下筋袈裟掛境に於て談判の義に付、此日山口、狩野兩人より書翰を發す。『昨日の一條重役へ

申談たる處、朝廷内命の趣旨承知せされは答にも及兼ぬる義に付、不日三戸式部殿十二所口へ出てられたる節委細應接に及ふへし。猶以後談判は十二所口に於て應接に及ふへし。』云々。

此日七戸權兵衞、太田練八郎兩人より返書あり。

○九月二十四日　三卿旅館前へ目安箱を出す。其文に曰く、『貴賤男女、何義に寄らす心付のもの書取にて此箱に入るゝへし。』

三卿旅館へ會議所を設置し、藩主義堯日々出席衆庶と相議す。

戸澤中務大輔、生駒大内藏、生駒甸之助、早々歸邑庶民撫育すへきの命あり、此日出發。長々滯在、秋田藩の高情を辱うするの謝辭あり。

雲州兵隊四百五十八船川著港。内三小隊仙北筋へ向け、其餘は新屋口に進む。

今度購求せられたる蒸汽船へ井上干城船將となり、今曉土崎港より出帆、吹浦、酒田へ撃込む手筈なり。

南藩降伏の狀ある旨追々久保田へ注進あり。此日總督の旅館に於て議すらく、『南賊危急に迫るか爲め防戰猶豫の計策なるも知るへからす。速に進擊征討に及ふへく、若し勇氣弛むことあらは不可なり。依て雲州諸手の兵三百人夜白兼行下筋へ出兵せしむへし。』と、使者を以て戰地に其旨を傳達せしむ。

○九月二十五日　新屋口出兵諸隊、秋田藩及因州、本莊、新莊、矢嶋の兵隊へ酒肴を賜ふ。

戸村十太夫永蟄居を免し再勤を命す。同人、仙臺會議の節奥羽盟約に調印せるを罰し切腹をも申付くへきの處、兩督府思召を以て莊內先鋒を命せられ、實功相立つる上は寛大の處置相成るへく仰出され、依ては宜しく指揮あり度、猶其最寄隊中へも可然取成の義鍋嶋上總、大山格之助へ秋田藩主より依賴せらる。金大之進、飯塚傳也、平元正、秋山直、永蟄居を免す。

兩督追々進軍の命あり。就て世子にも新屋村へ轉陣すへきを命せらる。

將監戸嶋に滯陣あり、此日命して上野に退陣せしむ。岡內之丞及大小姓、小姓隊も同しく退陣。

隊長土屋彌五右衞門、矢嶋口出張秋田兵隊と合併すへき段總督府の命あり。

此日南部より三戸式部十二所口に來り、筑後か本陣に於て應接す。本陣玄關前に菊旗を掲け、次に軍將及ひ諸隊長の旌旗を張り、門內に大砲二門を置く。坐の中央に菊章天旗を建て、左側に諸軍將、右側に參謀前山精一郎、諸隊長及軍事方附屬等次列す。式部、菊旗に敬禮し玄關にて脫劍、平伏膝行して總督に奉る所の降伏書を呈す。參謀前山曰く、『謝罪實效立たされは降伏書を取次難し。』と。南使乃ち宿所に退き、再ひ呈する所の書に、『恐れなから歎願奉る。先刻委細面陳せる如く來月三日まて降伏謝罪の證を相立つへく、且つ夫れまて卑臣此地に滯在あるへきに付、進軍の義は姑く猶豫を賜はるへし。』と。就て右書面を受理し、使者は其國に歸らしむ。

○九月二十六日　副督及主水正、此日院內口に向て轉陣出馬せらる。

佐竹義堯、兩督へ酒肴を進す。
湯澤參謀局を新莊に移す。
惟神隊に命令して澁江手に屬せしむ。
小貫又三郎へ總督府より、此涯豐嶋表へ混て相詰、萬事引受盡力すへきを命せらる。
○九月二十七日　仁賀保孫九郎は總督より歸邑を命せられ、今日出發す。就て長々滯在の恩賚を謝するの辭あり、佐竹世子對顏せらる。
本莊藩主も亦同し。太刀代、馬代を進呈す、佐竹氏も亦之に答禮せり。
總督仙北口に向て轉陣。秋田藩主、之を郊外に送り酒肴を進せらる。
莊內討入隊、左の通り會議所に於て軍議決定す。
明二十八日曉八ッ時觀音森
　因州一小隊、肥州四小隊、澁江手武頭一手白土第力、筑州二小隊、大砲二門、臼砲一門。
同七ッ時小砂川より大師堂へ
　肥州三小隊、因州二小隊、大砲四門、遊擊隊、大砲二門。
同時小砂川より間道女鹿へ

肥州三小隊、遊擊隊中隊、筑州一小隊。

同時川袋、大須郷兩所へ繰上　遊軍

有志隊一中隊、本莊一小隊、筑州二小隊、肥州六小隊、澁江隊。

軍令

一　進軍の節設令地元破るゝとも、監軍の差圖を待たす退く者は軍令に處すへし。

一　縱令隊長討死又は戰士少々なるとも、退くへからさるは勿論たるへし。

一　賊境に討入るも、人家を破却し民財を奪ふ等の亂暴堅く禁止す。

右の外、豫て命達ある軍令に於て違背する輩は急度嚴科に處すへし。

是日、仙北郡白岩廣久內村茂助、淸吉、同白岩前鄕村勘左衞門、忠右衞門か『農民の身として生命の抛ち拔群の働致し、神妙なるを以て以來苗字帶刀を差許すへき』旨、高木悅藏より之を命す。

田中喜八郎、總督府より當地人夫方係を命せらる。

○九月二十八日　佐竹世子新屋に轉陣せんとす。大風にて新川渡船する能はす、上野陣營に歸る。

金保太郎に命して、其一小隊をして澁江に屬せしむ。

十太夫再勤にて實效を奏すへきを命せられ、橫手隊兵を引率すへきも未た其地に來會せす、手勢二十餘

人を率ひ本莊城下に宿陣す。
矢嶋參謀局より諸隊に達する趣左の如し。
増田口進軍明二十九日
秋田振武隊三小隊、同梅津專之助一手、同添田清左衞門一手、矢嶋一小隊臼砲一門。
木境口防御明二十九日
秋田振武隊二小隊。
右増田口繰出先鋒仰付らるゝの條、明朝より進擊致すへき事。
澁江兵部、參謀局の軍議に依り大斥候として昨日生保內を發し、本日賊地に進入す。駒形以東所々守兵を擊破り橋場村にて大に戰ひ、振遠隊及嶋原の兵と共に之を走らし、橋場の賊陣を乘取る。傷者あり、又捕擒ありたり。
○九月二十九日　佐竹世子、此日辰の刻本陣より出馬新屋村に陣を移し、大門助左衞門なる者の宅を以て營所となす。
佐藤日向、監軍より達ありて澁江內膳の副將たらしむ。藩主乃ち命して相手番格となす。
總督府より小貫又三郎に命して小荷駄方負擔たらしむ。藩主乃ち命して番頭格となす。
刀番川井右馬之助に三步行銃隊の長を命し、調練怠るへからさるを達せり。大嶋甚左衞門、岡百八に命

して兩小姓銃隊司令たらしむ。

莊内降伏謝罪に付、藩主源忠篤より奉呈せし歎願書あり。其概旨に曰く、

臣忠篤恐惧謹言。抑も家督以來世上不穩に屬し主家德川より江戶取締を厚く委任せられ、小藩素より行屆くへきには之れなしと雖も、澆季の世主家に奉職し王土至靜に歸するあらは、卽ち勤王の一端と思ひ込み及はすなから身力を盡し罷在るの處、當正月以來の事件實に恐懼の至に堪へす。尤も勤王の儀は聊か粗略仕らさる心得より、速に天機伺として重役の者上京を命したるも、譴責を以て途中より差歸されたるに付、仙府に下向せらるゝ總督府へ歎願の爲め重役を出張せしむるも、是亦差戾され嚴譴の廉何れにあるや伺を經へきやう之れなく恐懼の折柄、登京すへきの命を蒙り先詰の者草津に至るや、是又入京停止の命あり不得止歸國、實に進退維谷まれり。臣不肖なから、素より官軍に抗敵するの意志毫も之れ無しと雖も、平素の指揮不行屆、且つ遠路窮僻の土地なれは今春以來の事情形勢を伺ふこと能はす、家來共出先に於て王師に抵抗し遂に今日の形勢と相成る段、先非悔悟只管恐縮、今や勤王の外他志これなし。就て城下に於て謹愼恭順罷在、家來夫々へも嚴重謹愼を命し天裁を仰き奉り、此上闔藩精々勉勵勤王の實效を表し度懇願の至りに堪へす。未た降伏せさる藩もあらは先鋒を命せられ度、仰き願くは臣か微衷を深く憐恕し給ひ、當春以來譴責の廉幾重にも寛典の處置を睨らんことを、冒萬死不顧忌諱歎願奉るなり。誠惶頓首。

莊內降伏心得方、左之通り。

一　九月二十六日、四方國境にある警備兵へ急報を以て卽時胸壁を撤し、城下へ引揚一同謹愼あるへきを命す。但、遠境にして卽日急報の達する能はさる所は翌一日丈猶豫を賜はり、若し布達行屆かすして、其内萬一不心得の者あるとも王師寛仁の處置を賜はるへし。

一　同二十七日、左衞門儀開城の上官軍陣門へ降伏、督府參謀面謁、右指揮に從ひ城外善龍寺へ退去謹愼。但隱居竝奥方は城外某の閑院へ引移すへし。

一　官私上下に拘らす、小砲、大砲竝槍、長刀の分は城外然るへき地へ一同纏ひ置き、督府參謀の點檢を經て大夫の內へ暫く預くへし。

一　追て大總督府より左衞門を召さるゝ節は、輕隊五十人位にて直に參謁謝罪すへし。但、足痛等の節は遠路の往還馬、駕籠を用ゐ、且つ此度差出したる兵器時宜に依り持たせ相納むへし。

一　家來の分は居宅にて謹愼籠居、隨て古幕臣、他藩士の銃器是亦悉皆差出し、閑地に深く謹愼朝裁を待つへし。但德川氏家名相立たる上は古幕臣右名籍に歸すへく、他藩士は銘々本籍へ歸參すへし。此段横折帳へ銘々相記すへし。

一　重役始め諸吏員官務に屬し取謀る向は、遠近に拘らす出張往來苦しからす。

右之通り重役の者呼出し申達す。

辰九月。

是日參謀大山格之助より副督へ差出したる書簡あり。其略に曰く、

近日來、小瀧の官軍も同時に合し既に賊地へ侵入の機に迫りたるの處、去る二十三日莊內重臣於清水驛歎願書を出し、當日より二十六日限開城降伏にて諸口人數早々引揚謹愼申付たる趣に付、二十七日前晚より淸川へ相進みたる處、何れも期限通り恐縮して命に應し、一昨日より一同鶴ヶ岡へ繰込、昨日機械殘らす相納めたるに付跡の義は越後參謀へ讓り、尤も山形、上ノ山、天童も降伏開城器械引揚け、何れも先鋒として莊內へ繰込、松山口、新屋口人數殘らす繰込むへき旨相達せり。然る處松山、村上、龜田の義も情實巨細言上歎願申出たるに付、總て採用相成是日越後口引請に相決したり。就ては昨夜於淸水驛船越洋之助へも出會、最早南部の處置至急にも相辨たる上一先諸軍江戸迄引揚に相決したり。先以て速に成功實以恐悅尊慮を安かるへく、何れ賊徒處置等の義は、兩三日中當地事濟の上一應秋府へ歸り萬事を伺ひ奉るへし。船越は昨日より南部一件に付秋府へ歸りたり。其折委細可奉言上、且又四條殿仙臺へ出張せらるゝやの處、彼よりも今晚使者を以て當地へ著の趣申來れり。總督殿へも早々注進遊はされ下されたし。

澁江兵部、南領雫石に向ひ進兵す。山池田村に至り標札を見る、其文の大旨左の如し。

重臣三戸式部朝廷の內命を蒙り下著の義に付、去る二十日鹿角口出張向より尊藩隊長へ應接示談の

末、尊藩より弊境まて兵隊を引揚け双方共砲發を停止の積り、依之當橋場口兵隊も尊境より引揚たる義なり。然るに此度計らす貴境より進入砲發せられたるに付、不得止一應の應答に及ひたりと雖も、既に鹿角口に於て應接示談の義も有之に付、一ト先つ兵隊を引揚くるなり。云々

○十月朔日　澁江內膳に屬し置きたる惟神隊を以て佐藤日向に屬せしむ。

總督府より佐竹大和へヒストール一挺を賜ふ。客月二十一日佐竹河內へ賜はる文に同し。

郡奉行小貫東馬、財用奉行石川束に龜田鎮撫方を命し、中川健藏、青柳忠治に代らしむ。

追て小貫東馬病氣に付石井彌五右衞門之に代り、石川束も免せられ佐藤六右衞門之に代る。

○十月二日　貝塚久吉に古內左惣治手の武頭を命す。

農兵十六人一ト組を以て新組足輕となす。

是日大總督府仁和寺宮より命達書あり。參謀船越洋之助より達する文左の如し。

奧羽の賊徒悉く降伏謝罪歎願に付、近日久保田出馬せられ最上通行、一ト先つ東京へ凱陣して大總督へ伺の旨仰出されたり。右に付、速に解兵各藩隊軍列嚴肅に引揚申すへく、且つ新に降伏の市民狐疑すへきは勿論に付、夫々の者共粗暴の振舞無之樣屹度別冊の通り心得へく旨達すへき事。

辰十月三日　　大總督。

○十月四日　肥州、雲州、津輕勢及ひ須田政三郎一隊、小場小傳治等南部領を進軍す。

醍醐殿津輕より轉陣、我境白澤村に宿す。津輕より一小隊を以て同殿下を警護せしめしも、此れより大館兵隊を以て警備す。

是日總督府より命達あること左の條件の如し。

南部領內士民鎭壓可致旨御沙汰に候事。但長州德山兵隊爲鎭壓被差向る間、可然役人差出申談し精精鎭靜可致事。

南部美濃所持の大小銃砲並彈藥悉皆其藩へ預け置かるゝ條、急速引取候樣可致旨御沙汰候事。

南部美濃護送の兵隊、澁江內膳引纏一手の內精兵二百人差出可申。但二百人外手回五人相加可申事。

南部美濃父子東京へ召さるゝに付、精兵二百人早々南部へ指遣し護送可致事。但津輕藩へも同樣御沙汰候間可申談事。

右の通り仰付られたる上は、由來の私怨を不挾大切の預り物と相心得、隨分深切を盡し憐恤を加ふへく御沙汰候事。

昨日會議所より諸隊解兵の義達し相成たる趣總督府より別紙の通り仰せ出されたるに付、右心得早々順達ありたし。因州、佐土原兵隊は遊擊軍將引率に相成、其所にて軍將凱陣相待つ樣通達あるへき也。

十月四日　　　　　　　　　　船越洋之助

會議所出張中。

追て遊擊軍將明五日此地發駕せられ、米澤より東京へ凱陣せらる筈に付心得の爲め通達す。

○十月五日　酒田表滯陣の諸隊、本地引揚日割左の如し。

十月六日　荒川手、岡谷手、本莊手。

同　七日　澁江手、戸村十太夫。

同　八日　今宮手、大田原手、土屋。

佐竹世子八橋病院の負傷者を慰問せられ、肴料として金拾五兩を賜ひ、薩州嶋津登へ菓子料金五百疋を賜はる。直に招魂場土地の平均を一覽あり、親ら鋤犂を把る。

總督府、神宮寺村を發して横手に轉陣。

南部兵に生捕られたる我農民、肥州人夫共十三人を返さる。

○十月六日　酒田表に於て監軍山本登雲助より左之通り賞譽あり。

秋田今宮大學殿手槍隊　宇野金彌

右は、長濱戰爭の節賊勢跋扈の處、不顧生死一番乘込討死の段神妙なり。依て會計金の內より金貳千疋下さる。

同　　　　　　川井嘉八郎

右同斷の節賊兵に突入、莊內松山藩物頭毛呂太郎太夫を討取り、戰功を著したる段拔群に候。依之褒美として會計金の內より金五枚を下さる。

同　　山田勇助　茂又卯吉　橋本兵衞

右は同斷の節、川井嘉八郎莊內松山藩物頭毛呂太郎太夫と奮戰の砌助太刀せる段、戰功に對せられ褒美として銀三枚つゝを下さる。

佐竹播摩守殿檢者　渡　侗太郎

右は長濱戰爭中、抽誠心指揮號令戰頭の奉公肝要に相勤。依之褒美として會計金の內より金千疋、外に扇子一柄を下さる。

佐竹世子新屋海濱にて近習の銃隊を操練せしめ、親ら之を觀る。

秋田藩主、仙北筋巡覽を名とし本日を以て駕を發す。先に總督府久保田を發して神宮寺村に滯陣せるか、本月五日神宮寺村を發し京地に凱旋せんとす。於是や藩主衆と議すらく、『賊徒旣に降伏すと雖も其中情未た知るへからす。猶ほ總督の姑く滯陣、賊情の極めて鎭定せるを待て後に凱陣せらるゝを上願するに如かす。』と。於是藩主其願意を親書し、用人石井定之進、膳番岡百八をして總督に神宮寺に於て之を呈し、且つ其の願旨を口陳せしむ。總督命を傳へて曰ふ、『親書の願意其理ありと雖も、横手に轉

陣し副督と協議せされは今直に其採否を決し難し。若し京地に凱陣せさるを得さるの時宜に至らは、三千人の兵隊をして此地に警備せしめん。』と。於是や兩使以爲く、此上は藩主出馬親接懇願せされは採納せらるゝ能はすと、百八馳せて之を上陳す。藩主直に發駕す。

是日石井定之進神宮寺を發し横手に至り、兩督に就き前條の事を懇願す。總督用人曰く、『參謀大山格之助昨夜越後口より歸り、賊徒皆既に降伏せる上は、此後の處置は其權専ら鎮撫府に在りて、百端越後路の處理する所となり當殿下の關する所にあらす。因て願意を採用する能はす。不得止の事宜』なるを懇諭ありて、左の二封の達書を渡されたり。

其一は本藩、新莊、本莊、矢嶋、仁賀保組合にて『莊內藩降伏に付、越後大總督に於ては已に公論を以て處置あらせられたるに付、各藩兵隊一ト先つ國許へ引揚くへく仰出されたり。且つ新に降伏の藩々國情市民の狐疑も難計に付、粗暴の振舞無之、仁風を感戴すへき樣末々まて心掛くへき旨を達すへし。』其二は、『奥羽結盟の賊徒悉く降伏謝罪、開城の上寺院に立退謹愼し、武器の義は越後大總督府へ差出すへく、追て公論罪科輕重に應し沙汰あるへきに付、一先つ當地出馬東京まて發向せらるへき旨仰出されたる事。』

總督府より秋田、本莊、矢嶋、仁賀保へ達せられたる書あり。

龜田藩、於莊內越後大總督へ歎願謝罪あり、右採用せられたる上處置濟にて君臣共歸國謹愼を命せら

れたるに付、當藩滯在の者共早々引取る樣相達すへし。且つ又末々の者共分捕なと心得家財等猥りに取出し、賊徒に類したる所業ありては總督府鎭撫の趣旨に戻り、且つ官軍淸潔の名を汚し相濟まさるに付、戰爭中分捕の外降伏以後の品は早々差返す樣嚴達あるへく、心得違の者は嚴科たるへし。

○十月七日　奥羽鎭撫總督府凱陣行軍の次第左の如し。

一　先鋒　大村、薩州斥候隊

一　中軍　長州、筑州、薩州

　　　　倘當春以來守衞の分

　　　肥州鍋嶋孫六郎一手、小倉、肥州鍋嶋上總一手

一　後陣　筑州、因州、平戶

一　歸陣宿割左之通

　　大村、薩州、佐土原　　右山形宿陣

　　總督府、本、薩州、長州、筑州　　右漆山宿陣

　　肥州鍋嶋孫六郎一手　　右天童宿陣

　　肥州鍋嶋上總一手、薩州　　右楯岡宿陣

　　平戶、雲州　　右尾花澤宿陣

此外宿陣割有之と雖も記載なし。

佐竹藩主神宮寺村に宿す。是日石井定之進、横手を發し前日の事を上申せんとす。途次淀川村に於て藩主に謁し其顚末を上告す。

南部美濃守嫡彥太郎幷分家美作守久保田に著し、直ちに總督出陣先橫手に向て出發す。右は降伏謝罪の事に關するなり。

南部降伏の歎願書は、美濃守所勞に付長男彥太郎に分家美作守附添、急行して久保田に到り總督府へ奉呈す。其文に曰く、

臣利剛恐惶歎願奉る。當春會津容保を征討せらるゝの際、應援の命を奉し速に出兵せるさ雖も、同藩謝罪の義仙米兩藩にて周旋に付同意、其後秋藩より異議に及ふの砌、仙米藩より進擊の上弊藩にも屢催促に付遂に進擊に到りたる段、朝旨に戾り今更悔悟恐懼の至りに堪へす。重疊恐縮於城外謹愼あり。依之重臣楢山佐渡誤國事者に付差出に及たる間、總督府の嚴命を仰き奉るなり。且つ名代長男彥太郎へ、末家南部美作守差添降伏謝罪の爲罷出たるなり。至仁好生の特旨を以て寬典の朝命を蒙り候樣、九條殿厚情の執奏仰望の外他事之れなし。尤仙臺征討せらるゝに付ては、先鋒仰せ付けらるゝあらは盡微力拋身命たく懇願の至りに堪へす。誠惶々々。

世子、新屋海濱にて近習の銃隊を操練せしめ親ら之を觀る。

○十月八日　藩主横手に著せられ直に兩督を訪ふ。

戸村、小場、寛典の書面を達せらる。

戸村十太夫、小場小傳治か罪狀の處置形に付、兩督府より藩主に達せし書の略に曰く、

戸村十太夫、仙臺會議の節盟約調印せるを以て割腹をも命すへきに、當夏莊內へ先鋒を命し、實效を奏したる上寛大の處置に及ふへく申達置けるの處、諸賊既に降伏、奧羽の地干戈を用ゆる者之れなくに付ては兵事に於て實效を立つる場合之れなく、此上は悔悟恐縮の筈に付、當今仙臺、米澤の盟主等も謝罪既に採可せらるゝに付ては、尙寛大の沙汰當然たるへきは勿論、奧羽の形勢當春以來、名分大義を辨別せる輩も餘儀なく勢焔に方向を失ひたる者少なからす。就ては於朝廷偏に至仁好生の旨趣に基き、逆も順に歸し爾來愈改心、邦家の爲め衆に先立ち士氣を鼓舞する時は實效之れに過きす。此趣旨を含み處置有之たき事。

小場小傳治、當春出兵先き不束の義有之旨を以て蟄居を命せられ居るの際、諸賊相迫りたるに付出兵實效を立て度歎願の筋あり、聞屆の上出兵を命したるに、數日連戰須田政三郎、小傳治倶に盡力せる趣監軍より申出、既に盛岡降伏謝罪に付ては追て解兵を命したるに付、小傳治凱陣の上は從前の罪科宥恕、戸村同樣の趣意を以て處置有之度事。

本年七月以來民家兵燹に罹るの戸數を調へ、來る十一日限會計局へ可差出總督より達しあり。

曩に賊兵の椿川邊に迫るや、渡部儀兵衞なる者をして其軍狀を觀せしむ。儀兵衞誤り報するに、賊勢の益急迫城下に侵入せんとするを上陳す。於是城下各所の地騷然極めて雜沓せり。是日其罪を處するに奉公を放て庶人となし、武藤某に預けられ、其嫡子某を改易となす。

古内左惣治、小田野刑部鹽越より凱陣歸著す。

須田政三郎をして總括たらしむ。

龜田鎭撫小貫東馬病氣歸宅に付、右代り石井彌五右衞門本日出發す。

小野岡右衞門、江間伊織等此日由利郡より歸著す。

〇十月九日　世子、出陣先新屋村より凱陣せらるへき旨總督府より命達あり。是日歸城す。卽日、之を藩主に橫手に於て申達す。

津輕藩主より佐竹大和へ使者を以て兵燹の罹災を弔問し、金千兩を贈り居館建築の費に供す。

長州より應援兵千人許土崎港に著岸す。

總督凱陣せらるゝに付、滯在中の高誼を謝せらるゝか爲め大夫朝山治部權少輔を使とし、藩主に狩衣及末廣、世子義修に縮緬一疋及三德莨入、烟管を贈らる。

此日、龜田鎭撫として出張せる佐藤六右衞門、石井彌五右衞門等、本月六日總督より達せられたる龜田藩云々、奥羽結盟云々の兩通久保田より達せられたるに付、龜田城地等是迄管理したる分同藩官吏へ引

渡の上同所引拂ふへき旨達しあり。即日龜田の官吏を徽す。家老太平鼎、物頭吉川多記見、鵜沼鄕右衞門出頭せるに付、總督の命に依て當城地其他悉皆可引渡段鎭撫方より演達せり。此時太平鼎、鶴ヶ岡に於て參謀局より達せられたる書面を出す。左の如し。

一　龜田の義は兩國に接し無據次第、依之指構なし。

一　主人義國許居合の付く迄於當藩謹愼の心得にて罷在。

一　兵器の義は一切指出すに及はす。

其方今般謝罪の義、於奧羽總督府聞屆置朝廷へ言上すへきに付、早々歸國謹愼致し、御沙汰有之まて民の鎭撫能く行屆く樣御沙汰候事。

岩城左京

此時太平鼎內話には、『仁和寺宮は越後新發田に宿陣せられ、酒井家の隱居は鶴ヶ岡より四里許懸隔せる金峯山の麓なる寺院に引籠り居り、龜田藩主は莊內城下の寺院にて謹愼致し居れり。』と云ふ。

〇十月十日　本日盛岡城地點檢相濟みたるを以て、雫石、小松川、生保內口の邊へ出張の兵隊殘らす各所に引取り、總督府の命を待つへき段參謀局より各所に達せらる。

醍醐參謀本月五日津輕を發し、是日を以て久保田に著せらる。執政諸官吏途次各所に迎ふ。

南部歎願の重臣三戶式部より差出す所の書左の如し。

實效相立つへくの趣謹て領承奉るの處、一門檜山佐渡誤大事、野々村眞澄奥羽同盟の義於出先取計ひ、江帾五郎義同斷の節内周旋せるに付、何れも於國許禁錮を命し置き朝裁を待ち奉り度、將々軍資償金差上度、利剛の義は開城急度謹愼罷在り、右にて勤王の廉相立謝罪歎願も採可せられ、寛仁の朝命を賜はるあらは難有。

一　金壹萬七千五百兩　　右は私國元へ著日より五日間を期とす。

一　金壹萬七千五百兩　　右は同上十日間を期とす。

一　米貳萬八千俵　　右は十一月中を期とす。

兩總督横手より湯澤に轉陣せんとす。佐竹藩主親ら訪問し、且つ土産物を進呈す。

ミニケル五千挺拜借願を兩督に呈す。

行政官より命達あり。左之如し。

征討將軍久々殊方暴露し、碎身粉骨速に捷功を奏したる段深く叡感あらせらる。然る處小家の向は獨立不相叶、或は宗家に附屬し、又は大藩に依頼し其力を致したる類も往々有之處、自然其功勞湮沒著はれされは甚た遺憾の至りに思召され、宗家大藩に於て精々取調功勞湮沒せしめさる樣致すへき旨被仰出たり。

大和手五隊南部領へ進軍、花輪に著陣せり。

小野寺主水本月五日十二所口より引揚け、本日歸著せり。

○十月十一日　醍醐參謀矢橋病院を訪問せらる。

同卿此日駕を發し、横手に向て進み凱陣せらる。藩主使者を以て物品を贈呈す。

總督府より達あり。大旨左に、

莊内藩酒井右馬助、龜田藩不殘當地へ取押へ相成居るの處、今度鶴ヶ岡に於て越後大總督府より夫々歸參謹愼仰付られたるに付、歸國致す樣早々相達すへき事。

南部美作守歎願書左に、

本家利剛暴臣共抗官軍誤大事、小官之を差止むること能はす深く恐入奉るなり。依之本家國許に謹愼罷在、此段上申に及ふ。

總督府横手を發し湯澤に轉陣せらる。藩主之を郭外山崎に送る。小貫又三郎（番頭格にて）守衛とし、泉恕助を附添とし、武頭岡誠之助をして足輕を率て途次を警備せしめ、外に傳達方桑原才之助等五人に命して總督に扈從せしむ。

介川作美へ、横手總督本陣に於て金子貳拾兩を賜はる。

澤主水正横手に著す、藩主之を饗せり。

茂木筑後、多賀谷長門の兵隊進みて花輪村に宿陣す。

遊擊隊長荒川久太郎、有志隊長岡谷兵馬、各其隊兵を率て本日歸陣す。
梅津早人助龜田表引拂ひ歸陣す。
○十月十二日　副督横手より湯澤へ轉陣、藩主病に罹り使者を以て郭外山崎に送る。傳達方高橋多記等三人をして途中扈從せしむ。
分家播摩守隊長大田原祖助手歸陣す。
茂木筑後十二所へ歸陣す。
○十月十三日　藩主横手を發し歸城の途に就き、六郷驛にて醍醐殿に遭遇し長陣の謝詞を述ふ。
今宮大學手、佐藤日向手、惟神隊、本月八日酒田を發し本日歸陣す。
○十月十四日　戰地にて負傷、病院に入らす各自宅に於て療治ある者へは、藩主小姓を以て存問し肴料各二百疋を賜ふ。輕輩陪從の者各差等あり。
○十月十五日　藩主横手より歸城す。
多賀谷長門へ、參謀大山格之助よりミニケル本込銃五挺と玉藥四千發を贈與せらる。
○十月十六日　和田小太郎南部領張木場村滯陣中、其隊の兵士石井東、松本龜治、吉成定之助、小泉辰之助の四人にて同村民家財寳を掠奪せる罪科に依り、割腹を以て謝罪の義參謀局へ上願濟にて、是日雫石村廣養寺に於て東、龜治兩人自盡せり。是時參謀局より急使あり、薩長土三藩總督の命を達し、

殘り二人は死一等を免し於參謀局相當の罪に處すへき趣に付、卽ち斷髮の罪に處せられたり。
藩主、大山格之助に納戸金五百兩を賜ひて其軍勞を謝せらる。
大山若狹へ、參謀大山格之助より本込銃四挺と彈丸藥三千發を贈らる。
賊徒侵入切迫に付、金貳萬兩拜借願豫て京都に差出し置く處願濟となり、右金を以て洋銃千挺附帶品共購入、其外千挺は朝廷より拜領にて右差し下したる段報道あり。
○十月十七日　梅津定之丞、信太房之助、渡邊主馬、駒木根昇に招魂場建築係を命す。
吉川類助評定奉行格を以て軍務主任を命す。
軍務官より達せられたる大旨左に、
一　春來戰爭に付、死傷姓名雛形の通り書出すへし。
一　東北平定に付、出兵諸藩引き拂ひの分直々國邑へ引取るへし。尤括或は隊長は歸途東京に出つへし。
一　出兵の節菊章旗下け渡されたる藩々、歸陣の上早々返上すへし。
佐竹大和、兵隊を率ひて水澤村より大館に歸陣。佐竹河內隊下の生保內村に在陣せる者も角館に歸陣せり。
佐竹大和へ、參謀大山格之助より「スナイフル」四挺、劍一振、彈藥三千發を贈り陣中の慰勞とす。

秋田藩へ達せられたる趣左に、
　賊徒平鎭に至ると雖も未た殘徒有之やも難計、就ては南部藩の義は謝罪謹愼中にて器械等無之、自然異變急報の節は夫々應援聊私怨ヶ間敷義無之、同心一和天朝の爲め盡力すへき事。
○十月二十日　此日辨官より回狀を以て達あり。『東北未た平定に至らさるの折柄一先鎭撫府を相立らるゝの處、今般東臨遊はさるゝに付ては萬機宸斷を以て仰出さるゝに付、自今鎭撫府を廢さるゝ事。』
梅津小太郎、本月十四日役內出立是日歸陣。玉生六郎、十八日角館を發し亦本日歸陣す。
○十月二十一日　佐竹世子、土崎港將軍野に於て長州兵隊の操練を觀る、金子及酒を贈らる。
津輕藩より來使あり。曰く、『關東脫走の蒸汽艦七艘南部宮古へ入船に付、箱館裁判所より援兵申越したるを以て乃ち四小隊を發せり。依て秋田に滯陣の官軍箱館へ差向けられ度し。』と。
多賀谷長門本月十二日花輪を發し、同十四日檜山まて引揚け、是日を以て解兵凱陣す。
總督府より命達あり。左の如し。
　舊幕脫艦何處へ碇泊可致やも難計に付、海岸防御嚴重に備置き、萬一亂暴狼藉等の節は討取り可申。且つ又南部藩の義は兼て沙汰せられたる次第も有之、危急報知の都合によりては夫々出兵王事に戮力勉勵可致事。

○十月二十二日　大病院會計方白土莊兵衞、大窪熊吉、知久平之丞、總督府より大病院引拂に付横濱出張を命せらる。且白土莊兵衞へ金十兩、毛布、洋服各一、同副役大久保熊吉、知久平之丞へ金七兩、毛布一、洋服一を總督府より賜る。其文に、『引續盡力、寒冷中別て苦勞に被思召。且つ此度横濱行に付旅裝金として下し賜はる。』

茂木秀之助、南部領安庭村より出發本日凱陣。

○十月二十三日　和田小太郎、本月十八日盛岡を發し本日歸陣す。

本莊家より藩主へ刀一口、銀十枚、世子以下家老及諸官吏へも贈物差等あり。

○十月二十四日　和田小太郎、其隊下兵士南部に於て亂暴の所爲あるを以て遠慮を命す。

○十月二十五日　藩主、城中の廣間に出坐し箇條書を發す。其略に曰く、

朝政一新萬端簡易を旨とし、諸藩に於ても速に政令を變革すへきの朝命あり。然るに過般賊徒侵掠領民塗炭に陷り、國家の騷擾を開きたるも畢竟弊風の除かさるよりの義に有之、天朝及祖先の靈に對し恐懼に堪へす、切齒の至りなり。就て、此度我等格別の存慮を以て弊風を革め、繁文を省き、國體を更張せんと欲す。依て政事を始め軍制に至る迄學館へ相纏め、局々を分け總て簡易の仕向を以て一新申付くるに付、年寄共始め諸役人日々其局へ出勤、諸事無延滯相辨する樣致すへし。且會議處を設け、我等日々出席衆議を聞き下情を通し、其宜しきを採り度存慮なる故、一門及家老は不及申、輕輩末

末に至る迄存付ある者は同所に出頭忌諱を不憚申聞けへく、家中の者共我等存志に基き國家の爲め精々其分を盡し、彌節義の風を崇ひ士氣一層振起すへき樣冀望する所なり。

使役平澤宇吉南部より昨日歸著、總督府の達書を持參す。右は南部へ脫艦碇泊に付、異變の節は應援を差出すへき義なり。

物頭沼井市之助、赤須鐵三郎、總督府より金子三兩と毛布一著つゝ下賜せらる。

○十月二十七日　執政石塚源一郎、小鷹狩源太眩暈煩にて辭表を呈し免職。又同眞崎兵庫思召の旨あり、免職の上遠慮を命せらる。

曩に總督の用人藤川能登東京へ急登、同所より歸著にて總督府よりの達書數通を呈す。藩主之を勞して酒肴を賜ふ。

○十月二十八日　須田政三郎、本月十四日花輪を發し翌十五日檜山へ引揚け、其後解兵の命により此日を以て歸陣す。

澁江内膳に命して執政たらしむ。

○十月二十九日　學館を以て政務所となし、本日を以て開廳す。其局々左の如し。

時務局　軍務局　會計局　民政局　刑法局。

是より後、藩主日々時務局へ出席せり。

徳川脱走の賊艦七艘、箱館より陸地十三里許海路三十里許の鷲木村なる地に上陸。去る二十一日より戰爭有之追々淸水谷殿の陣營へ相逼りたるに付、同殿津輕靑森港へ立退となり、我藩より蒸汽艦借受けられ度旨同殿の親書を贈らる。

○十月晦日　勘定奉行萩庭彦七兩京に向て出發せしむ。右は天機伺及賊徒鎭定の奉恩書、戰爭顚末概略、其他天朝より招魂場への寄贈金、又は銃器、金子等拜借の恩を奉謝せしむるか爲めなり。又更に九條殿に呈する書あり。左の如し。

奥州箱館は淸水谷殿鎭定所なるに、徳川脱走の賊艦四艘去る十九日朝、同所脇龜田より陸路十二里隔てたる鷲木村海岸へ著。直ちに上陸同二十一日戰爭の處、地理案內の者有之哉夫々防戰に及ふも何分衆寡難敵、遂に郭外迄迫られ兵士防禦行屆かす、同二十四日夜同殿は津輕靑森まて一先つ引揚られたる趣、同殿より親書相達せり。右に付應援の兵隊差出すへきの調なり。此段上申に及ふ。

○十一月一日　總督の用人藤川能登、明日出立に付藩主に謁見す。之れに貞弘の刀一口と右裝飾料二百兩を贈る。

○十一月二日　薩州嶋津登、本月六日出發に付藩主に謁す。之に酒饌を賜ひ且つ贈物あり。生駒大內藏より玄米五百俵、同甸之助より二百俵を贈らる。右は、戰爭の際家中の家族長々滯在あるを謝するなり。

佐竹河内に上京を命す。右は天機伺及賊兵掃攘の天恩を謝し奉るなり。其書の略に曰く、
先般賊徒大擧弊藩へ侵入、邦内過半放火亂暴の禍に罹り切歯の至り、追々官軍到著奮戰、無程掃攘賊地へ進擊、衆賊降伏に及ひたるは畢竟天威尊嚴、隨て三卿の雄略に因る。右謹て謝し奉るなり。

○十一月三日　在仙臺四條卿、在莊内久我卿へ使者を發して天機を伺ひ、併せて賊徒鎭定の恩威を謝す。

松前脱艦の賊徒猖獗なるを以て、淸水谷卿津輕に轉陣せらる。玆を以て使を發して其軍容を存問す。

本日太政官より諸藩公議人へ達せられたるは、奥羽、北越諸降處置振見込の處、書取を以て來る十日まて指出すへきことを達せらる。

總督府より達しあること左の如し。

南部領内士民鎭壓可致旨御沙汰に候事。但長州德山兵隊爲鎭壓被差出るに付、可然役人差出申談精精鎭靜可致事。此下四ヶ條共十月四日の文に同し。之を略す。

○十一月四日　奥羽鎭撫府監察使藤川能登より佐竹大和へ達あり。曰く、『能代海岸脱艦襲來候節は速に出兵防禦盡力すへし。尙隣領津輕海岸至急の警報あるの節も救援あるへし。』と。

○十一月五日　西京に於て辨事より渡されたる松平伊豆、岩城左京、酒井紀伊への達あり。曰く
『其藩儀賊徒に黨與し官軍に抗衡せる段不屆の至り、依之官位を止られ屋敷引揚の上、詰合家來の者早

早歸國可致旨申付るなり。』と。卽ち高久祐助、村瀨淸、中西文左衞門立會、岩城左京並兩藩公用人を呼出し申渡せり。

南部藩鎭撫として小野崎三郎四小隊を率ゐて出發せり。右は兵政司令、司敎、司法、司兵隊四小隊を差出す可きの達しあるに依るなり。

○十一月七日　南部取締諸役員同藩に向て出發す。曩に朝廷より本藩士に左の諸官を命し、南部を鎭撫せしむへきの命あるに依るなり。其役々左の如し。

取締	無役引渡	古内茂右衞門
	無役同坐	小場小傳治
掌度司	勘定奉行	大山茂治右衞門
	財用奉行	石井彌五右衞門
公裁司	財用奉行	樋口忠藏
	助敎	根本周助
	詰役支配	井口正兵衞
		赤須恒助
謀議司	勘定奉行	茂木左司馬
	財用奉行勘定奉行格	細川官助
	評定奉行	船山官平
訟獄司	詰役支配見習財用奉行格	西宮長之進
	大番	稻川金之助
	出役中奉行格	根本愼[illegible]藏
		田中三左衞門
	大目附	加藤左門

外に書記二人、筆生二人、訟獄司屬役一人、捕亡司二人、同下役十五人、公裁司屬役十七人、小荷駄方

醫師手代二人。

○十一月八日　曩に學館を以て會議所となし置きたる處、以後改稱して明德館と唱ふ。

○十一月九日　佐竹世子元服の略式を行ふ。

賊徒箱館へ暴擊あるを以て、十月晦日發し松前藩主親書して我公に應援兵を請ふ。公是日親書して、『至急右應援を達せしめんとするも、近頃南部へも多數の兵隊を出し藩主を護送せしめ、猶同苗次郎登京に付不少人數を出せるか故、不本意なから少人數を以て一先つ出兵せしむ』へき趣を囘答す。

○十一月十日　東京軍務局より達あり。曰く、

今般箱館表擾亂の義に付、伊州兵隊數百人爲豫備其藩城下表へ差越すに付、兵食賄等差支なき樣取計致すへき旨御沙汰に候事。

○十一月十二日　藩主微恙あり。世子に命し代て登京せしむ。本日東京に向て駕を發し、執政岡本又太郎之に從ふ。奧羽賊徒平定に付天恩を奉謝するか爲なり。

○十一月十三日　曩に南部藩主父子の東京に徵召せらるゝや、我藩の老臣澁江內膳に命して護送せしむ。依て同人に命し、四小隊を率ゐて本月三日盛岡に向て發せしむ。內膳十日を以て盛岡に著し、是日南部藩主を率ゐて東京に赴く。津輕藩兵も亦既に護送を命せらるゝと雖も、箱館賊徒猖獗の勢あるを以て之を辭せり。故に南部彥太郎は澤卿用人藤川能登、秋田兵隊を率て之を護送せり。

肥州參謀西岡周碩、監軍高柳熊六、藩主に謁見し兩人より黒羅紗を獻す。藩主之に酒饌を賜ふ。

松前家執政より本月八日發家老まて來翰あり。右は『脫艦の賊徒福山へ逼り衆寡難敵、同月五日福山城を自燒し一先つ江刺へ引揚るも、又々同地へ侵入の勢あるに付至急應援あらんことを請ふ。』右に付青森まて出兵しむへきに決す。

南部鎭撫小野崎三郎の兵六小隊盛岡に著。同地勘定所に警備し即日城地を請取る。

○十一月十五日　箭田野民部、松前應援の隊長を命せられ本日を以て大館に著せり。同地より大和か組下二小隊を率ゐて、青森港まて進軍せんとする故なり。

仁賀保孫九郎來て藩主に謁見す。

○十一月十六日　南部警衞隊長梅津早人助大館に著す。大和か隊下と長門か隊下を率ゐて出發せんとするの都合なり。

越後路より船越洋之助の書翰達せり。右は箱館表切迫の爲め至急應援兵を請ふなり。

○十一月十七日　行政官より達あり。諸軍士に毛布一著つゝを下賜せらる。其文に曰く、

東北征討の諸軍勇進長驅已に賊巢に逼り、捷報日に至り叡感不斜。然る處邊陬の地に進み寒天に赴き、風雪の慘苦に至るへくやと深く被爲痛聖念、格別の思召を以て聊か爲防寒毛布一著つゝ賜之事。

右に付軍務關係の重役、並に斥候以上のものをして洽く拜戴せしむ。

○十一月十八日　南部警衞梅津早人助、本日大和の隊下四小隊を率ゐて大館より出發、南部に赴く。

○十一月二十日　澤右衞門權佐より親書到達。小銃百挺進呈せらる。

○十一月二十一日　松平伊豆守、水野和泉守用人より、此度降伏謝罪の段聞屆けられたる趣、謹愼中に付使者差立難く飛札を以て申越せり。

○十一月二十四日

一　仙北境村邊戰爭記　　一　椿臺長濱戰爭記

一　下筋大館十二所邊戰爭記　　一　毛布頂戴の御禮

一　南部父子護送兵隊及出役の御屆　　一　淸水谷守衞兵隊の御屆

右本日東西京及三卿へ差立てたり。

○十一月二十五日　藩主、四家並執政、引渡、囘坐以下諸士に至るまて出兵の者に謁見せられ、其勞を慰す。

○十一月二十六日　中川健藏、吉川類助等五人に臺場築立用係を命す。

○十一月二十八日　曩に、箭田野民部に屬し松前へ應援を命せられたる大和か兵隊は、出兵に及はさる段を命す。

○十一月二十九日　奥羽鎭撫總督より南部藩への達あり。『舊幕脱艦自然當領內へ來港、謝罪等不申出亂暴狼藉ある節は、豫て申出の通り爲奏實效飽迄死力を盡し防禦致すへく、尙時宜に依り秋田津輕兩藩へ急報致すへきこと。』外に監察使より南部軍務中へ總督の內命を達する書あり。左の如し。

謹愼中、萬一當邊海へ賊艦襲來の節は時宜により出兵仰せ付らるゝに付き、其の節は秋田藩の差圖を以て兵器借受、防御勵忠戰可立謝罪之效事。

南部藩より歎願書我藩に差出したり。其大旨左に、

當藩の儀は謝罪謹愼中にして、追て天裁を蒙るまては深く謹愼可罷在儀勿論なるも、今般箱館並に松前地に官軍進擊せらるゝの際、唯々傍觀するのみにては更に實效可立樣無之、只管領分近海へ賊艦渡來を待居るのみならは甚た殘念至極、依て臣子の情實垂憐あらせられ、愈進擊の節は先鋒の任を命せらるゝ樣可然執奏あらんことを請ふ。

○十二月六日　是日東京より急飛にて小貫又三郎到著。去る十一月晦日東京に於て九條、澤、醍醐三卿相揃はれ、執政岡本又太郎を呼出し渡置かれたる達左の如し。

其方儀祖先勤王の遺志を承述し、闔藩奮起賊中に孤立し大義を唱へ、賊使を戮し、自ら出馬醜類を進擊し、近隣諸藩を鼓舞せしめたる趣達宸聽叡感不斜。依之別紙の二品を賜はるなり。益以て諸軍と戮力賊巢を平け速に可奏成功事。

戊辰九月

御召古　冬御衣　一領。

御劍　甲子駿河守正弘　一振。

行政官

（右は軍務官判事大田黑亥和太持參にて秋田へ下るも、三卿既に凱陣歸京せられたるを以て東京に於て渡し置かれたり。）

佐竹世子於東京參朝、龍顏を拜し御盃を賜はり、且つ命あり。左の如し。

佐竹次郎

其藩儀祖先勤王の遺志を承述し、父子協力確然一方に固守し、藩屛禦侮の任を辱かしめす。終に東北平定の功を奏したる段叡感不淺、今般參覲に付官爵任敍被仰付候事。

十二月

行政官。

佐竹次郎

任修理大夫　敍從五位下　右宣下候事。

戊辰十二月六日

行政官。

佐竹修理大夫

紫組掛紐被免候事。

十二月

行政官。

○十二月七日　東京に於て我公を召され、公在國なるを以て執政岡本又太郎差出し、傳達所に於て辨事千種少將より渡されたる書二通あり。左に錄す。

秋田中將

其方儀今般奧羽領民政取締被仰付るゝにては、兵亂の餘人民愁苦の情狀追て聞し召され深被爲痛聖念に付、豫て民政相心得たる家來精撰の上彼地出張申付、朝廷の政體に基き人民撫育に厚く心を用ひ、一新の趣旨洽く貫徹致す樣可取計事。但出張地所の義は府縣へ可伺出事。

今般家來の者奧羽出張の上は、新縣取達の場所檢分を遂け見込可申出樣可致事。

於大廣間三條右大臣出席、官掌讀之。

詔書

賞罰は天下の大典

朕一人の私すへきにあらす、宜く天下の衆議を集め、至正公平毫釐も誤なきに決すへし。今松平容保を始め伊達慶邦等の如き、百官將士をして議せしむるに、各小異同ありと雖も其罪均く逆科にあり、宜しく嚴刑に處すへし。就中容保の罪天人共に怒る所、死尙ほ餘罪ありと奏す。

朕熟ら之を按するに、政敎世に洽く名義人心に明なれは固より亂臣賊子なかるへし。今や朕不德

にして敎化の道未た立たす、加之七百年來紀綱不振名義の乖亂、弊習の由て來る所久し。抑容保の如きは門閥に長し爵を假有するもの、今日逆謀彼一人の爲す所に非す、必す首謀臣あらん。朕因て斷して曰く、其實を推して其名を恕し、其情を憐て其法を假し、容保の死一等を宥して首謀の者を誅し、以て非常の寬典に處せしむ。朕亦將に自今親ら勵精圖治、敎化を國內に布き德威を海外に輝さんことを欲す。汝百官將士其れ之を體せよ。

十二月。

東京に於て世子へ渡し置かれたる書あり。『左の通り被仰出候間此段可相達事。』

岩城隆邦

奧羽諸賊と同盟し王師に抗衡せる條、大義順逆を不相辨次義其罪不輕、屹度咎可被仰付の處、出格の思召を以て領地の內二千石被召上隱居被仰付。家名相續の義は血脉の者へ可被仰付事。但相續の者早々願出へき事。

右命達あるに付東京より急報あり。岩城家重臣駒木根肇、神谷男也を呼出し廣間に於て執政申渡す。

奧羽賊藩罪科處置せられたる左の如し。

酒井忠篤

當春王師東下以來德川慶喜に於ては退去謹愼の處、其方儀居城に據り脫藩無賴の徒を招集、奧羽諸

賊の私盟に與し、兵を四方に出し兇暴を逞うす。其後賊鋒追々挫衂に及ひ、自ら力不能爲を知り終に開城服罪せる條、於天下大典其罪難被差置、依之城地被召上於東京謹愼被仰付候事。但叛逆首謀の家來早々取調可申出事。

同　　人

今般城地被召上於東京謹愼被仰付の處、出格至仁の思召を以て家名被立下、更に十二萬石下賜はるに付、血脉の者相撰早々可願出事。但土地の義追て沙汰あるへし。

松　平　容　保

昨冬德川慶喜政權返上の後、暴論を張り姦謀を運らし、兵を擧けて闕下に迫り、事敗れ遁走す。慶喜恭順するに及ひ更に悔悟せす、居城に據り兇賊の稱首となり、飽まて王師に抗衡し天下を擾亂す。其罪神人共に怒る處乾度可被處嚴刑の處、至仁非常の宸斷を以て、死一等を減し池田中將へ永預け被仰付候事。

松　平　喜　德

父容保の不軌を資け共に兇賊の唱首となり、飽まて王師に抗衡せし條乾度可被處嚴刑の處、至仁非常の宸斷を以て、死一等を減し有馬中將へ永預け被仰付候事。

保　科　彈　正　忠

松平容保家來の內反逆首謀の者早々取調可申出事。

伊達慶邦

松平容保追討に付至重の勅命を奉し、其後嫡子宗敦上京の節重て沙汰せらるゝ趣あり及出陣の處、半途にて反覆却て容保に黨與し、上杉齊憲と共に奧羽諸賊私盟の魁首となり、督府參謀を斬害し、且つ暴威を以て總督を拘留し屢王師に抗衡、遂に天下騷亂を釀成し兇逆悖亂を逞うしたる條、今般開城伏罪に及ふと雖も天下の大典に於て其罪難被差置。依之城地被召上、父子於東京謹愼被仰付候事。但叛逆首謀の家來早々取調可申出事。

同　人

今般城地被召上父子於東京謹愼被仰付の處、出格至仁の思召を以て家名被立下、更に二十八萬石下賜仙臺城を預け置くへきに付、血脈の者相撰早々可願出事。

南部利剛

今般城地被召上於東京謹愼被仰付の處、出格至仁の思召を以て家名被立下更に二十三萬石下賜、血脈の者相撰早々可願出事。

（以下同文の所略す）

〔南部信民〕云々。領地の內千石被召上隱居。

（丹羽長國）云々。城地被召上東京謹愼（中略）家名被立下、更に五萬石下賜二本松城を預け、一橋大納言邸內謹愼。
（阿部正靜）云々。城地被召上東京謹愼云々、家名被立下更に六萬石下賜棚倉城を預け。
（板倉勝尙）云々。祿高の內二萬石被召上、土地替隱居。
（本多忠紀）云々。領地の內二千石被召上隱居。
（田村邦榮）云々。領地の內三千石被召上隱居。
（內藤政養）云々。領地の內千石被召上隱居。
（安藤對馬守）云々。父鶴翁隱居の身を以て奧羽諸賊と同盟し云々、土地替鶴翁永蟄居、其方謹愼。
（上杉齊憲）云々。領地の內四萬石被召上隱居、嫡子茂憲へ家督相續。
（酒井忠良）云々。領地の內二千五百石被召上隱居。
（水野和泉守）云々。在邑の家來共奧羽諸賊と同盟し云々、謹愼。
（織田信敏）云々。領地の內二千石被召上隱居。
（松平信庸）云々。領地の內三千石被召上隱居。
（牧野忠訓）云々。城地被召上東京に於て謹愼云々。家名被立下更に二萬四千石下賜、長

岡城を預け。

〔堀　直　賀〕云々。嫡子貞次郎、幼弱の身を以て歸順願出討賊實效を表し云々。貞次郎に家督相續被仰付。

〔水　野　勝　知〕云々。領地の內千石被召上隱居謹愼。

〔內　藤　信　思〕云々。其方在邑の家來共奧羽諸賊と同盟し云々。謹愼云々。家名の義は血脈の者に被仰付。

〔久　世　廣　文〕云々。領地の內五千石被召上隱居。

〔林　　忠　崇〕云々。小笠原中務大輔へ永預け被仰付。

〔牧　野　伊　勢　守〕云々。土地替被仰付。但代地の義は追て仰付らるへし。

南部より箱館脫走の賊徒追討の出願あり。公添書し、細川官助をして登京せしむ。

○十二月十二日　銃砲小筒三flow、稻留池田流を廢し、及弓術、甲冑、太刀、打棒術、長刀、居合術櫛の諸流を廢して嗜藝となす。

招魂場へ金千兩を寄附せらる。

○十二月十四日　　　　　　　　　　佐竹修理大夫

任侍從　敍從四位下　右宣下候事。

十二月十四日　行政官。

右拜命せられたる上、辨事大原少將を以て演達せらるゝ趣は、『一新の折柄、過日別紙の通布令相成諸侯嫡子容易に任官難被仰付趣旨に付、既に從五位下に被敍たるの處、抑勤王一途實效相立ちたる趣叡感淺からす。依之褒賞は追て沙汰せらるへきも、今日從四位下に敍せられたるは是又厚き思召を以て被仰付たる義に付、家來一同とも右朝旨奉體認樣可致』旨、之を仰渡さる。

別紙十二月三日達。

諸侯嫡子敍任の義往々願出る者も有之處、向後被仰付れす。此段爲心得相達す。但功勞有之者は格別の事。

○十二月十五日　錦袍、御劍拜戴を奉謝する爲め將監をして登京せしむ。

○十二月十七日　執政小野岡右衛門をして土崎港海岸總括たらしめ、相手番鹽谷彌太郎を新谷海岸の總括たらしむ。

○十二月十九日　軍制改革に付、物頭支配足輕一組を以て三十七人となし、二十四組を編成す。

○十二月二十二日　京地に於て重臣招喚して渡されたる書面左の如し。

先般其藩へ匿名の投書有之、其文中の妄誕素より論するに足らす。右に付、詰合家來の者答書の次第

名分大義を明にし、條理明辨し彼邪說を排斥したること、全く其方豫て敎導行屆、藩論一定の儀殊に神妙のことなりとす。猶此上擴充の力を以て隣幷の諸藩を鼓舞し、東奧藩屛の標準とも相成る樣益勉勵可有之旨御沙汰に候事。

右は、去る十一月中於京都藩邸門前へ匿名の投書あり、卽ち答書を作り之を排斥せしか故なり。其匿名投書及答書左の如し。

方今國體大に變遷萬國普通の秋と相成りたるに付ては、上下一途大に皇基を振起し國是を定め、制度、規則を建てさせらるゝ勿論なり。然るに春來、東北不明の藩々並脫走の徒大に蜂起す。於尊藩は其中央に孤立し聊か賊の爲に犯されす、數月藩威を示され、天兵の打臨むに當りて自ら先鋒し、速に賊巢を平け今日全く鎭定に立至る。是れ天威の光輝する處、且つ尊藩一層盡力せらるゝに依る故なり。抑も王政挽回海內一定、開國の大勳勞ある尊藩に對し聊か齟齬する建言顧念雖不少、斷然公道に基き不顧忌憚左に懇願奉るなり。朝政一新初政の今、天下の全力を平均し、大小の各藩私見を去り公議を採り、上下一致して大に皇國保護の目途立てさせられすして叶はさることなり。就ては、其旨に基き諸藩封內三分一を以て速に貢獻し、並貢士人撰の上是亦三分一の人員を貢し、以て協同戮力せは自ら皇威隆盛の基根可相建。而して常備兵員、或は府縣兵員等選人定則を建てさせらるゝは朝廷の御知事、先以右事件の公論振起せん爲めに、一層奮勵して以て及發論の義に付、強惱之れなき有志の

方は是を大會議所に發し、賢明の議論を經至當の公論採用あらせられ、素志無之方は是非なき次第。希くは尊藩の大論を被與度謹て仰願奉るなり。頓首。

但、右事件一々尊藩名に至る迄朝廷へ及言上、乍去藩屛の任に關係せるに付斟酌あらせらる可くも、畢竟是私見にして天下一般の論に無之、就ては降伏の藩大に悔悟奮發鼓舞し、倶に公論を起さん爲に別紙三通通達を尊藩に願ひ奉るなり。神速に達方何分にも社稷大幸の基礎立させられ度、有志の方々熟考詳論希ふ所なり。

東國一小藩　士拜

佐竹樣御藩中へ。

外に仙臺、米澤、會津へ贈るの書三通あり。本藩より通達あり度き旨を記せり。

答書

當今、王政一統に歸し德風四海に溢る。尙ほ大に盛德を開張あらせられ、讜言正議は勿論芻蕘と雖も採用遊され、大綱日に張り細目月に擧り、兇邪を拔き去て賢良を擧け貴ひ、實に千載の一時にして、貴賤賢愚となく一滴を大海に添るは元より朝旨の在る所なれは、右朝旨を體認し奉るは弊藩の素志なりと雖も、條理分明ならさる儀は苟も可達之の理無之。今其文中不可解の條件是不可枚擧、其要を摘て之を論する如左。

一　君臣父子の大道は天理民彝、大にして政體治法の紀綱に有之處、會莊の賊等大義名分を犯したるを以て仙臺に於て討會の願申立、且奉勅出兵の上は速に大擧可屠巢窟、彼れ若し謝罪歎願申出るあらは城郭兵器を請取速に可奉伺、天裁は事理の至當に可有之。然るに今其文中隣藩の情實を論し、不得止の場合に至ては先鋒を辭し傍觀有之可然とは如何そや。君臣の大義を弃て近隣の私親を重するの理も可有之哉。且夫會莊の爲賊や萬口一談欲食其肉、然るに、專ら奉討賊の任として傍觀するは藩屛の職分果して可然や。是不可解の一ヶ條也。

一　凡四海之內、尺寸も王土にあらさることなきは素より不待論。然りと雖も其土地を分ちて其治を管轄せしむるは、卽ち王化を四表に光被せしむる所以に有之、其職掌の擧否に依り或は削其地、或增其封、恩賞威刑並行るは天地生殺の常理にして、卽ち王者世を御するの大管鍵なれは往古承今不可缺、今其文中誅賞共廢する義に可有之や。天下の諸侯討賊の爲めに大兵を數百里外に暴露し、又賊等の藩に至ては城郭も焦土と相成るの處、彼の賊等飽迄天兵に抗し、勢窮し力盡き不得止して降伏を乞ふ者とを概して封地三分一を可獻との論に可有之や。抑忠臣王事の爲め身を社稷に抛つは素より甘する所にて、豈に三分一を獻して止んや。且又諸賊、旣に降伏に及ひたる上は櫬を輿して王裁を待つも尙足らす。然るを鎖地返上とは尙ほ舊領を以て賊の有とするや。總て論する處曖昧にして明ならす。是れ不可解の二ヶ條也。

一　天下の是とする所は所謂國是にして、其是非するは全く義理の當否より相生す。是則公論私見の分るゝ所以に有之の所、會、仙、米の如きは萬古の亂臣賊子にして、蔑視朝廷奉迫鎭撫總督府、且弊藩の社稷を亡さんことを謀りしより、萬一天兵の救護せらるゝなけれは寡君社稷と共に斃るゝは勿論、總督府も如何の危難に可被爲至や、殆と一藩擧て倶に不可戴天の仇と可謂。然るに三通の書載を以て弊藩に託し、之を達せんと欲するは如何の旨意に可有之や。僕等果して天朝、並に寡君に對し臣子の義理缺る所も之れなきなり。是不可解の三ヶ條也。

右三ヶ條の不可解さるは從來僕等愚陋の致す處と雖も、義理の所不安は苟も可達の理無之。且夫れ言行は君子の樞機天地を動す所以なるに、今天下の公論なりとして發するに其姓名を隱匿し、竊に書を投するは豈君子の言行然ることあるもの哉。將弊藩不可共語哉、賊徒にあらされは明かに來りて之を諭せよ。弊藩人無しと雖も所敢不辭也。若し之を論するに意なくんは請ふ、之を返さん。今日より三日を出ては敢て僕等か與り知る所にあらす。

〇十二月二十四日　東京傳達所に於て辨事より渡されたる達左の如し。

酒井德之助、岩城隆邦舊領、別紙鄕村高帳の通。今般其藩へ取締仰付らるゝに付早々城地受取、兼て仰出らるゝ朝旨を奉體し、取締方諸事行屆く樣可致旨御沙汰に候事。

十二月。

酒井德之助舊領其外、鄉村高帳の通り。今般其藩並に溝口伯耆守へ取締仰付らるゝ間、兩藩申合早々城地受取、兼て被仰出たる朝旨を體認し、取締方諸事行き屆く樣可致御沙汰候事。

十二月。

上杉式部、酒井德之助、酒井信三郎、織田壽重丸、松平豐熊舊領、別紙鄉村高帳の通。其藩並溝口伯耆守へ取締云々。(以下前同文)

○十二月二十九日　辨事役所より二通の達あり、乃ち龜田藩重役を呼出し相渡したり。

龜田藩重臣

其藩舊領、別紙鄉村高帳の通。今般佐竹右京大夫へ取締被仰付たるに付、早々地引渡し可申旨御沙汰候事。

行政官。

(別紙)

羽後國仙北郡正手澤、杉山田、圓行寺、木賣澤、江原田。

同國由利郡萱ヶ澤村の內。

同國河邊郡黑瀨村。

右之通上地相成候事。

○己巳正月二十三日　使者、一門佐竹將監西京著、此日辨事役所へ差出したる書面。『今般中將儀御直衣御劍拜領、並に同苗修理大夫敍任仰付られたるに付、中將より恩禮且つ奉伺天機旁右使者出京せしめたるなり。』

○己巳二月六日　昨戊辰の秋戰爭の節、援兵ある各藩へ使者を發遣して其懇志を謝す。書翰の趣左の如し。

前略。昨年賊徒蜂起四境に敵を受け頗る及難戰と雖も、遂に賊巢へ進擊衆賊掃攘の功を奏したり。畢竟天威尊嚴、隨て官軍貴藩兵士勇擊奮戰の力故に有之厚謝に堪へす。依之、右謝儀として使者を以て目錄の通進呈に及ふなり。（各藩への文體大同小異あり。之を略す。）

藤堂和泉守　池田因幡守　松平出羽守

毛利淡路守　毛利大膳大夫

右各藩への使者嶋源太郎、吉川和三郎。

松浦肥前守　鍋嶋肥前守　大村丹後守

深溝主殿頭　鍋嶋鐵次郎　鍋嶋甲斐守

右各藩への使者御代東市、嶋田鐵吾。

嶋津淡路守　小笠原大膳大夫　嶋津修理大夫

黒田美濃守

右各藩への使者神澤龍藏、齋藤久治。

○己巳二月十三日

佐竹中將

其藩儀、昨春來奥羽賊徒連結の節賊中に孤立し、彼れの兇暴の爲め米穀貨財民家等大半掠奪燒燬せられ、其後官軍進入の砌數月兵食人馬供給等、旁以國力疲弊士民營業をも致兼る次第不堪見聞、今般五十萬金拜借願出たる條尤の義に思召さる。然る所、於朝廷も引續用度莫大の折柄聞届に相成難しと雖も、困迫實に不便に思召され、格別の義を以て貳拾萬金下賜せらる事。

○己巳三月二十一日　財用奉行大越源吉を登京せしめ、辨事役所へ差出したる書面左に、

分家佐竹播摩守從來江戸定府の處、去春來東北騷擾、諸道へ鎭撫使差向けられ不容易形勢に立至りたるを以て、速に江戸邸を引拂ひ秋田表へ罷下り、弊藩に附屬し戮力同心共に藩屛の職掌を奉し、勤王の義を奥羽に擴張せんことを夙夜企望、去八月中、總督の命を奉し由利郡長濱村に於て數度戰爭賊鋒を折き、毎に奮戰兵士死傷も不少、遂に酒田迄進軍賊徒降伏の上凱陣に至れり。委細は播摩守より豫て上申の通なりとす。右は、先般分家等宗藩へ附屬出兵の向は其功勞湮沒せさる樣取調可差出の命あるにより、同人黽勉の次第左に上申に及ふなり。

○己巳六月二日

佐竹中將

勤王の義を守り賊中に屹立官軍を迎へ、金穀供給各處數十戰、藩屛の任を遂けたる段叡感不淺。仍て爲其賞二萬石下賜せられ候事。

六月　　行政官。

高貳萬石　依戰功永世下賜候事。

中安泰治、添田淸左衞門、熊谷武五郎へ各通にて、昨年賊徒掃攘の砌軍事精勤之段奇特に思召され、慰勞として目錄の通り下賜せられたり。

○己巳六月五日

佐竹中將

任參議　敍從三位　右宣下相成候事。

六月　　行政官。

○己巳六月十七日　本年三月中藩籍奉還願を差出し置きたるの處、此度辨事役所より重臣召喚に付岡本又太郎差出したる處、於大廣間三條卿出席にて五辻彈正大弼より渡されたる二通の書さ、布告書一通あり。左に、

佐竹宰相

今般藩籍奉還の義に付、深く時勢を被爲察廣く公議を被爲採、政令歸一の思召を以て言上の通り被聞食候事。

六月　行政官。

佐竹宰相

久保田藩知事被仰付候事。

明治二己巳六月。

官武の一途上下協同の思召を以て、自今公卿諸侯の稱被廢、改て華族と可稱旨被仰出候事。但官位は可爲是迄之通候事。

六月　行政官。

○己巳六月二十二日　公用人近藤良之進を以て軍務官へ差出したるは、『先般命達せられたる昨戊辰戰爭の出兵人員、並に討死、負傷の分此度國許より申越したるに付、別紙上申に及ふ。』と。

一　出兵人員總計　八千六百九十八人

內討死の者　三百二十九人

右は弊藩戰爭の節出兵人員調なり。尤郷夫の分は討死負傷の外相除きたり。

同負傷　三百十六人

但姓名書相添ふ。

○己巳八月

久保田藩へ

是迄取締の地所今般酒田縣支配被仰付候間、知縣事著縣次第同縣へ引渡すへし。

八月　太政官。

戰死者人名

秋田藩

梅津千代吉　信太內藏助　介川敬之進　中山隆吉　橋本助右衞門
瀨谷和三郎　槇尾謙吉　森田掃部　富田謙藏　關口小彌太
寺內郡司　豐間源之進　高崎勝之進　安達清吉　芹田佐太郎
中野總吉　館岡小太郎　岡村杢之助　中村久太郎　瀨谷謙之進
田所勇之進　樋口平藏　杉村嘉藏　豐間多喜治　鹽　清之進
北村卯吉　下田寛治　小野常助　土濃塚文治　北條駒之助
宇留野忠治　奈良岡清治　大和久治　秋山鶴治　根本半助
芳賀源五郎　須田勘兵衞　白坂小一郎　下河部久右衞門　佐藤孫四郎
阿部久治　石川市三郎　根本兵右衞門　前澤主殿　沼田瀨兵衞
沼田宇源太　妹尾馬之助　妹尾傳藏　妹尾五郎兵衞　石川隼人
横山清右衞門　横山喜四郎　高垣勘右衞門　河野九右衞門　小田部善右衞門

伊藤忠藏　佐川藤兵衛　吉澤宇市　艸刈重右衛門　青柳外記
中田易太郎　佐藤角之助　吉田猪三郎　曲木專右衛門　成田又右衛門
忍菊吉　菊地順之助　山口金之助　簗愼五郎　澁川謙之進
田所養藏　山縣此作　吉田謙之助　宮崎彌五右衛門　石井良兵衛
植田新太郎　梅津源三郎　石川四郎右衛門　菅又乙之助　堀尾茂
武田富藏　大塚重一郎　田中金之助　富岡瀧之助　梅澤喜久治
高久治右衛門　斑目善右衛門　杉山七郎右衛門　小林圭鈴　青柳又藏
大越喜學　河野鐵之助　青柳市之進　柏勝治　瀨尾直之助
工藤政治　竹村庫之丞　樋口長吉　高井堅治　渡部吉郎
關清治　境田左門　斯波兵藏　天神林正之丞　陶貞藏
遠藤彌三郎　石川傳三郎　小貫善治　豐間五郎　羽生宇吉
椎名駒藏　根本源三郎　小林隼太　安士富三郎　山本宮三郎
青木長治　石塚織之助　佐川伊太郎　岸敬治　小野崎俊吉
菊地山三郎　吉田友也　八代忠治　吉川藤右衛門　宮藤直記
眞崎善八　鯨岡喜門　北川治三郎　林運吉　井山爲吉

臼井源治　福原藤四郎、　朝日勇治　川井助藏　神澤直治
石川勘之丞　菅波長右衞門　長澤直治　國安敬治　赤尾關市兵衞
滑川藤五郎　須田忠右衞門　安士弟五郎　月居才助　三宅重右衞門
石川忠吉　長井文之助　宇野金彌　田口傳八　松山才之助
山方貞之助　櫻田運太郎　川井喜一郎　根田丹治　古內富之助
大越季之助　鎌田伊太郎　吉川勇五郎　田中金彌　折內彌助
武藤善太郎　福地太郎治　根本有太　內山宇右衞門　川尻五助
石井勇治　小貫藏人　瀧田喜藏　國安又三郎　小山寅之助
芳賀椿造　富永典治　笈川十郎右衞門
近進鷹匠 渡部喜一郎　一代近進 吉田順吉　近進並 宇佐美金之助
近進並 關根甚八　同 三輪達也　同 石田政治
近進並 高橋松之助　同 佐藤喜三郎　同 鈴木運吉
歩据 高杉清八　歩行 小池喜一郎　同 仁平文九郎
歩行 石川新助　同 下田圭鈴　同 宮澤忠之丞
歩行 石川忠四郎　茶屋番 下田寅三郎　歩行 境田音吉

步行 高井友治　徒並 設樂和一郎　水戸部才吉

秋田新田

高澤武助　西原友吉　安田良之進　八田秀喜智

秋田藩輕卒

大越强太組 諸井儀右衛門　瀧田雄之助組 佐藤喜三郎　沼井市之助組 猿田良助
大山若狹支配院内足輕 佐々木吉右衛門　同 木村角右衛門　戸村大學支配横手足輕 菊地治兵衛
茂木筑後支配十二所足輕 奈良善吉　同 小笠原和吉　田中數馬組 妹尾久之助
田中數馬組 齋藤正治　同 佐藤市右衛門　同 船木勇七
池田翁吉組兵具方足輕 田尻專治　澁江内膳支配刈和野足輕 小松助右衛門　同 阿部重右衛門
澁江内膳支配刈和野足輕 嵯峨五右衛門　吉成彌門組 金子與治右衛門　梁隼太組 高橋七之丞
宇佐美慶吾組 寺崎定八　同 黒川市三郎　小人 佐藤兵太
砲館小役人 江川幸藏　同 阿部才治　能代足輕 腰山兵治
佐竹大和支配大館足輕 齋藤多右衛門　同 山内形之助　同 山内又十郎
佐竹大和支配大館足輕 椿田利助　同 櫻井角治　同 工藤金兵衛
佐竹大和支配大館足輕 佐藤彌右衛門　佐竹三郎支配湯澤足輕 小川忠之丞　佐竹河内支配角館足輕 武田七之丞

貝塚久吉組　御法川又藏　小人　山崎兼治　蓮沼與一組　相川兵右衛門
蓮沼與一組　梁瀨易之丞　赤須哲三郎組　神尾喜惣太　同　伊藤繁八郎
澁江内膳支配 刈和野足輕　長沼忠七郎　同　横澤清藏　白土第力組　小泉庄三郎
宇佐美慶吾組　山田源八　小人　橋本金太郎　同　下田熊三郎
上松左太夫組　伊藤長兵衛　澁江内膳支配 刈和野足輕　小松永三郎　能代足輕　川崎庫之助
能代足輕　濱名藤吉　今宮大學支配 角館足輕　白澤兵衛　佐竹河内支配 角館足輕　佐土彥七
小人　小澤周吉

秋田新田

織田寅藏

秋田陪從

戸村大學家人　松野小内藏　同　戸卷永治　同　加藤三郎兵衛
戸村大學家人　渡邊金治　同　佐々木万五郎　同　黑澤宗兵衛
茂木筑後家人　羽澤半藏　同　川連豐吉　同　小嶋桂
佐竹大和家人　下造來助　同 手醫　辻春江　多賀谷長門家人　煤田文八
佐竹河内家人　竹谷常吉　佐竹大和家人　村山鶴藏　戸村大學家人　菊地甚五郎

戸村大學家人 坂本定人	佐竹大和家人 前小屋文八郎	古内左惣治家人 皆川傳也
介川敬之進家人 中村武八郎	茂木秀之助家人 登坂鶴治	小野寺佐賀家人 渡部梅之助
梅津千代吉家人 拂川勝藏	同 齋藤兵藏	同 佐々木米藏
梅津千代吉家人 伊勢久治	信太内藏助家人 富樫幸八郎	

秋田

修驗項禮寺子 須藤定之助	修驗 常樂院聞牛	同 長應院長隨
修驗 高閣寺和敎	同 般若院内祐山	同 行福院德善

秋田新田

步行 龜吉

秋田從卒夫卒

戸村大學步行 大關嘉右衞門	同 竹越龜治	梅津千代吉步行 中山善右衞門
佐竹大和步行 越後吉之助	同 秋本多吉	同 工藤佐吉
戸村大學下部 儀助	川井嘉八郎從僕 平野長藏	岩谷慶三郎從僕 鈴木長之助
芳賀安藏從僕 忠吉	秦佐五郎從僕 畠山三平	小島豊吉從僕 永太郎
中田敬太郎從僕 久米松	小林隼人從僕 嘉七郎	月居權太郎從僕 千代治

根本源三郎從僕　政藏
農兵丶羽州仙北郡生保內村　庄兵衛
農兵丶羽州秋田郡十二所町　吉五郎
夫卒丶羽州山本郡大森村　與七郎
夫卒丶羽州雄勝郡三梨村　彌惣右衛門
夫卒丶羽州仙北郡金澤前鄕村　二右衛門
夫卒丶羽州秋田郡高岡村　平四郎
夫卒丶羽州秋田郡五十目村　金五郎
夫卒丶羽州秋田郡阿仁戸城村　嘉吉
夫卒丶羽州仙北郡刈和野村　多助
夫卒丶羽州秋田郡金山村　甚兵衛
夫卒丶羽州平鹿郡鍋倉村　傳之助
夫卒丶羽州仙北郡鑓見內村　作治右衛門
夫卒丶羽州仙北郡藤木村　喜八郎
夫卒丶羽州平鹿郡石成村　松藏

農兵丶羽州仙北郡生保內村　十兵衛
同　同　秋田郡根子村　松五郎
小荷駄方千代　慶之助
同　同　平鹿郡上鍋倉村　三太郎
同　同　平鹿郡袴形村　忠吉
同　同　同　花館村　清六
同　同　仙北郡長野村　友藏
同　同　山本郡森岡村　三之助
同　同　同　根下戸村　五兵衛
同　同　山本郡大內田村　三治
同　同　仙北郡刈和野村　五郎作
同　同　雄勝郡湯澤町　定藏
同　同　同　生保內村　專藏
同　同　同　小松山村　吉郎右衛門
同　同　同　下鍋倉村　高橋庄右衛門

同　同　秋田郡岩瀨村　甚七
同　同　平鹿郡深井村　與五兵衛
同　羽州仙北郡小種村　與三郎
同　同　秋田郡大久保村　吉助
同　同　同　角間川村　勘三郎
同　同　同　小貫高畑村　万藏
同　同　同　下鶯野村　清松
同　同　同　比井ノ村　與吉
同　同　仙北郡金澤東根村　圓藏
同　同　仙北郡田中村　長之助
同　同　山本郡鯉川村　多助
同　同　同　銀山　春松
同　同　同　國見下關村　末吉
同　同　秋田郡脇本村　新吉
同　同　秋田郡阿仁湯ノ又村　傳右衛門

薩摩藩

嶋津新八郎　山本次郎兵衛　伊集院八郎右衛門　伊地知愛四郎　長尾清右衛門
坂口運吉　川村市十郎　萩原丈左衛門　北郷由之進　日置半之進
本田市太郎　本城牛之助　田畑平九郎　長友次郎左衛門　篠原正九郎
中島宗左衛門　日高曾兵衛　堀田大炊助　田中宗左衛門　河野淨助
弓削休右衛門　金里彌兵衛　池上平太　大山宗之助　志波太郎次郎
關谷八太郎　鬼塚彌太右衛門　横内次郎助　弓削直八　鮫島金兵衛
田中太郎吉

佐土原藩

黒木七左衛門　成合岩右衛門　間世田金次郎　長友市郎

長州藩

世良脩藏　竹内藤槌　吉村又助　坂本茂太郎　内田百合熊
勝見善太郎　野村十郎　中村小次郎　松野儀助　大枝鐵次郎
大野坂次郎　岡田兵槌　戶倉音五郎　飯田千藏　田中與四郎
金子八五郎

澤殿內
野崎大藏

筑前藩
篠原丈平　筒井房次郎　樋口次郎　岡部卯三郎　州司善七
佐藤信次郎　田中儀助　梶原又助　矢野右平　權藤與藏
一
林喜三郎　簑原又助　神武惠助　建脇市平　中村平太
蒔田彌市　北村喜三郎　石井又左衞門　村山又兵衞　原喜惣太
戸田基一郎　石井虎三郎　北原養一郎　執行善吉郎　野口弘平
石井辰吉郎　西村藤一郎　副島啓助　勝屋祐七

小城藩
今泉惣左衞門　香田市助

因幡藩
愛洲貞之丞　井上甚右衞門　宮本昌七　杉本文右衞門　內藤彌吉

小倉藩
葉山平右衞門　宮田庄右衞門　志津野源之丞　上田篤兵衞　小山勇

弘前藩

成田求馬　榊田孝藏　岩崎彦藏　豐田乙吉　岩沼小兵衞
藤田文吉　浪岡三藏　工藤善治　原田範司　關　孝篤
館山正作　佐藤平吉

嶋原藩

磯野波藏　小澤文十郎　木下鐵之助

新莊藩

天野權太夫　小山八藏　堀　彦右衞門　河上雅右衞門　小屋春五郎
白塚藤吉　納　三之丞　津田求馬　田口泰助　中村忠五郎
武石五十馬　伊藤段之助　佐々木力平　伊藤龜助　林　順太郎
熊澤源次郎　尾形與左衞門　黑田隼太　吉田運平　平賀大藏
內藤龜太郎　吉高傳治　大塚保太郎　北條左金太　菅　芳之助
岡村賴母　鈴木半大夫　金田秀太郎　大場元次郎　好間鐸次郎
古川英之助　安部井今藏　門屋與惣兵衞　佐々木久馬　村越文次郎
沼澤小太郎　森　昌助

平戶藩
山本儀三郎　吉福八十太郎　松永豐七
大村藩
片山好馬　稻垣登守　香取官司　濱田謹吾　朝長條平
森繼太郎　井手伊八郎　辻源四郎　森治兵衛　內海五助
本莊藩
金澤權太夫　石垣甚五右衛門　山田祐五郎　鎌田志馬司　早坂峯右衛門
松本銃助　作佐部林之丞　井上十太夫　岡部雄之助
矢嶋藩
佐藤信次　高柳丈右衛門　金子廣治　佐藤音作　片倉良吉
菅原勇作　生駒匂之助臣　池田忠八郎
仁賀保孫九郎臣　細矢源三
長崎府
西賢次郎　服部巳之輔　福田榮之助　嶋田虎次郎　矢嶋廣助
古川重五郎　峯仙右衛門　緒方安市　松田重助　宮下鐵彌

堀川立造　田川熊三郎　伴為助

薩州

夫卒 内田勘兵衛從僕 太郎　中村喜八郎從僕 早助　杉元覺之丞從僕 三四郎

夫卒 太吉　同 盛吉　同 平助

夫卒 源太郎　同 三五郎　同 忠助

長州

夫卒 繁藏　同 助七　同 利三郎

夫卒 銀藏　同 榮吉

筑州

夫卒 善右衛門　同 安右衛門　同 喜三郎

肥州

夫卒 竹三郎　同 國五郎　同 善太郎

夫卒 平兵衛　同 佐七　同 多七

夫卒 友吉　同 仁助　同 伊作

夫卒 兵藏　同 彌次郎

小城
夫卒　彌兵衛　同　儀平

弘前
夫卒　久之助

薩州
川上東馬從卒　久留松太郎　竹下喜左衛門從卒　田中彌七

筑州
飯田孫左衛門從卒　林喜助

肥州
鍋嶋上總臣　樋口宗兵衛　同　御厨源三郎　鍋嶋孫六郎臣　西久保平九郎
鍋嶋孫六郎臣　荒木文八郎　同　多々良鐵之助　同　川原泰三
鍋嶋孫六郎臣　向井喜助　足輕　内田雄八　同　久保幸之助
足輕　北村啓之助　輕卒　馬渡榮助　同　大渡岩太郎

嶋原
輕卒　大古場佐吉　同　西村喜八　本嶋藤太夫從卒　家永善太郎

足輕　高槻德之助

新莊

足輕　齋藤竹藏　同　富塚寛治　同　加藤安五郎

足輕　美濃本藤三郎　同　八鍬嘉七　同　山科丹治

足輕　庄司彥次郎　同　柴田銀藏　同　渡邊好右衛門

足輕　後藤運平　同　增田榮吉　同　土田長大夫

平戶

砲卒　松瀨辰之助　同　藤澤和左衛門　同　石田喜七

砲卒　久保川忠作　同　大石嘉吉　同　小田忠藏

砲卒　湯村新作　同　石井幸七　同　朝永增左衛門

砲卒　松田豐平　同　川原友之助　從者　志方豐吉

從者　松崎左一兵衛

大村

足輕　山口茂助

本莊

銃卒　和田幸作　同　遠田房吉　同　石川音之丞
銃卒　齋藤五助

昭和三年十一月　山崎眞一郎　校訂
昭和四年六月　深澤多市　再校
國本善治　校字

戊辰秋田藩戰記終

奥羽戰爭本莊隊出兵聞見誌

明治戊辰奧羽戰爭聞見誌を謄寫するに當りて一言す。
一本書原本は、本莊藩醫園部道庵信和氏の筆記になれるものなり。
一原本は本莊神社に奉納せしものにして、展見を許すと雖も他に貸與を禁せられ居るものなり。
一園部氏は戊辰の當時藩醫にして秋田大病院に勤務せり。
一原本は草書體にして往々文章不分明なる所あるも、改訂せすして原本の儘謄寫せり。覧者之を諒せよ。
一本莊藩士にして戊辰の役に從軍せる士、今や殆と故人となり生存者少く、又事蹟を語る人なし。故に事蹟の湮滅せんことを患へて謄寫して希望者に頒たんとす。
于時昭和二年神武天皇祭之次日

三船榮作記

奥羽戰爭本莊隊出兵聞見誌

園部道庵　著

頃は明治元戊辰年奥州戰爭相始り、賊の首黨會津城主高二十八萬石松平容保、昨冬徳川慶喜政權返上の後暴論を張り姦謀を逞うし、兵を擧けて闕下に迫り事敗れ遁走し、慶喜恭順するに及ひ更に悔悟せす、居城に據り兇賊の稱首となり飽まて王師に抗衡し天下を擾亂し、其罪神人共に怒る所。依て仙臺の城主高六十二萬五千六百石伊達慶邦に、容保追討の勅命を再ひ降すと雖も却て容保に黨與し、米澤城主高十八萬五千二百石上杉齊憲、盛岡城主高二十萬石南部利剛、莊内鶴岡城主酒井忠篤等へも容保征討至重の勅命有之候處、是亦却て容保に黨與し伊達慶邦と共に奥羽諸賊私盟の魁首となり、大兵を四方に出し脫藩無賴の徒を招き天下騷亂を釀成す。煽動に同盟の賊徒は二本松高十萬七百石丹羽長國、奥州棚倉高十萬石阿部正靜、福島高三萬石板倉勝尙、奥州泉高二萬石本多忠紀、奥州一ノ關高三萬石田村邦榮、奥州

湯長谷高一萬五千石内藤政養、岩城平高三萬石安藤鶴翁、莊内の松山高二萬五千石酒井忠良、羽州天童二萬石織田信敏、同上ノ山三萬石松平信庸、越後長岡高七萬四千石牧野忠訓、羽州龜田高二萬石岩城隆邦、越後村松高三萬石堀直賀、同村上高五萬九千石内藤信思、下總關宿高四萬八千石久世廣文、上總の請西高一萬石林忠崇等也。諸賊朝敵の逆臣兇惡追討の勅命を受け、勤王の稱首たるは鹿兒島の城主高七十七萬八百石島津宰相中將、同少將、長州萩の城主高三十六萬九千石餘毛利宰相中將、同少將、土州高知の城主高二十四萬二千石山内中納言、同少將、備前岡山の城主高三十一萬五千二百石池田中納言、羽州秋田久保田の城主高二十萬五千八百石餘佐竹中將、肥州佐賀の城主高三十五萬七千石餘鍋島少將、因州鳥取の城主高三十二萬五千石池田少將、勢州津の城主高三十二萬三千九百五十石藤堂中將等也。大兵を擧け斷然力を朝廷に盡し、附き隨ふ者は羽州新莊の城主高六萬八千二百石戶澤中務大輔、羽州本莊の城主高二萬二十一石餘六鄕兵庫頭、弘前の城主高十萬石津輕少將、越後高田の城主高十五萬石榊原式部大輔、羽州矢島高一萬五千二百石餘生駒讃岐守、羽州椿臺高二萬石佐竹常丸を始めとして、諸國の官軍大小名應援加勢として遙々走せ集り、西國邊の官軍御人數も蒸氣船にて秋田表へ集り來り、參謀方大山格之助、前山精一郎、船越洋之助、監軍方山本登雲之助、上田雄一。諸隊の分配は嚴重にて各藩の兵隊諸口々々に出兵す。

奥羽鎮撫秋田表へ御下向　九條左大臣道孝卿樣

奥羽鎭撫輔翼秋田表へ御下向　澤三位爲量卿樣

奥羽鎭撫參議同　醍醐少將忠敬卿樣

右三卿奥羽戰爭に付、五月秋田表へ御參著也。

一、奥羽諸口戰爭相始り、新莊口專ら盛にして手負人追々有之故秋田表矢橋壽量院に官軍大病院設立せり。

一、明治元年三月中上方西國邊戰爭に付政鑑公東都より京都へ守衞として御出駕の處、奥羽筋戰爭の聞有之付領地本莊表に御聞屆の上下向せり。

一、東都居住屋敷は引拂ひ、御實母貞壽院樣始奥方於武樣共總て本莊表へ御下向也。

政鑑公江戶表より御上京に付、信和儀御供京都勤番被仰付速に本莊表出立候處、君公東都より本莊表へ御下向にて既に東都御上屋敷御發駕の段、大急使途中迄來る。依て二本松驛より本莊へ歸り戻る。君公二月下旬御參著也。

一、政鑑公、七月七日御三卿(九條、澤、醍醐)へ天機伺として御發駕にて秋田表へ被爲入、御伺首尾能相濟。今度被仰渡候儀は、莊内御征討之應援豫て被仰付置候に付、天朝の御籏御下け渡に相成、則是菊の御紋の御籏也。八尺四方白絹に菊の御紋は黑なり。君公は秋田表茶町幸野治右衞門方御本陣なり。同十二日御籏持參にて本莊表へ御歸城、諸士惣出にて御申渡有り。

閑部道庵信和かゝる戰爭の中に生れ合せ、目に見たり耳に觸れたる樣其あらましなのふるに筆紙なく、見る人方能よみわけらるへし。あり之儘を記すのみ。追々出たる日誌又は明治太平記等合せて見るへし。

時に明治元年の四月二十二日、尾花澤驛に奥羽鎭撫澤三位卿御滯留の沙汰相聞へ有之に付、本莊よりも家老幡江右膳、添役御用人鷹谷八右衞門兩人天機御伺として相越し御伺首尾能相濟み、今度被仰渡候儀は、『莊内御征討の應援被仰付』尤秋田藩申合せ速に討入へき旨御達に相成り、則命令の御下知の御書付持參本莊表へ歸著す。依て秋田藩隊長小番小傳次、梅津千代吉、荒川久太郎手、其外共兵隊本莊へ出張りし故、本莊藩隊長金澤權太夫へ政鑑公より兼則の太刀御手つから太儀に被思召被下、難有頂戴にて卽刻兵隊人數引纒ひ合兵、閏四月十六日本莊領鹽越驛へ出張す。同二十日進擊賊地莊內領小砂川村へ討入、沓掛權現堂の松林に據り攻擊に及ひける處、賊兵散亂し其夜野陣。同二十一日休戰。同二十三日早天賊莊內領大須鄕村へ襲來りて烈しく砲戰一統盡力の處、秋田藩荒川久太郎手應援として繰込み合兵にて追々退け矢島領關村へ引揚け宿陣、其後賊地莊內領三崎口にて砲戰擊戰すると雖も、賊多勢要地に砲臺を築き防禦し、味方は無勢にて要地を攻め取る事容易ならす、持場を固め援兵を相待ち一ト先引揚け候。

猶又七月に至り、政鑑公秋田表へ至り御三卿へ爲天機伺被爲入御伺首尾相濟、莊內御征討の義再度命令を蒙り前書の如く天朝の御旗を受取歸り、本莊表へは監軍山本登雲之助參られ、龜田藩は兩擔に相見へ

候とて本荘隊先鋒の處入り替龜田藩先鋒の御差圖、一中隊應援は本荘藩隊長伊東彌左衞門一中隊、遊軍は肥州藩隊合兵軍配夫々相定められ、本荘領濱手鹽越驛まで出兵。同十三日曉丑の中刻頃（午前二時頃）賊地の三崎口へ向ひ繰出し、大須鄉村へ繰り込み斥候の者賊地へ探索の處、賊兵小砂川村竹藪に凡百人餘屯集、且つ三崎要地へ多勢屯集、白地に赤玉の旗を押し建て頻りに發砲に付、賊の背路の山手松林より肥州遊軍並本荘半隊攻擊、賊の左リ手小砂川村の山手間道より進み、本街道よりも進擊鬨を作て攻寄せ候處、賊兵支へ兼根據小砂川を捨沓掛臺迄逃去る。肥州本街道より大砲を打掛け無二無三に攻擊、賊徒を追ひ退け小砂川村を攻め取る。朝八九時頃三崎口へ進軍、賊兵漸く三崎要地へ退却砲臺に寄り眞正面に打ち下し味方苦戰に及ひ候。爰に秋田藩澁江內膳隊は東手鳥海山の根山賊地觀音森へ討入、合圖狼煙揚り候故肥前、本荘の兩隊も憤戰して沓掛臺を攻取り、味方の手負戰死も顧みす射擊し既に敵間三町程に迫り打掛け候處、中々要地故攻め落す目途なく、然處監軍山本登雲之助御差圖に依て、一ト先惣軍小砂川村へ繰り揚け暫時喫食し、又々繰出し炮戰に及ひける。賊固守して不動、終に黃昏に及ひ又々小砂川村へ宿陣諸手死傷相調へ候。同十四日早天より繰出し砲戰、秋田藩荒川久太郞、同佐藤日向の隊、仁賀保半小隊（仁賀保は平澤領地二千石仁賀保孫九郞、伊勢居地領地二千石生駒甸之助、杉山領地千石仁賀保兵庫守等隊と合）賊地女鹿村の間道へ進み不計會軍。同十五日早天より進み攻擊終日砲戰。同十六日荘內領女鹿村間道より秋田、肥前の兩隊進入、三崎の背路女鹿村へ打入放火、三崎背後へ向ひ嚴しく合戰、秋田藩は賊地荘內領吹浦驛へ向ひ進擊竹ノ塚村へ放火攻擊の

處、賊兵多勢前後左右より襲來、秋田藩荒川、佐藤の兩隊重圍に陷り、進退路なく甚た苦戰に相成る。同時本莊、肥州並矢島大砲隊沓掛臺より攻擊、賊兵三崎要地より正面に打下し、苦戰なから吶喊奮擊進て一步も不退、且女鹿村へ討入の手勝利合圖の狼煙上り、兵隊彌々氣を得鬨を作て合擊、賊兵三崎嶺上に引籠り必死血戰の覺悟、殊に要地に多勢、攻落すの目途なく味方は小勢にて苦戰に及ひ、且つ女鹿村討入の秋田、肥州の兩隊一旦は利を得ると雖も衆寡爭ひかたく、且つ四日間（七月十三日十四日十五日十六日なり）休憩の暇なく疲勞に及ひ候に付、一方を切伏せ血戰の最中に、參謀方より御差圖にて惣勢引揚の御沙汰有之候得共何れも血戰の覺悟にて退く氣しきも無之候處、再應の御沙汰にて不得止皆々も殘念なから本莊領鹽越驛へ繰り揚け、諸手死傷も不少候故夫々取調へ候事。

同十七日より濱手矢島領中ノ澤村へ各藩交番にて一手つゝ出兵致し居候內、同二十八日莊內の賊兵三崎の東手鳥海山の麓間道より矢島陣屋へ襲來、殿中並に家中、町家共放火して本莊の城を襲ふの勢にて、既に本莊領瀧澤鄉へ迫り本莊領吉澤村へ押寄せ來り、同二十九日濱手本莊領鹽越驛へ出陣の內、速に筑州一小隊、本莊藩隊一中隊、矢島、本莊の堺釜ヶ臺村へ急に分け陣替して間道を塞き、吉澤村固めの本莊隊守屋五太夫手、同幡江三十郎手も合兵防戰すと雖も危く、翌八月一日肥州、本莊の兩隊共守屋五太夫手へ應援本莊領奉行免村へ陣替の處、濱手の三崎口より莊賊等襲來、諸隊防戰すと雖も味方薄手にて終に破れ、矢島領濱手關村迄押し來り放火、本莊領鹽越口にて防御危く候へ共、龜田藩手少しも奮戰

の勢更になく甚以て氣遣しく候（後龜田藩裏切して途に賊に加り、岩城隆邦莊內へ入込み藩手斥候にて秋田城へ攻め入らんと謀る。）同二日弘前藩隊、龜田藩隊山手矢島口本莊領新上條村へ繰り替來り候得共、山の手、濱の手共賊兵多勢本莊城へ相迫候勢有之、諸隊官軍進退自由を得す。必死血戰に及ぶと雖も同三日本莊領吉澤口破れ、賊兵多勢奉行免村杉林の中並に山手の要地迄襲來充滿し、各藩防禦盡力すと雖も間道多く防禦救援の兵も無之處、龜田藩隊不殘間道より自國へ引揚け、同四日濱手本莊領鹽越口破れ平澤驛御陣屋並に市中共放火賊兵押し來り、味方官軍小勢應援の勢無之本莊城下へ引揚け、同五日弘前藩手新に二小隊本莊大砲隊へ合兵、本莊領の吉澤口へ向ひ盡力攻擊の處、近村民家老弱男女深林へ潛伏に付、本莊藩兵隊人數にて諸手兵糧運送勉勵致し、諸藩共奮戰矢島領堺玉坂迄追ひ返す。此時又龜田藩隊新に出兵致すと雖も更に進ますして賊兵へ合兵力を合せ、終に賊左右の山手より襲來充滿、不得止味方本莊領瀧澤鄕前鄕村へ繰り揚け候處、晝十二時過き賊兵多勢本莊領土倉村、蟹澤村、山田村邊へ襲來に付、再ひ筑州、秋田の兩隊本莊領森子村山手へ繰入り賊の横手を攻擊し、秋田藩澁江內膳隊、荒川久太郎隊、佐藤日向隊、弘前藩手、本莊大砲隊、本莊領川原田村山手峯通り賊の背路を絕ち各藩合擊の處、既に夜に入り不得已賊徒屯集の民家へ放火烈しく攻擊に及ふ。同曉官軍方は濱手は再ひ進軍奮戰、平澤驛屯集の賊兵を驅り本莊領芹田川を隔てゝ奮戰の處、賊間道より襲來背路三ッ森村、鈴村、平澤村市中、室澤村、琴浦村へ放火、官軍方背路を絕ち切られ頗る苦戰、防禦の術を失ひ再ひ本莊の城下へ引揚け候。賊多勢襲來既に本莊居城近く差迫り候に付、一ト先立退

き候樣參謀方前山精一郎、山本登雲之助の下知も有之候得共、『如何にも殘念至極にて退却仕兼、小藩微力なから一同粉骨碎身國力を盡し必死の防禦奮戰仕、萬々一不及時は夫迄と絕念の外他事なし』と再應申上候處、尤之次第なりと御聞屆に相成候得共、秋田表には三卿御滯留の儀篤と相辨へ一端開城の方可然と厚く御說諭も有之、御沙汰の次第難默止、乍併捨置かたき重器、書類も有之候得者至急取り運ひの間も無之、且其儘賊手へ相渡候も心外千萬に付取締り家來殘し置拒戰に及ひ、防きかたき節は城中自燒の上引揚け候樣中立候處、御採用に相成候に付右手筈にて、彌以て政鑑公には御開城退散に取掛り被遊候事。

一、信和儀、秋田表大病院に於て銃創治療稽古可致旨本莊表軍事御用掛より被仰付、則秋田官軍大病院醫頭取佐治碩庵本莊表へ被參候に付、則付添七月二十三日秋田表へ至り入院す。秋田八橋壽量院へ官軍大病院設立、醫頭取薩州藩醫有馬意運、長州藩醫椋木順快、備州藩醫佐治碩庵、取締會計兼秋田藩白土莊兵衞也。此時信和儀秋田表官軍大病院勤中八月に相成り、賊兵勢を張り剛強にして三崎口押開き炮戰烈しく、官軍方もさゝへ兼引揚候處、賊勢芹田村、三ッ森村、平澤驛、琴浦村等へ放火にて本莊城下へ相迫るの聞へ秋田表へ報知有之に付、同六日本莊の定宿秋田茶町幸野治右衞門方へ相越し見れは、御用人兼軍事掛服部平右衞門宗忠被居申さるゝには、『思察の通、本莊の城へ實に相迫り候故君公には御立退かも難計。此地君公御滯宿所は東家佐竹將監殿御屋敷借受定め置きたれは、我等には直に仙北よ

り君公御迎として可參間、同道にて可被參』と被申ける。乍併『予は片時も早く君公の尊顏を拜し奉り度、道近ければ是より直に濱手より參上可致』旨申上候處、濱手は賊地故命甚た危しと差止られ候得共、『命は元より君公へ差上置捨物なれは惜しむ義にもあらす、途中賊等に重圍されたるときは精力の續く丈けは相働き切り拔くへく、若し不叶して命終らは可然樣御取計可賴』と、夫より大病院へ派遣願出て、秋田表出發は同日午後四時頃なるへし。早駕籠にて新川を渡り新屋驛より中村の濱手へ出候處、諸方に火の手見へ黑煙天に逆り、生たる心地こそなし。一大事なりと腹をすへ身の要心覺悟を極め、長濱村、道川村、松ケ崎村に至り夜に入り、夫より石脇村と賊地龜田領も無難にて通り拔け、夜半頃漸く大渡口の舟渡を越へ、本莊領鍛冶町より桶屋町、横町に相かゝり見るに、何方も戸障子、敷居もなく老若男女共何方へ立退候や皆明家にて、官軍方諸隊は追々引揚け來り、哀と云ふもたへたるなり。中町に至り軍事御用掛出張所名主細谷與惣左衞門方へ相越候處、軍事掛等は皆引揚け一人も不居、則其處に駕籠は乘捨てゝ病院藏堅寺へ至り見れは、官軍諸藩の手負死亡の者も追々送り來り、目もあてられぬ有樣なり。手負人等は皆秋田大病院へ送るへき夫々手配を定め、我は住家へも立寄らす直に殿中に出頭し、君公へ御目見尊顏を拜し奉り不思うれし涙に袖をぬらしたり。難有御詞を請け、最早矢島口破れ諸々放火に相成天をこかす計り、山の手濱の手よりも賊兵亂入官軍方は防くに力盡き皆引揚去り、本莊兵隊は諸口へ出張にて御手元勢のみなれは小藩の微力にて防くに力盡き、猶參謀方の御下知も難默止、且秋田表へ

には御三卿御滯陣被遊居候に付政鑑公には斷然方向を御決し、長く住み馴れたる御國城を御捨て秋田表さして御立退の場合に至りたり。予も御供候樣にて御付添へ出立せり。

抑六鄕家は政乘公より十五代の間血統の絕間なく相續にて、本莊の城元和九年より明治元年迄二百三十二年の治城にて永く居住、誠に目出度御家なり。然るに戊辰の夜半此の日如何なる惡日なるか、前文の通り代々治平安穩に住みなれたる御國城離退の哀れさ、啼泣の聲も御城に響き暫くは止まさりしか、政鑑公御眼中に御泪を浮めたまひ、『先祖以來の墳墓を捨て貳百餘年來の寵民に離るゝ事、吾か心痛胸中を篤と察せよ。』と給ひければ、御供に附添いたる御家門方並御役方の面々六鄕兵部、六鄕縫殿、六鄕五郎左衞門、六鄕內匠、御家老六鄕大學、金澤權太夫、生駒市左衞門、御用人柴田恭輔、石垣甚五右衞門、河村文太夫　鎌田幸之丞、御近侍瀧澤專右衞門惟充　渡邊渡綱信、本多三良右衞門茂禮、小野要人安淳、玉米權左衞門光棨、服部和七郎宗紀、遠藤半右衞門貞章、守屋正司道英、村岡左太夫勝成、中村圓信成、守屋傳乘賢、鎌田幹勝從、古瀨猛惟在、石垣與一郎照甫、篠森猪太郎乘博、小野伊和城乘盈、伊藤多宮乘保、白岩保盛恕、佐々木得一郎勝長、戶蒔克己信達、御家醫增川玄周信古、園部道庵信和、御儒者遠田良七、皆川平格、其外御徒士小頭菅野要助、御目付須藤忠右衞門、齋藤歡藏、御坊主佐々道齋、莊司永朴、篠本九巴、千種了三、古瀨宗勝、村上珍嘉、同加へ矢作鶴江、千葉三九郎、佐藤村吉、幷御先供面々御膳所御料理方御手廻桿の面々。

政乘御靈神幷御朱印の御守衞方は大目付河村清兵衞、井出章造始御物頭幡江多七郎、佐々木元右衞門、其外表方の面々何れも奮發いたし、朝敵逆臣の賊徒等幾萬隊押し寄せ來る共、秋田表へ相越し御三卿へ御付添必死血戰攻擊して、日ならす國城を取り返し賊等の死傷山を爲すへしと義にこそ忠に勵まし勇ましく出立ける。　小友澤名主權之丞方へ御到著の頃は八日曉に相成、國境別れの雨は篠をつく計りに降り出し、爰に政鑑公御實母貞壽院樣幷奧方於武(たけ)樣始御連枝樣方、其外御付女中老女松島、菅うら始めとして八月三日當澤に御立退き被遊居り、其節御供の面々は御家老幡江右膳、御用人鷹谷八右衞門、奧老小貫平輔、家醫佐々濟順、其外奧目付牧野雪僊、鈴木梅山、增田象江、增川伊右衞門、外に千葉善助、佐々木清四郎、村垣三治、猶守衞の面々略之。　同日巳の刻頃(六日午前九時なり)御連枝方は於きよ樣「政恒公の妾腹、家臣六鄕大學の先妻也」於のぶ樣「政恒公の妾腹、家臣金澤權太夫の後妻なり」於さら樣「政恒公の妾腹、家臣古郡策郎の妻也」專壽院樣(初於まん後於しん)「政恒公の妾腹、家臣六鄕五郎左衞門の先妻なり」縫殿樣「政恒公の妾腹(初德三郎樣なり)」於こう樣「政般公の妾腹なり」於はる樣「政般公の妾腹、家臣六鄕剛吉郎の妻なり」於たん樣「政般公の妾腹、家臣幡江多七郎妻なり」政鑑公始御實母貞壽院樣並奧方於武樣上々樣方御附女中共。當小友澤村名主方より御發足(是より山坂道なれは馬駕籠もならず)　此時信和には御實母と奧方を守衞せよと、君公には先に拔けさせたまひたり。　扨忍ひ道なる間道山坂にかゝり、日住山の左り手なる龍馬山の澤道、是より難所にて道細くいさゝめなる溪川、右に添へ左につれて坂路にかゝれはいよ／＼道惡しく、山深くして幽寂た

り。茅、すゝき生ひ茂りて藤かつら、蘿かつら足にまとひ、薔薇袂を閉て歩みかたく、手引の者を先きに立て叢を薙き苅りて次第に登るに路いよ〳〵さかしく、杖を力に行きはこび亀田領に入るにいよ〳〵坂路なり。藪蚊の多く群れ集りて身を責め刺し、わけて上々様方には御草鞋召も今を始てなれは、夫々に取り始末とゝのわす、脚袢、股引等の御用意さへ至急なれは間に合はすして、御身足は藪蚊にさゝれて血の流れ出るを見るの哀れさ、云ふも中々云ひ盡きす、昔源平の亂の節も落人のかくあらんかと不思袖をぬらしける。信和はふと心付、頭巻の木綿を四ツに割きて御雨方の御身足に巻き蚊にさゝるゝを防き、雨はいよ〳〵降り強く、傘をさしかざせは山上風はけしく折れて用立かたく、予か著たる毛氈をぬきて御著せなとしてよう〳〵登り、雨にぬれ雫をしぼり〳〵て行き運ひ又登るに、漸く頂嶺とをぼしき處に出たり。本莊の城家も目の下に見へ、本莊の城下を見るも是終りなりと胸の哀れを上々様方へさとられましと、泪をかくす手拭もしほる斗りにぬれにぬれけれは、又雨降りつゝき折々霞みて見へす。是に一句をのふる、『哀れさや身にしむ雨をふりかへり見てもあとなき夢の世の中。』又『あわれさや尾花に添ゆる雨の道。』國境なごりと暫くは休すらへ後れたるを待ち合せ飢をしのき、腰に付たるを食し終れはとて湯茶はさらなり水たにもなく、又霞み晴るれは城中も見へ渡る、夫を見なからうしろに、東をさし北をさし下り、哀と云ふもことわりなり。雨はいよ〳〵降り強く、足すへりて踏み止めかたくなやみ、木の根、藤の根に足を止めて靜に下る少しき道あり。又溪ふかく木茂りて暗らく道たにもわか

す、段々下るに遂に岩ノ目苧小屋根村と云ふ所に出る。里人に問へは、小友澤より此村まては五里に近かしと云ふ。哀を添へて山坂を越し、面白からぬ旅路なれは足の運ひもはか取らす、七ツ（午後四時）下りにほの暗らき旅の勞れもいとゝまし、貧しき家に宿りを設け哀を添へて一句をのふる。『君を始め苧小屋の糸の哀れさは細き住居に一夜明さん。』又、小鳥の親と子か群れ集りてよねんなく泊り賑ふをうらやみて、『雀子や泊り賑ふ秋の暮。』爰に一夜を明し上と下とのへたてもあらす、敷物とてもなければ身にまとうたる衣類の儘にてふせり少しまどろむ共なきに、敵の追ひ寄せ來るやと聞諸手一同に起き上り、ろく〳〵飯たにもたべずにわかに立越へ羽廣村と云ふに至る。此の處も賊地龜田領なり。上々樣方には別て御勞れつよく御歩みさへならす、御氣のふさきと積つかへ、藥なと度々に上て養へと中々に御氣の休は更になければ、御食糧は更なり水たにも通ふらず。如何はせんと、八ツ半頃（午後三時頃）此の村の御本陣名主鈴木勘十郎方へ相頼み御泊りに定む。敵地なれはいさゝかも心の休む時たにもなし。夜は本莊のあてに天をこかす斗りに火の手見ゆるに生きたる心地こそなし。猶先々も諸所に火の手見へ、いかゝはせんと死を決して此村に二タ夜を滯留す。又々賊の追ひ擊に攻め寄せ來るの報知とて、井出章造息信（やすのぶ）秋田領矢澤木村より御注進として引返し歸り來る。『君公には既に矢澤木村を御出立なれは御氣遣ひはなし。只今上々樣方には御出發なくは一大事の場合なり、是非々々速に御發足あれ。』と實心にてのへけれと、御不快にて中々御出足も覺束なし。駕籠と云ふもなければ馬は猶更かす者なし。乍去爰は賊地な

り、今一里半斗りにて秋田味方領矢澤木村と云ふに可被參、是非に速に賊地を御離れ可然と再三の忠言に、無據急に夫々仕度をとゝのへ此村を御出足被遊候。保呂羽山の麓道甚た惡しく、此頃の雨つゝき故一ト足も踏み出す事さへならす、手を引き肩にかけてよろ〳〵として通りける。又一句をのふる『靄の賊追ひ退そくる誠あらはわしの保呂羽の神と祈らん。』夫よりして、漸くに賊地を難なく離れ秋田領矢澤木村へ至る。當村の宗覺寺に立寄たり。政鑑公には此寺より昨日御出足なと聞き、一ト先賊地を離れ秋田官軍味方地へ御立越なれは、藩士一統御供の面々も安ンき致し氣のゆるみしか、道の傍らに倒れて伏せる者なとあり。馬、駕籠さへきかす（街道は皆ふさかりて通らす田畑道の間道を通る故也）歩むさへよう〳〵なれは、別て上々樣方には御勞れ強く一足さへ踏み出す事ならす、村長に頼みて箱雪車を出させ、其中に御兩方樣を御入れなさしてよう〳〵に落合村と云ふに至る。夫より舟にて大澤村に上る。いそけと〳〵、はか取らす、火の暗きころ外小友村に著す。爰には佐竹公の御馳走として御迎ひの御人數立派なる駕籠持參、本莊藩御用人軍事御用掛兼服部平右衛門付添へ來る。則當村萬右衛門方へ御止宿にて御叮寧の御取扱に預り、初て生きたる心地せり。數日を經て湯に入りて浴し、身體をあらひ清めたるなり。本莊の城下よりして其苦辛中々云ふも言い盡せす。六日、七日には本莊の城下幷殿中、家中、町家共燒失天をこかす斗りに目に見へ、耳に觸れ聞き、夫を聞きなから歩むに力なく袖をぬらしよう〳〵にして是に至る。追々かけ來る者に問へは、八日には岩城左京始として龜田の藩士莊内へ落入、賊徒共へ勢ひを合せ戰ふなと

ゝ聞もいま〳〵しき事なり。亀田領羽廣村へ御滯留の折り、井出章造の注進なければ上々樣には必す擒にせられん、其苦戰死傷も多からんに、井出氏の忠言を用ひたれはこそ安々と秋田表へ著しける。
同十日、政鑑公幷御供の面々秋田郭中御東家佐竹將監御屋敷へ御著、同十一日貞壽院樣御始奥方幷上々樣方幷に御供の面々、夕方秋田城下へ御著なり。漸くして一統安堵致し恭康歡喜と恐悅申上候。表方の面々は秋田茶町幸野治右衞門方へ落付止宿となる。其外御家門方幷御役方、御近習共不殘御東家へ止宿候事。不取敢御三卿御旅館御總督府へ御屆申上候。左文、

八月

兵庫頭居城近く賊徒追々差迫り候處、參謀衆之御差圖に依て居城立退、八月十日夜佐竹右京大夫殿家來佐竹將監方へ到著仕候。尤家來之者共追々至急可仕候。先以不取敢御屆申上候以上。

御總督府江。

八月六日兵庫頭居城近く賊兵差し迫り候處、官軍御人數も追々御引揚に相成候。依て御差圖も有之に付居城立退き、城內外爲取締重役其外兵役殘置候處、賊兵諸處へ相顯れ及炮戰候得共迚も小勢にて難防、無據城內自燒之上家來引揚退散仕候。

其節死傷左之通り。

七月十三日小砂川口戰爭の節手負人四人

七月十六日三崎口死傷の者三人
八月六日矢島口手負の者二人
八月八日城下戰爭死傷の者六人。
右の通御座候。此段御屆申上候以上。
八　月　　　　　　　　　　六鄕兵庫頭家來　隊長　伊東彌左衞門。
本莊城中自燒引揚の後、賊亂入放火燒亡之箇處左之通り。
士屋數百三十六軒。　寺壹宇。
城下町家兵火燒亡
家數五百三十八軒、土藏五十三軒、小屋物置二百二十三棟。
濱の手琴ケ浦村、室澤村、三ッ森村、芹田村、黑河村、中野村、汐越村兵火燒亡
家數九十六軒、土藏四棟、小屋物置七十九棟、寺六宇。
右は本莊領の分、潛伏之者取調へ報知に付御屆申上候也。
潛伏の內二十一人本莊アマハキ村より舟にて秋田表へ上陸す。
一、莊內、仙臺、米澤、會津等の諸賊龜田城下に屯集、强勢にて秋田城を責め落さんと謀る。濱手は道川宿長濱村邊へ迫り、官軍勢秋田領新屋驛へ引揚け宿陣す。秋田、龜田の境桂根邊の戰爭盛にして、發砲

の玉音日々夜々の響き、秋田郭中に居なからも寸時も安すき心なし。官軍加勢の人數は蒸汽船にて西國邊より秋田表へ日々に走せ集る。

信和は君公の御供にて秋田表へ入り、夫より又々官軍大病院へ入院す。

一、新莊口破れ米澤、南部、仙臺、莊內の諸賊舟方驛より秋田領院內驛へ押し寄せ、湯澤驛、横手驛、仙北邊諸處に放火。十日、十一日、神宮寺村、刈和野驛、境村、小種驛、椿臺邊の戰爭彌々盛にして、仙、南、米澤、莊內、龜田の諸賊押入り諸處放火黒煙天に逆り、諸人皆騷擾し寸暇も安き心なく、官軍勢薩、長、肥、筑、因、倉、長崎、大村、平戶の人數蒸汽船にて數千人秋田表へ走せ集り、其外秋田藩隊、新莊、本莊、矢島の諸隊相加り、其勢ひ鬼神の如く諸口々々に出兵す。砲器彈藥の運送休む時なし。

一、北の方は仙臺、南部の賊兵等十二所より大館の城に責め寄せ、是も開城して大和公の奧方始め家中の男女、猶亦新莊藩男女共數百人秋田表へ落ち來る。官軍方は此口へも分配相迫り、參謀衆の御下知尤も嚴重なり。戰爭の差込、諸口々々より櫛の齒を引くか如く秋田表御旅館御三卿への注進、早駕籠の聲も耳を驚かす迄なり。手負死傷之人々も追々大病院へ送り來る。

一、秋田表御旅館において御三卿樣より御沙汰に付、八月二十日本莊藩隊長六郷大學手一中隊秋田表出兵可致被仰付。則出兵に付、折柄政鑑公御宿處なる御東家御玄關に被爲入、出兵の人數へ御直達し左の通り。

當時愈々一同にも心得之通り如何にも殘念堪え兼、猶此上勤王第一に相心得、先祖代々我等に至迄多年主從之誠義を相辨へ、上下一和乍太儀一入憤發致し、成功の上は乾度恩賞を與ふへし。何分にも賴み入、出兵別て太儀。

終て隊長大學を近く被召、御手つから備前兼光の短刀を被下候。夫より直々秋田表出足、左手子村へ繰り込み秋田藩澁江內膳隊へ合兵の處、賊ツナキ村へ據り高尾山へ攀登り淀川を隔てゝ互に砲戰、日夜大小銃の聲更に止む時なく、同二十三日秋田藩玉生六郎、同信田內藏之助の兩手守り口月山より、強首村へ襲來賊三百人餘相越し候報知に付、不取敢本莊藩の內野邊壽吉郎手半小隊、秋田隊の內瀧德之進手一小隊行八坂へ繰込み要地を見立候處、賊より發砲に付應砲の處狼狽して逃け去る。翌二十四日朝に至りても敵兵更に相見へす。依て同處守衞秋田藩玉生六郎、信田內藏之助の兩手左手子村へ歸陣にて進擊の報知相待候。同二十九日未明秋田藩宇佐美慶吾手一小隊、本莊藩戶蒔四郎右衞門手半小隊合兵、左手子村より川をわたり高尾山を越へ進擊の處、賊兵路の傍萱原の中に埋伏發砲に付不取敢砲戰、ツナキ村肝煎宅賊の根據へ放火敵兵追ひ退け元陣所へ繰り揚け、九月一日副參謀方杉山新五右衞門の差圖にて、秋田藩並本莊藩の兩隊交番中小種村、焦土村へ野陣、賊兵川向杉林に屯集し日夜川を隔てゝ砲戰す。同八日辰の刻頃午前七時敵多勢にて川上を涉り襲來、秋田藩戶村大學守り口破れ上野村へ襲ひ渡り候に付、本莊藩隊防戰せるも賊兵大勢にて先手上野村を襲ひ放火、秋田藩梅津千代吉隊の守り口フクベラ

村を襲ふの勢ひ故、本莊藩隊憤戰敵の横合より攻撃いたし、賊清水木村の林中並山上より烈しく發砲アラハ村より横渡小種村へ襲來、本莊藩隊孤勢前後に敵を受け進退自由を失ひ、不得已同處萱山並林中へ繰り揚け砲戰いたし候內、敵俄に背後の山手へ廻り候樣相見へ候に付、人數分配賊の左右の山野より合撃賊兵追ひ退け候內、土淵村在陣の筑州藩大野忠右衞門手應援として繰込み、合兵にて本街道、山手兩道より進撃小種村へ屯集の賊兵を横合より砲撃の處、賊多勢埋伏俄に發砲に付、筑州藩、本莊藩の兩隊の勢必死と決戰鬭を作りて合撃候內、賊の一隊は間道より淀川を下り秋田藩玉生六郎手陣處へ襲來放火、賊兵俄かに山の手川の手より味方の背路に迫り頻りに苦戰不得止次第に立至りたり。折柄參謀方の御差圖に依て惣勢引揚け、本莊藩隊は種澤村へ繰上候處、爰に本莊藩士生守格造、鎌田道一郎、石川音之丞の三人は不思深入して賊地へ潛伏し、暗夜に立越へ不計川口村邊にて賊に出會ひ、一人を截り倒し候處殘賊逃け去る。猶追掛け三人斗りに手疵を負せ候處、生守、鎌田兩人もいたく疵を受け、殊に暗夜故更に賊の行衞を不辨立歸る。石川は深手を負ひ終に死す。同九日、秋田藩澁江內膳隊へ本莊隊合兵椿川迄繰上候處、參謀杉山新五右衞門差圖にて本莊藩隊は同夜安養寺村へ陣替へ、筑州藩隊へ合兵す。本莊藩士柴田恭輔は小荷駄奉行を相勤め居り、椿川引上の節賊多勢速急に山の手より發砲烈しく、參謀方御差圖にて安養寺村へ引上け陣替の節、是亦速急にて小荷駄引揚け鄉夫も間に不合、砲器共自身負ひ運ひ、砲丸頭上雨霰の如く飛來せるも何れも命全し。同十日辰の刻頃（午前七時）賊安養寺村向山より多勢襲

來に付、筑州藩並に本莊藩の兩隊椿臺へ繰出し軍配に隨ひ攻擊決戰せるも、賊兵烈しく押し來り要地ヌカツカ森取り合の處、先きに登りたる味方の兵苦戰に及ひ、何も死を今日と定め血戰盡力攻擊の處へ、應援として薩州藩大隊鬼神の如く繰込來り、惣勢共皆勇み立ち發砲して押進み、猶參謀方の御軍配も一トきは烈しく下知を下し諸隊必死と攻擊の處、忽ち賊兵を十餘丁斗り追ひ返し、旣に夜に入り砲戰追ひつめ候處にて野陣、此日も死傷少なからす取調候なり。同十一日、本莊藩隊古郡七左衞門手、幡江三十郎、鷹谷太郎左衞門手、山田源右衞門手繰込み合兵未明より攻擊、薩州、秋田の兩隊共攻擊しヌカツカ森を責め取る。賊兵を追擊せしに、賊兵多勢と雖もさゝゑ兼終に澤中に退く。味方諸方より發砲攻擊して大に勝利、夜に入り諸手共野陣、諸手死傷不少取調へたり。

同十二日、早天より賊兵籏を押し建來り候に付、本莊藩隊守り場より放擊打斃し候。殘兵逃け去り更に不顯終日探索、其夜も野陣。同十三日、平尾鳥村迄繰込み賊兵狼狽して退去し、諸手追擊す。猶諸藩の隊勢諸口々々へ分配にて軍令嚴重に定む。

同日本莊藩隊長、御三卿樣御旅館へ御呼出しにて金三千兩御下賜に相成り、其書は左に、

六　鄕　兵　庫　頭江

其藩の人民賊徒に被致燒失塗炭之苦を受け、此地え逋來之趣相聞え憫然に被思召。依て金三千兩下し賜ひ候事。

九月十三日。

右に付、政鑑公へ付添秋田表へ來り出兵の者は不及申、不殘へ分配被下候事（信和大病院勤務中にて金三兩分配被下候。）

同十三日、濱手新屋驛口長濱村戰爭の節、秋藩今宮大學手賊の首長打取新屋驛に梟首。制札左の通り。

莊內松山の家來毛呂太郎太夫

右之者事、本家酒井左衞門の逆心に黨與いたし罪なき人民を苦しめ、官軍に敵對なし重罪免しかたく依て梟首にかくるもの也。

辰九月　　官軍。

同日三首同處へ梟首有之、左文。

莊內酒井左衞門家來三首

右之者事主人の逆意を助け境外え出、ほしい儘に民家を荒し妄賊の者故、見せしめのため梟首にかくる者也。

辰九月　　官軍。

一、九月十八日諸口諸藩隊、軍令嚴重諸口共惣進擊の手筈に相定め椿臺口攻擊の處、官軍方の詐謀に落ち入り仙賊莊賊昧方討にて賊兵死する者算なし。官軍勝に乘して追擊の處、道々斃死する者凡八百餘、死骸山をなしたり。官軍方彌々勢強く押し拂ひたり。賊兵等官軍に尾擊せられ諸口の醜類急に退去

し、龜田城に屯集の賊等も防くに力盡き、龜賊等騷擾哭泣して君臣道を失ひ散亂す。長少の男女老弱共背に負ひ手を引き、杖を力に莊內さして逃け去る者道を連ねて幾百人、泣血嗬呌の聲も山に響き悲哀形體の見苦しき事譬ふるに者なし。官軍は肥藩、秋藩合兵攻擊す。同二十日參謀方の差圖にて新莊、本莊の兩隊合兵確澤村へ繰込み居候處、龜田城放火落城の報知有之探索の處、黑煙天に逆り忽ち燒亡す。肥州、秋田の兩隊繰込み攻擊勝利を得。同二十一日、早天より本莊藩隊繰込み淀川を渡り高尾山を越し、君川村迄繰込候得共賊兵更に相見へす。直に間道より龜田城下に入り、同二十二日本莊隊取調へ引續ひ、諸隊共本莊城下へ繰り入りたり。

是より惣勢諸隊共莊內へ攻め入るの軍令にて、同二十三日諸手諸隊共本莊領汐越驛迄繰込み、同二十七日令を下して諸手共惣進擊の手筈、軍配法令嚴重に定め本街道より莊內領大須鄉村より觀音森へ討入、先鋒秋藩岡谷兵馬一小隊、後陣肥藩六小隊、應援筑州藩五小隊、莊內領小砂川村へ討入の手は先鋒肥藩四小隊、二陣秋藩荒川久太郎一中隊、三陣本莊藩一中隊、應援は因州藩三小隊、觀音森討入の手は肥藩、秋藩の兩隊先鋒夫々に軍法を定め、後陣合兵諸口々々より惣進擊、必死血戰攻擊砲戰の都合にて砲戰候處、味方の剛强、官軍の勢に恐れたるか更に對砲もなく逃避す。然る處同二十八日、莊賊今曉因州陣所へ降伏歎願書差出し候に付、一ト先つ元陣所へ繰上候樣攻擊の半途に報知に付惣勢諸隊繰上候處、參謀方御差圖に付秋田、本莊兩隊合兵賊地小砂川村、焦土村へ繰り込み野陣。同二十九日本莊隊莊內領吹浦驛

へくり込み、翌十月一日酒田表へ諸手諸隊共不殘繰込み、參謀方より諸隊へ御差圖に付諸手諸隊不殘滯陣す。同五日莊賊開城謝罪降伏に付、各藩共一ト先つ國表へ引揚けの御沙汰に付、同六日本莊藩酒田表早天引揚候。同八日本莊表へ凱陣いたし候事。

官軍諸手死傷も不少候得共、本莊藩隊死傷の者左の通り及御屆候也。

九月十日安養寺村戰爭死傷の者四人。九月十一日上野臺討死の者二人。

右之通り御座候。此段御屆申上候也。

一、會津容保賊首の始として仙、莊、米、南其外龜賊、越後の諸賊朝敵等も皆々開城謝罪降伏恐懼して謹愼、只嚴刑を待つのみ也。

一、九月二十五日、秋田表於御旅館て御三卿より政鑑公へ本領安堵の義御達を請け御暇を賜はり、同二十六日本莊表より物頭古瀨太郎右衞門銃隊引き供し爲御迎秋田表え被參候。政鑑公へ御目見被仰付太儀の旨御詞にて、直々御籏天朝の日の丸の籏守衞御供候樣の御沙汰也。

同二十七日、政鑑公秋田表御東家佐竹將監殿御屋敷より御出馬、天朝の御籏を先に建て銃隊にて三小隊餘、君公には御馬にて御近習、御馬廻り御供の面々嚴重新屋驛御本陣え御泊りなり。同二十八日前同斷早天御出馬、本莊表より御迎として人數追々途中迄來る。夕方本莊大渡口え御休み、惣士不殘手提燈にて御馬廻りへも高張を照らし目出度御入國也。

御城中共總て御見廻り、御假御殿八幡寺え御到著被遊候。諸士の面々、御供の方々、并に卒の者一統恐悅申上候事。此時又君を悅して、

道草もさんと拍子のをさもよく是も皇國の末の御神樂。

御假御殿詰の外は面々宿處へ歸られたり。何んさなく國中も賑々しく見へたり。

此時信和にも君の御供にて國に歸り、其夜は君の御側にありて種々の話も不盡、翌二十九日住家に至りて見れは家宅は不殘兵火にて燒亡、庭木に至る迄何に一ッ殘る物なし。妻の行衞を尋るに藤崎の知り合方へ潜み居るとの事、早くも尋來り久々にて對面、互に無事なる顏を見てうれし泪に袖をぬらしけり。立退の事など話不盡、妻は六鄕宇源治殿の娘なれは共に當分の住所を定め同居せしなり。

一、十月一日、貞壽院樣并奧方始御附女中共、秋田表御出駕にて御假御殿へ御著と相成候事。其外御連枝方共なり。

一、諸賊首謀人會津容保始罸典、家名斷絕或は城地召上并に土地替、且減高又は隱居謹愼の者合て二十三名、其外叛逆首謀の家來斷截處置の者。

一、官軍勤王依叡感而賞典、官位昇進、增祿、薩長土肥を始として萬石以上賞典の面々共合て五百七十一名、其外軍務官勤仕の面々并死傷の者え賞與。

一、明治元戊辰年奧州羽州戰爭、本莊藩七月十三日小砂川村より三崎口出兵九月十一日迄、并秋田椿臺

より上野戰爭迄、死傷手負の面々左に、

七月十三日小砂川口戰爭

小隊司令松澤順左衞門手　深手 佐藤信治　深手 石垣菊助

半隊司令井上十太夫手　手負 鈴木雄次郎　手負 柴田富作。

七月十六日三崎口戰爭

半隊司令同處　深手終に死す 山田雄五郎

小隊司令松澤順左衞門手　討死 和田幸作。

八月八日本莊城下戰爭

討死 重役 金澤權太夫　討死 用人 石垣甚五右衞門　討死 平士 鎌田志馬司

討死 平士 早坂嶺右衞門　討死 從者 遠田房吉　手負 平士 作左部作四郎。

同日矢島口戰爭

深手 平士嚮導方 增川右近太郎　手負 平士嚮導方 二見莊兵衞。

九月八日秋田中小種口戰爭

深手 終に死す 小隊司令 松本銃助　金創深手 嚮導方 生守格造

金創深手 嚮導方 鎌田道一郎　同深手終に死す 石川音之丞　手負 平士 高橋友吉。

九月十日安養寺戰爭

戰死　齋藤五助　深手終に死す平士　作左部林之丞　手負平士　太平藤之助。

九月十一日上野臺戰爭

戰死半隊司令　井上十太夫　戰死平士　岡部雄之助　戰死　鄉　夫。

死傷者合て二十五人。

右之面々其都度御屆に相成候也。

一、奥羽越の間に於て降伏せし諸藩主は親戚、或は便宜の諸侯に預けられ、夫より百官諸士を集めて處分を議せられ、其後詔書して曰、

賞罰は天下の大典　朕一人の私すへきにあらす、宜しく天下の衆議を集め至正公平、毫釐も誤りなきに決すへし。今松平容保を始め伊達慶邦等の如き、百官將士をして議せしむるに各々少しく異同ありと雖も、其罪均しく逆科にあり宜しく嚴刑に處すへし、就中容保の罪天人共に怒る處死も尙餘罪ありと奏す。　朕熟々之を按するに、政敎世に洽く名義人心に明かなれは、固より亂臣賊子なかるへし。今や　朕不德にして敎化の道未た立たす、加之七百年來紀綱振はす名義乖亂、弊習の因て來る處久し。抑容保の如きは門閥に長し人爵を假有する者、今日の逆謀彼一人の爲す所にあらす、必す首謀の臣あり。　朕因て斷して曰く、其實を推て其名を恕し、其情を憐んて其法を假し、容保の死一等を宥して首

謀の者を誅し、以て非常の寛典に處せん。朕亦將に自今親ら勵精、治を圖り敎化を國內に布し、德威を海外に輝かさん事を欲す。汝百官其之を體せよ。

一、既に此の如き詔書なれは松平容保は池田中將へ、息男喜德は有馬中將へ永御預けにて、且叛逆首謀の者を調へて差出すへき旨命せられ、又伊達慶邦は會津征討の命を奉しなから却て會津に與し、剩さへ奥羽の諸藩連合私盟するの魁首となり、其上參謀世良修藏を殺害し屢々王師に抗する科に依り、城地召上られ東京に於て謹愼を命せらる。然れとも出格の至仁に依り家名立下され、更に舊城にて二十八萬石を賜ひ、且叛逆首謀の者を差出すへき旨命せられ、其外南部、上杉以下二十三藩の死一等を宥して各藩に幽し其封三分の一を削られ、是に至りて奥羽越の三國已に鎭定したりしかは、頓て陸奥の國を五ッに分ち磐城、岩城、陸前、陸中、陸奥となし、又出羽の國を羽前、羽後の二國に分ちたり。

一、政鑑公え一萬石增祿賞典依戰功而永世下し賜候。其文左に、

六郷兵庫頭江

奥羽諸藩反覆賊に與し逆焰方に熾なるの折柄、小藩を以て斷然方向を決し不顧艱難孤所奮戰、藩屏之任を遂け候段叡感不淺。仍而爲其賞一萬石下し賜ひ候事。

六月　　行政官。

六郷兵庫頭江

高一萬石　依戰功永世下賜候事。
明治二己巳年六月。
佐竹中將江

勤王之義を守り賊中に屹立、官軍を迎え金穀供給各所數十戰、藩屛之任を遂候段叡感不淺。仍而爲其賞二萬石下賜候事。
六　月。
佐竹常丸江

戊辰之秋旣に方向を決し、宗藩と協力各所戰爭を遂候段神妙に被思食。仍て爲其慰勞目錄之通下賜候事。
六　月。

一、賊罰之面々左之通り。
一　奧州會津城主高二十八萬石會津容保は城地召上家名斷絕、池田中將へ永預。同嫡子喜德は有馬中將へ永預。容保家來叛逆首謀處置刎首萱野權兵衞、田中土佐、神保內藏之助。後陸奧戸南に於て三萬石賜家名立。
一　奧州仙臺の城主六十二萬五千六百石伊達慶邦は領地引上、更に二十八萬石を賜ひ仙臺城御預隱

居。慶邦家來叛逆首謀刎首但木土佐、坂英力。

一 莊內鶴岡城主高十七萬石酒井忠篤は城地引上、更に十二萬石を賜ひ隱居土地替、但し土地の儀は追て被仰付候事。後鶴岡の城御預、後大原と唱。忠篤家來叛逆首謀刎首石原倉右衞門。

一 南部盛岡の城主高二十萬石南部利剛は城地引上、更に十三萬石を賜ひ隱居土地替、但し土地の儀は追て被仰付候事。後盛岡の城御預。利剛家來叛逆首謀刎首楢山佐渡。

一 二本松城主高十萬七百石丹羽長國は領地引上、更に五萬石を賜ひ隱居、二本松城御預。長國家來叛逆首謀刎首丹羽一學、丹羽新十郎。

一 棚倉城主高十萬石阿部正靜は領地引上、更に六萬石を賜ひ隱居棚倉城御預。正靜家來叛逆首謀刎首阿部內膳。

一 奧州湯長谷高一萬五千石內藤政養は、高の內千石引上隱居。

一 米澤城主高十八萬五千二百石上杉齊憲は、高の內四萬石引上隱居。

一 天童高二萬石織田信敏は、高の內二千石引上隱居。

一 上ノ山高三萬石松平信庸は、高の內三千石引上隱居。

一　長岡高七萬四千石牧野忠訓は領地引上、更に二萬四千石を賜ひ隱居長岡城御預。長訓家來叛逆首謀列首河井繼之助、山本帶刀。
一　福島高三萬石板倉勝尙は、高の內二千石引上土地替隱居。
一　奧州泉高二萬石本多忠紀は、高の內二千石引上隱居。
一　一ノ關高三萬石田村邦榮は、高の內三千石引上隱居。
一　下總關宿高四萬八千石久世廣文は、高の內五千石引上隱居。
一　同結城高一萬八千石水野勝知は、高の內千石引上隱居。
一　上總請西高一萬石林忠崇は城地召上家名斷絕、小笠原中務大輔へ永預。
一　越後村松高三萬石堀直賀は隱居。
一　山形高五萬石水野和泉守は謹愼。
一　莊內松山高二萬五千石酒井忠良は、高の內二千五百石引上隱居。
一、明治元年以來の軍功を賞せられ、二年六月二日勅語ありて賞典祿宮位升進且賞金を賜ひたる面々。

一　兵部卿宮	千五百石	一　太宰師宮	千二百石
一　九條左大臣	八百石	一　澤三位	八百石
一　醍醐少將	六百石	一　柳原右少辨	三百石

一 岩倉新侍從　三百石
一 西園寺中納言　同
一 久我大納言　二百石
一 橋本中將　同
一 西四辻少將　同
一 四條侍從　同
一 穗波三位　百　石
一 萬里小路權右中辨　同
一 澤主水正　同
一 五條少納言　五十石
一 島津宰相中將（鹿子島七十七萬八百石）　十萬石
　權大納言從二位
一 毛利宰相中將（萩三十六萬九千石餘）　十萬石
　權大納言從二位
一 戸田釆女正（大垣十萬石）　三萬石

一 四條少將　三百石
一 正親町中將　同
一 壬生少將　二百石
一 岩倉勘解由長官　同
一 高倉贈參議　同
一 鷲尾侍從　同
一 大原少將　百　石
一 河鰭侍從　同
一 烏丸宰相　五十石
一 平松甲斐權介　同
一 島津少將　參議從三位
一 毛利少將　參議從三位
一 山內中納言（高知二十四萬二千石）　四萬石
一 池田中納言（岡山三十一萬五千二百石）　三萬石
一 大村丹後守（大村二萬七千九百七十石）　同

一 島津淡路守(佐土原二萬七千七十石) 三萬石
一 佐竹中將(秋田廿萬五千八百石餘) 二萬石
一 伊井中將(彦根廿五萬石) 同
一 鍋島少將(佐賀三十五萬七千石餘) 同
一 前田宰相中將(金澤百二萬二千七百石) 一萬五千石
一 德川三位中將(和歌山五十五萬五千石) 同
一 大關美作守(下野羽黑一萬八千石) 同
一 六郷兵庫頭 一萬石
一 津輕少將(弘前十萬石) 同
一 黑田少將(福岡五十二萬石) 同
一 秋元但馬守(舘林六萬石) 同
一 秋月長門守(日向高鍋二萬五千石) 八千石
一 吉川駿河守(岩國六萬石) 五千石
一 立花少將(柳川十一萬九千六百石) 同
一 第一親兵 六千石

一 眞田信濃守(松代十萬石) 三萬石
一 藤堂中將(津三十二萬餘石) 二萬石
一 池田少將(鳥取三十二萬五千石) 同
一 毛利右京亮(府中五萬石) 同
一 戸澤中務大輔(新莊七萬二千七百石) 一萬五千石
一 淺野中納言(廣島卌三萬六千石) 同
一 松平中納言(福井三十二萬石) 一萬石
一 榊原式部大輔(高田十五萬石) 同
一 戸田越前守(宇都宮七萬七千八百五十石) 同
一 有馬中將(久留米廿一萬石) 同
一 毛利淡路守(德山三萬八千石) 八千石
一 堀長門守(信州須坂一萬五千三石) 五千石
一 小笠原豐千代丸(小倉十五萬石) 同
一 前田稠松(富山十五萬石) 同
一 松平伊賀守(上田五萬三千石) 三千石

一 戸田丹波守（松本六萬石） 三千石
一 生駒讃岐守（矢島一萬五千二百石餘） 千石
一 生駒旬之助（イセキ地二千石） 五百石

以下諸藩の士

一 西郷吉之助 二千石
一 吉井幸助 千石
一 板垣退助 同
一 山縣狂介 六百石
一 寺島秀之助 四百五十石
一 世良周藏（仙臺にて殺害） 百五十石
一 河田五位 四百五十石
一 船越洋之助（參謀秋田へ下向） 二百石
一 桂太郎 二百五十石
一 中村半次郎 二百石
一 牧野群馬 同

一 松浦肥前守（平戸六萬千七百石） 三千石
一 仁賀保孫九郎（平澤二千石） 千石
一 仁賀保兵庫（杉山千石） 五百石
一 大村益次郎 千五百石
一 伊地知正治 千石
一 大山格之助（參謀秋田へ下向） 八百石
一 木梨精一郎（參謀秋田へ下向） 五百石
一 前山精一郎（參謀秋田へ下向） 四百五十石
一 渡邊清左衞門 同
一 香川敬三 三百石
一 高橋熊太郎 二百石
一 和田五左衞門 二百五十石
一 岩村清一郎 二百石
一 片岡源馬 五十石

一　三宮耕庵　五十石　一　新井隆之助　五十石

一　山縣小太郎　五十石　一　宮川助五郎　同

一　芳野昇太郎　同。

一、右之外目錄の通り被下候面々左に。

戊辰戰爭之役軍務勉勵神妙に被思食。仍爲其慰勞目錄之通下賜候也。

細川中將　蜂須賀中納言　市橋下總守　松平少將　本多乙次郎

堀美濃守　大給縫殿頭　牧野金丸　太田原飛驒守　松平主殿頭

池田相模守　山內薰　鍋島紀伊守　戶田淡路守　木下備中守

鳥居丹波守　相良遠江守　久松壹岐守　奧平大膳大夫　內藤若狹守

有馬兵庫頭　酒井前少將　內藤志摩守　森對馬守　一柳因幡守

加藤遠江守　佐竹常丸　池田攝津守　堀右京亮　朽木近江守

伊井右京亮　本堂式部少輔　岡田鋻之助　諏訪伊勢守　柳澤甲斐守

松平大學頭　蘆野雄之助　吉井左兵衞督　立花出雲守　大久保與七郎

松平嘉兵衞　堀田相模守　戶田長門守　德川中納言　堀田攝津守

松平攝津守　大久保中務少輔　德川少將　石川日向守　松平大和守

松井錦之進　土岐隼人正　松平左兵衛督　井上河内守　大河内刑部大輔
一柳對馬守　戸田備後守　柳澤信濃守　津輕式部少輔　松平範次郎
足利延喜久　米倉丹後守　池田萬次郎　加藤能登守　西尾隱岐守
新田滿次郎　稻田九郎兵衞　鍋島上總　吉村長兵衞　海江田武治
多久與兵衞　堀直太郎　林玖十郎　宇田栗園　小林柔吉
津田山三郎　池田德太郎　林半七　櫻井愼平　深尾三九郎
本多彌右衞門　木村三郎　姉川榮藏　伏谷又左衞門　小代淸八
安場一平　中根善次郎　楠田十左衞門　井上石見　中沼六位
高崎左京　上田雄一（監軍秋田へ下向）　中井範五郎　上田楠次
吉岡傳兵衞　山本登雲之助（監軍秋田へ下向）　島村左傳次　四宮逸作
磯部寬一郎　松尾但馬　平川和太郎　栗屋市太郎　磯部鹿之助
河田精之丞　飯田種彥　中川秀之助　淵川忠之助　田村乾太左衞門
島津登　石田榮吉　野村要助　平井小左衞門　大村右衞門
村山源七　中尾榮吉郎　安村櫻太郎　內田鎌三郎　樺山忠左衞門
西鄉愼吾　白井良三郎　土倉修理之介　荒尾駿河　二見一鷗齋

岩村左門　市川鐘次郎　澤田兵衛　唯九十九　佐藤嘉七郎
三雲爲一郎　飯田竹次郎　淺野辨藏　太田銈太郎　田中治人
根占才之進　德岡衆祐　大野忠右衛門　藤村四郎　田中太郎左衛門
松平源太郎　西尾遠江介　田崎敬助　岩崎誠之助　森左馬介
竹野虎太　山本次郎　長谷川邦之助　松島和助　河田弘藏
大山壯太郎　上野他吉郎　牟田口德太郎　筑波小次郎　米山半兵衛
樋口干城　秦泰之進　納富郁太郎　林馬太郎九　磯谷小右衛門
豐永貫一郎　木呂子善兵衛　杉山新五右衛門（監軍秋田表へ下向）　花房勝之進
岩上角右衛門　藤川能登　安永又吉　大谷斧次郎　熊谷武五郎
和田藤之進　西直八郎　岸良彥七　添田清左衛門　中安泰治
井石忠兵衛　松田治郎兵衛　朝倉孫右衛門　永山巳一郎　菅野角兵衛
馬渡作次郎　鎌田英三郎　福島禮助　藤村祿平　高津愼一
井後最平　大音龍太郎　柴山文平　橋本正人　大口莊左衛門
渡邊祐次郎　福岡喜四郎　平方治三太　多々良勝吉郎　平坂新八郎
田邊健輔　横手文之進　津金甲太　三田昇馬　酒井元右衛門

松浦多門　臼井良吉　杉岡勇馬　近藤丈右衞門　大河原作兵衞
中村謙太郎　關新平　石井大作　光增三郎　館山善左衞門
岡本路之助　堀江提一郎　吉田俊男　德久幸次郎　三宅寅之助
森鐘次郎　有馬意運（大病院醫頭取秋田下向）　椋木順快（同醫頭取）
佐治碩庵（同醫頭取）　佐藤進（同醫頭）　井口貫七
關寛齋　山科能登介　錦部內記　西尾淸彥　水田健吾
井上勝彌　松尾伯耆　中川對馬　松室伊豫　板場右馬介
祓川備中　池田莊三郞　加茂水穗　桑原虎次郎　小國覺之助
藤井源五郎　久野喜兵衞　鈴木孝平。
長崎振遠隊　軍務官斷金隊　同官元徵兵七番隊　同官元第二親。
其他戰爭死傷之者え。
官賞の者合て五百七十一人、外に官隊賊罰の者合て二十三人。
御賞典石にて賜る者九十八名、此高合て七十二萬千八百五十石也。
賊罰引上石高合て九十五萬八千六百石也。
一、明治三庚午年春、駿河國安倍郡にて七十萬石駿河城德川從三位家達え賜る。

人王五十六代清和天皇六代伊豫守源賴義、長男義家、義國、義重、義季、德川四郎十六代贈大納言源廣忠卿、長男家康征夷大將軍從一位右大臣、秀忠、家光、家綱、綱吉、家宣、家繼、吉宗、家重、家基、家治、家齊、家慶、家定、慶喜、明治元戊辰年政權返上後家達え駿河城を御預と成る。後靜岡縣是也。德川家江戸城八百萬石と唱へたり。明治四年辛未年十一月三日諸國廢藩全く郡縣と成る。

抑戊辰戰爭の根原を尋るに、德川家十五代太平の久しきに慣れ、驕奢日に增長し武威權勢は彌々振ひ起り、甚しきに至りては幕府あるを知りて朝廷あるを知らさるに至れり。然るに水戸老公始高山彥九郎、蒲生君平、賴山陽等草莽の諸士慷慨勤王の說を唱ふる者陸續として相顯はる。折柄米人ペルリなる者、始めて浦賀に渡來して通商貿易を請ふにぞ、勅許を得すして恣に開港を許せるより人心紛々として大に激動し、勤王鎖港攘夷等の說を主張せる者益々多く、遂に愛國の情に迫り大老を櫻田門外に斬殺し、又坂下の變あり、或は大和、但馬の結黨、或は大平、筑波の私盟、或は嵯峨、山崎の戰爭起り、次て防長征伐等の擾亂を生し東に西に亂れ、闔國一日も安靜ならす。物價は益々騰貴し人民の困苦は愈々迫り、告るなき極度に至れり。依て慶應三丁卯年十月將軍慶喜、當時勢の已むへからさるを察し將軍職を辭して大政を返上せられたり。然るに會津城主松平容保、德川家を再興せんと暴論を張り姦謀を運らし、煽動さるゝに大小名各々方向を定め兼、或は防御を主として官軍を防かんと云ふ有り、或は降伏の外なしと云ふもありて、進退是に極る者は十中に八九なるへし。是戊辰戰爭の起るの原因なるへし。偖て東臺

の戰爭、兩野兩總の轉戰、次て北越奥羽の亂戰、北海道函館の役、佐賀、熊本、萩の事變、臺灣の遠征、西南の妖雲、內務卿の暗殺、韓人我公使館を襲ふ等に至る。今や全く太平に歸し、萬民鼓腹の御代とは此の事なるへし。患あれは又悅ひあり、かゝる嬉しさに戰爭の艱難辛苦を忘れて驕奢に長し、國を亡し身を失ふ者少なからす。戰爭艱苦の心をくんで後に記すも是信和か意なり。

扨て戰國の時は將士兵千辛萬苦して晝夜片時も安き心なし。父母兄弟妻子、諸親類も皆散り々々に離散するのみならす、其親戚故舊を始め劍難横道は皆常の事にて、貴人高位の人も飮食衣服飢寒を凌くまてなり、やゝもすれは飢食の難あり。ましてや諸士は云ふも更なり、其有樣を思ひなは、外に樂みを求むるに及はすして今日の治世太平安穩を樂むへし。二百年以來治まれる御代には海のはざま、山のはざま迄干戈を袋にして腹鼓し、何の氣つかひもなく不足なき世には、軍と云ふ事は艸草紙の物語りにて見るなくさみものにして、父祖の物語りも皆語り傳へのみなれは、其世の有樣今思ひやりても中々に察し届かぬ事なり。されは苦しみを經ねは樂しみを知らすと云へは、十か一二を思ひやりて、片端書綴りて今日の無事を樂み返り見んとす。先つ軍勢の催促ありて首途する時は、生きて再ひ歸らぬ別なれは、老ひたる父母、妻子の歎き思ひやるも堪へ兼ぬるへし。胸の內いか計りなるへきや、一ト足も踏み出すより今を限りの名殘ともなれは、心强も跡をも歸見もせす。扨は押し行く道は險難切所共云はす、今や敵の寄來るか、彼の山森の陰に敵の伏兵やあるかと安き心もなく、晝の飯は腰に付たる飯ばかりに生味噌の

菜にても有るは能き分なり。道の傍に著呉坐を布きて喰ひ終れはとて湯茶は更なり、水だにも飲む事能はす。又やかて押し行きつゝ陣營に著きても早速に小屋に入りて休む事もならす、先つ竹木を切り集め小屋を掛け、細引抔渡して澁紙幕等にて天井四方を圍ひ、布物とてもなけれは土の上に艸萱なとを苅りて敷き、又荷むしろ、著呉坐なとも敷て居る計りなり。扨て又水汲み米炊しく事も夫々の器物なけれは、玄米飯に味噌と鹽とを入れてかきたて、夫を汁となし是を食して飢を助るのみなり。夫れも時によりては、一日二日も食せさる事も多かるへし。生米を其儘食ふ事もあるへし。兵糧につまりては人肉、牛馬の肉、木の實、榧實、艸木の若葉を食して飢を助け、又山川切所險難數里の道を越して、草臥勞れても湯に浴して草臥を癒すと云ふ事もなく、夜中とても夜討の氣遣にて、著込の儘砲器を枕として少しまとろむ計りなり。夜具とてもなけれは寒さ時も堪へかたく、夏は蚊に責られ幾夜もまぶたも合さぬ勝なり。冬は寒に凌きかたく凍へ明し、又未たまどろむともなきに本陣より一二三番の合圖あれは、諸手一同に起き立ち飯を炊しき著具をかため出立、又昨日の如く險難切所をも嫌らわす數里を押し行き、又明くる日も暮るゝ夜も右の如くなり。扨て敵地へ入りては殊更、萬心つかひ云ふ斗りもあるましきなり。戰の場所に望みては、互に炮玉飛走る事雨霰の降る如くなり。生死瞬息の間に存亡わかるゝ堺なれは、やゝもすれは後ろ髮引かるゝ心地すへきを、義を勵まし煙りの中に迎いて進み、體を山野に洒らし義の重きを知り、恩の深きに感せずんは一歩も進まるへきにあらす。先つ今日の軍に命を失はされは又賴むへ

き身にもあらす、誠にあぢきなき有様なるへし。砲玉に打ち拔かれ手負となれは、彼は仕合なりとてはやすも皆苦辛に堪へ兼ぬる故なり。同藩伊藤太刀尾の咄を聞くに、『九月八日中小種村戰爭の時高橋友吉股を打ち拔かれたるに、彼は仕合なりと口々に恨み申も實に苦心に堪へ兼ぬる故なり。又同處にて岡部彌太郎の倅雄之助は頭中を打拔かれ卽死せしに、彼は仕合なりと皆々浦山しく申たり。』是れ自身の苦痛に堪へ忍ひかたく、生て苦しみに堪へ難き故、死して苦みを早く遁かるゝと云ふも哀れなる事ならすや。又手負して疵の暑さに膿み、風に吹かれたるなとは身に徹して嘸苦しき事ならん。又時によりては陣屋を掛る暇なく、一夜二夜なとは森林萱原の中に身を潛みかゝみ居て、荒き息キもつかすして藪蚊毒蟲に責めさゝれ、晝夜雨露にあたり寒暑に傷られ、種々樣々なる辛苦艱難云ふ斗りもなき儘に、手負せし者を浦山敷思ふは尤もなるへし。是等は皆疊の上に育つて安穩至極の心を以て推量すれは、其千辛萬苦の十か一二にもある間敷なり。今の治亂、戰爭を見てほゞ思ひやるへし。治まれる世には父母兄弟や妻子親類に至るまて飽迄食し、溫に著て雨露にあたる氣つかいもなく、千里に粮を貯へすしても飢る事なく凍へる事もなく、分に應して召使ふ者も有れは手足を使う勞れもかろく、何ニ一トツ不足なき治世に生れたるは如何なる幸福仕合そや。亂世に生れたりせは如何はせん、晝夜共軍衣を身を固め、著込の儘山野海岸なとを我住居と致さずはならさる義なるに、天下靜謐の時代治まれる世となりては、貴きも賤きも夏は蚊帳をさけ、冬は夜具蒲團に卷かれ、朝夕の食好みなとして安樂に世を渡るは扨

もく大なる仕合かな。亂世に比ふれは、治世に生れたるを大なる幸ともして樂しまは、外に樂みを求めすして自分心の樂不足ある間敷なり。戰國の武士の千辛萬苦を思ひやりて今日の無事を樂しむへし。戰國の世なりせは如何斗りうき事つらい事のみ多からんに、斯く四海波靜に治まれる御代となれは記して後の戒ともならんか。又君恩を重く思ひ忘れす、自身驕奢の出さぬ樣其折の事をいつくまても忘れましと、本莊藩隊の出兵を見なれ聞なれたる樣々を記すは、羽後國由利郡本莊區中竪町二十九番地に住める

六十八齡　岡部道庵信和也(印)

于時明治二十三稔春日

何事も油斷をなさす自由せす足らぬをたるとするは福人。

分に過き衣裳喰ひ物好み立て奢るは家の滅亡と知れ。

上見れは思ひ出もなき身なれとも我より下の人も多ふきに。

明治元戊辰年奥羽戰爭由利郡及秋田地方にて戰死の者

一、薩州藩士幷兵卒共　三十二人　一、長州萩藩士　二十三人

一、肥州佐賀藩士　三十五人　一、筑州福岡藩士　二十六人

一、羽州秋田藩士幷兵卒　三百四十一人　一、長崎振遠隊　二　人
一、羽州新莊藩士　二十三人　一、豐前小倉藩士　二　人
一、本莊藩士　十　三　人　一、仁賀保藩士　一　人
一、日向佐土原藩士　四　人　一、鳥取藩士　五　人
一、肥前大村藩士　八　人　一、肥前平戸藩士　三　人
一、伊豫大洲藩士　三　人。

右合て五百二十一人官軍の者戰死、秋田表矢橋善良寺え墓地を設け葬る。皆碑石あり。

昭和四年七月　大山順造　校訂
　　　　　　　國本善治　校字

奧羽戰爭本莊隊出兵聞見誌終

龜田藩戊辰戰記

緒　言

一本編は家翁及梅軒佐藤翁の記錄を基礎となし、旁ら見聞者の門を叩きて其實を得、又余か記錄とを參看し補綴せしものなり。然れとも其脫漏せしもの蓋亦尠からさるへし。他日龜田想古錄を著して、以て之か拾遺となさんのみ。

一本編他藩の記事亦尠とせす。頗る蛇足に似たりと雖、當時秋田、莊內及奧羽に連絡するの終始を詳にせんと欲せは、勢之に交渉せさるを得す。後の此編を繙くもの猶廣く當時の大勢を洞觀し、以て其眞境を翫味し給へ。

一文體は努めて當時所用の例を用ふ。是亦後世文章進化の一を徵するに足らんか

一原稿の錄する處、見聞の及ふ處、或は忌諱すへきものあるに似たりと雖とも、細大網羅して之を眞書す。是敢て國の祕事を洩すと云ふにあらす、後世を欺かんことを恐れて也。

龜田藩戊辰戰記　乾

吉田潛藏編輯

慶應三年丁卯十一月大將軍德川慶喜大政奉還に付、天下の諸侯伯何れも上京なれは、我龜田藩に於ても勤王一途の方向を確守して、翌春辰正月六日重役岩城右衞門隆知江戶表へ出立。當時君公御不快故、一ト先御名代として重役大塚織部成賢上京被仰付、同月二十七日江戶表出立、二月十一日西京著、同十九日伺天機御名代之御使二條城へ罷出無滯相勤。其より總裁職、參與へ回勤、同月二十一日御用有之同處出發、晝夜程を兼て二月二十七日朝江戶御屋敷へ罷下り、委細京都の景況言上す。君には直々御上京成させらるへき思召の處、追々東海、中山兩道共關東御征討東下の官軍雲霞の如く充塡し、迚も御通行難相成旨先發の者共引戾り來り報告に付、巳を得す一ト先御歸國に御決定。三月七日晝江戶表御引拂御下向と同時に、大塚織部再御名代として上京の途に就き、品川驛止翌八日神奈川驛迄進候處、諸藩兵隊數

ヶ處警衞有之。右につき探索致候得者、强ち御上京不相成譯にも無之風故神奈川より引返し、右衞門と協議の上同夜同人江戸邸を發し、御道中まて追驅け罷下委細言上仕候處、兼て勤王一途の思召なれは同月九日下總小金井驛より御引戻、同十二日江戸御著、同十五日御發駕御上京。岩城右衞門、御用人新妻彌右衞門御供東海道筋無御滯、駿府御通行の際有栖川宮樣へ天機御伺等被爲濟、四月朔日御著京、左の宿割にて御滯京被遊。

一　御本陣無覺寺　　室町通リ上立賣上柳原南半町。

一　御供人數下宿　　上立賣通リ室町西へ入町近江屋、元誓願寺前通リ黑門西へ入俵屋、室町通リ上立賣西半町提灯屋。

同二十七日御懇願書被遊御進達候。卽左の如し。

私儀、今般王政御一新に付勤王一途に存込、爲報國勉勵仕高並相應の御用向奉伺度心得に罷在候折柄去冬御用被爲在候間早々上京可仕旨蒙王命、迅速上京仕度奉存候處、其節持病の腹痛にて難澁仕暫時御猶豫奉願上置候處、追々快方罷成候間去月十五日江戸屋布出立、去る朔日著京。同四日初參內仕（御參內の節棱鳥の御服帽子緋）奉窺天機、其他參內之度々奉窺天機候段重疊難有仕合奉存候。抑〻京著之上、御親征之御發輦被爲遊候御次第親しく奉伺、誠に以て御艱難の御時節不堪感痛深奉恐入候。從來不行届にて未た武備充實不仕候へ共、高並相應の御用蒙仰度志願に付、當今奧羽筋御鎭撫六師御征討應援之義、秋

田中將へ申談し指揮次第人數差出度奉願候。且此度叡慮被仰出候御趣意に隨ひ、家來共始領民に至る迄自分差圖を以て夫々改革仕、此上勤王之道相勵度奉存候。御用多之御時節奉願候も深奉恐入候へ共、御序を以て何卒御誓約被仰付被成下置、其上にて一ト先在所へ御暇頂戴仕、應援之心得方家來共へ專ら指揮仕度、此表爲伺御用重臣相殘置候間、前件の次第願之通被仰下置候者難有仕合奉存候。此段奉懇願候以上。

四月二十七日　　　　岩城左京大夫。

岩城左京大夫儀朝廷御復古之御趣意奉拜承、爲報國勉勵高並相應之御用向相伺度不取敢上京致し候處、追々奧羽筋不穩模樣に相聞候に付ては、以御序御誓約被仰付一刻も早く罷下、兼て御征討應援之蒙御沙汰候事故、私出兵の內へ人數差加組に戮力一方之御防をも相勤、奉安宸襟候樣精々相勵度以書面奉願候。然者左京大夫舊來重き間柄にて、既に一家同樣之義にも有之候に付於私も奉願候以上。

四月二十七日　　　　秋田中將。

亞て又閏四月十二日被成御願候。卽左の如し。

私儀、朝廷御復古之御趣意被仰出候に付、爲報國勉勵仕候存慮之次第委曲書面を以て去月中奉懇願置猶從秋田中將も副翰にて奉願置候間御差圖之程奉待上候折柄、今般御凱陣被爲遊御著輦候段恐悅至極奉存候。御沙汰に依て參內仕御祝酒頂戴、剩恐多茂玉坐近く被召寄天顏親しく奉拜、其他御誓約に

至迄蒙仰重疊難有仕合奉存候。奥羽筋追々不穩模樣傳承仕憤發罷在候處、當今に至逆徒共彌增、不容易所業及候趣從在所急使を以て申來不堪憤激、元來防禦手當不行屆には御座候得共、兼て應援之蒙御沙汰罷在候間、今般御誓約被仰付被下置候に付而者、片時も差急在所への御暇頂戴仕、御當地迅速發足在著之上、秋田中將へ申談受指揮出兵仕勤王相勤度志望に付、御多用之御時節再願仕候茂深奉恐入候へ共、前件之次第被爲聞召、願之通御差圖被成下置候者難有仕合奉存候。此段奉懇願候以上。

然る處、翌十三日御附札を以て『願之通被爲聞召屆候。依て秋田中將申談戮力一致、速に賊徒掃除之功を可奏旨被仰出候。』この御趣意を以て御暇被仰出。卽同月十六日京地御發足（岩城右衛門、大舘彥右衛門京地居殘）東海道御下向、江戸御通行の際西丸へ御登城、總督府樣へ（柳原樣橋本樣）天機御伺被仰上候。是時に當て日光街道已に戰爭始り御通行難相成、就は水戸街道より仙臺へ御囘り相成（大塚織部江戸より御供）。嚮に閏四月中重臣太平伊織、副使吉田權藏仙藩へ出張罷在候に付、御下向の報に接するや吉田權藏御出迎として五月九日仙臺出發、同十三日磐城廣野驛に於て御逢、直ちに御目通被仰付委細當時之形勢言上致候。同十七日仙府御著、翌十八日、兼て御滯陣之御兩卿へ以御使者御旅行中の伺御機嫌爲濟候。

九條殿江。　益御機嫌よく被爲成御座乍憚恐悅至極に奉存候。然者長々御滯陣當節柄御心勞奉恐察候。

今般左京大夫儀上京之上、首尾好下邑之御暇被仰出當所相通候處、御宿陣之趣拜承仕、依之御目錄之通時候御伺、旁々以使者申上候以上。

五月　　　　　　　　　　　岩城左京大夫使者　太平伊織

白絹國產二疋　交魚料白銀二枚。

醍醐殿江同文。　眞綿五把　交魚料白銀二枚。

猶又前以仙臺侯へ被仰入置候は、『向暑之砌益々御機嫌能被爲成御座珍重御儀に思召被上候。先般從御所被爲蒙仰候御趣意柄に付、別紙を以て御賴被仰進度、右時候御見舞旁以使者被仰進候。』云々。別紙『先般王政御一新に付、其許樣奧羽御觸達等之儀に付御配慮申被置候義と被思召上候。就ては勤王御遵奉之義は元より申迄も無御座、御國恩相報候は此時と被存候へ共、小藩微力累年御疲勞甚御不行屆に御座候。依之格別之御間柄と申、當時節別而諸事御添慮被仰進度、左京大夫樣從御在京先被仰越候。』云々。又御家老中へ、『先般從御所御觸達等之儀に付、萬端御手前樣にも御勤勞と存候。就ては御小藩御微力甚御不行屆に付諸事御依賴被在候。宜敷萬端被御賴度左京大夫樣從御在京先被仰付越候。』云々。先方より御使者五十嵐岱助を以て厚御答有之候。同日仙臺侯へ御參城、其以前御使者吉田權藏を以て被仰上候。『向暑之砌、陸奧守樣左京大夫樣御惣容樣益御機嫌能被爲成御座、珍重之御儀被思召上候。將又當御城下被成御旅宿候に付、時候御見舞旁々以御使者被仰上候。』別段演說書『先般は就當時勢、舊來別而御親睦之御間柄にも御座候處、白石御陣營迄御依賴旁々以御使被仰進候處、此度左京大夫樣於京師御誓約等迄御願之通首尾能被爲濟、御歸邑之御暇被仰出去月十六日京師御發足、今日當所迄御旅行被成

候處、段々被仰進候通猶就當今之時勢、御小藩御微力とは乍申積年之御寸志御貫被成度、此段厚御依賴被仰上候樣左京大夫樣被仰付候。」此際屋形樣御曹子樣へ被進候は、白麻手綱地二疋、交魚料千疋、幷に御家老中へ白麻地一反、御肴料三百疋、御馳走役へ白銀三枚なり。先方御取次熊谷齊右被仰入候上御參城之處、御父子樣御對顏有之諸事御依賴被仰上、君公には勿論、御供回に至る迄御丁寧之御馳走有之候。猶又御退出後御使者吉田權藏相勤め、『向暑之砌益御機嫌能被爲成御座珍重御儀被思召上候。將又今日左京大夫樣御登城被成候處、陸奥守樣、左京大夫樣へ寬々御對顏之上御丁寧之御饗應、且其席白鞘御刀等被進候段辱次第に被思召上候。依之右御禮以御使者被仰上候。」云々。其節天童織田侯にも御登城、何角御打合被仰談之由なり。然後翌十九日御發足笹谷筋御通行、五月二十五日無御滯龜田御著城被爲遊候。御供人數士三十人、足輕以下百一人なり。嚮に三月十四日大塚、江戶御屋敷御引拂御用掛被仰付、君夫人には同十九日江戶表御引拂、四月七日龜田御著被爲遊候。君公御著後、六月十五日御直書を以て被仰出候。

我等乍不肖、奉遇王政御一新之御盛時勤王之素志相貫度、戰爭の場合不顧道路之通塞押而上京之處、早速參內被仰付、玉座近く奉拜龍顏御誓約等萬端無滯相濟、速に歸邑之御暇被仰出、上は祖先へ對し下は士民に對し面目之至、且又於當方出兵之者何も無事解兵、一藩鎭靜勤仕有之旁以滿足不過之。乍併當節の形勢如何樣之事變も難計、就而者平生無油斷爲國家盡力可抽忠誠、夫孝悌忠信者固より、文

學之道者治亂共取分講究無之候而者臣子の名分に暗く、當世の事務を不辨而已ならす、自然と殺伐殘暴不可言之所業に相至、終に國家の大典を犯し候樣の儀於出來者歎ヶは敷候間、何も此旨相心得格別勉勵可有之者也。」と。於是一同、他に抽て格別勉勵盡力、勤王之御趣意奉戴貫徹、可奉報御國恩旨嚴重被仰出難有奉畏、一藩稍安堵の思をなせり。

吉田權藏、左の御兩家へ御使者相勤候。

十七日伊達數馬樣へ、此間於御在所出兵御見舞御使者鈴木良之進、和賀弘吉(閏四月二十三日)被進候に付、右答禮御使者、幷に此度桑名濱御出兵に付旁御使者相勤候處、御取次御屋布留主居齋藤平右衞門申聞候處、御家老佐野助左衞門を以て御挨拶被仰出候。『向暑之砌御座候へ共、數馬樣御惣容樣彌御安全被成御凌珍重思召候。然者就當時節柄仙臺桑名濱御出兵之趣、御心勞深御察思召候。將又先般は御出兵先より爲御見舞、遠路之處態々以御使者被仰進、御入念之御儀辱思召候。此段御見舞旁御挨拶以御使者被仰進候。

五月十七日　　岩城左京大夫樣御使者　吉田權藏』

同二十二日伊達藤五郎樣へ御使者、御取次大堀專七郎。『向暑之砌彌御安全被成御凌珍重御儀被存候。先達中左京大夫樣御領分被相通候節は、以御使者見事之御肴幷銘酒御贈被下厚忝奉存候。此旨可然御禮以使者申上候樣左京大夫樣被申置候。』同上。

二十二日仙臺屋形樣より御相答御使者左京大夫樣へ。

陸奥守樣御口上。向暑之砌彌御無異之旨珍重思召候。然者此頃御出之節時候御見舞旁御目錄之通被進、被入御念忝思召候。右爲御答禮御目錄之通被進候。

五月　　　　　　　　　　御使者　熊谷　齊

御目錄

御押掛　五具　御肴料千疋　一折　以上。

同日御曹子樣より同文にて御目錄の如。

御目錄

縮緬絹布　五端　御肴料千疋　一折。

先達中仙藩重役衆へ御贈物有之候處、爲御答禮左之通被下置候。

覺

縮緬絹布　二端卷

岩城右衞門殿　太平伊織殿　佐藤勘解由殿

大塚織部殿　山中齡助殿。

抑正月三日京都伏見の變動に付、幕府御征討の御布告以來、秋田侯には從御所出羽一國御鎭撫の御沙汰

を被爲蒙候由に付、二月二十八日遠藤七右衞門(御用人)、小關錄彌(御物頭)を以て、『從前々朝命御遵奉之儀は申迄も無御座候へ共、今般從御所各藩へ御沙汰之趣彌以御遵奉感戴奮勵仕候。左京大夫樣被仰付一藩擧而奉畏候へ共、積年之疲弊且小藩之微力而已深御心痛に被思召候。右に付其御許樣には舊來の御間柄、殊に御隣境と申別而御依賴被思召上候。小藩從來尊王の志叡聞に相達候樣、御取扱之儀御賴被仰上候。時宜に應御家來共に至るまて可然御指揮被下度、此段以御使者被仰上候。』且別段御重役中迄『左京大夫樣于今御在江戶日比谷御門御堅御勤、方今之形勢に相至候ては、德川御隨從と朝廷の御沙汰等有之候ては御大事至極之御場際に付、江戶御引拂被遊御下向候樣一藩衆議相決御迎人數爲御差登、昨今漸人心打合に相至候。左京大夫樣にも最早御旅行に被爲赴候半と奉存候得共、自然德川家にて差支候儀も有之候へは、早遠御擧動振御加談奉願度奉存候間、其節宜敷御取扱被下度、以前御含置之程御賴申上候。』と被仰入候處、委細御承知にて、被爲及候丈は御心添被成候樣思召候旨御返答、且御役人中よりも致承知候旨返答有候。然るに間もなく三月三日御使者岡內之丞を以て、『今般天朝より就德川慶喜叛逆のため追討、近日官軍自東海、東山、北陸三道可令進發の旨被仰出候。付ては奧羽の諸藩宜知尊王之大義、相共謀可援六師征討之勢旨御沙汰に依て、奉應勅命候儀申迄も無之、奉報御國恩候者此節と存候故、御互に御戮力之樣被成度思召候。別而御間柄之儀も候間御存慮被成御承知度、此段以御使者被仰進候。』別段演說『其御許樣には御留守に候へは、御重役には定て御存慮之程も被差心得候筈故、可承

之旨右京大夫樣より被仰付候。』右登城の上重役面會の節被差出候間、一應拜見之上引退、然後御請口上左の通差出候。『今般御使命之趣、左京大夫樣御在江戶に付早速申上候者御安心可被思召上、猶於私共も難有奉畏候。抑就京攝の變動、萬一輕擧妄動或者狐疑猶豫心得違之者有之、終に御大國之御取扱相成候ては以ての外に御座候間、其邊左京大夫樣深御心配被思召、專可致鎭撫旨兼て私共へ被仰付越夫々諭達仕候處、右體心得違之者無之、就而者先日以御使者御願被仰上候通、甚以微力御座候得共可奉從勤王之御指揮奮勵罷在候。此段一先私共御請奉申上候。猶以何方也朝敵蜂起不意來襲之節は、早速應援之御人數御差向被成下候樣奉存候』旨申述候處委細承知、歸藩之上右京大夫樣へ可申上旨にて翌四日被致出立候。右之段早速江戶表君公へ申上、右御承知の廉を以て、三月二十一日秋田へ重役佐藤勘解由、遠藤七右衞門御使者相勤候口上覺。『先般從朝廷就御沙汰之儀、遠路被爲入御念以御使者被仰進候大事件、當節左京大夫樣御留守中、殊に御小國ゝ申從來御不行屆御座候へ共御存慮形重役共一先御請奉申上、猶又御相答以御使者被仰上候間、其向御役人中內外御差汲、萬端無御腹藏御指圖有之樣御願被仰上候。』云々。猶又『今般其御許樣出羽一國之御鎭撫被爲蒙仰候に付、舊來格別之御間柄、御隣境ゝ申、當時勢別而御依賴被思召上、且從前尊王之儀叡聞に相達候樣以御使者御賴被仰上候處、早速御承知被仰出左京大夫樣厚被思召上、一藩安堵之至難有仕合奉存候。此段御禮以御使者被仰付候。』右御相答、御用人金大之進、根岸靭負を以て於藩學校被仰出候。

（鎭撫使は三月二十三日仙臺に入り養賢堂を本陣とす。澤殿四月二十二日天童を發し二十三日新莊に入る。）

今般奥羽鎭撫使澤三位中納言卿仙臺より新莊表へ御轉陣に付、四月二十五日重役太平伊織、副使吉田權藏を以て、天機伺として戸澤領新莊表迄出張被致候。御使者口上覺。『向暑之砌益御機嫌能被爲遊御座恐悅至極奉存候。然者今般奥羽御鎭撫使樣被爲遊御下向候處、今般出羽御入國之趣奉遙鏡候。依之天機御伺以使者奉申上候。此段參謀御役人衆中樣迄御願申上候樣、左京大夫兼て申付置候。』又別紙にて『去冬中左京大夫上京可仕旨御沙汰御座候得共不快に付、病氣快方次第上京仕度趣御猶豫願上候處、御附紙を以て少々も快候へ者早速上京可致樣御沙汰御座候。然處追々快氣に罷成候間、不取敢去月十四日江戸表引拂上京仕候。猶駿河府中並沼津に於て、御鎭撫使樣方へ天機御伺（御上にては麻上下御著用）以御取次（柳原樣中山樣）奉申上候處、道中筋通行之御印鑑頂戴被仰付、去る朔日無滯京著仕候趣申越候。四月。』

被進物左の通。

御手綱地國産二疋　御泥障國産一刺。

岩城左京大夫

四月二十七日。澤殿御本陣より左の通被仰渡候。

今般莊內征討應援之出兵申付候間、早々致用意來月四日限新莊へ可到著者也。

右被仰渡候に付、吉田權藏早打を以て龜田に報知し來る故、閏四月朔日（陽暦五月三十日に當る）先發せしものは左の通り。

辰四月二十七日　奥羽鎮撫副總督。

先手物頭　大内右源太　同　吉川多喜見　軍正目付　長谷修藏
小荷駄方　中山金太夫　同　手附　久野謙次郎　下役三人
使番　岡部平右衞門　足輕三十八人　郷夫三十人。

二日。朝五時、軍事總奉行門前に於て祝砲三發、夫より總兵士御裏門より御城内に繰入御式臺前に整列。此時御名代重役より上意之旨被仰渡、一同鯨波を爲し御表御門より繰出相成候。

軍事總奉行　岩城内記　銃隊奉行　神谷男也　小隊司令士　佐藤純次
小隊司令士　遠藤七右衞門　軍事掛　佐倉利大八　軍正目付　中條豐藏
管糧士　松館又八　屬士九人、手付五人
小荷駄方　佐藤四郎兵衞　醫師二人、玉藥方士分三人、手付四人
都合二百六十八人　士分百十四人、徒士六人、足輕六十二人、中間十四人、郷夫七十二人。

先發は五日、後發は六日新莊表到著會林寺宿陣。

嚮に吉田權藏を以て新莊表よりの急報をなすや、不取敢同氏を以て秋田藩へ其旨報知せし處（是より先

秋田藩と共に矢島口に出兵の都合に定まり居れり）、承知致候趣なり。然して同氏は直に新莊表へ引戻せり。

八日。副總督府參謀方大山格之助（後綱良）より明日新莊領古口へ出兵の達を受け、軍事總奉行、銃隊奉行澤殿へ拜謁、其席御手自ら軍事總奉行へ菊御紋旗御下渡相成候。尤夜中は御紋の高張に代候樣參謀方より口達あり、且凱陣の節は直々頂戴の義是又口達あり。奉行歸營の後、澤殿より慰勞として酒八斗、肴料千疋被下置候。

於是惣勢卽日出兵、上ノ山勢と交代夜中舟行古口へ著、同村寶藏寺及禪南寺、西念寺に陣す。此地は最上川の左岸に沿ひ、莊内領淸川驛を距ること舟程三里半、兩岸斷崖攀緣すへからす、且舟行極めて危險なりと云ふ。對岸に仙人堂と云ふ處あり、砲臺を築て固めとす（昔江戸御通行は當地方御通りなり、現に仙人堂に德正院樣御眞筆の額あり）。十三日曉警報あり惣兵繰出、天白くるに及事なくして止む。二十五日、長陣に相成候に付兵士へ金壹兩つゝ被下置候。

莊內藩罪狀之次第。

此度鎭撫使被差向候者德川之腹心、且者朝廷御疑惑之諸侯へ被遣候得共、異議無之處は鎭撫使御出之節國許重役境目まて出迎、領主は城を出待受可申處、莊內にては境目へ關門を設益嚴重にし、更に待受等之儀も無之儀第一罪狀之事。

一　第二、出羽國長佐竹家よりの兩度使者被差遣候得共一向有無之返答無之、且又不得其意事。
一　第三、江戸表より罷下候新撰隊のもの猥りに召抱、關門等堅固爲致候儀右同樣之事。
右三ヶ條罪狀、既に朝敵にも相當に付征討被差向候。
四月八日。

四月中新莊表に於て副總督府より御渡之御軍令、並御書付寫左の通。

御軍令條々

今般奧羽鎭撫使被仰付候就而、偏に蒼生之塗炭に陷り候を歎敷思召候鴻大之聖慮を奉戴し、速かに皇國平治奉安宸襟候樣付屬之藩々へ嚴重申聞し、同心協力盡忠誠可遂成功候事。
一　附屬之兵隊進退驅引之儀者其方に委任被仰付候條、其旨可相心得事。
一　私論を以て公事を誤り、各藩區々不相成樣深く心を可用事。
一　大義名分は以不得已、干戈にも及候節は勿論軍備を嚴にし、別紙陸軍諸法度條々堅可相守事。

慶應四年二月　　軍防總督　嘉彰（華押）

鎭撫總督　九條左大臣殿

陸軍諸法度之條々

一　長官々々の差圖に隨ひ、諸事嚴肅に覺悟あるへきこと。

一　行軍は六里内外を以て定例とすへき事。但敵境より先は必す申刻より內著陣勿論之事。
一　各藩より一兩人宛總督陣營へ可相詰事。
一　宿陣之不自由、宿驛人馬差閊等無餘儀次第は令勘辨、聊威權ヶ間敷振舞無之樣可相心得事。
一　軍事中上下貴賤寢食勞逸を可同事。
一　浮說流言等、總て軍勢の氣鋒に拘り候事堅不可唱。味方又者敵の情實難差置事件聞及居節者、早速本陣へ可申出事。
一　猥に神社佛閣を毀ち、民家に放火し、家財を掠る等亂暴狼藉者勿論、押買等堅禁制之事。
一　喧嘩口論、又者陣場之爭等堅致間敷樣可相心得事。
一　銃炮彈藥並金穀等、分取之品々者本陣へ可申出事。
右之條々堅可相守者也。

慶應四年二月　　軍防事務總督。

一　行軍之節駕籠一切可爲無用事。
一　病氣足痛等にて驛所へ滯在加療養、平癒次第其手々々へ可致參陣候事。
一　軍醫診察之上、急々出陣難調病症のものは夫々可返送事。
右規則之通永世可相守者也。

四月八日　　軍防局。

令條

一　今般王政復古天下御一新之折柄、王化に歸順せさるものは悉く征討被仰付、鎭撫使共被差向候於叡慮者、第一蒼生之艱難を救ひ、困窮並に極老之者は憐愍を加へ、上下一途安堵せしめ候樣との深き思召に候條、各無餘念其產業を相勵み愼而御奉公肝要の事。

一　奧羽兩國元代官支配地此度御領に被仰付候所は、諸藩へ御預け方無之代官を廢し郡司代被差立候間、政事向之義は舊弊を除くの外是迄の通可相心得候。且又悔悟王化に歸順するものは既往は咎めさるの御政體に依り、人選を以て總督府より改て郡司代申付候間、於下々難澁之筋有之者聊無腹藏公平之處郡司代へ可申出候。然る上は其情實を篤と聞糺し令何分之沙汰事。

一　於御領姦民猾吏之輩是非曲直を辨せす、一己の私を計り妄に往古之事を主張し、種々浮說を唱へ利慾を以て衆人を鼓動し、猥りに蜂起ヶ間布事を相企て候族も間々有之哉に相聞へ、方今の形勢奉對朝廷誠恐入候次第に付、自然右樣の事相起候節は、亂民の罪以無遠慮可處嚴科候事。

右之條々堅可相守候也。

慶應四年辰四月。

第一條　去十二月以來奉欺天朝、剰へ兵力を以犯皇都連日錦旗へ發砲し重罪たるに依、爲追討官軍被

差向之處、段々眞實恭順謹愼之意を表し謝罪申出候に付而は、祖家康以來二百餘年治國之功業不少、殊に水戶贈大納言積年勤王之志業不淺、旁以格別深厚之思召被爲在、左之條件實行相立候上者被處寛典、德川家名被立下慶喜死罪一等被宥候間、水戶表へ退き謹愼可罷在候事。

第二條　城明渡し尾張藩へ可相渡候事。

第三條　軍艦、銃砲引渡可申、追而相當可被差返候事。

第四條　城內住居之家臣共、城外に引退き謹愼可罷在候事。

第五條　慶喜叛謀相助候者重罪たるに因可被處嚴科處、格別之寛典を以死一等可被宥之間、相當之所置致し可言上之事。但、萬石以上者以朝裁御處置被爲在之事。

右御沙汰、一通入城之上大廣間に於て田安中納言へ相渡す。

演說書左之通。

一　德川慶喜奉欺惘天朝之末、遂に不可言之所業に立至候段深被爲惱宸襟。依之御親征海陸諸道進軍之處、悔悟謹愼無二念之趣被聞食被爲垂皇慈之餘、別紙之通被仰下候條謹而御請可有之候。就而者本月十一日を期限とし各件處置可致樣御沙汰候事。

右日限既に寛假に候上は、更に歎願哀訴等斷然不被聞食、恩威兩立確乎不拔之叡慮に候。速に拜膺不可有異議者也。

右相達候處「御達之趣謹而奉拜誦候。猶慶喜へ申聞御請可申上」旨田安中納言拜答候事。

右昨四日、爲勅使入城申渡之始末心得爲知置候。猶暴擧之輩有之哉も不被計之間、諸陣相警養鋭不懈嚴謹屯衞可有之事。

四月五日　先鋒副將　先鋒總督。

新莊領古口宿陣」今二十五日御用聞栗原右門御呼出にて、參謀大山格之助より左の通被爲達候。

龜田

其藩當分古口へ出兵人數半隊丈、六十里越筋爲番兵早々八聖山本道寺へ出張、弘前、新莊申合嚴重に相守候樣申付候事。

同日參謀方より御剪紙を以て左の通。

一　二十六日大石田　一　二十七日古口　一　二十八日本道寺八聖山著陣。

右之通宿割、且賄等之手宛申渡置候間、其方より一切御構に不及候間左樣可被御達候。尤も川上り陸行之處は勝手次第にて可然、此後早々御懸合申達候以上。

辰閏四月二十五日　大山格之助

龜田隊長各中。

於是佐藤純次、吉川多喜見兩隊、及軍事掛佐曾利大八、兵糧方中山金太夫、醫師石川良貞、斥候高山源藏、

伊藤大之助、高橋林之丞、火藥掛佐々木豊太郎、岩井八郎等出發せし處引續左之達を得。

兩藩共早々當地(新莊を指す)へ人數引揚差圖可相待候事。

辰閏四月二十八日　　副總督

弘前、龜田隊長中。

依是總兵引揚相成、澤殿にも二十九日新莊表御出發、卽御供被仰付秋田領雄勝郡湯澤に至り、副總督秋田表へ御進軍に付當地より御暇被下置、卽五月八日(新六月十七日)龜田歸陣。

四月中秋田より來翰。

以飛札致啓達候。向暑之砌各様彌御堅固被成御勤珍重奉存候。然者右京大夫様、今般奧羽鎭撫總督府より羽州莊內征討可致御沙汰に付不取敢御人數被差出候へ共、尙ほも問罪之上御討入被成度、其間暫御猶豫之様總督府へ御申立被成候。依之彌御伏罪無之節者早速御討入可被成、尤其節御達可被進候得共、兼而右御手配之様被成進度思召候。右可得御意如斯候。恐惶謹言。

四月　　佐竹右京大夫様御內

小鷹狩源太政翰　石塚源一郎義致

岡本又太郎元賢　戸村重太夫義效

太平伊織殿

佐藤勘解由殿

山中齢助殿

追啓。御出兵に相成候節何れの邊へ被差向候御手配御座候哉、承知致度候。

當時秋田藩御家老。

在京小野岡右衛門　加談宇都宮鶴山　戸村重太夫　岡本又太郎

石塚源一郎　小鷹狩源太　在京眞崎兵庫

在京御用人金大之進　飯塚傳也　平元正

在京軍將眞壁安藝　宇都宮四郎　澁江内膳　小場小傳次

梅津小太郎　大越源十郎　御番頭十人　御物頭二十八人。

龜田藩御家老。

在京岩城右衛門　太平伊織　佐藤勘解由　大塚織部

在京御用人岩城内記　小川源兵衛　遠藤七右衛門　在京新妻彌右衛門

山中齢助　小助川彌生　大館彦右衛門　東海林隼人。

一、當春中秋田、本莊二藩出兵人數茲に附記す。

四月十六日大澤口出張一ノ手

軍將　澁江內膳　檢使　小貫又三郎　番頭　小野崎三郎。

四月二十七日同所出張二ノ手

軍將　梅津小太郎　檢使　小野寺佐賀

陣場奉行兼小荷駄　根本周助　番頭　疋田八彌。

同日出張新屋より三崎口一ノ手

軍將　小場小傳次　檢使　寺崎藤九郎　番頭　梅津千代吉。

右聞四月十六日本莊出立同所二ノ手

軍將　佐竹大和　番頭　梅津專之助。

右聞四月十八日本莊著後同所より解兵。本莊藩出兵

一番隊二百人御家老金澤權太夫　二番隊百六十人御用人川村久太夫　三番隊四百八。

秋田より莊內え被遣候書面寫。

一、一筆致啓達候。抑當二月從天朝御沙汰有之以使者申達候へ共、御在江戶中に付追而御挨拶有之趣之處、過日從奧羽御鎭撫總督府右京大夫儀莊內征討之御沙汰に候處、兼て御近國御親も有之、殊に御國內相互に戮力朝命奉遵の御沙汰も有之、且つ外國覬覦の折柄不圖干戈に相及候儀頗不堪慨歎、皇國之御爲如何共痛心至極に奉存候。其砌以使者副總督澤殿へ、不動干戈御鎭撫被成置候樣周

旋致度旨申立候處、難被及其御沙汰早々出兵可討入旨御達有之、猶以御使節御催促に付奉命之廉人數繰出候得共、猶又右京大夫存慮形御同殿へ一門戶村重太夫を以打重申上候處、是又難被及御沙汰早々可討入御達に付、此上申立候ては勅命違背候樣に相當、不得止其御領へ出勢之事に相成候條御承知之樣致度、右可得御意如斯御座候。恐惶謹言。

閏四月七日　石塚源一郞　岡本又太郞

石原平右衞門樣

酒井兵部樣

末松十郞樣。

莊内より秋田へ返翰寫。

一、御札拜見候。當二月中天朝御沙汰之次第有之以御使者被仰越候得共、在江戶に付き追て御挨拶可致旨申達置候處、過日從奧羽御鎭撫總督右京大夫樣弊藩御征討之御沙汰に候處、兼て御近國御親みも有之、殊に御國內相互に戮力朝命遵奉之御沙汰有之、且外國覬覦之折柄不圖干戈に相及候儀頗不堪慨歎、皇國之爲如何樣御心痛至極思召、其砌以御使者副總督澤殿へ、不動干戈御鎭撫被成置候樣御周旋被成度旨申上候處、難被及御沙汰早々出勢可討入旨御達有、猶又以御使者御催促に付奉命之廉御人數御繰出被成候得共、猶右京大夫樣思召右御殿へ御一門戶村重太夫殿を以て打重被成御

申上候處、難被及御沙汰早々可討入旨御達に付、此上御申立被成候ては勅命違背候樣に相當、不得止弊藩へ御出勢之時宜に相至候條可致承知之旨被仰越候趣致承知候。左衞門尉儀罪狀御糺之儀も無之、却て京都表より謹て御沙汰の次第も有之、追て家來爲差登候場合御座候處、今般御鎭撫總督府より御征討被仰出候段誠に驚入恐怖之至に奉存候。乍併、御不審之條一應御糺明被爲在御出兵相成候儀に付、弊藩御不審之廉々素より御承知候筈、彌咎之條々承知の上は朝廷遵奉之儀申迄も無之儀に付、奉勞王師候筋更に無御座候得者、何分是方蒙御征討候程之儀覺無御座候。不分明之次第を以御討入相成候上は、武門の習不及是非次第、弓矢之道を以て御挨拶に相及候外無御座候一同決意罷在候間、何分弊藩之罪狀委曲被仰下候樣致度、此段御願に及候。御近國之義、相互に干戈を用人民を苦候條不本意之至、尤王政御一新專御仁惠之趣意有之、殊に貴藩之義は御同州御觸頭迄も御勤被成候に付ては、尚此上御周旋被下、假令何等御不審御座候共御盡力被下候樣懇願に御座候。右御報御願迄如斯御座候。恐惶謹言。

閏四月十三日

末松十郎
酒井兵部
石原平右衞門

石塚源一郎樣
岡本又太郎樣

莊内藩へ被仰出書寫。

酒井左衛門尉

德川慶喜御所分之儀、追々御沙汰之趣も有之候通叛逆顯然其罪天下萬民倶に所知にて、恐多も御親征行幸被爲遊深被爲惱宸襟候處、今日に至り慶喜始め、江戶表に於ては全恭順謹愼の道相盡しなから、賊魁松平肥後其他凶徒共に與し益暴威を募り官軍へ抗し、萬民塗炭の苦を不辨言語同斷之次第、天人倶に所惡に候。依之被止官位候。家來之者に至るまて一切入京不相成旨被仰出候事。

閏四月。

米澤藩へ御達之寫。

德川慶喜降伏謝罪に付、格別之思召を以て死一等を減し被所寬典候上は、關東表之儀先平定之形に候得共、會津容保籠城醜類を集め王地を奪掠し、不畏天威暴に募り候段大逆無道絕言語候に付、追々討伐之師被差向候。其藩事隣境要衝之地に有之、兼て御沙汰之次第遵奉決戰用意勿論之事に候處、不日海陸之官軍及攻擊へく候間、不失時機緩急相應可遂力戰候。依之大隊旗一流被渡下候。固より天下蒼生之困苦を不被忍、動靜に依り鳳輦御發向濟生之功被爲遂度との不容易思召に候條、厚奉體認益以士氣を振與せしめ、名節奬勵家聲を不失、全國努力速に奏捷功奉安宸襟候樣重而御沙汰候事。

閏四月。

仙臺藩へ御達之寫。

會津容保、今般德川慶喜之反謀に與し錦旗炮發し、大逆無道可被爲發征伐之軍候間、其藩一手を以て本城狙襲速可奏追討之功旨御沙汰候事。

閏四月八日仙臺藩より來翰。

以手紙致啓達候。陸奥守並彈正大弼儀、會津容保御追討之先鋒被仰付陸奥守被致出陣候處、今般容保家來陣門へ相越、降服謝罪之儀歎願申出候に付致御衆評度間、御重役方之內白石陣所へ早々御出張相成候樣致度候以上。

閏四月

上杉彈正大弼家老
竹股美作
千坂太郞左衞門

伊達陸奥守家老
但木土佐
坂英力

岩城帶刀樣 御重役中樣。

（岩城帶刀は元治元子年死去せしか當時二藩之を知らす、舊知の儘宛名せしものなり。）

同九日。右報知に付太平伊織、吉田權藏新莊表より直に白石に赴き、翌十日夕方著、不取敢到著屆差出候處、應接掛五十嵐岱助、林嘉膳へ面會、無程仙臺重役但木土佐より、秋田、黑羽及龜田重役宛名にて回

狀來れり。『兼て回達を以て申述候通御衆議申度候間、片倉小十郎臣佐藤雄記宅へ罷越可申樣、尤も重役附添のもの同樣』云々申來候に付夜中參會せし處、應接掛仙臺中將內石井貞治なり。追々參著の人數左の如し。

丹羽左京大夫樣內	丹羽一學	秋田萬之助樣內	大浦帶刀
	丹羽新十郎		小堤弘人
板倉甲斐守樣內	池田權左衞門	黑羽藩大關泰次郎樣內	
	高橋吉三郎		三田彌平
藤井伊豆守樣內	渡邊五郎左衞門	阿部美作守樣內	平田彈右衞門
	增戸武兵衞		梅村寬兵衞
六鄕兵庫頭樣內	皆川融	生駒大內藏樣內	椎川嘉藤太。

其他米澤侯本末、相馬侯、內藤侯、南部侯、水野侯、田村侯家臣大概相揃候處別席に移る。正坐には坂英力、但木土佐、石田正親、年寄增田曆治列坐の上演說相成候は、『此度會津征討被仰出候處、謝罪之儀歎願申出候』とて該書朗讀。畢て仙藩家臣若生文十郎演說。『扨御一同樣御招申上候儀は他にあらす、全く別紙會津謝罪之義其旨多端に御座候得共、會津一家開城之義如何にも盡力可致、元來戰爭之義は種々錯雜致居候。又其內互に宿怨も有之事故一々取上も難相成、殊に一旦兵端を開候以上は、此後何時を限りこ

申事も無之誠以歎敷次第。右に就きては幸歎願之次第も有之、各位御異議も無御座候者、寡君及米澤侯協議之上鎮撫使總督へ歎願に及へく、又各位にも別に思召寄無之限りは、御一同御列判被成如何に可有之哉。』云々。列座之各藩員、異口同音に賛成を表し候。此際伊織申述候は、『寡君儀當時在京中に付、即私より右御同意之旨御請申上候。』云々。夫より各藩主御敍爵、封地高之順序に因り、重役の銘々姓名花押相認候。右畢て退散せしは夜明なり。蓋、今般の和談は全く米澤藩之周旋にて相成たる趣、既に本月五日關町に於て但木土佐、會津藩家老と和睦の義密談せしと云ふ。其眞に謝罪を爲すの精神にあらさることヽ、後段閏四月十五日松平肥後の總督府に對する請書を見て知るへし。

會津歎願書。

弊藩之儀者、山谷之間に僻居罷在風氣陋劣人心頑愚にして、舊習に泥み世變に暗き土俗に御座候處、老寡君京都守護之職被申付候以來、乍不及天朝尊崇奉安宸襟度一途の存念より他事無之粉骨碎身罷在、萬端不行屆之儀に御座候得共、朝廷之御垂憐を蒙多年之間何とか奉職仕候。臣子之冥加無此上難有奉存候。鴻恩萬分の一も奉報度闔國奮勵罷在、奉對朝廷御後闇體之心事神人に誓ひ毛頭無御座、伏見一擧之儀は事卒然に發不得止次第柄にて、是亦異心等有之儀には毛頭無之候へ共一旦奉驚天聽候段奉恐入候次第に付、歸邑の上退隱恭順罷在候處、此度鎮撫使御東下御兩藩へ征討之命相下候由承知仕愕然之至、斯迄奉惱宸襟候義何共可申上樣無御座、此上城中に安居仕候ては奉恐入候に付、城外に

屏居罷在奉待御沙汰候間、一視同仁の御宥恕を以て寛大之御沙汰被成下度、家臣擧而奉歎願候。右之段幾重にも厚く御汲量被下、宜御取成之程深奉懇願候以上。

慶應四年閏四月

會津家老　西郷頼母
梶原平馬
一ノ瀬要人。

會津謝罪に付仙臺、米澤兩侯懇願書。

討會先鋒被仰付兩國共出兵罷在、已に仙臺先手勢及接戰候處、今般降伏謝罪之儀容保家來共申出候に付、仙臺國境於陣門問罪督責爲致候處、伏見暴動之一擧者畢竟指揮不行屆より全く卒然發し、奉驚天聽候段至極恐縮之餘、容保儀者歸邑退隱之上、當時於城外恭順謹愼相盡し頗る先非を悔悟罷在、寛大之御處置被成下候樣別紙歎願の通家來共申出候間、益天朝之御仁德奉感戴候樣御處置奉仰望候。會津國情等之義者委細演說を以て申上候通に御座候間、御汲量寛典之御沙汰被成下候樣、一同奉懇願候以上。

閏四月十一日

仙臺中將
米澤中將

總督府へ。

総督府へ奥羽各藩申立書。

此度會津征討被仰付各藩出兵、已に仙臺先手勢及接戰候處、容保家來共降服謝罪之儀申出仙臺國境於陣門糺明相遂候處、伏見暴動之義者全く異心等有之筋には無御座候へ共、事皆卒然に相發奉驚天聽候段深恐入、其節之先手隊長等者別て謹愼申付置、奉待御沙汰如何樣とも處置仕候由に御座候。畢竟容保兼て指揮不行屆之所致に有之候段至極恐縮仕、當時於城外恭順謹愼相盡先非悔悟罷在、家來共歎願書を以て申出降服謝罪仕候上は、幾重にも寬大の御處置被成下至仁之聖恩奉感戴候樣奉仰望候。尤當時王政御一新之御場合にも被爲在候へは、何分不被爲動干戈人心之向背をも深く可被爲在御汲量御時節と奉存候。勿論春夏の間は農時之甚急務とする處に有之、自然民命之大に所關に御座候間、是等之儀共篤と御諒察被成下、今日之事は只に會津孤國而已之御處置と不被爲思召、寬大之御沙汰被成下候はゝ、實に以て奥羽御鎭撫之道赫然被爲立候樣偏に存込、列藩衆議相盡し奉懇願候。猶又連名外之輩は駈付次第可奉申上候。恐縮謹言。

慶應四年四月十一日

伊達陸奥守家來(仙臺)　坂　英　力

但　木　土　佐

上杉彈正大弼家來(米澤)　千坂太郎左衞門

竹　股　美　作

千坂は後高雅と改め勅選議員となる

南部美濃守家來（盛岡）　野々村眞澄
丹羽左京大夫家來（二本松）　丹羽一學
松平大學頭家來（守山）　三浦平八郎
阿部美作守家來（棚倉）　平田彈右衞門
相馬因幡守家來（中村）　相馬靱負
　佐藤勘兵衞
秋田萬之助家來（三春）　大浦帶刀
水野眞次郎家來（山形）　水野三郎右衞門
板倉甲斐守家來（福島）　池田權左衞門
藤井伊豆守家來（上ノ山）　渡邊五郎左衞門
岩城左京大夫家來（龜田）　太平伊織
田村右京大夫家來（一ノ關）　佐藤長太夫
生駒大內藏家來（矢島）　椎川嘉藤太
六郷兵庫頭家來（本莊）　六郷大學。

此書九條殿に上る。殿下深く之を憐み寛典の御處置を朝廷に奏せんとせしか、參謀前山精一郎、世良修

三之を拒む。依て二十日の御沙汰となる。

奥羽總督府參謀より松平肥後へ御沙汰書寫。

松平肥後追々及暴動候趣に候得共、免罪科之儀一等を被宥候上者、悔悟伏罪御仁慮を仰候に於ては寛典に可處候間、心得違無之樣可仕旨御沙汰之事。

右御請。

御沙汰之趣難有拜誦仕候得共、德川家名成行不見屆內者謝罪仕間敷覺悟に御座候間、可然御沙汰奉願上候以上。

閏四月　　　　　　　　　　　　　　松平肥後

總督府參謀中。

二十日。白石本陣參會、卽仙臺、米澤、秋田（御家老戶村重太夫御用人金大之進十九日白石到著）を始め各藩員列席す。先般會津謝罪歎願書差出候處、左の如く御沙汰相成候旨通知有之候。

仙臺中將　米澤中將

今般會津謝罪降服歎願書、並奧羽各藩添願書被差出熟覽之處、不可入天地之罪人に付難被及御沙汰早々討入可奏功者也。

戊辰閏四月　　　　　　　　鎭撫使總督　御朱印。

是又明日（二十一日）九條殿白川へ御轉陣に付、會津征討人心恟々致候害御歸陣願書差出候。左に、

今般白川城へ可被爲成御轉陣被仰出候處、會莊二藩之儀に付、奥羽之間人心恟々既に所々一揆等相起候場合、被爲遊御轉陣候而者彌衆民不知所向、曚昧之餘追々如何樣之暴動相發候哉も難計深心痛仕候間、早速仙臺へ被爲遊御歸陣、億兆安堵致奥羽瓦解不致樣御鎭撫被成下度一同奉懇願候以上。

閏四月二十日　各藩重役連名。

二十日晝再議、莊內追討應援之義に付各藩出兵致候處、其罪狀不分明故太政官へ經伺之上何分之所置可致、且農務之時節にも有之候得者、旁以解兵之義總督府へ屆書差出候。左に、

先達、酒井左衞門尉朝敵に付征討並應援等被仰付候より各藩出兵仕候處、左衞門尉儀未た官位御取上之御沙汰も無之而已ならす、太政官より登京被相催候儀も有之哉に相聞得、自然衆心疑惑を生し候。且、固より僻遠之境に隔りおる人民に御座候へは、德川慶喜東下の後主として恢復を謀り候趣被仰出候其罪、蹤跡も分明に承知仕兼候に付奥羽各藩盡衆議度々打寄候處、尤佐竹右京大夫より問罪之上出兵仕度旨相伺候節、以御演說其儀は難被爲及御沙汰之旨被仰渡益難免疑惑候へは、猶此上幾度も奉汚尊聽候儀甚以恐縮之至々一同評決仕、左衞門尉罪狀之儀太政官へ相伺候內、徒に曠日持久庶民農桑之節を妨候も、朝政御一新深御仁恤を被爲垂候御趣意にも相悖候儀々一同奉恐縮、奥羽各藩衆議之上、太政官より御沙汰有之迄一先解兵仕度、此段御屆申上候以上。

閏四月二十日

南部美濃守家來　野々村眞澄
佐竹右京大夫家來　戸村重太夫
津輕越中守家來　山中兵部
　　　　　　　　山野主馬
戸澤中務大夫家來　舟生源右衞門
水野眞次郎家來　水野三郎右衞門
六郷兵庫頭家來　六郷大學
岩城左京大夫家來　太平伊織
生駒大內藏家來　椎川嘉藤太。

右評決相成候處、後二十六日仙臺但木土佐より各藩へ回達左に、『莊內征討並應援等被仰付候解兵之儀、總督府へ御屆書昨二十五日致進達候處、御落手に相成候段諸大夫鹽小路刑部權少輔を以て被仰聞候間、爲御承知致御通達候以上。月日。猶以御留より被相戾度候以上。』

同二十二日。太平伊織御用有之白石出發歸國、吉田權藏居殘、同人二十四日出發仙臺城下に至る。

二十五日。檢斷迄別紙口上書を以て申屆候。

去八日、御衆議之儀有之重役之內白石御陣所へ罷出候樣御沙汰に付、不取敢十一日到著、御列藩御衆

議相濟引取可申之處、此度九條樣御當所へ御歸陣被爲遊候に付、爲伺御機嫌罷出可申旨其向御演說に付則罷出申候。此段御屆申上候以上。

閏四月二十五日　　岩城左京大夫樣內　吉田權藏。

然る處御陣營まて罷越候樣申來候に付、生駒樣內椎川嘉藤太同道にて伺御機嫌候。

益々御機嫌克被遊御座、殊に去二十一日被遊御轉陣候段承知仕り乍恐恐悅至極に奉存候。依之御機嫌奉伺度以使者申上候。

月　日　　岩城左京大夫使者　吉田權藏。

九條樣參謀方醍小路刑部權少輔を以て、御口上之趣御滿足の段宜御挨拶之旨被仰出候。

本日醍醐樣も御歸陣相成候に付、前件同樣御使者相勤候。

官軍總引揚（白石會議の條參看すへし）の件。

仙臺、米澤兩藩の周旋を以て奧羽各藩同盟の說を主張し、農時に託し各藩共至急解兵、更に部署を定て內地の官軍を鏖殺せんと謀りしか、忽ち官軍の探知する處となり、是を以て晝夜兼行以て秋田地方に闖入す。秋田は院內嶺に於て之を防遏せんさせしも、時機を失し因循姑息の際、遂に空しく官軍をして此絕嶮を越へしむ。而して澤殿には秋田御通行の際、佐竹侯へ御一面而已にて直に津輕へ被爲赴候へ共、津輕には堅く盟約の趣意を執り、嚮に湯澤に於て同藩隊長館山善左衞門澤殿へ御目通被仰付候節、津輕御

通行之義被仰付其席御受申上候處、御喜悅之餘六貫砲被下置候にも拘らす、領境の大木を伐り倒し關門を嚴重にし御通行を拒むに付、已むを得られす五月十八日大館へ御引戻し、同二十七日能代港に著、同港より御乘船の御都合にてありつるなれとも之も出來兼、六月下旬まて同港御滯陣。其後九條、醍醐兩殿七月朔日南部より秋田へ御轉陣に付、終御三卿御合勢と相成、不取敢再莊內征討被仰付候ことゝ相成る。

二十九日。秋田藩金大之進より山縣茂を以て申越候。『莊內出兵の義、面々此間總督府へ申立候筋も有之に付、今般出兵先動搖不致樣大之進との矢島表へ被參諸藩へ申通呉候樣申越候。右に付解兵之義は、孰れ戶村十太夫歸國の上、右京大夫樣へ申上候上人數引揚候手筈之趣旁々被申聞候。』金氏には本日早駕出發せり。

同日佐竹家より被仰立書。

此度於京都、去月二十七日從太政官軍防局、松平肥後益暴擧に付追討被仰付候間、人數揃置從會津追討將軍御催促之節無遲可差出御沙汰之趣、京都詰合家來より申越候得共、先達莊內追討被仰付追々人數繰出候上の義にて、此餘之所御請相成兼候段京都表へ御訴訟可申上候得共、不取敢一ト先副總督府へ御屆申上候趣從國許申越候處、今般於仙臺表奥羽列藩衆議之上太政官へ相伺、御指揮有御座迄之處解兵御屆申上置候折柄に候得者、倘右京大夫へ申聞改而御屆可奉申上奉存候。依之於京都御達書寫、

并此度副總督府への御屆書寫共指添奉申上置候條、御聞置被成下度奉存候。

閏四月。

五月三日仙藩木滑要人、若生文十郎より囘達ありて外人屋へ參會、卽盟約書及太政官之建白書へ書判の件なり。然るに重臣歸國中に付吉田權藏代筆とす。

岩城左京大夫內　太平伊織觀成（花押）。

盟約書

今般奧羽列藩會議於仙臺告鎭撫總督府欲以盟約執公平正大道同心協力上尊王室下撫恤人民維持皇國而安宸襟仍條例如左。

一　以伸大義于天下爲目的不可拘泥小節細行事。

一　如同舟涉海可以信居以義動事。

一　若有不慮危急之事比隣各藩速援救可報告。

一　勿負强凌弱、勿計私營利、勿泄機事、勿離間同盟。

一　築造城堡運搬糧食雖不得止勿漫令百姓勞役不勝愁苦。

一　大事件列藩集議可歸公平之旨、細微則可隨其宜事。

一　通計他國或出兵隣境皆可同盟事。

一　勿殺戮無辜、勿掠奪金穀、凡事渉不義者可嚴刑加事。

右條々於有違背者則列藩集議可加嚴刑者也。

各藩重臣連名花押。

慶應四年五月三日

太政官建白書

方今王政復古更始一新之御盛業、遠土僻境之奥羽諸藩爲臣子者申上候に不及、海隅蚩々朦昧之賤民に至る迄上下一同御布告之趣を奉感服、實に上古列聖之御盛徳にも被爲踰、海外萬國と並峙對立之御大業も不日に御成就可被爲成、海内富强萬民鼓腹之太平を奉謳歌候御儀と、遙かに奉拜九重感泣仰望不仕者は無御座候。尙又京師より鎭撫之皇使參謀等御東下之上は、叡慮之御深意親しく如奉接玉音眞實可奉伺と奉歡欣企望候。何ぞ圖らん、九條殿下等仙臺へ御著陣之卽日、會津追討の先鋒嚴急に被仰出御仁恤之御趣意聊も不奉伺、列藩傳承愕然恐懼、萬民不知所措手足騷擾動亂可申上樣も無御座候處、固より勅命至嚴一刻も猶豫可仕樣無之、仙臺始先鋒應援之兵共陸續繰出し大衆數萬に及ひ、旣に仙臺先鋒は會津口々にて及接戰候處、容保儀斯迄奉觸天怒候段深く恐入、悔悟降服城外に謹愼罷在、封土を被爲削、伏見誤事重臣之首級を差出候との廉三ヶ條を以奉謝罪度旨、仙臺、米澤兩藩へ申出候に付、國情委細に探索糺問仕候處聊も相違無御座候間、歎願書受取兩中將添紙を以て九條殿下へ奉歎願、奥羽列藩陪臣連名之歎願書をも差出候處、容保儀不可容天地罪人難被爲及御沙汰、早々討入可

奏成功旨奉伺一同驚嘆失望仕候。先年長州暴臣於闕下發砲仕候一條、實に不憚朝廷一時奉驚天聽候大罪、速に朝敵之名被相下幕府へ追討之命被仰出候處、暴擧三臣之首級を差出及謝罪、其後王政復古之聖運に遭遇仕俄に望外之寛典を奉蒙、官位如故卽時入京をも被差許候次第も有之、容保迚も伏見之一擧輕卒之至とは乍申、敢而奉對禁闕發砲仕候儀にも無御座候。長州之罪狀と輕重大小如何可有之哉、其段は臣子之所可議に無御座候へ共、右三ヶ條を以て奉謝罪候儀強ち不當の妄願とも不奉存。然る處、尙又不可容天地罪人と御座候而は乍恐公平至當之罪名と難奉伺、奥羽列藩人心之向背如何可有之哉と竊に爲朝廷奉痛惜、其段九條殿下へ言上の上太政官へ別而奉伺候外有之間敷と衆議一決の上、一先解兵仕候儀に御座候。扨又莊內追討之命卒然と被仰出候は、全く鎭撫總督之御眞意にも無御座、參謀大山格之助、世良修藏等宿怨を快く仕度狂暴之私意に出候かと、萬人の所疑にて反覆思慮仕候。而も朝敵之跡は聊も不相見得、追討之命は却而奉累御盛德候も奉恐入候間、是亦前同樣評決之上解兵仕候。抑王政復古更始一新之折柄、如此王命を奉矯一己之私慾を恣に仕候者を其儘被差置、掠財貪色殘忍强暴無所不至、萬民塗炭之苦に陷り候ては鎭撫御三卿御仁恤之御誠意少も貫徹不仕、實に王政復古の御大業之妨害と相成候は目前に御座候得は、被於太政官候ては疾に右の事實を被爲得候御儀と奉存候間、天下億兆皆、朝廷彼大山の徒を深く被爲惡候御處置を拜承仕り胸中の疑惑氷解、雲霧を開き天日を望候如く奉仰御聖德御新政に悅服仕候樣、更に一層の御盛擧に被爲在度、奥羽諸藩一統の至

願此事御座候。尙前文にも奉申上候通奥羽列藩早已に奉服王政、上下擧而奉補翼御盛擧之萬一維持皇國、被爲於天朝永く東顧之御憂不被爲在候樣仕度、大義至忠天に誓而他念無御座候間、會莊二藩寬典之御處置速に被仰出、且鎭撫使御下向御仁恤之御盛意も水泡に不罷成樣御挽回專一之御儀と奉存候間、尙又陪臣僻陋之愚見を以て方今之御急務を奉凝議候は千萬恐懼之至に奉存候得共、德川氏家名被立下候御儀廣大之御活眼を被爲開、官位の高下封土の大小人心に叶ひ無偏無頗、舊幕臣等一同感服仕候正大之御處置被爲在候はゝ奥羽諸藩も安堵如故、不動干戈復古之御盛意は蝦夷、唐太の邊迄も貫徹流通可仕候哉と奉存候。陪臣等不堪感激之至誠惶誠惶頓首百拜謹而奉言上候以上。

奥羽列藩家老姓名花押。

慶應四年

仙臺藩　米澤藩

六日。太平伊織去月二十八日龜田出發、本日仙臺到著。

十七日。學校養賢堂に於て衆議有之候。『九條、醍醐兩殿御滯陣之義再三懇願致候得共、御承諾無之是非御發輿之趣、此上如何とも可致樣無之、尤列藩に對し御疑念之儀も有之候者一札差出可申迄申上候得共御承知無之、然る以上は思召次第に任すより外無之、是は附添之者暴擧之次第も有之候得者無據次第なり。兼て盟約の如く、一戰に相及列藩戮力一致の外なかるへく、依て愈々明日御發輿と取極候。』即十八日御出發の際、仙米二藩に御下之御書左の如し。

今般羽州秋田轉陣之處人心恟々疑惑之念を生し候由。右は深き存慮有之候間、諸藩一統致鎮靜遵奉
朝命候樣乾度諸藩へ傳告可有之者也。

辰五月　　奥羽鎮撫總督府　御朱印。

（秋田とあれと實は盛岡へ御達相成る。六月三日を以て盛岡城下へ御著、藩校を以て旅館とす。）

十九日。昨日松ノ井御殿に於て衆議有之候。今般二卿南部より秋田へ御移りと申儀何分相分兼、萬一諸方の官軍合勢致候ては如何樣の儀相起候も難計、其豫防方法相談相成候得共何分決定不相成。今日再會議、米澤、秋田、弘前、新莊、龜田、本莊、矢島、上ノ山等にして、仙藩には但木土佐、松下要人出會せり。此時米藩片山仁一郎、秋田藩岡内之丞申聞候には、『扨此度澤殿貴藩へ御歸陣相成候に付、過般戸村十太夫、金大之進二氏へ御熟議申置候筈、此際暴擧に及候ては如何之事故其儘差置かれ可申、右の儀有之候得者夫々手筈之儀に御談申置候。且此間弊藩より文通を以て申上候節にも、當藩御通行は一通にて決して滯留不被爲在と申來候。然に于今御陣之相分兼候儀如何之儀に候哉。既に昨日御衆評の如く、此方二卿合勢相成候ては如何樣之義も難計候。右に付尊藩御迷惑にも可有御座候へ共御周旋被下度、且御同盟之次第に候得者、尊藩へ御依賴申候外無之』と申述候。『右に付仙藩より松坂眞吉、内崎順治と申者尊藩迄差遣候間、可然御書翰之れ有度』云々。右に決議相成候。依之仙臺より新莊領及位（秋田境目）まて援兵として五小隊差出之都合、本莊、龜田、矢島は各境目まて人數繰出すへく、尤莊内は吹浦口に出兵相

成居、總大將酒井兵部、物頭水野藤彌、中村志之助、水野矢平等にして總勢千五百人なりと云ふ。
太平伊織本日出發歸國、本莊藩鷹谷八右衞門、矢島藩椎川嘉藤太。二十三日太政官建白書を持し、仙藩坂英力、笠原中務、太田盛、米藩庄田莊五郎、宮嶋熊藏上京之途につき、各藩より餞別として銀若干枚を贈る。右に付前夜松井應接所に於て集會、坂英力並御側御用人笠原中務出席被申聞候は、『現今之形勢に付、朝廷へ懇願之次第實は各藩より一人つゝ御同道申度候得共、然し御委任有之候へ者夫にても可然』旨被申候に付、衆議之上委任致候。

二十四日。仙藩横田官平より回達。『今般守山藩砂川氏被參、北越新潟事件一昨夜松ノ枝屋敷に於て英力等及談判候處、右に付別紙及御回候。』云々。

北越新潟表之義、於京都西洋暦第七月十五日（日本五月廿二日に當る）愈開港、高田藩裁判之條約決定に相成候由之處、當時戰爭中不能其儀對外國失信義皇國之不都合相釀候に付、平定の上本條約相立候まて奥羽越各藩假に條約を結ひ互市致候事。

但至急の儀に付早速仙、米、會、莊、全權一人つゝ罷越、警衞、其外取締向取扱候事。尤軍務紛擾之此節、使節等難差出藩々以書狀新潟出先役所迄届出、細目條件に至候ては右之全權に可任事。

辰五月　守山藩　砂川熊吉

會津藩　北原半助

右新潟假條約一條に付、同所へ飛脚を以て書狀差出候樣に候處、遠隔不都合にも有之候に付、幸同一所全權之任を以て仙臺藩より蘆名伊兵衞と申仁被參居候に付、右之仁へ引受相賴候て可然哉只今上ノ山旅館へ砂川氏罷越申候に付、相馬藩大越八太夫、棚倉藩中村一學等衆議之上、兩氏引受松ノ枝屋敷へ罷越依賴致候處、委細重役へ申聞候趣に付、松平大學頭樣內砂川熊吉外十五藩員連署を以て左の依賴狀差出申候。

新潟開港假條約事件に付藩々より使節之節、軍務紛擾之折柄小藩共不行屆に付、以書面同所出先御役所へ御屆可申筈の處、今般御當藩全權之御方御出立之趣傳承仕候。乍御無禮於爰元右之段御屆申上候間、於彼地御四藩御談判之上可然御取計被成下度御願申上候。尤も後日に至聊違存等無御座候以上。

(一)扨今般砂川、北原兩氏の被參候越後新潟開港之義は、兼而德川幕府之折柄條約を取極置候處、今般其期限に相至洋船フロイセン參候由、未た應接も不致候得共、至急之件に付右衆評に及候次第なり。若し猶豫致候節は、薩長等之先鞭を著くる處と相成候ては、奧羽越の瑕瑾にも相至候事故取急たり。云々

奧羽越、外國への盟約書

(二)奧羽越同盟某々、謹而各國在港之總督に白す。抑我國之德川慶喜廣く海外諸國に交り、上我王室

を尊ひ下萬民を安せんと欲して、祖宗繼承之政權を返したるは貴國の所知也。然るに奸臣幼冲之天子を擁し、己れ政權を恣にせんと欲し無二忠心之慶喜を不義に陷れ、僞て勅命と稱し討滅せんと欲す。是亦貴國之所知也。依ては我等神人に誓ひ歃血同盟奸徒を誅除し、王室を安んし萬國と共にせんと欲す。冀くは我同盟列藩にあらすして扶助を乞ふものありとも、貴國之を許す勿れ。是我か所乞也。再拜頓首。

奥羽越同盟中。

外國各國覺

佛蘭西、魯西亞、亞墨利加、瑞西、伊太利亞、孛漏生。

(三)奥羽越列藩執政大夫等謹告。普魯士國領事官某君下執事。方今新潟開港之議決矣貴國先衆早來風濤萬里賢勞可想抑我北境開港今日爲始則不止貿易一事百般技藝器械諸術之開亦可期日而待實東北列藩之大幸也東北列藩於是乎有不可不先告者焉謹按我大日本國自德川氏復累世繼承之政權於天朝天子幼冲萬機草創而奸臣乘隙挾私意以擅朝權是以其所令無一有出乎至誠惻怛之意而專逞殘酷殺伐之威以壓服天下諸侯天下諸侯畏其凶焰爭爲之驅役而中心不敢服者蓋十八九則祖宗神靈之所照鑑天下億兆之所切齒不久而元惡誅而大義顯兄弟和而君臣睦亦勢之所必至矣否則皇國獨無天也無人倫也寧有此理乎我奥羽越列藩君臣上下察其如此公議一定同盟相結以伸大義於天下而强暴之來者擊以卻之其去者不

必追以維持皇國而待天子聖明之治而已矣顧海外各國諸公使領事官等旁觀熟視早已有洞察之矣雖然我列藩同盟之心苟非託之文字以明白其情實則邪正曲直之辨或不了々而奸賊等僞造王命以亂其順逆亦不可不慮也是以敢告焉望領事官執事諒僕等之至衷傳之各國諸公使以明其無他則於異日結信締交之事大有所關涉也伏惟執事虛懷商量勿咎其唐突則幸甚幸甚。

伊達陸奥守
上杉彈正大弼　各通

其藩事松平肥後追討に付重き御沙汰之旨有之、速に朝命奉戴已に出馬（米澤は出兵に作る）にも及候趣之處、豈圖らんや肥後降服謝罪之名を口實として奥羽諸藩を連合、竊に彼の凶暴を資け候哉にも相聞候段前後如何御不審不少、勿論其狀確實に候はゝ其罪難容乾度御處置之義可被仰出候處、斯迄順逆を不辨次第萬一國論一定せさるより所致かと被思召、追而事跡明細御檢覈相成候迄先家來中入京被差停、屋布被召上候旨御沙汰候事。

奥羽北越諸藩

先般松平肥後追討被仰出候處、伊達陸奥守、上杉彈正大弼盟主にて近隣諸藩を連結し、肥後之罪戻を彌縫し歎願書相添候次第、奉對朝廷如何之事に候。抑肥後眞之伏罪無伌候へは開城蟄居謹而可奉仰朝裁之處、更に無其義嚴に封境を鎖し、剰東北諸路王士を掠奪し、諸侯之居城へ人數を分配し暴威を

張り、官軍に抗し候段叛蹟顯然に候。然るに兩藩を始め猶其逆に與し候藩々も有之哉に相聞へ、實に無謂事に候。德川慶喜始追々御處分、出格之御仁慈を以て總て被處御寛典候御趣意を不奉戴、上は奉惱宸襟下は萬民を塗炭に陷れ候段、天人倶に所惡候。乍併於諸藩、從前昇平之流弊上下の情實不相通より、奸臣其主を要し勤王之宿志を妨害する等亦不少事に付、今より大義順逆篤と相辨し前罪及躬之情實相表すに於ては、更に可被處御寛典候。萬一悔悟せす益順逆を誤るに於ては、斷然天下と倶に征討被仰付候條、速に方向を可定旨御沙汰候事。

五月。

二十七日。仙藩熊谷齊より回達。『然者出兵之節兵糧立替之義別紙之通り取調候處、場所に寄一樣不相成儀も可有之、尤御相互之義にも御座候間御面々樣にて可否御取調被仰下候樣致度、此段及御打合候。就以奧羽御一統樣之御申合に御座候處、當時御互出兵之場所急務に御座候間、御伺寄專一に御回文被下候樣致度候。

覺

仙臺人數是迄白川口へ繰出之節、兵糧御領主々々樣に御立替被成下來候處、最早度々之出兵にて右御立替際限も無之候間、此末奧羽御人數應援等之爲御隣國等へ出兵之節、町場は一人玄米一升七合つつ、村々宿陣兵糧焚出行屆兼候節は一升五合つゝ相渡、右を以雜費迄爲首尾、合人脚費並夜具手當之

儀は奧羽御一致に付ては御互御世話に罷成、其外遠境引隔居兵糧運送行屆兼候場所は、其所相場を以料金にて相拂候樣御申合相成度向後取調に御座候處、只今迄白川口出兵之通奧羽御一統相互御立替被下候歟、又は前文之通玄米渡等、兩條之內何か可宜哉不同無之樣御約定致度候間、尙御評決之上得貴意度候。』云々

新莊藩松坂源藏話合。『今度莊內兵新莊表へ繰入に付、兵粮繰出其他萬事依賴に預り申候。兵糧は一人に付米一升、味噌香物迄跡勘定一人に付七百文つゝの依賴なり。夫に引替、米澤抔は出兵致候とて一切弊藩の世話抔はなし、行屆たるものなり。』と云ふ。側に福島藩高橋古三郞あり、話合。『弊藩等は、討會之一件に付每日千人二千人之焚出致候とて何一文と云ふ事なく、漸此頃仙藩より手當も有之候へ共、俗に千貫に編笠一蓋、實に弊藩之騷不一方事に有之候。夫故此度此方に滯在致候も、僕も槍持も皆歸國爲致私一人のみ、且三河重原に一萬石の領地有之重役も出張致居候處、此度奧羽同盟一條に付如何相成候哉、誠になきものに致候。此以前水戶出兵之節も三十許討死あり、當節白川口へも人數差出置、實に多端なる事に有之候云々。』

白川にて戰爭、仙臺より申來れる手紙寫。

去る五月二十一日矢吹驛暮合出立、松明提灯にて本道西裏下新城、中新城町屋布、並增見外西大谷地方へ繰詰、二十五日夜中新城に滯陣、二十六日曉大谷城之向金正寺川原にて參小隊合、江澤之合に戰

爭に一小隊晝四ッ時(今の十時)過驅付入替候處、三方より挾撃に逢ひ已に危き處、漸間道に退き守直し、散兵に致高山に上り討合、一小隊丈は手負も無之、晝八時(今の午後二時)引揚人數相纏町屋布迄引揚宿陣す。金正寺の戰に會藩隊長望月信平討死にて赤八ヶ山を奪はれ、夫れか爲め已に責取候金正寺も取返され候。責口棚倉口之奉道白坂口、金正寺江澤口右小隊切にて、應援之福島勢も長沼五郎左衞門手よりも集不申、應援不足にて乘取候所も取返され甚殘念なり。依之人數取調援兵之義矢吹軍事方へ早使を以て申遣候。今二十七日休息、援兵を待て出兵の都合なり。討死一人、手負六人なり。

閏四月二十一日。九條殿參謀世良修藏福島北町の妓樓に於て、其後野村十郎須ヶ川に於て、仙藩瀨上組下加藤某、田邊某の爲殺害する所となれり(嗚呼々々)。

五月五日。今般仙藩玉蟲左大夫なる者會津へ罷越降服之儀種々談判致候得共、中々伏罪不致困難を極めたりしか、漸くにして盡して歸服致させたる處、會津侯にも御滿足に思召御手自長光御脇差被下置候由。然るに桑折まて罷歸候處、仙臺公御出陣故右之形言上候得共御取請無之、無據病氣申立歸藩、去る一日切腹致候得共死に到らすと云ふ。

白川口戰爭は閏四月二十九日夜より始まり翌五月一日まて、仙臺討死十八人なりと云ふ。

秋田侯より仙臺侯へ御直書。

一筒啓上仕候。向暑之節に御座候處愈御清穆爲渡奉賀候。陳者、先達而各藩被仰合候義に付家老戸

村十太夫差出候處、段々御盟約等に付萬端御懇命被下候由、不堪拜謝辱奉存候。將又此度九條殿御事、其御領御發途南部表より領内御通行、夫より直々城下土崎港より御出帆之趣御達に御座候。其御地長々御滯留中者嘸御配慮之御事と深奉恐察候。澤殿には領内能代港より御乘船の御都合にて大館御旅館より御引移、九條殿と於當領被成御同樣度被仰達、彼是行違之事而已有之、兼て被仰合等相悖候義には聊か無之候得共、自然延滯に相成御察當御座候哉と心痛罷在、別而御懇意之義に御座候間宜敷御承知之樣奉希候。依而御示談旁側役者を以て委細申上候、可然御聞取可被下候。猶又御賢慮之義御敎示幾重にも奉希候。右申上度早々如此御座候。恐惶謹言。

五月二十九日　佐竹右京大夫

伊達陸奥守様　玉机下

二申。時節柄折角御自愛專一に奉存候。且使者差出候に付而者麁品呈上仕候。御一笑被下度候。

嚮に二十七日秋藩江間伊織、根岸靱負罷越申候には、『澤殿矢張大館御在陣、能代より御乘船にて御退去之筈之處、九條殿より肥前藩福島醴助を以て、御用の儀も有之候間暫時御控被成候樣被仰進候趣なり。實は九條殿には澤殿に御同樣之儀御不承知有之候處、參謀前山精一郎周旋盡力に依て右に決せしと云ふ。』

二十九日。松ノ枝應接所に於衆議、米澤、會津、莊內、上ノ山、山形、龜田（但本莊、矢島歸藩、新莊病氣、

其他缺席あり）、仙藩重役石母田但馬、但木土佐列坐被申候は、『兼て秋田の一條逐々隣地出兵之儀不容易次第に付、猶又當藩より差遣置候者共定めて夫々手强談判之趣意も可有之存候。併秋田にも夫々船都合御退去之手筈も有之趣に候得者、此上深懸念も有之間敷候。』然處上ノ山員申候には、『夫にて解兵被致候事なるや。』重役衆被申候には、『談判は則其處之義に有之、未た澤殿御退去無之限は解兵と申儀に有之間敷、只動搖不致樣注意可致儀に有之候。』

晝後に重役之外大越文六郎出席。其刻石母田被申候には、『當節柄に付軍事一條報告之儀仙藩まて往復致候ては、何分遲延に相成軍機之手都合にも相拘樣に付、可然場所へ軍務局相建申度候。尤右場所は二本松乃至福島は可然歟、追々白川口平治相成候者二本松相當の位置なるへけれとも、先當今は福島へ相建可然と存候。卽福島長樂寺を借受軍務所當藩にて設置候。』是は奥州筋之申處、會津藩員『拙藩にて越後邊へ相設候て如何可有之哉。』と被申候處、會津藩員『拙藩にて越後椎原に於て軍事決定と定め置候。』云々。右場所可然と衆議決定す。猶追々各地に軍務局相設候事に相決す。然るに右軍務局出張の義は當時出兵之藩々にて可然、其他は夫に相及申間布、依て出兵之藩々は適宜相談可申候事。

『先般、奥羽各藩同盟書へ各重役花押等被致候得共、猶此上御領主樣にも御花押相願度存候。依て仙米兩藩之內より各藩へ使節差立可申、其節は更に及御報知』云々。

『是迄幕領之分、今度被召上御領に相成郡代被差置候。然るに先達中桑折邊は一ト先仙臺御領に相成、

又々郡司代へ被相渡候處中々村民人心不相調、右郡司代戸田拙平、森孫三郎は何分難相勤辭退致候處、強て被仰付候得者何分撫育不行屆、依之此度仙臺へ信達御領取締向被仰付候に付諸事取締被致候得共、廣大なる奥羽一々御手も不被爲屆候條、向寄之各藩御申合右鎭撫被致度候。尤金穀租稅等は郡司代に申付、鎭撫而已にて宜敷有之候。」云々。右に付岩城平員三田彌之助等被申候には、「右心得方仙藩より御差引被成下度候哉」と質問せしに、「其儀は當藩より御差引と申事も相成兼候條、郡司代へ各御問合の上可然」と大越文六郎被相答候に付、其藩々更に評議之上決定の事とせり。

晦日。本日陸奥守樣各藩員へ拜謁被仰付、即一同參殿致候。最初帶刀之儘一人つゝ拜謁せしに、「岩城左京大夫樣御家來吉田權藏」と名披露有之處、「初而」と御意有之、右畢て更に一同脫劍罷出候節、「遠路太儀、今度奥羽同盟之儀にて何角相互に心を盡し爲報國忠勤專一なり。竝今日左京大夫同樣逢可申處、一昨日より鹽釜海岸筋臺場等見分に罷越候に付逢不申時刻に付、麁末の食事差遣緩々。」との御意有之候。畢て酒饌竝晒麻一反、銀二枚頂戴仕候。

六月四日。嶋屋佐左衞門より相馬藩大越八太夫へ來翰。

御觸達寫。

駿河國府中城主被仰出、領地高七十萬石下賜候事。

徳川龜之助

但、駿河國一圓、其餘は遠江、陸奥於兩國下賜候事。

一橋大納言
田安中納言

自今藩于並之列に被加下旨被仰出候事。

德川龜之助

今般家名相續被仰出候に付爲御禮上京可致事。

一橋大納言
田安中納言

今般藩于並之列に被加下候間爲御禮上京可致事。

德川家臣之輩自今官位之義被差上候事。

五月二十五日

右之通被仰出候間、町中役屋家持店借裏戸迄不洩樣入念早々可相觸事。

町年寄役所。

嚮に閏四月中被仰出書を左に附記す。

此度大總督府宮より言上之趣も有之、德川慶喜降伏謝罪奉仰天裁候に付ては、非常之至仁を以叡慮

寛典之所置可被仰出。依之來七日還幸被爲在候被仰出候事。

此度德川慶喜降伏謝罪奉仰天裁候に付ては、以至仁之叡慮寛典之御所置被仰出候間、速に東下億兆人心安堵有之樣取計可致、總て御委任可爲關東監察使之旨御沙汰候事。

三條大納言

閏四月十一日。

(右監察使附屬被仰付候江藤新平、小笠原唯八、秋田三郎、杉尾伯耆、中川對馬等なり。)

又五月二十五日、京都詰松村傳藏於彼地貢士被仰付候。右貢士一統へ御達書、並副總督岩倉卿上言書寫到達。

德川慶喜段々悔悟恭順之趣、愈々謝罪之實效相立候上は慶喜之處分並家名被立下候に付、相續人秩祿之儀、右見込之儀以書取申上候樣被仰出候事。

竊に考ふるに、創業經國之大活法は尋常規律を以て處すべからざることあり。何となれば、今一人私に人を殺すものあり、官吏捕へて法を加へんとするに當りて、其人薙髮して死を謝するも法に於て猶免るべからず。況んや慶喜、恐多くも萬乘之凶敵、現に御親征聖體を勞し玉ふ程の罪人なれば、必其身首を異にして大義を天下に明にすべし。豈惟謝罪を以て其罪を免すべけんや。是法律の明白正著論を待たざる所。然るに創業の功は國を治むるに在り、國を治むるの要は民を安んずるにあり、故に

寛洪至仁の聖旨を以て、古來尋常の規律に因られず非常の大活法を行はせられ玉ふなれば、今日前見る所の異固より當否を論じ難く、只事の難易勢の緩急に因て宜く制すべし。畢竟其家祿の多少に至ては、我に於て深く得失を成すに足らざるに似たり。只至急とする處は、至仁の聖旨を奉じ萬民を安んずるにあるべし。尤天下萬姓頸を延べて聖斷を仰ぐ秋故、各此意を體認して公議を盡さんことを欲す。

七日。湯長谷右色才輔より借受候書面寫。

小名濱問屋　六　右　衞　門

右大急便を以て昨夜五時頃平藩市原五郎兵衞より申來。

一、今二日九時過當沖合蒸汽船相見へ候に付、仙臺御人數湯長谷御人數とも海岸へ御出張當濱大混雜の處、渚より五六丁岸へ乘込直樣傳間船へ上下七人乘組仙臺御役人と及應接候處、去月二十日、二十二日兩日於箱館遊擊隊二百人餘官軍と戰爭之處、遊擊隊大に敗北、夫故林昌之助樣始上下百十五人仙臺へ御越之所、當濱にて只今より夜通石炭二千俵御積入、明日早朝御出帆。右林昌之助、上總の請西と申所之御城主、御高一萬石。右御人數百十五人今晚上陸、石炭御積入船中混雜にて中丁村高木屋、須磨屋兩所へ御泊に相成候。尙御警衞山本丹後樣御引受之由仙臺へ御添狀を以て御越被成候趣、慥に御伺申候。右御船へ仙臺佐藤千輔樣外二人御乘組、外彰義隊も少々御乘組御座候。右御船館山より

晦日御出帆之趣に御座候。右之段大急便を以申上候。

右に付、軍事御使役松本外也昨夜中小名濱へ樣子探索に相越、今朝五時頃罷歸申候には、俄に模樣替と相成今日湯元御晝、平表御泊に相成候由、已に先觸等來候旨申越候。

六月十日。松ノ枝應接所衆議、仙藩重役大内筑後、但木土佐、外に參政中村宗三郎出席被致候。其節南部美濃守樣家臣江幡五郎申聞候には、『今度九條殿下弊藩へ被爲入候處暫御滯陣之旨被仰出候。其趣意は、此度御鎭撫之御役目相立不申御斟酌に付、其旨京師太政官へ醍小路刑部殿を以て御所置形被相伺、右御濟迄御滯陣之旨被仰出候。其翌日、右參謀前山精一郎（佐賀藩の一人なり）、田村傳太左衞門抔其席罷在、秋府へ被仰越澤殿にも當所へ被爲入、御三卿御一同に相成候樣申聞候。右之儀相成候而は薩長等被入込候に付、夫にては萬事行屆兼候段申上候處、早速九條殿御聞濟に相成被仰遣間布等之由に御座候。然に心配致候處者、醍小路並前山等津輕迄も罷越候て、若九條殿下の命を矯澤殿御連れ申參候儀も有之候ては彌多人數、薩長勢等其勢に乘し如何樣之義仕候も難計、左候とて澤殿迄討留候儀は如何にも相成申間布、又急卒之場合等を見分け兵端を開候儀者如何共相成兼、何分にも大事至極之場合如何所置可致哉、御衆評之上御良策も有之候へ者相願度』と被申候。最初秋府へ御移轉御内慮之儀相伺候處あり、方境目領分迄出兵も有之、殊に三卿相揃候上者國力も相辨申間布に付、秋田へ相越不申候旨御意之由に有之候。定而岡内之丞（秋田の人）抔夫々周旋致候儀と奉存候。右に付江幡重て申聞候は、『此後私之場逃致候樣之

事に付強て難申上筋に御座候へ共、最初より津輕へ青森より御乘船にて被爲入候事已に御先觸も出候事故、此際津輕より御迎人にても被差遣候儀に候得者無此上次第、實は弊藩之義は兼て被及御承知候通津輕家とは積年之宿怨有之、右に付左樣之手配等も相至候得者、此後和融の道も相開け候事も可有之。併し此儀は私より難申上筋、且は人に禍災を讓候樣之事故可然御願申上候云々。』右之所何分衆議も相付不申處會藩開口にて、『兼て九條殿下には仙臺御立の折柄秋田御轉陣と被仰出候儀に付、右之趣を以て相願はれ、尤御渡御書付之御趣意も有之（前山氏仙府にては參謀之樣に存居候處日々變態に顯れ、語氣何となく仙米は會莊よりも朝廷に相對し罪狀深き意味を以て、所謂姦なりと云ひしことあり。故に會藩憤怒して云爾。）に付、最初の通御談示被成下候而可然』旨申候。一同々意、右の事に相成候。

於南部九條殿より、此度他藩より入込候人數書出候樣申出候に付、仙藩菊地孝之丞、矢野純次郎暇被下置候趣なり。

十二日。舊幕臣彰義隊頭小田井庫太列藩員應接致度旨申込有之、即本日松ノ枝應接所に於て出會。應接掛若生文十郎、大度目啓一郎、横田官平、吾妻啓三郎等列席、其際小田井庫太進出申聞候には、『御各藩樣御賢慮御依賴申上度候。實は差付申上候樣に御座候得共、拙者儀徳川之臣御使番並大小目付勤柄等周旋致候樣被申付、殊に徳川慶喜公今日之體に御成被成候に付、上野宮樣御締幷同寺御寶器等相見繼候樣被仰付候。然るに徳川家朝敵之始末は、最初君側の姦を拂はんとせし處、伏見一件等其際薩州等に於ては種々の始末も有之、不圖朝敵之名被相下、幕臣一同寃罪之儀心魂に徹し夫々心組も有之候處、主人

慶喜に於ては、一旦朝敵の名を受候以上は理非を辯明するに及はす、只管謝罪恭順の外無之と被申、臣下相擧而色々申上候へ共一向御取用無之無據儀と奉存候。然處上野宮樣御事、關東如此體裁に罷成候に付、京師へ御登御還俗の儀朝廷より被仰進候へ共、宮樣思召には、元來東叡山之儀、如斯場合には夫々規則も有之事故、只今還俗抔有之候ては德川祖宗の遺範にも相戾候に付、何分にも德川家と存亡を共にするより外無之との御所存なり。然に其後岩井左衛門を以て、今般王政御一新、且京師表には御兩親も被爲入候事故御定省旁々御上京之義被仰進候へ共、以前よりの事柄御承知に付、平に被仰譯其儘相成居申候。其後公卿四辻某樣を以て、總督府より西城へ被遊御入候樣被仰進候。當時御病氣にて御逢難被成御附の衆罷出申候。又重て總督府より被仰進候は、左樣に候はゝ爲御名代覺王院登城致候樣被仰付候。兎角彼是と事六ヶ布故院家衆上野留守居等一兩輩登城之處、其儘被差留纔かに一人被相返、又々役寺覺王院登城之義申來る。然るに流石出家丈にて、押して登城之被仰付候義に有之候はゝ寺職御訴訟申上候旨被申聞候處、其儘に相成申候。後五月三日、市中男女其外御山內者共往々傳承して是非共御上京御差留申上、萬一御發輿相成候日には黑門に相控御輿へ取すかり御留可申抔相擧て歎願仕候事故、先々御見合に相成申候。然るに其後總督府參謀方より申聞候には、彰義隊御山內に入込居候に付夫々討取候間、宮樣には可然所へ御轉坐被爲遊候樣申來候に付、左候はゝ御隱居所へ被爲移候事と相成たるも、平日御住居も無之故御掃除其他御障子張替等も有之兎角一兩日も相掛候故、其間御山內御寶器護持

院へ御移之御手筈に罷成申候。其以前彰義隊入込に付炭賣等のもの出入致候處、其内怪布もの入込居候取沙汰有之色々吟味致候得共、何分分兼漸相言葉を以て吟味致候處、團子坂にて襠高袴著たる侍一人有之、人々馳集り町人共竹槍を以て突散し、然人體も不相分候共多分薩州人ならんとの取沙汰に有之候。其後千葉某と申醫者の媒介にて仙藩小松直藏と申ものに面會に及、奥羽同盟の景況宮樣にも被爲聞召、此末の御落付所御倚賴の思召にて則小田井庫太に被仰付。尤勅書を以て被仰付候處、右勅書の義は中々尺取兼、筆墨等新規に致候程のものにて漸く出來候處、追々紛亂の模樣故先其儘土中に埋置候由に有之、夫れより五月十四日、十五日四時より八時迄大小砲の音雷鼓の如く、殊に官軍湯島天神より大砲打掛、黑烟昇白晝暗夜の如き有樣。併なから伏兵を設け勝利も有之候得共、官軍は西國大諸侯其外御譜代家の大兵押寄衆寡同日の論に無之、宮樣には稍々御立退三河島百姓家にて蓑を御冠り御凌被成、其際官軍も參候得共見付不申、先は御仕合之義に御座候。如斯景況故孰へ御向被遊候所も無之、不得止榎本和泉守周旋を以て蒸汽船へ被爲召、二十九日岩城平へ御上陸被遊候。右御安否矢吹にて相伺候。最初仙臺侯御人數援兵相願申度奉存候處、矢吹にて覺王院小姓に逢、夫より同院にも巡り逢宮樣會津へ被爲遊御出候趣承り、其儀は不用に致候。去月二十二日小田井吾妻橋へ潛伏候處、中々帶劍にては通ること不叶、半合羽にて町人體に相成吾妻橋越候處、生駒樣御抱鍛冶に行逢打過候。右職人は每度懇意故、宿許へ申通吳候儀と被存候。其後常州土浦通雨天洪水にて頗る難儀、漸く矢吹へ著致候。然るに宮樣思

召には、德川興廢の儀は朝廷御取置大事件に付、大諸侯御加談も可有之存候處左も無之、京師にて纔一二之諸侯御相談にて右體之義に相成、殊に幼冲之天子別而御存知も無之處、右跋扈の一條實に難默止。依之君側の姦を拂はんか爲め暫時御還俗被遊、世上平定の上は元の如く思召、夫迄は天下之權宜により日光始半田銀山等之儀は金銀世上に通用之儀相任せ、前條之通海內靜謐の上は如何樣共朝廷へ御詫可被申上思召之由也。』宮樣には十八日會津御發輿、二十日米澤御著、七月二日仙臺へ移轉。

十六日。松ノ枝應接所衆議、仙臺重役但木土佐、石田正親列席被申聞候は、『今度上野宮樣當藩へ御移轉に相成候得者一先仙岳院へ御著陣、夫より白石城へ御引移方可然と存候。尤右相成候上は福島軍務局同城へ相移し、且列藩出張員も同樣引移之見込なり。右御著陣後、各御領主に於ても伺御機嫌可然との評議も有之候。然し當節柄に付御出張之儀何分にも恐入候次第、殊に米澤侯抔は現に御出陣にも有之一樣にも參申間敷、就ては御境目御人數出兵等の名目にて、重役中御名代に相成候得者此上なき次第。』

孰れ今一應熟議の上決定することに相成候。

十八日又々衆議。此度米澤より池田新次郎と申者附添、上野宮樣御使僧靜慮庵同道罷越、委細宮樣思召形左の通に有之候。『今度奧羽總督府九條殿及澤、醍醐之二卿鎭撫の次第落著無之、無據次第とは乍申、若し此儘にて上京候節は嚴譴之儀も可有之。併九條殿下の儀御性質溫順の御方なれは、何角御良策之次第なりとの談判有之候へ共、未た決著に相成不申』云々。

宮樣御書左之通。宮樣御使僧靜慮庵。

御口上書

酷暑之節愈御安泰御滿悦に思召候。先日功德院を以被仰入候通、御素志御貫徹深く御依賴被遊候。且九條左府爲奥羽鎭撫東下之處、此節從南部領地秋田被赴（編者曰、仙藩より箱館へ出役の者罷歸、去十二日九條樣南部より生保内峠越にて秋田へ御轉陣と申せしことあり、故云爾、實際は然らず）、無程歸洛被致哉之由、當今二國之形勢此儘被差置候事情には有之間布、就ては米澤共被申談秋田、南部、其餘奥羽列藩へも普告、暫之所滯留鎭撫可有之、尤も皇國之御爲被仰合之次第も可被爲在處、何れも左府行履抑留之儀篤と御賴思召候。此段御使を以て被仰入候。委細は靜慮庵可申上候。

二十日。新莊藩川田五郎太夫罷越、國許よりの來翰なりとて示す。『秋田表之樣子乍探索兼て皆川勘次郎差出置候處、一昨日罷歸申聞には、仙米兩藩之御使者並探索人等落合談判有之右趣意は、九條樣、醍醐樣南部表より秋田へ御立越之御積に候處、秋田行は御見合津輕へ御越之事に相成候由。就は兼々諸藩之疑惑も有之候故、同所より直々御乘船御歸京に相成候樣相願候積、仙、米、津輕、此方及本莊、龜田、矢島等一同申合何れも同心有之、此上仙府に於て列藩評決相成候處にて、彌右願候趣被申立候筈之趣申聞候。委細は仙藩內崎順次と申御仁心得居候由、右同人へ御取合何も御取成可被成候以上。』

秋田表出張大塚織部、新妻彌右衞門より來翰。『九條殿秋田御轉陣之儀に付、澤殿御合陣に相成候ては兼

て諸藩疑惑之儀も有之候に付、佐竹侯より兩殿へ對し嚴重御口上御使者被仰進候趣之處、御三卿御最寄秋府御轉陣と申儀無之樣子御座候。且三位樣御滯留中莊内は本莊まて、本莊、矢島は石脇まて、龜田は松崎まて、何れも出兵』之由申來。

扨大塚、新妻兩氏六月九日佐竹家へ、當春以來萬端の御禮として御使者被仰付罷越、十一日角館御假役所に於て御使者相勤、同十五日於同所御相答被仰出、十六日罷歸候。其口上書左に、

甚暑之節御座候得共、中將樣次郎樣御惣容樣益御機嫌能被遊御座珍重御儀被思召上候。將又左京大夫樣御儀、御上京無御滯被爲濟去々月十六日京地御發足、去月二十七日被成御著候。依之爲御禮乍御麁末御目錄之通以御使者被仰上候。

六　月。

別段。　中將樣御儀、當春中出羽一國之御鎭撫被爲蒙欽命候に付、舊來の御間柄、殊に御隣單と申、當時勢に付御家來共を以て厚御指揮御依賴被思召上候處、格別之御賢慮を以て其件々御差圖被成進、且又左京大夫樣御事、先般王政御一新に付乍御不肖勤王一途に御差心得御上京御滯留中、御不案內而已に付、京地御出張の御役人中より御家來共へ萬端御差圖被給候故首尾能御勤之所、奧羽不穩之趣御傳聞に付朝廷へ御暇御願之砌、格別之御仁慮を以て御副輸御差出被成進候處被聞召屆、去々月十六日速に京地御發足、去月二十七日被御在著、別而御安心被思召上候。畢竟是迄の御厚配故萬端御都合宜敷、

厚辱仕合被思召上候。將又兼々御賴被仰上候通、御小家と申御家來共に至迄不行屆勝に御座候事故、猶此上萬端御差圖被成進候樣御賴被仰上候。

袖口。　去月中以御使者被仰進候御口上之趣左京大夫樣へ申上候處、被爲入御念候御儀厚辱仕合被思召上候。右御禮以御使者被仰上候。且又今般奧羽合體御盟約に付、御家來衆に至迄猶又此上萬端御差圖被成進候樣厚御願被仰上候。

是時に當り(五月十九日松ノ井殿衆議の結果)仙臺梁川播摩新莊表出兵先より、同藩宮澤養作を以て龜田へ申來候。『其御藩應援の爲め人數引連今般出張致し新莊に宿陣罷在候間、御人數御境目口へ御繰出相成候樣御取計意相成度、委細は宮澤養作を以て御談判可致候。』云々。其砌莊內藩中村某、白井平治右衞門、本莊藩伊藤彌左衞門、工藤養之助、矢島藩高柳半十郞等三藩の使節打揃夫々談判相成候處、『此節佐竹家へは、當春主人左京大夫樣在京之節朝廷向何角取扱心添に相成候一禮として重役の者差出置候に付、於弊藩何分にも境目へ出兵爲致候儀は相成兼』旨申述候處、宮澤養作大に立腹、『左候ては各藩之盟約尊藩より被成御破候義と被存候間、早々歸國致主人陸奧守へ可申聞』とのことに付、『小藩內外の事情深く御汲量被下度』段只管相賴、稍々聞濟に相成候。就ては莊內は本莊迄出兵、本莊、矢島、龜田は石脇境內目へ出兵、龜田は藩內に人數を揃置、然後四藩の使節秋田へ差立候事に談判相濟。宮澤には本莊へ罷越候や否、秋田より楠英太郞、當今澤殿下附の由にて被罷越候に付重役打揃學校に面會、夫々談判の上程なく歸藩被致

候。是全く官軍より藩情探索に來れりと云ふ。

出兵幷使節の儀前條の如く取極めたりと雖とも、其後莊內隊長水野藤彌申候には、『當時佐竹侯には九條殿へ建言（秋田の建言は六月廿五日なり）一條も有之處、使節出兵等の義は不都合故一ト先引上、幷使節見合となる。』

編者曰く　奥羽の同結今更喋々を要せす、會莊追討の令命を奉しなから漫に名を農事に藉りて休戰し、且二藩の使節公然來往密議綢繆、主として三卿を逐ふことを是力めたり。豈誤れるものにあらすや。若し王政維新、外國對峙の急務を辨し、大義を天下に伸へ以て二藩を救はんと欲せは、三卿以て逐ふへからす、二藩の使以て入るへからす。慇懃擧措を愼しみ至誠を表はし、而後道を以て官に訴ふへし。是を之れ力めすして、徒に腕力を賴み無名の兵を擧け、事遂にならさる固より其所なり。特に慰むへきは小藩なり。虛喝を以て巨藩に頤使せられ、志あるも伸ふる能はす、望あるも達する能はす、僅に幣を兩國に出して一時を苟且し、故に宮澤來れは此を以てし、樀來れは彼を以てす。好言令色、恰妓の客を送迎すると一般而已。嗚呼悲哉。

二十二日。仙藩若生文十郎より回翰。

此度主人陸奥守出陣之義に付、昨二十一日別紙の通直書を以て被申出重役共添書等有之候處、兼て御同盟罷在候故一應寫書を以て御通達仕候。

大義を伸皇國を奉維持候存意は先達中申聞候通之處、今般日光宮樣、奸徒朝權を竊大政を亂、海內騷擾萬民塗炭に苦候段御哀悼被爲在、禍亂を被爲攘皇國を被爲安度思召御確定之上厚御依賴に付、今般賊徒爲追討令出陣候。實に危急存亡之秋に候間、大小諸臣奮勵盡力して皇國の御爲め忠義を盡し宮樣思召御徹に至らせあけ、予か志を成就し功名を可相立候。委細者奉行共可申候也。

六月二十一日

重役添書

大義を被爲伸皇國を御維持被遊候思召之儀共先達被仰出置、且今般日光宮樣厚御依賴被爲在候に付、賊徒御追討之爲御出陣の義共御直書を以て被仰出候通に候處、會津御解兵後賊兵白川を襲ひ退散に不相成內、又以矯命奧羽追討と稱し、薩長等の賊兵共蒸汽船等にて江戶海を發し常州平潟へ上陸に及、兩道より敵を被爲受、此上御追討御延引に相成候ては賊兵其氣燄を增し奧羽騷擾に可相至、左候而者兼ての思召、並に日光宮樣思召も速に御貫徹被遊兼候哉も難計甚御大切の機會に付、御出陣諸軍御指揮被遊候。思召有之て被仰出候通實に御危急の御時節、御家中一統の生死榮辱卽此場合に有之候間乾度覺悟仕、御供等不被仰付輩も御沙汰次第卽時に出張、皇國之御爲に私を忘れ身命を抛ち忠戰を勵み、前段之思召御貫徹御功業を被爲立、御家中の面々も忠義を顯し、身を立家を興し候樣可仕旨御意之事。

六月二十一日。

本日(廿二日)松ノ枝應接所に於て集會有之候得共、龜田藩、本莊へ案內無之に付出席不致(一藩兩人以上出張のもの而已)、然に新莊藩川田氏談合。『當節九條殿始御三卿長々御滯陣其邊甚懸念之事故、秋田表へ仙米藩始各藩よりの使節を以て御立被下候樣致度、尤各藩御兩人御出張之藩々御一人つゝ御附添使節に御出被下候樣、體に寄兼て差向御人數直に繰込可然』旨衆議有之候得共、未た評決に至らさる由。嚮に十八

日集會の節、『當藩重役坂英力上京之處海陸共往來難相成、遠州懸川まて被參罷歸江戸品川へ到著。何分京都周旋六ヶ敷、有栖川總督府へ奉呈致度候得共是又六ヶ敷、一ト先江戸より奥州平へ著岸被罷歸、諸君より御依頼之筋出來兼無據次第。且米藩莊田氏同樣矢吹より越後へ參候。』との演舌有之。然に廿三日又々八時應接所へ各藩相揃候處、坂英力、中村宗三郎出席、英力被申聞候者、『兼て各御藩御委托之太政官へ建白書之儀、何分上京致兼、夫故江戸表夫々探索手配も致候處、總督府參謀等參列にして事難相調、乍併附添人笠原中務周旋致し建白書差出候手筈致候。就は右書裁少し文面を改候も有之、京都表へは兼て御話申候當藩太田盛、米藩宮島熊藏爲差登候。何に致せ、右建言之次第を以て事平穩に及候儀所詮無覺束、當今之處は奥羽追討抔申樣の事にて夫々兵を差向候儀差當にて、夫に付防禦の儀は如何計も可致候得共自然多端に相成可申、白川、越後、平潟等は勿論、先つ第一懸念可致處は南部、秋田の儀、九條殿始御滯陣長々にて、其內には大事を釀候樣の儀も可有之、就て此一條を片付候はては何分安堵不成。然る處、右片付候事は此上外に致方無之、此方にて出張候て極意は戰爭覺悟の前、所詮尋常の事にては埒明不申候。右に付、直々道を秋田に借り出兵可致氣色々議論も有之處、先各藩より使節を立早速御歸陣之義相願、强て御取受無之者是非に不及覺悟と相極、先右之手段可致事に相成候。就ては各藩兩人被置候處御一人乍御苦勞御出之事致度。』尤も仙臺侯以御直書被差遣候事と相極り候。

秋田表へ新莊藩川田五郎太夫、相馬藩大越八太夫、外に仙藩差添へ。

南部表へ上ノ山藩增戸武平、外に仙藩差添へ。

然るに模樣替相成、南部の方は九條殿御一手に相成使者延引、只秋田而已と相成。而して其人名、

仙藩御側御用人志茂又左衞門、新莊藩川田五郎太夫、相馬藩藤田又左衞門、高力爲藏。

右使節二十七日仙臺出發、前日卽二十六日秋田藩根岸靱負同出立歸藩、但志茂の一行十餘人七月朔日秋田著。

二十五日。佐竹家九條殿へ建言。

先般奧羽鎭撫總督之御大任被爲蒙、後京師遙に御下向被成置候以來、御撫育の德澤に浴候を渴望罷在申候。抑方今宇內之形勢干戈相尋て四方に起り、人民殆不安生之勢に至戡定の期未相見候は、壯士外に死し財用內に竭き、列藩困弊終に外國の制を受るに至り可申哉、堂々たる神州を以て制を外夷に受候ては不堪慨歎之至奉存候。今也朝綱御一新公明正大の政を被爲施、罪あるも悔悟せるは寬典に被爲處、又萬民の塗炭を被爲救候樣被仰出方連日有之、且此度德川家跡相續被仰付候抔、皆以天下平治蒼生安堵の道を啓かれ候御儀と奉存候。奧羽之爲州也山嶽相接地形絕險にして、往昔一州之梟賊を御征伐被成置候すら前後十二年王師を被爲勞候事も有之、況諸方紛擾之時に當り、奧州の地に數月を被爲勞候內七道忽分裂同胞互に相噬、再元龜天正之亂を相釀候義目前と奉存候。天正以前之亂は結局御國內限之事に有之候處、此節外國交際盛之場合に御座候へは、列藩の疲弊億兆之塗炭を見込、其

虚に乘して手を濡らさすして豐饒之皇土を占領せんとするは彼國の情態徹底相見候事に御座候。此儀に付被爲於先帝深叡慮を被爲惱候義、天下一同奉恐入罷在候。仰願くは、會津容保先達て降伏謝罪の歎願申立候처、何卒格別之御仁慈を以て御聞濟被成置、尙又酒井忠篤儀も罪狀一應御推問の上、其罪顯然に付悔悟致候はゝ寬典被爲處候樣仕度、有罪之者追々御宥恕の折柄、容保に相限降伏仕候ても御聞濟無御座候ては人心方向を失ひ禍亂無止時、外夷其虚に乘し內憂外患一時に相添ひ、萬一制を外國に受候樣成行候ては御國辱萬世難洗、左候へは乍恐在天之列聖へ被爲相對大小輕重何れにか可有御座候哉。又他日此罪誰に相歸し可申哉。實に治亂の大關鍵皇國千歲の御大事と奉存候間、御深慮の上何卒至大至仁の御趣意を以て、幾重にも御鎭撫之御規模速に被立置、大亂の機を御挽回し聖德四海に光被仕候樣伏而奉冀望候。皇國之御爲不憚忌諱盡存志言上仕候。頓首謹言。

六月　秋田中將。

二十六日回達、秋元但馬守殿領分羽州漆山詰白石誠之介、佃八郞左衞門差出候願書寫。

此度奧羽御列藩御同盟大義を被爲唱候儀傳承罷在候處、主人領地四萬石餘羽州漆山に陣屋有之候間、本國之儀遠地隔居如何樣の國情も難計候得共、當方陣屋詰の者御同盟同樣の御取扱罷成候樣奉懇願候。御列藩衆議を被爲盡候筋聊異議無之候上は、御出兵等罷成候節は、御同盟同然糧米繼夫等に至迄無滯精々差出候樣可仕候間、尊藩御盟主被爲在候得者、領主緩急有之事節は速に御報告仕候間、幾重

にも御助力被成下災害無之樣奉懇願候。右先達中米澤より以御使者出兵可致旨被仰越地へ聊人數繰出置申候間、爲御承知此段をも御屆申上置候以上。

二十九日。吉田權藏交代として八島十郎去二十三日龜田表出發、本日到著、翌七月一日松ノ枝應接所出頭。且御上より若生文十郎へ贈物如左。

一 晒麻一反　一 金貳百疋

當御藩へ家來之者共出張何角預御世話忝思召候。依之目錄之通被差贈候。

岩城左京大夫御內　八島十郎。

御口上

殘暑之砌、陸奥守樣左京大夫樣御惣容樣益御機嫌克被成御座珍重御儀に被思召上候。今般御家來八島十郎出張に付、時候御左右御見舞旁々被仰上度左京大夫樣被仰付越候以上。

七月一日　吉田權藏。

一、御上より御直書一封、右從御在所被進則熊谷齊へ相渡候。

七月二日回達。『此度林昌之助殿並遊撃隊長人見勝太郎等弊藩へ、當時進退被相抱度趣種々歎願之筋申出候に付、當時滯陣先まて主人方より以使者無異議承知の次第委細申越候處、近頃平潟へ賊兵上陸に付ては屢々戰爭致居候へ共、追々白川口等へも御出張相成候樣罷成可申候間、御通行等之節は御同盟御同

然之御取扱を御最寄之御藩々は別て速に被仰越候樣奉願候。

本日宮樣（東叡山輪王寺宮、公現親王と稱し奉る）御著陣に付奥州樣御父子樣御始列藩員仙岳院式臺まで御出迎、其節大義との御意有之候。夫より伺御機嫌候。

口上

殘暑之砌御座候處、御旅中益御機嫌克當所へ被爲遊御著與恐悦至極に奉存候。依之御機嫌奉伺度以使者申上候。

七月二日　　岩城左京大夫內　吉田權藏。

然る處功德院外二僧御取次、遠路御苦勞、御歸鄕の上は大守公へ宜被仰上可被下旨御挨拶有之候。宮樣翌三日より一七日御祈禱、九日御結願十一日頃白石へ御引移被遊候。軍務諸事御裁斷等相願候處、御法體之事故軍務一件は御斷に相成。然る處當時板倉侯、小笠原侯白石へ被爲入候に付、何角軍務御裁斷之儀相願候處、御兩侯に於ても御隱居之御身柄なるを以て御斷に相成候。右に付九條殿御迎申上諸事御指揮相願度（本月朔日秋田へ御轉陣のこと未た知れす）候得共、當節柄尺取申間布、兎角軍務御裁斷は仙臺、米澤、會津、莊內の四侯ならて無之、依之各藩願之上仙臺世子左京大夫樣十一日白石へ御出張相成。『宮樣白石表へ御引移之上は、兼て御評議の如く御領主御直々被爲入伺御機嫌被仰上候樣、其の外兼て御申合奥羽御盟約書へ御連印被遊可然。』云々。然るに板倉侯、小笠原公被仰候には、『固より奥羽盟約

の上は赤心より出たる事にて敢て取急に及不申、只外國盟約は當今の急兵器等の差支無之樣專一に候。』云々。

四日。棚倉藩中村一學より通知。『弊藩事去月二十四日城下より三里白川道金山と申處賊軍相迫り、尤城下口へ人數差出城中にて老寡君幷年寄位のもの差置候。夫々防禦も致候へ共、不得止事先祖傳來の寶器其外器械、玉藥共不殘自燒、老寡君事は飯坂へ引取、家中方には小原と申處へ引取、寡君には會津へ立退の體に相成實以當惑之次第、兼て御同盟の事故爲御知申上候。』云々。

八島松枝應接所へ出頭候處、『秋田表之儀元來因循の取運、且當節新屋へ關門を構へ出入を差留、已に弘前藩中相通不申候に付、仙臺へ船にて相囘度旨申候由。右等之義甚以訝布、依て兼て御申合の通彌此度莊內勢秋藩へ繰入候間、御同盟の廉を以て弘前、新莊、本莊、龜田、矢島人數繰入候樣』仙藩參政笠原中務申聞候。前條に付新莊、本莊、龜田、矢島四藩跡へ殘吏に相談の義は、『人數繰入の義は不得止義に有之候得共、萬一莊內勢等暴擧も難計候間、各方御隣單の事故先方探索此方の事情をも充分相通申度、事を好み干戈を動候儀には無之』樣吳々申聞候。依之、八島十郎翌五日出立龜田へ歸る。其他藩々も歸藩相成候。

五日。吉田權藏御用明、且左之藩々御使者被仰付候に付出立。

六日上ノ山藩、七日米澤藩、九日山形藩、十日天童藩へ御使者相勤。但莊內へは小關錄彌相勤候。

上杉彈上大弼樣へ。

殘暑之砌御座候得共彌御堅達被成珍重御儀に奉存候。然者今度奥羽各藩御盟約に付萬端無御腹藏被仰合被下度、此段以使者御賴申上候。

七　月

但越後假條約の儀に付御當藩諸事御周旋被下、別而忝次第に奉存候。右之段御賴旁申上候。

右御相答。

殘暑之砌彌御堅固珍重存候。將又、今度奥羽各藩御盟約に付無腹藏可得御意旨遠境預御使者、入御念儀致承知候。右御挨拶以使者申達候。

七　月　　上杉彈正大弼使者　登坂右膳。

酒井左衞門樣、松平伊豆守樣、水野眞次郎樣、織田兵部樣へ。

殘暑之砌御座候へ共彌御堅固可有御座珍重存候。然者今度奥羽各藩御盟約に付萬端無御腹藏被仰合被下度、此段以使者御賴申上候。

七　月。

織田樣へ而已左の別紙之通添。

別紙。　先達ては遠路之處御宿料金五百疋以御使者被進、被入御念忝思召候。右爲御答禮同五百疋

御使者を以て被進候。

七　月。　先頃御曲輪内御類燒之段、左京大夫樣被成御承知別而御氣毒思召候。右爲御見舞御使者を以て被仰進候。御總容樣より御同樣被仰進度候。

七　月。同。

右各藩御取次、上ノ山藩增戸武平、山形藩嶺岸勘解由、天童藩金永彥兵衞等なり。『被御念に入候儀、以來別て無御腹藏被仰合被下候樣。』と御相答なり。殊に天童侯には御陣所佛功寺に於御逢、『入御念候儀、左京大夫樣へも宜布。』との御意有之、且旅館に於て酒饌を被下候。十一日天童を發して船形驛に至るや、米澤藩早駕に逢ひ模樣相尋候處、秋田の義は愈以切迫、龜田は官的と相成候と云ひ、同驛はつれ坂の上にて山形藩水野三郎右衞門、北城漣之助、泉水百助に逢ひ秋田の景況相尋候處一向不相分と云ひ、夫より新莊市中に於て早駕仙藩伊藤收平に逢ひ承候には、秋田表彌以可討入事に取極りたりといひつゝ先を急きて通行せり。而して旅館に至り、同藩松坂源藏相招通路等の義に付問合、且途中の景況等談話中、及位驛、大瀧、蟻谷村等に於て戰爭相始候趣追々注進、市中は半鐘打鳴騷動一方ならす、且火の手も二ヶ所相見へ申候。然るに程なく仙兵相敗れ怪我人等も追々參り、新莊人數引上其動搖めき實に言はん方なし。所詮本道通行不相成、間道跋涉して漸く十四日本莊領吉澤に出て、十五日九時過龜田著。

直に御納戸へ罷出久々にて伺御機嫌仕、仙府以來之景況荒増言上仕候。

【附記】　八島十郎附屬として仙藩へ罷越候足輕元吉、八島氏同所出立の節居殘たるも、追々諸藩員引上の模樣に付十三日仙府出立。同人共申候條は、「名木澤より上長澤、夫より休場と申所へ參り泊、十四日二ッ屋鳥越と申處へ參候處新莊人參り、多分龜田と申候得者通行可相成旨申聞候に付一ト先安心致段々參候處、官軍七八十人罷越引捕られ、吟味之筋有之候條鍋島役所迄罷越候樣に付參候處、參謀野中某相尋候には、「仙臺表何用ありて參りしや。」「八島十郎の附屬として罷越候處、主人儀御用有之歸藩致、私共二人少々後にて歸藩仕候處に有之候。」「然者主人十郎何用にて歸候哉。有體に不申聞候へは繩を掛可申」段被申候。「其段は當新莊御藩森竹藏樣御同樣仙府表御出立に候得者、主人の用向も同樣に可有之、右同人爲御逢被下候へ者私共も明白可致」段申述候處、「孰れ承知致候間明日まで宿預申付候。」と被申聞候。然る處、十五日追々莊内勢繰込新莊不殘燒拂。而して大手先へ莊內と棒杭を建、在々へは當年は無年貢に遣候間人馬無滯差出候樣申觸候趣なり。扨新莊にて官軍敗れ退去相成候風なれとも、昨日の役所迄罷越進退の義申聞候處、誰も居合無之亭主一人のみ。夫れより黑森、役內、大タイ等の難所を越へ、中村と申處にて薩藩人に出逢色々尋に預り候に付、是迄の申一條申述候處、左樣ならは鍋島役所へ罷越可申聞との事故則其段申出分明致し、印鑑を貰受龜田へ罷歸申候。」云々。

新莊在町へ申渡書　新莊大手前へ立札寫。

一　隣領へ人數差出候儀は不好候得共、戸澤家の義は奥羽大名に對し惣て不宜儀而已有之、殊に姦賊に與し當月十三日人數を差出候に付、無止事戰に及候條武家の習無據儀と可存候事。

一　戸澤家、並同家中の武器預置候者は一切隱置不申早々可差出候事。若隱置後日於顯者急度可申付候條、心得違無之早々差出可申事。

一　家中家內並老若の者出入の者へ立退忍候者可有之。右樣之者へ決て無慈悲心の取扱等不致候間心配無之樣可申通、模樣次第望之處へ送屆可申。尤町在之者分散又は山野へ立退候者多有之趣、右等之者早々家元へ落付家業營候樣可致事。

一　殘賊之輩隱置候者召捕に於ては申付方有之候得者、降參及訴出に於ては一命を助可申事。

一　殘賊居所を存候はゝ褒美爲取候間早々訴出可申、隱置脇より於顯者可爲曲事。

一　法令之儀者是迄通心得可申事。乍去百姓之難儀に相成儀は逐々取捨可致者也。

一　莊內之者共威光にほこり候儀は勿論、何事によらす諸人の難儀に不相成樣申渡置候得共、萬一心得違之者有之節は少も遠慮なく訴出可申事。

右之通新莊在町諸人相心得可申者也。

辰七月　　　　　　　　　　莊內藩奉行。

【家翁十一日新莊より歸藩記錄】　本莊藩柴田泰助同伴にて新莊町矢矧勘右衞門方へ罷越松坂、森雨

氏へ文通候處、早速酒二樽持參久々にて對酌四方八方の話合之折柄、市中大騒動負擔奔走するの景況實に言語に絶し申候。（前記參看）松坂氏も登城可致とて取急罷歸、然處吾々の進退も谷まり院內は勿論、飯越又は莊內迚も何分無覺束、殊に市中の混雜如斯に付可然在家へ立退き可申宿の者へ申談候處、此節印鑑無之候へは一切宿泊不相成、第一其御手當可被成旨申聞に付其旨松坂氏へ依賴申遣候處、大澤村名主へ書狀相認吳持參致旨申來、夫より繼駕籠は宿へ相賴子供先導にて裏手より出て、左折して西山村と申處へ參り川を越へ野中へ差掛候處、新莊藩士四五人參り念頃に挨拶致し、只今官軍參る筈、若し御逢相成候得者何方の藩中にても爲相扣候都合、併し龜田御藩ならは御差支も有之間布候得共、兎角御行逢にては手數に相成可申候間、此先今川と申處に一軒茶屋有之、右之處にて御談示脇村へ御這入可然旨申聞、且谷地村圓左衞門と申者親切に先達致吳、藪道を分入一里餘許にして經塚村平右衞門へ一宿相賴候處、一應承知仕候得共其旨一通名主へ御談示被下度、已に當春莊內者相泊入牢致候者有之と申聞に付、尤之事故卽附添熊之丞を以て名主迄差遣、且松坂氏書面之件をも申含先方へ申述候處承知の旨申來、卽平右衞門へ一泊致候處、夜半に至り大勢にて門前通行の樣子相聞へ何事ならんと宿の者へ相尋候處、全く晝間敗軍の仙臺勢莊內へ落行之由竊に申聞候。昔賴朝の石橋山における、平家の一ノ谷における、亦斯くやありつるならんと思へは覺へす身の毛も逆立計にて、況して草屋の寢心も無氣味なる上遂に安眠すること能はす、夜の白くるを曉しと待居たり。

十二日朝六ッ時出發、宿平右衞門先立にて大澤村名主佐藤寛藏へ罷越松坂氏の書翰差出候處、委細承知致支度等差出候。濁酒へ筋子、鮎、黄菊ひたし、吸物麩、茄子。夫より差鍋村名主高橋松四郎へ參り相頼候處、漸く山道功者のもの有之、右先立にて八ッ時過き平枝村兵次郎投宿。

十三日六ッ時過出發、當村よりは別段通路といふものなく無理に山河を分入罷通る。即鮭川といふ處に差掛り、暫時の場所なれとも懸崕絶壁を攀ち上り、夫より川にかゝり兩岸一圓道なく岨絶是極り、岩をたとり跟をかゝけ、先導の者手を引き足をおさえ、極難所は黒タ、リ、ハセ瀧等にして孰れも深淵なり。其内何分游かされは叶はぬ處あり、止むを得す崕を登り篠を攀ち蔦をたとり、漸く辛ふして通り拔け路程より山を下りたるに、又嶮岨樹木森々たる處一里半許にして萱山に至りたるに、日已に虞淵に沒し提灯の明に道をたとり來るに、脚下之水音淙々之を覗けは懸崕なり。漸くにして矢島領カンヂキッル村へ到著、先導三人共一宿、濁醪を傾け一夜を明しけり。實に本日の艱苦生來の一事、言語に述へ難く身體の疲勞も亦甚し。

十四日六半時出立、間道山を越へ一里半にして下直根に至り、人夫を雇ひ中直根に至りたるとき、大砲數十發轟々天空に震動す（我藩兵莊内と接戰しあることは更に知らす）。塞神村醫家にて晝支度、濁醪殊に美なり。爰を出て郷内村より矢島城下を左に見、吉澤村に至る。此處六郷樣御番所あり、手札差出柴田氏先達にて名主方にて支度日暮、之より馬を出しくれ候。本莊足輕岩之丞仙府より參り候趣にて面會、且八島氏御貸人嘉吉、

元吉も舟形より同伴罷歸候趣にて申聞候（本莊藩渡會仙吉詰合）。金山宿はつれにて仙臺隊長簗川播摩首級、目付役五十嵐岱助首級梟首致置候處見受たりといふ。宮内村にて馬繼、埋田より本莊に至り柴田氏に別れ、川を渡り石脇御本陣まて一宿、始めて龜田先鋒之次第、且怪我人等有之由承知致候。翌十五日龜田著、御家老部屋へ罷出仙府以來の始末申上候。」

所三見聞一二二、如左

余嘗聞二之家翁一仙臺之盟議曰若不レ能下以二同盟之力一救中會莊二東之官兵一不三敢藉二他藩之力一可レ謂二倨傲一矣又議曰若欲レ攘二内地官軍一則北行者會米及地方之諸藩莊内自二淸川一秋田將下扼二杉嶺一以二囊鼠一塞上焉部署略定翁曰我藩有下戍二古口一者上奈二之何一曰瑣々兵卒固不レ足レ介二齒牙一可二以走一可二以遁一臨機應變任二其意一可也嗚呼何侮レ人之甚乎以二藩小兵寡之故一耶夫藩未二以爲レ勁二百七十人未二以爲下寡陥二之死地一而後生置二之亡地二而後存古良將曾有二試贏者一何謂レ無レ策乎曰盤而後可レ止曰投二莊軍一曰退二新莊一曰直倒レ戈唯其所レ令而棄不レ顧如レ斯可レ謂無レ謂矣宜哉牛耳者竟不レ能レ貫二其意一嗚呼虛喝以歎二天人一豈其可レ得レ令レ終哉。

向二本道一者途逢二北下之官軍一絡繹如レ織不レ知三其爲二何故一探レ之則所下囊鼠求二一口一而逃上是所三以有二閏四月念八之飛檄一也。

途上有下一卒齎二書函一者北下官軍直奪解レ緘衆環二睹之一則長藩隊長桂太郎也（桂氏時廿二歲）官兵砦壁亦足三以知二其一班一矣。

古口戍兵既發輜重猶未二上レ舟了一佐藤四郎兵衞莊兵遽至以火二村外衞舍一吏卒倉皇投二版鍤於川一而去是莊兵踐レ盟溯二淸川一者也。

官軍既越二杉嶺一而秋兵竚二立路傍一槍脫レ室是梅津氏大澤戍兵將レ防二干杉嶺一而失レ期者然而無一者鼠輩何能謀レ猾乎。

官軍有謠曲曰豐前小倉腰拔士不知何處遁逃可擊ノ〱東北諸藩傳以爲二軍歌一矣。

（宮さん）ミヤサンミヤサン、オンマノマーヘデ、チラチラスルノハ、ナンヂヤイナー、トコトン、ヤレ、トンヤレナー。

龜田藩戊辰戰記　坤

吉田潜藏編輯

軍使を殺すは亦不可容天地之逆賊か。

去る六月二十八日仙臺を發せる同盟の使節志茂又左衞門の一行は、七月朔日秋田著茶町菊ノ丁幸野治右衞門を旅館と爲し、直に秋田重役に依て使命の旨を告け、速に督府の歸京を促すの方法を講せんとしたるに、九條、醍醐兩殿亦盛岡より仙岩峠越にて同日秋田著、廣小路角館屋敷を以て陣營と定め澤殿と合勢相成候。元來督府に對する外面の觀察は、津輕或は能代等の船路の便を以て御歸路あらんものと爲し來りしに、豈圖んや今日の合勢とは相成候。所謂日光宮殿下御推察の如く、二卿鎭撫之次第落著無之は無據次第とは乍申、當今二州の形勢此儘にて歸洛候節は嚴譴之義も可有之云々の如く、卽大任を自ら抛棄せらるゝことゝならん歟。されは今日迄の觀察は實に皮相の臆說採るに足らさるものにして、必す

や帷幄の内に確乎たる謀議有るありて存せしものならんか。近來佐竹中將の建白書を上りたる日を距ること僅々一旬ならさるに、一方藩士中には其合勢以來俄に勤王を唱ふるの徒日に多きを加へ、秋田の進退茲に谷り乃ち右せんと欲せん歟、或は左せんと欲せん歟、義理に壓せられ情實に迫られ七轉八倒板挾の苦痛を蒙り、城中三晝夜の議論尚未決せす。然るに有志の皇學生等團結して、參謀に就き頻に勤王の志望を貫かんと縋り付たるに、大山參謀曰く、『由來秋田は同盟の確執者なり。口に正義勤王を唱ふと雖も其實の認むへき證左なきを如何せん。今や會々仙使の來り寓するあり、之を以て犧牲に供するも亦一策ならん乎。』と。於是血氣旺盛の壯士等、其敎唆を受くるや何を以て猶豫するを得ん、乃ち相謀て事を擧けんと期するに四日を以てす。然るに、『同盟家根岸靱負仙使訪問の約ありと聞く。若し根岸坐に在ては之を如何せん。』と、衆奮て與に俱にせんと議乃ち決す。此日暑氣最烈し。使節一行午後休息しあるに乘し、旅館を襲ひ遂に志茂氏以下數人を斬り、以て同盟を絕つの意を示せり。

賊使罪狀並姓名。

會津容保積年暴逆奉惱宸襟候而已ならす、慶喜反逆の謀主に候處、仙臺彼に左袒し逆意を恣にし、剩奉刦輪王寺入道親王討姦を名とし、尊氏の惡例に傚ひ候段實に天地不可容之逆賊たるに依て、此度總督府の嚴命を奉し大義を唱へ候に付、先つ其賊使を誅戮軍門に令梟首者也。

梟　側用人　志茂　又左衛門　同　同人家來二人

同　足輕　高橋市平　同　士分　內山富次

同　士分　內崎順治。

左の五人は十餘日を經て斬す。但十一人共寺內西來院に葬墓標を立つ。

生捕　但木土佐家來　小島虎之助　同　足輕　棟形一七郎

同　又左衞門家來　高橋貞吉　同　町方同心　佐久德之進

同　町方同心　川越新藏。

【附記】　賊使を殺すとき、南部公の使者も亦其旅館茶町幸野屋にあり。其僕驚きて薦を被りて隱る。是亦仙臺人と謬り認め斬る。是れは湯澤人上遠野武助なりと云ふ。

於是秋田歸順の國論彌以確定し、卽戶村、金、平元等盟約一條主張の輩を嚴譴蟄居減祿を加へ、且莊內征討の先鋒となり其罪を償はんことを乞ふ。督府之を聽す。督府も亦仙使の故を以て轅紂の雲雨啻ならす、直に莊內征討の令を出し、同六日官軍並秋兵新屋口より進發。

七月六日新屋口出張

澁江內膳　四百三十人　佐賀藩福島禮助　百餘人

荒川久太郎　百二十人　佐藤日向　九十餘人

院內口出張

長州一中隊　六十餘人　　薩州一中隊　八十餘人
豐前三小隊　百餘人　　湯澤人數上下　五十人
横手人數上下　三百人　　疋田齋宮　二千人
小鷹狩源太
　大澤口出張
梅津小太郎　三百餘人
　田代口出張
古內左總治　二百五十人。

七日。軍監山本登雲助、上田雄一兩人秋田荒川久太郎隊を引率し至急戰書を以て申來る。
一翰相投候。其方事此度御不審之趣有之に付討入の手筈相蒙罷越候間、其御用意可有之候。併乍、何そ申開之廉も有之候はゝ急速御重役一人拙者共旅宿迄可罷出候。其節委細可及御尋問候以上。

奧羽鎭撫總督府軍監　山本登雲助
　上田雄一

岩城左京大夫殿御內　御重役中殿。

不取敢太平伊織、大塚織部松ケ崎迄罷越面會申談候處、奧羽盟約一條に付色々不審の次第有之趣を以て

詰問被致、縷々辯解謝罪の上左の歎願書を差出す。

(不審要項の三ヶ條(一)仙臺使者宮澤養助を城中に隱し置きたる事。(二)兵を境目に備へ置く事。(三)城壁を修築し關門を嚴にし居ること、云々。右三ヶ條何れも無根の虚說なるに、山本、上田二人口を揃へて先鋒を迫る。)

今般羽州莊內御征討之趣奉伺、小藩微力とは乍申元來勤王の御趣意一途に相心得罷在候に付、不苦御儀御座候はゝ御追討爲先鋒二小隊出兵仕度奉存候間、格別之以御聞濟御許容被成下候はゝ孰も相擧て忠功抽度奉存候。此段其向可然御執達奉願候以上。

七月七日

岩城左京大夫家來　太平伊織

大塚織部。

此度弊藩御不審之廉有之候に付ては、御討入之御投書監軍御兩名より被仰下所、中開之廉も有之候は速に重役罷出可申達段實以恐縮至極に奉存候。此段者勿論申上へき樣無御座主人左京大夫始當惑罷在候處、內存廉も候はゝ逐一書面を以て申出候樣御授に付無腹藏申上候。其節主人儀は上京中、其上小藩の微力よりして大藩の仙臺、米澤等の巧言に被押迷、去々月仙臺白石へ重役の者被呼寄、心得違より各藩盟約書連名仕、其後各藩使者國內往復爲仕候次第彼是實に奉恐入候へ共、素より朝命遵奉之儀は主人を初め一藩擧而毛頭替儀無御座、勤王一途に存込奉盡忠節度宿志に御座候へ共、畢竟小藩

孤立の力不足、且家來の微力よりして右之次第に立至今更奉恐入候間、格別之御憐察を以て宜御執成被下候樣奉願候。左候はゝ益士氣勉勵、乍微力一新の機會と奉存碎身粉骨戮力抽誠忠度奉存候間、出兵實效の處を以て寬大之御所置被仰付候樣、宜御執成被下度奉願候以上。

七月七日　岩城左京大夫家來　太平伊織

大塚織部。

然るに右兩通の願書落手の上、軍監より左之通以書附被仰渡候。

一　當御領內順見の上先は申開之廉書等委細致承知。就ては是迄御取立の諸兵不殘來十日限本莊表迄御出兵可有之、懸疑之廉は此上實功を認め何分の御處置可有御座旨存事。

（戰書を以ての三ヶ條の質疑は本莊、矢島等になく獨り龜田にのみあるを以て、龜田人の官軍に對する反感を起したる一なり。）

一　御主人明朝より天機爲御伺久保田へ御越被成候儀不苦候間、其節今日の次第篤と辯解可被成、拙者共よりも委細可及御達候事。

辰七月七日　總督府軍監。

一、君公には兼て天機爲御伺秋府へ可被爲成御出思召に付、前以家柄始諸物頭以上へ御相談、且存慮形被遊御聞候處、何れも兼て被仰出候通勤王の外異存無御座旨申上候故、右御出張御用窺として同月六日佐藤勘解由織部交代歸藩同月十九日大塚新妻彌右衞門同月十二日御供歸兩人御先へ罷越、新屋にて官軍と行逢新川に於て荒川久太

郎に面會致。然處新川口番所出入改格別嚴重、龜田藩の者に候へは一切不相通其向伺之上可相通旨に付、右相濟迄川端に扣居稍日の暮に及て罷通る。

同七日。角館假役所に於て根岸靱負に引合何角申談し差圖を得、御三殿參謀へ御伺の上晝後御三殿樣御本陣へ參上仕竊御機嫌奉申上候處、早速御目通被仰付御意被下置候事。

八日。君公秋府へ御出張。

九日。御三殿へ御參陣御對顏の上、『今般更に莊內征討應援申付候間早々出兵、此上進止曖昧不持兩端別而勉勵顯實效候樣申付候事。』と御書付を以て被仰渡、且『御紋旗、右莊內就征討下渡候。尙成功の上可致返上候事』と別紙を以て御下渡(當四月中右出兵の節御下渡の處其後上納今般更に御下渡のこと)首尾好く御退出、御紋旗は直々早乘を以て(大久保弘人、岩井八郎)龜田表へ送らる。

十日。佐竹侯へ御參城御對顏有之、當春以來の御禮旁萬端厚御依賴被仰上、委細御承知被成、且今度官軍嫌疑の次第は、當春御上京之廉にて致判然居間御安心可被成旨御說も有、御退出。

同日朝五ツ半時(今の午前九時)隊長神谷男也登城之上兵隊名簿御家老中へ差出、直に御式臺前へ相詰候處、組頭、物頭を始め戰士、足輕迄悉く到著有之、卽刻御式臺へ御家老中列坐御懇之御直命之趣太平伊織申達、菊章御旗、御家御旗御渡に付神谷男也御請取申上、嚴命之趣抛身命一同御請申上、直々表御門より出陣仕候。松ヶ崎村にて暫時休息續て行軍、石脇村入口松原にて暫時休憩仕候處、京都より來著の飛脚に行

逢候に付奥羽路の模樣相尋候處、白川口より責入候官軍並最上邊の模樣逐一申聞候に付、同村には秋田軍將澁江內膳宿營有之候に付富岡順藏を以て右の次第申入候處、今日は六鄕家より御酒被下置頂戴中にて、甚混雜御面會相及兼候間御口上之趣御書取被下置度旨挨拶に付、直に口上書を以て申入候。

（龜田領に宿陣せるものに對し本莊は慰勞酒を贈りてある。龜田にはなし。本莊の悧巧驚くへし、ボラ龜田の及ふ所にあらす。）

隊長神谷男也秋田本陣同所願永寺へ罷越申入候は、『兼て監軍上田雄一、山本登雲介殿莊內征討先鋒奉願御聞濟相成候處、昨夜中兼て御昇國仕居候左京大夫樣より至急御申越候は、昨九日天機御伺として參陣候處、御應援として出兵仕候樣御三卿樣御直命を蒙り、則御紋御旗御渡被仰付難有仕合御請申上候段申達し、今朝更に出兵仕候。就ては兼て厚く御願申上置候通、萬端於出先格別御心添被成下度御願旁御見舞參上仕候。』然し可相成儀に候はゞ得拜顏申度旨申述候處無程面會仕候。續て一同へ演舌相濟先刻申入候通相屆、次に、『左京大夫樣御申候は、兼て諸事御願申上蒙御承知候儀、萬端御同藩御同樣御指揮願上御附屬に相心得候樣可奉願旨に御座候間、厚く御含御差圖被成下度』と相賴申候。澁江內膳申候には、『御尊藩の儀御三卿樣御不審有之、監軍兩人を以て御尋問之上時宜に依り御討入可申旨被仰付出兵致候得共、被仰開相立則左京大夫樣にも御參陣に相成御先鋒御願濟に相成候。然處於御國許今般御應援被仰付候趣、乍去於弊藩も御同樣皆此度一應御不審に被成候。尊藩御勤王御誠忠御實效之御場合、且賊徒征討奉安宸襟之折柄御先鋒被成候は御本意に御座候や。矢張御實意御應援被成度候や。且又實以

御先鋒被成度候や承知致度』旨申尋に付、甚赤面不取敢申答候は、『先鋒應援之儀實意御尋之御趣意に於ては仰迄も無御座、且一應蒙御疑心弊藩、實意先鋒仕一時に賊徒征討實效相立奉安宸襟度、左京大夫樣には微志より先鋒御願仕候。 左京大夫樣には御勤王盡忠一途の御素志に付、不肖の私今般兵隊引率仕候上は、只管主人思召相貫御忠誠之御廉相立候樣仕度存念のみに御座候間、何分にも宜敷御差圖被下置度奉希候。』と申述候處、『仰の旨一々御尤至極に御座候。 尊藩之御儀兼て厚き御依賴も有之、御同藩御同樣にも相心得候御家筋故、乍憚無腹藏御相談申上候。 御應援被蒙仰候にも御實意左樣に御座候は丶、左京大夫樣思召御誠忠一廉相立候樣御出張先にて押て御先鋒御願、御實效之御場合此處に御座候。 乍不肖私御引受申上相願可申』と申聞候。 もとより一同身命を擲ち御實效相立候より他志無御座候間、不取敢相援仕候者、『何れにも宜敷御取斗意被下、左京大夫樣思召相貫候樣一同擲身命候迄御座候。』と申述候。 內膳重て申聞候は、『何れ後刻本莊表にて委細御談判可致、同所には荒川久太郎も宿陣致居候間先つ同所に御繰込可被成』旨に付、一ト先相分れ陣營へ罷歸申候。 同刻本莊表より東海林都罷歸申聞候は、『出戸村宿陣之儀監軍局へ申立處、監軍の差圖には是非今夕出戸村迄繰込候樣、又軍議有之候間隊長外に一人當所滯留、餘は惣隊出戸村迄直に繰込重立者へ委任爲致候樣御指揮有之』旨達有之に付、不得止事其旨申達服部金吾へ萬事委任仕候。 扨七ッ時石脇出立本莊城下へ繰込、總勢直に出戸村宿陣。 隊長神谷男也並鵜沼鄕右衞門、外に斥候士兩人、物書一人、同所大法寺へ宿陣仕候。 暮合頃荒川久太郎陣

營へ見舞旁鵜沼郷右衛門兩人にて參候。途中澁江と行逢、同人にも荒川陣所へ參候趣に付則同道仕候。荒川面會の上、『澁江樣相賴於當所諸事御差圖被下度旨先刻御談示に付旁罷出候。今晚御軍議御座候に付、私當所宿陣御達有之候間厚く御賴申上候。』旨申聞候處、委細承知之趣にて荒川、澁江兩人申聞候は、『先刻御賴之通御引請申上、押て先鋒御願至極御實效之御廉に御座候。乍不及宜敷御相談致し御勇戰こそ專要に御座候。』無程澁江、荒川兩人同道にて郷右衛門共に監軍局へ出頭暫時扣居候處、兩人並に矢島隊長椎川半右衛門と共に呼出に付上田、山本兩人へ面會相及候處、『急卒御出兵御苦勞』との演說有之、其上申聞候は、『今般莊内御追討に付乍不肖監軍被仰付出張致候。就ては責持口宿陣所迄軍議之上取極候間書付にて御達申候。別て御忠戰持口嚴重御心得可被成候。併し御心付の儀は無御遠慮被仰聞度』と申聞、則軍配書付を以て差出候處左の通。

大師長根　先鋒龜田一中隊、應援本莊一中隊、遊軍肥州一手

大須郷口　先鋒秋藩佐藤日向一中隊、應援荒川久太郎一中隊

觀音森小瀧口　澁江内膳一手

本郷口　先鋒矢島一中隊、應援梅津一手

增田口　矢島一小隊、應援筑州一手。

（秋田と軍監と結托して、應援を無理々々先鋒にしたるは是れ反感の稍大なる一なり。）

一、七月十日。二小隊大砲一挺繰出したる人員左の如し。
隊長神谷男也。組頭服部金吾。物頭四倉安兵衞、大平重太夫、石塚英次。軍正目付大内右源太。御旗守護富岡順藏。銃隊頭佐藤直記、大瀬牧太、佐々重吉。
足輕警固士加藤於兎也、伊藤淸吉、荒木順之助、岩井操、齋藤右平、三浦彌作、飯島常次郎。足輕小頭伊藤順右衞門、高橋直平、矢野友藏。斥候士中村友藏、海輪四郞次。使番(祐筆兼)三澤繁藏。鼓手奧村嘉仲、佐藤鐵平。大砲方東海林諦、渡部太右衞門、小高根吉彌、菅野彌兵衞、瀧田淸次。小荷駄奉行中山内藏。同手附佐藤米右衞門、渡邊關之丞、飯野半吉、渡會十平、小助川金太。陣場奉行兼兵糧奉行鵜沼鄕右衞門。陣場方中田曾兵衞。兵糧方淸野郡藏、赤津啓次。醫師石川良貞。戰士十六人。兵卒足輕三十二人、同中間十六人。夫卒三十一人。計百三十六人。
一、同十一日。矢島に相當り砲聲火の手等見え、本莊市中大騷動(藥川播摩の大敗なり)。監軍は金山、及位等にて必定勝利の火の手ならんと申聞候。組頭服部金吾差圖して出戸村繰出し平澤に至り、同所宿端神明社中の林にて野陣兵糧を矢ひ、其れより繰込金浦宿陣致候。
一、隊長神谷男也、監軍局軍議の上大師長根先鋒御請申上候段逐一申達、『此上は國家の爲忠戰の場合、殊には今般の儀は御實效顯し候先鋒のこと故、品に依りては如何樣の事出來候も難斗、有無共に此度の戰爭は御同樣擲身命御實效相顯し候樣より無御座と存候』旨申述候處、何れも別意無之旨評決に相成。

尙明朝陣營毎に相廻可申候得共一ト先申達候。
一、今夜中監軍山本登雲介鹽越へ出張、小關鉄彌同道早駕にて金浦通行致候。
一、七月十二日。御三殿より御歸邑の御暇被仰出無御滯被爲成御歸城候。但御滯留中は川口出入役所御旅館と相成、佐竹將監、小野岡右衞門始諸役人中入來等有之御懇切の御取扱被進候。
猶六郷侯には七日秋府へ御出張に付、御旅中の御使者等御取替有之無程御歸藩相成候。
一、同日朝五ッ時頃總勢繰出申候。猶今晩洗釜宿陣之處、中ノ澤村宿陣の事に達直りに相成候に付、直々兵隊取纏同所禪寺にて兵糧仕候。夫より同所にて總軍取纏に相成候間、佐藤日向陣營へ隊長神谷男也參り繰込の都合問合、旁服部金吾其他頭奉行引合候。
一、監軍局より、軍議有之候間早々罷越可申旨に付隊長神谷男也出頭致候處、肥州藩福島禮助、澤三位殿御內檢使補英太郎居合せ山本申達候は、『明曉七ッ時過より總軍討入の手配に付、責口小砂川手前迄未明に繰込、夜明を合圖に小砂川より討入大師長根へ責入可申』旨達有之候。
一、十三日。曉七半時過中ノ澤村出陣、小砂川村に明方繰込村內下り坂迄進行候處、村家瀨戶竹藪より賊徒發砲したるに付先勢四倉安兵衞組不取敢應戰に及、夫より服部組よりも發砲、夫より彌戰爭始まり我藩の勢左の山より押寄候處敵一人も不見得、斥候士を遣候處敵は三崎陣所へ引揚候模樣、則諸隊三崎より七八町手前松原に屯集、夫より三崎口攻入候樣肥州隊よりの指圖に付、石塚英次組、四倉安兵衞組

追々攻寄三﨑口へ向候。諸隊段々苦戰と相成、於是惣攻擊に移り敵の陣地五十間許手前迄進候得共迚も難近寄、其節諸隊ときれ〳〵候樣に相成諸士勇戰致候處、第一に志賀要吉股を打たれ、夫より負傷者有之（本日計八人なり）候。肥州にて引上の半鐘を鳴らし候に付松原迄引上候。

一、負傷者氏名左の通。

士 志賀要吉（深手八月四日死亡）　士 三浦彌作（深手九月二十九日新屋にて死亡）　足輕 齋藤五助（深手七月十四日死亡）
士 新妻織之助（淺手）　同 庄司庫吉（深手）　足輕 原田宅七（淺手）
足輕 渡會騎藏（淺手）　中間 阿部長三郎（深手）。

一、十四日。七半時過敵兵發砲に付、諸勢松原へ繰出し暮合引上候。此日瀧ノ又村萬太郎股を打たる。

一、十五日。吉田權藏仙藩引上本日著の處、秋藩御三卿へ罷出仙府出張以來の景況可申上旨被仰付、卽日出發翌十六日御本陣へ罷出、山本兵衞、長瀨隼人之助取次を以て大山格之助に面會從來の仕合申述候處、至極取受宜敷、猶後來の義深御依賴申度旨申述罷歸候。翌十七日歸藩、右重役衆へ復命す。
前日同斷打合有之暮合引揚、小砂川陣營へ肥州藩福島禮助被參、明十六日戰鬪の軍配及準備等密談有之候故神谷男也へ其旨申聞。夜間胸壁築立等準備致候て引揚候處、大塚大夫龜田より戰地視察として御出張相成、暫時御談示致候。

一、十六日。昨日福島氏軍配の如く七時兵糧相濟し、明けぬ內三﨑邊へ大平重大夫組服部金吾組繰込、

殘る一小隊は松原へ繰込明方より大砲四門並小銃打出敵方にも烈敷打立候處、五時頃に至り女鹿の方向に火の手上候に付松原より相圖の半鐘打鳴候處、藩の一小隊無二無三に三崎臺場下まて攻寄、先陣高橋忠七を始め決死の勇士數名勇戰候處、手負討死多分に付應援として殘る一小隊並肥州隊も繰込候。

戰死及負傷者氏名左の通。

士四倉安兵衛胤精 深手七月十七日死亡二十七歳　士小川錄三郎一昌 深手三年七月一日死亡二十三歳　士大瀬牧太智信 即死二十三歳
士高橋忠七武敦 即死屍遺棄二十一歳　士大平重太夫 淺手　士市川廉次 淺手
士渡部平三郎 淺手　士山家兵太郎 淺手　足輕矢野直次 淺手
士三浦兵吉 深手　士齋藤庄作 深手　足輕桑島立藏 深手。

一、爾來差たる戰爭なく十九日鹽越村へ引揚休息。
一、七月二十日。御三卿御旅館より秋田詰大塚織部御呼出の上、以御書取西洋銃二十五挺被下置候。
一、二十一日。關村へ一小隊、中ノ澤村へ一小隊繰出す。
一、二十二日。大山格之助來り軍議あり。
一、八月朔日。早曉賊兵突然進擊、關村に於て激戰二時各藩死傷多し。我藩にては左の如し。

士石塚英次茂好 深手退陣後同日死亡三十四歳　士小田部忠藏時直 即死十九歳　足輕加藤勝助 深手
足輕矢作半八 淺手　中間小野村立次郎 淺手。

（我か藩此の如く勇戰奮鬪せるも、山本監軍、隊長神谷男也の頭を打ちたるは大々的反感の三なり。）

本莊藩の死傷をあくれは左の如し。宜しく參照すへし。

七月二十三日　負傷者佐藤信治、石垣菊助、柴田富作、鈴木雄次郎、高橋與惣兵衛。

同　十六日　負傷者山田雄五郎、佐々木十郎、戰死す和田幸作。計負傷七人、戰死一人。

夫より引揚宮內村宿陣。翌日より幅山へ出兵、爾來爲差戰爭なく諸方賊勢日に增猖獗を極む。龜田勢宮內より黑澤村へ轉陣、幅山を警固す。

一、八月四日五日賊大擧して來る。芹田、三森、幅山、吉澤等の官軍周章狼狽して惣引上けとなる。

一、此處僅に白紙の奇零を生したる故戰國中の一笑話を記さん。後の男子たるもの宜しく留意すへき也。

龜田藩御蠟燭掛ヶ助次弟國吉と云ふ者あり。既に藩を出てゝ行衞知れすに成り居りたるか、本年秋田の爲めに探索人となりて我か封內に入り來る處、忽ち捕へられて下町（今稻荷町）の牢に入られたり。然して訊問の末斬首のことに決定す。從前、處刑人の太刀取は足輕組にて新參の者其任に當る例なりしか、今度之を改革して兵隊の負擔する處となりたり。時九月十六日愈處刑のことになり、太刀取は中間稻吉と云ふ者に命せられたり。然に嚮に三崎口へ出兵せし手際にも似す、忽卑怯心を生し再三固辭せり。人あり之を諭すも聽かす、遂に幸助と云ふ者に命して之を斬らしめ、稻吉は退勤（十一月十九日

也)即奉公を召はなされたり。嗚呼、稻吉は戰國に生れ已に戰陣にも臨みし程の大丈夫なり。而して縛り首を斬る何の怖るゝことか之あらん。果して然らは三崎の進退推して知るへきなり。若し夫戰場には夜叉にして、縛り首には處女なりと云はゝ我將何をか言はん。然し當時三尺の童兒も、稻吉は臆病にて周吉を斬兼ねたりと一笑に附し去りたるものなり。稻吉よ、若し此笑ふ兒童等に向て能く辯解することを得は可なり、萬一にも赭顏畏縮するのみならは蓋亦賤丈夫たるを免れさるへし。噫。

一、十三日開戰以來、八月初旬に至る迄數度の合戰官軍毎に敗績、當藩の死傷亦如此。三崎は奧羽の絶嶮、莊兵は當時の至強、所謂地の利、人の和を得たるものなり。止むを得す總督府に請うて(佐曾利大八一ト秋田に赴く)先本莊表へ引揚。敵兵日に增猖獗其勢破竹の如く、近國の動搖一方ならす。加之兼て仙藩より新莊及位驛に出張せる簗川播摩、五十嵐岱助は去る十一日の戰に敗れて梟首となり、新莊城は莊兵の襲ふ處となりて一片の煙と變し、戸澤侯には十四日辛うして稍く仙北へ遁走、其家族は秋府八幡に寄寓せらる。因是仙藩始莊內、米澤、山形、上ノ山各藩の兵隊一時に仙北筋へ突入、院內、湯澤の諸砦を責落し秋府を指して進擊し、秋府の形勢實に容易ならさる由(御三殿は御乗船にて御歸京戸寺家は仙臺へ降參せし抔種々の風説頻なり)相聞、男女老弱家財取運ひ在々へ逃匿、狼狽周章の風體云はん方なし。八月三日に及て君公にも遠近內外の動搖を被聞召、夕方に至り急に執政參政を被召寄仰には、『昨今の形勢官軍日に利を失ひ、矢島は既に落城(七月廿八日)秋田へ逃れ、本莊も如何可有之哉、當家の危急旦夕に迫れり。當此時何れも國家の爲め可然計策も有らは、銘々無忌憚存

慮可申聞』との事なり。當此時岩城右衞門京都に在り、大塚織部秋府に在り、太平伊織石脇出張にて、執政には佐藤勘解由、諸橋金平（七月中再役）の兩人のみ。勘解由申上候は、『勤王の儀は兼て方向被爲有御確定、旣に當春中戰爭の衢推て御上京御誓約も被爲濟、且又御三殿秋府御轉陣の節も早速被遊御參陣、萬端佐竹家へ御依賴被仰入置候處、此期に臨み御動搖之儀は如何と奉存候。猶又從前各藩の形勢も彼是致變態候次第、亂世の習慣無據時勢とは奉存』旨前後取纏申上、金平にも同樣申上候處、參政岩城内記、遠藤七右衞門には、『奧羽加盟とても素より勤王之道に無之と申儀に非す。就ては今焦眉之危急に臨み別に計策も可有之、假令御小家とは乍申國家の爲めに敵地に身を投し、忠憤敢死の者も儘可有御座』抔と異口同音に申上るに付、勘解由又樣申上候は、『方向御確定の義は唯今も言上仕候通。然るに一時驚怖の事情よりして彼是御動搖御座候ては以ての外と奉存候。於私は素より外に計策も手段も無御座』旨申上る（萬一の節は御城へ火を掛け君公御始御家族樣を秋府へ御守護。）時に新妻彌右衞門には、『今日御評議の義は國家の大事件にして、唯兩役の評議にのみ限るにも無之、且全御手段無之にも有御座間敷、旁以此上は家柄共の存慮見込も被遊御聞上可然』と申上。於是卽衆議御聞上の事に相成、兩役共退席引續家柄共御呼出被遊御相談候處、『如何にも御意の如く昨今至急の場合とは乍申、別に生路を求むる計策も可有御座奉存間、御家老共と評議存慮可申述』と申上候。

憲欽謹て按するに、求生路の三字大義名分を誤る大根本と云つへし。

衆と共に協議相成候然處、大内圖書、駒木根肇抔は近年迄重役にも相成家柄の故、老若手には駒木根主膳等専申聞候は、『昨今の形勢如何にも切迫に付、前以各藩盟約の次第も有之事故、何分可然人材を御撰ひ、仙藩又は荘藩へ密使を被差遣御執入如何。』と申候。然に内記、七右衛門又々前説を主張し衆議區々候得共、佐藤、諸橋には、『兼て御確定の外他なく、且時節柄密使の事は實以容易ならさる次第、假令一時の危急を免るゝとも、長く朝敵の汚名を蒙らるゝ段歎息の事に無之哉。』と申述候處、内記、『朝敵の名目は長州を始め當今天下の廻り持』抔と申聞、兎角俗論のみ起り清議相立かたく、『結局は執政者の決意は如何。』と詰問せしに、諸橋『其段は申迄も無之。敵兵彌増横行侵入防禦に及兼候節は、君公始御家族樣を秋府へ御守護仕（此日御用人小助川彌生秋府へ罷越大塚織部と申談、時宜により御惣容樣方御立退の義御依頼可致旨被仰付置候事）萬一御三殿にも御立退之節は、是非共大山參謀へ執入君公を御同船相願御上京可申上、勿論唯今にも不慮の義於出來は、身命を軍門に抛つ事各方へ一歩も相讓不申。』と頗る激論に及候得共、誰ありて飜て同意するものなく、終に、誰なり密使を御差出最初の各藩盟約に御立返り可然と衆議決定す。就は右人選の義執政者に委任する樣の議あるにより、執政者被申候は、『夫は當役へのみ相讓候共、今日に至り御變態の策略は素より各方御見込の御建言に候へは、定て御見込の人材も可有之候間無忌憚被仰上可然、於拙者共は兼て決定の外策略見込も無之事故、今般の人選は素より吟味行屆かす。』何れも此上は君公の思召次第』と申上候。（此時何れも存慮見込の人入札を以て言上す。）

憲欽謹て按するに、見義不爲無勇也と、罪の歸する處吾輩に在りと云ふへし。

然處翌四日、猶以御組頭以下御物頭等何れも登城衆議の處、佐會利大八を除くの外異口同音、昨今の形勢彌以官軍の名義に御抱り不被爲遊、別段可然御良策も可被爲在と言上仕候。同日夕方に至り主膳を御納戸へ被爲召、「今般の大事件、其方の建白見込に任せ候間勉勵周旋可致」旨被仰付、且差添として高山源藏被仰付、御手自金拾兩宛被下置。兩人共潔く御請申上、君言家に宿せすと直に河大內筋矢島を指して一足飛に馳け出候。莊藩隊長朝比奈長十郎、林茂助へ差出したる存意書左の通り。

存意書

主人儀各國盟約確乎として不取失存念罷在候故、抑六月下旬秋田表御滯留澤殿自若として御登之程不相見、左候ては盟約へ對し如何可有御座候哉と懸念之餘、佐竹家とは舊來之緣者且隣境大藩と申、異變御座候ては遂に奧州の動亂を釀し可申と愚存之儘重役之者共指遣模樣爲承候處、速に海路より御歸京を促し可申、此上九條殿下始當表へ御轉陣之御沙汰御座候共決して御受申間敷、右を越度に相及天朝之御首尾に抱り候共無是非事に候との事故一先安心仕候。實に弊藩抔の小家、如何樣の存寄御座候共歎敷事なから近境大藩へ屈服仕候外無御座、加ふるに七月七日總督府監軍山本登雲助、上田雄一を以て弊國へ討入之御沙汰を蒙り、前後當惑早速重臣之者共指出其筋相伺候處、主として是と申廉も無御座風評無根の說而已。城へ仙藩之軍卒養置、又は新堡を築き領中新關數ヶ所取構候抔一々覺無之、全く讒誣等の異論も可有御座、此段は判然相分け候得共、兩氏より歎願書下書指出先鋒可願立

指圖故、彼是其筋に無御座、御不審も候はゝ城中始巡覽の上にても不苦、左樣の事件微塵無御座、先鋒之儀は謂無之候段及申譯候得共、無善惡兵端可開抔と申內近村松ヶ崎村まて軍兵凡四五百人到著、既に先鋒陣隊城下市中へ押合候仕合故中々可申解間合無之、小藩微力乍殘念任其意歎願書差出候處、左樣候はゝ速に出兵可爲先鋒旨に付是又無據長息之儘枉て服從。總督府より應援の御直命を蒙りたるに拘はらす、又々暴威を以て先鋒願致させ今日之形勢に相至候。然、右之事情仙藩始各國へ報告申度處弊國地勢秋領に環包せられ、本莊、矢島へ隣ると雖とも是亦官軍無二合勢故、何方も離間せられ其通路無之、强て其段取運ひ萬一洩聞候ては忽亡國に立至可申、若又各國へ其旨達候上にも候はゝ兎も角も、各國へも不通內官軍に相洩候ては小國孤立の勢如何共致方無之、萬代不祠の國に可相成は勿論故、血泣遺憾なから官賊へ隨從打過候折柄、尊藩矢島口御一戰御勝利先以奉恐賀候。就ては不斗も御隣境に相成候故誠に大旱に雨を得し心地、前件の次第愁訴仕度候處、其邊未た要路に官賊守圍罷在候故彼是今日迄焦心打過候。併本件切迫、國內へ御軍御臨候刻事實吐露仕候共御解意有御座間敷哉と奉存候間、私共內命を受け矢石の間を犯し昇國歎願仕候。何卒格別之御仁憐を以主人始一藩之素志御汲量被下、小家微力無餘義今日の形勢と莫大之御勘辨奉願候。彼之官賊暴行不可言者は軍事と雖とも賄賂を以て軍陣配當を成し、軍場驅引無謀の命令軍卒多く亡ひ、所謂生靈を罪するに異ならす。一身の所業に至りては酒色に溺れ財貨亂掠し、甚敷に至ては隊長の頭を打擲致抔申事にて一々枚擧に違あ

らす。是全官賊の名起りたる所以に候。尊藩是れに反して御仁政四境に響、御隣境の御國柄と相成候上は旁以厚御依賴御仁政に歸し、彌尊王之道を研磨し永皇國へ不朽之微忠を盡し度志願に御座候條、出格之御憐愛を以當今不束出兵不敬之段、全小家大國の間に介し、且官賊に被惡候と深御洞察御仁捨被成下度奉歎願候處、速に御許容被下其上厚御惠情を蒙り、且又主人參國の上は如何共御取繕、國家永續盟約各國へ對し可然御推察御引立被成下候趣、別而難有仕合奉感戴候。此段御請旁弊藩存意書奉指上置候。誠恐謹言。

慶應四年辰八月

龜田藩　高野祐助

澤　友輔

矢島御在陣　朝比奈長十郎樣

林　茂助樣。

二十一回史曰　三崎の一戰實に言ふに忍ひさるものあり。初征討軍の發するや、山本、上田の二軍監無根の虛構を以て討入の戰書を送り、且強ふるに先鋒の出願を以てす。尋て總督府より應援の直命あるに關せす秋田軍將と結託して之を強ふる事卅三、敢て出願せしにも非るに枉て先鋒に苦役、且本莊は賄賂を以て軍監の歡心を買ひ巧に其鋒を避け、秋兵は尫弱にして用ふるに足らす。少勢の先鋒に他藩の應援なく遂に其死傷頗る多きに至れり。是を以て屢々軍監に開陳する處ありと雖も更に容れさるのみならす、却て暴威を逞ふして自ら鐵扇を以て神谷隊長の頭を毆打せしことあり。(後神谷氏余等に語て曰く、『此時に當りて一刀能く山本の頭血を濺くこと只瞬間のみ、然れとも後累を君主に及す大なるを思ひ、忍ふへからさるを忍ひたること實に膀下の辱のみならす。』)一日部下に謂て曰く、『僕は素より皆さんへ御賴申故死て吳れよ。』と、一坐感奮措く能はす。嗚呼隊長をして此

言を發せしむ。其衷情果して如何そや。横暴數次之を聞くもの切齒して其肉を啖んと欲す。於是乎衆官軍を怨望するの念炎々上騰し呼に官賊を以てす。甚しい哉其人心を刺激するの速なる、未た一句を出てす。是人情なり、勢なり、勢の乗する處恰も馬を嶮坂に驅るか如く、豈其他を顧るに遑あらん乎。轉して八月三日の論場に現出し、衆口金を鑠して終に千載不可拭の汚點を印するに至れり。統するに勝ふへけんや。然り、されは先登は武門の名譽なり、官軍は王師なり、誰か之を知らさるものあらん。嗚呼。成敗利鈍を以て方向を誤るもの古今其例少しとせす。後の變に處するもの、豈恐れて且愼まさるへけんや。

梅軒翁曰　余聞之、昔者天子有爭臣七人、雖亡道不失天下、諸侯有爭臣五人、雖亡道不失其國、丈夫有爭臣三人、雖亡道不失其家、士有爭友、則身不離令名、父有爭子、則身不陷於不義、故當不義、則子不可以不爭於父、臣不可以不爭於君、故當不義則爭之、信哉斯言也、自古迄今、有爭臣而失天下國家者、未之有、其失天下國家者、職無爭臣此之由、若夫昔者、則余姑置之、當輓近覇府失政皇室中興之秋、天下諸侯曁大夫士、或不體朝廷維新之意、犯天下之大不韙、而其亡國破家者幾百千人、而我藩亦與焉、不臣之罪、夫謂之何、豈不悲哉、如他藩、則余未識其君之義與不義也、而況於其有爭臣與無爭臣乎、我則吾君非固不義、吾臣非固不敢爭也、然而所以齊失其國家者、何居、抑其所爭者非、而其所不爭者、是邪、其所不聽者是、而其所聽者、非邪、余太惑焉、因是視之、吾所謂爭臣者、雖有千萬人、復何裨益乎國家、是余所以痛哭長大息也、或人曰、然則吾子之所以失國家者、果何居、余於邑久之蹙然自失曰、豈非所以國無人乎、或人唯々而去、余乃以其語爲斯書之斷案、敗亡死罪之餘、雖固無焦頭爛額之功、冀寓曲突徙薪之意云爾。

八月四五兩日間關、芹田、三森、幅山、鼓澤邊の官軍大敗にて惣軍引揚、石脇大渡其外小舟を以竊に田尻を渡本莊表引拂、參謀前山精一郎、軍監山本登雲介、上田雄一にも最初の威勢とは大に引替、濡れ鼠の如く稍殘兵を引揚（監軍の逃けたるは七日朝松ヶ崎に至れり）。石脇へ宿陣の輩も六日の夜本莊落城（城の發火は六時前後）の火勢に驚き、狼狽の餘兵仗、糧食、彈藥等を打棄我先と逸足出して逃去、剰道川迄後詰の鍋島勢も友崩となり秋府を指して引退きし風體、彼昔秦の符堅か淝水の風聲鶴唳に驚き、我古平氏か富士川の鴨の羽音に走りしも斯やあらんと想やられけり。加之沿道の村驛人馬疲弊し、右往左往に散亂せしは宛も天風の吹過たるか如

くなり。尙參考として吉川多喜見氏演說書、及太平鼎氏の書翰を玆に附記す。

吉川多喜見氏の本莊引揚の景況演說

八月六日、本莊並石脇まて引揚居候官軍尙又追々濱通引揚候模樣に付、若龜田城下へ繰入宿陣に可相成哉の御懸念にて、多喜見儀松ケ崎へ出張、御城下へ不繰入樣可取計旨御家老部屋に於て蒙御內達、直々同地へ罷越居候處段々諸軍引揚、七ツ時頃より薄暮過まて續々先を爭ひ秋田を指して遁逃す。同夜六ツ時前後と思しき頃より火の出相見へ、本莊城下多分燒失。翌七日、朝五ツ時頃より諸隊長並監軍山本登雲助等同村まて引揚け、同所に於て兵糧、其外人夫等の手配談判に付夫々手配申付候得共、村里の者疾くに逃去萬事尺取不申、其內山本より龜田領繪圖差出吳候樣依賴故、直に御城下へ立戾り御家老部屋へ罷出、右の景況逐一申上候。然し繪圖面無之に付新調の事と相成、且空腹凌きとして握飯用意持參可致樣金平殿被申聞、尙又前山參謀初め山本氏、其他筑州、肥州、秋田諸隊長へ御目錄御上より被下置候積にて臨機可取計樣被申付。右品々取揃候頃は八ツ時過に相成取急松崎村へ出張候處、疾く出發隻影たも相見不申、夫より御目錄而已持參追駈候處勝手村にて追付、山本氏へ圖面持參之旨申述へたるに長濱村迄持參候樣申聞に付、同村へ罷越右繪圖面は相渡候得共、未た宿陣之規律も不相立、肝入宅にて山本始諸隊長、兵士共雜居之折柄に付御目錄見合居候處、其內多分外出致候に付山本を別所へ引廻し、尤御使者抔と被仰付候義には無之候得共其節之口上の趣意左之通。

吉川多喜見演説

兼て官軍御通行之節心得方精々申付置候得共、今朝松ヶ崎村迄御引揚之節同所にて不行屆之手配甚御氣毒に奉存候。就て御空腹凌之爲城下より握飯持參致、右取始末方にて延刻罷成候處、既に御出立之趣に付是迄持參致兼候。未熟之家來共屢蒙御指揮厚忝存候。右に付何そ御取扱被成度候得共當場合百事不任心、甚た御失禮之品に候得共御料理として聊御目錄左京大夫より差上候。尚宜敷取繕可申述旨被申付候間、御受納被下度。』云々

然に山本氏、即今右樣之義にては甚如何敷故頂戴難致旨再應辭退致候得共、押て差出候處、『折角左樣之思召に御座候者難有頂戴仕候。太守樣へ宜敷御禮申上呉候』樣申聞候。多喜見問『弊藩兵士御指揮によりて幅山堅め罷在候處、外手之分は總引揚之御下知に相成候得共龜田兵士のみ未た引揚不申、如何可致哉。』山本答『一同引上之沙汰に相成候筈。』問『左樣には無之。昨夜之大雨殊に約束に違ひ、兵糧も不續一同困難致候趣に御座候。』答『引上候て宜し。併し斯く相成候者此方にて指圖に及はす、此後は御勝手之御指揮にて宜敷候。』問『右樣之御次第にては甚當惑仕候。只今迄御指揮を蒙り候ても兎角不行屆之處、殊には懸隔之地へ御引上相成候に付、主人左京大夫を始め一同當惑心痛罷在候。幾重にも此上御指揮被下度候。』山本問『此上は如何被成候義に候哉。』多喜見答『彼は當り難き大敵此方は小藩、目前國家の大事にも相至可申、且萬事不行屆上下進退據を失ふの折柄にて候得は私如き者如何共難申上、只管御

指揮を相願國家を全ふするより外無御座候。』山本曰『彼大敵に付、敵對し難き時は潛伏なり、又は一時彼の方へも程能あしらふなり其場を凌き候樣可被致候。』此際多喜見推考するには、當節柄の事故、若し此方の心底を探索する爲めにも哉と思ひたるに付別に彼是不申、『左樣相成候義に候得者如何とも當惑可申樣無御座候。然らは早速罷歸候はゝ山の兵士引上可申』と引別れ、夜中御家老部屋へ罷出右之始末申上候。

又曰、彼深く我を疑ひ我既に其情を知る、此問答難哉。

明治三年太平鼎蟄居御免の後在京家翁へ送る書翰中の一節

實は一昨年御處置の義は、實以新莊出兵以來聊表裏の志を抱き候事誓て無之候得共、不得止場合萬一躊躇致ては國家の一大事、且古口出兵の危難眼前にて、甚乍不行屆出張先に於て御英斷等相煩國情相通候義等、其邊は深申上候迄も無之逐一御承知之次第故相略申候。夫より秋田藩國事一時に相變候。以來七月七日監軍山本登雲介、上田雄一の兩使危急の難鬪に預り候得共、其場は身命を抛ち大豥、諸橋共周旋辯解、三崎口先鋒の義迫られ不得止出兵の事に致候へ共、何分官軍の暴威故國情變態の折柄、莊藩の義烈且精鋭なる故官軍威衰力微、加之難險の三崎遂に官軍失利既に本莊城下迄退却、八月朔日惣軍引揚。同五日に至り濱手は芹田、三森、山の手は蘆川、鎌ヶ臺等已に切迫に相成候節、筑州隊瀧澤村へ出兵の處、昨夜中俄に川手前滿願寺まて引揚候に付、此方人數は宮内村へ宿陣の處、蝠

山麓の事故四面一時に散々と相成、折節少人數にて迚も守衛相成かたき旨申來候に付、其旨參謀前山精一郎並山本氏へ申通せんと石脇表へ罷越候處、同所本陣に潜み居り、且休息の體故直々右注進形申候處、至極尤の義故、野僕に罷越其旨如何の趣意にて滿願寺村へ引揚候や談判致、是非瀧澤村へ相進候樣取斗意呉れよとの前山の强て賴に付、無據國分養助同伴、不案內の道なから滿願寺を指して罷越候處、途中宮內村へ赴きたるに幅山一面の軍勢引揚、迚も本街道より進み難く葉舟に棹し間道より漸く滿願寺へ罷越、此時野僕に隨從せし者は海輪四郎次、外に宮內農夫三人嚮道に相雇ふのみ。途中なから篤と思按を廻らし、時宜により自ら敵中に入りたりとも、擒と相成候とも藩內の義委細辯明、國內一村たりとも無暴の燒失等無之樣、且不順の戰爭聊不好候得共、小藩孤弱にして一時不得止敵對致候。乍去國情は元より戰爭不好次第等一時危急の場合相凌候迄にて、藩內一定の旨趣時宜により申取、以一死救衆命度心底も有之候得共、出先の事なれは左樣も參兼みす／＼五日曉本莊城下へ歸り、筑州へ談判の顚末山本氏へ報し大抵用辦致候故石脇へ引戻り、夫より戰爭の景況承及候處官軍各地敗北、然し肥州本込隊七百人許援兵に來り候樣申來、且石脇川舟橋を架するの義參謀より沙汰有之候得共、夫も不用に相成候。五日夕方に相成候處、最早山手蘆川邊より鎌ケ臺、濱手は芹田、三森を始として一面の火烟と相成、本莊城下も危急に相迫候樣子に付、本莊へ罷越山本、前山に面會火の元等場所相尋候得共、何分事實打明不申、然る內何方へ出去り候哉兩人共行衛不相分候に付市中探索候處、

全く逃計をなす模樣、且火の元は前陳の場所に相違なき趣、實に大事件とは此事にして一國風前の燈の如し。迚も日和を見合居場合に無之、上は衆議を一定し萬全の計策貫徹可致心組にて、石脇へ罷歸候頃は夜既に三更なり。急に喫飯夫より定代並居殘りたる中條、長谷兩氏へ石脇丈無暴の動搖等無之樣諭達致、萬一右樣の振舞有之節は急度可及沙汰旨申含め、則勞馬に鞭ち已に親川村邊まて罷越候處、暗夜なから二三八四五八十八計はら／＼引上候樣子故甚床敷思ひ、乃ち馬を駐め何れの御藩なりやと尋候處肥州隊の由。就ては貴藩ならは今朝石脇口御通行有之、然して野僕石脇表出發の時まて一人の御通行無之甚床敷義申候處、仰の如く大渡口は通行不致、實は本莊城下まて罷越候處大渡口通行難相成旨參謀申聞に付、間道橫渡にて罷越候旨申聞候。且戰場の模樣相尋候處、兵糧は今朝石脇にて御惠みを得候以來未た一粒も口にせす、殊に不案內の土地無暗に進軍申付られ候處、敵は大勢地の理を得、味方は少勢且不案內、殊に拙者共は御三殿の御守衞にてありしか、御三殿の賴に付ホンノ援兵に本莊まて出張、素より戰爭は不好候得共不斗接戰に相至、若し多分の手負怪我有之候ては御三殿之御守衞をなす者も之なく、寧御三殿を警固し速に歸帆する方專要なりと申聞。益歎息に堪へす、篤と思慮致候處、遂に始終孤獨の戰爭と相成、微力無賴の小藩徒に滅亡を招く仕合と天を仰き地を叩き只管慨歎する而已。此上は一時も早く大衆議を盡し、國內擧て力を一にするならては無之と、漸く佐藤氏の門前に至りしは曉七ッ時頃なり。馬を門前に繫き戶を叩き、夫より前條の始末談示未た半に至ら

さる內、其義ならは深く御懸念に至らす、旣に駒木根氏へ高山舍弟を附し矢島口へ差遣候旨荒増事情形佐藤氏申聞、先は懸念有之間敷由に有之、左樣ならは何れ明早朝登城諸事可打合旨を告け引分れ、翌六日早朝登城候處、大塚氏にも罷歸居大に都合宜敷、互に大慶致候。然に大塚氏被申候は、『差詰考候處、未た莊藩談判相整候と申義にも無之、且官軍も未た惣引揚と申義にも無之、稍猶豫致居候內不圖城下へ秋田勢多數繰込候ては誠に大事至極、事成て却て大事を釀し候樣に可立至も難斗、依之拙者是より秋府へ出張程能く談判罷在候間、危急に相及候者速に御報知有之度、其節は獨歩致候ても早速歸國可致』旨申聞、野僕には誠に良策と手を拍て贊成を表し候處、佐藤には夫れは及間敷申候得共諸橋にも僕に同意、殊に大塚には自ら進みし事故議論一定し、夫より御目通の上君公へも言上別を告け大塚には秋府へ出張、佐藤には石脇へ出張致候。然るに矢島口談判相整候に付、九日晝頃松村辰吉を以て秋府へ申遣候處、大塚には彼是猶豫十日に至り新川口通路相絕し乍殘念擒と相成候趣、其邊之處仙藩御出張故具に御承知無之筈、且野僕にも駒木根從弟、高山の兩氏矢島口へ出張の節は石脇出張中にて、如何なる顚末歟確と承知不致、其義は川井公より御聞取に候事と奉存候。抑御三殿へ御使者として新莊表へ出張以來の儀は、表裏の志操、且は時を得度抔と申義毛頭無之、是は嘗て御聞及はれの事に有之候通りに御座候。且又古口出兵の儀は固官軍の暴勢に原因致、從來奧羽同盟迚も聊天威に違背致事には無之、偏に名なきの戰爭を相止め度旨趣に出てたるものにして、就中大事件に涉る義は

自ら白石城下より歸藩の上夫々評議を遂け、且仙藩御廻りの節御供の衆も外に異議無之、實以私の義には無之、聊身命を拋て不肖丈は相盡心得に御座候。然し國論一時に取失候儀は其節の眼目無之無據次第、就ては一昨冬の御處置は毫も異議無之候得共、再度の御叱は兼て御教諭も有之候通少しく不修理の樣相考居候。然るに今般寛典の蒙御沙汰候も……云々。

神谷隊長より藩廳へ差出し候書面寫

八月六日に至り官軍悉皆引揚隨て私共も引揚候處、愈是より御領國之戰場と可罷成事故、石脇に至候ては、兼て覺悟の如く一歩も相引不申と一同奮勵致同地まて相退候。然るに同地は殊の外混亂致居候得共、此上は御軍議相伺可申と監軍本陣相尋候處、前山精一郎、山本登雲介兩名の宿札は揭け有之候得共兩名共居合無之、不得止御定代へ參り候處、爰には藩の人數屯集有之暫時休息候折柄、御城下迄引揚候樣の御差圖有之故直々大浦迄引取申候。實は一旦奉蒙重命候上は、參謀、監軍の在不在に關せす何處迄も一手石脇に踏留防戰可致一同奮發も、一時の御差圖にて無據內黑瀨村惠林寺へ人數相纒休息致候。扨今日羽葉山引揚以來、本莊の騷亂濱手よりは敵勢入込候樣子にて、大渡り口之混雜言語に絕し候次第、後れて來りし者は私始土谷村舟場より石脇へ出候向も有之、畢竟私指揮行屆不申儀は勿論に候得共、戰場變化無據次第に御座候。熟ら愚考仕候は、元來御差圖に依是迄引揚候もの丶、監軍へ案內不致後日之申譯無之、又々御不審に預る樣の義出來候ては、隊長の重任を失する而已ならす

御大事至極と奉存候故、先同所宿陣致篤と問合之上引揚申度、且又本莊表之事情何分懸念之擧動も相見得候に付、此上異變有之候ては猶以一大事、御領地の戰爭、石脇表之混亂、官軍の引揚等種々胸中に浮ひ、第一本莊侯は小友村と申所に潛伏之御樣子見受候に付、是へ御使者遣され御打合可然、尙又矢島侯も老方邊へ御立退被爲在候模樣と承知仕候に付、此場合御近隣に異變有之候ては大事至極之義は勿論故、諸事御合體なれは御力にも罷成候儀と相心得御使者罷遣候樣に仕度、就ては兵隊は惠林寺へ差置、私儀暫時御城下へ罷出候心組仕候得共、斯の場合隊伍を離れ候はゝ一同の氣合にも相拘り候事如何共難仕候處、幸石脇表へ重役出張有之旨略承り候に付、右之旨一應御伺申上候處同所より御指圖には、是非今晩中御城下表へ引揚候樣仰越され候に付、不得止黑川村迄參り候處、御都合有之候に付同所宿陣致候樣申來候に付右に決定致候。然處本莊表に相當り火の手相見得、段々大火之樣子に御座候故斥候差出候處、愈本莊御城下放火の樣子、石脇表まて延燒の由申來候。右に付早速進擊も可仕候處、兵隊も疲勞、殊に人數も至て少勢と罷成右に及兼候段恐入次第に御座候。然に八月七日晝後高山源藏矢島より馳歸（主膳は矢島に居殘）石脇城代役屋佐藤勘解由出張先へ罷越、『今般御直命の大事件、卽矢島口出張の隊長朝比奈長十郞、林茂助兩人へ面會申入候處、御歎願の趣憐察聞屆、御主人樣儀御圍まひ可申候間早々御越被成候樣』書取を以返答の旨申聞候間、直々當人を龜田表へ差遣し早々言上可致と申渡し、勘解由にも引續龜田表へ罷歸、御目通の上御賢慮の程奉伺候處、彌彼の方へ可被爲

入仰に付、同夜中又候同人石脇へ引戻夫々手配被致候。

一、次の各項は、原稿は直ちに正本に用ゐられたるを以て記載なし。

(1) 君公莊內へ赴く。

(2) 莊兵を導いて秋田を擊つ。

(3) 九月十八日莊內へ亂を避く、十月中旬皆歸。

(4) 謝罪降伏。

(5) 御相續御敍爵。

一、今般秋田へ御出張御差出に相成候御直書、並藩士歎願書左の如し。

去秋以來形勢一變之折柄、奉對尊藩私始家臣一同不敬不信之始末深く畏縮悔悟仕、重臣を以只管謝罪歎願仕候處、出格之以御愛憐願書御留置被成下難有仕合奉存候。其後養子龜五郎より縷々奉歎願候處、是亦御仁情の御挨拶を蒙り不堪感戴之至重疊難有仕合奉存候。抑昨秋戰爭之場合領境至急相迫、家來共始下々に至るまて人心惑亂之砌、各存慮申出候節に臨み私事は一應上京仕、尊藩御役人中樣方厚御添情を以て勤王之素志貫徹仕候は、從來格別之御親懇之御間柄故と御厚禮難有申上、且天朝御趣旨柄飽まて謹承仕居候に付一際勉勵指揮罷在、不斗人心惑亂、終に指揮不行屆自然方嚮取失、奉犯大罪候段今更御訴訟可奉申上手段無御座恐懼至極に奉存候。畢竟私不肖より今日之形勢に立至り候

段、日夜悔悟涕泣之外他事無御座候。多罪之身上不顧恐昇國仕悔悟之情實伏て奉歎願、仰願舊來別段之御續合御汲量被成下度、格別段之以御垂憐追々御寛恕之御相援奉蒙度、前件之次第厚御含、御序の刻宰相樣、侍從樣へ可然御執成被下置度、此段各樣迄只管奉懇願候以上。

月　日。

今般隱居仰山昇國仕、從前被失信義候事件恐入御訴訟奉歎願候に付、於私儀茂當早春爲藩士惣代罷出今度再藩士席頭之面々某々同道仕、同樣奉蒙御寛典之御沙汰度不顧恐奉歎願候。今日之身上既往自作之大罪者如何共一言之申上方も無御座候へは、昨今主人下著以來は藩士一際悔悟徹底仕候事にて、畢意隱居仰山素志相撓候も全一同之頑愚順逆を不辨より釀成候事にて、奉對尊藩對主人臣下之分萬死難償仕合御座候得共、此上御再生之御仁惠何卒仰山素志之誠實、隨て一藩悔悟之情實深御汲分被下置、今一等御宥免御沙汰被成下候樣御執成被下度、一同叩頭血泣奉歎願候。誠恐誠惶謹言。

月　日　　藩士惣代　大内圖書。

一、明治三年十一月一日平均祿被仰付候節の達し文なれとも、前數ケ條切り取りたる殘の個條あり。

(1) 老年に至り隱居致度願之者從前引籠日數を以願書差出候處、已來差向願書差出候而不苦候事。

(2) 御用召奉書之儀は向後剪紙こ可相唱事。

(3) 職員之者職務を以御管內往來之節、向後賃錢賄等之儀は急度勘定可致事。但非役士族右同斷。

(4) 卒之者は族の字を省き單稱致候樣御布告に付、世祿御廢止の事。

(5) 出入錢之義は、以來大參事より廳掌まて被下置候事。

(6) 定渡之義は逐て御取調之上可被仰出候事。但、當年之者以御吟味代米無之に被下置候事。

(7) 年始其外都て進物御廢止之事。

(8) 義倉三十分の一上納御廢止之事。

(9) 格別之御吟味を以て急用金五兩つゝ拜借被仰付候事。但、利足上納は是迄之通。

(10) 是迄正權小參事迄判任官御布告之處、此度相當表御改正に相成廳掌迄判任官被仰出候に付、服制、提灯、笠印等雛形相添御下渡に相成候間、奉職之面々相用可申候。尤非役士族卒等右印に紛無之樣可相心得事。

但、諸局屬吏之稱呼被相廢總て使部と被仰出候間、諸御印雛形之通是又相心得可申候事。

(11) 兵隊一小隊の外御廢止に付、卒家頭之向は藩廳使部少屬支配之事。

(12) 兵隊常備一小隊の外御宛行等不被下置候事。

(13) 四十歲以下藩備隊追々御組立にも相成候間、惣體軍事局入勤仕と相心得、其向々之通達にて進退可致事。

(14) 重立候節判任以上は一僕召連可申事。

(15) 官員、其他士族、卒に至るまて昇降口御改正に相成候間、懸札之通昇降可致事。

(16) 士族、卒在勤之向は七十歳以上一人口、右之家族並農商に至まて八十八歳以上都て二人口、百歳以上三人口に御改正被仰出候。

(17) 是迄政事廳と相唱候處御取消、更に藩廳と御改稱被爲仰出候事。

右の通今般更に被仰出候得共、猶追々御取調之上御發行之義も可有之候間、諸局使部に至迄遺漏無之樣可被相達事。

一、從來勤任之階級は士族、徒士、足輕等の、嚮に徒士は卒へ組込相成、今般御改正にて六石二斗五升となりたるを大に不平を唱へ、一同團結の上藩廳へ強願候廉にて、其首謀者等夫々御處分被仰付候。

編者曰　平均祿は各藩多く聞かさる處、獨り龜田藩斷して之を行ふものは何ぞや。曰、等級既に廢し豈祿の多寡あるへけんや、正義一定亦復動すへからす。然りと雖とも後來一藩の疲弊困竄を速にしたるもの、實に是一大原因にあらさるはなし。蓋士族は數十百年來の慣習ありて四季の出納一定の程度あり、殊に中士以上の者は僕あり、婢あり、薪水奔走の業務皆能く之をして辨せしめ、己文武の業に從事するの外他事なかりき。是を以て生計の爲めに自ら勞を取りし者幾と稀なり、否稀なるに非す、人は以て之を擯斥し、自ら以て之を辱となせしものなり。然るに一旦歲入非常の減度に遭ひ、甚きは三分の一にも當らさる秩祿(十四石は納扶持六人七分に當る、一門席三十五人扶持、家老席三十人扶持、着坐席二十人扶持、一騎席十五人扶持なりと云ふ)を以て、俄に古來の慣習を破り一家の安寧を謀らんと欲するも豈得へけんや。而後奉還祿の令下るや能く商とならんか、將農工たらんか、一是大の資を以て無經驗の業を求む、緣レ木求レ魚挾ニ太山ニ超ニ北海ニ豈啻ならんや。是を以て追年退縮窘蹙、多くは家屋を賣り刀劍家財を典し、以て餬口の料に充つると雖も、限りあるの資を以て窮りなき費を辨すること能はす、遂に如何ともすることなきに至りしは誠に數の免れさる處なり。然り而して、下士の如きは宛然前者と正反對の位置に在る以上は、果して能く生計の剩餘

ある歟。果して能く貯蓄の法を講せしや。問へは是亦想像外に在て、其結果毫も前者と異なることなし。何となれは、少祿者一旦如斯恩命に遭遇し、多きは二倍以上の秩祿を受くるに至り鷹揚自得の色を帶ひ、尋て奉還祿の令を受くるや之を主宰するの智なく、之を活動するの識に乏しきにも拘はらす、漫に米を以て金に換へ、纔に氣を弛むや遂に魘鬼の侵襲する處となり、彼博徒の一夜千金を攫取するか如く、一擲一散復其の痕を止めす。畢竟前者と其轍を同ふするに至れり。足らさるを以て貎る、固より其處なれとも、贏を以て傾く亦奇と言はさるを得んや。故に平均祿は其皮相の正論にして裏面の情實を參酌せさるか故に、遂に一擧兩失に陷るに至れり。豈憾なからんや。

然るに當時該令の發せらるゝや、諸士敢て怨言を吐くものなきのみならす、之を是非するものもなかりき。是、一種言ふへからさる分子を含有することありて然るなり。分子とは何そ、曰く、『當藩に於て先年方向を誤り、遂に御咎を蒙り朝廷に對し深く恐入たる次第なり。此上は何を以て御恩の報すへき樣も無之事故、今般藩制御改革之廉を以て他に率先し、如此平均祿を斷行したらんには或は涓滴の報恩とも可相成候條、諸士に於ても其旨を領し御奉公可致』云々の旨趣、卽是なり。是乃て之を是非せす、又怨言を吐かさる所以なり。於是乎、藩士も亦義に富める哉。

因に記す。元來十四石と云ふは一俵二斗五升入四俵を以て一石と爲し、舊來の習慣として一石に付一斗八升の込米ありたるものなり。故に之を合算すれは十六石五斗二升となる。然るに新縣合併の後正味十四石御渡の都合故、其際士族一同より舊藩の習慣形を具申すと雖とも遂に許容なくして、再ひ二石五斗二升の損失を蒙るに至れり。

一、十二月二十八日、老君益御機嫌能龜田御發駕、翌四年辛未一月十七日東京御著遊はされ候。御供登奧村吉平、太平謙之丞、佐藤直記、白土直江、阿部淸圓、高橋圓才。

一、明治四年辛未三月、大泉、矢島、本莊及秋田各藩に於ける内情自然從來の如くならさるを憂ひ、今般御維新之廉も有之候に付、各藩互に使節を發し親睦を謀ることより吉田權大參事本莊、矢島へ罷越、右兩藩員と共に大泉に到り、夫より四藩員同月二十五日秋田に至り（路次龜田へ立寄）五日間滯在諸協議の末、四月朔日歸藩致候。

編者曰　余當時秋田遊學せるを以て、一夜家翁を旅館敦賀屋に省す。矢島藩權大參事松原彦一郞、本莊藩同皆川韻甫氏に面會す。酒間大泉の憤激、秋田の赤面等の談あれとも余更に解せす、客去て後之を家翁に叩けは、翁笑て曰『昨二十八日寺內村招魂社に於て春季祭典あり。各藩員も亦參拜、畢て某一亭に憩ふ時、秋藩中川權大參事(中川健藏)戊辰戰爭及招魂社の設立に就き抗顏誇るか如く、嘲けるか如き言を吐きしか、大泉藩權大參事菅秀實憤然として怒り「秋藩は嘗て奧羽盟約に黨與し、漫りに大藩と稱して更に爲す所なく、入國の三卿を奈何ともすること能はすして、僅に行人を暗殺して歸順せしにも拘はらす今日に至り如此誇大の言を吐くは失敬千萬、若し兵を執りて陣頭に臨まは秋田の弱兵には一歩を讓らす。」と、遂に一坐の仲裁を爲すにも拘はらす袂を拂ふて立て旅館に歸れり。於是親睦將に破綻せんとする處、歸館後幸三藩の彌縫に依て事成る。』と。是些事たりと雖とも、以て兩藩の氣象を概見するに足る。

又曰　戊辰戰亂の關係前に縷述せるか如くなりと雖とも、頃日篋底を探りて明治二年家翁の筆記を得たれは、之を載せて以て東北騷擾の斷案と爲す。看官其重複を咎むることなけれは幸々甚々。

惡をにくみ善を好みするは无智无能のものと雖とも皆能く知る所なり。是以无智无能の婦人女兒、劇場梨園を觀て涕を流すに到るものは何そ乎。是自ら其好惡する處を知れはなり。この故に國家人を刑する誰か其好む所ならんや。然れとも其典刑にあるを奈何せん。故に西土にては市中にて刑に行ふ、則衆人と共に棄るの意なり。又我朝にても其罪狀を一々榜に表題し、其遁るゝ處なきを以て衆に示したるは其意尤然るへし。是乃匹夫徒隷を刑する猶如此、況んや其他に於てをや。蓋人命を重すれは也。若し國に不逞の徒あれは爰に干戈に及、上王侯より下庶人に至るまて罪の有無に拘はらす、少長尋く地に塗みる尤好まさる處なりと雖とも、萬止むを得さるを以て之を征す。征は正也、卽其人を伐つに非すして、其罪を正す也。故遍く其罪を鳴らし衆人共に之を惡まは初めて征伐の師を起すへきなり。苟も公論の中私怨あり、私意ありて、其罪を征するものに非す。天是奈之何昨歲奧羽紛亂兵戈日に纏き、老弱溝壑に轉し、剩其宗事に關らさるの藩々封を減し地を削らる、祖先を辱かしめ士民を苦むるの慘狀を呈せり。其元を原ぬるに、會莊二藩の不逞による。而會の如き其罪天地容れられすと言ふも、其容れられさる事一に判明ならす。或は昨春伏見一擧錦旗に發砲すると、果して是ならは既に長州の前轍あり、其罪を謝するの時に方て、又宥典に處することなきにもあらさらん。又莊の如きは登京期に後るゝを恐れて昨春重臣投決して就途、草津の驛に至時既に拒て之を入れす。竟に追討の命を下す。是果して其當を得たるのことは、各其主の爲に私を忘れて奉公したるものなり。而況素より天闕に敵するの故意なく、一二藩の姦謀を惡むに於てをや。古季布其主項羽の爲めに屢高祖を

窘めたり、事成るの日に至て高祖千金を以て季布を天下に求む。然れとも嘗の米家高祖に辯解すること百方、高祖始て氷解し、竟に季布を用ひたり。固より高祖豁達大度のなす所なれとも、之を昨歳のことに較れは霄壤ならん。奥羽士民固より頑固愚痴なれとも、其懷く處表裏なし。而其藩或は王に抗して朝敵の汚名を受け、或は枉て王師に從ひ無名の賞典を受く、畢竟するに其抗敵と雖とも惡むへき罪なく、其王師と雖も賞すへきの跡なし。只其姑息に出る奈何ともすることなし。今を以て之を視るに、仙藩は獨失策のみならす、亦懊弱なり。之を宴席に譬ふれは、則自分の量を知らすして大盞を傾け、竟に顚倒に至る。米藩は其終を全ふせさることを見て无腰にて逃け、其餘の坐中は飮たるにもなく食たるにもなく、奔走周旋に役せられ、其跡形の殘りしは只翌日會費を負擔せし一事のみ。獨秋府は始より下戸組にてはなく、前代より株柄もあれば飮受けありしか、本家の爺に酒失の大なるを說かれて其加入を終始せすと雖とも、其事態固に大夫のことに非す。畢竟は上戸下戸の區別こそあれ、侍輩同盟なり。若し無理酒を量り河豚を喰うて惡しとならは之を忠告して可ならん。若し忠告して聽入さるときは絕交して可ならん。然るを侍輩交際の義理を說かれ、一時の暴威に恐怖し直翰を以て謝々萬々、一旦其勢を得るに及て一介の行人を殺し翻然名分を稱す。外名ありて內其實なし之を英主と謂ふへからす。噫、

一、三月二十九日。於東京左之通御願達被遊候。

私儀知事朝覲爲名代舊臘より參府罷在候處、三ヶ月之御期限も相滿候間、速に歸藩兼て被仰付候通幼弱之知事を助け當職可盡之處、隔絕邊陬之支配地、殊に固陋寡淺之私、聖意貫徹不仕儀も有之哉と日夜不堪忡惕候。依之來春まて輦下に勤學、當今の事情廣く洞察之上知事之羽翼と相成、十分藩務相整度奉希望候。藩務之義は大小參事え委托仕候間、前件之情實御洞察被下置、何分にも願之通御許容被成下候樣宜御執奏伏願候以上。

辛未三月二十九日

右御願之處、四月四日佐竹管掌を以て願之通被聞屆候旨御附箋相成候。
一、七月十四日詔書を以て廢藩置縣被仰出候。
十六日左の如く被仰付候に付、大屬川井智一早追にて龜田表へ御報被仰付、同二十二日到著致候。

龜田藩知事　岩城隆彰

免本官。

辛未七月　太政官御朱印。

從五位　岩城隆邦

元龜田藩知事を助け藩務に與り候樣被仰付置候處被免候事。

辛未七月　太政官御朱印。

今般藩を廢し縣を被置候に付ては、追て御沙汰候迄大參事以下是迄之通事務取扱可致候樣被仰出候事。

一、八月十二日老君公東京御發駕、二十四日石脇御止宿にて二十五日益御機嫌能被遊御著館、諸士御出迎先例の通。

一、九月朔日。舊知事公、御家族御纒近日被遊御出京候御廉を以て、政事廳に於て諸士へ被下置御酒々酣なる頃御兩君被爲入、『今日は緩々。是迄は萬端世話に相成忝し。近日上京致候に付何れも無事で。』

との被成下置御意、滿坐感涙復首を擧くる者なかりき。

一、二日。朝六ッ時御供揃にて舊御惣容樣御出輙被遊候に付、一同新道口にて御立見申上候。尤其以前於御別館伺御機嫌申上候。

一、三日。去月二十七日舊御納戸內三十六人より金三十六圓獻上、今日御酒肴獻上仕候處、晚に一同御前に被召御酒頂戴仕候。翌四日御禮申上候。

一、今般御上京に付士族始在町有志者金穀獻上、其惣額は金千餘圓、米數十石なり。

一、七日。御內務より御用有之龜田縣廳へ出頭致候樣御達有之、即罷出候處左之通被下置候。猶龍門寺始寺院へも夫々被下置候。

一金三十兩　米　壹　石　士族江

一金拾五兩　米七斗五升　卒江。

一、八日。朝六ッ時御供揃にて老君公御發駕被遊候に付、一同新道口に於て御見立申上候。尤其以前伺御機嫌申上候。

但、御供登二日は國分錄太郎、三城淸三郎、本日は上杉喜角、船木岸右衞門、外に願之上四倉正記。

龜田藩戊辰戰記終

細谷則理　校訂
國本善治　校字

矢島戊辰戰記

戊辰矢島戰記

佐藤佐之編纂

○

慶應三年正月九日明治天皇踐祚。十月十四日德川慶喜政權を奉還し同月二十四日將軍職を辭す。茲に於て七百年の霸道廢れ王政維新の世と爲る。本邦古來皇室に對して反逆を企てたる臣民なしと雖とも、政權又は版圖爭奪の爲權臣大名干戈を動し、累を皇室に及ほしたること往々これあり、王政復古の大詔煥發せらるゝに當り、幕府の親藩及旗下は之を西南二三藩の私心に出つると爲し、勤王の首唱たりし薩長、土、肥等の諸藩は會津、桑名、莊內等幕府親藩を目するに朝敵を以てし、互に合縱連衡して權勢を爭ふ。戊辰の役は其結果なり。

奧羽の大藩仙臺、會津、米澤、莊內は佐幕の中堅と爲り、秋田、南部、津輕、其他の諸藩は藩中に勤王、佐幕の二派を生し適從する所に迷ふ。小藩は勤王派勝を制し、終に之に一致するものありと雖とも隣接の

大藩に脅威せられ、一時其態度を曖昧にしたるは勢の免れさる所なり。我矢島藩は、慶應三年十二月及同四年二月重役會議を開き、左の問題に就て討議し斷然勤王に決議したり。

一　德川家二百年の恩誼に對し親藩と外藩との差別ありや。

決議　差別あり。

一　朝廷に於て從來の官職を廢し新らたに議定及參與を置れたり。爾後兩役の指示を受くるか、又は從前の通り幕府の指示を受くるか。

決議　德川家在職中は其指示を受くるか即ち朝廷に對する奉公なれとも、辭職の上は兩役の指示を受くるは當然なり。

一　朝廷より藩主を召さるゝ時は御上京なさるゝや、否。

決議　御上京なさるゝか當然なり。

一　薩、土二藩の類、大義を唱へ幕府征伐の節は倶に征伐するか。又は幕府を佐けるか。

決議　連枝、親藩は善惡に關らす幕府と存亡を倶にするか當然なれとも、外藩は朝命を遵奉するか當然なり。

一　生駒家は豊臣家勃興以來朝廷に忠勤を盡し、累次勳功を樹て讃州に封せられたる名譽の家柄なれとも、寛永年間不逞の家臣政道を亂し、其累藩主に及ひ減封せられたるものにて、德川家の恩誼

厚からす。將軍退職の上は朝廷の直臣なるを以て、此際藩主上京赤心を披瀝する事肝要なれとも、各藩主に疑惑を抱き虎視眈々の現況なれは、之を脫出するは不可能のことなり。藩主は元來毫も朝命に違背するの意圖なきを以て、領內に於て家臣は勿論、領民一同と倶に赤誠を表はし以て勤王の大義に殉せんとす。

○莊內征討

慶應四年正月、有栖川熾仁親王征討大總督に任せらる。副總督は正親町公董、參謀は西鄉吉之助(隆盛)林玖十郎(友幸)なり。

九條道孝奧羽鎭撫總督に任せらる。副總督は澤爲量、參謀醍醐忠敬、大山格之助(綱良)なり。

同年四月鎭撫總督より秋田、矢島二藩に莊內征討の命令下る。秋田は征討軍の先鋒、矢島藩は其先導たるへしとのことなり。

○官軍部署

○一番手約六百人　　主將　秋田藩家老　澁　江　內　膳。

仙北郡より雄勝郡大澤を經て矢島に到る。多くは甲冑を裝ひ旗指物を吹き靡せ、鉦、大鼓を用ひ、武器は刀槍を主として弓を持てるもあり、銃は甚た稀なり。宛然元龜、天正頃の軍容を見るか如し。

○二番手約六百人　主將　秋田藩家老　小場小傳治。

河邊郡新屋より由利郡に向ふ。

○三　手約六百人　主將　秋田藩家老　梅津小太郎。

仙北郡を經て雄勝郡大澤口より矢島に到る。

監軍　長藩　上田雄一

同　同　山本登雲介

同　薩藩　長尾清右衛門。

○仁賀保鄕大須鄕口

先鋒　本莊銃隊百人　大砲共　根據地大須鄕村。

應援　秋田銃隊六十人　大砲兵　根據地川袋村。

秋田槍隊四十餘人

又應援　秋田二番手半分　根據地大砂川村。

○仁賀保鄕小瀧口

先鋒　秋田狙擊隊百餘人

應援　秋田銃隊、大砲共、秋田槍隊四十餘人　根據地小瀧村。

又應援　秋田二番手半分

○祓川口

先鋒　秋田銃隊百二十餘人　　根據地猿倉村。

應援　秋田一番手半分　　根據地矢島陣屋許。

○百宅口

先鋒　矢島遊擊隊一小隊、秋田銃隊五十人　　根據地百宅村。

應援　秋田槍隊三百人、秋田狙擊隊五十餘人大砲共

又應援　秋田一番手半分　　根據地矢島陣屋許。

○敵軍部署

莊內藩主　高拾七萬石　酒井左衞門尉（忠篤）。

全軍指揮　莊內藩家老　松平權十郎（親懷）。

○一番手　主將莊內藩家老　松平甚三郎（久厚）。

初め二番隊と共に白川口に向ひ、後山形、新莊を經て秋田方面に轉戰し、明治元年（慶應四年九月八日改元）九月二十日矢島を經て濱街道を通過し、同月二十二日吹浦に著す。

○二番隊　主將莊內藩家老　酒井吉之丞（了恒）。

初め一番隊と共に白川口に向ひ、後山形、新莊を經て秋田方面に轉戰し、矢島領百宅より間道に入り升田村を經て、明治元年九月二十二日鶴ヶ岡に凱陣す。

○三番隊　主將莊內藩家老　酒井兵部（順孝）。

濱街道に向ひたるも、其任務を盡さす中途退却の爲減祿隱居申付らる。

○四番隊　主將代莊內藩組頭　水野藤彌。

矢島口に向ひ同所侵略の後秋田方面に轉戰す。

○開戰

慶應四年閏四月十三日秋田藩主佐竹義堯は高久祐助を小場小傳治の本莊陣所に、小貫又三郎、大嶋源治を澁江內膳の矢島陣所に、岡百八を梅津小太郎の雄勝郡田代陣所に遣はし進擊の命令を傳達せしむ。

同月十八日、三主將は由利郡鹽越（今象潟町）監軍營所に集合して軍議を凝らし進擊の一般方略を定む。

澁江隊は十九日小瀧村に赴き、日沒小瀧村を進發して大須鄉に休息し、夜に乘して小砂川より打出て三崎峠の海角險道を蹈破し、二十日拂曉觀音森を攻擊すること。番頭梅津千代吉は本莊藩家老金澤權太夫と協力して鹽越より進發して川袋に到り、同所にて日沒を待ち小砂川より女鹿に入りて放火すること。遊軍荒川久太郎（秀種）の一隊は、女鹿の火の手を合圖として舟にて吹浦に突進すること。梅津隊は玉

田、貝澤兩道より升田口の敵陣を襲擊すること、是れなり。觀音森は飽海郡莊內領に屬し鳥海山の一脈西海に向つて走れる一峯にて、此山脈更に海に迫りて突角を爲すは卽ち三崎にして、其岬尖の海に臨みて落んとする所を大師崎と云ふ。

此際監軍山本登雲介は川袋に在て軍狀を視察し、矢島方面には監軍上田雄一在り。

二番手主將小場小傳治は日沒より進軍して夜間山路を辿りゆきけるに、山中にて敵と衝突し小戰あり、やかて所々の番兵を擊拂ひ進んて觀音森を占領し、一番手澁江隊の來るを待つ。然るに澁江隊は矢島の嚮導道を誤り、あらぬ嶮難の地に迷ひ入りて觀音森に出つる能はす、大須鄕に退陣して矢島の戰況に依り謀る所あらんとす。海岸三崎口に向へる番頭梅津千代吉の一隊は、本莊藩の家老金澤權太夫の兵を先鋒として鹽越より小砂川に到りて三崎の敵を襲はんとし、遊軍荒川久太郎の一隊も亦三崎に向ふ。三崎は嶮巖聳え激浪岸を嚙む要害の地にして、一夫能く萬卒に當るに足る天成の關門なり。秋田、本莊協力して進擊したれとも、敵は天嶮に據り巖石の間に出沒して能く防き、彼我地利の得失より考ふれは到底力攻の功なきこと明かなるを以て、午後に至り退て川袋に據る。矢島方面より進みたる三番手梅津隊及疋田八彌の遊軍は、矢島藩組頭佐藤國助(政忠)隊を先導として百宅より莊內領升田まて七里餘の山中絕嶮の道を越え、翌二十日辛くして升田に攻め入りしかと優勢なる敵に支へられ、且つ地理の不利なるに依て二十一日暮百宅に引揚く。矢島藩家老高柳半十郎(政憲)の一隊は莊內領貝澤口に進みた

るも、亦山路嶮しく豫定の目的を達せす二十二日百宅に退きたり。此日各方面に於て小戰鬪あり。當時秋田藩の兵制極めて舊式にして、銃砲備はらす槍を以て戰へるもの多し、獨荒川久太郎の率ゐる小隊のみ英式にて銃器も之に適ひたりと云ふ。二十三日昧爽、大須郷臺に陣せる小場隊は其東面山間より敵兵の襲ふ所となり、銃砲の彈丸雨注し來る。事意外に出て敵勢強くして支へ難し、終に敗退して鳥越に引揚く。此際荒川遊擊隊及本莊藩金澤隊來り援け側面より敵に砲擊を加へ、澁江隊も砲聲を聞き急き小瀧より一隊を分派して應援せしめたるも、此時敵は三崎に退きたる後なりしを以て小瀧に歸陣したり。

二十日の戰況思はしからぬに依り、各主將使者を秋田藩廳に遣はし報告して曰く、百宅口を始め攻口皆絕嶮の地なるに、敵は多勢にして味方は寡兵なれは、諸口に適應の配兵を準備し一時に呼應して進擊するにあらされは勝算期し難し、寧ろ諸藩の來援を待ち大擧して討滅するに如くはなし、依て暫く休戰して士氣を養はん、と戰況を詳細に說明す。二十四日小野寺嵯峨、中川健藏、平元正を副總督府に遣はし、實戰の狀況を陳述し休戰を稟申せしむ。二十八日三使復命の要旨は、改めて下命あるまて暫く休戰し、要地に警備の兵を留め諸隊は引揚くへし、と。是に於て三番手梅津隊及疋田隊は雄勝郡院內に、二番手小場隊及荒川隊は秋田城下に、一番手澁江隊は河邊郡新屋に引揚けて警衛することに決定したり。五月五日乃至十二日莊內征討の軍備を解き各隊歸藩す。

此戰爭、濱街道及其附近に於て官軍を惱したるは、酒井兵部の率ゐる莊內藩の三番隊なり。勝に乘して追擊すれは或は秋田を占領することを得しならんも、三崎と觀音森との嶮を賴み其以北に進出せさりしは、任務を全ふしたるものと謂ふへからす。是主將酒井兵部の懲戒處分を受けたる所以なり。

○白石會議

慶應四年閏四月初旬仙臺、米澤二藩の首唱に依り、會津藩降伏に就て奧羽列藩の重役會議を開く。同月十一日仙臺領白石に於ける會議に參加したるは仙臺(伊達)、米澤(上杉)、盛岡(南部)、二本松(丹羽)、守山(松平)、棚倉(阿部)、中村(相馬)、三春(秋田)、福島(板倉)、上ノ山(松平)、龜田(岩城)、一ノ關(田村)、黑羽(大關)、矢島(生駒)、山形(水野)の十五藩なりしか、追々馳付加判の列に入りしもの尙十數藩に及へりと云ふ。

會津藩の歎願書は、慶應四年正月伏見に於て薩、長の軍議と衝突せしは事卒然に發し止むを得さるに出てたるものにして、朝廷に對し毫も異心なかりしも、一旦天聽を驚かし奉りしは恐縮の次第に付、藩主は退隱恭順の誠意を表はしたるに依り、朝敵の罪名を宥恕せられ寬大の御沙汰を願ふに在り。仙臺藩主伊達慶邦、米澤藩主上杉齊憲は副書を以て之を證明し、列藩代表者は同一の意味を敷延したる連名歎願書を呈出したり。我矢島藩は一意勤王に奉公する決心なるを以て、最初より佐幕の傾向を有する仙

臺、米澤二藩と事を倶にするの意圖なしと雖とも、小藩微力の爲一時の權謀として組頭椎川嘉藤太（末彬）を參列せしめ、以て彼等の脅迫を緩和したり。

仙臺、米澤二藩主は、閏四月十二日九條鎭撫總督に面謁し歎願書を呈出したるか、同月十五日朝敵天地に容るへからさる罪狀に付御沙汰に及はせられ難き旨示達あり。

○再戰

秋田藩、勤王佐幕の二派互に勢力を爭ひ、動もすれは佐幕派勝利を占めんとするか狀況に至りければ、勤王派は大英斷を以て慶應四年七月四日仙臺藩の使者家老志茂又左衞門及其一行を旅館に殺戮す。茲に於て藩論の勤王に一致し、藩主佐竹義堯は莊內征討の先鋒たらんことを鎭撫總督府に請願し許可せられたり。

諸藩の應援隊追々到來しけれは、官軍の勢力益々加はる。

七月六日秋田連合軍三百餘名濱街道を先發し三崎に向ふ。七月十三日龜田、本莊隊を先鋒とし、肥前隊之に次き小砂川に突進し猛烈に攻擊すれは、敵兵狼狽して沓掛臺に敗退す。官軍小砂川を占領し更に三崎峠に攻上る、敵嶮に據り堡壘を築き瞰射す、官軍頗る苦戰に陷る。時に澁江內膳、荒川久太郎、佐藤日向の三隊間道より觀音森を襲擊し、守備兵を走らせ火を擧て合圖す。本道の官軍之を望み、奮進して

要害の堡壘を奪はんと猛烈に攻撃したれとも、敵善く拒きて動かす、日暮官軍小砂川に退却す。澁江等三隊は觀音森に露營す。七月十六日味爽本莊、龜田、佐賀の諸隊矢島藩增田左膳の砲隊を先頭とし、曉霧に乘して三崎峠に攻寄せ激しく砲擊を加へたるに、敵も亦熾んに應戰し砲聲殷々として山谷を震動し、戰爭刻々激烈の度を增加す。時已に午刻に近つきたれとも三崎の敵勢衰へす。時に敵軍は其後援を二手に分ち一手は官軍の左翼に進出し、一手は舟にて大師崎の海岸を扼し三方より猛擊しけれは、官軍全く包圍に陷り慘憺たる惡戰となり、死傷甚た多く竟に潰亂して小瀧に退却す。此潰敗は由利全軍の士氣を沮喪せしめ、此後每戰官軍振はす七月十七日長濱に敗退す。長濱より秋田城までは三里に足らす、官軍此地を失はんか敵兵は直に秋田城を占領せん。然るに矢島方面を侵略して由利郡東北部に進出したる水野藤筑後隊か應援を得て攻勢に轉せんとす。茲に於て隊伍を整へ士氣を激勵し、更に肥前、彌の四番隊、濱街道に勝利を得たる三番隊は九月十八日より十九日の間に退却を始めたり。九月二十日味爽官軍は濱街道の敵を追擊し、九月二十七日之を三崎以南に驅逐す。

莊內藩四番隊の主將を松平權十郎と傳ふれとも、權十郎は藩主酒井忠篤の帷幄に在て全軍の指揮を司る。十月十七日松平權十郎、明日大須鄉へ進擊を令し且諸隊を部署す、同十九日權十郎四番大隊を率ひ上寺に對陣す、而して同所より歸鶴。

三番大隊の主將酒井兵部、病氣に依り引退後杉山弓之助主將となりしか、七月十七日軍事不勉を以て召

還其職を免し、加藤扇五郎をして之に代らしむ。

○矢島方面の戰況

慶應四年七月初旬、椎川嘉藤太(末彬)の一隊を観音森に派遣し濱街道以東の警戒に任す。百宅村鍋倉峠に派遣したる小隊は升田口の警戒に任す。鳥海山の北麓木界の藥師堂には監視哨を置く。士族の各家は什器、衣類を農家に預け、婦女老幼は敵討入の時城外に遁走する爲め旅行の裝束を枕頭に備へて眠る、物情恟々として朝夕を安んせす。敵の間諜、或は僧侶と爲り或は行商と爲り、矢島に侵入して地形、兵備、民情を偵察するもの絶ゆることなし。戰機刻々に迫る。是より先藩廳の命に依り農家に預けたる什器、衣類を各家に運ひ戻したるか、戰爭の街となること到底免れ難しと知るや、某々重役及其一類は夜間竊に搬出したりとの風聞あり。

矢島と莊内との境には最も峻嶮なる鳥海山あり、敵軍矢島に侵入するには吹浦口より稻倉嶽を迂回して横岡に出るか、升田口より鍋倉峠を越へて百宅を通過するか、若くは鳥海山頂を超過せさるへからす。何れも險阻の細徑にして、殊に山頂を超ゆるは絶險なれとも經路稍近し。兩軍の交戰は險阻の山路に行はるへきを以て、矢島軍の編成は小部隊の聯合として運動の便を計れり。

○矢島軍の編成

藩主

生駒大内藏（親敬）

總指揮　用人　松原彦一郎（佐久）　三十四歳
隊長　家老　小助川直記（光輝）　名義のみ
同　家老　高柳半十郎（政憲）　三十二歳
同　組頭　佐藤國助（政忠）　三十八歳
同　組頭　椎川嘉藤太（末彬）　三十四歳
同　組頭　小助川太右衛門（光敦）　三十九歳
同　家老　金子良之助（家敬）　二十一歳
同　家老　小番傳右衛門（光雄）　三十四歳
同　家老景惇長男　菅原覺之進（景就）　二十四歳
同　家老佐理長男　佐藤賢吉（佐年）　十九歳
同　組頭　增田左膳（長春）　二十六歳
同　組頭　森繁左衛門（知足）　四十歳
同　組頭　齋藤德左衛門（師古）　三十歳
司計　家老　佐藤彥左衛門（佐理）　四十一歳

添役　　用人　河西直右衛門(思誠)　五十歳
司糧　　石川儀右衛門(勝良)　四十七歳
添役　　木村與右衛門(良澄)　四十二歳。

司令士八名、伍長十二名は高柳半十郎、佐藤國助、椎川嘉藤太に分屬す。

榴彈砲三門、新式野砲三門、同山砲三門、舊式山砲三門、攻城砲一門、合計十三門、砲手六十名は增田左膳を隊長とす。必要に應し步兵隊に分屬せしむ。

小銃はゲベール百六十挺、銃手六十名。農兵八十名。鼓手九名。兵粮方八名。

總人員三百五十四名。

○秋田應援隊

主將　家老　梅津小太郎
新式隊長　佐藤日向(九十名)　同　荒川久太郎(百二十名)
舊式隊長　古內佐惣治(二百五十名)　同　小野寺嵯峨(二百名)

總人員六百六十五名。

敵軍侵入の時小野寺嵯峨の率ゐる刀槍隊は陣西方の高地上ノ山に陣せしか、一戰を交へすして秋田領に退却す。流彈に中り死傷せし者若干ありしならん。

○敵軍の編成（約一千名）

四番大隊（戊辰戰爭始末）

（七月十七日松平權十郎明日大須鄕へ進擊を令し諸隊を部分し、十九日權十郎四番大隊を率ひ上寺に轉陣同所より歸鶴。後松宮源太夫諸隊を督し四番大隊長たりしか後督を止む。）

小隊長	士五十八人	番頭	水野藤彌
同	同三十五人	寄合組番頭	阪部九兵衛
同	同三十五人	同	白井捴六郎
同	同五十三人	寄銃頭	安藤定右衛門
同	同五十人	新徵組頭取	林茂助
同	同五十人	新徵組頭取	白井爲右衛門
同	同五十人	同取扱を以て頭取を攝す	赤澤源彌
同	同五十人	新整隊頭取	上野織衛
同	同	同	朝比奈長十郎
大砲分隊長			上田傳治兵衛
小隊長	集合隊卒三十六人		黑崎與助

小隊長　新銃兵五十人　　　古川六太郎

軍役隊指揮　　　　　　　　鳥海周助

諸隊往來役四人　輜重司三人　河野健次

農兵を牽ひて嚮導　　　　　金野順次郎。

慶應四年七月廿七日敵軍は兵を正奇に分ち、正兵は河野健次の率ゐる報國銃兵を先鋒とし坂部九兵衞の寄合組、安藤定右衞門の寄銃隊、朝比奈長十郎の新整隊を本隊とす。黑崎與助の集合隊を後援として矢島領百宅指して進軍す。矢島軍は之を偵知し、高柳半十郎隊は秋田藩古內佐惣治隊を後援として日向川の右岸より貝澤に向ひ、佐藤國助隊は秋田藩佐藤日向を後援として日向川左岸より升田に向ひ、協力して敵を追擊せんとす。途中に於て兩軍遭過して鬪を開く。我軍嶮に據り善く禦くも敵の攻擊猛烈にして支ふる能はす、高柳隊は女郎澤臺に、佐藤國助隊は兜山に退き胸壁を築き之を固守せんとす。我軍此陣地を失へは敵は鍋倉峠を占領し、地の利を得て益々攻勢を逞ふするに至る、高柳は傳騎を馳せて總指揮松原に急報して應援を請ふ。然れ共此所より矢島陣屋まて六里の道程なるを以て、明朝に至らされは援兵を得ること能はす。我は必死となりて防戰し敵は無二無三に攻めかゝる。薄暮敵は兜山を廻り我背後を銜んとす、形勢甚た不利なるを以て我軍猿倉に退く。敵軍鍋倉峠を越えて百宅に陣す。

林茂助を頭取とする剽悍なる新徵組は奇兵と爲り、八千尺の絶嶮を超え矢島の陣屋に突擊せんとす。七月二十七日鳥海山頂に露營し、報國銃兵を先鋒とし二十八日昧爽山頂を下り矢島に向て進擊す。木埖藥師堂に在りし我監視哨、よもや此絶嶮を超へて來る敵はなからんと油斷せし所へ、敵兵堂々と進み來るに驚き疾驅して陣屋に報告す。時に正午の頃なり。陣屋許に在りし秋田藩荒川久太郎の率ゐる精銳は、友軍の危急を救はんか爲め既に百宅に向て進發し、陣屋許に在るは我藩兵約五十名と若干の火砲のみ。秋田藩小野寺嵯峨隊約二百名あれとも刀槍のみにて銃砲を有せす、到底莊內兵に對抗すること能はさりき。佐藤賢吉は一小隊及ひ山砲一門を率ひて幾左坂に邀擊、松原は大手前に於て自ら指揮して六貫目の榴彈を擊發せしむ。其威力山を劈き巨樹を倒し敵の膽を奪ふ。此間、生駒家の奥方、姫君及藩士の婦女老幼は輕裝して玉米鄉指して避難したり。敵軍を距る約半里に在る展望屋敷に放火し、本隊は幾左坂より左轉して壽慶寺の高地を占領し陣屋に向て猛烈に射擊し、一枝隊は寒田稻荷より左に分岐し上ノ山に出つ。我斥候、上ノ山より幾左方面の敵狀を搜索せんとして丘陵の斜面に登りし時、敵兵に出會し銃を目前に擬せられ、動顚して丘麓に轉落し疾驅して陣屋に報告す。敵兵之に尾して本陣に迫り、右折して針ケ岡を經過し井ノ岡臺(今神明社)に出て、壽慶寺臺の本隊と呼應して所々に放火し本陣に迫る。松原は衆寡敵し難きを見て小助川與市(光顯、十九歲)、小笠原兼三郎(爲功、十六歲)に命し陣屋に火をかけしめ、友軍に令して玉米鄉に退却せしむ。此時松原前脛に銃創を被る。敵軍は此日

矢島陣屋に集合す。矢島藩士の戰死左の如し。

遊擊　佐藤信次（二十歲）　砲手　高柳丈右衞門（三十四歲）

銃手　佐藤音作（二十歲）　嚮導　金子廣治（十八歲）。

燒失家屋左の如し。

藩士九十八家（全部）

內民部坂不動瀧の上に在る櫻庭佐左衞門の一家殘る。是は始め侵入軍の本部となり、後鎭撫方役所となりたるなり。

町家二百二十一軒（燒殘百七十一軒）。

○占領地鎭撫の狀況

藩主生駒大內藏は家老加川金右衞門（勝敏、五十一歲）及近仕を從へ玉米鄉に退き、大名主小松覺右衞門宅を本陣とす。奧方、姬君及藩士の家族も多くは玉米鄉に避難し、雄勝郡大澤を經て雄物川を渡り秋田郡土崎港に著したり。遁け後れたるものは近在の農家に一夜を過し漸次玉米鄉に集り、山間の柴倉に潛伏し時機を計り土崎港に到らんとし、八月十三日平鹿郡矢神にて雄物川を渡り阿氣に到りしか、角間川か激戰にて通路を遮斷せられ、竟に矢島に引返したり（余か一家族も其內に在り）。二百五十年間太平の世に慕して安樂なる生活に慣れ來りし婦女子か、悄々として約三十五里旅行の辛苦は察するに餘

りあり。

莊內軍は勇敢にして善く鬪ひたり。而して節制行屆き、非戰鬪員に對して暴行を加ふる等のこと毫もなかりき。主將代水野藤彌は新整隊の領袖朝比奈長十郎を矢島に留めて守備と爲し、部下を率ひて龜田方面に進出す。莊內藩の希望は矢島を永久に占有せんとするに在り。然るに本莊、秋田の住民は苛斂誅求に苦み領主を怨むものありて懷け易きも、矢島は有福にして政事も寛裕なりければ、住民能く領主に悅服し其德を慕ふこと甚しきを以て、新附の民として之を治むること却々困難なれは、有力の政治家を撰定して鎭撫せしむることゝし、支藩飽海郡松山の城主酒井信三郎(忠良)に之を依囑す。松山藩主は家老永井丹治(勝則)をして此任に當らしむ。永井は矢島に出張して朝比奈に代り、鎭撫所を置き郡代、調役、目附等を任命し先つ左の告示を爲す。

○覺

一 今般本家人數當所へ打入候儀、全く生駒家奧羽申合之約(白石同盟を指す)を違ひ奸賊に被與候よりの事にて、武門の習無據事と一同可存事。

一 年來高恩を受候領主を離れ、斯く兵火に苦み及難澁候上他領の受差圖候儀、嘸心外申迄も無之儀に候得共、生駒家被及違約莊內打手出兵も被致候上は無據事にて、農工商は素より與り候儀無之條其旨急度納得いたし一同安居可致事。

一　生駒家中の家內は勿論、在所婦女子等夫々鄕方出入又知人之者へ立忍居候はん。右は前條武門の習ひ不得止より打入相成候儀にて、決而婦女子類指構無之候間何方へ成共致住居、又は志しの方へ指送り可申、在所婦女子は早々歸宅致安堵各其職業を相營可申事。

但家主は申迄も無之早々立歸職業相勵可申、若し彼是疑念を生し及遲延候者は事實取糺、不審の廉有之候はゝ嚴重可及沙汰候間悔誤無之樣可心掛事。

一　生駒家より兵器預り居候者、又は自分所持の者は早々指出可申、若し隱置候か又は彼是申紛らし指出不申者有之候はゝ、嚴重吟味可處嚴科間心得違無之樣可致事。

但獵師等爲渡世舊來より自分鐵砲所持相成居候者は、尙相糺し候上差戻し可申間無取包來る九月朔日迄鎭撫所へ指出可申。且此迄苗字帶刀被指許居候者は早速屆出可申事。

一　當所家人立歸並奸賊共在方へ立忍居、又は惡事等取巧候者及見聞候者早速注進可申出候。夫々褒美爲取可申。若し隱し置脇より於顯は可處嚴科事。

一　願之筋有之者は鎭撫方役所迄可申出事。

但心付の儀誰成共少しも無差控可申出事。

一　松山人數の內、在所へ出威勝ヶ間敷所業に及ひ候者有之候はゝ、無取包早速役所へ可申出事。

辰八月(明治元年)　松山鎭撫方役所。

實に情理を盡したる告示にして永井の人格を想見するに足る。之と同時に左の通告を爲す。

在所名主共へ

當所之者共、秋田領大曲邊其外遠方にさまよひ居候趣にも相聞へ候間、兼て申達候通り婦女等は無差構候間、早速歸住安堵致し候樣最寄役人共より早速申通し候樣可致候。

政令之儀は先以是迄の通り心得可申、乍去諸民の難儀相成候儀は追々取捨可致事。

辰八月(明治元年)　　鎭撫方役所。

斯くの如くして、矢島の一時平穩と爲りしは鎭撫の方法宜しきを得たるに依る。

○凱旋

七月二十七日高柳、佐藤兩隊の退却して占據したる猿倉は、山を負ひ河を帶ひたる高臺にして適好の防禦陣地なりしも、矢島の陣屋敵の占有に歸したる後此所を固守する要なきを以て玉米鄕に退き、觀音森より退きたる椎川隊と俱に日照坂に據る。日照坂は天險の要害なれとも、院内口より進出したる敵軍のために退路を絕たるゝの虞れあるを以て、八月十日守備を撤し雄物川左岸に轉陣す。此時莊内一番隊の主將松平甚三郎は横手に、二番隊の主將酒井吉之丞は淺舞に在り。

八月十三日兩軍の主力角間川に會戰す。矢島隊は雄物川左岸より砲擊し敵の左翼を脅かす。高柳隊

の小隊司令片倉良吉奮進して雄物川を渡り敵に肉迫す、隊長高柳之に次く。然るに官軍の主力大敗して大曲以北に驅逐せられ、玉川左岸に據て拒守せんとす。高柳隊非常の苦戰に陷る。片倉後衞と爲て力戰し高柳をして雄物川の左岸に退却せしむ。高柳乘馬に遑なく自ら渡らんとせしに、游泳に慣れさるを以て急流に溺れんとす。嚮導小笠原英之助（爲實、十八歲）之を見て卒佐藤惣助に命し救助せしめ、惣助の銃と負傷者の銃と自己の銃と三挺を負ひ游泳して渡る。小隊司令片倉良吉遂に戰死す、享年二十八歲。

薩、長、佐賀、小倉、久留米、鳥取、津輕、新莊等の援兵漸次到著し、九月十一日までに合計約九千人と爲る。官軍大に振ひ攻勢に轉す。九月十一日より同月十六日まて矢島諸隊は神宮寺、苅和野、戶嶋臺等に於て奮戰し、節制ある戰法と砲隊の威力とは各藩の稱讃する所と爲る。九月十一日戶嶋臺に於て菅原勇作戰死す、享年二十七歲。

敵軍は九月十六日より十七日に至る夜半に悉く退却したり。十月六日莊內征討の戰爭局を結ひたるを以て諸隊は矢島に凱旋す、新莊村大名主木村與市右衞門宅を本陣とす。藩士は同村及ひ附近村落の農家に寄寓し城下の復興を期す。

○行　賞（矢島藩）

明治元年(慶應四年九月八日改元)十月下旬士卒全員に行賞あり。特等一名、一等三名、二等六名を殊勳とす。三等は金一兩つゝ三ヶ年、四等以下十等までは一時賜金なり。戰死者の後繼、下士は上士に、卒は下士に昇格せしむ。

特等　賞典祿拾石並感狀　松原彥一郎

一等　賞典祿五石二斗八升並感狀

高柳半十郎　佐藤國助　椎川嘉藤太

金子良之助　佐藤賢吉　增田左膳

齋藤德左衞門　小笠原英之助　佐藤直江。

二等　金參兩つゝ三ヶ年並感狀

朝廷、生駒大內藏勤王の功を嘉賞し五千二百石增封都合一萬五千二百石と爲し、賞典祿一千石を賜ふ。

因に戊辰の役に殊勳ありし諸藩士の賞典祿高を記す。

二、〇〇〇石　西郷吉之助(隆盛)　一、五〇〇石　大村益次郎

一、〇〇〇石　吉井幸助(友實)　一、〇〇〇石　伊地知正治

一、〇〇〇石　板垣退助　八〇〇石　大山格之助(綱良)

六〇〇石　山縣狂助(有朋)　六〇〇石　前原一誠

五〇〇石	木梨精一郎	四五〇石	前山精一郎
四五〇石	寺島秀之助（宗則）	四五〇石	渡邊清左衛門（清）
四五〇石	河田五位（景與）	三〇〇石	香川敬三
三〇〇石	船越洋之助（衛）	三〇〇石	高橋熊太郎
二五〇石	桂太郎	二五〇石	和田五左衛門
二〇〇石	中村半次郎	二〇〇石	岩村精一郎（高俊）
二〇〇石	牧野群馬	二五〇石	世良周藏
五〇石	片岡源馬	五〇石	三宮耕庵
同	新井隆之助	同	山縣小太郎
同	宮川助五郎	同	芳野昇太郎

○美譚異聞

一、二少年

慶應四年七月十六日、女鹿方面より大師崎の背面攻擊に於て勇名を揚けたる二少年の美譚あり、秋田有志隊中の高崎勝之進、青柳吉也是れなり。前者は十六歲、後者は十五歲の兄弟にて此日倶に奮鬪しける

が、兄勝之進腹部に銃創を受け歩行意の如くならさりしかは、吉也之を負ひ退却を續けたれとも、路は巨巖亂立の間に通する惡路なれは、刀鞘巖角に觸れ歩行艱難なるを見て勝之進謂へるやう、『斯く遲々として退かは敵に追詰めらるゝは必然なり、我は一人にて緩々行くへけれは、汝は我を捨てゝ人々と倶に去れ。』と勸めて止ます。されと吉也は兄を捨てゝ去るに忍ひす、『討死は出陣の初より覺悟したれは今は恐るゝ敵もなし。何そ負傷したる兄を捨てゝ我身を全ふすることを願はんや。縱令敵の手にかゝるとも死なは諸共こそ。』とて諾ふ氣色なかりしけれは、兄は一入弟を憫然に思ひ、弟の手を振とき其肩よりすへり落ち、腰なる一刀を弟に渡し、『我を勞はる志は嬉しけれとも、今此所にて死するは用なき犬死なり。犬死するは君公に對して不忠なり。此刀は先祖より傳はれる家の重寶なれは今汝に托す、必す疎略にする事勿れ。我は後より追付かん程に心殘さす早く行け』と、勵ます。兄の詞に弟は逆はん樣なく、吉也は兄の佩刀を敬しく戴き『去らは兄上。必す後より。』と詞を殘し泣々別れける。やかて味方の人々と共に急き小砂川まて落のひけるか、兄の身の上を氣つかひ後より來る人々に尋ねけれは、其中の一人いふやう、『それならは氣の毒にも自殺し果てたり。』と。さらは兄上は自害せられしか、別れの涙も見せす後より追付くと氣強く我を立去らせしか、彼の時既に覺悟せられしものを、それとも心付かす負傷せる兄を捨てゝ一人殘れる愚さよと、刀を抱きて泣きけり。

二、石燈籠

小助川三太夫（光信）は家老治郎右衞門の弟なりしか、藩主其有爲の人物なるを認め特に一家を創立せしむ。明治維新の際國步艱難に當り、拔擢して家老役と爲す。職に就くや大に勤王の爲に盡す所あり、而も其成功を見るに先ち慶應四年四月自刄したり。齡吉は川內村大名主高橋新兵衞の二男にて嘗て小助川の撫育を受けたる者、主人と敬ひ師父と慕ふの至情よりして、燒け殘りたる主家の石燈籠を貰ひ受けんとして、役所に左の願書を提出せり。

恐れなから願ひ奉る口上の覺

私二男　齡　吉　辰十五歲

此者儀十歲の時より當藩小助川三太夫殿へ奉公仕り、今年迄厚き御情に預り滯りなく相勤申候。然る處過る四月主人三太夫殿急病にて死去に及はれ、主情の實情朝暮愁嘆の體見るに忍ひす、其後早速暇申受度願ひ奉り候處、當主瀧次殿相變らす實情を以て召仕に預り候處、今般の事件に及ひ瀧次殿養母立退候節何國迄も供仕るへき心得にて途中罷出候處、强て暇差出され是非なく歸鄕に及ひ候。爾來亡主の恩情忘れ難く、恐れ乍ら願上奉り候。古主庭上に賞翫致され候石燈籠一基燒亡の跡に相見申候、何卒格別の御憐憫を以て齡吉へ下し置かれ候はゝ萬代不朽の燈器、燈花を捧け永く亡主の爲め高恩を報し度存し奉り候。右願の通り仰付下し置かれ度偏に願上奉り候。以上。

辰　八　月

高橋新兵衞（正衞）花押

小助川瀧次親類　淨土眞宗　廣祐寺（廣度）花押

御鎭撫方御役所。

三、藩士金子藤助

慶應四年七月二十八日藤助壽慶寺臺に於て重傷を負ひ、水上中西直四郎宅に隱れ切腹せんとせし時、敵兵の闖入に會ひ裏の小川に潛み匍匐して丸森橋の下に到り、菰を被りて死をよそふひ敵及を免るゝことを得たり。後、保と改名し八十歲の天壽を全ふす。

四、小笠原家

小笠原家は水上に在て敵兵の侵入路に當る、其宏壯なる建築は山本小路金子と共に當時千兩普請と稱す。敵兵幾たひか火をかけたるも燒けさりしといふ。土臺は栗、廻り緣は塗漆した古欅の一寸板、敷居は梨、屋根は柿葺、其他は總て赤身正目の杉なり。燒取難きは當然と謂ふへし。

五、石門

龍源寺の炎上するや、長老石門獨り居殘り寶藏に通する土橋の下に隱れ、法衣を脫して池水に浸し、屢次飛火を消防して寶藏の類燒を免れしむ。後本莊大泉寺の住職と爲る。余靑年時會談したることあり快活なる禪僧なりき。

六、良　刀

家老金子家は富有家中第一なり。其土藏には珍寶頗る多し。敵兵多く藏中の良刀を奪ひて指し替へたり、而して他の珍寶には手を觸れさりしと云ふ。

七、鯉

用人佐藤平次右衞門邸内の池に夥多の鯉を飼ふ。敵兵之を捕獲料理して舌鼓せりと云ふ。

八、卒相庭準平

準平敵に内通したること露はれ捕獲せんとせしも、彼れ剽悍にして捕者甚た艱む。卒東海林音八梯子を以て彼れを押へて首を斬る、腕、刀共に鈍く鋸挽して漸く斬り放したりと云ふ。準平の首は翁橋にさらす。音八功により下士と爲る。

九、池田忠八郎

分家生駒旬之助家來池田忠八郎（十八歳）、慶應四年四月二十日升田口に於て戰死を傳へられ、矢島招魂社に其の位牌あり。然るに廢藩後美妻を伴ひ郷里伊勢居地に歸り來る。羽前米澤に潛伏し機業場に働き、妻は其時馴合たる機女なりと云ふ。明治二十四年頃東京日本橋駐在の巡査を勤め、余の寓に尋ね來りしことあり。毎朝魚河岸より鮮魚を貰ふが、米澤育ちの荊妻は生魚を嫌ひ悉く鹽漬と爲し、四五日を經て臭氣を帶ふるものを順次食膳に上すとて池田苦笑したり。

一〇、鹽田團平

佐藤國助、後政忠と改名す、文武に秀でたる寬厚の士なり。戊辰八月、國助隊長として平鹿郡沼館の鹽田團平に宿る。團平、國助の人格に敬服し、平和に復りし後手造りの濁酒二升を携へ十里の險路を步行して國助を訪問す。國助大に喜び、置酒して快談し夜を明したりと云ふ。團平は大地主にして巨萬の富を有す。

一一、關助

往時由利郡富豪の最たるもの一加藤、二茂助、三武田と云ふ。加藤は龜田の町人、齋藤茂助は平澤在住旗本仁賀保孫九郎の家人、武田は矢島の町人なり。嘉永、安政の頃より國家多事、慶應の初めに至り各藩互に隙を窺ひ物情恟々たり。齋藤家にては自衞の爲文武兩道の達人を招聘せんと欲して浪人關助を得たり。關助體格雄偉、武藝十八番は固より圍碁、將棊の末技に至るまで通せさるものなく、而して文藝に疎からず、殊に雄辯にして交際に長す。彼れの齋藤に事ふることと最も忠實なりしを以て、齋藤亦篤く之を信任す。齋藤家は四方に高塀を築き邸內に五戶前の土藏あり、其文庫と稱する一戶は財寶、記錄を納む、而して後庭海濱に接す。或日の朝關助の姿見えす。詮索したるに、夜間鹽鮭一尾を與へて番犬を籠絡し、文庫より千兩函十六箇を竊み出し、其十五箇は海濱に用意したる早舟にて酒田港に運ひ、一箇は自ら携へて陸路南方に奔るを知る。仍て數十人の追手を出し酒田街道に於て彼の姿を發見す、追

手各得物を携へ急進して之に迫る。關助千兩函を開き金貨を撒布す、追手爭ふて之を拾ふ、關助間を得て奔る。迫れは又金貨を撒布す。斯の如く繰返へし、三崎峠に到り畢に其影を沒す。千兩函十六箇は一萬六千兩、悉く金貨なりしを以て現今の通貨に換算すれは數十萬圓と爲る。金函盜出しの手段は巧妙を極め長月日の間連續的に行ひたるものにして、人目に觸れさる覆廓の屋根下に於て土壁を穿ち、木材には硝酸を注きて腐敗せしめ、人の出入自由なる程の穴を作りしと云ふ。齋藤家は仁賀保家勤王の首唱者にして莊內の仇敵なり、關助は莊內藩の間者にして軍用金を調達したるなり、故に普通の盜賊と同視すへからす。明治元年秋雄勝郡院內に於て、莊內二番隊の部將として武名赫々たりし關寬助は卽ち浪人關助の正體なり。

一二、徵發

子吉川の左岸懸崖の上に小坂と云ふ小村あり。矢島より本莊に通する街道を行けは、舞杉と云ふ小坂よりも更に高き岡を超ゆるを以て小坂は見えす、左岸又は里道を行けは、持鄕より本莊の間密林を通過するを以てなほ小坂見えす。畢竟小坂は態々其村落に行かされは餘所より見ること能はさる所なり。江戶に幸便あれとも小坂になしと云ふ俚言ある程不便なりき。かゝる場所なるを以て、戊辰の役莊內軍侵入の時、此村はかりは徵發を免れたり。余、母妹と共に秋田郡土崎港に避難する途中、八月十三日平鹿郡阿氣村に到り角間川の劇戰に遮きられ矢島に引返したる後、母に別れ相庭館の名主土田淸左衞門

方に寄寓せり。或日の夕刻敵の傳令來り徵發の命を傳へたり。

傳「名主清左衞門—御用。清「ハッ。傳「切餅五俵、味噌十貫目、大根漬三百本。明後日五ッ時（午前八時）翁橋まで出せ。違背するに於ては火をつけるぞ。清「畏りました。

傳令意氣揚々肩を怒らし大地を蹈んで去れり。名主は支配地の組頭を召集し徵發物の數量を割りあて、尙今夜直に餅を搗き期限に後れぬやう注意を與へたり。是は八月下旬矢島に留守した新整隊の領袖朝比奈長十郎か、鎭撫方首領永井丹治と交代し戰地に出發せんとする前々日の事なりき。

由利郡は本莊、龜田、矢島の三藩割據し、平澤には旗本仁賀保二家在り。三藩は勤王方なりしも、龜田藩は中途莊內藩に降伏したり。

仁賀保孫九郞（二千石）は其家人齋藤茂助、仁賀保兵庫（千石）は其家人遠田清右衞門を秋田鎭撫總督府に遣はし三崎進軍の先鋒を請ひ、且つ勤王の微意を表する爲米穀獻上を願はしむ。其願書左の如し。

此度莊內御征討に付、官軍御繰出相成候故出兵御奉公致度候得共、小家微力の事故迚も一隊の人數繰出兼殘念の至に奉存候。依之兼て備置候三斗入白米一千俵、御出兵官軍へ於在所表奉獻納聊か微忠を表し申度奉存候。何卒願の通被仰付度此旨宜しく御沙汰被成下樣奉願候。以上。

戊辰七月　　　　　　　　　　　　仁賀保孫九郞

仁賀保兵庫。

右願出に對し左の通り褒狀を下さる。

其方共儀、方今奧羽列藩名分大義を失し大藩の暴威に隨從致盟約、方向をも不定飽迄二心紛紜の折柄、斷然勤王の忠志を貫き不顧微領出兵先鋒且つ獻米迄も願出、別して奇特の至りに候。就ては微領の儀に付出兵人數の儀は一先引揚け領內嚴重相守候樣申付候事。

戊辰七月十五日　　　奧羽鎭撫總督府。

明治二年六月賞典を賜はる。

仁賀保孫九郎

奧羽諸藩反覆賊に與し逆焰方に熾なるの折柄、小身を以て賊地に介在し早く方向を決し大義を唱へ、數度轉戰死力を極め、加之官糧を辨し武門の職を盡し候段叡感被爲在、仍て爲其賞千石下賜候事。

大義を首唱し官糧の大分を負擔したるは齋藤茂助なり。

昭和四年八月　　沼田平治　校訂
　　　　　　　　國本善治　校字

戊辰矢島戰記終

明治戊辰
鹿角口戰爭實記

明治戊辰 鹿角口戰爭實記

○戊辰慶應四年四月

今度奥羽列藩會ニ議於 仙臺一告ニ 鎭撫總督府一欲下以レ脩ニ盟約一執ニ公平正大之道一同心協力上尊ニ
王室一下撫ニ上恤人民一維ニ持 皇國一而安ニ 宸襟一仍條例如レ左。

一　以レ伸ニ義于天下一爲ニ目的一不レ可レ拘ニ泥小節細行一事。

一　如ニ同船渉レ海可下以レ信居以レ義動上事。

一　若有ニ不慮危急之事一比隣各藩速援救可レ報ニ告總督府一事。

一　勿ニ負レ強凌レ弱。勿ニ計レ私營レ利。勿レ泄ニ漏機事一。勿三離ニ間同盟一。

一　築ニ造城堡一運ニ搬糧食一不レ得レ止勿下漫令ニ百姓一勞服不レ勝中愁苦上。

一　大事件列藩集議可ㇾ歸二公平之旨一。細微則可ㇾ隨二其宜一事。
一　通二謀他國一或出二兵隣境一皆可ㇾ報二同盟一事。
一　勿ㇾ殺二戮無辜一。勿ㇾ掠二奪金穀一。凡事涉二不義一者可ㇾ加二嚴刑一事。
右條々於ㇾ有二違背一者列藩集議可ㇾ加二嚴譴一者也。

月　日。

右は奧羽各藩盟約原稿之由にて江幡五郎差出候得共、本盟約相成不申其儘にて相心得居候事。

盛岡中將

思召有之別紙之通り仙臺中將へ被仰付候。隨ては其藩に於て兼て被聞召入候儀も有之に付、倶に々々勉勵應援可奏成功之旨御沙汰候事。

仙臺中將

會津容保今度德川慶喜之反謀に與し錦旗に砲發し大逆無道、可致發征伐軍候間其藩一手以て本城襲擊速に可奏追討之功之旨御沙汰候事。

戊辰正月。

○七月十日　御目付　高野惠吉　上下五人

御徒目付　遠藤邦藏　上下三人

雫石通御境筋御警衞として出張被仰付、同十一日盛岡出立雫石町善助方へ止宿。荘内藩主酒井左衞門殿朝敵に依り御秋田久保田表　九條殿、醍醐殿、澤三位殿奥羽鎭撫として御滯陣。家へ應援被仰付候に付、雫石通出兵御人數發機隊、方圓隊早々荘内口へ進軍候樣肥州藩、薩州、長州、小倉藩秋田出兵先より度々書翰相達候得共、奥羽同盟に付進撃不致居候處、同月十八日澤三位御内前小屋八郎久保田表より晝夜急行にて雫石町へ著、隊長三浦忠衞門、遠藤邦藏差添右八郎旅宿へ被越候處、荘内口切迫に付早々御人數進軍候樣談合に付、『當地出張之人數は境筋警衞の者に有之候得は出張向に於て御挨拶致兼候間、盛岡表へ被相越御談合相成候樣致度』旨申聞候。

〇八月八日

一　鹿角出張總督家老楢山佐渡、向井藏人より秋田十二所住居茂木筑後へ左之通及文通。

一筆致啓上候。就者此度荘内御再討を仰出候儀は如何之配に可之有候哉。先達て　總督府より御達には、德川家回復之儀主として取斗且薩邸へ致暴動候段荘内罪狀に被仰出候得共、是は君臣之分無餘義次第にて深可惡儀にも有之間敷、　朝廷にも情實御憐察被遊候はゝ御宥恕之道も可有之儀、先達て仙臺表におゐて御同盟之上尊藩並弊藩とも荘内征討之兵解候儀に御座候。且九條殿盛岡表御滯陣中尊命には、此上兵力を不用奥羽御鎭撫御歸京遊候と寡君へも度々御直命も在之、拙者共迄

難有感佩被致候。然處久保田表御轉陣無故御再討被仰出候は、全　九條殿御底意より被爲出候儀には有之間敷、左右執事之者私怨を以被仰出候儀にも可有之哉と疑念被在候程に、尊藩には右之御同意被成過日仙臺同盟之信義に背かれ、剰仙臺之使節を暗殺梟首に被及段何等之御所置に可有之哉難落著候。莊内にては暴動之兵は砲迄も相拒み、仙臺、米澤初各藩、尊藩え問罪之兵差向候義に付應援之兵朝夕催促に及、弊藩にても無餘儀此度兩鹿角え出兵御境へ臨居候。尊藩と弊藩とは舊來御隣好之御國柄、且祖宗兄弟の御續も有之候得は干戈を交候儀實に祖先に對し殘念至極之儀と奉存候。隨て前後篤と深察之上御改心御解兵、奧羽同盟之御趣意に御立戾奸邪を除き民の塗炭を御救、天下之爲め志勤　王に御歸被成效驗相立候はゝ强て御迫り可申筋無之、又乍不及同盟之向へ幾重にも周旋之致方も可有之候。此段御隣好に付右得御意候。已上。

八月八日　　　　盛岡中將御内　向井藏人

　　　　　　　　　　　　　　　楢山佐渡

秋田中將樣御內　茂木筑後殿

二白。本文之御挨拶遲延に相成候ては各藩申合之期限有之に付、御境內致進軍候上御挨拶致承知候事。

○八月九日

一十二所御總督家老楢山佐渡手發機隊二番小隊、同四番小隊、同六番小隊、烏蛇隊十二番隊、照武隊小隊、外小銃打方一隊、銃槍劍隊一隊、大砲一隊、惣隊五百五拾人花輪土深井より進擊、處々に於て及銃戰十二所乘取澤尻へ宿陣。此節討死手負左之通。

一打死 卒 多田吉次郎　一同 供卒 幾次郎　一太刀疵 田鎖春治

一玉疵 村山治　楢山佐渡家來 小原勇次郎

卯七　忠太　市助　與助　六助　市太郎。

一別所口石龜左司馬手、杉村岩治手惣勢二百一人、花輪。

一茂木筑後より返書來。

御札致拜見候。就者莊內御再討被仰出候儀は何等之故に可有之哉、先達 總督府より御達には德川家回復之儀主として取斗、且薩邸え致暴動候段莊內罪狀被仰出候得共、是は君臣分無餘儀次第にて深く可惡儀には有之間敷、 朝廷にも情實御憐察被成候はゝ御宥恕之道可在之、先達て仙臺表におゐて御同盟之上弊藩幷尊藩共莊內征討之兵解次第、且 九條殿盛岡表御滯陣中尊命には、此上は兵力を不用奥羽御鎮撫御歸京被遊候旨其御許樣へも度々御直命も有之候處、久保田表へ御轉陣之上再討被仰出候は全く九條殿御底意より被爲出候儀に有之間敷、左右執事之者私怨を以被仰出候儀にも可有之哉之趣□候處、弊藩にては右へ同意いたし過日仙臺表御同盟之儀に背仙使を殺戮梟

首に及候段御不審之趣、莊內にては暴動之兵は飽迄相拒み、各藩弊藩へ御問罪之兵被差向候に付應援之兵朝夕才足に及　尊藩にも無餘儀兩鹿角へ御出兵被成候由、□就尊藩と弊藩とは舊來御隣好之御間柄、祖宗兄弟之御續にも有之候得は干戈を交候儀實に殘念之儀、隨て前後深意之上改心解兵奧羽同盟之御趣意に立戻、民之塗炭を救眞之勤　王に相歸效驗相立候はゝ强て御迫り無之、又御同盟御周旋可致旨被仰趣委曲致承知候。依□之御隣好御懇篤之至に候。就ては猶以早速可及御返事筈に候處、重大事件に付城下へ申達返事有之次第御挨拶に可相成、右は來示之御趣意を不致輕蔑□□よりの□心連に御座候故、右之形御含其往復日數之間御猶豫被致度右御報如此御座候。

八月九日　　茂木筑後

楢山佐渡様

向井藏人様

二白。本文之御挨拶遲延に及候ては各藩御申合之期間も有之に付境內へ致進軍候由致承知候。

一　三哲山守兵有之、且其麓に右手狹間、其左手杉林伏兵有之。

三哲山下要地大炮を備發玉を打込、川端へ四戸昇二郎隊、發機隊を散漫放發、大炮散兵繰打に進處、放大炮二門備居候處に出逢大炮方之內兩三人を以て鑓入爲致追立、此時兼て農兵一小隊を三哲山へ爲登置同隊にて乘取。

一 葛原口總督家老向井藏人手發機隊七番小隊、鳥蛇隊二番小隊、天象隊四番隊、小銃打方一隊、照武隊一隊、農兵一隊、大炮一隊總勢三百七十三人、外に櫻庭祐橘手勢並天象隊四番隊惣勢二百三十四人毛馬內より葛原口進擊之處、楢山佐渡手三哲山下野原にて茂木筑後人數を大小炮打合候に付猿間村へ進軍之處居合候故、米代川岸へ鳥蛇隊散滿し山手へ發機隊を進め大炮を猿間村へ發炮に及候は、敵山手杉林より數發打出候故發機隊より討入候へは忽退散致候間猿間村へ進入候處、川端え潛伏之敵より發放候に付鳥蛇隊にて防戰、當杉林下人家に伏兵有無疑敷火を掛候處潛伏之敵大に散亂敗走に付、炮隊を野原へ遣し川向三哲山之敵と戰候。

楢山佐渡手にて嚴敷應援致討立十二所乘取、町共左之山に止陣、藏人手十二所川向野原に止陣夫より追々輕井澤迄進軍之處、楢山手より退歩之相圖有之葛原へ引揚。

一 新澤口へは地儀隊足澤內記手、毛馬內隊三浦五郎左衞門手、鳥蛇隊三番小隊、發機隊九番小隊惣勢三百三拾壹人毛馬內より進擊、津輕押新澤口應援として南部監物家士一小隊。

一 新澤口三浦五郎左衞門手、發機隊、鳥蛇隊、三戶隊、農兵隊先魁毛馬內口より討入、一ノ渡と申處にて炮戰に及。

一 手負

發機隊 戶田龍太郎。

一 同新澤口足澤內記手、三浦五郎左衞門手合て三百三十一人毛馬內。

○八月十日

一　檜山佐渡手十二所臺へ宿陣手を出同所殘黨追拂。

一　石龜左司馬、杉村岩治兩手。

一　向井藏人手輕井澤へ進軍宿陣。

一　足澤內記手地儀隊、毛馬內より新澤へ進軍三浦五郎左衞門手と一所に相成、三浦手上杉下、下杉下兩村放火小雪澤宿陣。

○八月十一日

一　檜山佐渡手十二所臺より進軍之處、大瀧に敵兵相見得候間發炮致候へは散亂に付扇田村へ進軍に候處、檢斷肝入老若出迎本陣へ宿陣之儀願出有之、兵隊は壽仙院へ止陣之處疑敷義有之俄に町之手前明神堂社內へ野陣を張。

一　石龜左司馬、杉村岩治手。

一　向井藏人手曲田村へ宿陣。

一　三浦五郎左衞門、足澤內記手小雪澤出立小杉村に進み三浦五郎左衞門進候處、右手之山にも敵有之人數も次第に相增候に付、足澤內記手幷三浦五郎左衞門手よりも右手之山崎へ登り炮戰に及。足澤わが手を分て脇合より段々相進み敵之横合より發砲致候へは敵散亂逃去候處、山の頂より敵不意に

起り候に付防戰致したるに、小人數故本手へ引取總手一統相進候處、敵之勢厲敷目(マヽ)地利不便利に付小坂迄引揚。

一討　死　　栃内直藏。

一南部吉兵衞、手勢引率檜山手へ爲應援十二所繰。

○八月十二日

一檜山佐渡手明神堂社內野陣罷仕候處敵より夜討いたし、扇田市中へ宿陣と心得候哉壽仙院へ向討入候樣子にて砲聲夥敷相聞得候に付、明神堂より早速繰出し惣勢之內半程已に町へ進候處、右手川端より伏兵不意に起り放發に付發機隊を以發放及討入候處、至て霧深して物又難見分甚た苦戰之內、敵方□□にて小砲打入手詰に相成候故、發機隊を引揚照武隊を相進手詰之血戰と相成、双方大苦戰に及相引に引陣、味方十二所へ宿陣致候事。

一檜山佐渡手宿陣へ卯の上刻秋兵曉霧に乘し討入双方發砲之處、大霧之爲め遂に手詰の一戰に及、討死手負左の通。

一討　死　照武隊　和井内捨藏　　同　同　東野萬五郎
　同　　　　　　　江刺家力太　　同　　　久慈源次郎
　同　　　　　　　荒木田政次郞　同　　　關村大藏

一手負　小野治助　同　三ケ尻辨之助

同　久保田忠助　同　玉山市郎助

同　永田進之助　同　齋藤文次郎

同　小田島千代治　同　田村千之助

同　横濱喜久治　同　高橋賢治

同　金田一直吉。

一石龜左司馬、杉村岩治兩手。

一向井藏人手繰出し發機隊を川端へ散漫せしめ楢山佐渡へ應援發砲之處、伏兵山林より大砲打出候に付味方大砲を畑へ備へ山林之敵へ討掛、鳥蛇隊を横道より發せ數發討立暫時合戰敵敗走。櫻庭祐橋本道より追討山館村放火致、十二所川向へ野陣。此節討取首數左之通。

一首一級耳上鐵砲疵有之　發機隊中村春五郎手にて打留、苫米地虎次郎討取之。

一同　山内久治郎と名札あり　菊池長兵衞討取之。

一青柳要藏　櫻庭祐橋番手　名久井才助、下田善太郎

櫻庭祐橋家來　伊藤文太郎。

右青柳要藏、名久井才助股へ槍を投突候處、下田善太郎槍を以青柳之肩を突、青柳足にて右槍を踏折太刀を以下田之左の指を切、

下田太刀を以青柳の足を二太刀切付、伊藤文太郎首を搔取。

一　足澤內記、三浦五郎左衞門手晝過小坂進軍、袈裟掛へ野陣。

○八月十三日

一　楢山佐渡手引揚土深井へ宿陣。

一　南部吉兵衞手花輪へ引揚。

一　石龜左司馬、杉村岩治手。

一　向井藏人松山へ宿陣。

一　足澤內記、三浦五郎左衞門手晝過袈裟掛より進軍水澤へ宿陣、十四日小坂へ退陣。十六日三戸隊一小隊、足澤內記へ加る。

○八月十五日

御目付　高野惠吉　御徒目付　遠藤邦藏

兩鹿角へ爲應援出兵被仰付旨御家老中御連署の御奉書締役種市禎藏急行にて持參、翌十六日同所出立。

一筆致啓上候。就者雫石え出張被仰付置候御人數之內發機隊一小隊、方圓隊一小隊、都合二小隊鹿角口へ被仰付て被仰出候。依之其御地より直に田頭廻りにて出張之儀御取斗可被成候。右に付種

市禎藏被差遣候間委細同人え申含候。右申入候已上。

八月十五日　　御軍事所印

澤田齊殿

雫石出張表御目付中

御目付中

猶以爲御用金金三百兩禎藏へ相預罷越申候事。

發機隊差圖役組頭

將監二男　下田耕藏
同差圖役惣助代　高杉福治
同差圖方嘉門郎嫡子　野邊俊平

同差圖方道□弟　吉田仁太郎
御相圖方　寄木新藏
以下三八。

散兵

圓六嫡子　工藤久米之助
民惠弟　宮杜伊太郎
勝馬四男　吉田駒太郎

內藏之丞弟　松岡弘二
小菅熊之丞引取養育浪人　奧山平太郎
勇藏倅　菊池金藏

貞□二男　米田友吉
勘平二男　內堀熊藏
俊藏嫡子　横川謙吾

宇左衛門嫡子　川井宇太郎
源五平嫡子　葛嘉居
御料理方　石川市太郎

勇左衛門嫡子　柴內周藏
多助視隱居　米內萬藏
勇治弟　長內十太郎

新左衛門二男 中野繁平　大八弟 猿賀勝之助　愛之助嫡子 瀬川岩太郎
奈良宮司引取養育浪人 加藤豐次郎　瀨兵衛二男 宮田瀨藏　裴綿左次郎
酉之助二男 佐羽内駒吉　環二男 白石堅吾　彌七嫡子 佐藤彌市郎
喜左衛門嫡子 永井賢之助　傳右衛門嫡子 中島茂志　昌藏弟 金田一藤吉
武治嫡子 橫濱龍太郎　瀨右衛門二男 川口春治　口太伯父 村瀨周藏
茂八郎嫡子 四戸金左衛門　左市兵衛四男 柵山龍之助　此下四人。

御旗持夫　一人。

方圓隊差圖役
四戸進藏　文右衛門二男 小笠原八十九　同差圖方小十郎弟 梅本小八郎
金田一權之丞　御相圖方御用中御徒目付支配中使格 種市喜市　此下二人。

散兵
萬藏　七助　善次郎　善八　惣兵衛　佐太郎　善兵衛　伊助
喜代太　喜代治　末藏　宇太郎　啓助　萬之助　重助　末吉
倉吉　倉治　福藏　德助　源次郎　岩藏　藤藏　駒吉
七太郎　德太郎　萬次郎　與八　長次郎　佐七　金助　此の貸人二人。

右之通雨鹿角へ出張被仰付同十六日晝過橋場出立、岩手山麓を經て夜半田頭村へ一泊、同十七日田山村え止宿、同十八日花輪町へ著。其夜直樣土深井村御本陣佐渡殿へ御屆申上候處、明十九日引率せる發機隊及方圓隊、二小隊を以秋田領大葛口へ討入扇田町に於て合兵可致旨御達を請下陣致し、同十九日未明出立尾去澤御銅山より行軍候處嶮岨なり。高山の樹木を切り倒し道路絶歩行自由ならす、辛して晝過秋田領槇山と申處へ著同山に野營を張り晝飯喫し、御銅山詰合數內改役山本喜代太、川口左助、梅田直見、農兵百人に繪等爲持爲應援出張に付、右農兵地利案內に付所々に配置。夫より同處出發大葛村へ討入候處敵兵山神堂と申要害に依り頻に砲發に付、味方は同所銅山役所之前迄相進大小砲を以責入候處、同所に敵兵の大砲据置候を分捕直樣右大砲を以砲戰に及候處、敵兵山神堂後山に退き候處、惠吉召連候長山村百姓長慶と申者敵の陣屋に拔刀を以相進候處、敵兵逃去候故該所に火をつけ幕を分捕歸路膝頭に銃創を請歩行難相成に付、惠吉幷に高杉福治等救援せんとする際後ろ道民家に火起り忽大火と成、不得止右長慶を捨置前槇山と申處へ兵士引纏、其後は御銅山え引揚野營を張り、同廿一日未明同所出發大葛口へ進軍大小砲を以責候得共更に應戰なく、其夜は槇山野陣。翌廿二日朝進軍候處、同村山神堂下タに前長慶之死骸を戶板に載せ首半切り其他所々に重傷を爲負、且衣類剝取川端に投捨あり、其慘狀名狀す可からす。野中に假埋葬致し、夫より日詰村へ送り敵情相探り候處、敵兵此日城下を指して逃走致候旨農民共申出候に付同日夕方三增內村著、其夜は同村に野陣。翌

二十三日扇田町へ罷出候處、向井藏人手にて大館城を占領、楢山佐渡手にて扇田町略取候と承り佐渡手と合併。翌二十四日御目付米内守馬、遠藤邦藏等占領せる村々え出張、百姓共相集め左の布告書を讀爲聞降伏爲致候事。

今般軍を擧て其境に討入たる事は同宗之親隣國之好みを不顧にはあらす、右京大夫殿の御爲に不忠之族を誅し過激之徒を除き、百姓町人をして舊の如く安堵せしめんか爲なるを、心得違之者有之道路に泣叫ひ山林に逃隱れんも可憫之至なれは、今豫め軍を擧るの故を告知らせ置もの也。抑當夏會津降伏謝罪之上に莊內罪狀未た分明ならす、又農業之務急なる時に當るを以、奧羽諸侯の重臣共仙臺白石に於て解兵之儀を會議せし折柄、右京大夫殿よりも戸村十太夫を被遣盟約書に連署致させたる上は、縱ひ　總督府より再度莊內征伐の御催促嚴敷共、遽に盟を變せらるへき筋あるへからす。況や九條殿下我國に御滯在中兵力を不用鎭撫之御趣意を被爲立、度々之御直話は親しく聽受し置たれは御催促の嚴しかるへき筈もなし。既にして殿下御地え御動座之節、岡本又太郎、平元正等を以て申立られたる演說書も動干戈之不可然旨細々と陳られたれは、此度之征伐は固より右京大夫殿の心より出たるにも有ましく、亦　殿下の思召により出たるにも非るへし。思ふに不忠之族打集りて過激之徒に阿附し、朝命に託して仕出したる無名の軍なる事疑なし。且日古兩敵相當る時たにも使者を不殺を以て禮儀とせり、今盟を變するの斷もなく卒然仙臺家之使者を掩殺し、事

の前後をも不辨輕卒至迄街に梟首し、我國より　總督府に隨從せしめ遣したる輕卒迄も誤殺し、遂に百姓町人をして塗炭之苦みに陷らしめ、數百年連綿たる名家をして滅亡近きに在らしむるに至。同宗之隣國之好、右京大夫殿之心を察するにいかてか座なから視るに忍ひんや。是今般之軍を擧る所以なれは、不忠之族過激之徒は所赦に非れとも、百姓町人に至ては餓たるものには食を與へ凍へたる者には衣を與へ、家宅を燒かれたる者には居所を與へ、一國平定之後迄は扶持し可置決て騷擾不可有之者也。

八　月　　　　盛　岡　軍　事　方印。

○八　月　十　八　日

一　檜山佐渡手十二所へ進擊、爲後詰引續向井藏人進擊之處、敵燒殘之人家を自燒逃走候間大瀧村迄相進候處、敵兵左山手要地を取押來一手は本道、一手は米代川向輕井澤迄大小砲打立進來候に付、猿間村邊迄相進居候櫻庭祐橘手へ輕井澤之敵追拂候樣申達候雖、何分進兼候故中村泰五郎預發機隊を川端に散漫し防戰せしめ、村井定之助預鳥蛇隊を山之中段に爲登及砲戰居候內、敵山之嶺へ廻り味方の後に出挾討可致樣子に付何分苦戰、向井藏人旗本へ大砲頻に打込れ、十二所口の左山ノ崎へ中村泰五郎、村井定之助預隊へ松田齋宮預隊を添旗本共登、照武隊を松林之中へ潛伏敵を押檜山佐渡手追々引揚候處、敵慕來候に付向井藏人手より大砲頻に放發、出崎之三小隊よりも頓嚴敷放發に及候處、敵進

兼且晩景故山手之兵隊相下け繰引て三哲山下へ野陣。楢山佐渡手は土深井へ引揚、向井藏人旗本斗り澤尻へ引揚。

一　討　死　　　　　　楢山佐渡手發機隊　金田一吉太郎

一　手　負　楢山佐渡手烏蛇隊卒　熊　澤　萬　藏　　一　同　　　同　　大　澤　和　助。

一野邊地出張總督栃內與兵衞より、七戸權兵衞烏帽子隊一小隊差添爲應援來著。

一三浦五郎左衞門、足澤內記手袈裟懸より進軍水澤迄相進候處、右手の長根へ敵陣取居互に砲戰、二十日暮に及石淵と申處放火致し袈裟掛ケへ引揚候事。

○八　月　二　十　日

一　向井藏人手三哲山下左之方へ相廻り川を越へ山へ登、十二所後高山へ煙山律之助、村井定之助、戸田內權次郎預り三小隊嶺通り責下り、藏人手十二所館の後松林を越押行進、楢山佐渡手は本道行進軍之處胴貫村敵兵居合及砲戰候處、石龜左司馬手山之嶺より胴貫之敵へ横討に及楢山佐渡手にて烈敷打立、藏人手は山之岸より大小砲打掛け候處敵方にても大分嚴敷砲發有之、味方山之手よりも頻に發砲暫時砲戰相挑候內、敵終に敗走扇田之方へ逃去。一方之敵山之嶺を進來候に付戸田內吉藏預發機隊尙又山へ駈登り、最前相登候四小隊と手分を成嶺通責下り砲戰致、敵急敗走に付追討候。敵地雷火之設有之、右取拂楢山佐渡手扇田邊迄進擊之處敵神明堂を栖に致し籠居候。双方砲戰之處米代川向山

の中段より大砲打出、櫻庭祐橋手へ廻置候井上範之助、鼠入與一郎預二小隊高山へ登り中段之敵へ及砲發候處忽川向の敵逃去、檜山佐渡手神明堂之敵と打合黃昏に及と雖勝負不決に依り、脇道より忍入扇田町裏に廻し放火爲致候處、敵兵狼狽致候處照武隊を以入惣手相進候故敵惣敗軍逃去候に付、夜五時頃檜山佐渡手は神明堂手前山ノ崎止陣、向井藏人手は曲田村川向山手へ止陣。

一　下田耕藏預發機隊、四戸進藏預方圓隊二小隊、目付高野惠吉、徒目付遠藤邦藏引連尾去澤銅山を經秋田領大葛口に進、同所に於て大小砲之打合終日、黃昏に及銅山役所、民家に放火境口へ引揚。

一　三浦五郎左衛門手、足澤內記手袈裟懸より進軍水澤迄相進、双方砲發致候處日暮ケサ懸引揚候事。

○八月二十一日

一　向井藏人手卯の中刻米代川を渡山館村へ押行候處、敵山林之內より頻に砲發有之戸田內權次郎、村井定之助預隊分隊之一手は田の中え散漫し、鼠入與一郎、井上範之助預隊二小隊山の嶺より討下り暫時砲戰敵敗走。尙煙山律之助、中村泰五郎二小隊山の嶺へ登り谷へ下り敵を追立、三王平敵之陣屋後へ不意に出候處敵退散故放火致し、杉田齋、村井定之助、戸田內權次郎隊江釣村へ討入及砲戰敵逃去候故追立相進候處、山王平止り口に壘を築陣屋を構へ有之烈敷發砲相防候に付、不□味方よりも嚴敷討立相進候處、敵少敷引色有之候に付尙討立れは敵二三町相退き散漫し頻に發砲、味方にても散漫打合候內晚景に及引揚、米代川原へ野陣致候事。

一　楢山佐渡手も米代川を渡向井藏人手と戮力大館え進擊之手筈にて進軍之處、扇田村近邊處々殘黨追拂候爲め時刻相後、米代川難越扇田臺と申處へ野陣。

一　高野惠吉率候發機隊、方圓隊大葛より進擊二井田へ出楢山佐渡手に屬す。

一　三浦五郎左衞門、足澤内記手、朝五時二手に分一手は坂牛孫左衞門人數を預り左手の山かけ、一手は三浦五郎左衞門、足澤内記右手の山より峯を越え水澤右手の山の敵陣え不意に押よせ候處、敵兵退散其儘新澤え追軍放火致し水澤に宿陣。

○八月二十二日

一　向井藏人手夜子の下刻進軍三ノ平へ繰入候處、同所入口坂の上砲發有之候に付大小砲を以討立大館近邊迄相進候得共、夜中敵樣子柄分兼候候に付三ノ平先迄一先引揚夜明待居候處、敵より發砲進來候間直樣進軍及發砲暫時打合候處、敗走の色有之候故尙大小砲嚴敷打立相進候得共、敵方之散亂に付其内刀槍を以進來候者も有之、銃隊幷照武隊相添進擊手詰之血戰に相成數人討取、殘黨逃去候に付直に附入大館へ討入放火致し大砲隊にて城門を打破り、敵柵之内より頻に發砲、味方にても嚴敷打立候處敵穴門より逃去候に付直に大館城乘取候事。此日打取首級幷味方討死手負左之通。

討取首級左之通。

一　首一級　　青木俊助討取　　一同　　手塚一八同

一首一級　高橋始 討取　一同　江釣子菊治 同

一同　原練治 同　一同　青木民人 同

一同　桂管七郎 同　一同　一條俊左衛門 討取
　　　　　　　　　　　菅友彌

一同　足輕 中村織之助 討取　一士分三人 下卒四人　中村泰五郎預 戸田内權次郎預 發機隊

一壹人討捨　井上範之助　一壹人　桂管七郎

一壹人旗持　向井藏人家來 印部喜平治。

味方討死手負之者。

一討死　中使 見前德治　一手負　足輕 江田久之助

一手負　鳥蛇隊旗持 助右衛門。

一檜山佐渡手扇田臺と申處宿陣、向井藏人にて大館燒跡順見餅田へ野陣。

○八月二十三日

一大館城内市中鎭火に付向井藏人手惣手一統城内へ繰込滯陣。

○八月二十四日

一新澤口進擊足澤内記、三浦五郎左衛門手今日大館へ著、直に碇ヶ關押として長走え出張。

○八月二十五日

一　津輕兵隊二小隊白澤と申處へ出張罷居、『秋田爲應援出兵仕候處、大館落城と承り爰許滯陣罷在候。御差支無之候はゝ地所拜借願上候』旨申聞に付、重役共に申聞可及御挨拶旨申向候事。

○八月二十六日

一　下田範彌預風雲隊、村上龍次郎預發機隊盛岡より著、向井藏人手に加る。

○八月二十七日

一　楢山佐渡手坊澤進軍今泉村へ休陣之處、七八丁向より敵小砲打懸候故大砲四五發打懸候處、敵繰引之樣子故益味方相進發砲致候得共難澁之場所柄大小砲打方六ケ敷、敵方にては高山を取中段より打卸し、味方にても高山を乘取七半時迄打合候得共、兎角□時之上及砲戰、且甚不便利之場所にて可防留術無之に付繰引にいたし、前山へは兵隊差置楢山佐渡旗本坊澤へ宿陣。

味方討死手負左之通。

一　討死　地儀隊　小泉脇右衞門　　一　手負　發機隊　中里源次郎

一　手負　發機隊　瀧澤長太　　一　同　同　泉山金太郎

一　同　同　七戸良八。

○八月二十八日

一　南部吉兵衞手勢召連十二所へ爲（マヽ）

一　大館向井藏人手より村上龍次郎預發機隊、鼠入與一郎預鳥蛇隊二小隊、檜山佐渡手へ爲援勢立遣。

一　足澤內記手地儀隊長走より引揚、檜山佐渡爲應援立遣す。

○八月二十九日

一　前山野陣之兵隊朝支度之處、敵深霧に乘し忍入俄に小銃□發不意侵入に付、防術無之及散亂同所手前松林へ引揚候處、敵乘深霧彌相進候に付總人數敗走相成。檜山佐渡本陣坊澤に於て諸隊整列を調へ尙前山迄相進候處、敵より頻に砲發に付味方よりも大小砲打合大合戰と相成候へ共、何分大霧にて敵も確と見極難きに付町端迄繰引致し候處、霧晴敵方も見得候間右手之山へ地儀隊相廻し、田の中へ兵隊埋伏致させ鷹巣へ發機隊一小隊差置候處、最前掛置候味方の大砲を以放發之、堰添本道へ進出候模樣に付又々兵隊相進防留候得共、最初より後進を取候爲繰引に致し、川口と申所にて一同引揚止陣之事。

一　討死　發機隊　中野半平

一　相戾不申　四戶金右衞門　川口春治。

○九月二日

一　檜山佐渡手曉七時川口より岩瀨迄進軍之處、右手の松山へ敵待居小砲打出候間岩瀨川向より兵隊板澤へ相廻し、米代川向左手山へ地儀隊相廻し本軍は本道より相進候處、敵方右の松山より打卸し外

支道にも所々伏兵有之不意に發砲、敵方地利をしめ處々之山より打卸相成味方にても苦戰に及候へ共、難防留難地に付追々繰引々添いたし候處敵勝に乘し大館之内野臺と申す處迄進來候に付、煙山律之助、井上範之助預隊敵の横合へ相廻し挾討にいたし前より烈敷打立候處、敵散亂烈敷追討候處敵大砲三門彈藥許多捨置き散々逃去候に付、楢山佐渡手引揚大館町外神明堂へ宿陣、向井藏人手は大館城内え歸陣。

一　首一級　桂　管七郎討取

一　首一、鐵砲大小　四戸昇二郎、高橋兼太郎

一　首一級　四戸昇二郎、川口龜次郎討取

一　首一、鐵砲　四戸昇二郎、石井善作、花坂善之助

一　首一級　三戸人 久慈市右衛門討取　一　首一級　和田左司馬討取

一　肥前二番勝屋雄七　桂　管七郎生捕。

討死手負。

一　手負玉疵　奈良熊太　村山錬治　勝又定見
　生内友彌　關　又助　米内守馬

一　刀疵　泉山慶作

一　玉疵　金田一助司　一戸健治　太田德治
米倉寅之助　奈良七五郎　舟越理七
矢幅金彌　汁内賢治　多賀熊五郎。

○九月三日

一　大雨に付休陣、梢山佐渡手大館町に轉陣。

○九月四日

一　梢山佐渡手曉神明堂迄進軍之處、敵よりも進居所々へ散兵大小砲打出候に付、味方隊を三方へ散漫爲致神明堂向五六丁隔土手添之杉林を楯に取大小砲打懸候處、敵方にては田の中堰添柳林、小村居垣、小土手等を楯に取頓に散漫打合候得共、味方より嚴しく砲發正面より發機隊相進、左の小村地儀隊相進頻に砲發大合戰と相成、大館へ之道筋へ大砲を備置其向よりも同樣責立、米代川渡舟場へも方圓隊相廻し、向井藏人手も城中より繰出田の中へ埋伏烈しく打立候處砲戰、敵遂に進兼敵方少しく退き、暮入候頃敵より忍入り小村を放火致し又少しく相進候得共、味方にて防禦いたし居候內暮六時頃に至り双方砲發相控其儘野陣致候事。此戰晝前は味方勝利、晝過より旗色惡しく相成手負討死左之通。

一　討死　村木忠右衞門　一同　竹林由太郎

一手負　工藤啓助　久保田寛六　川村喜六
高橋彌橘　釜石德彌　矢幅多次郎
奈良儀助　臼井德治　久保禎藏
藤根直機　坂本織彌　金助
一討死　方圓隊　柴內直藏　一行衞不知　中村忠陸
一行衞不明　桂源吾　一同　和井內千勝
一討死　櫻庭祐橘家來　澤出嘉祿　一同　熊谷助右衞門
一行衞不知　玉井文作　一同　立山熊太郎
一同　足輕二人。

○九月五日

一朝六時敵方にて大砲三發放發引續小砲引出候に付、檜山佐渡手神明堂に繰出し昨日の如く要地々々え散漫し、向井藏人手も同樣繰出し日暮迄及防戰候得共勝負付不申、□放發相控野陣之事。

一討死　箱石高次郎　一手負　本館澄司。

○九月六日

一敵兵に多人數相加、殊に地利案內の上肥藩兵隊加候以來戰勢の模樣も最初と相替り烈しく相成、味

方の兵士連日の苦戰に勞兵と成、玉薬も甚手薄相成候。且敵十二所口、葛原口を斷切候模樣も有之新澤口一方明居候據守の目的無之に付、當城引拂之儀相決新澤口より檜山佐渡毛馬内松山へ引陣、向井藏人瀨田石引陣、櫻庭祐橋毛馬內館へ引陣、足澤內記隊、地儀隊、高杉福治隊、堀江正平隊、照武隊半隊水澤村へ押として止陣。

○九月七日

一　檜山佐渡手、高野惠吉手、南部吉兵衞手勢兼て十二所滯陣罷在候處、敵三方より押詰及砲戰防禦手を□切迫之趣に付、檜山佐渡手より爲應援出兵佐渡儀も手勢を引連進軍之處、最早十二所敵方へ被乘取候に付澤尻致止陣候事。

○九月十一日

一　水澤押之足澤內記手石淵と申處へ出張之處、敵山手へ廻り候に付味方よりも足澤手直に山の手へ兵隊相廻候處、敵向林の內へ隱候故頻に小銃打掛候へは敵方よりも討合互に砲戰有之、暮方に至り相引に引揚候事。

○九月十二日

一　足澤內記手にてカコヤ、石淵長根高山へ番兵差置候處、敵未明不意に大小砲打掛け暫時砲戰四時迄防戰致候得共、迚も小人數にて防兼カコヤと申處の小山へ引陣に付、向井藏人手八時袈裟掛け迄進軍

候事。
一　盛岡表より三小隊花輪へ來著。
○九　月　十　三　日
一　大風雨、殊に向風之處袈裟掛口の敵より足澤内記手へ發砲に付及砲戰候得共、互に進退無之事。
○九　月　十　五　日
一　向井藏人手にて石淵長根の敵追拂之爲め陣場平へ山屋薰預隊、五戸隊、カコヤへ井上範之助、鼠入與一郎、下田範彌、煙山律之助、日暮長根へ小笠原定之助、煙山律之助隊、南部監物手勢、袈裟掛ヶ下林之口へ村井定之助、遠藤良之助預隊、月山口へ三戸常山隊、松本澤より亡家、南筋へ戸田内權次郎、五戸隊、照武隊、右口の要地へ進軍。向井藏人、足澤内記手、地儀隊幷照武隊を率袈裟掛向の境目迄進軍致、各隊各所へ進軍之時刻を斗大砲連發之相圖に隨ひ諸方の各隊一行進擊之手筈に付總督にて時刻を斗り居候處、追々風烈敷相成殊に向風にて甚しく候得共、已に諸方の兵隊敵近相詰候頃合故不得止事大砲の相圖に及候處、諸方の各隊砲發一時に進擊に付石淵長根の敵敗走に及候得共、彌向風烈しく且大雨に付其儘休戰致候事。
一　檜山佐渡手三哲山へ兵隊を爲登、川向葛原より高野惠吉二小隊、本道よりは本軍相進敵兵待設大小砲烈しく打立候故、味方よりも頻に砲發勇戰十二所町入口まて押詰候得共、兎角敵方にては處々へ散

漫透間なく打出防禦致し、葛原之味方は猿間村を放火敵を打立進候へは敵兵山へ引入候故彌相進候處、敵山を廻り又々打出互に發砲致し候内暮に及候に付引揚、澤尻へ滞陣。

味方討死手負左之通。

一 討死　輕卒 上久春治　一同 荒川定助

一 手負　工藤金吾　村山直右衛門　杉村悦太
欠端金之丞　瀬川彌藏　關村乙八
平野常右衛門　小林八十七　久慈宮藏
蛇口正衛　駒吉　加藤雪彌
川井助司　佐枝佐和治　高橋元吉
花輪友之丞　飯岡昌之助　烏蛇隊 大澤和助
本館甚助　柴内周太　千葉萬次郎
上田五兵衛　上喜左衛門　室岡倉之助
田鎖六太郎　嶋田德太郎　下田耕藏
卒 佐々木龍藏　同 菅森七五郎　同 太田長五郎

一 行衞不知　村上權七　一同 川野治郎治。

○九月十六日

一　向井藏人手へ敵地より烈敷大小砲打出候に付味方よりも打合、向井藏人袈裟掛要地へ出張之處八時頃戰爭烈敷相成陣場平并日暮長根の方へ敵押別候に付、照武隊并五戸隊相廻し大小砲打掛砲戰有之、引續カコヤ向山林にても頓て同樣打合有之、敵も方々懸廻り色々致砲戰候得共、敵も味方も要地へ歸居候故互に難敗暮頃双方引揚候事。

一　葛原口二三町向敵方より砲發に付檜山佐渡手繰出し味方より大小砲打掛及砲戰候處、右之山手へ敵兵忍入散漫砲發、味方にても小楯を取防戰に及候得共如何とも難場にて六ヶ敷、頗苦戰を凌終日合戰不止暮に及人數引揚候事。

一　討死　　　　　　　　　　　附田金左衞門

一　同　　烏蛇隊　淺沼與惣吉　　内田乙吉　　松崎喜八郎

　　兼松　　　　　上村新五郎　　倉館愛治　　大畑善次郎。

○九月十七日

一　向井藏人持口にて色々敵を責め候得共、兎角敵兵日々相增要地に據難敗に付、敵より砲發候得共味方よりは應答而已にて合戰不致候事。

一　葛原口高野惠吉手にて戰爭有之、敵山手へ登り打卸し味方危見得候處、勇戰旗色宜敷相成候處暮に

及双方引揚相成候事。

○九月十九日

一　澤尻楢山佐渡宿陣へ敵より夜討入小荷駄隣家より出火、本陣兩隣向屋敷よりも出火人馬大に動搖之處へ、敵山之手より發砲烈敷打入且又大火に相成、前面三哲山幷葛原口にても砲戰相始り無據一先人數引纒土深井へ引揚、直に諸隊を整列し野田丹後進軍、引續楢山佐渡も進軍七半時まて及戰爭候得共、勝敗不相分暮に及ひ引揚候事。

一手負　下田助司　一同　阿部佳吉。

○九月二十日

一　葛原口に於て終日戰爭勝敗不相分。

一　櫻庭祐橋手にて藥師森之敵へ忍入不意に打立候處、敵散亂逃去候に付同所陣所乘取、士三人、足輕一人、百姓一人討取、生捕之者二人有之。

一　佐竹家より申入候次第有之、兼て生捕置候大館町多助、風呂屋酉松、同新町新藏各三人へ申含左之書狀二通預遣候。

今般從京都重臣三戸式部歸國　朝廷御內命之儀も有之候に付進軍相控候間、尊藩よりも御進擊御見合可被下候。委細は追て可及御應接候條、此段不取敢得御意置候樣從盛岡表申付越候。以上。

九月二十日　　盛岡藩　向井藏人
　　　　　　　　　　　檜山佐渡

秋田御藩御出張　御隊長中様。

一筆致啓上候。就者本翰得御意御儀に付陣頭に於て御面會之上御示談致度儀御座候間、御返書次第是よりも役方之者差出候間、其方様よりも御出張被下度候。右添翰を以得御意候。已上。

九月二十日　　盛岡藩軍事方

秋田藩御出張　御軍事方中様。

二白。御返書被下候節は爲印自衞旗爲御持カコヤ道より御遣可被下候。

○九月二十一日

一　秋田藩より反翰來左之通。

今般從京都御重臣三戸式部殿御歸國　朝廷御內命之儀も有之に付、御進軍御控被成弊藩よりも進擊見合可致、委詳は可及應接旨被仰越得其意候。此度之次第は貴藩より弊藩へ被及侵入候に付朝廷より官軍被差下候同樣征討之蒙仰義に御座候。右に付進擊見合候儀は難及御挨拶候得共　朝廷より御內命之儀に付御應接被成度儀に候はゝ、兵隊弊境より御引取之上國境に於て可及應接候。右御報得御意如斯御座候。已上。

九月二十一日

秋田藩　須田政三郎

佐竹大和

盛岡藩　楢山佐渡様

向井藏人様。

右之通申來候に付、尙返書左之通申遣候。

御札致拜見候。就者今般弊藩より及進擊候儀に付　朝廷より官軍御差下と御同樣之儀に付難及御挨拶候得共　朝廷御內命之儀得貴意候爲め、貴境より兵隊引上候はゝ御應接被下候段致承知候。素より右之心得にて其邊も御應接致、旁昨日添翰を以得御意候事に御座候。隨て弊藩所々之出兵も有之候間早々口々え可申達候は勿論、此地兵隊明二十二日弊境迄引揚候間、八時御應接御役方袈裟掛の境迄御出張可被下候。委詳は其刻可及御談判候。右又得御意如斯御座候。已上。

九月二十一日

盛岡藩　向井藏人

秋田藩　佐竹大和様

須田政三郎様。

猶以楢山佐渡儀當士深井出張罷在候間、不取敢拙者より得御意候以上。

一　澤尻より半里程向へ番兵人數差出置候處、朝五時敵より砲發有之候得共本陣より申達味方砲發爲

控候事。

一　葛原口にて朝五時より九時まて戰爭有之候得共、何分應□のみ致居候事。

一　夕七時秋田藩野木右馬之介、宇野彌三郎、境口にて此方目付横田季之進、徒目付遠藤邦藏應接有之。

○九　月　二　十　二　日

一　秋田藩山口鐵之助、狩野深藏八時頃袈裟掛へ參り候に付、目付七戸權兵衞、太田錬八郎罷出面會、『今般從京都重臣式部歸國　朝廷より厚勅命相蒙、且久我殿被仰含之儀に付不日同人儀九條左府殿へ罷出申上之筋有之罷越候間、御互其內戰爭等有之候ては不相濟儀に付御進擊御見合之儀及御應接候』旨申伺候處、『御內命之御趣意御談合可有之間、篤と相伺候樣隊長より申付罷越候』旨談合有之候に付、『其儀御尤に候得共、御內命之儀は式部にて九條左府殿へ申上候儀に候へは、未た盛岡表より不申參候。何れにても式部儀は不日著に相成可申』旨挨拶致候處、『左候はゝ拙者共限御挨拶相成兼候間、罷歸隊長へ申聞可及御挨拶』旨申聞罷歸候事。

一　秋田地へ出張之兵隊不殘引揚候事。

○九　月　二　十　三　日

一　秋田藩より七戸權兵衞、太田錬八郎へ來狀。

一筆致啓上候。就者昨日袈裟懸御境に於て御談判之一條重役共より申聞候處、御內命之儀承知不

致候ては御挨拶も致兼候に付、今朝三戸式部殿十二所口へ御出之趣故委曲其節御應接に可及趣に候間、左に承知可被成候。猶以後日御談判之儀も御座候はゝ十二所口に於て御應接可致候。右可得御意旨重役共よりも申聞如此御座候。已上。

九月二十三日　　狩野深藏
　　　　　　　　山口鐵之助

七戸權兵衞様
太田錬八郎様。

一　右返翰左之通申遣。

御札致拜見候。就者昨日於袈裟掛及御談判候一條早速御重役へ被仰聞候處、御內命之旨趣御承知無之候ては難被及御挨拶に付、三戸式部十二所へ罷越候節委曲御應接可有之旨被仰越承知致候。然處同人到著之儀未た此元へ報知無之、且以後御談判筋有之節は十二所口に於て御應接可致旨委曲被仰越致承知候。右之段重役幷十二所口御境出役え早速可申越候。此段爲御報如此御座候。已上。

九月二十三日　　太田錬八郎
　　　　　　　　七戸權兵衞

山口鐵之助様

狩野深藏様。

○九月二十五日

一　未刻濁川村へ津輕藩二百五十八斗不意に押寄砲發、境番所並百姓家數十軒致放火候に付、南部監物手勢へ村井定之助、遠藤良之助預隊應援いたし敵左右より包打候處、敵散亂逃走候事。

一　七戸權兵衞、太田錬八郎より秋田藩山口鐵之助、狩野深藏へ文談左之通。

一筆致啓上候。就者於十二所口御應接之砌御談判有之候に付境目通解兵いたし候。尤袈裟懸御境筋へ役方之者差出置申候。此旨御重役中被仰聞候樣致度、右可得御意如此御座候。已上。

九月二十五日

太田錬八郎

七戸權兵衞

前兩人樣。

一　返翰左之通。

御札致拜見候。就者昨二十四日於十二所口御應接之砌御談判有之候に付御境目解兵被成、袈裟掛ケ御境筋へ御役方之者被差置候に付重役中へ申達候樣爲御案內被仰越致承知候。右御報可得御意如斯御座候。已上。

九月二十五日

狩野深藏

山口鐵之助

兩人樣。

是より已後之處、十二所口應接之事件。

一　烏蛇隊二番小隊

差圖役頭　村井定之助　　同　舟越理七
差圖役　鈴木惇平　　同　松井精一
相圖方　室岡寅治　　小銃打方三十九人

一　發機隊七番小隊

差圖組頭　中村泰五郎　　差圖役　一條友七
差圖方　小山田治六　　同　佐藤練次郎
相圖方　金矢甚八　　散兵鐵砲武者三十七人

一　旗壹本

隊長者頭　下田物集女　　差配役　工藤貞次郎

一　天象隊四番

番頭　櫻庭祐橘　　手勢百十七人
組頭　赤津半左衛門　　同　中村忠陸
頭取　毛馬内名張　　同　奈良邦衛
物見武者　工藤軍記　　同　桂源吾

一 右手小組　十六人

一 左手小組　十七人

一 照武隊

番命奉行　杉田貫治　　同　中野郡兵衛
役銃司役　鈴木恰　　同　寄木伊太夫
相圖役　松岡林太郎　　目付　戸來謙也
徒目付　舟越半平
奴十八人　　頭取　兒玉善彌
戰士二十一人
頭取　青木俊助　　同　岩本全八
目付　足澤左十郎　　徒目付　玉山勇左衛門
總督家老　向井藏人　　目付　川上恭藏
目付　太田錬八郎　　勘定奉行　田頭内藏之丞
物書頭　池田覺之進　　物書　松岡東七郎
徒目付　工藤孝藏　　同　藤森萬次郎

勘定方　澤田市郎太　　兵糧方　高橋市彌

兵糧方　豐口猶左衞門　　醫師　佐山文庵

一　大砲百目一挺

打方　三人　玉藥手砲方二人　三十一人

用使同心　五人　小荷駄警衞十人　村夫　三十人

惣勢六百十二人。

新澤口

一　鳥蛇隊三番小隊

嚮導十人頭取　黑澤荒右衞門　　奴十人頭　田口小太郎

差圖役　鼠入與一郎　　同　西川重次郎

差圖方　山本啓助　　同　工藤順太郎

相圖方　糠塚七藏　　小銃打方三十八人

一　發機隊九番小隊

差圖役　井上範之助　　同　生內寅之助

差圖方　福田勇藏　　同　松岡岩之助。

八月四日

一〔毛馬内御給人　黑澤荒右衞門〕　近年打續莫大之御物入被爲嵩候上、當形勢に付ては御境目通爲御警衞御人數御出張之趣奉恐察。依之寸志として米三駄、味噌二十貫奉差上度、右御用途之糧へ御加被成下度段申出、願之通御目付へ申達候。

一〔花輪通六日町　善次郎〕　此場合奉恐察、玄米五駄爲信志奉差上候間御軍用へ御加被下度申出、願之通御目付へ申渡候。

一〔毛馬内御給人　黑澤荒右衞門〕　當今形勢に付、御境目通御警衞御人數御出勢御物入奉恐察御用途之品差上、依之御吸物御酒被下置。

一〔花輪六日町　善次郎〕　當今御場合奉恐察、御用途の品差上奇特之事に候。依之御吸物御酒被下置、何れも御目付へ申渡候。

八月五日

一〔桂　源吾〕　親五太夫儀老衰に付御奉公難相勤、依願隱居被仰付其方へ家督無相違被下置。

一〔本館　甚八〕　親禮之助儀老衰に付御奉公難相勤、依願隱居被仰付其方へ家督無相違被下置。

右高橋七兵衞宅に呼出申渡候。

一〔花輪通御代官　杉村　岩治〕　花輪通御境筋爲御警衞出張被仰付。

一（同　人）右御用中御目付加被仰付、於軍事局御目付山田募申渡候。

一（締役扱役兼帯　江幡清兵衛）出張中御者頭差配役被仰付、御目付を以申渡候。

一（花輪町醫　隆達、玄龍）一生所御役醫格被成下御目付を以申渡候。

八月六日

一（締役扱役兼帯出張中御者頭差配役　江幡清兵衛）御城下へ御用有之立歸り今日出立被仰付。但道中何分被急被歸可申候。右御目付を以申渡候。

一（毛馬内通御代官　三浦五郎左衛門）毛馬内通御境筋爲御警衛出張被仰付。

一（同　人）右御用中御目付加被仰付。

一（坂牛孫左衛門）出張中御目付加被仰付。右何れも於軍事局山田募申渡候。

一（御側御用人兼帯　平山　郡司）此度諸手進軍相成候に付應援幷都ての御用向共取斗可申、軍事局於て募申渡候。尤夫々へも爲相心得候樣御目付へ申渡之。

一（牛馬改役　久慈　圓助）御用中締役扱役御用も相勤可申御目付を以申渡之。

演　說

一（新渡戸因幡、奥瀬　源助）此度諸手進軍に付御手許より軍機爲相見屆被遣候間、軍中乘切等可致此旨一統相心得可申事。

八月七日

一　兼て書上差出置候人數相揃花輪通へ備置御境口に取締大切に相心得、戰地より一左右次第迅速士深井へ出張御銅山幷御境口に應援覺悟可罷在候。
但人數之內鐵砲武者十人、戰士十人、足輕十人、雜卒取交長內村邊幷御銅山附要地差出置、御境據人等召連時々御境目通相廻り、或は僞兵の策略時宜に應し手配可有之事。右吉兵衞へ口達之。

一　（農兵共へ）　此度出張申付候に付功勞之次第吟味の上夫々可賞遣、萬一死傷有之共厚く手當致遣候條、一統粉骨相勵可申事。右御目付へ申渡之。

八月九日

一　花輪通九時御進軍御法令被仰渡相濟□上制刻被仰渡、其節南部吉兵衞御玄關に於て申渡御人數一統御肴御酒被下、委細御手續の次第遣使を以申遣之。

一　葛原に於て大小砲打放御備立有之。

一　川尻村にて宜支度、尤茂木筑後へ遣候遣使二人戻り返翰來候。

一　平山郡司より遣使之者來り。

一　十二所に於て戰爭有之、臺場大砲等分捕双方烈敷打合大小砲打試み討死怪我人も有之、味方にても討死二人、手負二人有之、別帳へ名面調置、十二所者ホンベーにて燒打相成。尤本丸自火燒失也。

右相濟御城下幷藏人、郡司方へ書狀を以申遣す。

八月十日

一（南部吉兵衛）昨九日十二所へ討入戰爭有之、炮發にて同所不殘燒失に相成候に付大館へ進軍、兼て應援被仰付置候通御手前儀人數召連同所へ出張被仰付候間可得其意候。右奉書を以申遣之。

一今十日夕刻南部吉兵衛人數召連出張之旨屆有之。

一分取品之御目付へ書上申達、右別帳へ留置之。

一御人數川尻より進軍、今巳の中刻十二所の內臺と申處止陣也。

一（締役扱役兼帶　江繋清兵衛）出張中御使番御用相勤可申旨被付。

八月十一日

一曉七時砲發之音にて宿陣前へ御人數繰出候事。

一（軍奉行　御勘定奉行　佐々木直作）御用中御目付被仰付。

八月十三日

一乳井平作立歸り候處、著直に差戻候。

一新澤口御人數小坂へ追々引揚相成、大館兵を以兩鹿角口へ相廻り候趣風評に付、御境筋御大切と存し佐渡方幷御人數とも土深井へ御引揚、同所宿陣に相成候事。

八月十四日

一（南部吉兵衞）別所口御境爲御警衞、御手前手人數の內士分足輕取交五拾人同處へ差出可申旨今一日申達。右奉書を以申遣之。

右に付藏人方郡司へ爲心得書狀を以申遣之。

一御目付定加小枝指柳五郎今十四日土深井へ著候。

一（締役扱役兼帶　栃內民惠）出張中御使番御用も相勤可申旨被仰付。

八月十五日

一土深井御滯陣之事。

八月十六日

一同斷。

一原多門御用有之今朝著候事。

八月十七日

一土深井御滯陣之事。

一御目付米內守馬、石井直人、御勘定奉行工藤源兵衞出張被仰付今朝著之旨屆有之。

一印東直太郎立歸御用被仰付、今朝著之旨屆有之。

一〔南部吉兵衞〕此度進軍に付、跡爲御締御手前儀人數召連殘兵の者共押候樣被仰付候間、可被得其意旨奉書を以申遣之。

一〔出張中御目付御用勤御使番兼帶御前樣御用聞御用達兼澤出善平〕出張中御目付加被仰付。

八月十八日

一土深井御陣より今夜丑之下刻御進軍之處大竹に於て戰爭互に炮發、此節敵味方勝利不相分、尤打死壹人名前別帳に有之。

八月十九日

一〔南部吉兵衞〕土深井口并別所御手前手勢之內押被仰付。尤間道口々に至迄無油斷樣取締方之儀差圖可致、此旨可被得其意候。右奉書を以申遣之。

八月二十日

一土深井御陣より今夜卯上刻御進軍之處扇田迄進軍同所に於て打合、此節勝利相分不申直に神明堂野營之事。

八月二十一日

一晝九ッ時扇田先へ御進擊之處夕方に相成、夫より神明堂向野陣之事。

八月二十二日

一曉七ッ時頃より川向ひ大館へ相當り大小砲夥敷打合。右刻限に直に御進軍に相成候處米代川川渡に相成候處、向井樣勢にて大館へ火をかけ同處落城に及、直に御引揚餠田へ野營の事。
一放火亂妨押收等の事。
一行軍の節亂行幷陣列散亂の事。
一喧嘩口論幷都て高聲叫候事。
右之通急度相守可申、萬一背もの有之候はゝ御役方見掛次第取押嚴重に可申付候。
但當人は勿論、其手の頭主人不念被仰付候。
右一役にて夫々申渡之。

八月二十三日

一今四時頃餠田より御進軍に相成赤石村にて少々御間斗、夫より板澤渡場迄御進擊の處暮に相成直に御引揚板澤村御宿陣之事。

八月二十四日

一板澤より四ッ時勢揃御進軍相成、野代川渡岩瀬村少々御休陣、夫より早口村多左衞門へ御本陣之事。
一〔南部吉兵衞〕福岡御給人鐵砲武者八人妙光院人數御預被成候間、手勢召連十二所へ爲御警衞出

張被仰付。尤土深井別所口へ殘念忍入候も難斗候間人數の內差出候樣被仰付。此旨可被得其意、右奉書を以申遣之。

八月二十五日

一 早口村多左衛門より今卯之刻勢揃御進軍に相成綴子村え九ッ時御休陣、夫より坊澤村へ八ッ時御著陣也。

八月二十六日

一〔照武隊差圖役 奈良猪太郎〕出張中御雇御勘定方御用も相勤可申候。

一〔御目付所御物書 內野藤橘〕小荷駄方御用も相勤可申候。

一〔福岡御代官所下役、地儀隊 本館矢柄〕小荷駄方御用も相勤可申候。

一 坊澤村へ御滯陣相成、然處鷹巢へ發機隊二小隊殘兵莇拂として御目付出張、尤今泉にも地儀隊御番頭添發機隊にて御者頭添莇拂として軍師差添にて罷越候に付、佐渡方源助、市右衛門爲見屆罷越夕六ッ時罷歸り候事。

一 去る二十三日より今二十六日迄取扱候村方左之通。

綴子村 大披村 小袴村 黑澤村 赤石村 岩瀨村 板澤村 早口村 長坂村
出川村 川口村 鷹巢村 外川原村 坊澤村 前山村 太田新田村 別所村 七日市村

岩脇村　中屋敷村　小森村　脇神村　摩當村。

八月二十七日

一坊澤村より御進軍に相成今泉村へ御休陣、然處同所向拾丁餘も相離候處より敵小砲打掛け、味方にても大砲四五發打掛け候處敵逃引に致候處益味方にて相進砲發致候處、如何とも難澁の場所に付大小砲打方六ヶ敷、九ツ半頃より合戰相始り七ツ半時過迄合戰に及ひ候得共、勝負相分不申味方繰引に致し、尤手負(マヽ)人討死一人、敵も多く有之、尤も討死手負の委細は別帳に有之候事。

八月二十八日

一坊澤御滯陣之事。

一藏人方取扱候村方左之通。

片山村　餅田村　山田村　白澤村　新澤村　釋迦內村　根下戸村　岩瀨村　外川原村

小館花村　池內村　檜澤村　宮袋村　貳ッ屋村　大茂內村　古茂內村　雪澤村　下代堂村

上代堂村　蘆田村　岩神村　松木村　沼館村。　右申來候。

八月二十九日

一坊澤より朝六ッ時過進軍支度罷在候處、五時頃前山番兵へ敵より相忍ひ砲發致し、然處大霧にて敵も聢と相見得不申內頻に砲發、如何とも防き可申術無之同所前松林へ番兵人數繰上候處敵彌相進、大

砲二門相据置候得共如何共右筒引揚候樣間も無之、且人足共砲發の爲逃去乍殘念其儘差置坊澤へ注進致し御人數引揚同所に勢揃致し、佐渡方進軍致し同所町先へ相進候處、頻に敵より砲發に付大小砲打合兼合戰に相成、如何とも大霧にて敵も聢と見極め無之無據同所町端へ繰引致し、霧晴敵方も相見得候に付坊澤右山の手へ地儀隊相廻し、外田の中に兵隊埋伏致させ喰止め、味方にて鷹巢へ米內守馬發機隊一小隊差置候內、村方者より內通にても有之候哉同所引揚跡へ敵方より打入、兎角引揚後のため殘念に致敵方へ分捕候大砲打發し候ため堰添より本街道へ引揚相成候處、又々兵隊より相進防留、且最初より後れを取候ため不得止事引揚致候て川口へ一同止陣罷在候。尤霧深嶮岨山林多きため敵方怪我人相知不申、味方討死怪我人相見得不申。

八月晦日　雨

一　川口御滯陣。

九月朔日

一　川口御滯陣、然處半里程先岩瀨と申處物見差出置候處、敵物見へ行會敵より發砲致し味方にても砲發致候趣注進有之に付、晝八時頃勢揃致し進軍候處物見之者罷越、敵方何れに逃去候哉相見得不申、直に山の手へ地儀隊相廻し、本街道に發機隊、川端には地儀隊相廻し苅拂爲致、川向へ白旗相建拾二三人敵逃去候趣申出に付、勢揃斗にて其儘止陣相成申候。

九月二日

一　川口より曉七ツ時進軍、岩瀨と申處右手の松山へ敵忍居小砲打出、岩瀨川向ひより味方の兵相廻し板坂へ人數差置、米代川向左リ山手へ地儀隊相廻し本道相進み候處、敵方右の松山より打卸しに相成及防戰候得共如何とも難防留難所にて、尤敵は味方の相進戰爭致候場所見斗ひ四五人拔刀之者忍入置候。最初三戶隊泉山慶作へ切掛け肩切られ候得共敵の刀は取返候趣申出ハ定て旗本並兵隊とも同服の爲め旗本見極め難く、或は散兵追拂候策もと存候。依て味方にても兩三人忍入其場處吟味之處、敵方も無相違忍入候に付打留儀は別紙に有之通に御座候。如何とも難澁之場所に付繰引に致し、追々大館の內野臺と申處へ松山へ三小隊乘せ備を致喰留の手筈夫々手續之處へ、敵相進合戰に及候得共此所にては格別戰にも相成不申、右手山より多分大館へ相廻り候模樣に付、萬一大館敵方に被取候ては實以不相濟大事件に付、同所御警衛專要と存大手より十丁斗相隔候畑へ兵隊相廻し置候處、敵方田の中に埋伏大小砲打合大合戰に相成、暮合に至り味方大小砲打掛烈敷相進候處、敵方大砲並に玉藥捨置逃去生捕二人有之、尋問に及候處肥前藩三百四十八人餘相加はり大館、十二所、檜山人數ともに相加り大館と十二所を乘取手續謀策の趣相聞得候。且十二所邊にも二百人餘相廻り候由實に不容易戰爭に至申候。味方働きの者並分捕、怪我人別帳に有之事。

九月三日

一 御滞陣之事。

九月六日

一〔御者頭 渡邊 萬治、御使番加 太田 惇平〕 出張中御目付御用も相勤可申候。

一〔御鐵砲方 煙山律之助〕 出張中御使番御用も相勤可申候。

一〔江釣子久機〕 出張中御使番加被仰付、藏人方達に付相廻り候て届出候。

一 委細申越候通、四日朝六ッ時迄片時も透間なく砲戰罷在候內、御國元より玉藥も仕送有之、尚五日朝六時より頓て暮六ッ時迄砲戰致し、同日尙仕送り之彈藥も有之筈之處相達不申に付夫々探索致候處、仕送於途中敵兵に被奪取候由、依之（附點の字は原本斜線あり）今日砲戰如何共六ヶ敷、迚も目當も無之實に難捨置接戰、無餘儀御筋境嚴重御全備の上玉藥調達の上守り返す候方は御實備と五日夜大館本丸に於て軍議評聞致、翌六日曉七ッ頃兵隊引纏一番櫻庭祐橋、二番檜山佐渡、引續小荷駄、三番向井藏人、右三手一所に繰引致し、尤人數不足に付藏人方にて分捕大砲堀へ埋置候由。外に持參之內大砲壹挺途中へ捨置土を掛置候由。櫻庭祐橋始め御人數は一先同人屋敷へ休息、藏人方始め右手の人數は瀬田石へ止陣、佐渡方御人數は毛馬內御給人高橋辰五郎へ一先休陣いたし遂軍議、右委細之儀飛脚を以御城下へ申越、十二所御堅め兵隊相添石田直人、太田惇平直に同處より差立候。右手配濟の上佐渡方人數松山へ止陣にて十二所口花輪通御境に御警衛之儀軍議評聞致し候事。

但葛卷道衞へ御側銃隊一小隊思召を以被遣候段申出、毛馬內通町先川端へ出張の旨申出候事。

一　松山へ止陣罷在候處、十二所口に相當り砲戰之樣子有之御人數繰出し手配方夫々評議中へ、栃內民惠朝四ッ時頃早馬にて注進申出候には、昨夜敵方にては九ッ時迄追々忍入大瀧向に於て南部吉兵衞手勢、楢山益人御人數へ高野惠吉召連候一小隊半にて合戰致居り候旨申出、前日被立遣候兵隊見當り不申旨申出候に付、御側銃隊へ葛卷道衞、且地理案內旁澤出善平別所より差立照武隊共相進め佐渡手勢のみ相殘り、惣締として遠山禮藏出兵爲致、右樣子の次第駒嶺肇を以早馬にて申越、葛原口出兵櫻庭祐橘御人數へ二小隊御增御警衞之儀申遣、佐渡方手勢のみ澤尻と申處迄出張之處、十二所敵方に被乘取候段申聞、夫より兵隊相進致指揮候得共最初より後れを取り、殊に夜分に至り合戰に付勝利之程無覺束、戰地樣子柄言上之爲め奧瀨源助儀暮頃早駕籠にて御城下へ出立、引續御目付田中武左衞門を以申越玉藥仕送之儀共申越、右に付久慈市右衞門早馬にて藏人方へ相談として申越候處、同人方よりは七戶權兵衞差立市右衞門にて藏人方玉藥二千發分、花輪通三千發分仕送取斗夜中共折々双方合戰有之、三哲山要地に付兵隊爲登乘取大下下並野原川端へ兵隊散埋の爲益人御人數、照武隊は澤尻出向へ出兵爲致同所止陣致し御境口に防戰の繰出指揮致候事。

一　（御側詰　奧瀨　源助）　御用有之御城下へ御引揚被成。但道中何分日を詰罷越可申候。

一　（御目付　田中武左衞門）　立歸り御用有之御城下へ今七日出立被仰付。但書前同斷。

右松山に於て申達之。

九　月　八　日

一　澤尻に止陣罷在候處敵方より一圓砲發無之、軍相進不申事。

九　月　九　日

一　前同斷。

演　說

一　大館戰爭以來機會不期之儀も有之、且連日の戰に付病人等不少候處、追々御城下より御援勢並大小役司の向も被遣候間、尙勉勵進擊之御差圖可相待事。

右夫々へ申渡候樣御目付へ口達之。

合　言

花と言は　開たと答。右印封にして兵隊每に持廻り之事。

〔松田陸平、毛馬內九平治、簗田純五郞〕　右は去る二日十二所合戰の節御番所差圖得不申、御城下御引揚隱居願差出申度旨申出候事。

〔橫濱求之佐〕　右同斷進擊致兼候。心得の者に無之候間主從花輪へ御引揚被下度旨申出候事。

〔小寺駒之助、關根八太郞、平野治郞左衞門〕　右同斷。無始末にして花輪引除候上病氣取繕申出

候事。

九月　三番隊組頭

監察御目付御中

右申出出張御目付へ評議申達、右人數引揚之義左之通申達。

横濱求之佐　平野治郎左衞門　松田陸平

毛馬內九平治　簗田純五郎　小寺駒之助

八郎兵衞御番代　關根八太郎

於戰地御番頭之申出候廉も有之御城下へ御引揚被成、右御目付へ申渡候。

九月十日

一　澤尻止陣、敵方より一圓砲發無之相進不申事。

九月十一日

一　前同斷。

九月十二日　晴

一　（楢山　益人）當地へ追々御城下表より御人數參著に付、最初被仰付候通毛馬內御境御堅被仰付。尤も追て御差圖有之迄御手前御番子召連瀨田石へ轉陣被仰付候間此旨可得其意候。右奉書を以申

遣候。

一〔御番組御番隊〕當地へ追々御城下表より御人數參著に付、最初被仰付候通毛馬内御堅め被仰付。但追て御差圖有之候迄瀬田石へ轉陣可罷在候事。右御目付を以申渡候。

一澤尻止陣之事。

九月十三日　雨

一今晝八ッ時敵方十二所に於て勢揃の旨注進有之に付味方直に勢揃罷在候處被候。(マヽ)尤間を取る內夕に相成直に同所止陣の事。

九月十四日　雨

一澤尻止陣之事。

九月十五日　風雨

一前同斷。

一澤尻要地へ曉七ッ時勢揃にて十二所へ相進候處、敵方より大小砲打掛味方にても大小砲打掛、三哲山に兵隊爲登川向葛原の方へは高野惠吉へ二小隊相添攻立、本道よりも兵隊にて攻立頻に戰爭に相成大小砲夥敷十二所入口迄押立候得共、兎角敵方にては散漫致し小砲烈敷打掛、味方にても川向ひ葛原の方より押立候。猿間村茢拂兵隊猿間へ押寄敵方にて山へ逃去、又々葛原の右手山より敵兵砲發

味方拂立、右の內幕に及不得止事引揚に相成、敵方打死怪我等見請候者有之候共兎角炮戰手遠之事故吟味屆兼候。味方打死、怪我人之委細は別帳に有之候事。

九月十六日　晴

一　葛原口より二三丁向敵方より朝五ッ時頃より砲發に付、直に味方にて夫々備を付大小砲打掛及防戰、右の山手へ敵兵共忍入散漫致し、味方よりも大小砲にて打掛色々小楯を取接戰致し候得共、味方には如何とも難場にて六ケ敷、乍併大小砲頻に打掛終日合戰、敵兵少しく勞れ候樣子と見請勢力を盡し喰留心得の處、暮合に至り無據引揚に際し、敵兵討死怪我人見當候分十四五人有之候得共吟味屆不申、味方討死怪我人の委細は別帳に在之。

一　別所口出張南部吉兵衞より使武者を以申來候。
昨十五日曉六ッ時別所口より十二所へ進に相成候處、山手袴越と申處奮武隊先魁にて押取候節、敵兵一人花卷御給人佐藤筎人にて討留手負之處、猶又同處御給人小田島□□、四戶常治大刀にて打留申候。鑓一本分捕の趣申出候。

一　右袴越と申麓にて肥州人足二人、別所人足一人、元込ハトロン取交一箱昇參候付方圓隊、發機隊にて右人足共と聲懸候處間近相成候に付、肥州人足一人發機隊にて打留、外二人は南部吉兵衞手勢發機隊、方圓隊にて追掛候處、吉兵衞家來大里儀左衞門肥州人足生捕、同人岩花武平治は別所人足生捕花

輪迄差越候內、右砲戰追々相進候得共大風雨暮合に、且敵兵別所近邊まて押來砲聲相聞得候に付御警衞の御場所へ出張、猶又嚴敷御警衞罷在候段申來り候。

一〔御目付　田中武左衞門〕　立歸御用有之御城下へ今十七日出立被仰付。

但道中何分日を詰罷越可申候。

一〔同　人〕　爰元出張迄御軍事御用へ差向相勤可申候。

右澤尻に於て申達候事。

九月十七日

一　澤尻御止陣之事。

九月十八日

一　前同斷。

九月十九日

一　澤尻止陣罷在候處、夜九ツ時半頃宿陣向ひより出火相成直に後の山より小砲夥敷被打掛、右之內上方宿端より出火に付如何とも難澁に相成、甃砲發烈敷大小に相成、前面要地三哲山麓番兵幷葛原口にても砲戰に及、無據宿陣人數引纒土深井へ引揚候得共直に野田丹後殿相進み申候。猶又佐渡方も進軍戰爭に相成七ツ半時迄合戰いたし勝負も相分不申。味方怪我人別帖に有之、敵方怪俄人九人程有

之由に御座候。

九月二十一日

一　土深井止陣之事。

一　澤尻より半里程先前面へ御人數番兵差置候處、朝五ッ時頃敵方より砲發有之旨江釣子久機を以申出に付、味方兵隊一先澤尻迄引揚直に御境筋嚴重相備置候事。

一　川向に葛原口戰爭有之朝五ッ時頃より晝九ッ時迄双方砲發有之候得共、味方より何分挨拶のみ砲發爲致候。秋田出張役方應接迄其儘御人數は山手へ出兵爲致置候處、今二十一日秋田藩野木右馬之助、宇野彌三郎御境口にて對談有之、是よりは御目付横田季之進、御徒目付遠藤邦藏引合候處、双方兵隊の儀は御境口へ備置、秋田家にては城下表へ申越挨拶迄は決て砲發相控候儀は不相成旨衆議相濟申候て、尤味方怪我人有之。是より横田季之進、遠藤邦藏之兩人秋田藩野木右馬之助、宇野彌三郎、山口鐵之助、矢田部三吉等と度々應接有之事。

一　佐渡殿今夜戌の下刻松山へ轉陣之事。

九月二十二日

一　丹後殿今卯の下刻同斷。

九月二十三日

一 松山御滯陣の事。

九月二十四日

一 前同斷。

一 御家老三戸式部殿秋田御滯陣九條殿下御本營迄御用有之盛岡表御出立、今曉著陣被致候事。

一 御近習頭兼御側用人中野舍人儀右同斷。

九月二十五日

一 佐渡殿高屋へ轉陣之事。

一 丹後殿カムリ田へ同斷。

一 式部殿當地著被致候儀通知致置候處、今二十五日秋田領十二所神明社内に於て應接有之旨照會、夕方式部殿、舍人、横田季之進等罷越候處、九條總督府殿下の參謀前山精一郎應接有之夜九ッ時頃被罷歸候事。

九月二十六日

一 佐渡殿、式部殿、丹後殿花輪町同所御給人吉田權太郎方御轉陣之事。

一 佐渡殿式部殿立歸り御用有之盛岡へ出立被罷越候。尤も道中何分日を詰て罷越候事。

一 中野舍人前同斷。

九月二十七日　九月二十八日

一　花輪町御滯陣之事。

一　御目付當分加太田新太郎殿御用有之御城下へ出立被仰付。但道中何分日を詰罷越可申事。

○

薩長肥土四藩版籍朝廷奉還建白、次テ諸藩追々及ニ出願一候趣傳承仕候所臣利恭封土之儀者昨冬出格之　御仁恵ヲ以更ニ下賜タル所ニ候得者、諸藩同様返納奉願候儀忌諱ニ觸奉恐懼候得共、兼而見込モ御座候間不レ顧レ恐舊來之臣隷ヨリ以テ新恩ノ土地人民ニ至ルマテ悉ク奉返納度此段宜御執奏奉願候。以上。

三月四日　御名

辨事御中。

○

御　　名

今度土地人民版籍奉還可ㇾ致之旨及建言候條全忠誠之志神妙之事ニ候。早々遂奏聞御決議之上何分之御沙汰可被爲有候。此段相達候事。

十二月　　　　　　　　行　政　官。

昭和四年七月

深澤多市　校訂

國本善治　校字

明治戊辰鹿角口戰爭實記終

仁賀保領出兵實效錄

仁賀保領出兵實效錄

莊內御征討に付、兵隊一小隊差出度段七月十一日久保田藩中を以奥羽御總督府え願立候處、監軍山本登雲助より、『右願書は急速進達相伺可申、其内切迫の儀に付急速鹽越迄出兵可致、攻口の儀者其節可相授』旨書付を以被相達候に付、卽日陣邑平澤表出立關村に宿陣。翌十三日平明關村を發、秋田大䕃隊護衞午時頃觀音森賊地に著。尤秋藩澁江內膳、荒川久太郞、佐藤日向隊昨夜亥の刻頃より繰出し今朝觀音森の要害を攻取炮戰中に付、直に兵を進め攻擊。賊衆一段の嶮岨に據り防戰、申の半刻頃兵を收野營。翌十四日巳の刻頃より秋田澁江內膳手は觀音森より進擊、同藩荒川久太郞、佐藤日向隊並伊藤晋手一小隊は賊の背後女鹿賊地より討入、前後襲擊んと陽に前面より進擊の體を示し炮丸を犯し觀音森を繰卸し、陰に間道より女鹿を指て進軍の處、山路嶮惡不圖も小砂川に到る。申の半刻頃也、宿陣。此處は三

岬山の掛り口にして肥前、本莊、龜田藩攻口也。同十五日同處休兵、女鹿討入は明日未明と決す。夜半頃敵襲來、討て之を退く。同十六日、澁江內膳本營手薄に付伊藤晋手一隊觀音森へ繰揚の儀申越候に付、卯半刻小砂川出立觀音森へ歸陣。今朝秋田荒川久太郞、佐藤日向隊幷肥州隊は、昨日軍議の通り間道より討入女鹿、竹ノ浦賊地兩村に放火し、機に乘し三岬へ向ひ攻擊の處、賊兵四面より合擊秋田勢甚苦戰の趣肥州藩山口彌平次爲報知罷越候に付、伊藤晋手一小隊右爲應援卽時觀音森を發し小砂川迄進軍の處、監軍より一先諸攻口引拂根居へ可引揚旨囘達に付、則罷越迄引取同處宿陣の處、久保田表御在陣御總督府より御朱印御書付を以、私共儀ハ方今奧羽列藩名分大義を失し大藩の暴威に隨從致盟約、更に方向を不定抱二心紛紜の折柄、斷然勤　王之忠志を貫き不顧微領出兵先鋒、且獻米迄も願出、別而奇特之事に被思召。就は微領の儀に付、出兵人數の義一先引揚領內嚴重相守候樣ニ被仰付。依之夫々え屆の上同十七日兵隊平澤表え引揚領內守衞罷在候。同廿八日未の刻頃、莊內勢鳥海越矢島表燒討相働候趣領所境目守衞の者より報知に付、直に右の段鹽越表監軍へ注進仕候。其後八月朔日朝卯半刻頃より關、洗釜、中ノ澤、小瀧矢島領邊戰爭相始、終日の戰官軍無利金浦迄引揚。依之私共兩家人數幷領內の百姓を催し遠近の山々に篝を焚き、奇兵を出し、賊の英氣を矯め一夜支之。同二日總勢平澤にて傳餐、且領所境にて防戰の策監軍始諸隊長軍議仕候得共、場所廣濶にして配兵不行屆、官軍追々本莊表へ引揚候に付賊勢愈相迫、遂に町口放火防戰難相成、乍殘念殿後津輕一中隊と申合夜四時過平澤表引揚、翌朝本莊迄

引取申候。

但、此際家中の家族等爲立退候ては在町方人足の手配も不行屆候に付、從容平穩の體を示し、人夫共を說諭し官軍輜重の運送勉勵せしめ、已に町方放火に至り候より家中妻子等爲立退候に付、書類武器類は不申及、家財諸雜具に至迄燒失、或は被致掠奪候。

同三日、本莊表にて監軍え屆の上妻子、老幼、病人等は久保田表へ差送り、兵隊は本莊表へ留置。同日午後監軍より左に、上高屋肥前隊、中高屋秋田荒川久太郎隊、天上坂秋田澁江本陣、藤崎村秋田小野崎三郎一手、梭袋村梅津千代吉一手、藥師堂村龜田一中隊、仁賀保一小隊、吉澤口本莊一小隊、龜田半小隊、筑州一中隊、津輕一中隊、新屋敷村本莊一小隊、釜ヶ臺村津輕一中隊、本莊市中外郭共囘番本莊兵、遊軍秋田佐藤日向一中隊。右指揮に依て龜田藩と共に藥師堂村え出張、夜亥刻頃宮內村迄兵を進。同四日同所守衞。同五日矢島口、三岬口兩道總進擊の決議にて秋田佐藤日向手一中隊、龜田藩一中隊（但此節龜田藩一中隊の內銃手追々減少備卅餘人）伊藤晉手一小隊、曉寅半刻前鄉（本莊領矢島口）え進軍手配の處、三岬口は領所近境地理も略案內に付、監軍え申立秋田澁江內膳手物頭梁隼太、高根郡司隊と交替、晉手人數は三岬口へ進軍。同日午後平澤迄相進候處、最早肥州勢芹田三森境白雪川迄進擊戰爭中に付、直に兵を進肥州隊と申合、晉手は杉山村（兵庫領內）の方へ配兵二時斗砲戰。申刻頃より芹田、三森の手戰無利肥州勢追々引揚、賊徒三森村を放火し勢に乘し押來候に付、杉山村の手へは一分隊を殘し置き、僅四十餘人を以て平澤驛入口長磯山に散布し防戰

候内、賊兵益相加り直に長磯山を取圍候に付頗る苦戰、漸一方を打破杉山村の手をも纏ひ、尙平澤町口にて防戰仕候得共、賊三方より發砲衆寡不敵、殘念なから酉刻頃同所引拂夜中本莊迄引揚申候。今日の戰爭手負有之。同七日監軍へ屆の上兵隊不殘久保田表へ引揚申候。其後同二十日、久保田表に於て出兵の儀　總督府より御達に付、人數一小隊卽日出立酉刻過佐手子村へ著陣、秋田澁江手へ附屬。同二十一日休兵。同二十二日向野村（賊地龜田領）へ出張、筑州一中隊、秋田惟神隊一小隊と申合、倶に同處を守る。同二十三日賊兵と川を隔て終日炮戰、同夜川岸三丁餘の間胸壁を築く。同二十四日、賊又早朝より我營を目的に烈く發砲、午時頃より賊兵愈相加り嚴しく發砲終日應之。筑州勢は小種口應援として當所繰揚に付、澁江內膳手より物頭二手加る。此日銃手重傷を被る。同二十六日炮戰賊兵二人討取、引續同二十八日迄日夜砲戰無止時。二十九日、味方川を渡り朝掛して賊營を燒く。午時頃、新屋在陣監軍より肥州藩中溝爲次郎を以て、諸手合併龜田へ惣進擊の指揮有之の處、賊の動靜に因り進擊見合如故向野村防守夜に入猶烈しく砲戰、引續九月六日迄戰て止ます。同七日囘達。『昨六日九條殿御巡見有之長濱前郷邊諸隊長拜顏被仰付候得共、俄の儀にて左手子、向野邊布告不行屆。因て其節の御書付御酒等差送』られ頂戴仕候。同八日辰の刻過より諸手戰爭相始、巳の刻過より新田、中小種、上野等放火賊軍益進來、未半刻過馬場西、土淵等賊の所燒と成り、川上は味方苦戰。依之此方よりも向野守兵の內分隊川上の方防戰、固より寡兵の上二方に敵を受け頗る難儀に相成候へ共、此邊は秋田咽喉とも云へき地に候へは決死防

戰の覺悟に候處、翌九日曉總勢椿川迄引揚の趣澁江內膳より申越候に付、不得止卯半刻向野村引拂殿後仕椿川に著陣、直に秋田惟神隊と合兵椿臺守衛。同十日巳刻頃賊平尾鳥邊を放火、未半刻頃より椿臺に於て戰爭相始り各藩盡力攻擊、晉手一小隊は椿臺の向山へ兵を進め賊の横合より發砲激戰候得共、衆寡難爭頗苦戰の處、澁江內膳手物頭梁隼太爲應援繰込候に付合兵戮力、地理に據り再ひ奮戰賊潰敗、依て兵を纒椿臺を固守す。夜に入同藩惟神隊と合兵、又椿臺を守る。同十一日未明より戰爭相始各藩盡力奮戰すれ共、賊地形を占め糠塚森を根據として嚴く防戰。依之一策を設け晉手人數一小隊、秋田惟神隊合兵應援、澁江內膳手戰士二十八間道を廻り不意に賊の横合より打立、或は短兵接戰奮激縱横、終に根據を乘取入替て旗押立候に付、糠塚山正面より向ひし薩勢益進擊、續て新莊勢も進來。午時頃澁江內膳手物頭二手到著、總軍合擊砲丸如霰、賊一度敗走すると雖とも尙殘兵を驅て嚴敷防戰。未刻頃より薩勢二手に分隊賊軍の左右より攻擊、申半刻過本莊勢三十餘人來著、依之澁江內膳手物頭は當所を引揚、殘人數野營糠塚山を持固め申候。今日の戰爭拙策圖に中り愉快の勝利、賊徒許多討取殘兵粉亂潰敗、味方死傷夫々より御屆可申上、私隊中死傷者卷末に記置申候。

右戰爭中私隊長伊藤晉手にて分捕品左に、

英式二帶旋條炮	四挺	六匁和銃	一挺
胴亂	二ッ	英式小銃彈藥五百發入	七箱

雷　管	三萬位	雷管五千粒入	一箱
日ノ丸號旗	一流	同　合印	二枚
茜木綿旗	一流	刀	五腰
脇　差	一腰	直鎗胴大鼓	一ッ
本込銃早盒	四包	陣　笠	一ッ
羽刕全國明細圖	一枚	書　類	數通

以　上。

右品の內、封狀一通賊國の動靜巨細認有之候に付直樣總督府へ差上、銃器の分は拜借仕置候。

同十二日、賊兵大敗昨夜中に不殘退去に付、夜五ッ時頃糠塚山の人數椿臺へ引揚、同十四日迄椿臺相固め、同十五日椿臺出立平尾鳥迄進軍、同十六日種澤著。尤惟神隊並澁江手物頭二手、戰士組頭二手と共に種澤を守る。同十八日賊連日の敗軍にて、今朝向野を自燒し川向へ引退く。同十九日尙種澤を守る。然處龜莊兩賊今日龜田退城の趣、是迄賊に被捕居候秋田鄕夫罷歸申出候に付、其段急使を以久保田表へ注進。同二十日、囘達を以本莊兵隊、仁賀保兵隊、筑州兵隊、薩州兵隊、因州兵隊、澁江一手、右小種、種澤、平尾鳥邊に番兵差置大聖寺口、碇田口より討入、濱手、山手共明曉八時出發直に進擊可致旨監軍より指揮に依て、薩、因、筑、本莊並に秋田澁江等の諸隊と直樣種澤出立、酉の刻過龜田城下へ繰込同所巡邏取

締仕居候處、監軍の達により同二十二日龜田出立、同二十三日舊領平澤表へ著陣。同二十六日迄平澤表滯陣領內取締。同二十七日猶又平澤表出立、日夜兼行十月朔日酒田表へ著陣、同六日迄市中日夜巡邏取締罷在候處、賊徒降伏謝罪願出候に付監軍より達有之、同七日酒田引揚、同九日平澤表へ凱陣仕候。

八月四日平澤戰爭の節　傷

小者　民次

同二十四日向野戰爭之節　重傷

伊藤晋手銃士　孫九郎家來　渡邊文吉

九月十一日椿臺糠塚森戰爭之節　討死

同　同　細矢源三 辰三十九歳

同月同日同處にて　傷

同　同　木村佐助。

兩家領知之內兵火燒失箇所左の通

兩家家中住居　二拾三軒

孫九郎領知之內社寺　三軒　同　平澤驛　九十七軒

孫九郎領知之內三森村　五十軒　同　室澤村　十九軒
兵庫領知之內鈴村　五十軒　同　長磯村　九軒
〆二百五十一軒。

出兵人數　仁賀保孫九郎家來

露崎正　疋田了藏　齋藤國之丞　堀川福太郎　山崎金作
須田泰　齋藤精一郎　細矢源三　齋藤務　疋田藤三郎
齋藤三木之助　須藤千萬吉　大須賀丑之助　木村佐助　渡邊文吉
大須賀峰藏　伊東虎三　三浦甚右衞門　三浦政次　齋藤庄次
齋藤久藏　倉木宮藏　佐藤卯之助　成田八郎右衞門　三浦吉右衞門
〆貳拾五人。

小者　嘉太郎、與惣次、與右衞門、重五郎、吉藏、市郎平、彌助、與平、彌八郎、民次。〆拾人。

醫師　小田貞順。

同　仁賀保兵庫家來

遠田清右衞門　金成清次　遠田勇記　齋藤豐三郎　北田爲之助
中島功　遠田永助　大須賀勝三郎　阿部三藏　佐藤藤兵衞

半田八兵衞　小倉吉太郎　橫山藤次　阿部作十郎　手島音吉

〆拾五人。

小者　三平、惣兵衞、惣右衞門、與次右衞門、源五郎。〆五人。

兩家合併人數隊長

仁賀孫九郎家來　伊藤晋。

惣人數都合五拾七人。

御征討中陣邑平澤守衞並官軍輜重運送方

孫九郎家來

齋藤茂助　須田權右衞門　伊藤嘉平治　須藤朝吉　三浦求馬

齋藤市兵衞　大須賀萬四郎　森爲次　森禮三　大須賀久松

渡邊喜平　鈴木藤太郎　山本直吉　細矢與八　山橋圓吉

齋藤六平　齋藤金作　〆拾七人。

兵庫家來

中島庄衞門　齋藤定之助　遠田領次　阿部國之丞　關和田次

小倉喜兵衞　〆六人。

都合貳拾壹人。

右先般不取敢御屆申上置候得共猶又取調御屆申上候。以上。

巳六月　　御連名

軍務官

御役所。

仁賀保領出兵實效錄終

國本善治 校字

附　録

秋田叢書 第四巻　人名總索引

◇本卷に輯錄した六種の戊辰戰記の人名を一纏にして五十音（口語音）順に排列したものです。◇人名下の角括弧内は所屬藩名、又は國名等を示すもので、其他は各藩に屬しないものか或は藩名國名とも本書に明記されてないものです。◇右の略符、會＝會津藩、秋＝秋田藩、因＝因州、龜＝龜田藩、薩＝薩州、莊＝莊內藩、新＝新莊藩、仙＝仙臺藩、平＝磐城の平藩、筑＝筑州、津＝津輕卽ち弘前藩、南＝南部卽ち盛岡藩、ニカホ＝仁賀保領、肥＝肥州、福＝福島藩、本＝本莊藩、矢＝矢島藩、山＝山形藩、米＝米澤藩等です。◇忽卒の間に成つたもので間違や脱漏が有りはせぬかを甚だ慢れて居ります。

ア之部

イ（ヰ）之部

ウ之部

エ(ヱ)之部

オ(ヲ)之部

カ之部

キ之部

ク之部

ケ之部

コ之部

サ之部

ス之部

セ之部

ソ之部

タ之部

ニ之部

ヌ之部

ネ之部

ノ之部

ハ之部

ヒ之部

フ之部

へ之部

ホ之部

マ之部

ミ之部

ム之部

モ之部

ヤ之部

ユ之部

ヨ之部

リ之部

ロ之部

ワ之部

〜〜〜〜〜〜〜〜

附録 人名總索引終

昭和四年十二月五日印刷
昭和四年十二月十日發行

秋田叢書第四卷

不許複製（非賣品）

編纂兼發行人　秋田叢書刊行會
代表者　深澤多市

印刷者　山本啓三
東京市麻布區宮村町十番地

發行所　秋田縣横手町
秋田叢書刊行會
代表者　深澤多市
振替仙臺八、二五二番

發賣元　東京市麻布區宮村町十番地
史誌出版社
振替東京三四六八五番